

長浜市地域防災計画

令和 7 年 3 月

長浜市防災会議

長浜市地域防災計画 目次

第1章 総則

第1節	計画の方針	1-1-1
第1	計画の目的	1-1-1
第2	計画の基本方針	1-1-1
第3	計画の内容	1-1-1
第4	計画の修正	1-1-3
第5	他の計画との関係	1-1-3
第6	計画の習熟	1-1-3
第7	計画の進行管理	1-1-3
第2節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	1-2-1
第1	各機関の実施責任	1-2-1
第2	防災関係機関の処理すべき任務又は業務の大綱	1-2-2
第3	用語	1-2-11
第3節	市の現況と防災対策の推進方向	1-3-1
第1	市の自然的条件	1-3-1
第2	市域の社会的条件	1-3-6
第3	風水害等の状況	1-3-7
第4	地震の状況	1-3-9
第5	大規模事故災害の状況	1-3-12
第6	雪害の状況	1-3-13
第7	被害想定	1-3-16
第8	市の防災課題	1-3-30
第4節	防災ビジョン	1-4-1
第1	防災ビジョン	1-4-1
第2	防災ビジョン達成への施策	1-4-2

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強いシステムづくり	2-1-1
第1	防災組織の整備	2-1-1
第2	平常時における各部局の防災関連業務	2-1-3
第3	情報収集・伝達体制の確立	2-1-6
第4	相互応援協定	2-1-9
第5	その他協定の締結等	2-1-12
第6	緊急輸送体制の確立	2-1-17
第7	医療体制の整備	2-1-18
第8	避難体制の整備	2-1-20
第9	物資確保計画	2-1-41
第10	環境、衛生体制整備計画	2-1-47
第2節	災害に強いまちづくり	2-2-1

第1	道路、交通施設の整備.....	2-2-1
第2	防災空間の整備.....	2-2-11
第3	防災拠点の整備.....	2-2-11
第4	市街地の整備.....	2-2-11
第5	建築物災害の予防.....	2-2-13
第6	ライフラインの整備.....	2-2-16
第7	文化財災害予防計画.....	2-2-29
第8	農林水産関係災害予防計画.....	2-2-31
第3節	災害に即応できるひとづくり	2-3-1
第1	防災知識の普及.....	2-3-1
第2	防災訓練.....	2-3-6
第3	自主防災組織の整備.....	2-3-7
第4	災害ボランティアへの支援.....	2-3-10
第5	要配慮者支援体制の整備.....	2-3-12
第4節	災害抑制と被害の軽減対策	2-4-1
第1	水害予防.....	2-4-1
第2	土砂災害予防.....	2-4-2
第3	火災予防.....	2-4-5
第4	風害予防計画.....	2-4-9
第5	雪害対策.....	2-4-10
第6	危険物施設等災害予防.....	2-4-12
第7	複合災害予防計画.....	2-4-15

第3章 災害応急対策計画

第1節	風水害・土砂災害警戒期の活動	3-1-1
第1	気象予警報等の伝達.....	3-1-2
第2	風水害時の活動体制.....	3-1-13
第3	水防計画、河川、農業用ため池の応急対策.....	3-1-27
第2節	地震災害時の体制と活動	3-2-1
第1	震災時の活動体制.....	3-2-2
第2	緊急初動体制.....	3-2-7
第3	災害対策本部体制.....	3-2-11
第3節	災害時における初動期の活動	3-3-1
第1	避難.....	3-3-1
第2	災害情報の収集、伝達.....	3-3-16
第3	救急救助及び医療救護.....	3-3-28
第4	広報活動.....	3-3-33
第5	道路等の緊急確保.....	3-3-35
第6	応援の要請.....	3-3-42
第7	緊急輸送ネットワーク	3-3-52
第8	火災等二次災害応急対策.....	3-3-58
第9	帰宅困難者対策.....	3-3-64

第4節	応急対策期の活動	3-4-1
第1	災害対策要員の拡充	3-4-1
第2	災害救助法の適用	3-4-5
第3	被災者への救援活動	3-4-9
第4	社会秩序の維持	3-4-28
第5	環境、衛生応急対策	3-4-32
第6	建造物等応急対策	3-4-42
第7	ライフライン施設等の応急対策	3-4-49
第8	学校等における応急対策	3-4-64
第9	住宅対策	3-4-68
第10	農林水産業施設等応急対策	3-4-74
第11	広域災害支援体制の確立	3-4-77
第5節	雪害対策	3-5-1
第1	豪雪時の体制	3-5-1
第2	道路の除雪	3-5-1
第3	集落の雪処理	3-5-2
第4	農林水産業の雪害及び寒害応急対策	3-5-2
第5	大規模車両滞留対策	3-5-3
第4章	大規模事故災害等応急対策計画	
第1節	初動期の活動	4-1-1
第1	活動体制	4-1-1
第2	動員計画	4-1-7
第2節	個別の応急対策期の活動	4-2-1
第1	湖上災害対策	4-2-1
第2	航空機災害対策	4-2-5
第3	鉄道災害対策	4-2-6
第4	道路災害対策	4-2-7
第5	危険物等災害対策	4-2-8
第6	毒物劇物災害対策	4-2-11
第7	大規模な火事災害対策	4-2-12
第8	林野火災対策	4-2-13
第5章	原子力災害対策計画	
第1節	総則	5-1-1
第1	計画の目的	5-1-1
第2	計画の性格	5-1-1
第3	県地域防災計画（原子力災害対策編）との関係	5-1-2
第4	計画の周知徹底	5-1-2
第5	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	5-1-2
第6	計画の基礎とするべき災害の想定	5-1-2
第7	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	5-1-7

第 8	緊急事態区分及び緊急時活動レベル	5-1-9
第 9	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	5-1-10
第 10	防災関係機関の事務又は業務の大綱	5-1-11
第 11	防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	5-1-17
第 2 節	原子力災害事前対策	5-2-1
第 1	基本方針	5-2-1
第 2	原子力事業者の防災業務の把握	5-2-1
第 3	原子力事業者との連携・協力	5-2-1
第 4	原子力防災専門官との連携	5-2-2
第 5	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	5-2-2
第 6	情報の収集・連絡体制等の整備	5-2-3
第 7	災害応急体制の整備	5-2-5
第 8	避難収容活動体制の整備	5-2-10
第 9	飲食物の出荷制限、摂取制限等	5-2-13
第 10	緊急輸送活動体制の整備	5-2-13
第 11	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	5-2-13
第 12	住民等への的確な情報伝達体制の整備	5-2-16
第 13	行政機関の業務継続計画の策定	5-2-16
第 14	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	5-2-17
第 15	緊急事態応急対策に従事する者の人材育成	5-2-18
第 16	防災訓練等の実施	5-2-18
第 17	放射性物質等の運搬中の事故に対する対応	5-2-19
第 18	災害復旧への備え	5-2-20
第 3 節	緊急事態応急対策	5-3-1
第 1	基本方針	5-3-1
第 2	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	5-3-1
第 3	活動体制の確立	5-3-7
第 4	屋内退避、避難収容等の防護活動	5-3-16
第 5	治安の確保及び火災の予防	5-3-25
第 6	飲食物の出荷制限、摂取制限等	5-3-25
第 7	緊急輸送活動	5-3-26
第 8	救助・救急、消火及び医療活動	5-3-26
第 9	原子力災害医療計画	5-3-27
第 10	住民等への的確な情報伝達活動	5-3-28
第 11	災害警備	5-3-29
第 12	自発的支援の受入れ等	5-3-30
第 13	行政機関の業務継続に係る措置	5-3-31
第 4 節	原子力災害事後対策	5-4-1
第 1	基本方針	5-4-1
第 2	緊急事態解除宣言後の対応	5-4-1
第 3	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	5-4-1
第 4	放射性物質による環境汚染への対処	5-4-1

第 5	各種制限措置の解除.....	5-4-1
第 6	災害地域住民に係る記録等の作成.....	5-4-1
第 7	被災者等の生活再建等の支援.....	5-4-2
第 8	風評被害等の影響の軽減.....	5-4-2
第 9	被災中小企業等に対する支援.....	5-4-2
第 10	心身の健康相談体制の整備.....	5-4-2
第 11	復旧・復興事業からの暴力団排除.....	5-4-2

第 6 章 災害復旧計画

第 1 節	計画的な地域振興の推進	6-1-1
第 1	地域の復旧・復興の基本的方向の決定.....	6-1-1
第 2	復興計画の策定.....	6-1-1
第 2 節	被災者・被災中小企業等への支援	6-2-1
第 1	市民生活の支援.....	6-2-1
第 2	住宅の復興.....	6-2-7
第 3	雇用の安定と雇用機会の確保.....	6-2-10
第 4	商工業の再建支援.....	6-2-10
第 5	農林水産業の再建支援.....	6-2-11
第 6	金融機関・郵政事業の復旧.....	6-2-12
第 7	治安の確保及び交通対策.....	6-2-13
第 8	激甚災害の指定.....	6-2-14

第 7 章 南海トラフ地震防災対策推進計画

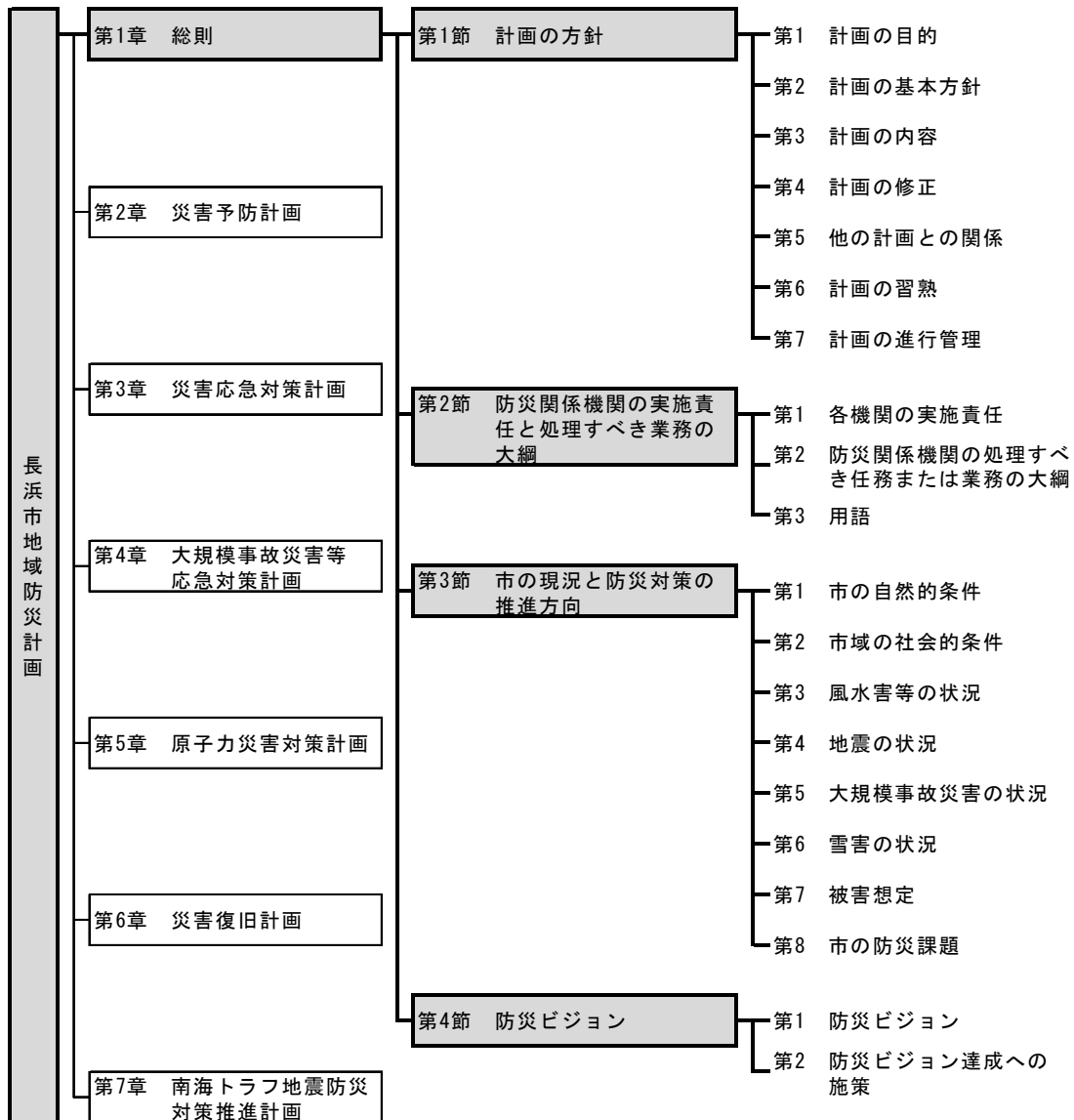
第 1 節	総則	7-1-1
第 1	推進計画の目的.....	7-1-1
第 2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱....	7-1-1
第 2 節	災害予防計画	7-2-1
第 1	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	7-2-1
第 2	地震防災上必要な教育、市民防災意識の高揚及び広報に関する計画.....	7-2-3
第 3	防災訓練計画.....	7-2-5
第 3 節	災害応急対策計画	7-3-1
第 1	災害対策本部等の設置等及び要員参集体制.....	7-3-1
第 2	地震発生時の応急対策.....	7-3-1
第 3	資機材、人員等の配備手配.....	7-3-4
第 4	他機関に対する応援要請.....	7-3-4
第 5	南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止.....	7-3-4

資 料 編
様 式 編

第1章 総則



本章の構成



第1節 計画の方針

第1 計画の目的

長浜市地域防災計画（以下「市計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、長浜市防災会議が作成する計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を発揮して、当市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

災害に強い長浜市とするために、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的な方向性を示し、計画的に防災施策を推進することが本計画の目的である。

災害に対して安心して暮らせるまちづくりには、市民・地域・企業・行政が協働して進める防災対策が不可欠である。

以上を踏まえ、長浜市地域防災計画の基本方針を、以下のとおり定める。

“市民とつくる災害に強いまち ながはま”

- いのちを守る防災対策
- 減災の考え方による防災対策
- 自助、共助、公助の役割分担による防災対策
- 人権尊重、男女のニーズの違い等への配慮

本計画において、災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、地震、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点も踏まえながら、取り組んでいくこととする。

さらに、感染症流行時の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第3 計画の内容

この計画は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、大規模事故災害等応急対策計画、原子力災害対策計画、災害復旧計画、南海トラフ地震防災対策推進計画及び資料編、様式

編で構成している。なお、本計画を補完するものとして、災害時における初動対応や応急対策の手順を具体的、詳細に記述した「各種マニュアル」を別途作成するものとする。

なお、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、大規模事故災害等応急対策計画、原子力災害対策計画、災害復旧計画、南海トラフ地震防災対策推進計画及び資料編、様式編の趣旨は次のとおりである。

- 1 総則は、この計画の基本方針や、防災関係機関の実施責任と処理すべき業務、市の現況や防災ビジョンについてまとめたものである。
- 2 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務、又は業務についての計画で、防災施設の新設又は改良、防災意識の啓発、防災知識の普及等に関する事項について定めるものである。
- 3 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものである。
- 4 大規模事故災害等応急対策計画は、大規模な事故に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、事故対策本部の組織や、災害事象ごとの情報連絡体制、避難、消火、救助等の事項について定めるものである。
- 5 原子力災害対策計画は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の事前対策、事前対策で決められた緊急事態応急体制を反映した応急対策及び中長期対策について必要な措置を定め、原子力災害から安心・安全な市民生活を確保するための計画である。
- 6 災害復旧計画は、災害の発生後被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画である。
- 7 南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設や防災訓練、その他地震防災上重要な対策に関する事項を定めるものである。
- 8 資料編は、地域防災計画に係る条例、規則、要綱、協定や防災組織・防災関係窓口、通信施設、主要医療施設、自然条件等の資料をとりまとめたものである。

- 9 様式編は、地域防災計画のうち、災害情報収集、被害即報、緊急通行車両、避難所、自衛隊災害派遣・撤収、防疫、罹災証明、義援金品、滋賀県防災航空隊出場要請等に関係する文書様式についてとりまとめたものである。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出する。

第5 他の計画との関係

この計画は、市域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有する計画である。したがって災害対策基本法第42条の規定により、本計画は、防災基本計画、防災業務計画、滋賀県地域防災計画と整合するものでなければならない。

第6 計画の習熟

各機関は平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。また、この計画のうち特に必要と思われる事項については、市民に周知徹底を図る。

第7 計画の進行管理

この計画に定める防災対策の進捗を図るため、市は本計画とは別に防災対策計画の進行管理計画（アクションプログラム）を策定するものとする。また、防災目標の達成を検証するため、毎年度末、進行管理計画の達成度評価を実施する。

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 各機関の実施責任

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、基礎的な地方公共団体として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、市民の協力を得て、防災活動を実施する責務を有するほか、市民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、その機能が十分発揮できるように努める。

市は、市民や市内に事業所を有する事業者から提案があり、その必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、市町間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有するほか、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に実施されるよう、必要な勧告、指導、助言を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

市民は、自らの生命、身体及び財産を災害から保護し、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄などの手段を講ずるとともに、地域と連携して市及び各機関が実施する防災活動に協力する。

市民や市内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。また、毎年度初めに計画を市に提出するように努める。

なお、長浜市見守り支え合い制度に基づき作成された個別計画又は個別避難計画（以下「個別避難計画等」という）が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 防災関係機関の処理すべき任務又は業務の大綱

市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係のある各機関の業務大綱は次のとおりとする。

1 市

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 市内における公共団体及び市民の自主防災組織の育成指導
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査
- (8) 水防・消防その他の応急措置
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示、勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (11) 災害時における保健衛生についての措置
- (12) 被災児童、生徒の応急教育
- (13) 災害復旧の実施
- (14) 災害ボランティア活動の支援
- (15) 災害時における相互応援協定締結市町への応援要請
- (16) 義援金品の受領、配分

2 滋賀県

- (1) 防災会議に関する業務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 県内市町及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (6) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示並びに避難所開設の指示
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保
- (12) 災害時における保健衛生についての措置
- (13) 被災児童、生徒等の応急教育
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 自衛隊の災害派遣要請
- (16) 災害ボランティア活動の支援
- (17) 水防に関する予警報の連絡

3 滋賀県警察本部（長浜警察署・木之本警察署）[以下「県警察」という。]

- (1) 施設、設備等の整備
- (2) 連絡、輸送手段の確保
- (3) 教養・訓練及び事前準備
- (4) 業務継続計画の策定
- (5) 情報通信・情報収集手段の整備
- (6) 関係機関との協力
- (7) 交通の確保に必要な対策
- (8) 避難誘導に係る対策
- (9) 県民等への情報伝達・防災訓練
- (10) 関係機関、ボランティア団体等との相互連携
- (11) 危険箇所、孤立化集落、重要施設の把握
- (12) 災害警備活動に関する調査及び研究
- (13) 警備体制の確立
- (14) 情報の収集・報告
- (15) 救出救助活動
- (16) 交通規制の実施及び緊急交通路の確保
- (17) 避難誘導等の措置
- (18) 行方不明者に係る情報の共有
- (19) 遺体の検視等
- (20) 二次被害の防止
- (21) 社会秩序の維持
- (22) 報道対策
- (23) 活動の記録
- (24) 警察情報システムに関する措置
- (25) 自発的支援の受入れ
- (26) 警察施設の復旧及び職員の健康管理
- (27) 暴力団排除活動の徹底
- (28) 警衛警護の実施
- (29) 職員の参集・派遣

- (30) 隣接府県等との連携
- (31) 被災地及び避難場所の警戒
- (32) その他警察本部長が必要と認める活動

4 湖北地域消防本部

- (1) 防災対策の組織の整備
- (2) 市内における公共団体及び市民の自主防災組織の育成指導
- (3) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (4) 火災予防措置
- (5) 火災対策及び消防力の強化
- (6) 危険物等の規制及び安全確保
- (7) 救助・救急措置
- (8) 火災の鎮圧、その他の災害の軽減措置

5 指定地方行政機関

[近畿管区警察局]

- (1) 管区内各府県警察の指導・調整
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 関係機関との協力
- (4) 情報の収集及び連絡
- (5) 警察通信の運用
- (6) 警察災害派遣隊の運用

[近畿財務局（大津財務事務所）]

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会い
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- (4) 国有財産の無償貸付け等

[近畿厚生局]

- (1) 救援等に係る情報の収集及び提供

[近畿農政局（滋賀県拠点）]

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋・指導
- (5) 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- (6) 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料及び種もみ等の安定供給対策
- (7) 災害時における主要食料の供給についての連絡調整

[近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）]

- (1) 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備
- (2) 国有保安林、保安施設等の保全
- (3) 森林火災対策
- (4) 災害応急対策用材（国有材木）の供給
- (5) 国有林野における災害復旧

[近畿経済産業局]

- (1) 電気及びガス施設の確保及び復旧支援
- (2) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (4) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援

[中部近畿産業保安監督部（近畿支部）]

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害防止についての保安の確保

[近畿運輸局（滋賀運輸支局）]

- (1) 所管事業者の所有する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保に係る、貨物運送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

[大阪航空局（大阪空港事務所）]

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置

[大阪管区气象台（彦根地方气象台）]

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

[近畿総合通信局]

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導
- (3) 非常通信協議会の育成・指導
- (4) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- (5) 災害時における重要通信の確保
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
- (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

[滋賀労働局]

- (1) 工場、事業所（鉱山関係は除く）における労働災害防止のための指導
- (2) 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導
- (3) 被災者の労災保険給付に関する対応
- (4) 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防及び再就職の促進

[近畿地方整備局（滋賀国道事務所）（琵琶湖河川事務所）（舞鶴港湾事務所）]

- (1) 直轄公共施設の整備と防災管理
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄
- (3) 直轄公共施設の応急点検体制の整備
- (4) 直轄河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止
- (7) 直轄公共土木施設の復旧
- (8) 港湾施設の整備と防災管理の指導
- (9) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
- (10) 海上の流出油に対する防除措置の指導
- (11) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関する事
- (13) 公共土木被災施設災害の査定

[近畿地方環境事務所]

- (1) 災害廃棄物等の処理対策

6 自衛隊

[陸上自衛隊（陸上自衛隊今津駐屯部隊）]

- (1) 災害派遣計画の作成
- (2) 県、市、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

7 指定公共機関

[西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）・東海旅客鉄道株式会社]

- (1) 鉄道施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (3) 災害時における市の鉄道通信施設の利用に関する協力
- (4) 被災鉄道施設の復旧

[西日本電信電話株式会社（滋賀支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社]

- (1) 電気通信施設の整備と防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- (3) 被災施設の復旧

[日本銀行（京都支店）]

- (1) 災害時における現地金融機関に対する緊急措置

[日本赤十字社（滋賀県支部）]

- (1) 医療救護
- (2) こころのケア
- (3) 救援物資の備蓄及び配分
- (4) 血液製剤の供給
- (5) 義援金の受付及び配分
- (6) その他応急対応に必要な業務
- (7) (1)～(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施する
 - ① 復旧・復興に関する業務
 - ア 生活再建支援
 - イ その他復旧・復興に必要な業務
 - ② 防災・減災に関する業務
 - ア 防災教育
 - イ その他防災・減災に必要な業務

[日本放送協会（大津放送局）]

- (1) 放送施設の保全
- (2) 市民に対する防災知識の普及
- (3) 気象予警報、被害状況等の報道
- (4) 避難所への受信機の設置・貸与などの対策
- (5) 被災放送施設の復旧
- (6) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

[中日本高速道路㈱（名古屋支社・金沢支社）]

- (1) 北陸自動車道等の整備と防災管理
- (2) 災害時における北陸自動車道等の輸送路の確保
- (3) 被災道路施設の復旧

[独立行政法人水資源機構]

- (1) 琵琶湖開発施設の操作と防災管理
- (2) 被災施設の復旧

[日本通運株式会社（長浜支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社]

- (1) 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

[関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社]

- (1) 電力施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災電力施設の復旧

[大阪ガスネットワーク株式会社(京滋事業部)]

- (1) ガス施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保
- (3) 被災施設の復旧

[日本郵便株式会社(長浜郵便局)]

- (1) 郵便物の送達確保
- (2) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (3) 郵便局の窓口業務の維持

8 指定地方公共機関

[近江鉄道株式会社]

- (1) 災害時における鉄道車両、自動車等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

[一般社団法人滋賀県バス協会、琵琶湖汽船株式会社、一般社団法人滋賀県トラック協会]

- (1) 災害時における自動車、船舶等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

[滋賀県土地改良事業団体連合会]

- (1) 農業用ため池及び農業用施設の整備と防災管理に対する助言
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と復旧に対する助言

[一般社団法人滋賀県医師会(湖北医師会)]

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 災害時における防疫の協力

[株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀]

- (1) 放送施設の保全
- (2) 市民に対する防災知識の普及
- (3) 気象予警報、被害状況等の報道
- (4) 被災放送施設の復旧
- (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分

[一般社団法人滋賀県LPGガス協会]

- (1) ガス施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保
- (3) 被災施設の復旧

[公益社団法人滋賀県看護協会（第6地区支部）]

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
- (3) 災害時における医薬品等の管理

[一般社団法人滋賀県薬剤師会（湖北薬剤師会）]

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
- (3) 災害時における医薬品等の管理

[一般社団法人滋賀県歯科医師会（湖北歯科医師会）、社団法人滋賀県病院協会]

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力

[社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会]

- (1) 災害ボランティア活動の支援
- (2) 要配慮者の避難支援への協力

[一般社団法人滋賀県建設業協会]

- (1) 災害時における公共土木建築施設の復旧
- (2) 災害時における人命救助及び応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理
- (3) 災害時における土木資機材労力の提供

9 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

[JALレーク伊吹、JAL北びわこ、滋賀県森林組合、長浜南部土地改良区、姉川左岸土地改良区、姉川沿岸土地改良区、湖北土地改良区]

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施
- (2) 農林水産関係で、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- (3) 被災農林業者に対する融資及びその斡旋
- (4) 被災農林業者に対する生産資材の確保・斡旋
- (5) 救援物資の集積への協力

[長浜商工会議所、長浜市商工会]

- (1) 災害時における物価安定についての協力
- (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

[高圧ガス危険物等関係施設の管理者]

- (1) 災害時における危険物等の保安措置及びガス等燃料の供給

[新聞社・放送関係等報道関係機関]

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

[株式会社ZTV]

- (1) 放送施設の保全
- (2) 市民に対する防災知識の普及
- (3) 気象予警報、被害状況等の報道
- (4) 被災放送施設の復旧
- (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分

[社会福祉法人長浜市社会福祉協議会]

- (1) 災害時における社会福祉団体との連絡調整
- (2) 義援金品の受領、配分及び募金
- (3) 災害ボランティアセンターの開設・運営への協力

[自治会等自主的組織団体]

- (1) 災害予警報の伝達及び避難指示等への協力
- (2) 災害応急対策及び復旧対策の効果的推進への協力
- (3) 自主防災活動の推進

[長浜水道企業団]

- (1) 上水道施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における給水及び飲料水の確保
- (3) 被災施設の調査と復旧

[湖北広域行政事務センター]

- (1) 広域衛生関係施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるごみ焼却処理施設、火葬場及びし尿処理場の確保
- (3) 被災施設の調査と復旧

第3 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

消防本部	湖北地域消防本部
消防団	長浜市消防団
県本部	滋賀県災害対策本部
県地方本部	滋賀県長浜土木事務所に設ける滋賀県災害対策本部の地方本部
市計画	長浜市地域防災計画
県計画	滋賀県地域防災計画
市 民	長浜市の居住者及び滞在者
分庁舎	長浜市役所各分庁舎、びわ文化学習センター、 虎姫生きがいセンター、余呉やまなみセンター

なお、県本部、県地方本部設置前にあつては、県本部及び県地方本部をそれぞれ、県及び長浜土木事務所と読み替え、平常時の分掌事務により措置するものとする。

第3節 市の現況と防災対策の推進方向

第1 市の自然的条件

1 位置及び面積

本市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接している。東に伊吹山系の山々、西に琵琶湖があり、中央には伊吹山系を源とする姉川や高時川、余呉川等により形成された湖北平野が広がっている。

京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京阪神や中京の経済圏域からはおよそ 60km 圏内、北陸の経済圏域からはおよそ 100km 圏内にある。

長浜市の総面積は 681.02km²（うち琵琶湖の面積が 142.42km²）であり、滋賀県全体のおよそ 17.0%を占めている。

[市の概要]

人 口		113,636 人（令和2年国勢調査）	
面 積		681.02k m ² （うち琵琶湖の面積が 142.42km ² ）	
地 勢	位 置	東経 136 度 18 分 30 秒	北緯 35 度 20 分 25 秒
	範 囲	東西 24km	南北 40km
	海 抜	最高 1,317.0m	最低 85.0m

2 地形、地質

(1) 地形

市は、滋賀県の東北部に位置し、地形は市域中央部を流れる姉川、高時川及び余呉川により形成された低地と市域東部、東北部及び北部の山地部に大別される。

① 山地・山麓地

市域の北部から東北部、東部にかけて連なる山地は、標高 1,317m の金糞岳が最高点であり、高度約 200～300m の稜線部に緩斜面がみられる。山地部には大きな谷が発達し、その幅広い谷の中を先端まで谷底平野が入り込んでいる。

② 低地

低地部は、東部及び東北部の山地部から西方の琵琶湖までの間で、姉川、高時川、草野川、田川、余呉川等により形成された扇状地性の低地とその前面の三角州及び谷底平野と扇状地に区分される。

ア 谷底平野

谷底平野は、東浅井山地から流下する姉川、草野川、田川、及び福井県境の山地から流化する高時川、余呉川に沿って分布している。

イ 後背湿地・デルタ

後背湿地・デルタは、姉川、高時川、余呉川により形成された扇状地性の低地及び沖積平野で、市域の山麓部から琵琶湖の間に西側に緩傾斜して分布している。

ウ 扇状地、砂礫台地

扇状地及び砂礫台地は、洪水時に河川によって運ばれた土砂の堆積によって形成された微高地及び台地で、谷底平野と後背湿地・デルタの間に分布している。

エ 自然堤防

自然堤防は、洪水時に河川によって運ばれた土砂の堆積によって形成された天井川沿いの微高地であり、市域を琵琶湖に向かって流れる各河川沿いに分布している。

オ 埋立地・干拓地

埋立地・干拓地は、水面下の部分を盛土又は排水して陸化した土地であり、湖岸沿いに一部が分布している。

カ 砂州・砂丘

砂州・砂丘は、波の作用により湖岸部に形成された微高地であり、湖岸部に分布している。

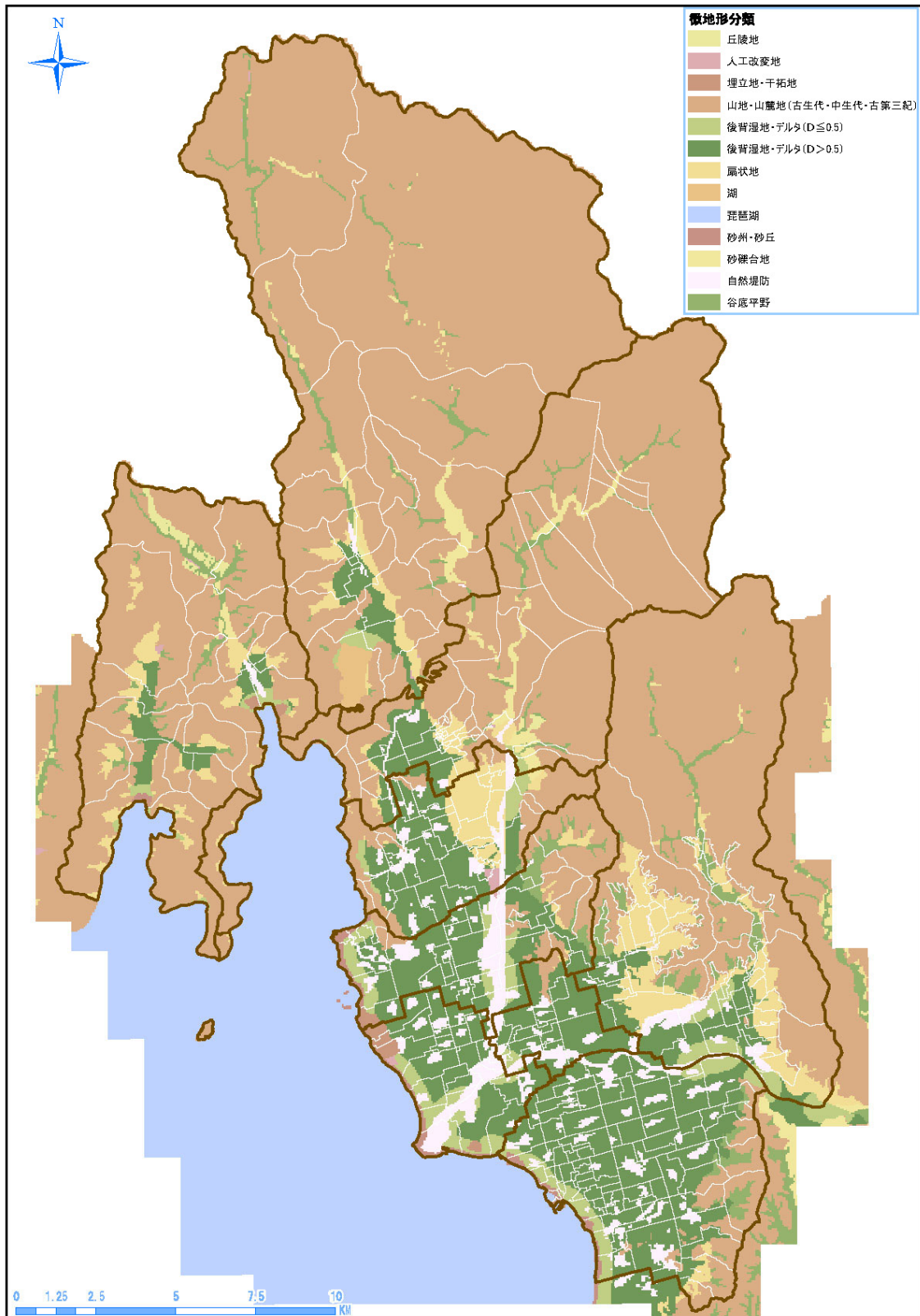
キ 人工改変地

人工改変地は、人為的に地形面の改変を行っているところであり、湖岸沿いに一部が分布している。

③ 丘陵地

標高が比較的小さく、起伏量がおおむね 200m 以下の斜面からなる土地である。

[微地形区分図]



(2) 地質

本市の地質は、下位より湖北山地等を構成する基盤岩である中・古生層と、これを覆う洪積層及び沖積層よりなる。

近江盆地の中央部を占める琵琶湖は、約 600 万年前三重県北西部の伊賀盆地付近に基盤岩の沈降で生まれ、その後沈降運動の中心の移動とともに、次第に北部から北東部に移り、滋賀県南東部の甲賀地域を経て、約 100 万年前にほぼ現在の位置に誕生した。市東部の山地には、固結した基盤岩が露出し、平野の地下には琵琶湖の沈降運動で堆積した更新統(洪積層)の琵琶湖層群が、表層には完新統(沖積層)が堆積している。

① 中・古生層

市域東部の山地は、琵琶湖(近江盆地)の基盤をなす中・古生層からなる。古生層は、砂岩、頁岩、チャート等の互層で構成され、石灰岩や輝緑凝灰岩が混じっている。未風化部は、強固な岩石であるが、山地の尾根部では強く風化を受けて軟質化し、特に稜線部は、赤褐色粘性土質強風化岩で厚く被われている。強風化岩は、掘削が容易なことから、平坦化されたものもある。

② 洪積層

近江平野には、基盤岩を覆う洪積層が分布している。本層は、主によく締まった砂礫よりなり、本市域では地表に露出していない。

③ 沖積層

沖積層は、平野の表層に堆積している最も新しい地層であり、現在も河川等の堆積作用が及んでいる地層である。この地層は、未固結の泥、砂等よりなり、軟弱な地盤である。特に湖岸部は、締まりの緩い砂層が多くなっている。

④ 地質構造、断層

市域東部の伊吹山南山麓を北西から南北方向に関ヶ原断層、北方の姉川支流の草野川沿い南北方向に醍醐断層等が通り、近江盆地の北東縁を切る柳ヶ瀬断層が柳ヶ瀬トンネル付近から北陸自動車道沿いに南東方向に虎姫に達する。これらは、いずれも活断層であり、明治 42 年の姉川地震は、柳ヶ瀬断層の南端付近で発生した。

3 気象

(1) 気象概要

本市は、南は伊勢湾、北は若狭湾によって本州で一番狭くなった滋賀県の北部に位置する。滋賀県は、中央には総面積の 6 分の 1 を占める琵琶湖があり、周囲は比良山脈、鈴鹿山脈など 1,000m を越える山々で囲まれているので、その気候にはかなりの相違がある。特に冬季にその差が著しいが、これは冬季に卓越する北西季節風の影響で北部は日本海側的な気候となり、悪天候が続くためである。

また、琵琶湖の周辺では、湖の影響を受けて気温の日較差(最高と最低の差)が小さく、湖陸風が卓越し準海洋性の気候を示している。

① 気温

本市の気温は、年間平均気温 14.3℃、日最高気温の平均値 19.1℃、日最低気温の平均値 10.0℃である。また、1年のうち最高気温が現われるのは、7月から8月にかけてで、最低気温は1月又は2月に現われている。

※気温：長浜地域気象観測所における平年値（1991年～2020年の平均）。

※長浜地域気象観測所は2010年3月24日まで地点名「虎姫」。

② 降水量

本市の降水量は、梅雨時期の6～7月、台風時期の9月に多い傾向にあるが、市南側の湖岸部と市北側の山間部によって傾向が異なる。市北側の山間部では、季節風による降雪があるため、冬季にも非常に多くの降水量がある。

市南側の湖岸部では、年降水量が1627.4mmである。6、7月は年間で最も雨量が多くそれぞれ月降水量が164.7mm（6月）、218.3mm（7月）の多雨月となっている。また、12月から2月の冬季においても降雪の影響により月降水量が137.9mm（12月）、137.2mm（1月）、104.4mm（2月）と比較的多い。

市北側の山間部では、年降水量が2809.4mmと市南側の湖岸部と比べて1,000mm程度多い。6、7月はそれぞれ月降水量が213.7mm（6月）、301.7mm（7月）と多雨月であるが、12月から2月の冬季において降雪の影響により月降水量が361.4mm（12月）、328.0mm（1月）、226.9mm（2月）と年間で最も多い。

また、近年の地球温暖化の影響とみられる局所的な短時間強雨など、大雨が増加しており、市域では水害に対する危険性が高まっている。

市南側の湖岸部では日最大1時間降水量が観測上位から50.5mm(2008/7/18)、50.0mm(2015/6/21)、49mm(2007/7/12、2017/7/17)であり、市北側の山間部では57mm(1990/7/24)、53mm(1977/8/17)、51mm(2005/8/13)である。

※湖岸部の降水量：長浜地域気象観測所における平年値（1991年～2020年の平均）。

※山間部の降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値（1991年～2020年の平均）。

※湖岸部の日最大1時間降水量：長浜地域気象観測所1976年1月～2024年4月の値。

※山間部の日最大1時間降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所1976年4月～2024年4月の値。

③ 積雪

本市の積雪は、市北側の山間部において、5cm以上の最深積雪の日数が66.6日、100cm以上の最深積雪の日数が8.3日あり、市北側の山間部は特別豪雪地帯に、その他市内の一部地域が豪雪地帯に指定されている。

山間部の最深積雪の平年値は、1月で83cm、2月で97cmである。近年においては、2011年1月31日に249cmという最深積雪（1984年3月6日と同記録）を観測している。

※山間部の最深積雪の平年値と日数：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値（1991年～2020年の平均）。

※山間部の最深積雪：柳ヶ瀬地域気象観測所1981年11月～2023年4月の観測値。

第2 市域の社会的条件

1 人口、世帯数

本市の人口及び世帯数は、令和2年の国勢調査で、113,636人、42,570世帯となっており、平成27年と比べて人口は減少、世帯数は増加している。また、令和2年の国勢調査の65歳以上の高齢者及び高齢化率は32,883人、28.9%で、平成27年の高齢化率(26.4%)と比べて約3%増加している。この比率は県の平均値26.3%と比べて約2%高く、高齢化の進行がみられる。

2 土地

本市の土地利用を令和2年度滋賀県統計書の土地利用種類別面積（評価総地積＋非課税地積）でみると、その他が最も多く（26,077ha、約48%）、次いで山林（15,206ha、約28%）、田（8,035ha、約14%）、宅地（2,763ha、約5%）、畑（913ha、約2%）の順となっている。

3 産業

本市の産業について、国勢調査の産業大分類別就業者数の割合でみると、令和2年は、第1次産業就業者数1,827人（3.1%）、第2次産業就業者数22,131人（37.5%）、第3次産業就業者数35,091人（59.4%）となっており、経年的にみると第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業が増加している。

4 交通

本市は、京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都や名古屋からはおおそ60km圏内、福井からはおおそ100km圏内にある。JR北陸本線や北陸自動車道、国道8号、国道365号を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついている。

第3 風水害等の状況

1 災害時の気象状況等

水害は、梅雨前線や台風等に伴う集中豪雨時等により発生することが多い。

近年は、姉川上流に治水・河川維持用水目的の姉川ダムが建設され、草野川合流前までの中上流区間は集中豪雨時における流量調節効果が一定程度期待されるものの、集中豪雨の発生頻度が全国的に高まっており、水害の発生リスクは増大している。

長浜市域においては、水防法に基づく洪水浸水想定区域図（琵琶湖、天野川、姉川、高時川、余呉川）及び地先の安全度マップにより、大雨時の浸水状況が明らかにされている。

これによれば、市域の低地と区分される土地については、広範囲にわたり浸水害が発生することが想定されている。

2 滋賀県における台風

(1) 台風のコースと暴風雨との関係

台風のコースと暴風雨との関係は、次の3つの型に大別される。

① 北東進型

滋賀県にとって最悪の型で、次の特徴がある。

- ・滋賀県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。
- ・滋賀県の東の至近距離を北東進する台風は、特に豪雨をもたらす。

② 北西進型

北西進型は盛夏期に多く、雨台風となる。

③ 北上型

北上型は、一般に雨台風で、接近の度合いによっては風も強い。

(2) 台風の到来する時期

南海上で発生する台風数は、30年間（1991年～2020年）平均で25.1個、8月が最も多く、9月、7月、10月がこれに次いでいる。このうち、日本に上陸する台風は、年平均3.0個で、近畿地方に接近する台風は、9月が最も多い1.1個、次いで8月と10月の0.7個となっている（1991年～2020年平均値）。

3 滋賀県における既往豪雨と被害状況

滋賀県の災害の代表的なものは台風であるが、地理、地勢上、台風の通過コースにより、発生する災害の態様は異なり、その関係から見た滋賀県の災害の概要は次のとおりである。

(1) 位置的関係

滋賀県は、本州のほぼ中央に位置していることから、台風が九州方面に上陸しても上陸後の経路は、そのほとんどが滋賀県の西北方を通過するコースをたどる。滋賀県に接近して西方を通過するときには、暴風となりやすく（例：第2室戸台風、ジェーン台風、平成30年台風第21号など）、また、反対に東側を接近して通るときには、豪雨をもたらす水害が発生しやすい。

(2) 地勢的關係

滋賀県は、中央部に琵琶湖が東北から南西にかけて長く位置し、東は伊吹、鈴鹿、西は比良比叡の両山脈、北は江若山地、南は信楽山地により囲まれており、各河川は県境の山脈に源を発し、瀬田川と一部の河川を除き大部分の河川は、すべて中央の琵琶湖に流入している。各河川の流路延長は短く、天井川となっている。このため、長雨や豪雨のときは、堤防の決壊や琵琶湖の水位上昇（例：明治29年9月洪水など）により被害を受けやすい。

第4 地震の状況

1 地震

地震とは、地下深部の岩盤中に急激な破壊が発生し、その衝撃が地震波として周囲に広がり、地表に達し、地盤や構造物を揺り動かす現象である。

我が国では、こうした地震の発生メカニズムは、大別して2つの型がある。

(1) 海溝型地震

海溝型地震は、海洋プレートが大陸プレートに沈み込むことに起因するものである。プレートの沈み込み境界では、海洋プレートの沈み込みに伴い、大陸プレートが少しずつ引きずり込まれ、これが長期間進行すると、ひずみが限界に達して、両プレートの境界が破壊される。この瞬間に、海洋のプレートが一気に下方にずれ動き、陸のプレートが跳ね上がる。プレートの運動は、ほぼ一定の方向、速さを保ってきたと考えられるので、海溝型地震は同じ場所で繰り返し発生することになり、その間隔はおおよそ100～200年程度である。

(2) 内陸型地震(直下型地震)

内陸型地震(直下型)は、プレートの圧縮作用に起因するものである。日本列島の内陸部は、海洋プレートが押し寄せるために、常に水平方向の圧縮力にさらされている。この圧縮力によって、地殻の弱い箇所では断層破壊を起こすのが、内陸型地震である。その規模は、海溝型地震よりやや小さいが、居住地の真下で起これば、いわゆる直下型地震として、大きな被害を及ぼす危険性がある。また、一度断層破壊を起こした場所は、弱い傷跡として残り、地震を繰り返す。

2 近畿地方の地震の状況

近畿地方に被害を及ぼす地震は、次の2つに大別できる。

(1) 南海トラフ海域に起こる巨大地震

(海溝型地震：プレート境界で、プレート先端が跳ね上がることで発生するマグニチュード8～9クラスの巨大地震)

海溝型地震は、四国沖から東海地方駿河湾に至る海底トラフで発生する地震で、規模はマグニチュード8～9クラス、震源域は数百kmに渡り、被害も広範囲である。この系統の地震は、おおよそ百年から百五十年の周期で活動する傾向があり、近年の地震では東南海地震(昭和19年)、南海地震(昭和21年)が挙げられる。

(2) 近畿内陸に起こる浅い地震(直下型地震)

近畿内陸で発生する地震は、海溝型巨大地震に比べてひとまわり小さいが、マグニチュード8クラスのものも起きることがある。震源が内陸で浅いことから、マグニチュードは小さくとも局地的に大きな被害をもたらすことが少なくない。この系統の地震は、平成7年の兵庫県南部地震のほか、姉川地震(明治42年)、北丹後地震(昭和2年)等、比較的少ないが、江戸時代以前は伏見地震(文禄5年)、寛文地震(寛文2年)等、かなりの頻度で発生し、大きな被害を及ぼしている。

特に、平成7年1月17日5時46分に発生した兵庫県南部地震は被害が甚大であった。震央は、大阪湾(東経135°2′北緯34°36′)、マグニチュードは、7.3で、主たる被害地域は、兵庫県南部、大阪府、京都府であった。被害状況は、死者6,434

人、行方不明者3人、負傷者43,792人、住家等の建物全壊104,906棟、同半壊144,274棟、同一部損壊390,506棟、建物火災の発生269件・7,574棟のほか道路、鉄道及び港湾等の各施設に甚大な被害をもたらした（出典：阪神・淡路大震災について（平成18年5月19日消防庁確定報））。

3 地震災害の履歴

(1) 地震災害

滋賀県域に影響が及び、被害のあった地震は、明治以降8回あり、県全域に被害が及び、市でも少なからず被害を受けている。なかでも、市域で大きな被害の発生した大規模な地震としては、明治42年の姉川地震(M6.8)がある。資料編「長浜市の災害履歴（震災）」参照。

(2) 液状化現象

市付近の地震による液状化の履歴は、滋賀県災害史によれば、姉川地震(M6.8)の時に、姉川尻の三角州で、大小6箇所の噴水ありと記録されている。このほかに記録はないが、市内で過去に液状化が発生しなかったとはいえない。今後、遺跡の発掘や造成工事に伴い、過去の地震による液状化の痕跡が発見される可能性はある。

(3) 市周辺の活断層

市周辺の活断層分布の状況は、次図のとおりである。

〔市周辺の活断層〕

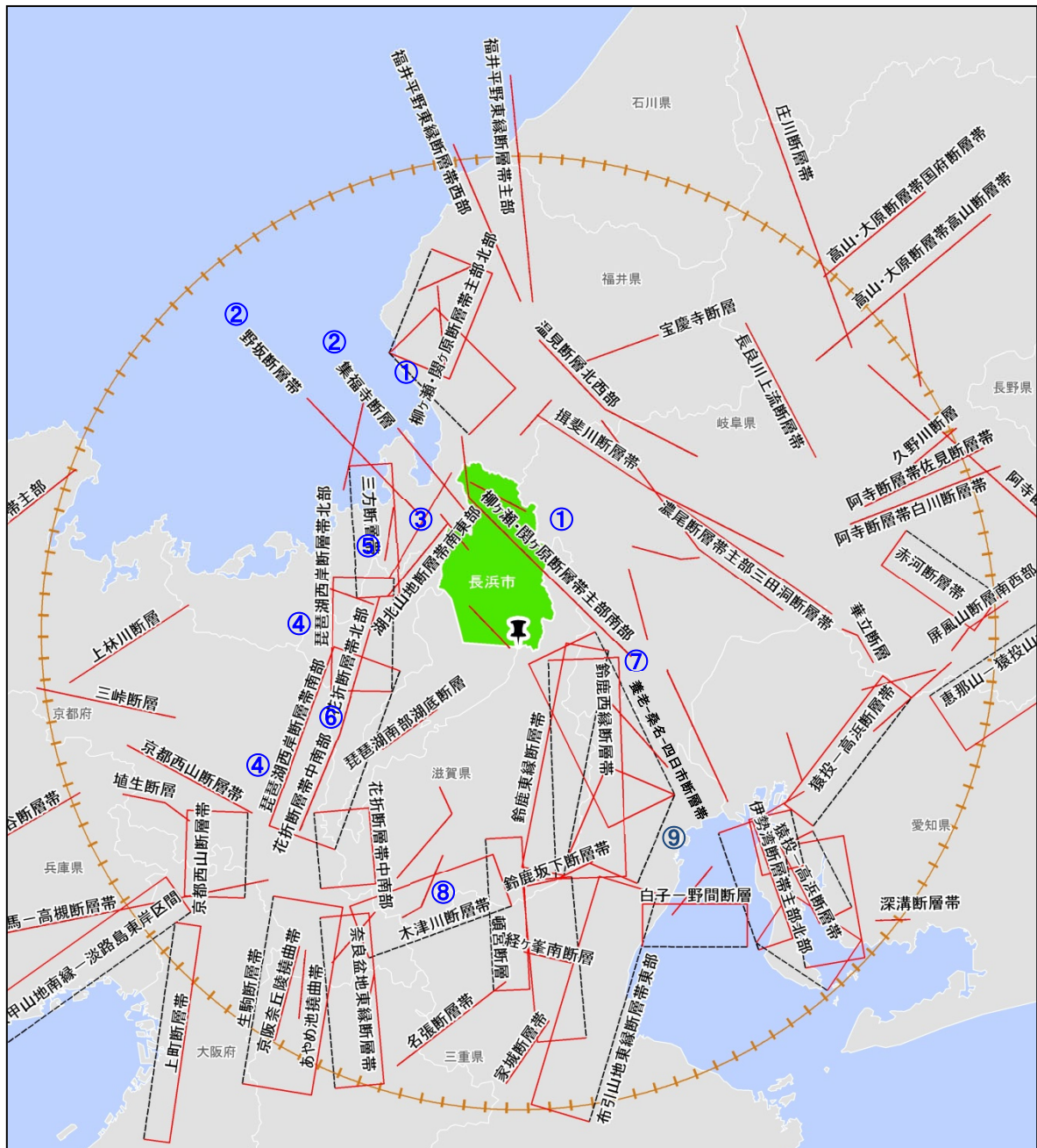


図 長浜市周辺(長浜市役所より 100km 圏内)の活断層分布図

長浜市周辺の活断層の分布状況：

福井・岐阜県との県境付近で①柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯と②野坂・集福寺断層帯が平行に走っており、それに直交するように③湖北山地断層帯が、さらにその延長上には④琵琶湖西岸断層帯と⑤三方⑥花折断層帯が延びている。南東部には、南北方向に⑦鈴鹿西縁断層帯が走っており、それに直交するように京都府南東部から延びる⑧木津川断層帯がある。岐阜県から三重県にかけては、⑨養老-桑名-四日市断層帯がある。

※活断層の位置は、「新編日本の活断層-分布図と資料 (1991 活断層研究会編：財団法人東京大学出版会)」を参考とした

第5 大規模事故災害の状況

平成17年4月25日ＪＲ福知山線の快速電車が脱線事故を起こし、多くの乗客が犠牲になった。このように、近年、鉄道、航空機、大型貨物自動車等による大規模事故が比較的多く起こっている。

本市は、ＪＲ北陸本線、東海道新幹線、北陸自動車道が市内を通過し、上空を飛行機が通過している。したがって、本市においては以下の大規模事故が発生する危険がある。

- 1 琵琶湖における船舶の事故
- 2 航空機の墜落等による事故
- 3 電車の脱線・転覆事故
- 4 道路における自動車の大規模衝突事故
- 5 自動車事故等に起因する危険物事故
- 6 自動車事故等に起因する毒物・劇物の漏えい事故
- 7 大規模火災
- 8 市域における林野火災

第6 雪害の状況

本市は、冬季において降雪日数が多く日本海側の気候に類似しており、特に北部山沿いの地域で積雪量が多い。本市の一部地域は、豪雪地帯対策特別措置法の豪雪地帯(旧長浜市、旧浅井町、旧木之本町、旧西浅井町の地域)及び特別豪雪地帯(旧余呉町の地域)に指定されている。

1 積雪の状況

余呉町柳ヶ瀬の降雪量の年合計(前年8月～当年7月)は、1982年以降では1985年が最も多く、近年では2006年(平成18年)が872cmを記録している。

また、余呉町柳ヶ瀬の月別の最深積雪(平年値)は2月が最も多く、97cmである。

■余呉町柳ヶ瀬(1982年以降)の積雪(単位：cm)

年	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
降雪の合計	332] ※	496	984] ※	1,163	1,051	620	691	179	430	788
日降雪の最大	51] ※	43	45] ※	49	63	53	45	43] ※	49	57
最深積雪	91] ※	113] ※	249] ※	151	210	123	85	20] ※	61	134

年	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
降雪の合計	466	494	623	758	977	562	247	495	534	699
日降雪の最大	49	47	43	88	53	48	21	51	42	47
最深積雪	54	39	68	141	163	90	63	123	98	160

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
降雪の合計	701	360	468	614	872	151	385	210	409	581
日降雪の最大	51	30	34	50	71	22	47	24	34	57
最深積雪	108	41	89	124	202	18	97	47	136	249

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
降雪の合計	599] ※	499] ※	318] ※	597	174	409	519] ※	81	27	396
日降雪の最大	51] ※	45] ※	58] ※	55	48	61	39] ※	18	11	53
最深積雪	181] ※	100] ※	79] ※	160	62	142	165] ※	19	10	105

年	2022	2023								
降雪の合計	492] ※	233								
日降雪の最大	58] ※	37								
最深積雪	173	75								

出典：気象庁気象統計情報（令和6年8月現在）

※：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。値そのものを信用することとはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

■余呉町柳ヶ瀬の月別最深積雪(平年値、1991年～2020年)(単位: cm)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
最深積雪	83	97	46	1	0	0	0	0	0	0	0	42

出典: 気象庁気象統計情報(令和6年8月現在)

2 雪害の状況

(1) 発生の条件

西高東低の冬型気圧配置となり、北寄りの季節風が強くなると、日本海側、そして滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。特に小さい低気圧が日本海を東進した直後によく降り、そのあと冬型気圧配置が持続すると積雪量は多くなる。また、積雪の県内分布は風向によって異なってくる。今一つは低気圧が太平洋を東進する場合で、雨が雪に変わって大雪になることがある。この場合には概して県南部が多いが、頻度は少なく、また、積雪量としては、特に多くはない。

(2) 主な大雪の例

① 大正7年1月の大雪

彦根の93 cmは彦根地方気象台創設以来の大雪で、愛知川付近以北では月を通じて雪に覆われた。このため家屋の倒壊、樹木の折損など大きな被害があった。

② 昭和11年2月の大雪

1月以来の厳寒と大雪の襲来により積雪多く、滋賀県北部一帯は月を通じて雪に覆われ、南部地方でも10日以上も積雪があった。特に中河内の560 cm、大津地方の41 cmは当観測所創設以来の最深となった。この大雪による被害は伊香郡(現長浜市)をはじめ高島、東浅井、坂田郡地方(現高島市、長浜市、米原市)に特に大きく、山林、農作物、家屋等の被害は甚大であった。

③ 昭和20年1～3月の大雪

彦根地方の1月の降雪日数は25日、積雪日数27日、最深積雪47 cm、2月の降雪日数21日、積雪日数28日、最深積雪65 cm、3月降雪日数11日、積雪日数10日、最深積雪27 cmで、各地に雪害があった。

④ 昭和38年1月から2月にかけての大雪

主に新潟県から京都府北部の日本海側を襲った記録的豪雪で、市北部の山間地で積雪量が300 cm以上に及び、負傷者3人、全壊家屋5戸、半壊家屋2戸の被害が発生した。各地で交通、通信が途絶した。

⑤ 昭和52年2月2日から5日及び17日から19日にかけての大雪

年末から2月末まで、2ヶ月間にわたって第1級の寒気団が居座ったため、全国的に異常低温が続き1～2月の平均気温は2～3℃低めとなって、昭和20年以来の寒冬が記録された。また、積雪も多雪地帯は昭和38年の豪雪以来の大雪となり、交通障害等が発生した。当県では2月2日から5日及び17日から19日にかけて、冬型気圧配置が持続し、上空の強い寒気が断続的に流れこみ、冬型が一段と強まり5日及び18日の積雪は最大となった。

⑥ 昭和56年1～2月の大雪

柳ヶ瀬で 350cm、虎姫で 140cm の積雪量があり、滋賀県下では 5 人の死者、91 人の負傷者をもたらした。また、住宅全壊被害が 14 戸、半壊被害が 65 戸、一部破壊が 4,112 戸と記録されている。

⑦ 昭和 59 年 1 ～ 3 月の大雪

柳ヶ瀬で 249cm、彦根で 73cm の積雪量があり、滋賀県下では 26 人の負傷者をもたらした。また、住宅全壊被害が 4 戸、半壊被害が 3 戸、一部破壊が 876 戸と記録されている。

⑧ 平成 18 年の大雪

平成 18 年豪雪では本市を含めた県全体で、死者 4 人、重軽傷者 16 人等の被害が発生している。

⑨ 平成 23 年の大雪

柳ヶ瀬で 1 月の降雪の合計が 364cm、最深積雪が 249cm を記録した。

⑩ 令和 3 年（2021 年）12 月 26 日～27 日の大雪

滋賀県北部と東近江を中心とした大雪により交通滞留や住家等への被害が多数発生した。

令和 3 年 12 月 26 日から 27 日にかけて、非常に強い寒気が西日本に南下し、強い冬型の気圧配置となった。滋賀県では 26 日未明から 27 日夜遅くにかけて断続的に強い雪が降り、滋賀県北部や東近江を中心に大雪となった。特に彦根では 24 時間降雪量や最深積雪が極値 1 位を更新する記録的な大雪となった。この大雪により彦根市の国道 8 号など国道や県道では長時間の交通滞留が発生し、道路、鉄道など交通機関に影響した。また、住家や農業施設の被害、除雪作業時の人的被害、倒木等による停電などが発生した。

2021 年 12 月の月最深積雪（いずれも 12 月 27 日）

柳ヶ瀬：76cm

今津：77cm（12 月の極値 1 位）

米原：69cm

彦根：73cm（12 月の極値 1 位）

24 時間降雪量

彦根：68cm（12 月 27 日午前 5 時までの 24 時間、通年の極値 1 位）

第7 被害想定

1 風水害

市は、市域の東部・北部に山地部、琵琶湖周辺部に低地部、その間を姉川、高時川、余呉川等の河川が琵琶湖へと流下しており、水害や土砂災害の危険がある。よって、風水害による被害を以下のように想定する。

- (1) 大雨によって姉川、高時川、余呉川、天野川が決壊した場合、大水害の危険がある。

姉川の上流に姉川ダムが建設され草野川合流前までの中上流区間の流量調節の効果が一定程度期待されるが、草野川や高時川合流後の下流区間については現状でも水害の危険がある。

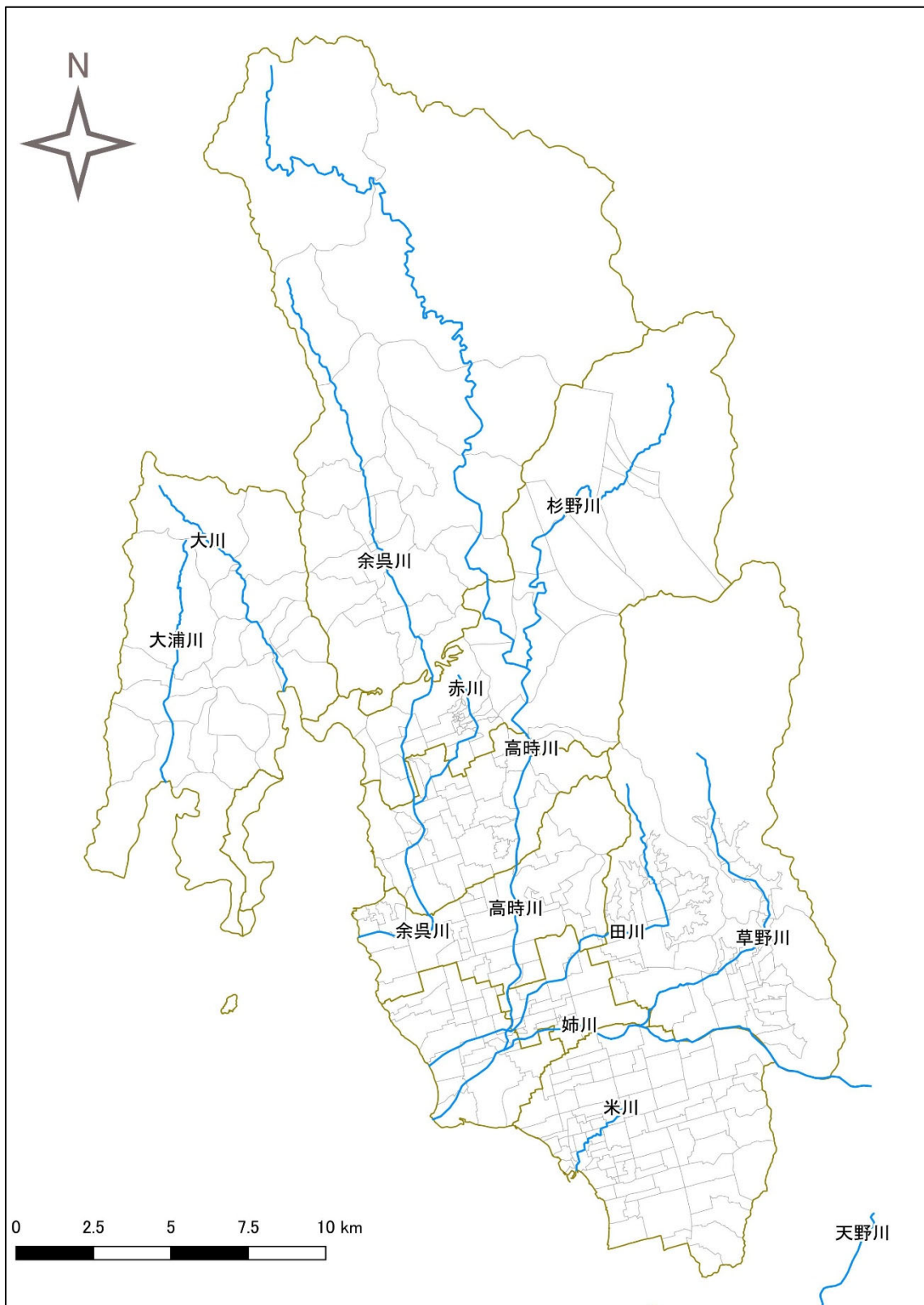
また、姉川ダムでも大きく想定を超える雨量になった場合はダム流入量と等しいダム放流量となり、中上流区間も決壊の危険は避けられない。なお、姉川、高時川、余呉川、天野川の「洪水浸水想定区域図」が県によって作成されており、市内の多くの地域で浸水被害が想定されている。

- (2) 市内の中小河川は、流域が小さく上流域で降った雨水の到達時間が短いため、雨足が強くなると直ちに水位が上昇する。これによって、市内の中小河川が増水し、低地域で浸水被害が発生する危険がある。なお、大河川のみならず、市内の中小河川や農業用水路など、集中豪雨により溢水するおそれがある場所の浸水予測を示した地先の安全度マップが県によって作成されている。

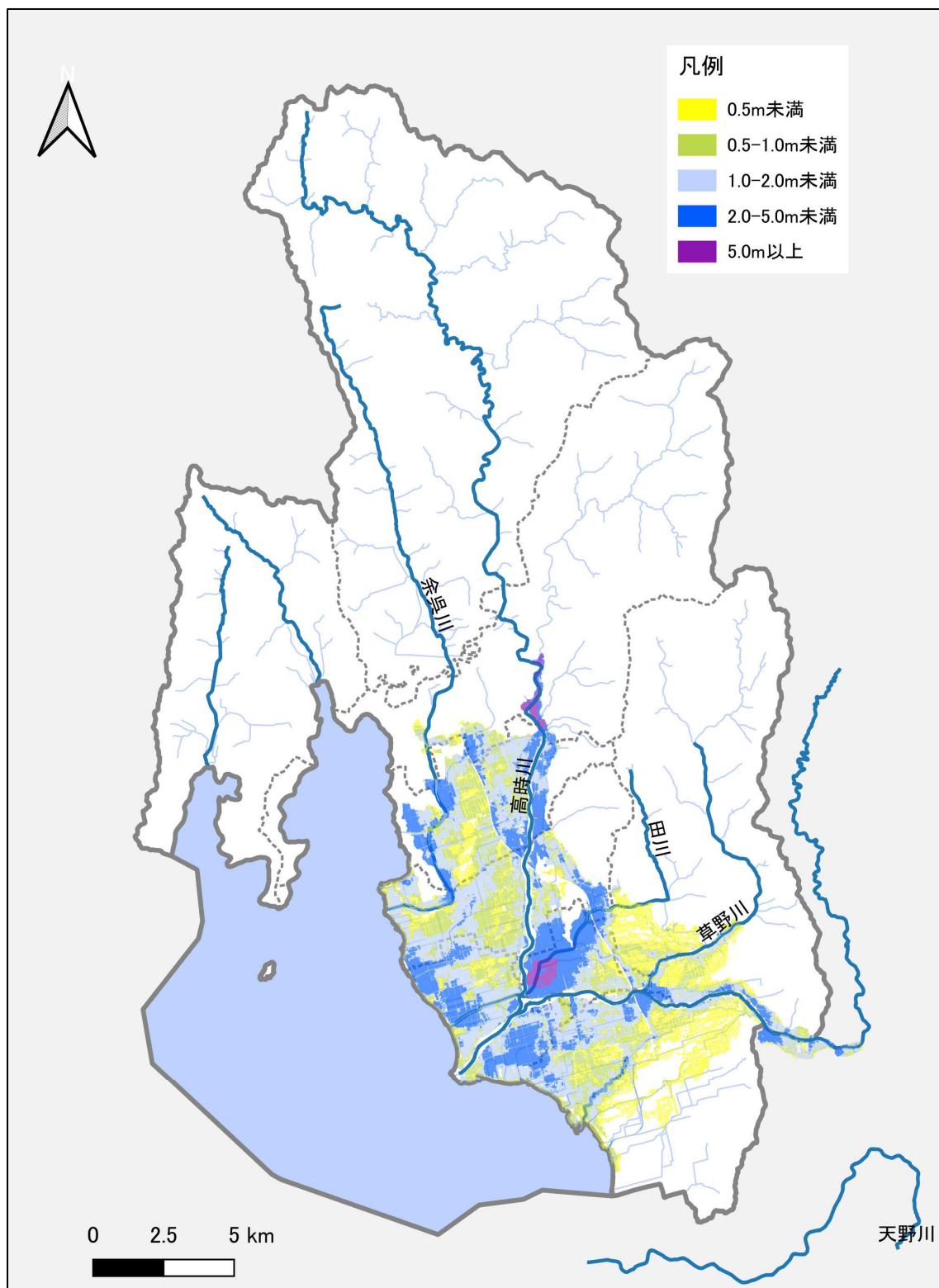
- (3) 市域東部、東北部及び北部の山地部には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づく警戒区域や特別警戒区域が多く分布している。よって、大雨によって土石流やがけ崩れ等の土砂災害が発生する危険が極めて高い。山地・丘陵地の麓部で土砂災害が発生した場合、人命や家屋への被害が発生する可能性がある。

- (4) 大雨が続いて琵琶湖の水位が上昇した場合、琵琶湖岸沿いの低地部において浸水し、農地や家屋に浸水被害が発生する危険がある。なお、琵琶湖の湖水による洪水浸水想定区域については国土交通省から「洪水浸水想定区域図」が公表されている。

[主な河川位置図]



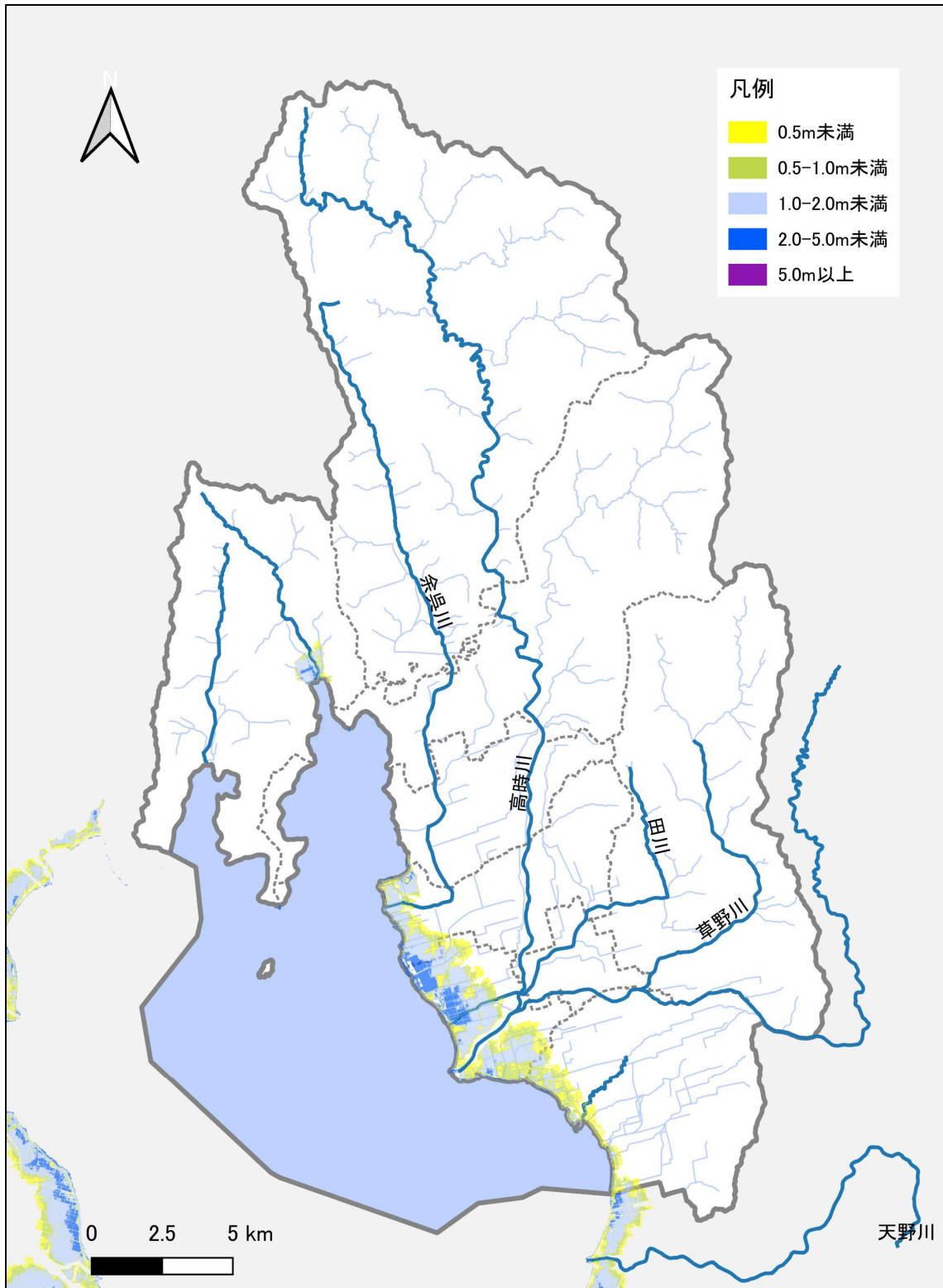
〔洪水浸水想定区域図（姉川・高時川）〕



出典：滋賀県防災情報マップ

・姉川および高時川 洪水浸水想定区域図（滋賀県、令和元年10月1日公表）

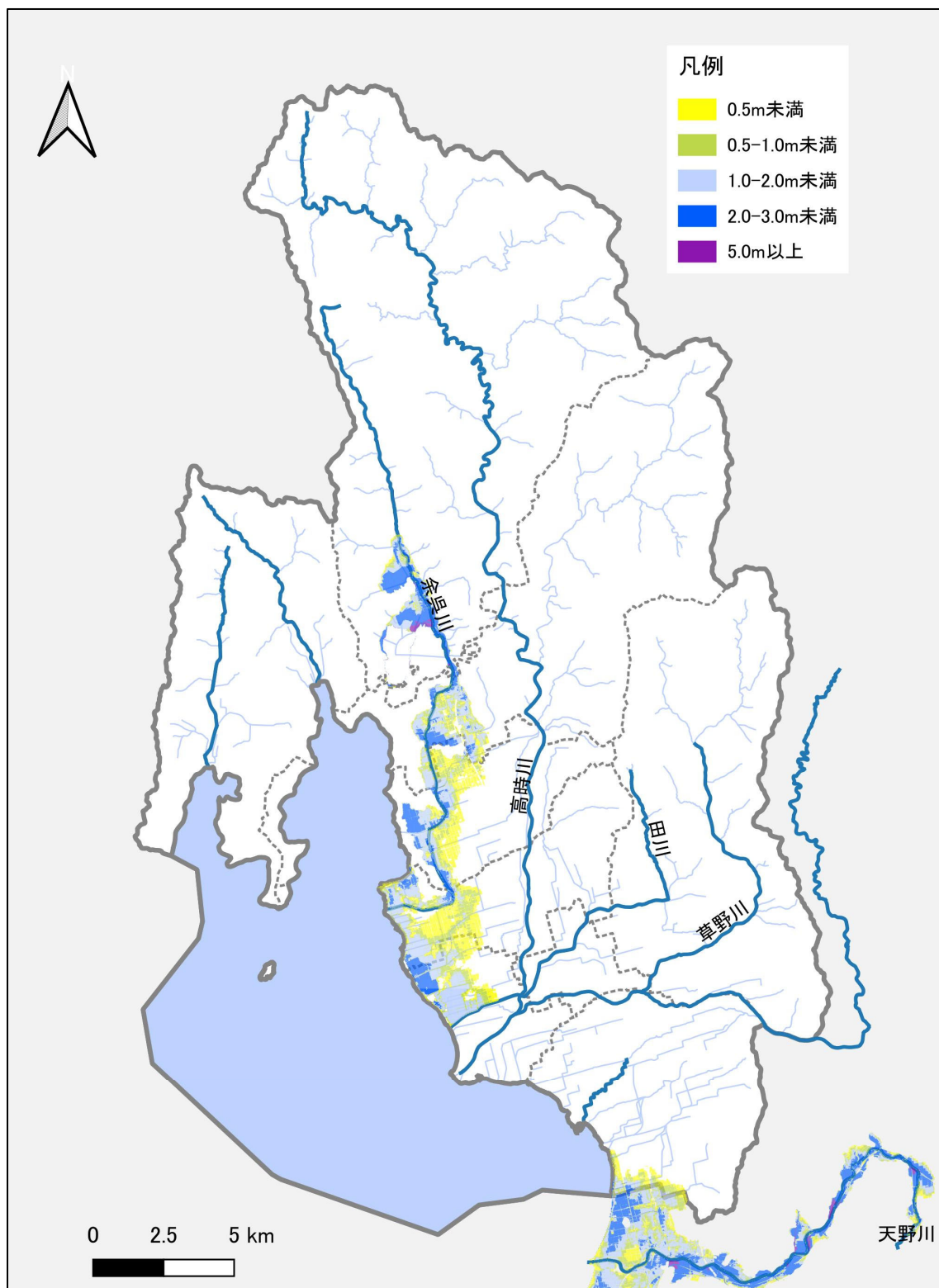
[洪水浸水想定区域図（琵琶湖）]



出典：滋賀県防災情報マップ

・琵琶湖 洪水浸水想定区域図（滋賀県、平成 31 年 3 月 19 日公表）

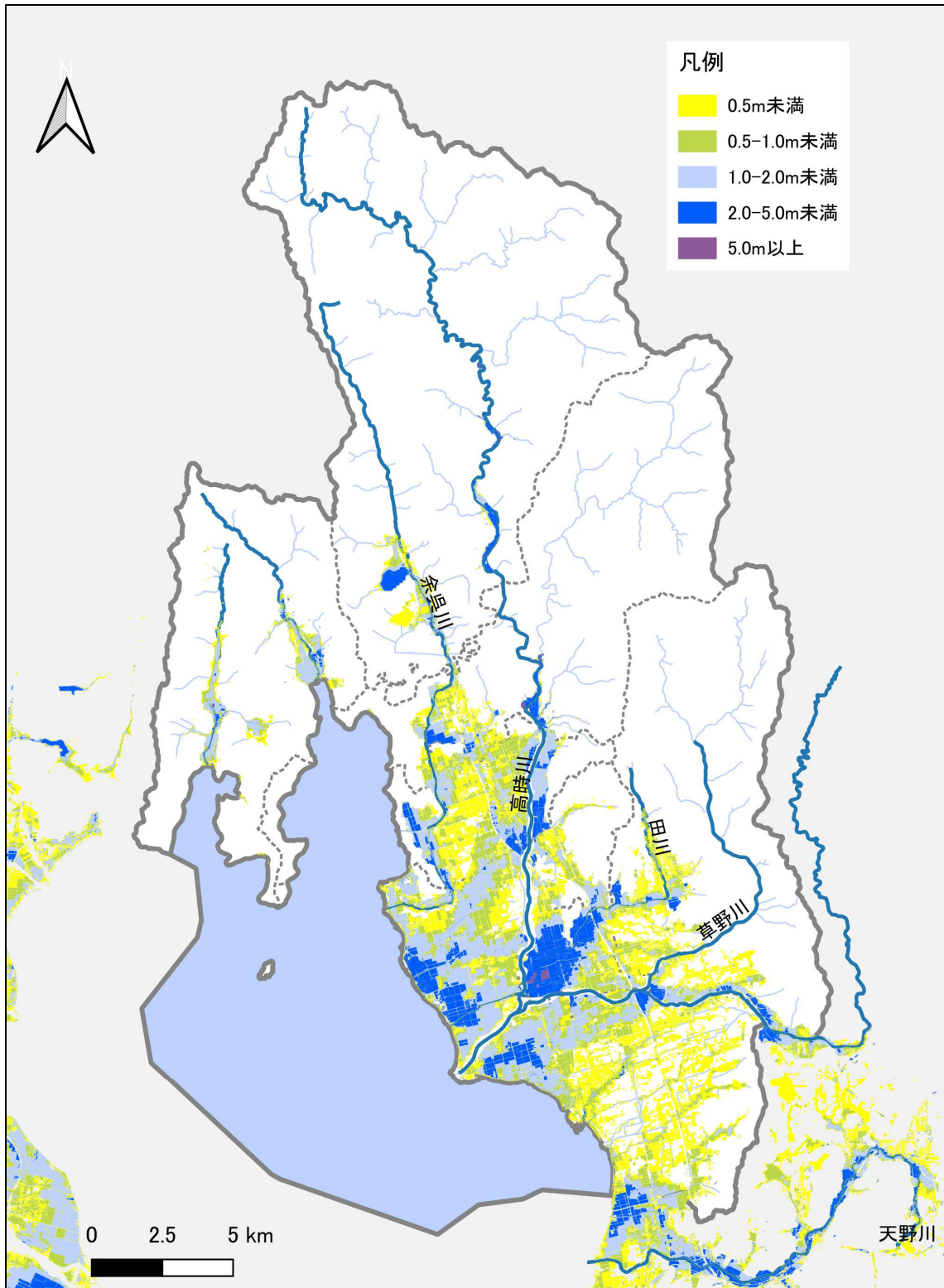
〔洪水浸水想定区域図（余呉川及び天野川）〕



出典：滋賀県防災情報マップ

- ・余呉川 洪水浸水想定区域図（滋賀県、平成 31 年 3 月 29 日公表）
- ・天野川 洪水浸水想定区域図（滋賀県、平成 31 年 3 月 29 日公表）

〔地先の安全度マップ（滋賀県氾濫解析）〕



※図は 100 年に 1 回程度の大雨が降ったときに想定される中小河川や農業用水路を含めた河川が氾濫した際の浸水想定深を示している。

出典：滋賀県防災情報マップ

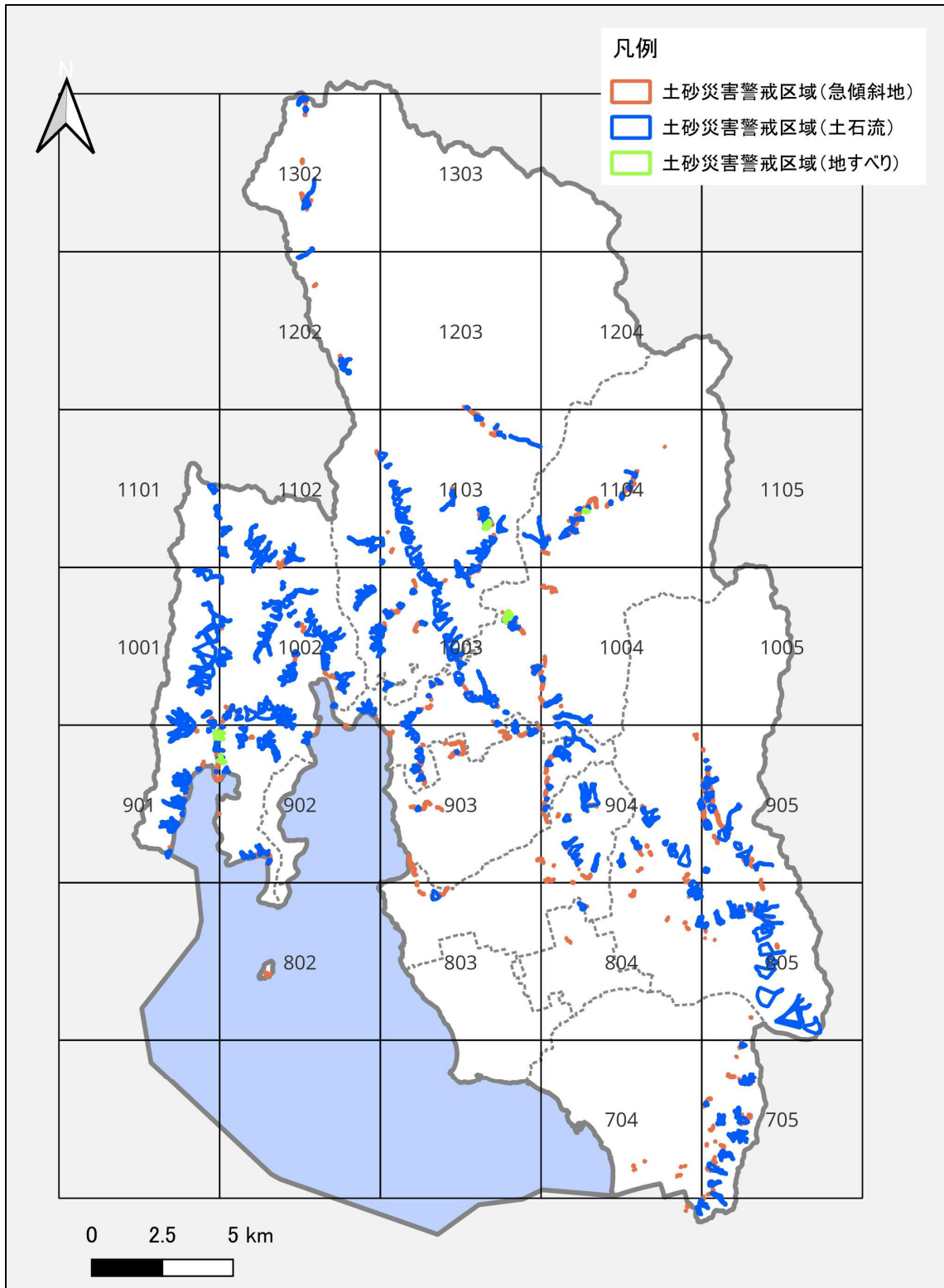
・長浜市地先の安全度マップ（滋賀県土木交通部流域政策局、令和 2 年 3 月 31 日公表）

〔土砂災害警戒区域等〕 出典：滋賀県砂防課資料

地域名	土石流箇所数		急傾斜地箇所数		地すべり箇所数	
	区域数	うち特別	区域数	うち特別	区域数	うち特別
長浜	97	51	144	139	0	0
浅井						
びわ						
虎姫	1	0	2	2	0	0
湖北	12	10	27	25	0	0
高月	20	9	27	20	0	0
木之本	71	33	87	79	3	0
余呉	114	70	75	73	1	0
西浅井	182	116	96	89	2	0
合計	497	289	458	427	6	0

資料編参照：土砂災害警戒区域等一覧（令和6年8月現在）

[土砂災害警戒区域図]



出典：滋賀県防災情報マップ

・土砂災害警戒区域（滋賀県土木交通部砂防課、第112次指定（令和3年7月16日指定分））

※メッシュは、滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度を示す5kmメッシュをもとに作成

2 地震被害

平成25年度に滋賀県で行った地震被害想定調査に基づいて地震被害想定を行う。本市で考慮する地震被害の概要は以下のとおりである。

(1) 想定地震

本市で考慮すべき地震は、内陸活断層地震と近い将来発生することが予測されている南海トラフ地震である。

[設定した内陸型活断層地震]

番号	想定震源断層(帯)	地震の規模(M)	破壊開始点(震源)の位置
①	琵琶湖西岸断層帯	7.8	Case 1 : 北部からの断層破壊を仮定
			Case 2 : 南部からの断層破壊を仮定
②	花折断層帯	7.4	Case 2 : 中部南側からの断層破壊を仮定
			Case 3 : 南部からの断層破壊を仮定
③	木津川断層帯	7.3	Case 1 : 東側からの断層破壊を仮定
			Case 3 : 西側からの断層破壊を仮定
④	鈴鹿西縁断層帯	7.6	Case 1 : 南側からの断層破壊を仮定
			Case 2 : 北側からの断層破壊を仮定
⑤	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	Case 1 : 中部北側からの断層破壊を仮定
			Case 2 : 南部南側からの断層破壊を仮定

[設定した想定南海トラフ巨大地震]

ケース名	ケースの設定概要	地震の規模
基本ケース	従来に検討された震源域を最新の知見により可能性のある範囲で拡大し、地震規模を大きく設定	Mw (モーメントマグニチュード) 9.0
陸側ケース	基本ケースの強震動生成域を可能性のある範囲で陸側にシフトして設定	

(2) 想定される地震被害

滋賀県が行った地震被害想定調査によると、本市で想定される地震被害は、次のようになる。

項目			琵琶湖西岸断層帯地震		花折断層帯地震		木津川断層帯地震		
			Case 1	Case 2	Case 2	Case 3	Case 1	Case 3	
市内の想定最大震度			6 弱	6 弱	5 弱	5 弱	4 以下	4 以下	
建物被害	全壊棟数（棟）※ 1		0	0	0	0	0	0	
	半壊棟数（棟）※ 2		34	28	0	0	0	0	
	全焼棟数※ 2	夏 正午	0	0	0	0	0	0	
		冬 夕方	0	0	0	0	0	0	
		冬 深夜	0	0	0	0	0	0	
	全焼・全壊棟数合計※ 2	夏 正午	0	0	0	0	0	0	
		冬 夕方	0	0	0	0	0	0	
		冬 深夜	0	0	0	0	0	0	
人的被害※ 1	死者数（人）	夏 正午	0	0	0	0	0	0	
		冬 夕方	0	0	0	0	0	0	
		冬 深夜	0	0	0	0	0	0	
	負傷者（人）	夏 正午	0	0	0	0	0	0	
		冬 夕方	0	0	0	0	0	0	
		冬 深夜	6	0	0	0	0	0	
ライフライン機能支障	電力供給施設：停電軒数	停電口数	地震直後	13, 624	12, 826	1, 591	1, 933	391	263
			1 日後	1, 982	2, 073	1, 255	1, 413	384	262
			2 日後	152	140	493	467	300	230
			3 日後	19	14	145	129	171	159
			1 週間後	0	0	0	0	0	0
	上水道施設：断水人口	断水人口	地震直後	2, 411	2, 132	140	176	24	13
			1 日後	2, 286	2, 026	140	176	24	13
			2 日後	2, 076	1, 855	139	175	24	13
			3 日後	1, 819	1, 641	138	173	24	13
			1 週間後	814	731	117	142	24	13
			1 ヶ月後	7	5	0	0	0	0
			2 ヶ月後	0	0	0	0	0	0
			3 ヶ月後	0	0	0	0	0	0
避難者	避難者生活者数（人）	1 日後	8	7	0	0	0	0	
		3 日後	132	118	10	12	0	0	
		1 週間後	108	97	15	18	0	0	
		1 ヶ月後	0	0	0	0	0	0	

項目				鈴鹿西縁断層帯地震		柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震		南海トラフ巨大地震	
				Case 1	Case 2	Case 1	Case 2	基本ケース	陸側ケース
市内の想定最大震度				6 強	6 強	7	7	6 弱	6 弱
建物被害	全壊棟数（棟）※1			47	273	8,751	7,638	186	298
	半壊棟数（棟）※1			825	2,395	16,704	14,678	2,137	3,462
	全焼棟数※2	夏 正午	0	0	10	10	0	0	
		冬 夕方	0	0	508	655	0	0	
		冬 深夜	0	0	0	0	0	0	
	全焼・全壊棟数合計※2	夏 正午	47	273	8,761	7,648	186	298	
		冬 夕方	47	273	9,259	8,293	186	298	
		冬 深夜	47	273	8,754	7,638	186	298	
人的被害※1	死者数（人）	夏 正午	0	10	318	285	0	5	
		冬 夕方	0	15	406	365	0	10	
		冬 深夜	0	16	497	445	0	13	
	負傷者（人）	夏 正午	93	292	2,608	2,227	42	171	
		冬 夕方	120	371	3,386	2,973	51	207	
		冬 深夜	146	460	4,120	3,658	120	456	
ライフライン機能支障	電力供給施設：停電軒数	停電口数	地震直後	35,402	42,834	87,562	86,714	72,859	78,614
			1 日後	4,513	8,497	53,306	52,113	31,238	38,920
			2 日後	974	2,626	32,809	32,400	6,545	8,350
			3 日後	273	924	20,257	20,355	403	514
			1 週間後	0	0	24	28	0	0
	上水道施設：断水人口	断水人口	地震直後	14,933	29,528	108,341	105,842	51,766	54,293
			1 日後	13,426	27,474	107,359	104,729	45,842	60,613
			2 日後	11,908	25,179	105,535	102,785	19,378	35,218
			3 日後	10,507	22,937	103,160	100,337	11,221	26,606
			1 週間後	6,226	15,387	90,575	87,893	6,287	17,874
			1 ヶ月後	330	1,364	25,758	25,904	253	1,411
			2 ヶ月後	10	56	3,266	3,556	4	51
			3 ヶ月後	0	2	355	420	0	2
避難者	避難者生活者数（人）	1 日後		531	807	17,569	16,463	711	989
		3 日後		1,148	2,225	21,184	20,103	1,342	2,779
		1 週間後		1,221	2,596	25,963	24,705	1,378	2,922
		1 ヶ月後		116	409	7,833	7,817	104	735

※1：住家は、戸数を棟数として算定。

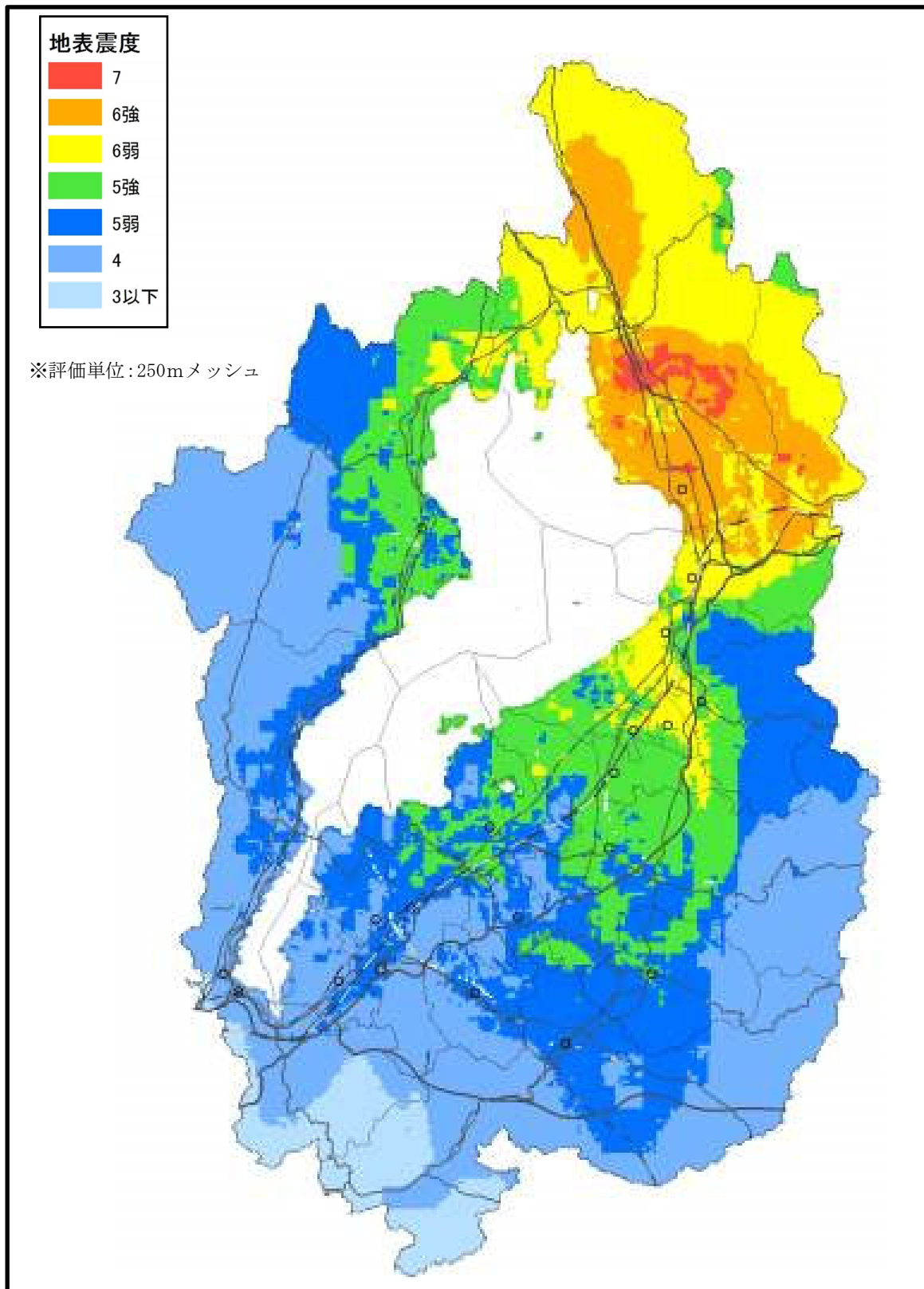
※2：風速は、すべて8m/sec。

滋賀県地震被害想定（概要版）平成26年3月

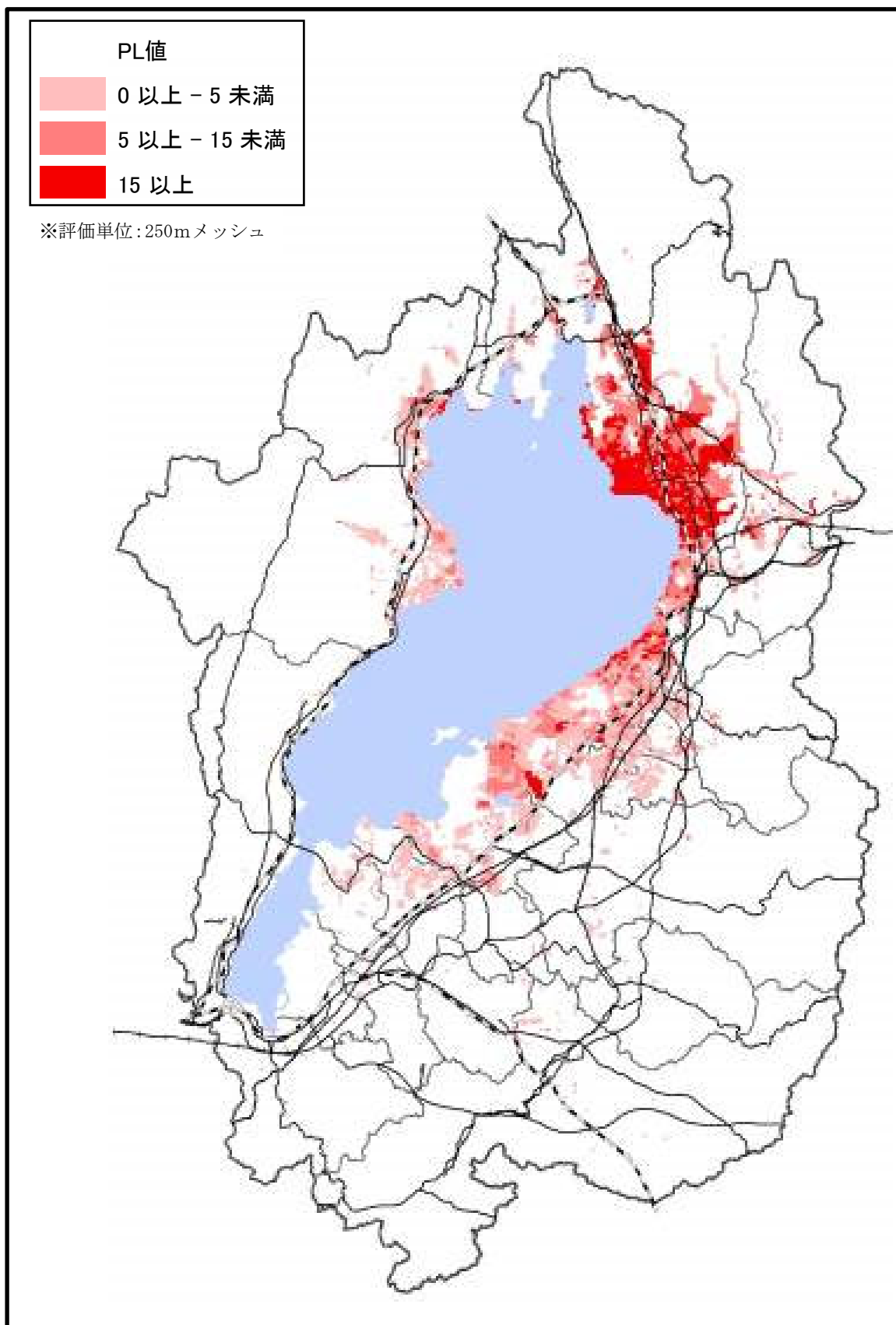
以上の結果より、今後、本市において地震被害想定に用いる地震は、建物、人的被害が最も大きい柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震（Case 1）とする。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震（Case 1）による震度分布及び主要被害状況

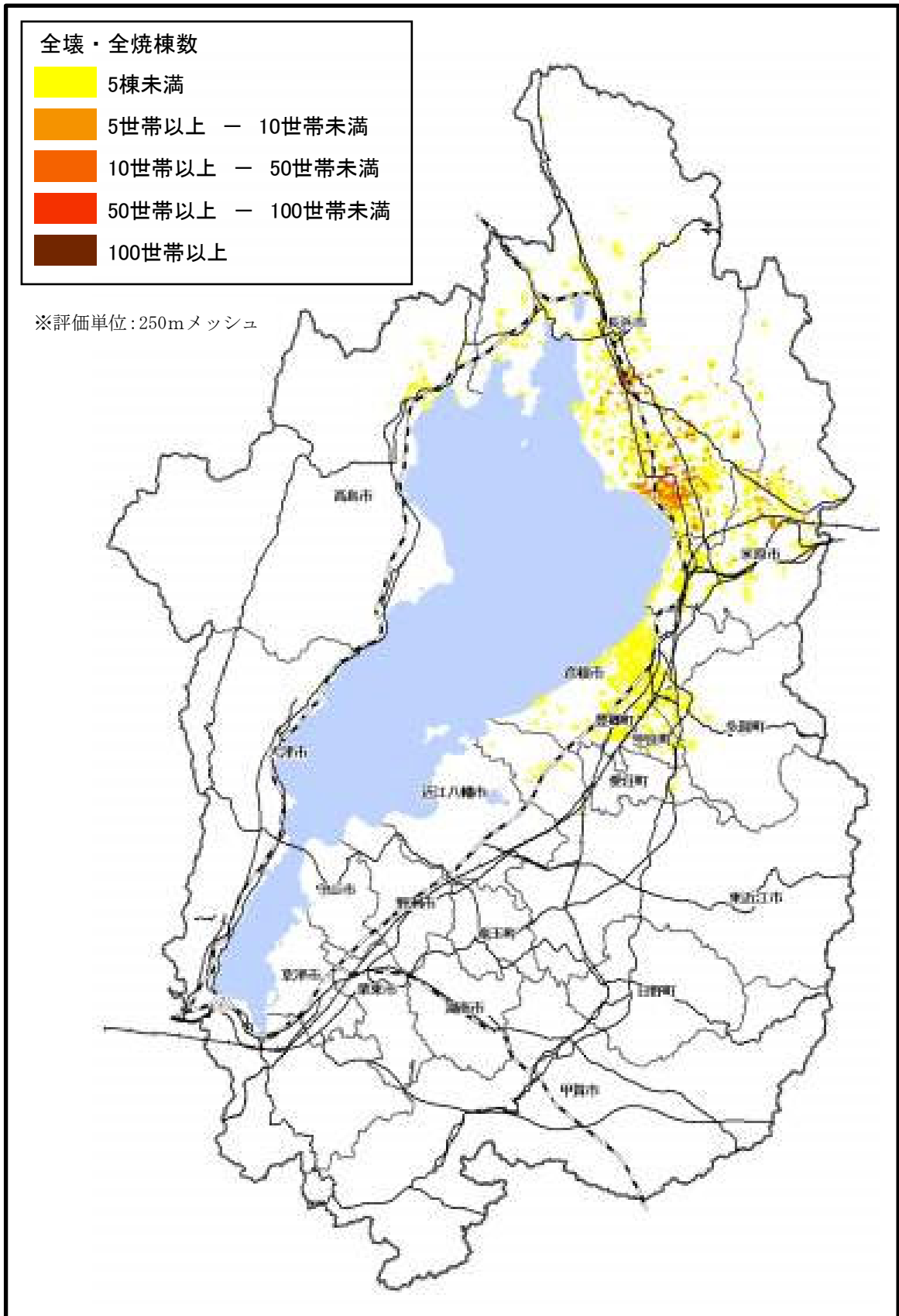
〔震度分布図：柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（Case 1）〕



〔液状化危険度分布図：柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（Case 1）〕



[建物全壊・全焼分布図：柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (Case 1)]



第8 市の防災課題

本市において想定される災害によって発生する被害を防止又は減少させるためには、以下の防災課題に取り組むことが求められている。

1 災害情報の迅速かつ正確な伝達体制の整備

災害による人命被害を回避するうえで必要なことは、市域が拡大された中で災害に関する情報が迅速かつ正確に市民に伝達され、市民が風水害・土砂災害時において予め安全な場所に避難すること及び地震時において迅速に安全な場所に避難することである。そのためには、災害情報が迅速かつ正確に伝達される体制の整備が求められる。

2 災害時における避難体制の整備

災害による被害の発生が予測される場合に、避難の必要な地域の市民が、安全な避難場所に速やかに避難することが、人命被害を回避するために必要である。そのためには、避難情報が出された場合に、市民が安全に漏れなく避難できる体制の整備が求められる。

3 自主防災組織の強化

災害時においては、市民による初期消火、避難誘導、救出、安否確認等の活動が被害の防止、軽減を図るうえで不可欠である。そのためには、自主防災組織を整備、強化し、地域の防災力を高めることが求められる。

4 要配慮者支援体制の整備

災害による被害から高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児等の要配慮者を守ることが特に重要になっている。そのためには、避難に支援が必要な要配慮者を早めに安全な場所に避難させることが必要であり、要配慮者を支援する体制の整備が求められる。

5 住宅等建築物の耐震化推進

阪神淡路大震災では、地震による被害のうち、死者の多くは住宅の倒壊による圧死であり、地震被害を減少させるうえで最も重要なことは、住宅等建築物の耐震化である。そのためには、本市における地震被害想定を踏まえ、耐震性に問題のある昭和56年以前に建設された住宅等について、耐震化を推進することが求められる。

6 防災拠点の整備

災害時において、迅速かつ的確に応急対策を進めることが被害を減少させるうえで必要である。そのためには、市の災害対策の拠点となる庁舎等の公共施設、学校、まちづくりセンター等の避難場所、医療機関、備蓄倉庫、物資集積場所、ヘリポート等の防災拠点施設の耐震化及びそれらを結ぶ道路の整備が求められる。

7 ライフライン対策

人命や財産、都市機能の維持のため、上水道、下水道、ガス、電気等の供給処理施設及び通信施設は、極めて重要な役割を果たしているため、これらの都市施設を段階的に耐震性の高いものに整備していくことが必要である。特に、災害発生直後における水の供給の重要性（消火用水、飲用水、雑用水）を考えると、上水道管や配管類継ぎ手の耐震性向上を図るとともに、緊急時に利用可能な自己水源（井戸等）の確保や、耐震性貯水槽や飲料用貯水槽の設置、その他の方法による水の確保が必要である。

下水道管渠については、液状化のおそれの高い地区での地盤改良等の対策、管渠継ぎ手部での可とう性継ぎ手使用等による耐震性向上の検討、集落排水処理施設における処理場についても、液状化に対する基礎構造対策、配管類継ぎ手の耐震性の向上を図ることが必要である。

その他ガス施設、電力施設、通信施設等は、各事業主体に耐震性の向上等を要請し、各ライフラインの機能の保持に努める必要がある。

第4節 防災ビジョン

第1 防災ビジョン

市計画の防災ビジョンを次のとおり設定する。

1 いのちを守る防災対策

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは行政の最も重要な役割の1つである。特に人命の安全確保を最優先にした防災対策を計画し、事業を推進する。

2 減災の考え方による効果的な防災対策の推進

減災(げんさい)とは、災害時に発生する被害を最小化するための取組である。

災害時に、最も重要な課題について限られた予算や資源を集中し、被害を最小限に抑える効果的な防災対策を推進する。

3 自助・共助・公助の役割分担で防災対策を推進

行政だけで防災対策を実施することは困難である。市民や地域、企業が平常時より災害に対して備えを強化し、一旦災害が発生した場合には自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことが非常に重要である。

市民・企業が自らを災害から守る「自助」と、地域社会が互いを助け合う「共助」、市をはじめとする行政による「公助」との適切な役割分担に基づき、防災対策を推進する。

4 人権尊重、男女のニーズの違い等への配慮

市民には、高齢者、しょうがいのある人、乳幼児・児童、妊産婦、傷病者、外国人など災害時に迅速かつ適切な行動をとることが困難な人や必要な情報が得られないあるいは理解することが困難な人がある。要配慮者のハンディキャップは、その内容や程度が各人異なることを認識し対応する必要がある。すべての人の人権への配慮を基本に防災対策を推進する。

また、被災時に、誰もが安心して安全な生活を送るために、計画の策定や地域活動への女性の参画を促進するなど男女共同参画の視点を取り入れる必要があり、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に努めるとともに、防災計画のすべての事項を通して男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第2 防災ビジョン達成への施策

1 災害時における要配慮者等の避難、救護に係る仕組みの整備

(1) 要配慮者避難支援に係る仕組みの整備

高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している。高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児等の要配慮者は迅速な避難が困難で、避難に際して支援を要する場合がある。よって、予め「要配慮者避難支援に係る仕組み」を整備しておく。

(2) 避難所の整備、福祉避難所の確保

要配慮者は、避難時において、プライバシーの欠如、適切な医療が受けられない、トイレ等設備の不備により、健康を損なうケースが多い。

よって、要配慮者や男女、家庭動物の飼養の有無等のニーズの違いに配慮した安全な避難所を確保する。また、特別な介護等の必要な要配慮者に対して福祉避難所を確保する。

2 震災対策として防災拠点、住宅等の耐震化の推進

(1) 防災拠点の耐震性の確保

大地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる防災拠点（災害対策本部、避難所、物資備蓄倉庫、まちづくりセンター、公共施設等）について必要な耐震性を確保し、迅速な応急対策活動が実施できるよう計画的な整備を行う。

(2) 住宅の耐震化の促進

阪神淡路大震災では住宅の倒壊により多くの人命が失われた。本市においても建築基準法の新耐震基準の施行（昭和56年）前に建築された木造住宅が多く存在している。

住宅の倒壊から市民の命を守るため、新耐震基準施行以前の住宅の耐震診断を行い、それに基づいた耐震補強を積極的に促進する。

3 自主防災組織の強化と組織化の推進

災害時に迅速に活動できるように自主防災組織の強化を図るとともに、自主防災組織が設立されていない地域については組織化に向けた支援を行う。

なお、組織化にあたっては、特に女性や高齢者等の意見が取り入れられるように配慮する。

4 市民・企業への防災情報の提供、防災教育、防災資機材の取扱訓練・指導の推進

市民や企業、各種団体に対して防災に関するさまざまな情報（災害の危険性、防災の取組、災害時の対応等）を提供し、市民や企業自身による防災への備えを促進する。

またワークショップや防災訓練等によって、市民や企業等の防災意識を高め、防災意識を共有できる取組を行う。

5 防災階層を設定した防災まちづくり

市は、災害の防止と安全なまちづくりを推進するため、市域を4つの階層からなる区域に区分し、防災拠点や防災組織等を階層的に整備する。

○防災の基本単位（自治会の区域）

〔防災上の位置づけ〕

- ・災害時において、安全な一時避難場所、避難所の設置及び運営
- ・災害時において、避難誘導や救助活動等を担う自主防災組織の結成及び運営並びに訓練の実施
- ・災害時における救助や消火活動に必要な防災資機材の整備

○防災地区（連合自治会の区域）

〔防災上の位置づけ〕

- ・災害時において、安全な避難場所、避難所の設置及び運営
- ・要配慮者の福祉避難所又は福祉避難室の設置及び運営
- ・災害時における地区医療救護所の設置
- ・災害時の給水拠点の設置
- ・災害時の生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄
- ・災害時における地区のボランティア拠点の設置
- ・防災訓練の実施
- ・自主防災組織の連携

○防災ブロック（分庁舎の区域）

〔防災上の位置づけ〕

- ・災害時において、安全な広域避難場所、拠点避難所の設置及び運営
- ・要配慮者の福祉避難所の設置及び運営
- ・災害時における地域医療拠点の設置
- ・災害時の生活に必要な地域物資集積拠点の設置
- ・災害時における地域ボランティア拠点の設置
- ・地域防災訓練の実施
- ・地域の自主防災組織の連携

○市（全域）

〔防災上の位置づけ〕

- ・災害対策本部の設置
- ・医療救護拠点の設置
- ・災害ボランティアセンターの設置
- ・市の防災体制の整備
- ・総合防災訓練等の実施

6 防災まちづくりの推進

災害から市民の生命及び身体を守るため、災害時に必要な避難場所等の防災拠点を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 防災階層の構築

災害発生時における避難及び応急対策活動において、安全性が高く、効率的でバランスのとれた防災対策を推進するため、防災階層に基づくまちづくりを推進する。

防災拠点や防災組織等を階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向

上を図る。なお、防災階層においては、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

(2) 防災拠点の整備

災害時に市が実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

① 防災拠点施設の整備

災害発生時に、被災状況の調査・把握、災害応急対策の企画・立案、災害応急対策実施の指示命令等、災害時に必要な応急対策を迅速かつ円滑に進める拠点施設を防災拠点とする。市の防災拠点施設に市役所、北部地域の防災拠点施設に北部合同庁舎、防災ブロックの防災拠点施設に分庁舎、地区の防災拠点施設にまちづくりセンターを充てる。

② 医療救護拠点の整備

長浜赤十字病院を湖北地域の災害拠点病院、市立長浜病院を医療救護中心拠点、長浜市立湖北病院を医療救護副拠点、各地域の国保直営診療所を地域医療救護拠点と位置づけ、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療救護の実施、医療救護班の編成等、市の医療救護活動を担う施設として整備する。

また、防災地区の小学校等を医療救護地区拠点と位置づけ、災害時に湖北医師会等と連携して地区内における必要な医療救護活動を実施できる設備の整備を図る。

③ 集積拠点の整備

J A レーク伊吹長浜カントリー、神照カントリー、道の駅「塩津海道あぢかまの里」を援助物資の集出荷を担う集積中心拠点、浅井ライスセンター、虎姫生きがいセンター、J A 北びわこ伊香配送センター、余呉屋内グラウンド、西浅井運動広場体育館を地域における援助物資の集出荷を担う集積副拠点、各防災地区の小学校グラウンド等を集積地区拠点と位置づけ、物資の集積拠点としての必要な整備を図る。

④ ボランティア拠点の整備

ながはま文化福祉プラザを市社会福祉協議会等のボランティア拠点として位置づけ、必要な整備を図る。

⑤ 避難所の整備

災害時における市民の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険の少ない場所に立地する公共施設及び学校、まちづくりセンター等を避難所として指定する。なお、避難所については、安全な避難生活を確保するために必要な設備等の整備を図る。

⑥ 備蓄倉庫の整備

防災地区ごとに備蓄倉庫を整備する。また、自助・共助の観点から市民や自治会（自主防災組織）に最低限の水・食料・防災資機材を整備するよう啓発、指導する。

資料編参照：防災関連施設

⑦ ヘリポートの整備

災害時の緊急輸送に対応するため、ヘリポートを各地域にバランスよく配置・整備する。

地域	臨時ヘリポートの場所
長浜	湖北地域消防本部グラウンド、神照運動公園多目的競技場、豊公園自由広場
浅井	草野川河川敷グラウンドゴルフ場
びわ	奥びわスポーツの森多目的広場、びわ南小学校グラウンド
虎姫	虎姫高校グラウンド、虎姫運動広場運動場
湖北	山本山運動広場運動場、湖北中学校グラウンド、高時川運動広場多目的広場
高月	高月運動広場運動場
木之本	木之本スポーツ広場、木之本中学校グラウンド、伊香分署駐車場
余呉	旧鏡岡中学校グラウンド、ウッディハル余呉駐車場
西浅井	西浅井中学校グラウンド

(3) 防災空間の整備

① 道路空間の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、災害時の交通の確保を図る道路の計画的な整備を推進する。

県により緊急輸送道路に位置づけられている道路及びそれらの道路と市の防災拠点をつなぐ道路を、本市における緊急輸送道路と位置づけ計画的な整備を推進する。なお、緊急輸送道路については、火災が発生した場合における防火帯として、延焼防止機能を併せて整備する。

また、その他の道路については、災害により緊急輸送道路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の緊急輸送や応急対策活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

② 公園・緑地の整備

地震災害時において、火災等が発生した場合の防火帯として公園や緑地等の整備を市街地において推進する。施設を再整備する場合には、災害時に救護所として利用できる施設（平常時は休憩所として利用）の整備を合わせて推進する。

また、学校等のグラウンドを防災地区の避難場所に、各地域の広場等を広域避難場所に指定する。

地域	広域避難場所
長浜	神照運動公園
	豊公園
浅井	浅井ふれあいグラウンド
虎姫	虎姫運動広場運動場
湖北	山本山運動広場運動場
	高時川運動広場
びわ	奥びわスポーツの森多目的広場

地域	広域避難場所
高月	高月運動広場運動場
木之本	木之本グラウンド
余呉	余呉屋内グラウンド
西浅井	西浅井運動広場運動場

7 地域の災害特性に応じた防災体制の確立

本市は、広い地域からなり、河川の氾濫による水害の危険性が大きい地域、集中豪雨による土砂災害の危険性が大きい地域、冬季の雪害が深刻な地域、原子力災害の影響を受ける可能性のある地域など、地域ごとに災害特性が異なっている。一方、地震による災害については、どの地域も大きな危険性を有している。

このような状況を踏まえ、地域の災害特性に応じた防災体制を以下により確立する。

- (1) 地域別に有効な災害対策を実施し得る災害対策組織(北部合同庁舎本部)の確立
- (2) 大災害の発生した地域への防災対策の集中
- (3) 地域別防災対策を推進し得るバランスのとれた防災拠点の整備
- (4) 市域における防災対策活動を有効に結びつける緊急輸送道路の整備

8 想定外の震災等が発生した場合における対策の確立

東日本大震災は、大規模地震、大津波、原発の事故など想定を超える大災害となり、未曾有の被害をもたらした。日本列島は地震多発地帯であり、本市周辺地域においてもこのような災害の発生が皆無とはいえない。よって、国及び県の支援を受けるとともに想定外の震災等が発生した場合の対策を以下により確立しておくことにより、災害時の迅速な対応及び市民生活の安全確保を図ることとする。

(1) 遠隔地の自治体との相互応援協定の締結促進

- 自治体業務実施要員の相互応援
- 生活必需物資の相互応援
- 集団的避難の相互受け入れ
- 建設機械等の相互融通
- ボランティアの相互派遣 等

(2) 流通備蓄体制の充実

- 大規模小売業界との生活必需物資に係る流通備蓄協定の充実
- J Aとの食料品に関する流通備蓄協定の充実
- トラック輸送業界との物資輸送に係る協定の充実
- エネルギー業界との燃料確保に係る協定の充実 等

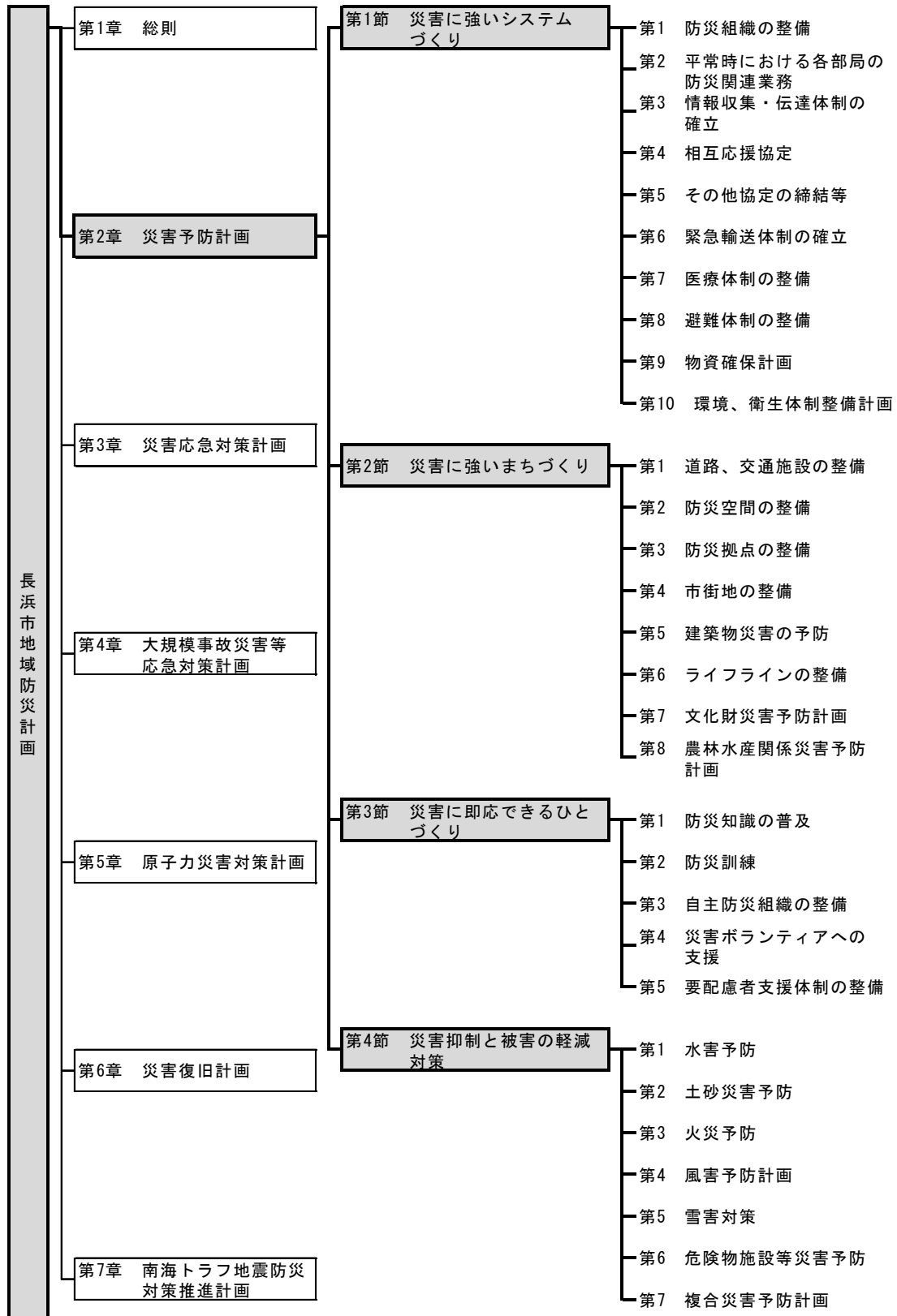
(3) 市業務継続体制の整備

- 市が保管する基本的データのバックアップ体制及び分散保管体制の整備
- データ整備業界との市管理データに係る保管契約の締結
- 市職員OBによる緊急時職務バックアップ体制の確立 等

第2章 災害予防計画



本章の構成



第1節 災害に強いシステムづくり

第1 防災組織の整備

(総務部)

市、防災関係機関、市民及び事業所は、日頃より防災組織の整備推進に努め、防災体制の確立に万全を期すものとする。

1 市

市は、関係法令及び条例等に基づき、次の組織を設置する。

(1) 市防災会議

① 設置の根拠等

市防災会議は、災害対策基本法第16条を根拠とし、市防災会議条例に基づき設置される。

② 所掌任務

ア 地域防災計画を策定し、その実施を推進すること。

イ 本市に係る災害が発生した場合において、災害に関する情報を収集し、その対策を講ずること。

ウ その他法律又はこれに基づく政令により定められたその権限に属する任務に関すること。

③ 組織

市防災会議は、市防災会議条例に基づき組織する。

資料編参照：長浜市防災会議条例

(2) 市災害対策本部及び災害警戒本部

① 設置の根拠等

市災害対策本部（以下「災害対策本部」という）は、災害対策基本法第23条の2を根拠とし、市災害対策本部条例に基づき設置される。また、災害対策本部設置以前の体制として災害警戒本部が設置される。

資料編参照：長浜市災害対策本部条例

② 所掌任務

市地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防及び応急対策を実施する。

③ 組織

災害対策本部及び災害警戒本部の組織については、「第3章 災害応急対策計画」に定める。

(3) 消防団

① 設置の根拠等

消防団は、消防組織法第18条第1項を根拠とし、長浜市消防団の設置等に関する条例に基づき設置される。

② 所掌任務

消防団は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などに従事する。

③ 組織

消防団は、長浜市消防団規則に基づき組織される。

(4) 公的機関等の業務継続性の確保

市や防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 防災関係機関

市域を所管する又は市内にある滋賀県の機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、地域防災計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努める。

3 市民の防災意識の向上と自主防災組織の形成促進

(1) 市民の防災意識の向上

災害対策の基本は、市民が防災意識を高め、災害に備える機運の養成にある。このため、市は、広報等により、市民の防災意識の向上に努める。また、市民は、市が実施する防災訓練等に積極的に参加し、防災意識の高揚に努める。特に、全国各地で発生した過去の大規模地震の教訓として、行政の災害対応能力の充実・強化を図るため、「滋賀県防災プラン」の内容を参考に取組を行う。

(2) 自主防災組織の形成促進

災害対策基本法第5条の規定に基づき、市民が自ら自主防災組織をつくり、防災訓練等の防災活動に参画することを促進する。

4 事業所

消防法第8条の規定により「消防計画」を策定する事業所並びに地域の安全と密接な関連がある事業所においては、災害の未然防止に努め、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努める必要がある。このため、各事業所において、自衛

的かつ自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、消防団とも密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう指導する。

第2 平常時における各部局の防災関連業務

災害発生時において、迅速かつ的確に応急活動を行うためには、平常時からの各課(室)における取組が重要である。

したがって、各課(室)は、平常時の業務に関係するおおむね次表の防災関連業務一覧に示した事務の実施に努める。

また、男女共同参画の視点から、防災危機管理局と市民協働部が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、災害発生時の活動を明確化しておくよう努めるものとする。

[平常時における各部局の防災関連業務一覧]

所管	所掌事務	備考（課・室名）
共通	防災拠点の整備 公共建築物対策（耐震化等）の推進 各種応援協定の締結推進 避難所の整備 避難所のバリアフリーの推進 各種災害対応マニュアルの整備 防災機器の取扱いや各種マニュアルの習熟など	
防災危機管理局 総務部	臨時ヘリポートの指定 避難所の指定 避難場所及び避難所の周知 市民の防災意識の高揚及び防災知識の普及 職員に対する防災教育 防災上重要な施設管理者等に対する防災教育 各種災害を想定した防災訓練の実施 自主防災組織の育成 情報収集・伝達手段（ハード）の整備 防災資機材の整備 緊急通行車両事前届け出の申請 庁舎施設等の被害調査マニュアル整備など	防災危機管理課 総務課 人事課 財政課 契約管理課 会計課 議会事務局
未来創造部	広報マニュアルの整備 情報収集・伝達体制（ソフト）の整備 災害時用ホームページの整備 コンピューターシステムの維持管理、データのバックアップ	政策デザイン課 秘書広報課 未来こども若者課 デジタル行政推進課
市民協働部	自治会への連絡手段の確保 外国人への災害情報提供体制の整備など 文化財防火施設の整備拡充 災害対応への女性の参画促進	市民活躍課 生涯学習課 文化福祉プラザ室 文化スポーツ課 国スポ・障スポ大会推進室 人権施策推進課

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強いシステムづくり

所管	所掌事務	備考（課・室名）
市民生活部	避難所運営マニュアルの運用・改善 災害時におけるごみ処理体制の整備 災害時におけるし尿処理体制の整備 廃棄物に関する被害調査マニュアルの整備 廃棄物処理施設被害調査マニュアルの整備 仮設トイレの確保など 死体(遺体)の安置やその対応の整備 市民に対する防災知識の普及 避難場所及び避難所の周知	環境保全課 保険年金課 市民課 税務課 滞納整理課 くらし窓口課
健康福祉部	災害時医療救護体制の整備 医療施設・設備の整備 医薬品等の確保 災害時医療計画の策定 要配慮者支援体制の整備 災害時要配慮者避難支援計画の作成 福祉避難所の整備 洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備 福祉施設等における避難対策 災害救助法に関する事務 ボランティアとの連携体制の整備 ボランティアコーディネーター等の育成 専門ボランティアとの連携体制の構築 ボランティア活動環境の整備など	社会福祉課 しょうがい福祉課 こども家庭支援課 健康推進課 健康企画課 地域医療課 介護保険課 長寿推進課
産業観光部	農林水産施設の改修及び整備 集積拠点の整備 緊急輸送体制の確立 災害時における物資確保体制の確立 農林水産施設被害調査マニュアルの整備 備蓄の推進 農業用ため池の整備など	商工振興課 文化観光課 農業振興課 田園整備課 北部産業振興課
都市建設部	道路（緊急輸送道路を含む）の整備 橋りょうの整備 横断歩道橋の整備 公園の整備 市街地の整備 建築物災害の予防 耐震、耐火建築物の重要性の広報（耐震診断の促進） 耐震改修促進計画の作成、住宅の耐震化促進 応急危険度判定の体制整備 住宅の被害調査マニュアルの整備 被災建築物・宅地応急危険度判定実施マニュアルの整備 道路被害調査マニュアルの整備 災害復旧機器・資材等の備蓄 情報システムの整備 中小河川の整備 急傾斜地・砂防事業の推進 土砂災害警戒区域等の周知 除雪体制の整備 下水道施設（農業集落排水施設を含む）の整備 下水道被害調査マニュアルの整備 下水道業務継続計画模擬訓練の実施	都市計画課 道路河川課 建築課 住宅課 建設監理課 北部建設課 下水道総務課 下水道施設課

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強いシステムづくり

所管	所掌事務	備考（課・室名）
市立長浜病院 長浜市立湖北 病院 国保直営診療 所	医療施設・設備の整備 医療施設の避難対策 医薬品等の確保 災害時医療計画の策定など	市立長浜病院 長浜市立湖北病院 地域医療課
教育委員会	学校、幼稚園、保育園、認定こども園における防災教育 学校等における避難対策 学校における防災マニュアルの整備 洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設 への情報伝達体制の整備など	教育総務課 教育改革推進室 すこやか教育推進課 教育指導課 幼児課

第3 情報収集・伝達体制の確立

(防災危機管理局、総務部、未来創造部、市民協働部、健康福祉部、市民生活部)

1 情報収集・伝達体制の整備

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合の災害応急対策の迅速かつ的確な実施に必要な災害情報の収集・伝達体制を予め確立する。

(1) 情報収集体制の整備

災害時における情報収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数の方法を確保する。

① 気象予警報

気象予警報等については、彦根地方気象台が発表した情報を県防災行政無線によって収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ・ラジオ等による情報確認並びに隣接市町への確認等を併せて実施する。

② 雨量情報・水位情報

雨量及び水位情報については、各観測所のデータを収集するとともに、姉川・高時川の洪水予報を県土木防災情報システムによって収集する。また、インターネットで土砂災害警戒情報によるリアルタイム情報等を併せて確認する。なお、琵琶湖洪水予報については、県から県土木防災情報システムによって収集する。

③ 地震情報

地震情報については、気象庁（彦根地方気象台）が発表した情報を県防災行政無線及びJアラートによって収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ・ラジオ等による情報確認等を併せて実施する。

④ 被害情報

被害情報については、市職員・消防団・防災関係機関及び市民等からの情報収集を基本とする。

⑤ 連絡調整窓口の設置

避難情報の発令やそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2) 情報伝達体制の整備

災害時における情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルート の多重化を図る。また、市防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

① 災害情報の伝達

災害時における情報伝達は以下の6つを基本とする。

ア 県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達については、県防災情報システム、県防災行政無線及び移動系防災行政無線、総合防災情報システム（SOBO-WE B）により行う。

イ 市民への情報伝達

市民への情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、以下の方法で実施する。

- (ア) 同報系防災行政無線による情報伝達
- (イ) 広報車による情報伝達（予め広報文を作成する）
- (ウ) テレビ・ラジオ（NHK大津放送局、びわ湖放送、エフエム滋賀、ZTV等以下同じ）を通じた情報伝達（放送依頼）
- (エ) 長浜市安全安心メール（携帯電話）による情報伝達
- (オ) 長浜市公式LINEによる情報伝達
- (カ) インターネットによる情報伝達
- (キ) CATV（行政チャンネル）による情報伝達
- (ク) 緊急速報メール
- (ケ) サイレン
- (コ) Lアラートによる広報
- (サ) Yahoo!防災速報（携帯アプリ）による情報伝達

ウ 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の住民への情報伝達

水防法第15条に基づく琵琶湖、姉川及び高時川、余呉川、天野川の洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域等に係る住民への情報伝達については、市民への情報伝達に加えて以下の情報伝達を実施する。

なお、本市内には、水防法第15条第1項第3号に規定する「地下街」は、水防法第14条の規定により指定された洪水浸水想定区域内には存在しない。ただし、「地下街」とは、地下に設けられた不特定多数の者が利用する歩道に面した商店街をいう。

- (ア) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の住民への情報伝達方法
 - ・自治会（自主防災組織）による情報伝達（連絡網の整備）
 - ・市職員による口頭の情報伝達（区域ごとに情報伝達担当者を配置する。）
- (イ) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域ごとの避難場所及び避難経路

エ 要配慮者への情報伝達

- (ア) 要配慮者への情報伝達については、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に係る住民への情報伝達に加えて自治会等における情報伝達体制の整備を推進する。
- (イ) 電気等のライフラインがストップした場合でも、情報支援の必要な要配慮者に必要な情報が伝達できる手段を構築する。

オ 外国人への情報伝達

- (ア) 外国人のネットワークを活用した情報伝達

カ 観光客等への情報伝達

- (ア) ホテル・旅館を通じた情報伝達

② 情報伝達系統

風水害時における情報伝達系統（連絡網）を予め作成し、情報伝達の万全を期す。

- ア 風水害時における自治会への伝達系統
- イ 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に係る住民への情報伝達系統
- ウ 自治会等における要配慮者及び支援者への情報伝達系統

2 情報伝達手段の整備（ハードの整備）

災害情報を迅速かつ的確に伝達するためには、情報伝達手段の質的、量的な整備が必要であり、以下の整備を検討する。

(1) 防災行政無線の機能充実

大地震により有線放送電話が途絶した場合の情報伝達手段として、同報系防災行政無線及び全国瞬時警報システム（Jアラート）が整備済みである。同報系防災行政無線のデジタル化を整備中である。

(2) 情報伝達手段の多重化

市民に対する情報伝達漏れを回避するため、情報伝達手段の多重化を図る。

- ① 無線関係
 - 同報系防災行政無線
- ② 市の防災ホームページによる情報発信
- ③ メール・SNS配信システム等による広報
 - ・長浜市安全安心メール
 - ・長浜市公式LINE
 - ・Yahoo!防災速報（携帯アプリ）
 - ・しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等のメール・SNS配信システムの活用
- ④ FAX
 - 聴覚しょうがいのある人を中心としたFAX送信体制の整備

第4 相互応援協定

(総務部、関係各部署)

市域に大災害が発生した場合、市の防災能力ではこれに対応することが困難な場合が考えられる。このため、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、県内外を問わず、広域に市町間の相互応援協定の締結を図る。また、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

資料編参照：災害時の相互応援協定等

1 協定を結ぶべき事項

市町相互応援協定において締結すべき主な事項は、次のとおりである。

(1) 応援の種類

- ① 情報収集、情報発信、調査等の活動の応援
- ② 消防、救急救助、水防、土砂災害、危険物施設災害等の災害対策活動の応援
- ③ 医療、救護、防疫、保健衛生等の活動の応援
- ④ 救助救出、行方不明者の捜索、遺体処理、火葬等の活動の応援
- ⑤ 道路、橋りょう、防災基幹施設等土木及び建築関係の応急措置、応急復旧等の応援
- ⑥ 緊急輸送、輸送拠点、物資配送センター、炊き出し、物資の分配等の活動の応援
- ⑦ 上水道、給水関係等の活動の応援
- ⑧ 避難、福祉、応急教育等の活動の応援
- ⑨ ごみ・がれき処理、し尿処理等の活動の応援
- ⑩ 上記に関連する施設等の応急処置、応急復旧等の応援
- ⑪ 避難者、傷病者、感染症患者、被災児童、要配慮者等、上記に関連する救援を要する者の受入れ又は関連施設の提供
- ⑫ 応援市町において輸送拠点、物資配送センター、遺体処理、火葬、ごみ・がれき処理施設、し尿処理施設等の設置又は提供
- ⑬ 上記各項に関連する通信機、車両、船舶、重機、機器、機材、資材、医薬品等各種薬品等の提供
- ⑭ 上記各項に関連する職員、技能者、ボランティア等災害応急対策要員の派遣、幹旋
- ⑮ 食料、生活必需品、飲料水及び仮設トイレ等生活用資機材の備蓄及び提供
- ⑯ 被災者の住宅の幹旋
- ⑰ コンピューター相互バックアップ
- ⑱ その他の事項

(2) 応援要請の手続き

- ① 被害の状況
- ② 必要とする物資、車両、機材等の品目及び数量
- ③ 必要とする職員の職種、人数及び活動内容

- ④ 応援場所、応援場所への経路、集結地等
- ⑤ 応援を必要とする期間
- ⑥ その他特に希望する事項等

(3) その他協定に必要な事項

- ① 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）の行為
- ② 災害発生時に、通信途絶等により被災市からの要請がなく、甚大な被害が予想される場合の応援市の自主的な応援活動等に関する事項
- ③ 応援に要した経費の負担
- ④ 応援市の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費の負担
- ⑤ 応援市の職員が業務上により第三者に損害を与えた場合の賠償等
- ⑥ 平常時、又は緊急時の連絡責任者の設置及び会議等の開催
- ⑦ 応援時に災害対策活動が確実かつ円滑に行われるための指揮、会議等の事項
- ⑧ 協定に基づき応援が円滑に行われるための体制の整備等に関する事項
- ⑨ 防災訓練への相互参加等に関する事項
- ⑩ その他、協定の実施に関し必要な事項又は定めがない事項等

2 応援要員の確保

相互応援協定締結市町はもとより、他の市町からの応援要請を受けた場合は、直ちに要員を派遣するものとする。ただし災害対策活動又は市の業務に支障のない範囲とするとともに、要員の派遣が長期に及ぶ場合には、交替要員を確保し、適宜交替を行うものとする。また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

[相互応援協定を締結している市町等]

相互応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
大規模災害時における相互応援に関する協定	妙高市	令和4年2月14日	・食料・飲料水・生活必需品・車両・関連資機材などの提供 ・被災者の救出・医療・施設など応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供 ・職員の派遣 ・児童生徒の受け入れ ・ボランティア・住宅の斡旋等
災害時における相互応援協定	鯖江市	平成7年9月1日	
災害時における相互応援協定	大垣市・彦根市	平成8年2月6日	
災害時相互応援協定	台東区	令和3年3月25日	
災害時における相互応援協定	沼津市	平成24年1月17日	
大規模災害時における相互応援協定	大府市	平成18年8月26日	
災害応援協定に関する協定	揖斐川町 (旧坂内村)	平成13年6月13日	
大規模災害時における相互応援に関する協定	大東市	平成27年3月2日	
大規模災害時における相互応援に関する協定	泉南市	平成28年11月20日	
姉妹都市災害相互応援協定	たつの市	平成13年9月29日	

相互応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定	西之表市	平成26年6月6日	
滋賀県市長会 災害相互応援協定	県内各市	平成24年11月27日	
災害時等の応援に関する 申し合わせ	近畿地方整備局	平成24年4月23日	・ 職員の派遣 ・ 車両等の貸付 ・ 情報の収集、提供
滋賀県湖北ブロック 消防相互応援協定	彦根市、米原市	昭和42年11月24日	・ 消防相互応援
長浜市・長浜市消防団・揖斐川町・揖斐川町消防団相互応援協定	岐阜県揖斐川町(旧坂内村)、揖斐川町消防団(旧坂内村消防団)	平成17年1月17日	

(令和6年8月現在)

3 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や、各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第5 その他協定の締結等

(総務部、関係各部署)

災害時に、速やかに応急対策活動を実施するためには、民間の力を最大限活用することが不可欠である。よって、平常時において協定を締結し、必要に応じて訓練を行うなど、災害時に必要な資機材、物資等を円滑に調達する体制を整備する。

資料編参照：災害時の相互応援協定等

1 協定締結の推進

災害時に備え、以下の協定締結を推進する。

(1) 物資の流通備蓄

災害時に必要な物資のうち、公的備蓄することが困難な以下の物資について、流通業者と協定を締結し、流通備蓄を推進する。

- ① 食料
- ② 飲料水
- ③ 生活必需品
- ④ 仮設トイレ
- ⑤ 医薬品
- ⑥ その他

(2) 防災資機材、車両等の提供

災害時の応急対策に必要な防災資機材、車両等について、建設業者、運送業者等と協定を締結し、随意契約の活用によって速やかな災害応急対策ができる体制を確立する。

- ① 防災資機材
- ② 重機
- ③ 運送車両
- ④ その他

(3) 人材の確保

災害時の救護活動等に必要となる医師、看護師、薬剤師、歯科医師等、資格を有する人材を確保するため、医師会、薬剤師会、歯科医師会等と協定を締結し、応急救護活動体制を確立する。

(4) 担い手の育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

2 協定の締結方法

協定の締結にあたっては、以下の点に留意する。

(1) 市内業者との協定締結

災害時に必要な物資等の迅速な提供を確保するため、市内業者との協定締結を推進する。

(2) 広域で営業している業者との協定締結

災害時に市内業者の物資が被災する事態を想定し、広域で営業している業者との協定を締結することにより、災害による被災リスクの回避を図る。

(3) 複数の業者との協定締結

災害による被災リスクの回避を図るため、同一内容の協定を複数の業者と締結する。

3 協力企業登録制度の創設

協定の締結を促進するため、災害時協力企業登録制度を創設し、災害時において協力してもらえる業者を公募する。

[応援協定を締結している団体等]

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時応援に関する協定	長浜地方卸売市場	平成12年9月7日	・被災地域の市民に供給する生鮮食糧品の提供及び搬送
災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定	長浜商店街連盟	平成18年1月18日	・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給及び搬送
	(株)ユタカファーマシー	平成20年1月17日	
災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	イオンビッグ(株)	平成28年5月27日	・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給
	イオン(株)近畿カンパニー	令和2年5月29日	
	(株)平和堂	平成31年2月1日	・一時避難場所としての駐車場等の供給
	生活協同組合 コープしが	令和5年3月23日	
	えきまち長浜(株)	平成31年2月1日	・一時避難場所としての施設等の提供
災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	(株)コロワイドMD	令和2年1月29日	・一時避難場所(帰宅困難者受入施設)としての施設の提供と炊き出しの運営
	グランドメルキュール琵琶湖リゾート&スパ	令和2年1月7日	・帰宅困難者受入施設としての施設の提供
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	(社)滋賀県建設業協会長浜支部	平成17年5月16日	・人命救助、公共土木建築施設の応急復旧、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に必要な土木資機材、労力等の提供
	長浜建設業組合	平成22年4月26日	
	長浜総合建設組合	平成22年9月28日	
	長浜木材工業協同組合	平成21年3月16日	
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	株式会社スギ薬局	平成20年4月20日	・飲み薬、外用薬、医療用具等の応急生活物資の提供
災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定	三笠コカ・コーラボトリング(株)	平成20年3月24日	・災害時における飲料の提供 ・通常及び災害時における災害救援型自動販売機の設置運用に係る相互協力

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強いシステムづくり

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時におけるL P ガス等供給の協力に関する協定	社団法人滋賀県L P ガス協会長浜支部	平成21年12月22日	・災害時におけるL P ガスの供給
L P ガスに係る災害応急復旧に関する協定	社団法人滋賀県L P ガス協会東浅井伊香支部	平成21年9月15日	・災害時におけるL P ガスの供給
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	平成21年7月6日	・災害時における電気設備の応急復旧
災害時におけるし尿、浄化槽汚泥、一般廃棄物の収集運搬に関する災害無償支援協定	湖北清掃事業協同組合	平成21年11月2日	・災害時におけるし尿、浄化槽汚泥、一般廃棄物の収集運搬に関する支援
	湖北環境協同組合	平成21年11月2日	
災害時における物資供給に関する協定	N P O 法人コメリ災害支援センター	平成19年11月20日	・災害時における物資供給
	(株) ナフコ	平成30年10月15日	
災害時における応援救護活動への応援に関する協定	(社)滋賀県建設業協会伊香支部	平成21年6月15日	・災害時における応援救護活動への応援
災害時における(郵便事業)相互協力に関する覚書	長浜市内郵便局	平成10年9月1日	
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	長浜キヤノン株式会社	平成25年7月4日	・災害時における応援救護活動への応援
災害時における応急対策に関する協定	三和シャッター工業株式会社	平成27年3月24日	・公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理
災害時における要援護者支援の協力体制について協定	高齢福祉法人・しょうがい福祉法人・農業協同組合45法人	平成25年3月28日	・避難所の設置・運営をはじめとし、物資の提供や人材派遣などの協力体制

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強いシステムづくり

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時における宿泊施設の提供と福祉用具の供給について協定	長浜旅館組合（18事業者）奥びわ湖旅館組合（9事業者） （株）アクシア、（株）宇津木ケアサポートおうみ、ケアパートナーヨシイ、こほくあおぞらかんのん、（有）スマイルメディカル、田中ビジネスサポート（株）、（株）ニチイ学館ニチイケアセンター湖北、（株）ノーブレイク、（有）ふれあいサポート、ヨコタライフサービス、（株）ライフ、（株）ライフケアーズ	平成26年2月10日	・災害時、要配慮者のための宿泊施設の提供 ・避難生活における福祉用具の供給及び使用にあたってのアドバイス
災害時における福祉用具の供給に関する協定	新江州株式会社	平成28年2月1日	・避難生活における福祉用具の供給
	株式会社橋本クロス	平成28年3月1日	
災害時における井戸水の使用に関する協定	長浜水道企業団・日本電気硝子（株）滋賀高月事業場・三菱ケミカル（株）滋賀事業所・ヤンマー（株）小型エンジン事業本部総務部	平成28年3月2日	・災害緊急時における井戸水の使用、提供
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人湖北医師会	平成28年2月1日	・災害時の医療救護活動としての医師の派遣
	一般社団法人湖北薬剤師会	平成28年7月29日	・災害時の医療救護活動としての薬剤師の派遣
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人湖北歯科医師会	平成28年4月22日	・災害時の歯科医療救護活動としての歯科医師の派遣
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	新江州株式会社・セツカートン株式会社	平成28年4月18日	・災害時における段ボール製品（ベッド、シート、間仕切り）の提供
災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー株式会社	平成27年5月25日	・ホームページキャッシュサイトの掲載 ・災害発生時の緊急情報をヤフーサービス上に掲載 ・ヤフー・ブログによる災害情報発信
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成28年10月27日	・備蓄用地図の貸与 ・一定期間の複製利用許諾 ・WEB用住宅地図の提供
災害時における公共土木施設等の応急対策業務に関する協定	滋賀北部測量設計協同組合	平成29年8月25日	・被災状況調査及び情報収集 ・災害時の復旧に必要な測量及び調査並びに設計業務 ・応急対策に必要な技術者の派遣及び資機材の支援

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強いシステムづくり

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時における棺その他の葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	滋賀県葬祭事業協同組合	平成29年11月6日	・災害時における棺その他の葬祭用品の供給及び作業等の役務の提供 ・遺体安置施設等の提供及び遺体の搬送
災害時における要配慮者等の支援に関する協定	湖北地域介護サービス事業者協議会	平成29年11月13日	・福祉避難所の開設及び運営 ・緊急入所施設としての要配慮者等の受入 ・福祉避難所等への人員派遣及び物資の供給・貸与 ・福祉避難所等への送迎
災害時等における緊急告知ラジオ放送に関する協定	(株)エフエム滋賀	令和元年11月27日	・災害発生時の情報や避難情報を緊急告知ラジオにより放送
自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	一般社団法人 滋賀県下水道管路維持協会	令和2年4月17日	・災害等により被災した下水道管渠施設の復旧の支援
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	令和2年4月17日	・災害時における被災した下水道施設の被害の拡大防止と復旧のための技術的支援
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	令和2年4月17日	・災害等により被災した下水道管路施設の機能の復旧支援
災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定	一般社団法人 ドローン防災・産業協会	令和3年12月1日	・災害時における空撮、撮影した映像の提供
災害時における浴場施設利用等に関する協定	新木産業株式会社	令和5年2月20日	・被災者の浴場施設利用
災害時における什器・備品等の供給に関する協定	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション	令和5年2月28日	・災害時における什器・備品等の提供
災害時における移動式宿泊施設の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和6年3月29日	・災害時における移動式宿泊施設等の提供
災害時における被災者支援に関する協定	滋賀県行政書士会	令和6年4月22日	・災害時に必要となる各種行政手続の被災者支援

(令和6年8月現在)

第6 緊急輸送体制の確立

(防災危機管理局、総務部、未来創造部、市民協働部、産業観光部、都市建設部、市民生活部)

道路及び輸送体制は、防災活動の根幹であり、その確保は最優先されなければならない。大災害に備えて、輸送体制の整備を図る。

1 緊急輸送体制

(1) 車両の確保

- ① 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。
- ② 緊急時のため、必要に応じ業者等と車両提供の協定を結ぶ。
- ③ 道路、橋りょうの被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車を整備する。

(2) 事前届け出制度

災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制が実施された場合、災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両については、長浜警察署長及び木之本警察署長に対し、予め事前届け出の申請（様式編P35参照）を行う。

(3) 集積拠点の指定等

- ① 物資の受入れ、保管配送のための集積拠点（物資配送センター）として、J Aレーク伊吹長浜カントリー、神照カントリー、道の駅「塩津海道あぢかまの里」、浅井ライスセンター、虎姫生きがいセンター、J A北びわこ伊香配送センター、余呉屋内グラウンド、西浅井運動広場体育館を指定する。
- ② 配車、車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

2 緊急輸送ネットワークの整備

災害時の輸送のため定められた緊急輸送道路と併せて、次の輸送手段との連携を図った緊急輸送ネットワークの整備を図る。

- ① 緊急輸送道路等の道路と車両による輸送
- ② 鉄道による輸送
- ③ 湖上航路、緊急輸送港湾（長浜港、大浦漁港及び尾上漁港）と舟艇による輸送
- ④ 臨時ヘリポートの開設と航空機等による空中輸送
- ⑤ 交通途絶の場合の人力による輸送

第7 医療体制の整備

(健康福祉部、市立長浜病院、長浜市立湖北病院)

災害、特に地震の場合、建物の倒壊等により多数の負傷者が発生することが予測されるので、予め災害時の医療体制を確立し、災害時の応急医療に万全を期す。

1 災害時医療救護体制の整備

(1) 近隣市町、広域市町との医療救護に関する相互応援協定の締結

災害時における医療救護体制を整備するため、近隣市町及び広域市町との医療救護協定の締結を推進する。

(2) 医療救護所設置予定場所

医療救護所は、地区ごとに下表の施設を災害発生時に医療救護活動を行うための拠点として設置する場所として位置づける。

〔医療救護所設置予定場所〕

番号	地区	名 称	所在地
1	旧長浜	長浜小学校	高田町 9-9
2	六荘	南中学校	永久寺町 810
3	南郷里	南郷里小学校	南田附町 352
4	神照	神照小学校	神照町 311
5		長浜北小学校	八幡中山町 1310
6	北郷里	北郷里小学校	春近町 353
7	西黒田	長浜南小学校	加田町 1460
8	浅井	湯田小学校	内保町 1051
9		浅井小学校	当目町 54
10		旧上草野小学校	野瀬町 703
11	びわ	びわ中学校	弓削町 460
12	虎姫	虎姫学園	五村 88
13	湖北	湖北中学校	湖北町速水 1191
14	高月	高月小学校	高月町高月 738
15	木之本	木之本中学校	木之本町木之本 682
16	余呉	余呉小中学校	余呉町中之郷 777
17	西浅井	西浅井中学校	西浅井町塩津中 312

(3) 医療機関等との調整

市は、災害拠点病院である長浜赤十字病院や市立長浜病院、長浜市立湖北病院、国保直営診療所、湖北医師会、湖北歯科医師会、関係機関と災害時の応急医療活動体制を確立するため、平素から調整を図っておく。なお、長浜赤十字病院は、県計画では湖北地域における地域災害拠点病院として位置づけられている。

区分	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院		大津赤十字病院
地域災害拠点病院	湖北保健医療圏	長浜赤十字病院

(4) 難病患者への対応

市は、県と連携し、難病患者に対する救護活動については、「滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアル」に基づき、対象者の状況把握や市・支援機関との連携などの体制整備に努める。

(5) 人工透析者への対応

慢性腎不全により人工透析が必要な者の安全確保については、「滋賀県災害時人工透析対応マニュアル」に基づき、県、透析医療機関や関係団体と連携し、災害発生時の連絡体制及び患者の受入体制の整備に努める。

(6) 在宅療養者への対応

市は、県と連携し、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用して療養中の患者は、代替の機器等が確保できず生命に危険が生じるおそれがあり、在宅での療養を継続することが困難となる可能性が極めて高いことから、在宅療養者の安否確認体制の構築、搬送、地域外の医療機関との連携などの体制整備に努める。

2 医療施設・設備の整備

- (1) 医療施設の耐震診断を推進する。
- (2) 医療施設で、耐震性に課題のあるものは、当該機関において耐震構造化等に努める。
- (3) 医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の設置につき、転倒・転落防止を行う等、大震災に耐えられるよう、整備を推進する。
- (4) 医療施設は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 医薬品等の確保

(1) 病院等との在庫協定

市立長浜病院、長浜市立湖北病院、国保直営診療所において医薬品の備蓄に努めるとともに、市域のほかの病院等についても湖北医師会等関係機関を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについて協力を要請する。

また、湖北薬剤師会に対しても、医薬品調達について協力を要請する。

(2) 相互応援協定

近隣市町、広域市町との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努める。

(3) 医薬品供給業者との協定

緊急時の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

4 緊急輸送手段の確保

(1) 病院付近の道路の整備

災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路及び橋りょうの整備に努めるほか、ヘリコプター発着指定地とを結ぶ道路の整備に努める。

(2) 病院を中心とする道路の取締り等の強化

病院を中心とする主要道路は、県警察の協力を得て、不法駐車等の取締りを厳しくし、偶発的災害に備えるとともに、広報等で市民に十分な理解を得るよう努める。

5 医療機関等における災害時医療計画の策定

医療関係機関は、地震等大規模災害時に適切な応急医療活動を遂行するため、「災害時医療計画」を定めるものとする。

第8 避難体制の整備

(各部局)

市は、地震の発生による家屋倒壊や大規模火災などから市民が安全に避難できるよう避難計画を策定する。

市は、県計画に基づき、市域や県域を越える避難（広域一時滞在）が円滑に行われるよう広域避難計画、市域や県域を越えて他地域からの避難者を受け入れる計画を策定するよう努める。

また、避難地、避難路、避難場所、避難所（広域避難所）等の整備を推進し、災害に備えた管理・運営体制を確立する。

1 避難計画、避難者受入計画の策定

市は、地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、地域の実情に応じた避難計画を策定する。また、大災害時における市域を超える避難（広域一時滞在）の実施について、県計画との整合を図りつつ今後速やかに策定を検討する。併せて、市域や県域を越えて他地域からの避難者を受け入れる計画を策定するよう努める。

(1) 避難計画

市は、地震等の大災害時において、地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるように避難計画を策定する。具体的には、策定済みの「水害時避難情報判断・伝達マニュアル」を地震災害に拡大する方向で、今後速やかに策定する。また、大災害時における市域を超える避難（広域一時滞在）については、県計画の策定を踏まえて必要事項を定める。

(2) 避難者受入計画

市は、地震等の大災害時において、市外から避難者を受け入れることを想定した避難者受入計画を策定する。また、市町外からの避難者受入れのため、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等を予め決定しておくよう努める。具体的には、県計画の策定を踏まえて、策定済みの「水害時避難情報等判断・伝達マニュアル」を他地域からの避難者受入に拡大する方向で、今後速やかに策定する。また、受入計画策定にあたって、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについては、住民票の有無等にかかわらず受け入れる体制を整備する。

2 避難地、避難路、避難場所等の整備

(1) 地震防災対策特別措置法に基づく避難地、避難路の整備推進

市は、避難計画に基づいて的確な避難地、避難路の設定及び整備を推進する。

県は、市による避難路、避難地の指定整備を支援するため、地震防災緊急事業五箇年計画に該当する事業を位置づけ、推進を図る。

(2) 避難地（避難場所）、避難路（避難経路）の設定及び整備

市は、避難計画に基づき、市民の安全を確保するため、地域の実情を踏まえ、避難地（避難場所）や避難路（避難経路）の設定及び整備、住民への周知を行う。

市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(3) 避難所における要配慮者への配慮

市は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や県作成の「誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目」等を参考に、バリアフリートイレ、スロープ、手すり、FAX等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。

(4) 避難所における良好な生活環境の確保と感染症対策

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、予め避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災危機管理局と健康福祉部が連携して、必要な場合には、専用スペースへの誘導等の対応、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

(5) 避難所又はその近傍における避難生活に必要な物資の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

(6) その他

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、予め、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場

所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、予め、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

3 避難所・避難場所の指定

災害から市民の生命を守るうえで、身近なところに安全な避難所・避難場所が確保されていることが極めて重要である。したがって、連合自治会を単位とした「防災地区」、基礎的単位である「自治会」ごとに、避難所・避難場所をバランスよく整備するものとする。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災危機管理局と健康福祉部が連携して、対応策を検討する。なお、市本部が設置する避難所において、避難者の受入れが困難と判断された場合は、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）等を活用し、ホテルや旅館等を避難所として活用できるよう検討する。市では、以下の避難所・避難場所を定める。

(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所であり、指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設である。指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

本市においては、指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねることとし（以下、文中では単に避難所と記す。）、市が指定・管理を行う。避難所は、学校やまちづくりセンター等を基本とし、避難者の数に応じて開設できるよう整備を図る。

(2) 一時避難場所

一時避難場所は、自治会（自主防災組織）が災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所として、自治会内の集会施設や公園、広場等を自治会（自主防災組織）が指定・管理を行う。

(3) 広域避難場所

広域避難場所は、大規模な火災の延長による危険から一時的に避難する場所として、延焼の危険性が少ない広大な面積を確保できる公園等を市が指定する。

(4) 福祉避難所

福祉避難所は、一般の避難所生活が困難であるしょうがい者、医療的ケアを必要と

する者等の要配慮者が福祉施設等へ緊急入所できない場合に備えて収容を行う施設として、福祉避難所の要件を満たし、福祉避難所としての機能を有する市内の社会福祉施設等を市が指定する。指定した福祉避難所については、「災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）の資料」を参照する。

県は、福祉避難所を必要とする要配慮者が市域や県域を越える広域避難（広域一時滞在）する場合に備え、広域避難計画に基づき、予め県内の福祉施設について受入可能人数等を把握し、施設管理者の同意を得ておく等、福祉避難所の広域利用について計画する。

(5) 一時避難所

一時避難所は、市と民間施設が協定を締結し、災害時に市からの要請により危険を一時的に回避する場所として利用できる。

(6) その他の避難所

滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く）は、滋賀県へ市が要請することで避難所として利用することができる。（滋賀県立長浜ドーム避難所利用承諾書（平成20年3月25日に開催された湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会資料））なお、当該施設は震災時の広域陸上輸送拠点であるため、水害時の利用に限る。

資料編参照：指定避難所等一覧

資料編参照：避難所・広域避難場所位置図

4 避難所に求められる性能と管理運営

(1) 避難所に求められる性能

避難所は、安全性と一定の居住環境が必要であり、以下に示す基準や設備を確保する。なお、これらの条件を満たさないものについては、必要な整備を推進する。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- ① 耐震性のある建築物である
- ② 被災者の収容に必要な面積が確保されている（各施設における収容人員は、有効面積に対し、1人2～3㎡として算出したもの）
- ③ 有線放送電話、防災行政無線端末、衛星携帯電話機・衛星通信を活用したインターネット機器、FAX、テレビ、パソコン等通信設備が整備されている
- ④ 非常用電源（停電時に利用できる再生可能エネルギーの活用を含めた太陽光発電設備や蓄電池等）が整備されている
- ⑤ トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレを含む）及びバリアフリートイレが整備されている
- ⑥ 原則として木造家屋の密集地から離れている（延焼の危険性）
- ⑦ 被災者がその場所で給水を受けられる（防災井戸、耐震性貯水槽、給水タンク等の検討）
- ⑧ 高齢者、しょうがいのある人に対応したスロープ、手すり等が整備されている
- ⑨ 負傷者を一時的に収容するための救護設備が整備されている
- ⑩ 要配慮者に対応可能な福祉避難室が整備されている
- ⑪ 救護用資機材が整備されている
- ⑫ カセットコンロ等の調理器具が備蓄されている
- ⑬ 寝具等（段ボールベッド等の簡易ベッドを含む）避難生活に必要な物資が備蓄さ

れている

- ⑭ マスク、消毒液等の感染症対策に必要な物資が備蓄されている
- ⑮ 男女のニーズ、男女双方の視点に配慮したプライバシーを確保するパーティション等の設備等が整備されている
- ⑯ 生ごみ等廃棄物の適正な保管場所が整備されている
- ⑰ 家庭で飼養している動物のためのスペースが確保されている

(2) 避難所等の管理運営

避難所等の管理運営については、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における女性、子どもへの暴力防止・安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

5 避難所・避難場所の周知

災害時における迅速で円滑な避難を確保するため、予め以下の方法で市民に対して避難所・避難場所の位置、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について周知を図る。なお、周知にあたっては、ホームページや文書等により行い、誰もが分かりやすい表現の工夫や多言語化に努める。

- (1) ハザードマップ、防災マップ等の配布
- (2) 防災訓練等の実施
- (3) 避難所・避難場所を示す標識の整備
- (4) 市の広報「広報ながはま」
- (5) その他

6 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。各警戒レベルに対応する行動と情報は以下のとおりである。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)
警戒レベル2	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)
警戒レベル3	高齢者等（在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 (市長が発令)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市長が発令)
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)

7 避難情報の発令

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

避難情報を的確に発令するシステムを整備し、災害時における迅速かつ円滑な避難を確保することにより人命被害の回避を図る。なお、市民が災害時の危険を回避するためにとる自主的な避難については、市民自身の安全を守る行動として積極的に推進する。

また、避難時における被災を回避するため、内水氾濫による災害時には緊急安全確保措置を積極的に活用する。

(1) 避難についての基本的考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないので、早期避難により市民の安全を守る。

(2) 避難情報の種類

① 風水害・土砂災害時における避難情報

風水害・土砂災害時における避難情報を以下の3つとし、的確な避難を確保する。

ア 高齢者等避難

「高齢者等避難」は、災対法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。

イ 避難指示

「避難指示」は、災対法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル4 避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求める。

ウ 緊急安全確保

「緊急安全確保」は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（すなわち、「切迫」している状況）において、市町村長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル5 緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

② 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生等、二次災害等の危険がある場合に発令するものとする。

避難指示

すべての市民が速やかに避難する必要がある場合に発令する。

(3) 避難が必要な地域についての市民への周知

水害及び土砂災害の危険がある区域を明確にし、当該地域に居住する住民に対して避難情報の発令基準について周知を図る。

① 水害の危険のある区域

姉川・高時川・余呉川・天野川・琵琶湖については、洪水浸水想定区域を対象とし、50cm 以上の水深が想定されている区域（床上浸水以上の被害が発生する区域）とする。また、その他の河川については、重要水防区域に指定されている区間や過去の水害実績のあった地域、さらには、県が公表する地先の安全度マップの50cm 以上の水深が想定されている区域等を対象とする。

② 土砂災害の危険のある区域

土砂災害（特別）警戒区域で、がけ崩れ又は土石流により住居が倒壊する危険のある区域とする。

③ 危険区域住民への周知

水害及び土砂災害の危険のある区域の住民に対しては、ハザードマップにより周知を図るとともに、避難情報の発令基準、避難場所等について周知徹底を図る。

8 避難情報の発令基準

避難情報は迅速・的確に発令されることが必要であり、雨量・水位等に基づくものとする。避難情報の詳細な運用は「長浜市水害時避難情報判断・伝達マニュアル」による。

災害対策基本法では、避難情報を発令しようとする場合において、必要があれば、市町村長は、指定地方行政機関の長や都道府県知事に対して、助言を求めることができる。とされており、状況に応じて、河川堤防の状況や今後の水位や降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される区域、警戒レベル4避難指示の発令のタイミング等について、助言を求めることは有効である。

(1) 水害危険区域における避難情報の発令基準

① 洪水予報指定河川（琵琶湖、姉川、高時川）の水位に基づく基準

県と彦根地方気象台が共同で発表される洪水予報等に基づき、以下の基準で避難情報を発令する。指定河川洪水予報には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4種類がある。

■洪水予報の内容

氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

〔避難情報の発令基準（洪水予報指定河川）〕

区 分	基 準
【警戒レベル3】 (高齢者等避難)	1：指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 (避難指示)	1：指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に到達したと確認された場合） 2：水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

区 分	基 準
【警戒レベル5】 (緊急安全確保)	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が切迫) 1：水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

※ 洪水予報指定河川とは、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生ずるおそれのある河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して、一般住民に洪水の生じるおそれがあることを周知する洪水予報を行うとしている河川をいう。

【琵琶湖の水位情報】

(単位：m)

河川名	量水標名	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	発表者 ※()は通知担当者
琵琶湖	片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝水位観測所の水位を平均した値	0.70	0.80	1.15	滋賀県及び彦根地方気象台 (流域政策局長 大津土木事務所長 南部土木事務所長 東近江土木事務所長 湖東土木事務所長 長浜土木事務所長 長浜土木事務所木之本支所長 高島土木事務所長)

〔姉川及び高時川の水位情報〕

(単位：m)

河川名	量水標名	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	発表者 ※()は通知担当者
姉川	難波橋	長浜市	1.70	2.70	3.40	3.90	滋賀県及び彦根地方気象台 (流域政策局長 長浜土木事務所長)
	国友橋	長浜市	1.00	1.60	1.80	2.10	
	今村橋	長浜市	1.80	2.10	2.40	2.80	
高時川	錦織橋	長浜市	2.20	3.20	3.40	3.70	滋賀県及び彦根地方気象台 (流域政策局長 長浜土木事務所木之本支所 長)
	川合	長浜市	1.90	2.50	2.80	3.10	

② 水位周知河川（姉川・天野川・余呉川）の水位に基づく基準

長浜土木事務所長及び長浜土木事務所木之本支所長から通知される水位情報等に基づき、以下の基準で避難情報を発令する。（発令区域は洪水浸水想定区域に基づき決定する。）

〔避難情報の発令基準（水位周知河川）〕

区 分	基 準
【警戒レベル3】 (高齢者等避難)	1：水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 2：水位観測所の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②対象河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

区 分	基 準
【警戒レベル4】 (避難指示)	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合（又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に到達したと確認された場合） 2：水位観測所の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②対象河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（実況または3時間先までの予想で流域雨量指数が過去の重大な洪水災害時に匹敵する値に到達） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 (緊急安全確保)	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が切迫) 1：水位観測所の水位が、氾濫開始相当 水位に到達した場合 計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2：水位観測所の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②対象河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強いシステムづくり

区 分	基 準
	4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

※ 水位周知河川とは、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める避難判断水位を超えるとときに、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報する河川をいう。

〔姉川・天野川・余呉川の水位情報〕

（単位：m）

河川名		区域	代表 する 区域	量水標名	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	発表者 ※()は通 知担当者
姉川	本川	左岸：米原市小田から長 浜市東上坂町まで 右岸：米原市伊吹から 長浜市野村町まで		伊吹	長浜市 米原市	0.75	0.90	1.00	1.10	水防本部長 (長浜土木 事務所長)
天野 川	本川	左右岸：米原市村木から 琵琶湖まで	上流	天野川橋	米原市長岡	0.80	1.20	1.40	1.60	水防本部長 (長浜土木 事務所長)
			下流	近江橋	米原市箕浦	1.60	1.90	2.30	2.65	
余呉 川	本川	左右岸：長浜市余呉町坂 口から新堂まで	上流	堂木	長浜市余呉 町中之郷	1.10	1.50	1.80	2.20	水防本部長 (長浜土木 事務所木之 本支所長)
		左右岸：長浜市高月町西 野から余呉町坂口まで	下流	黒田	長浜市木之 本町黒田	0.80	1.30	1.60	1.90	

③ 中小河川の水位に基づく基準

河川法に基づく1級河川で洪水予報指定河川及び水位周知河川を除く河川を「中小河川」と位置づける。県は、中小河川について、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市への情報提供や助言に努める。中小河川については、気象予警報、降雨状況及び河川の水位及び浸水の状況等に基づき、以下の基準で避難情報を発令する。

〔避難情報の発令基準（中小河川）〕

区 分	基 準
【警戒レベル3】 （高齢者等避難）	1：大雨警報（浸水害）又は洪水警報が出され、近隣での浸水、河川の増水、降雨状況や降雨予測により、当該地域において浸水の危険が高いと判断される場合。
【警戒レベル4】 （避難指示）	1：大雨警報（浸水害）又は洪水警報が出され、近隣で浸水が発生した場合。
【警戒レベル5】 （緊急安全確保）	1：近隣で浸水が床上に及んでいる場合。

④ 市管理河川・水路等の基準

中小河川よりも小規模な河川については、気象予警報、降雨状況、河川の水位及び浸水の状況等に基づき、以下の基準で避難情報を発令する。

〔避難情報の発令基準（市管理河川・水路等）〕

区 分	基 準
【警戒レベル3】 (高齢者等避難)	1：大雨警報（浸水害）又は洪水警報が出され、近隣での浸水、河川の増水、降雨状況や降雨予測により、当該地域において浸水の危険が高いと判断される場合。
【警戒レベル4】 (避難指示)	1：大雨警報（浸水害）又は洪水警報が出され、近隣で浸水が発生した場合
【警戒レベル5】 (緊急安全確保)	1：近隣で浸水が床上に及んでいる場合

※ 指定緊急避難場所への立退き避難は行わず、「近隣の安全な場所」や「屋内安全確保」を行う。

⑤ 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

〔水防信号〕

区 分	警鐘信号	サイレン信号	摘 要
第1信号	5秒 5秒 5秒 ○ ○ ○ 休止 休止 休止	5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー	(1) 信号は適宜の時間継続繰り返す。 (2) 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用してもよい。 (3) 危険の去ったときは口頭にて周知させること。
第2信号	○-○-○ ○-○-○ 3点	7秒 7秒 7秒 7秒 7秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー	
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ 4点	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー	
第4信号	乱 打	30秒 3秒 30秒 3秒 30秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー	

※ 第1信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことおよび水防出動のため待機を知らせるもの。

※ 第2信号は、消防機関に属する者全員が直ちに出動すべきことを知らせるもの。

※ 第3信号は、当該水防管理団体の区域に居住するものが出動することを知らせるもの。

※ 第4信号は、必要と認める区域の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの。

(2) 土砂災害警戒区域等における避難情報の基準

県と彦根地方気象台から土砂災害警戒情報等が発表された場合及び土砂災害の前兆現象が発見された場合に、下記の基準で避難情報を発令する。

〔避難情報の発令基準（土砂災害）〕

区 分	基 準
【警戒レベル3】 (高齢者等避難)	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となり、「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となることが予測される場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込む） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 (避難指示)	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 (緊急安全確保)	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が切迫) 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） (災害発生を確認)

区 分	基 準
	2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 3：土砂災害の発生が確認された場合

※ 土砂災害警戒情報が発表された場合の詳細情報は、インターネット（滋賀県土木情報システム）で確認する。（<https://www.shiga-bousai.jp/index.php>）

9 避難計画の作成

市は、災害時に安全かつ迅速な避難・誘導を行えるよう、予め以下に示す内容からなる避難計画を作成する。なお、避難の手順等を明記したマニュアルを併せて整備する。

- (1) 避難情報に関する基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難収容対象者及び収容割当方法
- (5) 避難所の運営担当者等避難所の管理運営方法
- (6) 避難所への給水、給食、生活必需品等の支給方法
- (7) 要配慮者に対する支援措置
- (8) 避難準備及び携帯品の制限等
- (9) その他必要事項

10 避難誘導體制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、避難誘導體制の整備を図る。なお、水防法第15条に規定する洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項及び土砂災害防止法第8条に規定する土砂災害警戒区域に係る警戒避難体制に関する事項については、第2章第3節第5に記載する。

(1) 避難所・避難場所へ通じる道路の整備

市は、災害時における円滑な避難を確保するため、避難所・避難場所へ通じる道路について整備を図る。

- ① 避難場所の方向等を示す標識、案内板等の整備
- ② 避難場所（避難所）及び避難場所へ通じる道路を表示した防災マップの作成

(2) 避難誘導體制の確立

災害時の避難誘導にあたっては、県警察、消防本部、消防団、自主防災組織の協力により、避難ルートの要所に誘導員を配置し、高齢者、しょうがいのある人、観光客等に配慮した避難誘導體制を確立する。

(3) 避難誘導に係る連絡体制の確立

災害時の避難誘導にあたり、日頃から関係者の間での連絡体制を確立する。また、通信手段が途絶えた場合の連絡体制についても、取り決めをしておく。

11 学校・病院・福祉施設等における避難対策

学校・病院・福祉施設等、集団による避難を必要とする施設の管理者は、日頃から消防本部及び県警察等の関係機関と協議の上、次の事項を盛り込んだ避難計画に基づき、速やかに避難行動に移行するものとする。さらに、関係機関と連絡を密にし、安全確保に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握

12 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。

(1) 市の対策

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法を予め定めておく。

(2) 避難住民による自主的な管理

円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項について「避難所運営マニュアル」を作成する。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

なお、日頃から、市民、自主防災組織、市、関係機関で構成される「避難所運営協議会」を設置し、避難所の運営、役割分担について検討する。

避難所運営マニュアルについては以下の事項を記述する。

- ① 避難者による自治組織とその運営に係る事項
 - ア 避難者の把握
 - イ 組織体制について
 - ウ 仮設トイレ、炊事場、医療救護所等の設置について
 - エ 要配慮者に対する対応について
 - オ 水、食料その他の物資の配給方法について
 - カ 避難所の備蓄物資及び資機材の整備状況と使用上の留意事項
 - ② 避難者に対する情報伝達に係る事項
 - ア 避難所における情報通信機器の整備状況
 - イ 情報収集と避難所内における広報の方法について
 - ウ 防災機関等に報告すべき内容及び連絡体制について
 - ③ その他避難所の自主的な運営に必要な事項
- (3) 避難者、被災者の把握

各避難所運営管理者は、避難者に係る情報を把握し、市本部及び県等へ報告する体制を築く。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市本部及び県に提供する仕組みづくりに努める。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等のさまざまな主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、予め、検討するよう努めるものとする。

また、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

(4) 男女のニーズの違い等への配慮

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。特にプライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における女性・子どもへの暴力防止、安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所となるよう努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

さらに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

13 応急仮設住宅の設置のための備え

(1) 応急仮設住宅建設適地の把握

市は、災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から建設適地を把握しておくことが重要であり、次の点に留意し建設適地の選定に努める。

① 2次災害発生の危険性の検討

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域や未調査地域の場合は、それらになり得る区域、水防法に基づく浸水想定区域や延焼等のおそれのある住宅密集地等、2次災害の危険性がある場所を避ける等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。

② 水道、電気、ガス等の条件検討

水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所、又は仮設により容易に設置できる場所を選定する。

なお、これらの施設整備が困難な場所を選定する場合は、予め対処方法を十分検討しておく。

- ③ 応急仮設住宅建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。
- ④ 応急仮設住宅の敷地として一定期間の利用が可能であること。（大規模災害の場合、2年以上の利用が見込まれるため。）
- ⑤ 原則、公有地であること。

(2) 公営住宅及び民間賃貸住宅等の利用への備え

東日本大震災では公営住宅や民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、事前に利用への備えを行う。

① 公営住宅

市は、県と連携し、所管する公営住宅の状況に応じて、すぐに提供できる空き戸数等を予め把握しておくとともに、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

② 民間賃貸住宅等

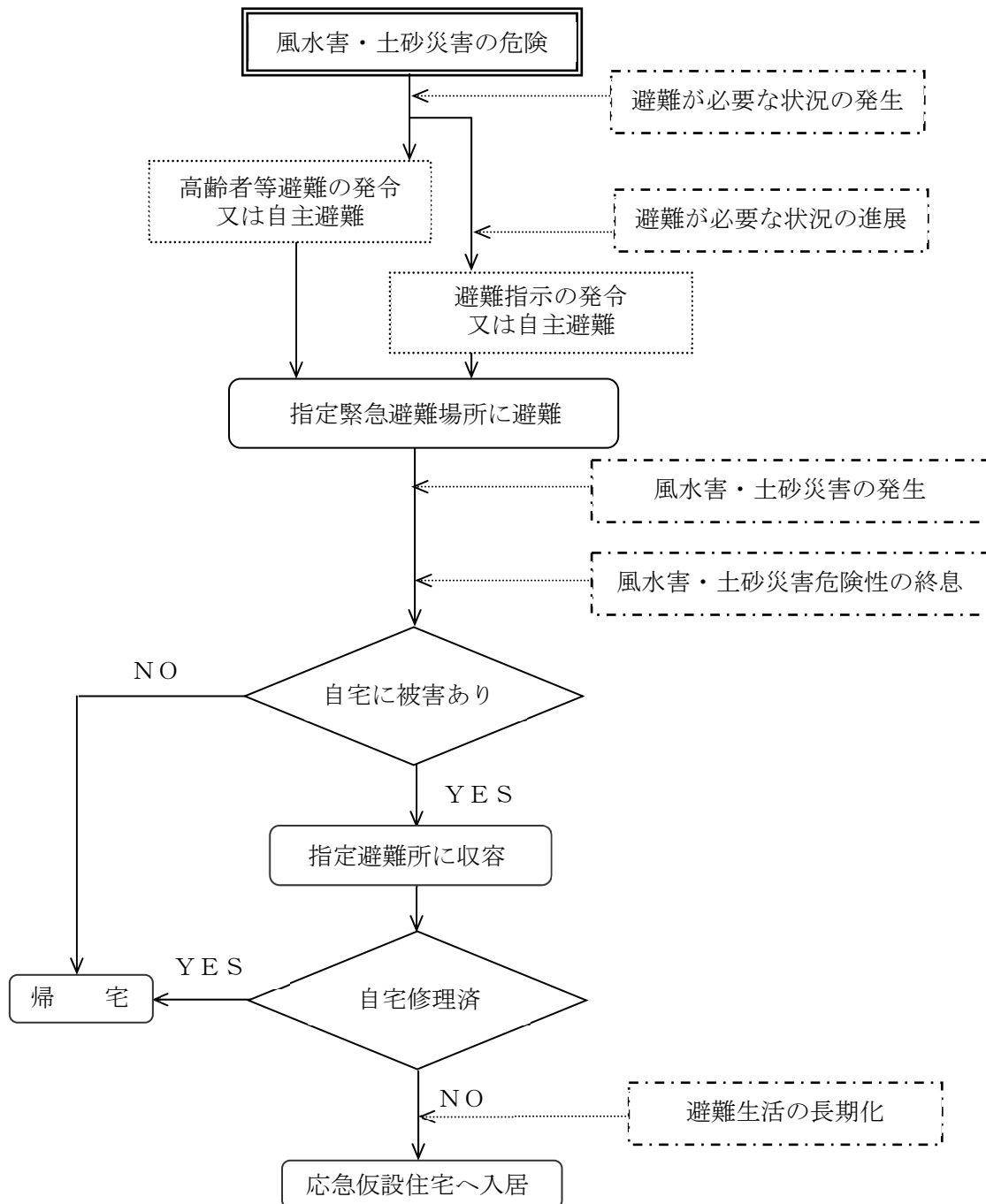
県は、民間賃貸住宅の空き室を提供するため、関係団体等と災害時協定の締結を推進するとともに、民間賃貸住宅を「賃貸型応急住宅」とする場合のルールを事前に取り決めておく。

(3) 関係団体等との連携の強化

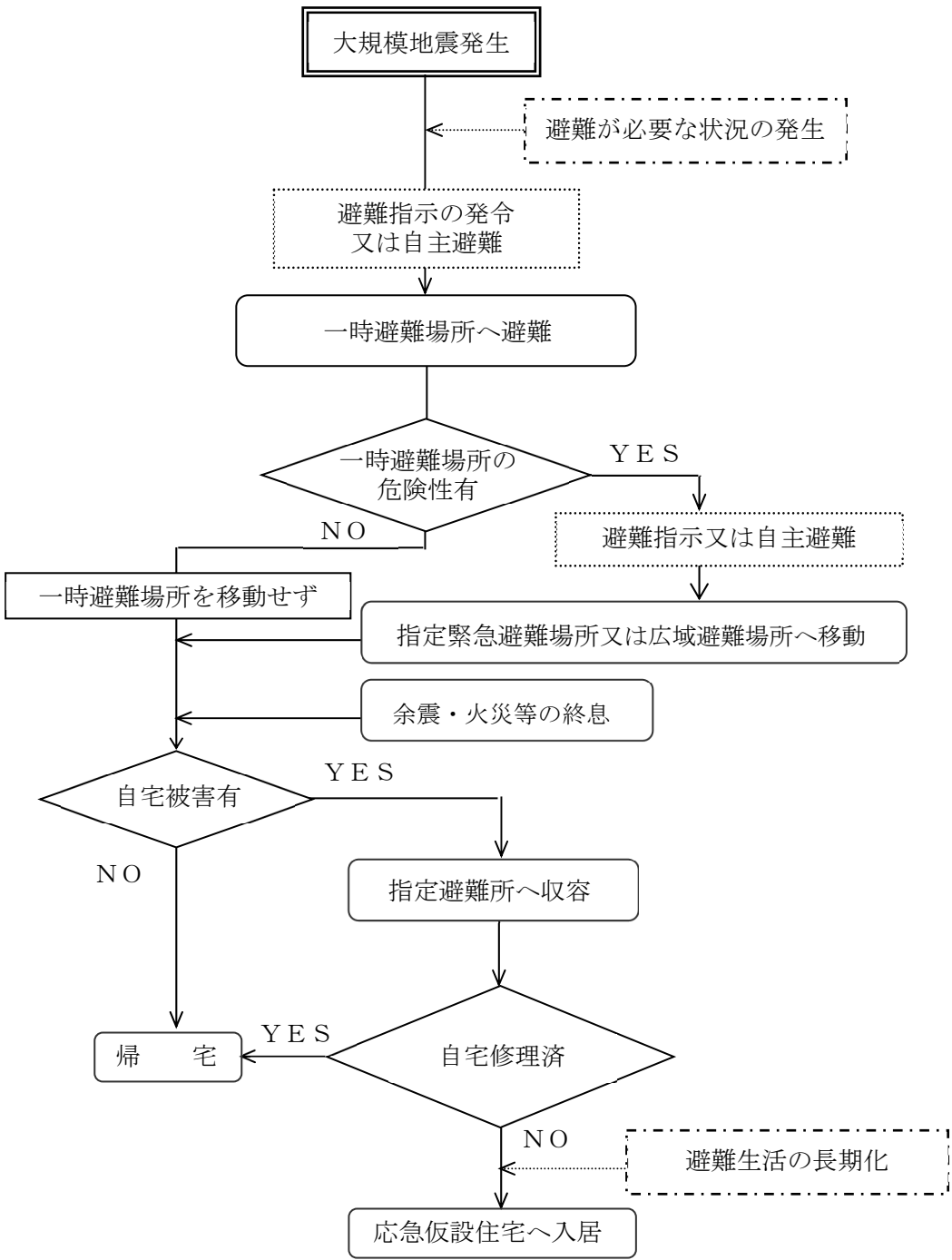
応急仮設住宅の設置に際しては、関係団体等の協力が不可欠であり、市は、県と連携し、平常時から相互の連携強化に努める。

- ① 災害時応援協定の締結
- ② 連絡体制の充実

[風水害・土砂災害時における避難フロー]



[地震時における避難フロー]



第9 物資確保計画

(産業観光部、都市建設部、市民生活部)

災害が発生した場合、多くの避難者が想定されるため、食料品、生活必需品や、感染症対策に必要な物資等の物資の確保と供給が不可欠である。このため、市は、備蓄、市民の協力、県への要請、他市町の応援、応援協定締結企業等により、物資の総合的な確保体制を確立する。また、訓練等を通じ、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行う。

1 物資確保の手段等

広域交通及び市内交通に大きな被害が生じ、支援ルートが遮断されることに備えて、次の対策を講ずる。

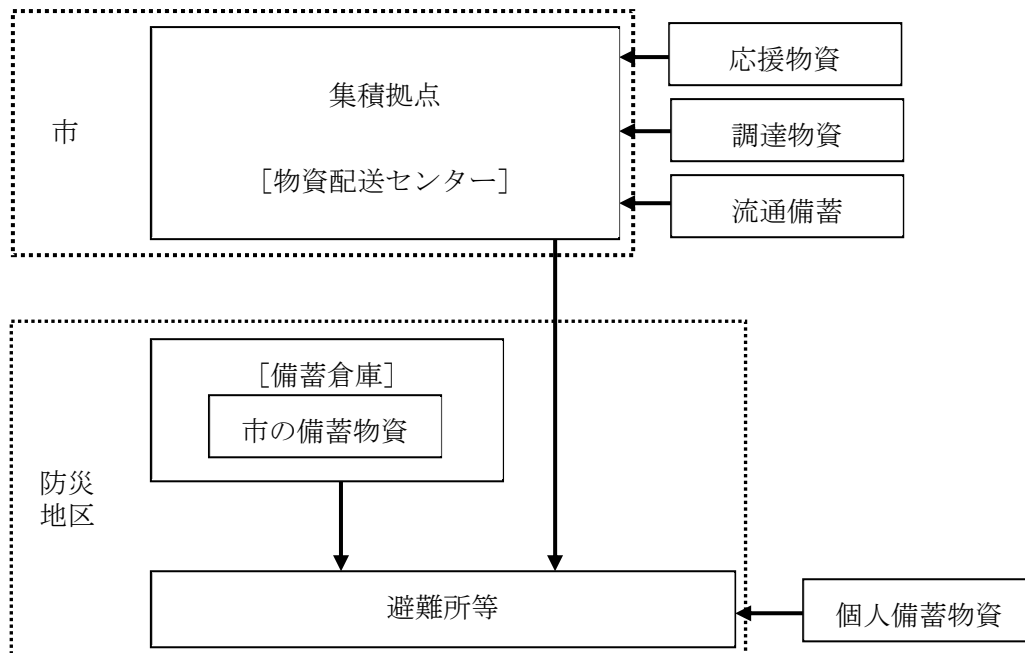
(1) 物資の確保

① 物資確保方法

災害時に必要な物資については、以下の方法で確保する。

- ア 市民個人の備蓄
- イ 自治会（自主防災組織）の備蓄
- ウ 市の備蓄
- エ 流通備蓄
- オ 物資販売事業者からの調達
- カ 県、他市町、相互応援協定締結市町等からの応援

[物資の流れ]



② 物資確保の対策

- ア 市は、備蓄倉庫の整備を図り、食料、生活必需品等につき必要な備蓄を行う。
- イ 市民の防災意識の高揚を図り、市民自身による災害時のための食料、生活必需品、飲料水等の物資備蓄の必要性につき、平常時より広報等による指導、啓発を行い、備蓄を促進し、災害時の自給化を図る。
- ウ ア、イ及び県による備蓄を合わせて最低3日分、推奨1週間分程度の確保を目標とする。
- エ 物資を一箇所に集中させず、できるだけ分散して備蓄を行うように努める。
- オ 食料、生活必需品について、市内外の業者と流通備蓄協定を締結する。
- カ 緊急時には県への要請を行い、県による物資調達協力を得るほか、必要に応じ県を通じて他府県も含めた広域の他市町への協力要請を行う。
- キ 県外を含め、広域の市町と、物資その他についての相互応援協定を締結し、万全を期す。
- ク 粉ミルク等の乳幼児に適した食品や、高齢者、しょうがいのある人に適した食品、食物アレルギーに配慮した食料の調達、供与に配慮する。
- ケ 要配慮者に必要な物資の確保
要配慮者の生活必需品や補装具等は多種多様であり、関係する業界等と連携し流通ルートを確保する。

(2) 備蓄目標

備蓄については、以下の数量を目標とする。

なお、備蓄数量については、以下の考え方による。

- ① 災害については、避難期間が長く、かつ、他地域からの物資確保が容易でない地震災害を対象とする。水害については、区域が限定的であり、地震災害を想定した備蓄目標で十分である。
- ② 想定地震については、近い将来における発生確率が最も高いと考えられている「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」を対象とする。また、今後地震に関する新たな研究成果が提起された段階で、それに基づき適切に見直しを行うものとする。
- ③ 備蓄数量は、調査結果の基礎データに基づき、想定地震時における「避難者数」を基準にして、地区別に数量を定める。

〔備蓄目標〕

想定地震については、市域で最大級の被害が想定される「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」を対象とする。また、今後地震に関する新たな研究成果が提起された段階で、それに基づき適切に見直しを行うものとする。

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	備考
ブロック	長浜	びわ	浅井	湖北	虎姫	木之本	高月	余呉	西荊井		
ブロック人口	61,547	6,701	12,891	8,425	4,956	6,938	9,693	3,059	3,915	118,125	H314 現在
柳瀬・関ヶ原断層帯地震想定避難者数	13,529	1,473	2,833	1,852	1,089	1,525	2,130	672	860	25,963	避難者合計をブロック人口で配分
要配慮者	人	260	28	54	36	21	29	41	13	17	499 要介護度3以上の入
食料	食	40,590	4,420	8,500	5,560	3,270	4,580	6,390	2,020	2,580	77,910 避難者1人3食分
飲料水、 (ペットボトル)	本	20,300	2,210	4,250	2,780	1,640	2,290	3,200	1,010	1,290	38,970 避難者1人1.5本
毛布	枚	27,060	2,950	5,670	3,710	2,180	3,050	4,260	1,350	1,720	51,950 避難者1人2枚
日用品 セット	組	13,530	1,480	2,840	1,860	1,090	1,530	2,130	680	860	26,000 避難者1人1組
生理用品 1袋30枚	袋	271	30	57	38	22	31	43	14	18	524 必要な避難者1人1日8枚3日分
紙おむつ (子ども用S) 1袋78枚	袋	56	7	12	8	5	7	9	3	4	111 必要な子ども1人1日8枚3日分
紙おむつ (子ども用M) 1袋63枚	袋	69	8	15	10	6	8	11	4	5	136 必要な子ども1人1日8枚3日分
紙おむつ (子ども用L) 1袋54枚	袋	81	9	17	11	7	10	13	4	6	158 必要な子ども1人1日8枚3日分
紙おむつ (大人用M) 1袋30枚	袋	78	9	17	11	7	9	13	4	6	154 必要な避難者1人1日6枚3日分
紙おむつ (大人用L) 1袋26枚	袋	90	10	19	13	8	11	15	5	6	177 必要な避難者1人1日6枚3日分
仮設トイレ	基	91	10	19	13	8	11	15	5	6	178 避難者150人に1基

※感染症対策のため、マスクや消毒液の備蓄を進めるものとする

計算方法

食料 避難者×1(日)×3(食) (10単位切り上げ)
飲料水 避難者×1(日)×3(リットル)
/2(※2リットル入りペットボトル)(10単位切り上げ)
毛布 避難者×2(枚) (10単位切り上げ)
日用品 避難者×1(組) (10単位切り上げ)
生理用品 避難者×0.51(女性比率)×0.49(10～54歳比率)×0.1(必要な人の比率)×24 (1袋単位切り上げ)
紙おむつ(子ども用) 避難者×0.04(0～4歳比率)÷3(サイズ)×24 (1袋単位切り上げ)
紙おむつ(大人用) 要配慮者(避難者の中で要介護3以上の入)÷2(サイズ)×18 (1袋単位切り上げ)
仮設トイレ 避難者÷150(150人に1基(75人に1箇所必要とし、半分は既存施設で対応))
(1単位切り上げ)

(注) 不足分については、流通備蓄で対応

- (注) ○ 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震の最大級を想定した際の避難者数をもとに備蓄目標を設定
○ 防災ブロック(分庁舎の区域)の目標値を示すこととした

- 女性の比率等は、平成27年度国勢調査、要援護者は、ゴールドプランながはま21（平成27年3月）の数値を使用

(3) 補給ルートの確保

- ① 道路管理者は、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。
- ② 備蓄倉庫、避難所を含めた市内各防災拠点をつ結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- ③ 災害時における物資補給ルートを確保するため、長浜港の液状化対策を含めた耐震強化整備を管理者は実施する。
- ④ 緊急搬送を行うため、ヘリコプター指定発着地と幹線道路、防災拠点のアクセスの整備を図る。現在、臨時ヘリポートとして以下の施設を指定している。

地域	臨時ヘリポートの場所
長浜	湖北地域消防本部グラウンド、神照運動公園多目的競技場、豊公園自由広場
浅井	草野川河川敷グラウンドゴルフ場
びわ	奥びわ湖スポーツの森多目的広場、びわ南小学校グラウンド
虎姫	虎姫高校グラウンド、虎姫運動広場運動場
湖北	山本山運動広場運動場、湖北中学校グラウンド、高時川運動広場多目的広場
高月	高月運動広場運動場
木之本	木之本スポーツ広場、木之本中学校グラウンド、伊香分署駐車場
余呉	旧鏡岡中学校グラウンド、ウッディハル余呉駐車場
西浅井	西浅井中学校グラウンド

- ⑤ 突発的な災害に備えて県警察に協力を要請し、これらの補給ルートは、平常時から交通取締りを強化する。

(4) 情報の交換

県、相互応援協定市町、近隣市町との情報交換を行い、平常時から飲料水、食料等の生活関連物資の備蓄状況について把握を行う。

2 確保すべき物資の種類

多数の避難者を収容し、生活支援を行うため、次の必要な主要物資及び資機材を確保する。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子ども、家庭動物の飼育の有無にも配慮する。

(1) 災害時、緊急に必要な物資等

- ① 食料等
 - ・乾パン、米、粉ミルク等（乳アレルギーに対応したものを含む）、高齢者用非常食、食物アレルギーに配慮した食料、缶詰、弁当業者による弁当、その他

② 飲料等

・ミネラルウォーター、茶等

③ 生活必需品等

ア 寝 具：毛布、布団、枕

イ 衣 服：作業着、婦人服、子ども服、肌着、靴下等

ウ 身回り品：ゴム長、靴

エ 炊事道具：鍋、缶切り、包丁、まな板等

オ 日 用 品：ちり紙、タオル、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、ひげ剃り、ビニール袋、バケツ、洗剤、ロープ等、救急医療セット

カ 食 器：哺乳ビン、紙皿、割り箸、紙コップ、携帯ポリ容器等

キ 光熱材料：ローソク、懐中電灯、乾電池、マッチ、カセットコンロ、カセットボンベ

ク 衛生用品：紙おむつ、おむつカバー、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ、救急医療セット等

ケ 感染症対策：マスク、消毒液、パーティション

コ そ の 他：段ボールベッド

④ 生活関連資機材

簡易トイレ、発電機、投光器、簡易風呂等

⑤ 燃料

ア 市は、県と連携し、災害応急対策に必要な燃料を確保するため、石油関係団体との間で応援協定を締結するとともに、優先供給を行う対象施設や車両等の選定等、供給体制の構築を図る。また市内各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、滋賀県石油商業組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。同時に定期的な訓練の実施や燃料不足による市民の混乱を未然に防止するための普及啓発を行う等、実効性を高める。

イ 事業者等との連携体制の構築

市は、県と連携し、災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通事業者や物流事業者、関係団体との間で応援協定を締結する。

ウ 市民への広報

市は、平常時から住民拠点ＳＳ（※）について、そのＳＳの役割や所在地について周知し、災害時にも市民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。また、発災時において、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

※住民拠点ＳＳ…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンドのこと。

(2) 災害対策用資機材

① 応急給水用資機材

② 炊き出し用機器

③ 医薬品等

- ④ 水防用資機材
- ⑤ 消防用資機材
- ⑥ 土木用資機材
- ⑦ 建設用資機材
- ⑧ 水道施設用資機材
- ⑨ 下水道施設用資機材
- ⑩ その他（ブルーシート、土のう袋等）

(3) 生活関連物資等備蓄品目

計画的に備蓄や流通備蓄を進めており、今後も大災害に備えて、引き続き備蓄を充実していくものとする。

(4) 水防用資機材

- ① 水防倉庫は、平素より整理整頓しておくこと。
- ② 倉庫内の見やすい箇所に備蓄資機材の購入年月日及び数量を掲げ、常にその出入りを明らかにしておくこと。
- ③ 資機材を滅損したときは、水防本部に報告し、整備補充しておくこと。
- ④ 水防従事者の安全確保のため、携行式通信機器やライフジャケットを確保するよう努めるものとする。
- ⑤ 水防用資材は次の基準により配備するように努めるものとする。

品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
土のう袋類	2,000枚		スコップ	20丁	
ビニールシート	160枚		掛矢	6丁	
杉丸太4m末口15cm	50本		鋼ハンマー	6丁	
杉丸太2m末口10cm	100本		両つるはし	5丁	
木杭	50本	1.2～1.8m	斧及び鉋（なた）	5丁	
鋼杭	50本		たこ	3丁	
縄（ロープ）	40玉	4分、12kg	鋸（大小）	各3丁	
鉄線	20kg	#10	木鎌	6丁	
クリッパー	2丁		かすがい	50本	
ペンチ	5丁		片手ハンマー	10丁	
発電機	2台		一輪車	2台	
投光器	3台		ロープ（命綱）	10本	
ライフジャケット	必要数				

第10 環境、衛生体制整備計画

(市民生活部、健康福祉部)

災害発生に伴い、市民の健康状態の悪化や、感染症の発生、大量のごみや汚物等による環境の悪化が予想される。このため、市及び湖北広域行政事務センターは連携して、平素より、防疫、保健衛生及びごみ、し尿処理体制を整備する。

1 防疫体制

- (1) 災害発生時に、迅速かつ適切な防疫活動が実施できるように、防疫活動体制を整備する。
- (2) 市のみでは対応できない場合に備え、他市町からの応援体制を整備する。
- (3) 大規模な床下浸水が発生した場合の消毒体制を整備する。
- (4) 防疫資機材、薬剤を確保する。

2 ごみ処理体制

- (1) 他市町に対して応援を要請した場合の連絡体制、指揮伝達系統、収集運搬車両基地の確保、応援者の宿泊場所等の確保等の受け入れ体制について十分な検討を行い、必要な体制を整備する。
- (2) 民間のごみ収集、運搬、処分業者からの応援体制についても整備しておく。
- (3) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (4) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

3 し尿処理体制

- (1) 湖北広域行政事務センターだけでは対応できない場合に備え、他市町からのバキューム車等の応援体制を整備する。
- (2) 市は、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

4 保健指導

感染症の発生に備え、十分な保健指導を行うため、他市町による保健関係職員の応援体制を整備する。

第2節 災害に強いまちづくり

第1 道路、交通施設の整備

(防災危機管理局、総務部、市民協働部、都市建設部、市民生活部)

1 道路施設の整備

道路は、災害時において、緊急車両の通行や災害対策要員の緊急輸送等、急を要する災害応急対策活動を行うために不可欠な施設であり、災害後も、経済活動の早期再開や復興の迅速化に必要な施設である。また、市街地においては避難路、延焼遮断帯等として、防災上重要な機能をもっている。

このため、各道路管理者は、予め災害危険箇所の把握に努め、道路の法面崩落、落石、路体崩壊等の防止工事、橋りょうの耐震点検とそれに伴う整備、交通安全施設等の道路付帯設備の耐震整備や避難経路の複線化等によるライフラインの強化を推進するとともに、都市計画道路の整備、道路幅員の拡幅等、道路施設の保全整備に努める。

(1) 緊急輸送道路の整備

- ① 緊急輸送道路については、耐震性、幅員等の確保に努める。
- ② 関係機関、市民等への周知

緊急輸送道路については、不法駐車等、道路使用の障害にならないように、市民の自粛を促し、災害発生時に有効に利用できるよう、関係機関、市民等に対して、その周知徹底を図る。

(2) 避難路の整備

地震直後の同時多発火災などから住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路の整備を図る。

(避難路)

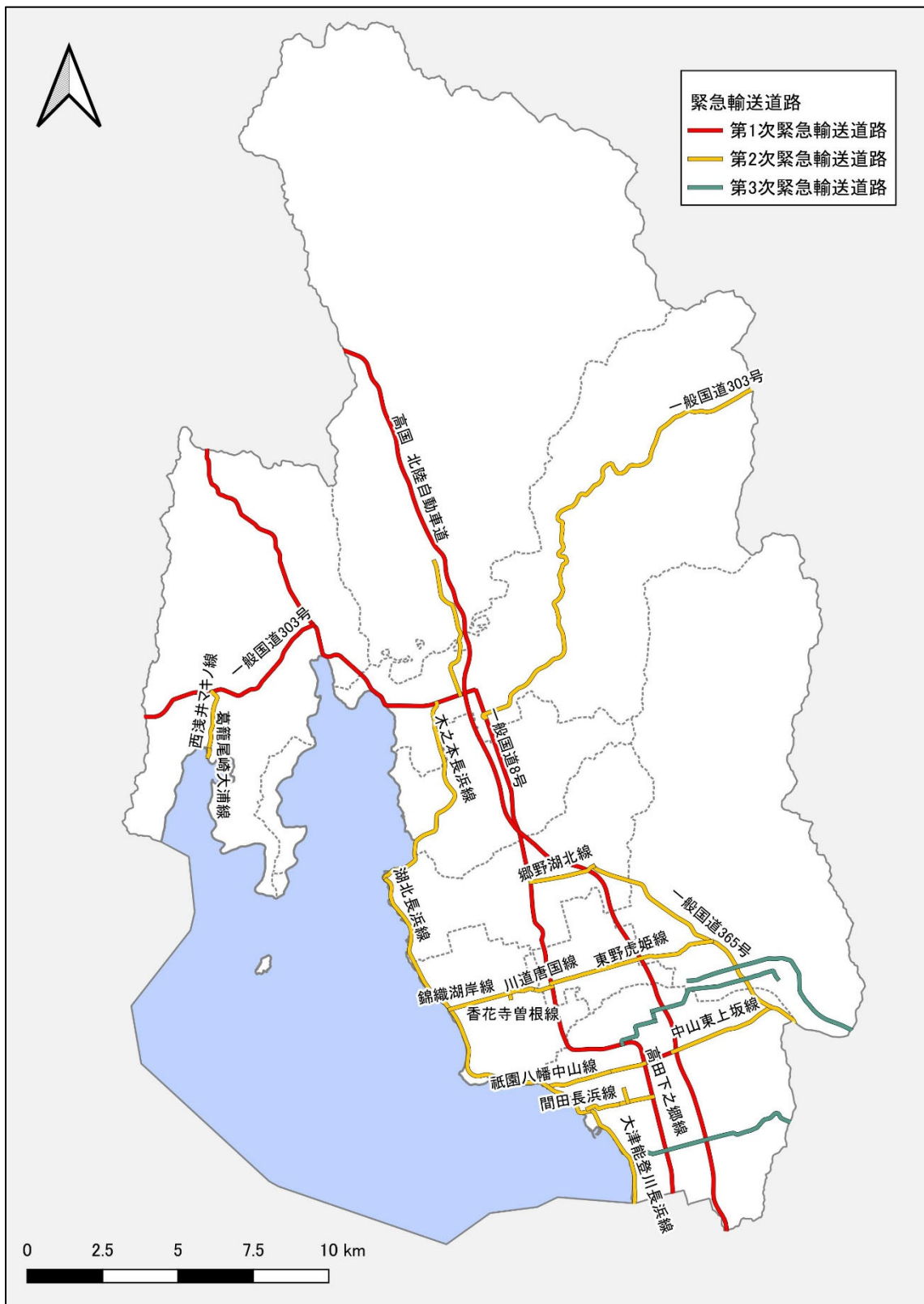
広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 幅員が15m以上の道路又は幅員が10m以上の緑道
- ② 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

(地震防災対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき主務大臣が定める基準。

平成16年6月29日改正 国土交通省告示第767号)

[緊急輸送道路図]



第2章 災害予防計画
第2節 災害に強いまちづくり

県指定緊急輸送道路

区分	道路種別	路線名	区分	道路種別	路線名
第 1 次緊急輸送道路	高速自動車国道	高国 北陸自動車道	第 2 次緊急輸送道路	国道	一般国道 303 号
	国道	一般国道 8 号			一般国道 365 号
				一般国道 303 号	主要地方道
	主要地方道	中山東上坂線		中山東上坂線	
				木之本長浜線	
		一般県道		祇園八幡中山線	
				川道唐国線	
				香花寺曾根線	
				東野虎姫線	
				間田長浜線	
				葛籠尾崎大浦線	
				西浅井マキノ線	
				湖北長浜線	
				郷野湖北線	
		市道		高田下之郷線	
				錦織湖岸線	

市指定緊急輸送道路（第3次緊急輸送道路）

種別名	路線名
一般県道	佐野長浜線
	大野木志賀谷長浜線
市道	大路相撲庭線

(3) 道路の整備

道路については、亀裂、陥没、沈下、隆起、地すべり、法面崩壊、土砂崩落等による被害への対策や、液状化に伴う路面沈下等液状化による被害への対策が必要である。

① 幹線道路(市道)の整備

- ア 道路は、単に交通施設としての機能ばかりでなく、災害時の災害応急対策活動の基幹施設であるため、都市計画道路をはじめとした道路の整備に努める。
- イ 山地部を通過する道路は、法面崩壊、土砂崩落、落石等の災害を受けやすいので、調査のうえ、必要な措置をとる。
- ウ 液状化の可能性が高い地域における道路整備にあたっては、特に十分な調査のうえ、液状化対策を可能な限り取り入れて、整備するものとする。

② 生活道路の整備

- ア 生活道路には、狭隘道路が多いが、災害発生の場合の市民の直接の避難路であり、消防、救急、救助等の最前線となるため、狭隘道路の解消に努める。
- イ 沿道のブロック塀等重量塀を解消し、生け垣等に変更するよう指導する。

③ 道路補修維持

既設の道路については、震災による盛土、切土の損壊防止、豪雨による路面流出の防止に努めるほか、道路の補修を推進し、常に道路面の維持に努める。

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋りょうの架け替え等の対策を推進するものとする。

(4) 橋りょう及び立体交差の整備

老朽化した橋りょう、地震動による液状化被害の想定される橋りょうについては、重要性を勘案し、順次、必要な措置を行う。

① 橋りょうの耐震構造化

既設の橋りょうで老朽化や耐力が低下しているもの及び液状化の予想される地域で橋脚被害とそれに伴う落橋等の危険性があるものについては、重要性を勘案して整備順序を定め、順次、耐震点検、架替え、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置等の整備に努める。

② 橋りょうの新設、拡幅

橋りょうの新設、拡幅にあたっては、道路橋耐震設計指針に基づくとともに、軟弱地盤、液状化等の地形、地質、橋脚の高さ、形状、共鳴周期等を勘案し、地震応答解析を行い、落橋防止に十分配慮して建設する。

(5) 横断歩道橋及び地下歩道の整備

災害時において、歩道橋の落下及び地下歩道の崩壊は大きな道路通行障害になるため、道路管理者は所管歩道橋及び地下歩道の耐震点検調査を実施するとともに、補強等の必要のあるものは、落下防止補強等の整備を実施する。

(6) 災害危険箇所の調査

道路施設（橋りょうを含む。）について、老朽化したもの、建築年度の古いもの、周囲の危険から災害等により道路施設の使用に影響があるもの、地震の場合に液状

化の危険のある区間等、災害が発生した場合に、危険となる災害危険箇所を、予め調査する。

(7) 無電柱化

災害時に電柱が倒れ、道路を塞ぐ状況が発生するなど、緊急の活動に支障が生じることのないように、緊急輸送道路を基本に無電柱化を実施する。

(8) 整備手順

計画の推進にあたっては、効果的な整備を促進するため、道路、橋りょう等の施設の老朽度、液状化の危険性、災害危険箇所の調査の結果及び交通量等を勘案して優先順位を定め、整備を図るものとする。

2 鉄道交通の整備

鉄道交通の災害対策については、線路をはじめ諸設備の実態把握、周囲の諸条件の調査等により、災害時においても常に健全な状態を保持できるよう、諸施設の整備を鉄道管理者に要請する。

(1) 施設の維持改良計画

- ① 橋りょうの維持、補修及び改良、強化
- ② 河川改良に伴う橋りょう改良
- ③ 法面、土留め維持、補修及び改良、強化
- ④ 建物等の維持、補修及び改良、強化
- ⑤ 電線路支持物の維持、補修及び改良、強化
- ⑥ 地震動による液状化の危険性が判明した区間の改良、強化
- ⑦ 台風並びに強風時等における線路警戒態勢の確立
- ⑧ その他、防災上必要な設備改良

(2) 災害警備体制の確立

- ① 気象観測装置及び沿線情報装置の整備
 - ア 雨量警報装置
 - イ 風速警報装置
 - ウ 地震警報装置
 - エ 河川水位警報装置
 - オ 冠水警報装置
- ② 災害時の配備体制の確立
- ③ 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立
- ④ 列車運転規制計画
- ⑤ 防災訓練の計画、実施

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

- ① クレーン車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材
- ② 重機械類その他必要な資機材
関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

3 長浜港、大浦漁港及び尾上漁港の整備

長浜港及び大浦漁港は、県地域防災計画で震災直後における広域湖岸輸送拠点として指定され、港湾施設の野積場が震災関連の緊急時の資機材置場として活用されることが想定される。また、尾上漁港も災害時において同様の役割が期待される。よって、長浜港、大浦漁港及び尾上漁港を平常時から防災拠点として必要な施設整備に努める。

(1) 湖岸輸送拠点

長浜港及び大浦漁港は、県下で大規模災害が発生し、効率的な緊急輸送を必要とする場合に、湖上輸送による広域からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行うことを目的とした広域湖岸輸送拠点である。市は尾上漁港を含め広域湖岸輸送拠点と位置づける。

(2) 耐震強化係留護岸の整備

長浜港は、地震動による「液状化の可能性が高い」地域に属するので、管理者と協議し、係留護岸等港湾施設の液状化対策と耐震化の推進に努める。

(3) 防災拠点としての整備

長浜港、大浦漁港及び尾上漁港は、被災地の災害対策、復旧のための支援拠点として、緊急物資保管・備蓄ヤード、緊急物資輸送車両の駐車場、ヘリポート等からなる、湖上輸送と連動した港湾防災施設の整備等が必要である。このため市は防災拠点として、平常時から、液状化対策や老朽化対策などに配慮して、長浜港については施設整備を行うように管理者と協議を進め、大浦漁港及び尾上漁港については施設整備に向け検討する。

(4) 避難緑地の整備

災害時における市民等の安全を確保するため、隣地の豊公園と連携して、災害時には防火機能を併せ持つような植栽の配置、選定に配慮し、オープンスペースを備えた避難緑地の整備を推進する。

(5) アクセス道路の整備

- ① 長浜港大浦漁港及び尾上漁港を核とした輸送機能を効果的に発揮させ、中心部へのアクセスを容易にするため、既存道路の拡幅等、必要な道路整備に努める。
- ② 地震に備えて、これらの耐震性向上と液状化対策に努める。

(6) 港湾防災施設の整備

市は、耐震強化岸壁背後の緊急物資保管・備蓄ヤード、緊急物資輸送車両の駐車場、ヘリポート等からなる、湖上輸送と連動した港湾防災施設の整備を推進し、湖上輸送拠点としての機能向上を図る。

4 臨時ヘリポートの指定

災害による交通途絶、又は緊急を要する場合に備え、臨時ヘリポートを指定するとともに、そのアクセス道路について日頃から整備等を図り、非常事態に備える。

- ① 災害による交通途絶、又は緊急を要する場合に備え、臨時ヘリポートを指定する。必要に応じ、適地を臨時ヘリポートに追加して指定する。
- ② 臨時ヘリポートと緊急輸送道路とのアクセス道路を整備する。
- ③ 災害時に即時に対応できるようにするため、臨時ヘリポートと緊急輸送道路とのアクセス道路は、平常時から市民等に対して、その周知を図り、不法駐車等に

第2章 災害予防計画
第2節 災害に強いまちづくり

より道路使用の支障にならないように市民の自粛を促す。
臨時ヘリポートの一覧は、本章第1節第9の1(3)補給ルートの確保参照。

〔臨時ヘリポート位置図〕



5 集積拠点の指定

災害により、物資等の緊急輸送が必要な場合に備えて、県は広域の見地から広域輸送拠点を指定しており、市では物資分配の効率化を図るため、集積拠点を指定する。

(1) 指定要件

緊急輸送を実施する際の集積拠点は、緊急輸送道路に近接していることを要件として指定するとともに、その施設は、耐震性を備えたものとする。

(2) 種類及び役割

① 広域輸送拠点

広域輸送拠点は、市域に大規模災害が発生し、効率的な緊急輸送が困難となった場合に、陸上輸送、湖上輸送等による県内外等からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点である。

広域陸上輸送拠点、湖岸輸送拠点を県が指定している。

〔市内の広域輸送拠点〕

区分	名称	所在地
広域湖岸輸送拠点	長浜港	港町地先
	大浦漁港	西浅井町大浦地先
	尾上漁港	湖北町尾上地先
広域陸上輸送拠点	滋賀県立長浜ドーム	田村町 1320
	奥びわスポーツの森	早崎町 1667

② 集積拠点

集積拠点は、避難所、病院、福祉施設等の被災者の救援に必要な食料、生活必需品、生活用資機材等の物資の需要を把握し、その手配、調達、保管、避難所等への配送を行う拠点であり、義援物資、救援物資の受入れ、仕分け、配分計画、配送を行う。

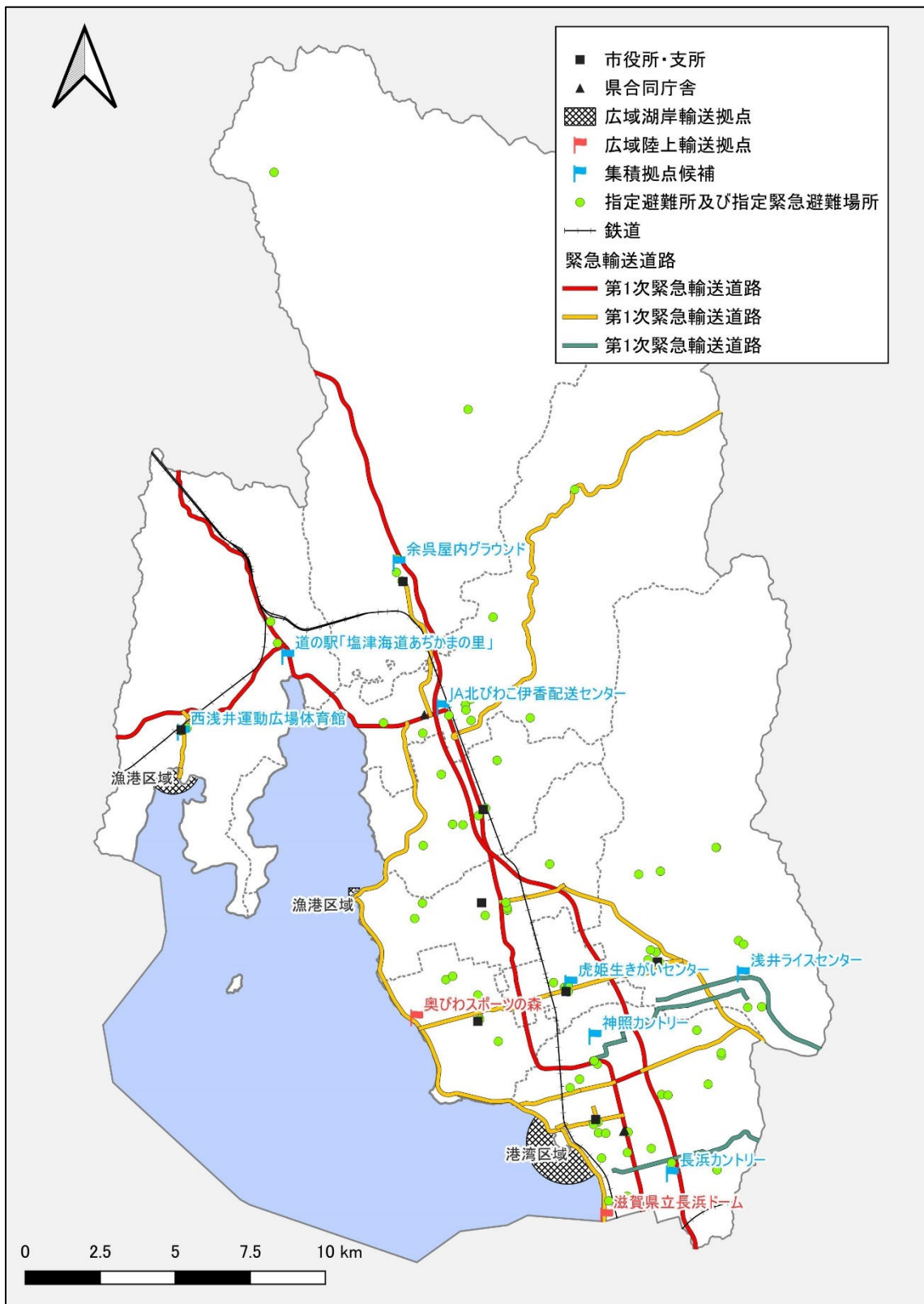
〔集積拠点〕

名称	所在地
長浜カントリー	長浜市加田町 3143 番地
神照カントリー	長浜市小沢町 571 番地
道の駅「塩津海道あぢかまの里」	長浜市西浅井町塩津浜 1765 番地
浅井ライスセンター	長浜市北池町 426 番地
虎姫生きがいセンター	長浜市宮部町 3445 番地
J A 北びわこ伊香配送センター	長浜市木之本町木之本 1525 番地
余呉屋内グラウンド	長浜市余呉町中之郷 788
西浅井運動広場体育館	長浜市西浅井町大浦 190 番地

(3) 指定

施設が不足する場合は、必要に応じて、他の場所にも集積拠点を指定する。

〔輸送ネットワーク位置図〕



第2 防災空間の整備

(産業観光部、都市建設部、市民生活部)

災害時の避難者の安全を確保するため、防災空間の整備を図る。

1 公園の整備

公園は、市民のスポーツ、レクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほかに、災害時における避難場所、延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上重要な役割を持っている。

このため、公園の整備にあたり、その配置と規模、特に市街地大火による輻射熱から、安全な有効面積を確保する等、防災効果を高めるよう配慮する。

2 緑地の保全

緑地は、市民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、大地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難地として、重要な役割を担っている。このため、防災上の観点から、緑地の保全に努める。

3 農地、林地の保全

市街地及びその周辺の農地、林地は、良好な環境の確保はもとより、防災上から見ても火災の延焼防止、緊急時の避難場所、災害発生時の被災者への生鮮食料品の供給等、重要な役割を担うものであるため、その防災機能の保全に努める。

第3 防災拠点の整備

(防災危機管理局、総務部、市民協働部、市民生活部、消防本部)

災害時の避難者の安全を確保するため、防災拠点の整備を図る。防災拠点は、平常時には防災訓練や研修の場、あるいは市民の憩いの場となり、災害時には、市民や地方公共団体等の防災活動拠点となる。施設は、防災地区の防災機能をもった施設と資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成され、これらの施設の有効活用を推進するものとする。

また、消防署所については、平常時の消防・救急業務に加え、大規模災害発生時には災害活動の中核になる等、防災拠点として特に重要な役割があることから、発災時にその機能を損なうことがないよう、整備を行う必要がある。現在、市内にある消防施設のうち、伊香分署、東浅井分署、びわ出張所及び余呉出張所については、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域内に位置し、洪水浸水等の発生時において機能を著しく損なうおそれがあるため、施設の集約、建替え又は移転を行う。

第4 市街地の整備

(総務部、都市建設部、消防本部)

1 市街地の面的整備の推進

既成市街地で木造住宅が密集している地域、公共施設が不足している地域等、災害に対して構造的に脆弱な地域については、面的整備等を促進することにより、建築物の耐震不燃化及び道路、公園等の公共施設の整備に努める。

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更や公共施設の整備等を行い、健全な市街地の形成を図ることを目的とした事業である。この事業は、防災面からも有効なものであり、市民の総意を得て、展開を検討するものとする。

なお、既成市街地の木造住宅等の密集地域については、狹隘道路整備等促進事業等を活用した狹隘道路の解消、火災の延焼阻止機能をもつ道路、公園等の確保による防災機能の向上、住宅市街地総合整備事業等による住環境及びオープンスペースの整備を検討する。

(2) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、木造建築物等が密集している市街地において、道路、公園、ライフライン等の公共施設及び建築物の一体的な整備を図ることにより、土地の合理的な高度利用を進め、防災拠点等のオープンスペースの確保や道路を整備し、建築物の耐震不燃化を図ることを目的の1つとした事業である。この事業は、災害に強いまちづくりの実現に貢献するものであるため、長浜駅前等を中心に今後の事業化を検討する。

(3) 整備手順

計画の推進にあたっては、効果的な整備を促進するため、計画地区に優先順位を定め、上位計画である市総合計画等との整合を図りつつ、進めるものとする。

2 住宅市街地の防火性向上の推進

火災の場合、又は地震による延焼火災が生じた場合、道路間隔が適正であり、耐火建築物等が連担した地域は、延焼遮断効果が大きい。よって、本市においても、市街地の住宅密集地を中心に住環境整備事業を実施し、防災性の向上を図るものとする。

(1) 地区計画を活用した市街地の整備

公共施設の整備された市街地の整備を推進するため、規制と誘導によるまちづくり推進手法である地区計画制度を活用し、公共施設の整備された住宅市街地の整備を推進する。

(2) 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、耐火建築物を中心とした安全で快適な拠点住宅街区の形成を図るとともに、これと一体的に避難所、避難路の整備を図る事業であり、防災面からも有効なものであるため、可能な地区からその取組の検討を進める。

(3) 密集住宅市街地整備促進事業

密集住宅市街地整備促進事業は、木造賃貸住宅密集地区等の住宅市街地において、土地所有者等による老朽家屋等の建て替えを促進するとともに、生活基盤施設の整備等を図る事業であり、防災面からも有効なものであるため、可能な地区からその取組の検討を進める。

3 歴史的街なみの防災性向上の推進

歴史的街なみを災害から守るため、次の施策を行う。

(1) 延焼遮断帯となる道路、河川等の整備

市街地を流れる河川を延焼遮断帯として活用するとともに、延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を図る。

(2) 建物対策

歴史的建築物の建て替えにあたっては、歴史的な街なみと調和のとれた建築物の不燃化を指導する。

(3) 消防水利の確保

火災から歴史的建築物を守るため、消防水利の確保に努める。

ア 消火栓の整備

イ 耐震性貯水槽の整備

ウ 河川、水路等自然水利の活用

(4) 狭隘道路用消防機器の整備

歴史的街なみで、消防活動が困難な狭隘道路の消火活動に必要な消防用機器の整備を図る。

(5) 消防設備等の整備

災害の発生に備えて、消防設備等を各戸又は自治会ごとに設置することに努める。

(6) 市民に対する防災、火災予防対策の周知徹底

市民に対して防災、火災予防対策の周知徹底を図る。

4 土地利用規制

火災又は地震の場合の延焼火災に備えて、土地利用規制等による防火対策を図る。

(1) 防火、準防火地域

都市計画区域内の商業地域のうち中心市街地に防火地域、準防火地域が設定されているが、将来、防火性の改善を必要とする地域及び道路による延焼遮断効果を向上させる必要がある地域については、密集市街地の改善に向けた国の取組動向を注視しながら、防火地域、準防火地域の見直しを検討する。

(2) 建ぺい率、容積率

都市計画区域内については、建ぺい率、容積率が定められているが、住宅密集地域については、建ぺい率、容積率を引き下げること、長期的には、防災上の大きな効果が出ると考えられる。このため、防災上の観点を考慮し、適正な建ぺい率、容積率への見直しについて検討する。

5 地籍調査の推進

災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界、面積等）を復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査を推進する。

第5 建築物災害の予防

（各部局、消防本部）

本市の市街地は、老朽住宅が多いため、地震等の災害発生時には大規模災害につながる
ことが予想される。このため、次の対策を講じ、建築物自体による災害発生を防止する。

1 建築物の不燃化、耐震化、耐水化の促進

- (1) 建築物の安全を確保するため、建築基準法、消防法等による指導を徹底する。大規模天井の脱落対策及び既存ブロック塀についても、建築基準法による施工基準の啓発に努める。
- (2) 既存の木造建築物で、多数の市民が居住するアパート等については、地震時の倒壊及び火災等による人的被害の危険度が高いので、準耐火建築物以上のもので耐震性能を有するものに改築するよう耐震化促進の周知に努める。
- (3) 姉川及び高時川、天野川、余呉川、琵琶湖の洪水浸水想定区域内に加え、地先の安全度マップが示す洪水浸水想定区域内に存する建築物については、宅地地盤高の嵩上げや高床式の採用等による浸水対策の実施を普及する。

2 公共建築物対策

- (1) 市庁舎、学校、まちづくりセンター等の既存の公共建築物については、災害時において、災害対策本部の設置又は防災拠点施設、避難救護施設として利用される等、防災上重要な拠点となるものであるため、耐震診断を行い、非構造部材を含め十分な耐震補強を行う。なお、市が所有する公共建築物については、施設の耐震化実施プログラムを別途作成し、耐震化の推進を図る。指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (2) 新築する公共建築物については、不燃化、耐震化等を図る。
- (3) 市庁舎、学校、まちづくりセンター等については、次のことに配慮する。
 - ① 耐震性貯水槽の整備
 - ② 自家発電装置の設置若しくは発電機の配備
- (4) 既設の公共建築物は、耐震診断を行い、耐震性に問題のあるものについて、緊急度の高いものから、順次、耐震補強又は改築に努める。特にまちづくりセンター、避難者の収容施設、学校・幼稚園については、重点的に対策を行う。なお、耐震補強を行う場合は、国が作成した「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」による建築物の耐震安全性の目標（以下表）に基づき、大地震動時及び大地震動後の市有建築物の用途等による分類に応じて、それぞれに耐震安全性の目標を定める。

〔建築物の耐震安全性の分類と目標〕

耐震安全性の分類	重要度係数 (I)	構造体の耐震安全性の目標	対象施設	構造耐震判定指標 (I s o)
I 類	1.5	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用することができることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図れるものとする。	◇防災拠点施設 市役所 病院等	0.9 (0.6×1.5)
II 類	1.25	大地震動後、構造体に大きな補修をすることなく建築物を使用できるこ	◇避難施設 学校等	0.75 (0.6×1.25)

耐震安全性の分類	重要度係数(I)	構造体の耐震安全性の目標	対象施設	構造耐震判定指標(Iso)
		とを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図れるものとする。		
Ⅲ類	1.0	大地震動後により構造体の部分的な損傷は生じるが、建物全体の耐力低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図れるものとする。	上記以外の一般公共建築物等	0.6

3 共同住宅等の防火対策

共同住宅等について、関係機関が必要な防火対策を指導する。

- (1) 市は、建築確認申請時に関係法令の防火に関する規程を遵守するよう指導する。
- (2) 消防本部は、「消防法」(昭和23年法律 第186号)による消防用設備等の設置について指導する。また市は、建築基準法による建築物の内装の不燃化及び避難対策について指導する。
- (3) 消防本部は、火気取扱場所(炉、かまど、ボイラー等)について防火指導する。

4 水利の確保と防災通路整備の促進

防災対策上、各区域の要所において、水利の確保に努め、水利の不便な区域及び消防車等進入不能箇所については、災害予防上道路拡幅等積極的な対策を推進する。

5 広報

民間の建築物について、防災上の観点から耐震、耐火建築物の重要性を広報し、周知徹底を図る。

(1) 落下物防止対策の指導

市は、老朽建築物について、構造、危険度等を調査し、危険であると認められた場合は、補修等の必要な措置・指導及び窓ガラス、外装材等の落下物の予防措置の方法の指導を行う。

(2) 住宅等の耐震診断・耐震補強の推進

地震から人命を守るうえで最も有効な対策は、「倒壊しない住宅等の建築物を整備すること」というのが阪神淡路大震災の教訓である。昭和56年以前に建築された住宅等については、本市で想定される地震が発生した場合、倒壊する危険が極めて大きく、人命被害を回避するうえで、住宅の耐震性確保を強力に推進することが必要である。

市は、市民に対して、住宅等の耐震性向上の重要性を啓発し、市が実施する耐震診断及び耐震改修補助制度活用の促進を図る。

6 宅地防災月間

梅雨期および台風期に備えて、住民および事業者に注意をうながし、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し災害のない街づくりに寄与するため5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで宅地防災月間と定め、その期間内は防災パトロール、標識の設置、ポスターの掲示等の諸事業および広報活動を行う。

第6 ライフラインの整備

(西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、一般社団法人滋賀県LPガス協会、長浜水道企業団、都市建設部)

電力・ガス施設等のライフライン施設は市民生活に不可欠であり、災害時にもその機能が確保できるよう安全性の一層の向上を図るための対策が求められる。ライフライン事業者は、平常時から防災施設や工作物の設置及び維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。また、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保する。

市は、事業者と連携を密にし、市域におけるライフラインの安全性向上の促進に努める。

1 通信施設の災害予防（西日本電信電話株式会社）

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、又は災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、電気通信サービスの確保を図るため、通信施設予防計画について定める。

(1) 災害による被害を回避又は最小限にするために、下記の措置を実施

- ① 情報連絡体制の強化・充実
- ② 関係設備の監視強化・充実
- ③ 関係設備の点検整備
- ④ 応急復旧用機器・資材等の把握及び防御
- ⑤ 回線等の応急措置の準備
- ⑥ 災害発生危険設備の補強及び防御
- ⑦ 工事中設備の防御、二次災害防止策の実施
- ⑧ 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立

(2) 災害救助機関等における重要な通信を確保するため、ネットワークのトラフィックコントロールを実施

(3) 輻輳緩和のため「災害用伝言ダイヤル（171）」サービスを提供

(4) 公衆電話の無料化（災害救助法適用地域に限定）を実施

(5) 「被災地情報ネットワーク」の構築・運用の支援

(6) 災害時、電柱の倒壊による通信の寸断や道路の通行不能を防ぐため、自治体や他電線管理者と連携及び協議を行い、緊急輸送道路を基本に無電柱化事業に参画していく。

2 電力施設の整備（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項

- ① 計画方針

災害対策基本法第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。

- ② 現況

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

具体的には、災害別に設備ごとの災害予防の計画を立て、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施している。

③ 事業計画

ア 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力・関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

(ア) 水害対策

a 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合には、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

b 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本にかさあげを行うが、かさあげ困難なものについては、防水耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(イ) 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(ウ) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

a 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

b 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

c 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(エ) 雷害対策

a 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合には、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

b 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継雷装置を強化する。

c 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(オ) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(カ) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

(キ) 地震対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分にしたがい、「関西電力・関西電力送配電防災業務計画」に記載の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性を確保する。

a 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

b 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

c 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

d 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートや非常用電源を確保し、通信機能の維持を図る。

イ 防災業務施設及び設備の整備

関西電力・関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

(ア) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

a 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

b 地震動観測設備

(イ) 通信連絡施設及び設備

a 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

(a) 無線伝送設備

- ・マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備
- ・移動無線設備
- ・衛星通信設備

(b) 有線伝送設備

- ・通信ケーブル
- ・電力線搬送設備
- ・通信線搬送設備（光搬送設備含む）

(c) 交換設備（防災関係機関との直通電話含む）

(d) I P ネットワーク設備

(e) 通信用電源設備

b 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、「(イ)通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(ウ) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

(エ) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の

整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(オ) 水防・消防に関する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

a 水防関係

- (a) ダム管理用観測設備
- (b) ダム操作用の予備発電設備
- (c) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- (d) 排水用のポンプ設備
- (e) 車両等のエンジン設備
- (f) 警報用設備

b 消防関係

- (a) 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- (b) 各種消火器具及び消火剤
- (c) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(カ) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

a ガス検知器、漏油検知器

b オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(キ) その他災害復旧用施設及び設備

電気施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するように努めるとともに、整備・点検を行う。

(ク) 防災機関との事前連携

関西電力・関西電力送配電は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害発生時に早期連携できるよう努める。

(ケ) 無電柱化の実施

災害時、電柱倒壊による停電や道路の通行不能を防ぐため、自治体や電線管理者等と連携及び協議を行い、緊急輸送道路を基本に、電線共同溝等による無電柱化事業に参画していく。

ウ 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力・関西電力送配電は、災害に備え、次の事項を実施する。

(ア) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(イ) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(ウ) 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(エ) 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材等の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(オ) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(カ) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場について、非常事態時での借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、予め公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

エ 電気事故の防止

関西電力・関西電力送配電は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

(ア) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視)及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(イ) 広報活動

a 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(a) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(b) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

(c) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(d) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

(e) 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付けすること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

(f) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(g) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(h) その他事故防止のため留意すべき事項。

b PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し市民へ周知する。

c 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析、人工呼吸器などの医療機器等を使用しているお客さまの災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

オ 防災教育

関西電力・関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

カ 防災訓練

関西電力・関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

キ マニュアル類の整備

関西電力・関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

3 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社）

被災地域でのガス供給の確保とガスによる二次災害防止を目的として、ガスの供給に係る設備面及び運用面について総合的な震災予防対策を推進する。

(1) 耐震性の確保

① 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程にしたがって、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

② 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管、ポリエチレン管を採用する。

(2) 二次災害防止のための設備

① 供給区域のブロック化

地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防止するため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を行う。

② ブロックの供給停止システム

地震発生時に被害集中地区のブロック化を迅速に行うため、一定以上の地震動になると自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

③ 屋内ガス設備対策

地震発生時に使用中のガス器具による二次災害の発生を防止し、また、屋内ガスパイプの被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を図っている。

(3) 情報収集設備

① 地震計の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を設置しており、さらに増設を進めている。

② 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進していく。

ア 移動無線系による通信体制の強化

イ 非常通信協議会との相互協力体制の充実

ウ 緊急時の通信統制のルール化

(4) 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置等、組織体制及び初期活動要領を定める。

(5) 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。

また、各事業所においては、応援体制、設備の応急修理等、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領にしたがって各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）を行う。

(6) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し次の事項について周知を図る。

ア 元栓の閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置

ウ その他災害予防に必要な事項

4 LPガス施設の整備（LPガス）

LPガス供給設備等については、災害発生の未然防止に努めることは当然であるが、災害時における被害を最小限に止めるため、平常時においても、LPガス供給設備の維持管理並びに教育訓練と併せて防災知識の高揚を図る。

[連絡先]

一般社団法人 滋賀県LPガス協会 湖北支部

T E L 0749-63-8800
F A X 0749-62-0988

(1) 保安体制

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という）に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油ガス販売事業者に保安体制並びに非常体制の具体的措置を確立する。

(2) L P ガス施設対策

① L P ガス製造設備

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準及び製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するための設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講ずる。

② L P ガス供給設備

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度5以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

③ L P ガス消費設備

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するとともに、災害防止のためガス漏れ警報機の設置促進とヒューズコック等への取替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

(3) 連絡・通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

(4) 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検を行う。

(5) 教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、L P ガスに係る災害発生の防止に努めるため災害措置に関する専門知識、関係法令、保安技術について液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

地震発生時の災害対策を円滑に進めるため、年1回以上被害想定を明確にした実践的な防災訓練を実施し、非常事態に計画が有効に機能することを確認する。また、県、市等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(6) 広報活動

① 消費者に対する周知

パンフレット等を利用して、L P ガスの性質、正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項等について周知する。

② 液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、L P ガス供給設備並びにL P ガス消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図るほか、L P ガス事故防止についての注意事項を周知する。

5 水道施設の整備

長浜水道企業団は、災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ、飲料水を確保するため、平常時から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の水道施設を整備点検し、できる限り断水を防止して円滑に送水できるよう対策を講ずる。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて、適切な送水を行えるよう、また、甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、応急処置による給水が行えるよう、平常時から対策を実施する。

〔連絡先〕

長浜水道企業団総務課	長浜市下坂浜町 248-22	T E L 0749-62-4101 F A X 0749-63-6819

(1) 水道施設の整備

日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を図り、特に次の事項を推進する。

- ① 既設石綿配水管については、耐震性に問題があるので、軟弱地盤地区、老朽化地区を中心にダクタイル鋳鉄管・水道配水用ポリエチレン管等への布設替えを進める。
- ② 塩素、高圧ガス等の危険物については、災害を防止するために、取扱い性や安全性を考慮したものを選定し、巡視点検等必要な措置を講ずる。
- ③ 配水管事故には、制水弁操作による断水を伴うので、平素から、配水管設備図及び制水弁位置図の整備に万全を期す。
- ④ 貯水池及び浄水場からの給配水施設について、巡回点検を行う。幹線配水管については、配水池で給水量、水位を点検（記録）し、事故の早期発見に努める。

(2) 体制の整備

- ① 上水道ネットワークづくり
県関係機関を通じ、県内外の都市と相互ネットワークづくりを推進し、相互応援体制を促進する。
- ② 上水道防災マニュアルの作成
地域性に適合した防災マニュアルの整備を図る。
- ③ 災害復旧機器、資材等の備蓄
ア 平常時から資機材の充実を図るとともに、災害の場合又は緊急時に備え、機器、資材を備蓄し、併せてメーカーの在庫情報を収集しておくものとする。
イ 避難者等のために、給水車、給水タンク等の備蓄を行う。
- ④ 応援体制
浄水場保守点検業者、緊急対応業者等と緊急時のために協定を結び、応援体制の強化を図る。
- ⑤ 情報システムの強化
ア 上水道台帳、図面等、復旧時等に不可欠な資料等の整備を行う。
イ コンピューターによる情報管理、情報の分散化を行い、緊急時に即時対応が図れるようなシステムの構築を図る。
ウ 民間企業、団体との支援体制を整備する。

⑥ 災害時の体制

- ア 緊急時に対応できる体制づくりのため、上水道維持管理業務体制及び資機材の充実を図る。
- イ 緊急時のための職員への伝達体制の整備
- ウ 緊急時において、広報により、市民への応急対応が必要となるが、このための広報文例、広報マニュアルづくりを検討する。
- エ 災害による停電時は、大型発電機の緊急搬入を検討する。必要とする場合のためリース会社等との協力体制の整備を図り、在庫情報を収集しておくものとする。

(3) 給水車等の整備点検

災害時における給水施設の被災により、一時的に送水不能となり、あるいは、飲料水の汚染等により、飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から給水車及び給水タンクを点検整備し、また、非常の際に、他市等の給水タンク車の応援を受けられるよう相互応援協定を締結する。

(4) 災害危険箇所の調査

- ① 地震及び水害により施設に被害をもたらす要因がある場合は、長浜水道企業団の職員が平素から災害危険箇所の把握を行う。
- ② 災害発生時、又は発生のおそれのあるときには、長浜水道企業団の職員は、災害危険箇所の緊急調査を行うものとする。市は、長浜水道企業団の要請に基づき、緊急調査に協力するものとする。

6 公共下水道施設（污水）の整備

市は、災害による公共下水道施設（污水）の被害を最小限に留め、生活排水の排除等の下水道（污水）機能の確保を図るため、施設の整備、増強及び維持管理に努める。

また、下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、市民の生活に与える影響が大きい。よって、施設の耐震化とともに下水道における危機管理機能の強化を図る。

〔連絡先〕

長浜市都市建設部下 水道施設課	長浜市八幡東町 632	T E L 0749-65-1601 F A X 0749-65-1602
長浜市都市建設部北 部建設課	長浜市木之本町木之本 1757-2	T E L 0749-82-5904 F A X 0749-82-3956

(1) 施設の整備

① 公共下水道施設（污水）施設の維持管理

マンホールポンプ場、下水道管渠、電気設備、通信設備等について、平常時から巡回点検を行い、老朽箇所の改良補修に努める。また、計画的に施設の清掃調査点検の維持管理を図る。

② 公共下水道施設（污水）の耐震化の推進

既存の下水道施設について、耐震診断を実施し、耐震上弱点となる施設を抽出し、重要度等を勘案しつつ耐震化を推進する。

③ 下水道危機管理機能の強化

下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として次の事項について下水道業務継続計画（BCP）の定期的な見直しを行い、防災対応力の向上を図る。

ア 基本的事項の整理（体制、被害想定、対象範囲・業務）

- ・策定体制（下水道関係機関の体制）
- ・被害想定等（地震規模、業務量の把握、リソースの把握）
- ・対象範囲（下水道の暫定機能確保期間）
- ・業務（下水道が主体となる業務）
- ・基本事項（連絡先、保有資機材、耐震化の現状）

イ 優先実施業務

- ・通常業務
- ・災害対応業務

ウ 訓練、維持改善計画

- ・訓練計画
- ・維持改善計画

エ 非常時対応計画

- ・優先実施業務の選定
- ・「対応の目標時間」の決定

オ 事前対策計画

- ・耐震化の推進
- ・民間企業との協定締結等

(2) 体制の整備

① 下水道ネットワークづくり

県関係機関を通じ、県内外の都市と相互ネットワークづくりを推進し、相互応援体制を促進する。

② 下水道防災マニュアルの作成

市独自の地域性に適合した防災マニュアルの整備を図る。

③ 災害復旧機器、資材等の備蓄

ア 平常時から資機材の充実を図るとともに、災害の場合又は緊急時に備え、機器、資材を備蓄し、併せてメーカーの在庫情報を収集しておくものとする。

イ 避難者等のために、仮設トイレ、流し類等の備蓄を行う。

④ 消毒体制

衛生面上による消毒作業の実施体制の整備

⑤ 応援体制

処理場保守点検業者、管路調査清掃業者、緊急対応業者等と緊急時のために協定を結び、応援体制の強化を図る。

⑥ 情報システムの強化

ア 下水道台帳、図面等、復旧時等に不可欠な資料等の整備を行う。

イ コンピューターによる情報管理、情報の分散化を行い、緊急時に即時対応が図れるようなシステムの構築を図る。

ウ 民間企業、団体との支援体制を整備する。

⑦ 災害時の体制

ア 緊急時に対応できる体制づくりのため、下水道維持管理業務体制及び資機材の充実を図る。

イ 緊急時のための職員への伝達体制の整備

ウ 緊急時において、広報により、市民への応急対応が必要となるが、このための広報文例、広報マニュアルづくりを検討する。

エ 災害による停電時は、大型発電機の緊急搬入を検討する。必要とする場合のためリース会社等との協力体制の整備を図り、在庫情報を収集しておくものとする。

7 農業集落排水処理施設の整備

災害による農業集落排水処理施設の被害を最小限に留め、生活排水の排除等の下水道機能の確保を図るため、施設の整備、増強及び維持管理に努める。

〔連絡先〕

長浜市都市建設部下水道施設課	長浜市八幡東町 632	T E L 0749-65-1601 F A X 0749-65-1602
長浜市都市建設部北部建設課	長浜市木之本町木之本 1757-2	T E L 0749-82-5904 F A X 0749-82-3956

(1) 施設の整備

管路施設、中継マンホールポンプ、処理場等について、平常時から巡回点検を行い、老朽箇所改良補修に努める。また、計画的に施設の清掃調査点検等の維持管理を図る。

(2) 体制の整備

① 下水道ネットワークづくり

県関係機関を通じ、県内外の都市と相互ネットワークづくりを推進し、相互応援体制を促進する。

② 下水道防災マニュアルの作成

長浜市の地域性に適合した独自の防災マニュアルの整備を図る。

③ 災害復旧機器、資材等の備蓄

ア 平常時から資機材の充実を図るとともに、災害の場合又は緊急時に備え、機器、資材を備蓄し、併せてメーカーの在庫情報を収集しておくものとする。

イ 避難者等のために、仮設トイレ、流し類等の備蓄を行う。

④ 消毒体制

衛生面上による消毒作業の実施体制の整備

⑤ 応援体制

処理場保守点検業者、管路調査清掃業者、緊急対応業者等と緊急時のために協定を結び、応援体制の強化を図る。

⑥ 情報システムの強化

ア 下水道台帳、図面等、復旧時等に不可欠な資料等の整備を行う。

イ コンピューターによる情報管理、情報の分散化を行い、緊急時に即時対応が図れるようなシステムの構築を図る。

ウ 民間企業、団体との支援体制を整備する。

⑦ 災害時の体制

ア 緊急時に対応できる体制づくりのため、下水道維持管理業務体制及び資機材の充実を図る。

イ 緊急時のための職員への伝達体制の整備

ウ 緊急時において、広報により、市民への応急対応が必要となるが、このための広報文例、広報マニュアルづくりを検討する。

エ 災害による停電時は、大型発電機の緊急搬入を検討する。必要とする場合のためリース会社等との協力体制の整備を図り、在庫情報を収集しておくものとする。

第7 文化財災害予防計画

(市民協働部)

文化財は、貴重な国民的財産であって、この文化財保存のためには、万全の配慮が必要である。このため、文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策の計画、施設整備の推進、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財維持管理にあたるものとし、勧告、助言、指導は、国指定のものにあつては、文化庁長官、若しくはその権限を委任され、又は指示を受けた県知事が行う。県指定のものにあつては、県知事、若しくは指示を受けた市が行う。市指定のものにあつては、市が行う。

1 文化財等の予防対策

(1) 立入検査

文化財保護対象物について、定期的あるいは随時に、立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

(2) 保護思想の普及及び訓練

文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財愛護思想の高揚を図るため、啓発活動を展開する。

(3) 自主防火管理体制の強化

防火管理者等に対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じ、防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

(4) 文化財防火施設の整備拡充

文化財保護対象物に対して、警備設備、消火設備、避雷設備、防火壁、消防進入道路、保存庫等防災施設の設置及び改修について、国庫補助金、県補助金等により整備拡充の促進を図る。

(5) 自衛消防隊等の育成指導

自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛

組織の結成について指導する。

(6) 火気の使用制限区域の設定

文化財保護対象物の建造物付近を、たき火又は喫煙を制限する区域に指定し、市民に周知するとともに、指定区域内に禁止の立札による掲示を行い、出火防止を図る。

第8 農林水産関係災害予防計画

(産業観光部)

本市では、市街地周辺の低地部で農業が、東部、北東部及び北部の山地部で林業が、また琵琶湖沿岸では漁業が営まれている。災害が発生した場合、これら農林水産関係の被害が甚大である。よって、農林水産施設の改修及び整備を図るとともに、被害予防措置等の指導を積極的に行うものとする。

1 調査報告体制

災害が発生した場合、迅速かつ的確に農林水産業の被害調査を行うこととし、関係各課、各関係機関及び農林水産業従事者の積極的な応援、協力が得られるように、体制の整備を図る。また、災害が発生した場合の被害状況の調査、被害即報のとりまとめを迅速に行うため、調査報告担当者を定める。

2 農業対策

(1) 農業施設

① 農地の湛水防止

ア 湛水防止

河床上昇等の排水河川の流況変化による排水能力の低下、流域内の開発等による流出量の増加等を原因とした立地条件の変化により、排水条件の悪化した地域を対象として、排水路、排水機、排水樋門等を改修若しくは新設することにより、湛水被害を防止する。

イ 農業用水路(排水路)の改良促進

排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による流出量の増大並びに排水能力の低下等に伴う湛水被害を防ぐため、農業用水路(排水路)の改良を促進する。

② 農業用河川工作物対策

ア 改修事業の推進

(ア) 農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋りょう等)の構造が不適当又は不十分であるものについて、整備補強等の改善措置を講じ、災害を未然に防止する。

(イ) 水害、地震及びその液状化による農業用河川工作物の被害の未然防止のため、危険箇所を中心に改修等の改善措置を講ずるものとする。

イ 対策事業

施設受益者の申請等により、「土地改良施設維持管理適正化事業」等により計画的な改修を行う。

③ 農業用ため池

余水吐、堤体樋管等の諸施設が老朽化し、あるいはその規模、構造等が現在の基準に適合していないもの等は、補強又は改修工事を行う。

④ 農道

農道施設（農道橋を含む）については、定期点検・診断に基づく維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、効率的で計画的な保全更新を推進する。

⑤ その他の農業施設

農舎等の農用施設については、改修及び整備を積極的に推進する。

(2) 農作物

気象情報に留意して、常に予防の措置を講ずるとともに、時期別に各種の災害を想定し、作物別の技術的な予防措置並びに対策について指導する。

3 林業対策

(1) 林業施設

林道については、側溝、暗きょ等排水施設整備、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や、伐採の規制等適正な対策を講ずる。

(2) 林産物

林産物については、その種類及び災害種別による予防措置並びに対策について指導する。

4 水産業対策

(1) 水産施設

荷さばき所、倉庫、冷蔵庫等共同利用施設の整備及び水産諸施設の流失防止に対する適正な措置を指導する。

(2) 漁船

漁船については、避難流失、衝突、座礁防止等の措置を講ずるよう指導する。

(3) 水産物

水産物被害の防止と軽減を図るため、その予防措置並びに対策について指導する。

第3節 災害に即応できるひとづくり

第1 防災知識の普及

(防災危機管理局、総務部、未来創造部、健康福祉部、市民協働部、市民生活部、教育委員会、消防本部)

防災は、市民、企業、自治会、自主防災組織、市が連携し、共に活動することによりはじめて効果が挙がるものであり、市民が「自助、共助、公助の役割分担」を踏まえ、自主的に防災対策、防災活動に参画することが防災の基本である。よって、市民一人ひとりが、自らのまち、自らの生命と財産を、自らの手によって守る「責務」を自覚し、防災意識を持ち、知識と技術を身につけ、市及び関係機関と相互に緊密な連携を保ち、災害発生時に備えることができるよう防災知識の普及に努める。

市は、各種防災知識の普及、啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努め、また、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図り、災害発生時に、的確な防災活動がとれるよう指導、育成に努める。

1 市民の防災意識の高揚

- (1) 市民に対し、地域の防災に関する広報活動を積極的に行い、市民自身による防災活動の必要性の自覚を促す。
- (2) 自治会等の組織に働きかけ、自主防災組織の普及に努めるとともに、女性や高齢者、しょうがいのある人々の参画を促進し、さまざまな視点から防災対策を推進する。
- (3) 県及びその他の防災関係機関の協力を得て、市民の防災意識の向上を図り、災害発生に備える。
- (4) 自治会等の防災活動を促進するため、防災資機材等の購入費用を補助し、地域防災力を高める。

2 市民に対する防災知識の普及

(1) 普及させるべき防災知識の内容

- ① 災害の種類、特質等：南海トラフによる地震、琵琶湖西岸断層帯等を震源とする内陸直下型地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識、地震及びその二次災害、風水害、火災、土砂災害等
- ② 気象予警報等の種類と対策：暴風、大雨、大雪、洪水、土砂災害警戒情報
- ③ 災害発生時のための準備：食料、飲料水、非常持出品、停電時の照明等の準備、自動車のこまめな満タン給油
- ④ 避難と避難誘導：緊急避難、避難心得、携帯品、とるべき行動や適切な避難先の判断、避難路、避難場所、避難の時期等
- ⑤ 救急、救助：救助に役立つ小物類、応急手当、救命率等の知識、及び倒壊家屋からの救助法
- ⑥ 耐震住宅：家屋の耐震診断法、耐震構造の基礎知識、家具の転倒防止、落下物対

策、ブロック塀、門柱対策等

- ⑦ コミュニティの形成：近所づきあい、助け合いと奉仕（ボランティア）の心、まちへの帰属意識の育成、住みよいまちづくり等
- ⑧ 防火対策：防火心得、初期消火
- ⑨ 戸外の危険対策：自動販売機、電線、ブロック塀、門柱、落下物、橋等
- ⑩ 要配慮者支援：高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児、外国人等への配慮
- ⑪ 旅行先での防災：ホテル、旅館及び観光地での注意事項等
- ⑫ その他

(2) 防災知識普及の手法

次の手法を用いて、市民のほか、職員、学校、各種団体等への防災知識の普及に努める。なお、防災知識の内容及び普及方法については、男女共同参画の視点から妥当なものであるか点検することとともに、災害から受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図る。

① 広報ながはまの利用

防災知識及び防災に関する計画等を、必要に応じ、広報紙により周知徹底する。

② ハザードマップ、チラシ、ポスターの利用

水防法第15条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法や避難場所などを定めた洪水ハザードマップや、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒情報等の伝達方法や避難場所などを定めた土砂災害ハザードマップを各戸に配布する等の必要な措置を講ずる。

居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、マイ・タイムライン等を作成して一人ひとりが避難計画を立てておき、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。

③ DVD等の利用

防災用のDVD等を整備し、各種団体の会合時での上映、市民への貸出を行う。

④ 新聞、ラジオ、テレビの利用

防災上特に重要な事項は、新聞、テレビ等に報道を依頼する。

⑤ 講演会、講習会、展示会、出前講座及び防災教室の開催

⑥ 研究会、検討会等の開催

⑦ 防災イベント

防災の日、火災予防運動期間、防災とボランティアの日等に防災関係イベントを開催し、防災知識の普及に努める。

⑧ 防災訓練を通じた市民の防災意識の高揚

市民参加型の防災訓練を行い、市民の防災意識の高揚を図る。

⑨ その他

防災以外の各種行事においても、防災知識の普及に努める。

(3) 防災リーダーの育成

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

なお、育成の手段としては講習会の実施などが考えられるが、その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成とともに男性リーダーの理解促進につながるよう配慮する。

3 学校、幼稚園及び保育所における防災教育

災害に備えて、学校、幼稚園及び保育所においては、消防本部等の協力のもと、園児、児童、生徒、教職員等の生命、身体确保安全を図るため、県が平成23年度に作成した「学校防災の手引き」や「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」等の活用、学校防災教育コーディネーター講習会の開催等により防災教育の一層の充実を図る。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- (1) 各学校において、防災訓練の計画を作成する。
- (2) 学校には、校務分掌として学校防災教育コーディネーターを位置づけ、「学校防災委員会」を開催し、学校防災アドバイザー（消防署等）からの専門的な助言を受ける。
- (3) その他必要と思われる事項について、防災関係機関と協議し実施する。
- (4) 低年齢児の防災訓練、避難訓練等は、専門家の指導を受けながら、保護者にも可能な限り参加を呼びかけるものとする。
- (5) 災害時における救命措置に備え、救命訓練を実施する。

4 家庭での防災教育

- (1) 地震及び風水害による人的被害等を軽減するために、平常時から各家庭において、防災対策を講ずるよう、自治会、自主防災組織等を通じて浸透させる。
- (2) 消火器等の備え付け、その使用方法、初期消火及び市民との助け合いを中心に、防災意識の高揚、防災知識、防災技術等について指導する。
- (3) 各家庭において、災害時の対応や防災対策を話し合う。

5 企業防災の促進

企業は、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、風水害や地震災害等に対する防災体制の整備を実施するなどの防災活動に努める。

また、企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市は、企業と協力して防災力の向上を図るものとする。

6 職員に対する防災教育

市職員をはじめ、防災関係機関職員の防災に関する意識、知識の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

(1) 平常時の心構え

- ① 大規模地震発生時における冷静な対応
- ② 自分自身と家族の安全確保
- ③ 迅速な参集及び参集途上における被害状況の確認

(2) 市の災害対策活動について

- ① 災害対策活動の概要
- ② 災害時、災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ③ 災害時の役割の分担
- ④ 災害時の指揮系統の確立
- ⑤ 災害及び被害情報の収集、伝達の大領、報告書式の活用
- ⑥ 災害発生時、平常業務にない活動への取組方について

(3) 災害知識について

- ① 南海トラフによる地震、琵琶湖西岸断層帯等を震源とする内陸直下型地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識、
- ② 風水害、土砂災害、地震の基礎知識
- ③ 災害に対する地域の危険性
- ④ 災害情報等
- ⑤ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後防災対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 内閣府の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」、同ガイドラインに基づく避難所の運営に関する知識

7 防災上重要な施設管理者等に対する防災教育

危険物施設等は、大規模な地震発生に伴い、広範囲に被害を及ぼす可能性がある。また、不特定多数の者が出入りする施設においては、地震発生時における火災やパニックが発生する危険性がある。

このため、これら施設管理者に対して、防災に関する一般的知識、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検、改修、災害時の対応策等の防災に関する知識の普及を図る。

8 防災教育施設の整備

市民、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等を対象として、地震の模擬体験をはじめ、地震の発生メカニズムの展示、防火、防災に関する知識や消火技術、応急救護技術等の実践的な行動力を体験させるため既設の姉川コミュニティ防災センター等の機能充実を図る。

なお、これらの施設には、地震発生時には、地域防災活動拠点として機能するよう備蓄倉庫、通信施設等の施設を整備していくよう努める。

9 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及の際には、高齢者、しょうがい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。さらに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

併せて、内閣府の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。

10 言い伝えや教訓の継承

市は、県及び各防災関係機関（以下「県等」という。）と連携し、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

また、市と市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

11 要配慮者等への配慮

高齢者、しょうがい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。また、このような合理的配慮に関することを含め、必要な防災知識の普及を図る。

12 県危機管理センターの研修・交流等の活用

滋賀県では県庁において、危機管理機能の拠点として、危機管理センターを整備し、災害時における迅速的確な災害対応を行うための災害対策本部機能と防災情報機能の強化が行われた。

一方、平常時には、危機管理センターを核として、地域コミュニティ機能の向上と生活防災の浸透につながる効果的な研修・交流等をプログラムとして実施されているので、以下の4つの項目を活用していく。

(1) 研修機能

- ① 危機対応力を高めるため、県や市町、その他防災関係機関等が効果的な連携を実現するための研修を実施。（防災関係機関職員を含む）
- ② 生活防災の視点による取組を県内に広げていくため、被災経験者や地域における言い伝え等先人の知恵を活かした生活防災の取組事例の発掘や地域の特性に応じた防災対策を議論する取組につながる研修等の実施を検討。

(2) 交流機能

危機管理センターで定期的に行う防災カフェ等の機会を通じ、情報交換や交流ができる場を提供。備え付けのHUG[※]等の研修教材を使用した研修を通じ、多様な団

体や組織、個人が集い学ぶ場を提供。

※避難所運営をみんなで考えるためのアプローチとして、静岡県が開発した図上訓練で、具体的で実践的な避難所運営を疑似体験できる研修教材。

(3) 展示機能

- ① 生活防災に役立つ情報等の展示。
- ② 自主防災組織等の各団体が活動の成果物等を展示し、自らの活動を他団体に情報発信できるコーナーを設置。

(4) 推進体制

地域防災力の広がりを目指すためには、多様な主体の参画を得るなど、プログラムの実効性を高めていく検討が必要である。このため協議会等を設置し、定期的に事業内容を評価・検証するよう努める。

13 計画の実施時期

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して実施する。

防災週間	8月30日～9月5日
火山防災の日	8月26日
防災の日	9月1日
津波防災の日	11月5日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
防災とボランティアの日	1月17日
水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
春季火災予防運動	3月1日～3月7日
秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
道路防災週間	8月25日～8月31日
雪崩防災週間	12月1日～12月7日

第2 防災訓練

(防災危機管理局、総務部、未来創造部、市民生活部、消防本部)

市民及び自主防災組織が「自助、共助、公助の役割分担」を踏まえ、災害発生時に必要な災害応急対策を自主的に実施できるように、日頃から防災訓練を通じて知識や技術を体得することが必要である。

市職員は、災害時に、その中枢的役割を持つ災害対策本部に所属し、一刻を争う状況において円滑に災害応急対策活動を実施することができるようにすることが必要である。

特に、大震災の場合、市民の役割が極めて大きいこと、相互応援協定締結市町等の支援を受ける必要があること、これらと防災関係機関及び災害対策本部との連携又は協調が

欠かせないこと等を勘案し、各種災害を想定した防災訓練を実施し、非常事態に備えるものとする。

また、「滋賀県防災プラン」の実行計画7「ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める」の内容を参考に取り組を行う。

1 総合防災訓練

市民、防災関係機関、相互応援協定締結市町等の参加による総合防災訓練を実施する。

2 各機関実施の訓練

- (1) 水防訓練：増水時等水害が発生した場合を想定した水防団体相互の合同訓練の実施
- (2) 消防訓練：同時多発火災等を想定した他市町との合同訓練の実施
- (3) 学校、病院、福祉施設等における訓練
- (4) 工場、大型店舗、商店街等における訓練
- (5) 自主防災組織の訓練
- (6) 土砂災害・防災訓練：土砂災害警戒区域等における情報伝達訓練、避難訓練の実施

3 機能別訓練

市職員向けには実地訓練と併せて図上訓練を実施する。

また市民向けに、DIG (Disaster Imagination Game) 等のワークショップ形式の防災訓練を導入する。

4 その他の訓練

(1) 感染症禍を想定した対策訓練

県、市町は、関係機関と連携し、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した感染者の避難誘導や避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第3 自主防災組織の整備

(防災危機管理局、総務部、市民生活部、市民協働部)

自主防災組織が「自助、共助、公助の役割分担」を踏まえ、災害時に地域の災害応急対策活動に積極的に取り組むことが、災害による被害を軽減するうえで極めて重要である。特に、地震等の大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに十分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止、軽減を図るためには、市民自らによる防災活動が重要となる。

また、大地震が発生した場合、高層建築物、地下道、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は、利用する施設及び石油等、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、浸水被害や危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、

施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、予め消防、防災計画を立てておくものとする。

したがって、市及び関係機関は、平素から地域単位又は、事業所単位で自主的な防災組織の育成と整備を推進する。

1 自主防災組織の設置促進

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）の充実を図る。

また、「滋賀県防災プラン」の実行計画6「当事者力・地域力を高める」の内容を参考に取組を行う。

（災害対策基本法）

第5条

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

（1）設置育成の基本原則

自主防災組織の設置育成は、あくまでも市民が連帯協調して災害を未然に防止し、又は、被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置、運営することを基本とする。また、組織化にあたっては女性、高齢者、しょうがいのある人等の参画に努める。

（2）既存組織の活用

現在、市民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。

（3）規約

自主防災組織は、地域の規模、態様により、その内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び事業計画等を定めておくものとする。

（4）防災計画

組織は、地震、風水害、火災その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部と連携して災害を防止し若しくは軽減し又は火災その他の災害の予防を図るため、防災計画を作成する。特に、危険物等関係施設の代表者や責任者は、施設が所在する地域の浸水想定区域、地先の安全度マップの想定浸水深及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとし、市はこれを啓発活動等により促進する。

（5）自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の活動を行うよう努める。

① 平常時

- ア 「自分達のまちは自分達で守る」意識の高揚
- イ 防災知識・技術の習得
- ウ 市民に対する防災知識・技術の普及活動
- エ 要配慮者への支援体制の構築
- オ 市の行う防災活動への参加・協力
- カ 市民の行う防災活動への参加・協力
- キ 防災訓練の実施又は参加
- ク 火気使用設備器具等の点検
- ケ 防災資機材の備蓄
- コ 発災時の具体的な役割と活動指針の準備
- サ 要配慮者への見守り
- シ 地域内の危険箇所の把握
- ス 自主防災組織相互間の連携
- セ 他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア組織、消防団及び関係団体との連携、区域分担、役割分担の調整
- ソ 防災用資機材の整備・点検
- タ 防災に関する調査、研究
- チ 自主防災組織における防災計画の作成
- ツ その他防災対策

② 災害時

- ア 他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア組織、消防団及び関係団体との連携、区域分担、役割分担の調整
- イ 災害に対する警戒活動
- ウ 地域内の災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告
- エ 出火防止・初期消火活動
- オ 浸水排除・堤防補強・修復活動の協力
- カ 負傷者の救出・応急手当て・搬送
- キ 高齢者等避難、避難指示の場合の市民への伝達、避難した後の確認等
- ク 要配慮者の救出、避難支援等への協力
- ケ 避難誘導・避難所の開設と運営への協力
- コ 避難所に収容されていない被災者への救援活動
- サ 給水・給食・生活必需品等について、炊き出し・配送・配給・給水等の実施
- シ 救援物資の早期分類と分配
- ス その他災害応急対策活動

(6) 育成

自主防災組織の育成を図るため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施する。また、積極的に、各自主防災組織や自治会内における防災リーダーの確保及び育成に努める。

2 訓練の実施

災害時に的確な活動を行うことができるよう、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

- (1) 避難訓練
- (2) 要配慮者の避難支援・安否確認等の訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救急・救助訓練
- (5) 炊き出し訓練

3 自主防災組織間の連携

自主防災組織は、日頃より、防災推進員等を通じて、近隣の自主防災組織と災害時における相互の応援協力体制や地域の自主防災組織間における情報・人的交流に努める。

第4 災害ボランティアへの支援

(健康福祉部、社会福祉協議会)

災害時の応急対策活動において、市民や市の実施する災害応急対策活動のみでは必ずしも十分ではない場合が想定され、災害ボランティアの活動が重要となる。特に、大震災等の災害時には、被災者へのきめ細かな支援をはじめ、さまざまな応急対策活動の実施が必要であり、災害ボランティアの果たすべき役割は非常に大きくなっている。このように重要な災害時のボランティア活動を支援するため、市は平素から社会福祉協議会と以下の取組を進める。

1 ボランティアとの連携体制の整備

市社会福祉協議会は、日本赤十字社、ボランティア団体等との連携を図り、平常時におけるボランティア意識の醸成、啓発、研修、登録制度等の実施に努め、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティアと市・市民が連携・協働して災害対策にあたる体制等の整備を進める。

2 ボランティアコーディネーター等の育成

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会等との連携を図り、災害時を想定した災害ボランティアコーディネーター・災害ボランティアリーダーの育成を推進する。

3 ボランティア活動環境の整備

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるためには、平常時から行政、ボランティア・NPO等の関係機関が連携できるネットワークを構築し、災害ボランティア活動に関する情報を常時発信し、そのための活動拠点の整備を行う必要がある。

市は、災害時のボランティアの活動拠点として、必要に応じて災害ボランティアセンターを「ながはま文化福祉プラザ」に設け市社会福祉協議会の運営を支援する。

4 人材育成

(1) ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に活かしていけることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。

このため、市は、県をはじめ、滋賀県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、淡海ネットワークセンター、滋賀県国際協会等のボランティア・NPO等の関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。併せて、ボランティア活動保険の加入促進を行う。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災ボランティア週間」等の機会を捉えて、広く市民への防災意識の高揚を図る。

(2) ボランティア活動を行う人材の育成

市社会福祉協議会は、市、県、県社会福祉協議会と連携し、災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材の育成に努める。

- ① 特別な資格を必要としない一般ボランティアの育成、研修への支援を行う。
- ② 専門知識や経験、特定の資格を有する専門ボランティアの登録を促進する。
- ③ 災害時に効果的なボランティア活動が展開されるよう、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調整や活動システムを組み立てるための災害ボランティアコーディネーターを育成し、研修の実施を支援する。
- ④ 企業においてボランティア活動が地域貢献のひとつとして捉えられるようその育成に努める。

5 専門ボランティアとの連携体制の構築

市は、市社会福祉協議会や県社会福祉協議会と連携して通訳ボランティアグループ等の関係団体と災害時の連携体制を構築する。また、市域のボランティア活動やボランティア団体を掌握し、次に掲げるような提供可能な技能等の登録について検討する。

- (1) 救急・救助
- (2) 医療、介護
- (3) 建築物・宅地の応急危険度判定
- (4) 通訳（外国語、手話）
- (5) 通信技術
- (6) 災害ボランティアコーディネーター

第5 要配慮者支援体制の整備

(防災危機管理局、総務部、市民協働部、健康福祉部、産業観光部、市民生活部、教育委員会、市立長浜病院、長浜市立湖北病院、社会福祉協議会)

高齢者、しょうがいのある人、医療等を必要とする在宅療養者、妊婦、乳幼児、外国人等の災害時における避難行動等に困難がある要配慮者に対して、市及び福祉関係機関並びに市民等が「自助、共助、公助の役割分担」を踏まえ、災害時に連携して実施すべき情報伝達、避難支援等に関する計画を定め、災害による要配慮者の被害の防止を図る。

また、「滋賀県防災プラン」の実行計画3「要配慮者へ合理的配慮を提供する」の内容を参考に取り組む。

1 要配慮者の避難等に対する支援体制

要配慮者への支援は以下に示すように、高齢者、しょうがいのある人、医療等を必要とする在宅療養者、妊婦、乳幼児等の避難支援要配慮者と観光客、外国人等の情報支援要配慮者に分けられ、それぞれに対応した支援体制を整備する。

なお、避難支援要配慮者及び情報支援要配慮者を以下のように定義する。

(1) 避難支援要配慮者

自力で避難できない等、避難に際して支援が必要な要配慮者（例えば、高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児、傷病者）

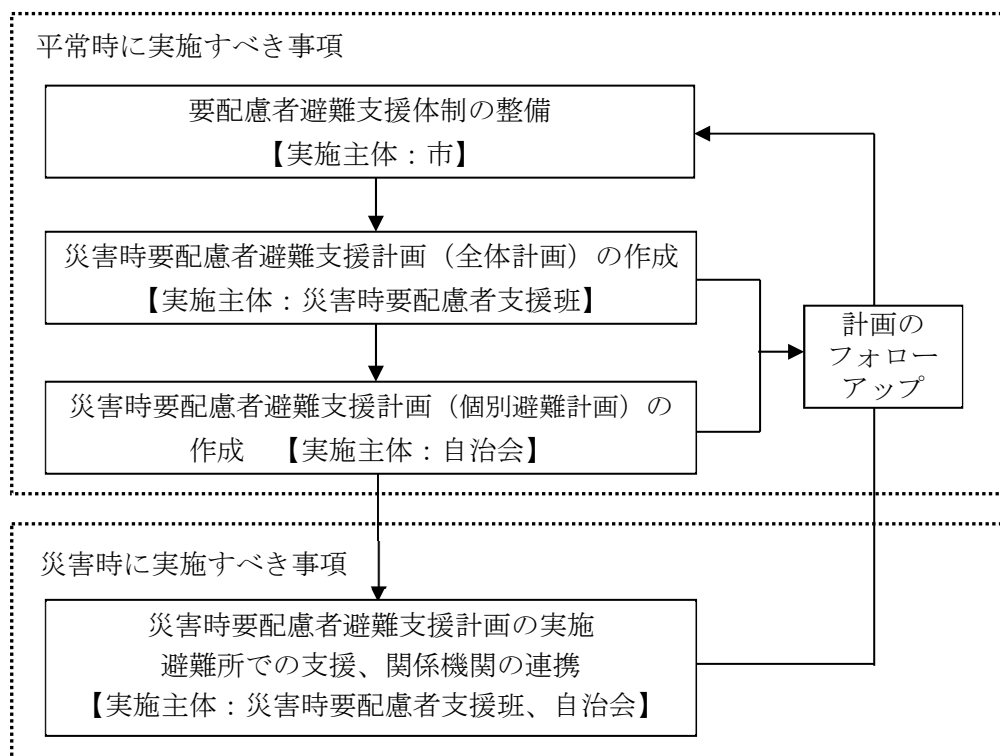
(2) 情報支援要配慮者

災害時の情報伝達に配慮が必要な要配慮者（例えばしょうがいのある人（聴覚しょうがいのある人等）、観光客、外国人）

2 要配慮者支援の実施体制

要配慮者の支援は、「避難支援対策の全体的な流れ」に基づき、以下の機関、組織等が相互に連携して実施する。

〔避難支援対策の全体的な流れ〕



(1) 市

市は、「災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」を策定するとともに、関係機関・団体等と連携して「災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」の具体化を推進する。また、要配慮者の支援に必要な施設、資機材等の整備を併せて推進する。なお、災害時における要配慮者の支援を系統的に進めるため、庁内に「災害時要配慮者支援班」を設置する。「災害時要配慮者支援班」の活動の詳細については、「災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」を参照する。

(2) 自治会

自治会は、地域における要配慮者支援体制を整備するため、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者の協力を得て、以下の活動を実施する。

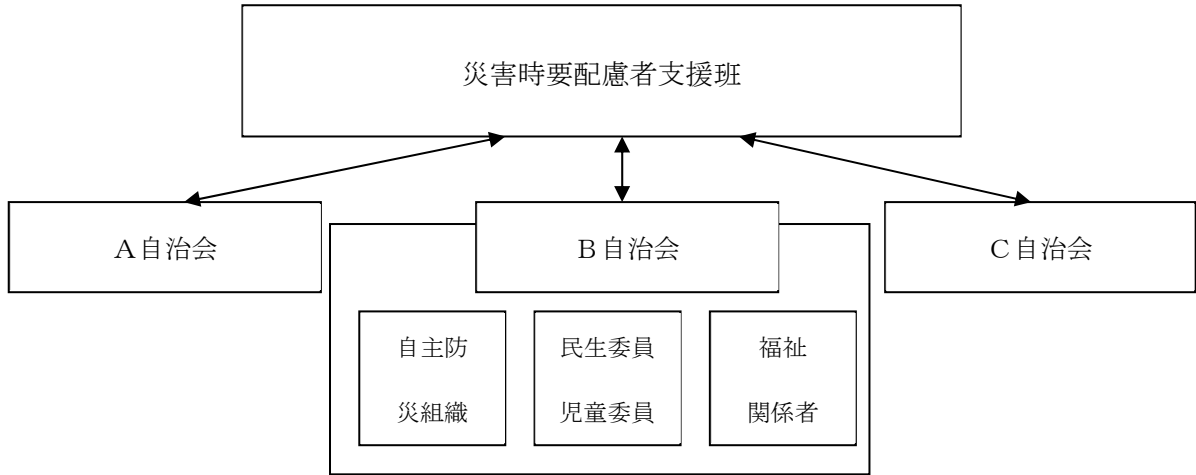
- ① 地域における要配慮者の把握及び日常的な見守り
- ② 地域における支援者の組織化
- ③ 地域における災害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画）の作成
- ④ 要配慮者に対する情報伝達体制の確立
- ⑤ 災害時における要配慮者の避難支援
- ⑥ 災害時における要配慮者の安否確認
- ⑦ 災害時における要配慮者の生活支援
- ⑧ 災害時における要配慮者のニーズの把握
- ⑨ その他要配慮者支援に必要なこと

(3) 自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者

自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者は、「災

害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画等）」に基づき、他の団体等と協力して災害時における要配慮者の支援に協力する。

〔要配慮者支援体制のイメージ〕



3 避難行動要支援者名簿の整備

市は、災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）に基づき、要配慮者情報の把握を実施する。

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該市町の条例の定めがある場合には、予め避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

また、県は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、市に提供するよう努める。

災害対策基本法の改正により作成が義務づけられる「避難行動要支援者名簿」については、本市が作成している「災害時要配慮者名簿」と読み替える。

避難行動要支援者名簿の対象者は以下のとおりとする。

区分	基準
高齢者	・75歳以上のひとり暮らし高齢者 ・75歳以上の高齢者のみの世帯の人 ・要介護3、4、5の人
しょうがいのある人	・身体障害者手帳を持つ人のうち、旅客鉄道運賃減額第1種を受けている人 ・療育手帳を持つ人 ・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人 ・精神障害者保健福祉手帳2級を持つ人のうち、自立支援給付サービス（障害者総合支援法）を受けている人
難病等	・難病患者、小児慢性特定疾病児童等で、長浜保健所から情報提供を受けた人
その他	・精神しょうがい者訪問指導実施者で、ひとり暮らし、又は高齢者の親等世帯の人 ・障害者手帳を保持しない、難病等のある人で、成人訪問指導を実施している人 ・障害者手帳を保持しないしょうがいのある児童等

4 避難支援要配慮者に対する支援計画

(1) 防災知識の普及

市は、要配慮者及びその支援者に対して災害時要配慮者避難支援ハンドブックを作成、配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎的な知識の習得を促すように努める。

(2) 避難支援システムの整備

① 災害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画）の作成

市は、在宅の要配慮者の避難を支援するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年3月（令和3年5月改訂）内閣府（防災担当））及び「防災と保健・福祉連携促進モデル「滋賀モデル」」を参考に、災害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画）策定を推進し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、適切な管理に努める。

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成における関係者との情報共有の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画等については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画等の情報の適切な管理に努める。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、本市の条例の定めがある場合には、予め個別避難計画等を提供する。また、多様な主体の協

力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画等の情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市は、個別避難計画等が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県は、個別避難計画の作成を促進するため、人材育成や先進事例の情報提供等をはじめ、市町の取組を積極的に支援する。

なお、取組にあたって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』」を参考とする。

自治会は、要配慮者の申請に基づき、要配慮者一人ひとりに対応した災害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画）を作成する。

② 災害時における要配慮者への情報伝達体制の確立

市は、自治会・自主防災組織を通じた伝達、避難支援者（「要配慮者の避難を支援する者として避難支援計画で定められた者」をいう）による伝達、福祉サービス事業者等による伝達等、複数の情報伝達系統を確立する。また個々の要配慮者の状況に適した災害情報の伝達手段を検討する。

③ 安否確認体制の整備

市は、災害時における在宅の要配慮者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

ア 在宅の要配慮者を把握するため、避難行動要支援者名簿の整備と管理

イ 市職員、社会福祉協議会職員、介護支援専門員等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者、自主防災組織や近隣住民等との連携による在宅の要配慮者情報の収集と避難支援体制の確保

ウ 自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保

エ 警察、消防署等との連携

④ 生活支援体制及び健康管理体制の構築

避難所においてしょうがい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者の生活を支援する体制を整備する。また、避難所における要配慮者の体調管理を図るため、保健師、看護師等による巡回を実施し、健康状態の把握に努める。

⑤ 巡回相談体制の整備

避難所への巡回相談体制を整備し、避難所における要配慮者のニーズを把握する。

⑥ 防災訓練の充実

市は、個別避難計画が実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者が参加する訓練の実施に努める。

(3) 避難に必要な施設整備

① 高齢者、しょうがいのある人に配慮したまちづくりの推進

ア 避難路の整備及び確保

避難する際に障害となる箇所を改善する等により、避難路の安全確保を図る。

イ 避難所のバリアフリーの推進

避難所となる施設については、施設の利用や移動、さらには情報伝達について、利用者の立場に立ったバリアフリーに努める。

② 福祉避難室の整備

避難所（小学校等）に福祉避難室を整備し、要配慮者のニーズに対応する。なお、福祉避難室については、保健室や特別教室等を充てることとする。

③ 緊急入所

市は、自然災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者やしょうがいのある人を支援するため、社会福祉施設等の台帳整備をするほか、緊急入所の手続き等、必要な事項を予め関係施設と協議し定めておく。

④ 「福祉避難所」の指定

福祉避難室では避難生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者に対応するため、福祉避難所の要件を満たし、福祉避難所としての機能を有する市内の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。指定する際は、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示する。

なお、民間の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する場合は、当該施設管理者と十分調整の上、指定福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結する。

災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した福祉避難所に避難できるよう、支援関係者に対する制度の周知に努める。

福祉避難所は、災害発生後の被災状況や住民の避難状況などから、必要に応じて開設するものとする。

⑤ ホテル・旅館の借上げ

要配慮者の福祉需要に十分対応できない場合、ホテル、旅館等を借上げ、要配慮者の体調管理に万全を期す。

⑥ 緊急通報システムの整備

市は、平常時の福祉・緊急対策事業として身体病弱な一人暮らしの高齢者や身体にしょうがいのある人等の要配慮者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備に努める。また、緊急時には要配慮者に対する近隣住民の協力が不可欠であることから、地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に関する啓発の充実を図る。

⑦ 滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWA T）の受け入れと活動支援

避難所における福祉支援活動として滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWA T）が派遣された場合、市はその受け入れと活動内容の承認、活動環境の整備、その他後方支援などチームと十分な連携を図り、円滑な活動の支援に努める。

5 社会福祉施設及び医療施設等における防災体制の構築

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設及び医療施設等の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、実態に応じた施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄に併せて施設機能の応急復旧等に必要な発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設及び医療施設等の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、予め施設内の防災組織を整えておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者・入院患者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設及び医療施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市等の関係機関との緊急連絡体制を整える。

(4) 入所者及び入院患者情報の整備

社会福祉施設及び医療施設等の管理者は、施設の倒壊等による避難に備え、入所者及び入院患者の名簿及び避難（移動）手段及び生活支援に関する個人情報を整えておく。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設及び医療施設等の管理者は、職員や入所者、入院患者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

(6) 施設間における災害時援助協定の締結

市は、県と連携し、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送支援、専門職員の派遣等について、予め必要な事項を定めておく。

また、社会福祉施設等が行う、施設間における災害時援助協定等の締結が進むよう支援を行う。

(7) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報提供

水防法第15条及び土砂災害防止法第8条第4項に基づき、市は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を市地域防災計画において定めるものとする。

(8) 要配慮者利用施設の避難確保計画

要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、避難確保計画を作成することとされている。平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に存在し、市の地域防災計画に位置づけられた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務化されたことに伴い、この避難確保計画には自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、避難誘導や防災教育及び訓練などを含むものとする。また、避難確保計画の作成や訓練の実施については市長に報告するものとする。

市は県と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、積極的に支援を行う。

市は、施設管理者から避難確保計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言を行う。

(9) 非常用電源の確保

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、予め社会福祉施設及び病院が保有する非常用電源の設置状況等の収集に努めるものとする。

6 避難における要配慮者への配慮

市は、避難情報を要配慮者が的確に受け取れるよう防災行政無線の整備や地上デジタル放送、インターネット等を活用した情報発信の充実、避難誘導標識の設置等に努める。

7 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に規定する土砂災害警戒区域に存する要配慮者利用施設については、法律に基づき下記により警戒避難体制の整備等を図る。

- ① 当該施設の名称及び所在地のリスト（資料編参照）
- ② 洪水に関する予警報や土砂災害に関する情報伝達方法（資料編参照）の確立
- ③ ハザードマップ等の配布による災害危険情報の周知

資料編参照：要配慮者利用施設一覧及び連絡体制

なお、土砂災害警戒区域ごとに最寄りの避難所を設定した。ただ、避難所が近くにない場合や災害が身近に迫っている場合など、近隣の安全な場所に緊急避難することも考慮すべきである。

資料編参照：土砂災害警戒区域・特別警戒区域

8 情報支援要配慮者に対する支援計画

(1) 誘導標識

日本語の理解が困難な外国人に必要な情報を確実に伝達し、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるように、避難所への誘導標識等に、外国語や絵による表示、音や点字情報を付け加える等、誘導標識の整備、簡明化の防災環境づくりに努める。

(2) 防災パンフレット等の配布

ホテル・旅館等及び観光地で、外国語を併記した防災パンフレット等を配布することについて観光協会等に協力要請する。

(3) 防災教育

宿泊施設及び観光ボランティア等の防災教育に努め、国内及び国外の観光客に対する防災サービスを提供するよう指導する。

(4) 緊急放送

ホテル・旅館等及び観光地において、災害時には緊急放送を行うこととし、外国語

でもこれを行うよう指導する。

(5) 外国人援助活動と災害情報の提供

外国人に対して、外国語ボランティア等による外国人援助活動を行うとともに、災害情報の提供に努める。また、外国人支援活動を行うボランティアの確保・育成に努める。

9 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策

災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員の積極的な登用や、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について明確にするなど、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に努める。

第4節 災害抑制と被害の軽減対策

第1 水害予防

(都市建設部、産業観光部、総務部、未来創造部、防災危機管理局、市民生活部)

「どのような洪水にあっても人命を守る」ことを最優先に、氾濫しても被害を最小限にする氾濫原での減災対策を、市は県と連携して推進する。

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づき、どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、「川の中の対策」に加えて「川の外の対策」（流域貯留対策、氾濫原減災対策、地域防災力向上対策）を総合的に進める。

また、河川、農業用ため池、下水路の改修や整備を推進することにより、災害による浸水対策等に万全を期す。

1 河川対策

(1) 河川の整備

河川は、災害時には、貴重なオープンスペースとして、また火災延焼防止のための延焼遮断帯として有効である。また、河川の水は、緊急時の消火用水利、生活用水として重要な役割を担っている。

- ① 一級河川については、河川管理者に改修工事の推進を積極的に働きかける。
- ② 準用河川については、現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等に努める。
- ③ 普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業、その他の事業等との調整を図り、雨水排水計画に基づき計画的な整備に努める。

資料編参照：重要水防区域

(2) 災害危険箇所の把握

- ① 水路の流速、流量が不安定な状況では、特に豪雨等により、予期せぬ水害を招く結果となるので、平素から河川パトロールを行い、災害危険箇所の把握を行う。

なお、本市内には、水防法第15条第1項第3号に規定する「地下街」は、水防法第14条の規定により指定された洪水浸水想定区域内には存在しない。ただし、「地下街」とは、地下に設けられた不特定多数の者が利用する歩道に面した商店街をいう。

- ② 災害発生時、又は発生のおそれのあるときには、災害危険箇所の緊急調査を行うものとする。

(3) その他の河川防災対策の推進

- ① 避難場所、水辺へのアクセスを確保できる河川整備を実施する。
- ② 火災が発生した場合の延焼遮断帯として活用を図る。
- ③ 地震動による堤防の決壊、地震動による液状化での堤防の沈下、決壊、これらに伴う浸水を避けるため、河川管理者は堤防の耐震性の向上を図る。
- ④ 河川水を、緊急な場合の消防水利、生活用水として確保できるよう整備を図る。

- ⑤ 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づき、浸水警戒区域における建築物の建築を制限する。
- ⑥ ハザードマップを活用し、市民への洪水浸水想定区域及び流域内の各地点の安全度を表示した「地先の安全度マップ」の周知を図る。
- ⑦ 県及び市の水防関係の初任者を対象に水防意識の高揚と水防工法の習得を目指した「水防研修会」を実施し、県と市の間の情報伝達訓練等を行うことにより、平常時から水防体制の円滑な運営に努める。

2 農業用ため池等対策

(1) 防災重点農業用ため池等整備事業の推進

本市には、防災重点農業用ため池が散在しているが、その多くは堤防が老朽化し、漏水、あるいは洪水時には決壊のおそれもある。毎年、綿密な調査を行い、災害危険箇所については、各管理者に対策について指導する。

(2) 災害危険箇所の把握

- ① 防災重点農業用ため池は、豪雨等による堤防の決壊等で予期せぬ水害を招くことがあるので、平素からパトロールを行い、災害危険箇所の把握を行う。
- ② 災害発生時、又は発生のおそれのあるときには、農業用ため池管理者は、災害危険箇所の緊急調査を行うものとする。

(3) 災害時における農業用ため池等の水の活用等

地域の水利の状況によっては、農業用ため池の水を、緊急な場合の消火、生活用水として確保できるよう整備を図る。

(4) 対策事業

管理者は、令和元年度に策定（令和5年度改定）された滋賀県ため池中長期整備計画に基づいて、農村地域防災減災事業（国庫補助事業）を活用し堤体の強化を図り、被害面積を最小限に止めるように努める。

平成25年度から平成27年度にかけて県が実施した農業用ため池一斉点検の結果を受け、市は令和2年度に指定された防災重点農業用ため池の耐震診断等詳細な調査を進め、対策工事が必要と判断された場合は、計画的に国の補助事業を活用した対策工事を実施する。

資料編参照：防災重点ため池

3 事前行動計画

台風発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に実施すべき対応を整理した事前行動計画（台風タイムライン）を導入し、活用を図る。

第2 土砂災害予防

（防災危機管理局、都市建設部、市民生活部）

1 災害危険箇所の把握

- (1) 本市の土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区は、市の東部、東北部及び北部の

山地部に多く分布している。これら災害危険箇所の調査を平素から実施し、状況の把握を行う。

- (2) 災害発生時、又は発生のおそれのあるときには、災害危険箇所の緊急調査を行うものとする。

2 防災工事等の推進

(1) 土石流危険渓流の砂防工事の推進

荒廃した山地・渓流からの土砂流出、大雨等による土石流等の災害から住民の生命と財産を守るため、土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家等の多い渓流について、関係者等と協議し、重点的に砂防工事を推進するよう努める。

- ① 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事
- ② 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定をはかる砂防堰堤工
- ③ 渓流の河床安定をはかり縦横浸食を防止するための床固工、護岸工
- ④ 天井川となった河川の切下げにより洪水時の災害から人家、耕地を守る護岸工

(2) 急傾斜地崩壊危険区域・山地災害危険地区の指定及び治山事業の推進

緊急を要するものから、急傾斜地崩壊危険区域・山地災害危険地区の指定及び治山事業（土砂流出防備事業）の実施を県に要請する。

3 土砂災害警戒区域等の周知

平素から土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料、ハザードマップ等に関係する市民に提供することにより、災害危険箇所の周知徹底、防災知識の普及、警戒避難体制及び避難基準等の周知に努める。なお、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域及び警戒区域に指定された区域を示すハザードマップを順次作成し、関係する市民に提供するとともに、必要な措置を講ずる。

本編第1章第3節参照：土砂災害警戒区域図

4 総合土砂災害対策の推進

気候変動に伴い頻発・激甚化する土砂災害に対し、土石流や急傾斜地に対する対策施設整備を並行して、警戒避難体制整備の推進を図る。

土砂災害防止法等に基づき、大雨等により土砂災害の発生の危険度が高まった際に住民等に警戒情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域の指定等により警戒避難体制の整備と住宅や要配慮者利用施設の危険箇所への新規立地抑制等を図る。

(1) 総合的な水害・土砂災害情報システムの整備

滋賀県土木防災情報システム（S I S P A D）等の整備により住民向けに土砂災害警戒情報やこれを補足する危険度メッシュ情報、雨量情報等の土砂災害に対する警戒避難のための情報を提供する。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨等により、土砂災害発生の危険度が高まった際に、市の警戒レベル4の避難指示の判断や住民の自主避難の参考となるよう、彦根地方气象台と県が共同で土砂災害警戒情報を発表している。土砂災害警戒情報の発表基準については、定期的に検証し、必要に応じて見直しが行われる。

(3) 土砂災害防止法に基づく対策

① 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査を行い、土砂災害のおそれのある場所を明らかにして、その結果を市に通知・公表する。住民等にそのリスクを周知するとともに、土砂災害警戒区域等として指定する。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがあり、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制の対象とすべき区域

② 警戒避難体制の整備等

ア 市は、土砂災害警戒区域の指定があった時は、市地域防災計画において、当該警戒区域において、次の事項その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

- ・土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・警戒区域内に、社会福祉施設等、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これら施設の名称及び所在地並びに円滑かつ土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- ・救助に関する事項

イ 市内には警戒区域があるため、市地域防災計画に基づき、当該警戒区域において、次の事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布やホームページへの掲載等により必要な事項を住民等に周知する。

- ・土砂災害に関する情報の伝達方法に関する事項
- ・急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 開発行為・建築の制限等

ア 特定開発行為に対する制限（県）

住宅宅地分譲や社会福祉施設等、学校及び医療施設等の建築を行うための開発行為の規制

イ 建築物の構造規制

居室を有する建築物は、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の建築物に及ぼす力に対して安全なものとなるよう建築確認において審査する。

ウ 建築物の移転等の勧告（県）

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転などの勧告を行うことができる。また、移転等に際しては融資や費用の一部補助などの支援制度がある。

(4) 警戒避難体制整備に関する県の支援

県は、各市町が主体的に実施する自治会単位の手ザードマップや避難計画等の策定を支援する。また、自主防災組織のほか、各種団体からの求めに応じ「砂防出前講座」等を実施し、土砂災害から身を守るための基礎情報の啓発に努める。

〔土砂災害防止法の趣旨〕

市は、土砂災害警戒区域等が指定された区域において、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を市町村地域防災計画に定める。また、特別警戒区域においては土砂災害防止のため開発行為を規制する。

本編第1章第3節参照：土砂災害警戒区域図

5 危険な盛土等への対策

県は、危険な盛土等による災害から市民の生命および財産を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）に基づき、一定規模以上の盛土等について規制をする。また、県は、危険が確認された盛土等について、盛土規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分を行い、盛土等に伴う災害を防止する。

これらについて、県と連携し、情報共有を行うとともに、危険が確認された盛土等について、対策が完了するまでの間、必要に応じて避難情報の発令等を行う。

第3 火災予防

（防災危機管理局、総務部、産業観光部、市民生活部、消防本部）

1 火災予防

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、市及び消防本部は火災予防及び消防体制の整備を図り、併せて、同時多発火災及び大規模延焼火災に備えることとする。

(1) 予防消防の強化充実

① 火災予防に関する普及宣伝

火災発生、拡大を最小限に抑えるため、市民に対して、以下の一般火災予防運動等により防火思想の普及、災害時の火災予防の徹底を図る。

ア 毎月7日の防火点検の日の周知徹底

イ 春秋2回の火災予防運動の実施（3月1日～3月7日、11月9日～11月15日）

ウ 年末年始防火運動の実施

エ 文化財防火週間の啓発（1月23日～29日）

オ 山火事予防運動の実施（3月1日～3月7日）

カ 車両火災予防運動の実施

キ 国民安全の日及び防災の日の諸行事への参加（7月1日、9月1日）

- ク 危険物安全週間（危険物事業所における自主保安体制の確立）（6月の第1日曜日から1週間）
- ケ 防火管理者、危険物取扱者の防火研修会の開催
- コ 火災警報発令時における広報車による広報宣伝
- サ 各種講習会、講演会及び研修会の開催
- シ その他各種イベント

② 地水利の調査

- ア 管内調査－市区域全域にわたり、地水利の実態把握をするため定期的に調査を行う。
- イ 特別調査－特に必要と認めた場合に実施する。

③ 火災予防査察体制の強化

消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5の規定に基づき、消防対象物へ立ち入って検査等を行うことにより、火災の発生を未然に防止するため、次のとおり予防査察を実施する。

ア 定期予防査察

主として防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査し、必要資料の提出を命じ、又は必要事項について質問する等、定期予防査察を強化し、火災予防の徹底と初期消火体制の整備を充実する。

イ 特別予防査察

必要に応じ、その都度期間、防火対象物の種別、査察内容を指定して災害防止を図る。

④ 指定防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定により防火管理者を選任しなければならない学校、病院、事業所及び興業場等その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物、並びに同法第17条の規定による消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、自主防火管理及び自衛消防体制の指導強化を図る。

ア 自衛消防計画の策定及び運営

イ 消防訓練（通報、避難、消火等）の実施

ウ 消防用設備の点検整備

エ 火の使用に関する制限

オ 事業所等の防火管理者に対する防火教育及び有資格者の養成

カ その他防火管理に必要な業務

(2) 消防力の整備強化

① 消防組織の充実

ア 消防組織の充実並びに消防団員の確保に努める。

イ 火災に対する初期消火の重要性に鑑み、自主消防組織（自警団、女性防火クラブ等）の設置及び育成強化を図る。

ウ 同時多発火災、延焼に備え、消防隊の編成、移動等について具体的に検討するとともに、相互応援協定締結市町の応援を受けた場合の活動体制についても、具体的に検討する。

② 消防団力の維持・強化

ア 地域防災力を維持するため、消防団員の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、「実働消防団員数」の実態把握、整理調整により、消防団力の維持・強化を図る。

③ 消防団員の教育訓練

ア 滋賀県消防学校等が実施する操法、教養、幹部教養等各職務における教養訓練に参加させることに努める。

④ 消防施設等の整備強化

ア 火災の場合の消火活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速かつ能率的に行うため、現有消防自動車等の保全整備並びに性能調査を実施することにより、緊急の際の即応体制の確立に努める。

イ 予防行政の指導強化と、災害現場活動を容易にするため、通信連絡網の充実を図る。

ウ 消防力の整備指針に基づき、消防施設、消防機械、器具等の整備拡充を図る。

資料編参照：防災関連施設

エ 消防ポンプ自動車について、大規模地震など多様な災害にも対応するため、消防ポンプ自動車更新計画に基づき、購入よりおおむね20年を経過した車両を対象として、順次1台ないし2台の更新を行う。

⑤ 消防水利の整備

ア 貯水槽、耐震性貯水槽の整備を図る。

イ プールの水を常に溜め置くことを、その管理者に要請する。

ウ 水圧確保のため、消火栓接続排水管のメッシュ化、ループ化を図る。

エ 消火栓の設置場所を検討し、整備を図る。

(3) 相互応援協定の充実

大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期すため、近隣市町等をはじめ、広域市町を含めて相互応援協定の連携強化に努める。

[相互応援協定を締結している団体等]

相互応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
滋賀県湖北ブロック消防相互応援協定	彦根市、米原市	昭和42年11月24日	・消防相互応援
滋賀県広域消防相互応援協定	滋賀県全域	平成4年6月29日	・消防相互応援
滋賀県下消防団広域相互応援協定	滋賀県下各市町消防団	平成10年5月30日	・消防相互応援
長浜市・長浜市消防団・揖斐川町・揖斐川町消防団相互応援協定	揖斐川町(旧坂内村)、揖斐川町(旧坂内村)消防団	平成17年1月17日	・消防相互応援

(令和6年8月現在)

2 林野火災予防計画

林野火災は、乾期の風による樹木の枝の摩擦で発生する場合があるが、ほとんどの場合、たばこ、たき火等火気の取扱い不始末によるものであるため、消防本部は、林野火災消防体制を強化するとともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。

(1) 防火対策の強化

- ① 消火活動の迅速化を図るため、林道整備事業の推進に努める。
- ② 林野所有者若しくは管理者に対し、防火帯等の整備を指導する。
- ③ 防火水槽及び自然水利利用施設を増強する。

(2) 巡回監視及び指示広報

人為的な原因による林野火災の発生を防止するため、入山者、通行人等に対し、次の措置を講ずるとともに、火災危険の高い時期においては、気象条件、林野内作業、登山、ハイキング等による入山者の状況により、消防団の協力の下に巡回監視（防災パトロール）を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上必要な注意、指示及び指導を行う。

- ① 入山者のための立札の設置と保全
- ② 火気注意事項の掲載パンフレット等の配布
- ③ 火入れ等に関する許可の取得、届け出義務の徹底
- ④ その他必要事項

(3) 消防資機材等の整備

林野火災においては、消防自動車の進入、放水がほとんど不可能であるので、林野所有者又は管理者は、早期消火に必要な資機材の整備に努める。

(4) 相互応援体制の整備

林野火災の場合、市及び消防本部の力だけでは防御しきれない場合があるので、予め近隣市町と、林野火災の場合の相互応援協定を結んでおくものとする。

(5) ヘリコプターの要請

- ① 航空機及び要員の確保
 - ア 林野火災が発生し、市及び消防本部だけでは防御しきれない場合には、情報の収集、応急対策要員及び火災の防御に必要な資機材の緊急輸送並びに消火活動等のため、県に対し県防災ヘリコプターによる支援を要請する。
 - イ 必要に応じ、県警察の保有するヘリコプターについても、県と協議し、支援を要請する。
- ② 空中消火基地の選定
 - 林野火災発生時における空中消火基地の選定については、次の点に留意する。
 - ア 水利、水源に近いこと。
 - イ 複数の駐機が可能なこと。
 - ウ 補給基地を設けられること。
 - エ 気流が安定していること。

第4 風害予防計画

(都市建設部、防災危機管理局、総務部、健康福祉部、市民生活部)

風害を防止又は被害の拡大を防止するため、風害予防対策の強化を図る。

また、竜巻や突風等については、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活への影響を最小限にするための対応を図る。

1 監視・情報収集体制の整備

- (1) 台風の接近や発達した低気圧に関する気象情報などの発表をもとに、県及び関係機関と連携した監視体制に入る。また竜巻については、気象庁が段階的に発表する気象情報、雷注意報、竜巻注意情報に注意を払う。
- (2) 災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒体制など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

2 各機関における対策

(1) 一般予防対策

公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに市民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事用建設資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下物飛散するおそれのあるものに対しては、崩壊の危険防止の措置及び警戒管理に努めなければならない。

県は竜巻注意情報が発表された場合は、メール・SNS配信システム等による広報（しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等）を行う。また、市民等は、激しい突風等に備え、身の安全を守るため、屋外にいる場合は頑丈な建物などに避難し、屋内では窓ガラスには近づかないなどの対応をとる。

(2) 農作物の被害予防対策

水稻では、水田を深水にして倒伏防止対策を講ずる。また畑地では、防風ネットや防風林等の設置が望ましい。

施設園芸では、パイプなど施設の補強を行うとともに、風が吹き込まないように穴あきなど被覆資材の修繕などを行う。

露地栽培では、寒冷紗等での被覆や支柱等の補強などを実施する。

果樹では、枝折れ等を防止するため、幹や主枝を誘引し固定する。

このほか、施設周辺を整理するなど資材の飛散防止対策を行う。

(3) 電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備については、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。また、災害発生のおそれがある場合には、巡視を実施し、予防措置を講ずる。（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社の防災対策については、「第2節第6の2 電力施設の整備」参照）

(4) 通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講ずるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。特に、

庁舎等の重要拠点の通信確保について配慮するものとする。（西日本電信電話株式会社の防災対策については、「第2節第6の1 通信施設の災害予防」参照）

(5) 鉄道事業者の防災対策

鉄道事業者は、各事業者の災害予防計画に基づき、風害予防対策を図る。（鉄道事業者の防災対策については、「第2節第1の2 鉄道交通の整備」参照）

(6) 重要インフラ施設に対する被害予防対策

電気、通信等の重要インフラ施設へ風倒等の被害を及ぼすおそれのある森林について、インフラ管理者、森林所有者との協力体制を構築し、事前に予防伐採等の森林整備を行うことでリスクの低減を図る。

(7) 道路施設の防災対策

災害時に電柱が倒れ、道路を塞ぐ状況が発生するなど、緊急の活動に支障が生じることのないように、緊急輸送道路を基本に無電柱化を実施する。

第5 雪害対策

（都市建設部、防災危機管理局、総務部、健康福祉部、市民生活部）

本市は、市域の一部が豪雪地帯及び特別豪雪地帯に指定されており、冬季の雪害から住民の生活を守るため、交通の確保及び地域住民の安全な生活の確保に関する対策を推進する。

1 道路雪害対策

各道路管理者は、冬季の道路交通の安全を確保するため、毎年「道路除雪計画」等を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪害対策の実施に努める。

(1) 除雪路線及び実施区域の分担

道路除雪計画は、各道路管理者において毎年定める。市は、除雪の実施区域の分担について、毎年、県及び関係機関と協議するものとする。

- ① 北陸自動車道：中日本高速道路㈱
- ② 国道8号：国土交通省近畿地方整備局及び滋賀国道事務所
- ③ 上記以外の国道、主要地方道、県道：長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所
- ④ 市道：長浜市

(2) 情報提供

各道路管理者は、管理する道路の路面の状況を迅速に把握し、通行者に適切な情報を提供するように機器の整備等に努める。

(3) 除雪体制の整備

① 機械の整備

平常時から、除雪に万全を期すよう機械の整備を行うものとする。

② 計画の策定

計画深度を超える豪雪又は緊急除雪を要する場合に備え、予め以下の計画を定めておく。

ア 市内の建設業者等からの機械の借上げ及び要員の確保（登録制度）

- イ 排雪場の確保
- ウ 無線、携帯電話等、連絡体制の強化
- エ 他市町と相互応援協定の締結

(4) 関係機関の連携

各道路管理者及び関係機関は、以下の場合において迅速な対応を行うため、滋賀県冬季情報連絡室等を通じて、気象情報、道路交通状況、除雪状況等の情報を共有し、除雪作業及び通行規制に関する各機関間の調整を行い、住民、道路利用者等に対して情報提供を行う。

- ・人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に、計画的・予防的な通行規制を行う場合
- ・大雪により広域的な交通障害が発生した場合（又は発生のおそれのある場合）

2 雪に強いまちづくりの推進

冬季の雪害から住民の生命と生活を守るため、特別豪雪地帯等の地域において雪に強いまちづくりを推進する。

(1) 雪に強い地域づくり

① 安全な道路の整備

市は、県と連携し、豪雪になった場合においても孤立集落が生じないように、集落と市街地と結ぶ道路の整備を推進する。

② 雪崩防止施設の整備

市は、県と連携し、雪崩災害から集落や道路を守る雪崩防止施設の整備を推進する。

③ 地域防災力の強化

市は、豪雪になった場合においても住民の安全が守れるように、集落内における食料などの備蓄を図るなど、集落の地域防災力強化を推進する。

④ 自助による除雪作業中の事故の防止対策

市は、広報紙とともにパンフレット等除雪作業の危険性と対応策を周知する資料を配布するなど、住民の安全意識を高める啓発活動の継続的な実施に努める。

⑤ 空き家等に関する対策

市は、空き家等の除雪については、当該所有者の責任において実施させる取組を行う必要があることから、平常時から所有者の特定に努める。

(2) 雪処理の担い手確保の推進

① 地域コミュニティによる雪処理

屋根の雪下ろしなど雪処理の基本は自助であるが、豪雪地帯の地域で高齢化等が進んでいる状況を踏まえ、地域のコミュニティで共同して雪下ろしを行うシステムを整備する。

② 要配慮者対策の推進

行政と地域社会が共同して雪下ろしの困難な要配慮者を予め把握し、豪雪時には雪下ろしを支援する体制を整備する。なお、本市は「長浜市高齢者世帯等雪

下ろし費用補助金交付要綱」により、除雪作業の困難な高齢者等世帯の雪下ろしに対し助成する制度を整備している。

③ 広域連携による雪処理体制の整備

消防団による雪処理応援体制を予め整備し、豪雪時には消防団が早期に応援に入る仕組みを確立する。

④ 自衛隊の災害派遣

豪雪時には自衛隊の災害派遣が有効であり、派遣要請の基準を予め整備し、速やかな派遣要請を行うこととする。

⑤ 雪処理ボランティアの活用

豪雪時には、市内及び市外から雪処理ボランティアを募集し、速やかに雪処理の担い手の確保を図る。なお、雪処理ボランティアの活用を図るため、ボランティアの拠点となる施設の整備及びボランティアの雪処理をコーディネートする組織を予め地元で整備する。また、雪処理ボランティアのスキルアップ支援方を整備する。

(3) 防災知識の普及

市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて周知に努めるものとする。

また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し注意喚起に努めるものとする。

(4) 雪崩危険箇所対策

雪崩危険箇所とは、雪崩の発生・流下・堆積の可能性がある箇所であり、豪雪地帯及び特別豪雪地帯を対象とし、斜面高さ 10m 以上、雪崩発生地点からの見通し角 18 度の中に人家 5 戸以上若しくは公共的建物が含まれるところである。本市では、174 箇所、雪崩危険箇所が指定されている。

市は、雪崩危険箇所を対象に緊急度の高い危険箇所から順次、雪崩予防柵、グライダー防止擁壁などを県に要請する。

県は、雪崩危険箇所のうち、次のいずれかに該当する場合に、緩衝帯としての森林の機能を強化する雪崩防止工事を実施する。

- ・ 人家おおむね 10 戸以上又は公共施設の保護

第6 危険物施設等災害予防

(防災危機管理局、総務部、市民生活部、消防本部)

1 危険物施設災害予防

消防本部は、危険物を原因とする災害の発生及び拡大を防止し、又はこれら危険物が地震による二次災害を受けることを防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性強化、保安教育、訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発、普及を徹底する。

(1) 危険物の保安教育の実施

消防法（昭和 23 年法律 第 186 号）で規定する危険物製造所等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安監督者に対し、耐震性を勘案した保

安管理の向上を図るため、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(2) 規制の強化

消防本部は、危険物施設の立入検査を適時実施し、耐震性の見地を加味した強力な行政指導を行う。

- ① 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査の強化
- ② 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- ③ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- ④ 危険物の貯蔵取扱等安全管理についての指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

- ① 自衛消防隊の組織化を促進し、震災の場合を想定した自主的な災害予防体制の確立を図る。
- ② 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

- ① 消防本部は、化学車等の整備を図り、化学消防力の強化促進に努める。
- ② 危険物事業所における化学消火薬剤及び必要機材の備蓄を促進する。

(5) 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 高圧ガス施設災害予防（国、県）

高圧ガスを原因とする災害発生の予防と、これが地震の場合に二次災害の原因となることを防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

(1) 保安意識の啓発

- ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の周知徹底
- ② 大地震を想定した施設の耐震化と、地震が発生した場合の対策の徹底
- ③ 各種講習会、研修会の開催
- ④ 高圧ガス取扱の指導
- ⑤ 危険物週間の実施

(2) 規制の強化

- ① 製造施設、貯蔵施設、消費場所等の保安検査及び立入検査の推進
- ② 各事業所における実情把握と、大地震の場合を勘案した保安指導の推進
- ③ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 自主保安体制の整備

- ① 自主保安体制の整備
- ② 地震の場合を想定した保安体制の徹底
- ③ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ④ 滋賀県高圧ガス地域防災協議会の育成

3 火薬類施設災害予防（県、市）

火薬類を原因とする災害の発生の予防と、これが地震の場合に二次災害の原因となることを防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の整備を重点に、災害予防対策を推進する。

(1) 取締りの強化

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく製造、販売、貯蔵、消費現場等に対する立入検査、保安検査を強化するとともに、関係法令の遵守を徹底する。

(2) 自主保安管理の徹底

関係事業者に対し、所有する施設等の自主保安管理を徹底し、災害時における安全性の確保のため保安管理を改善すること、並びに関係従業者の遵法精神の醸成等に努めることを強力に指導する。

(3) 予防教育

予防教育の徹底を図るため、次の措置を行う。

- ① 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、震災を想定した再教育講習、保安教育講習を実施し、災害防止及び盗難防止の徹底を図る。
- ② 業者等及び消費者に対し、震災を想定した保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安確保に万全を期すよう指導する。

4 毒物劇物施設災害予防（県）

毒物又は劇物による災害事故を防止するため、毒物、劇物業者等及び業務上取扱者を重点に事故防止について指導する。

- (1) 毒物劇物業者に対して、立入検査を行っているが、地震動による転倒防止等の危険を避けるため、更にこれを強化する。
- (2) 毒物劇物関係者に対する講習会の開催（法令の周知徹底を図る）
- (3) 事業者の自主点検体制の確立
- (4) 毒物劇物業務上取扱施設における毒物又は劇物の保有状況の実態を把握する。

5 原子力以外の放射性物質対策

放射性物質の取扱い事故防止対策の強化、災害時における二次災害を最小限に防止する危機管理体制の強化等を放射性物質取扱事業者に要請するとともに、万一の場合に備えて緊急連絡体制の整備を図る。

(1) 放射線障害事故防止

原子力発電施設以外の放射性物質を取扱う施設及び事業所においては、放射線事故防止を図るため、作業の安全管理と、安全確保の強化を指導する。また、震災その他の災害の場合を想定した対策を日頃からの確に行えるようにしておくことにより、放射線による二次災害の防止を図るよう指導する。

(2) 監視体制等

- ① 前項に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期すため、国及び県による医療監視、施設管理者、取扱責任者への指導等の徹底を図る。
- ② 放射線治療室の状況の把握を行う。

第7 複合災害予防計画

(各部局)

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における対応について、県、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講ずるよう努める。

1 複合災害時の災害応急体制の整備

市は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画に予め定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

2 複合災害を想定した訓練の実施

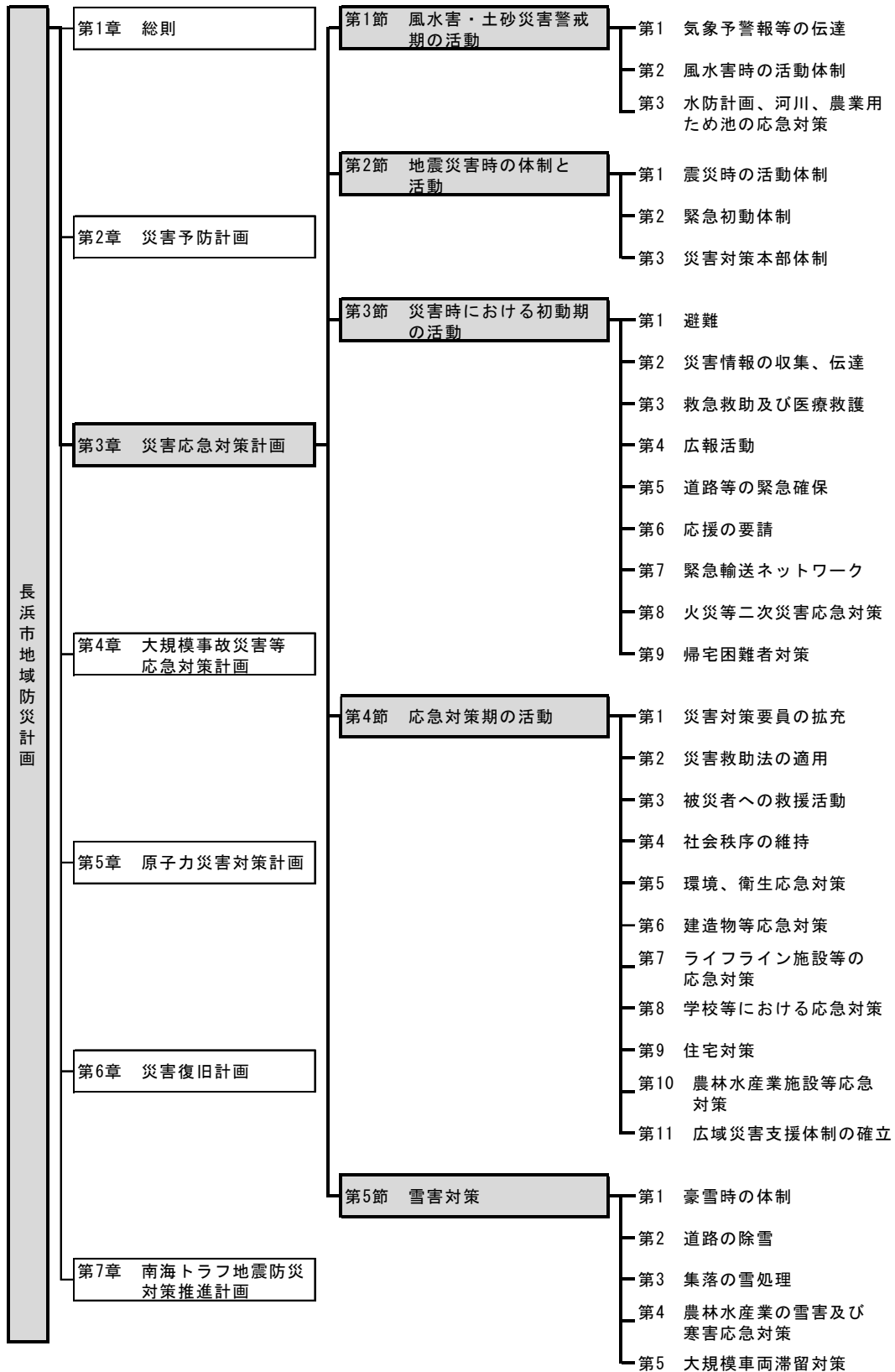
市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、さまざまな複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の訓練の実施に努める。

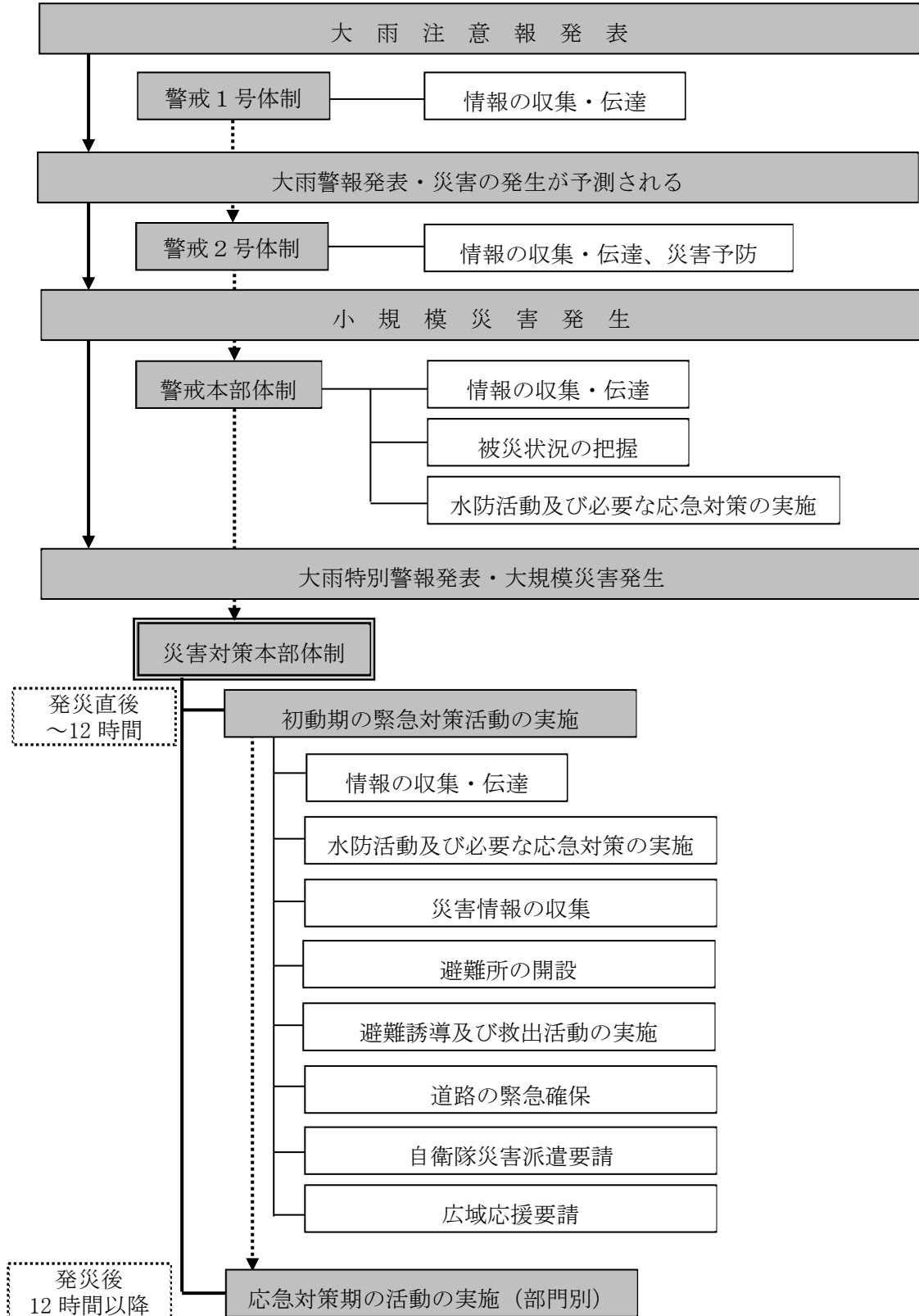
第3章 災害応急対策計画

本章の構成



第1節 風水害・土砂災害警戒期の活動

[風水害・土砂災害時における時系列の災害応急対策活動]



第1 気象予警報等の伝達

(防災危機管理局、総務部、消防本部、県警察)

1 基本方針

風水害が発生するおそれがある場合において、気象予警報に関する情報等を、各防災関係機関と連携し迅速かつ的確に収集する。

彦根地方気象台等から発表される気象情報を的確に収集し、これを迅速に各部署、必要な機関、市民等に伝達、周知して、災害の発生に備える。

2 気象予警報等

(1) 彦根地方気象台等の発表する予警報等

彦根地方気象台等が発表する気象予警報等には、次のものがある。

予警報等の種類	内容	発表、発令機関
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮を伴った現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。 この内、大雨特別警報は大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	彦根地方気象台
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。 この内、大雨警報は、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 また、洪水警報は対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	彦根地方気象台
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報。 この内、大雨注意報は大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	彦根地方気象台
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県、11月1日～翌年3月31日は滋賀県北部、滋賀県南部）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	彦根地方気象台
記録的短時間 大雨情報	滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報的一种として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。滋賀県の発表基準は、1時間90ミリ以上を観測又は解析したときである。	気象庁
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して、注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。	気象庁

第3章 災害応急対策計画
第1節 風水害・土砂災害警戒期の活動

予警報等の種類	内容	発表、発令機関
土砂災害警戒情報 (警戒レベル4に相当)	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼び掛ける情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	滋賀県と彦根地方気象台
火災気象通報	消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに彦根地方気象台が滋賀県知事に対して通報し、県を通じて各市町や消防本部等に伝達される。	彦根地方気象台
全般気象情報、近畿地方気象情報、滋賀県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。	気象庁、大阪管区気象台、彦根地方気象台

洪水予報		河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、予め指定した河川について区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。	国土交通省琵琶湖河川事務所又は滋賀県と彦根地方気象台
洪水警報 (発表) 又は洪水 警報	氾濫発生情報 (警戒レベル5に相当)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある。	
	氾濫危険情報 (警戒レベル4に相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる。	
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3に相当)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる。	
洪水注意報（発表）又は洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる。	県
水防警報		水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときに県が警報を発令するもので、この措置については滋賀県水防計画で定める。	
水位情報の周知		洪水により流域に重大な損害が生じるおそれがあるとして指定された河川について、知事が氾濫危険水位、避難判断水位に達したときに、その旨を水防管理者等に周知する。	県

○水防警報が行われる河川

水防警報が行われる河川					対 象 量 水 標					
河川名		区 域			代表する 区域	番号	量水 標名	所在地	水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)
姉 川	本川	左岸	米原市小田	から	上流	7053	国友橋	長浜市 国友町	1.00m	1.60m
		右岸	米原市伊吹	琵琶湖 まで	下流	7054	難波橋	長浜市 難波町	1.70m	2.70m
	支川 高時川	左岸	長浜市木之本町川合	から	上流	8051	川合	長浜市 木之本町 川合	1.90m	2.50m
		右岸	長浜市木之本町川合	姉川合流 点まで	下流	7055	錦織橋	長浜市 錦織町	2.20m	3.20m

〔水防警報の発令基準〕

- (1) 準備：気象状況および上流雨量により増水のおそれがあると認めたとき、又は対象量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水のおそれがあるときに発表される。
- (2) 出動：対象量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水のおそれがあるとき、又は上流の雨量並びに水位により、危険が予想されるときに発表される。
- (3) 解除：水位が水防団待機水位（通報水位）以下になり、水防作業を必要としなくなったときに発表される。

○水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

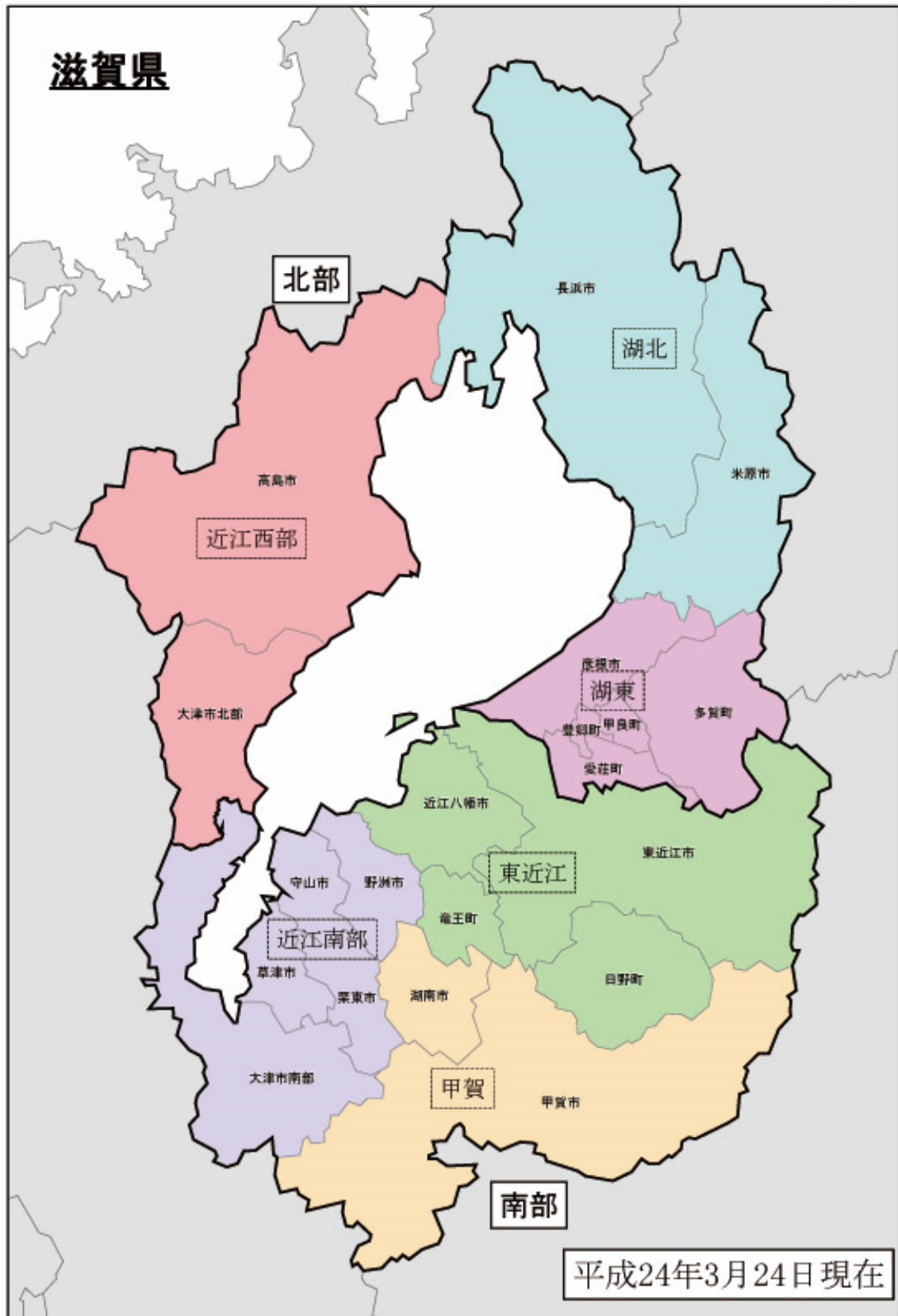
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

○大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

[警報・注意報や天気予報の発表区域図]



〔長浜市の警報・注意報発表基準一覧表〕 (令和5年6月8日現在)

○府県予報区：滋賀県 ○一次細分区域：北部 ○市町村等をまとめた地域：湖北

警 報	大	(浸水害)	表面雨量指数基準	17		
	雨	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	119		
	洪水		流域雨量指数基準	草野川流域=16.2, 田川流域=8.3, 余呉川流域=13.5, 米川流域=6, 長浜新川流域=3.8		
			複合基準*1	米川流域＝ (10, 4.3)		
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕, 淀川水系姉川〔難波橋・国友橋・今村橋〕, 淀川水系高時川〔錦織橋・川合〕		
	暴風	平均風速	琵琶湖	20m/s		
			琵琶湖を除く地域	20m/s		
	暴風雪	平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う		
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 40cm		
山地			12 時間降雪の深さ 50cm			
波浪	有義波高					
高潮	潮位					
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	10		
			土壌雨量指数基準	96		
	洪水		流域雨量指数基準	草野川流域=12.9, 田川流域=6.6, 余呉川流域=10.8, 米川流域=4.8, 長浜新川流域=2.9		
			複合基準*1	姉川流域＝ (5, 23.2) , 草野川流域＝ (8, 10.3) , 高時川流域＝ (8, 16.8) , 余呉川流域＝ (8, 8.6) , 米川流域＝ (5, 3.9)		
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕, 淀川水系姉川〔難波橋・国友橋・今村橋〕, 淀川水系高時川〔錦織橋・川合〕		
	強風	平均風速	琵琶湖	12m/s		
			琵琶湖を除く地域	12m/s		
	風雪	平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う		
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm		
			山地	12 時間降雪の深さ 30cm		
	波浪	有義波高				
	高潮	潮位				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧	視程	100m			
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%				
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24 時間雨量 15mm 以上				
	低温	最低気温 -5℃以下*2				
	霜	4 月以降の晩霜				
	着氷					
	着雪	24 時間降雪の深さ：30cm 以上 気温：0℃以上				
	記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	90mm	

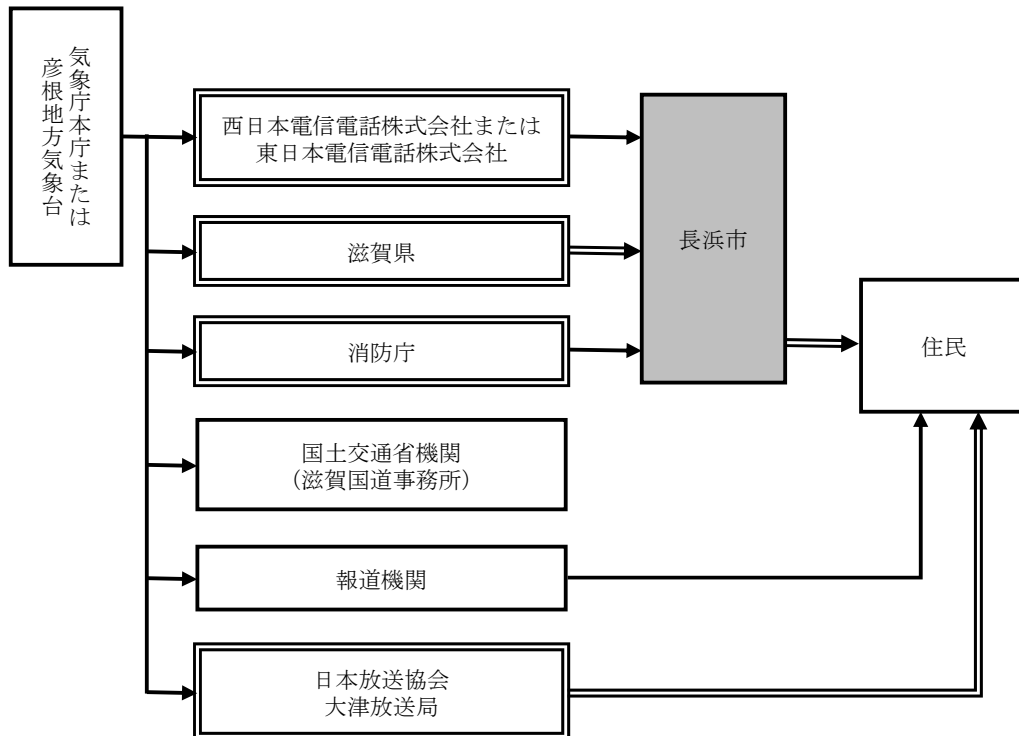
※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準表を表している。

※2 気温は彦根地方気象台の値。

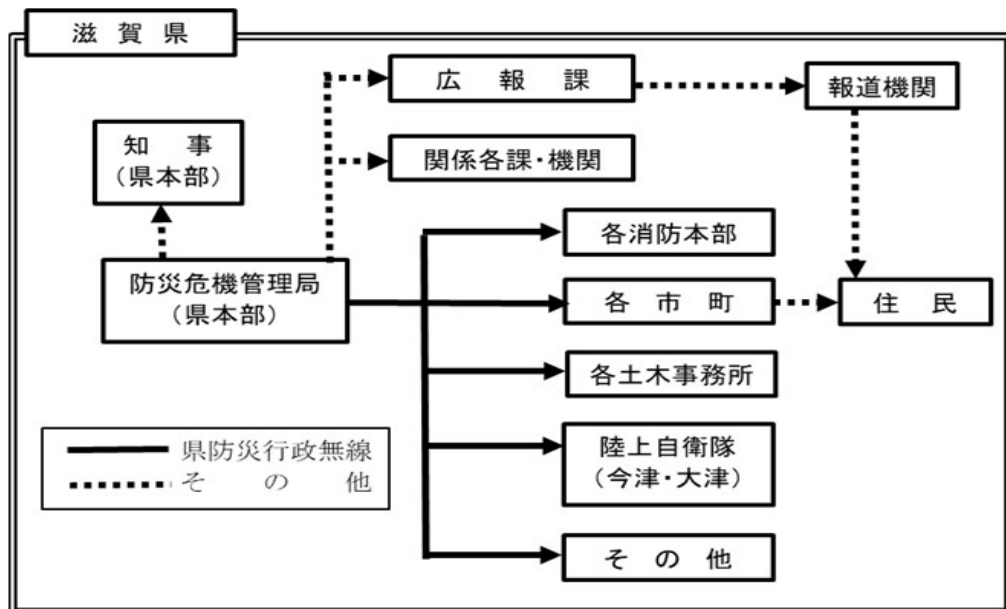
〔市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説〕

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録の短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(2) 気象予警報等の伝達系統



※ 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。



※ 県防災危機管理局から県地方機関、市町、消防本部等への予警報の音声伝達方法
○勤務時間内の場合：防災行政無線より伝達する。
○勤務時間外の場合：県防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市宿直者等に伝達する。

(3) 気象予警報等の伝達先

① 気象予警報等の伝達先

防災危機管理監が気象予警報その他の災害情報を受けた場合は、次のとおり伝達を行う。

〔気象情報発表時における関係課等への連絡〕

	防災危機管理局	都市建設部の全課	産業観光部の全課	総務部の全課	未来創造部の全課	市民協働部の全課	市民生活部の全課	健康福祉部の全課	教育委員会	市立長浜病院・長浜市立湖北病院	湖北広域行政事務センター	長浜水道企業団	除雪班長	水防班長
土砂災害警戒情報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
指定河川洪水予報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
すべての特別警報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
暴風警報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
暴風雪警報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大雨警報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大雪警報	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
洪水警報	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○
風雪注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
強風注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
大雨注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		○
大雪注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
乾燥注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
霜注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
雷注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
濃霧注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
低温注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
なだれ注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
洪水注意報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		○
火災気象通報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		

※道路河川課、水防班長には気象予警報の写しを送付

- ② 気象予警報等の連絡担当者
気象予警報等の連絡担当者は、次のとおりとする。
 - ア 勤務時間内
防災危機管理課が連絡を行う。
 - イ 勤務時間外
当直者が連絡を行う。
- ③ 伝達手段
 - ア 勤務時間内
長浜市グループウェア及び職員参集メール、電話等
 - イ 勤務時間外
電話及び職員参集メール

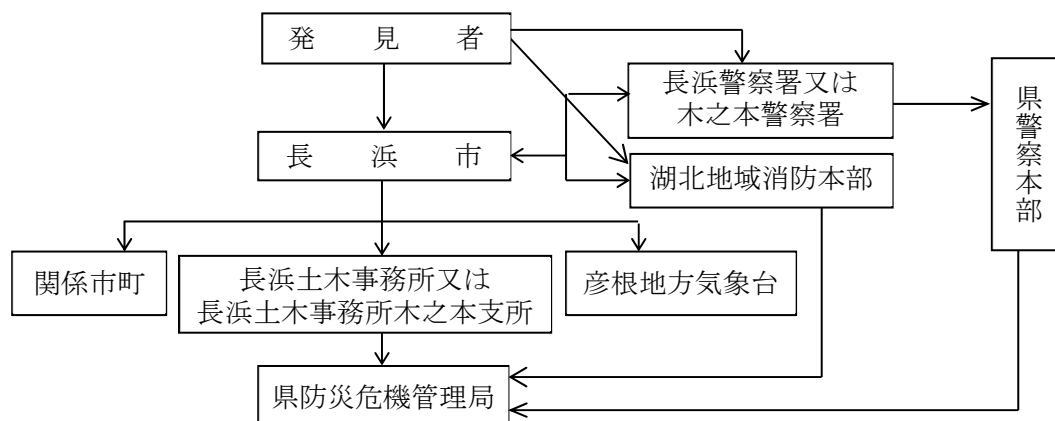
3 災害情報等の収集、伝達等

(1) 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により関係機関に通報を行う。

- ① 通報
異常現象を発見した者は、直ちに市職員、警察官又は消防職員に通報する。
- ② 上部機関等への通報
 - ア 通報を受けた市職員、警察官又は消防職員は、直ちに市長及び上部機関に通報する。
 - イ 前項により通報を受けた市長は、必要に応じて消防本部及び彦根地方気象台、県、地方機関に通報するとともに、市民に対し周知徹底を図る。

[異常現象の情報伝達経路]



- ③ 災害が発生した場合
災害が発生し、これが発見した場合は、上記①から②の手続きによる。

(2) 通信手段の整備、点検

災害が発生するおそれがある場合には、無線機器等の点検を行うとともに、停電に備え非常用電源を確保し、災害発生に備える。

(3) 市民への周知

市は、同報系防災行政無線、安全安心メール、広報車等を利用し、又は自主防災組織等の市民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、高齢者、しょうがいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者に配慮する。

(4) 災害情報の収集

災害が発生するおそれがあり、又は確実に災害が発生すると思われる場合は、直ちにラジオ、テレビ等の報道、その他の方法で情報の収集活動を行い、必要に応じて関係機関と緊密な連絡をとり、被害の状況、その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努めるものとする。

様式編参照：応急被災状況報告書

(5) 一般に対する水防情報の伝達

同報系防災行政無線、安全安心メール、広報車等を利用し、又は自主防災組織等の市民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

なお、周知にあたっては、高齢者、しょうがいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者に配慮する。

■水防上緊急を要する受信連絡については、次の通信施設を利用することができる。

- ① 西日本電信電話株式会社通信施設（優先利用）
- ② 警察通信施設
- ③ 湖北地域消防本部通信施設
- ④ 関西電力送配電株式会社通信施設
- ⑤ 近江鉄道株式会社通信施設

第2 風水害時の活動体制

(各部局)

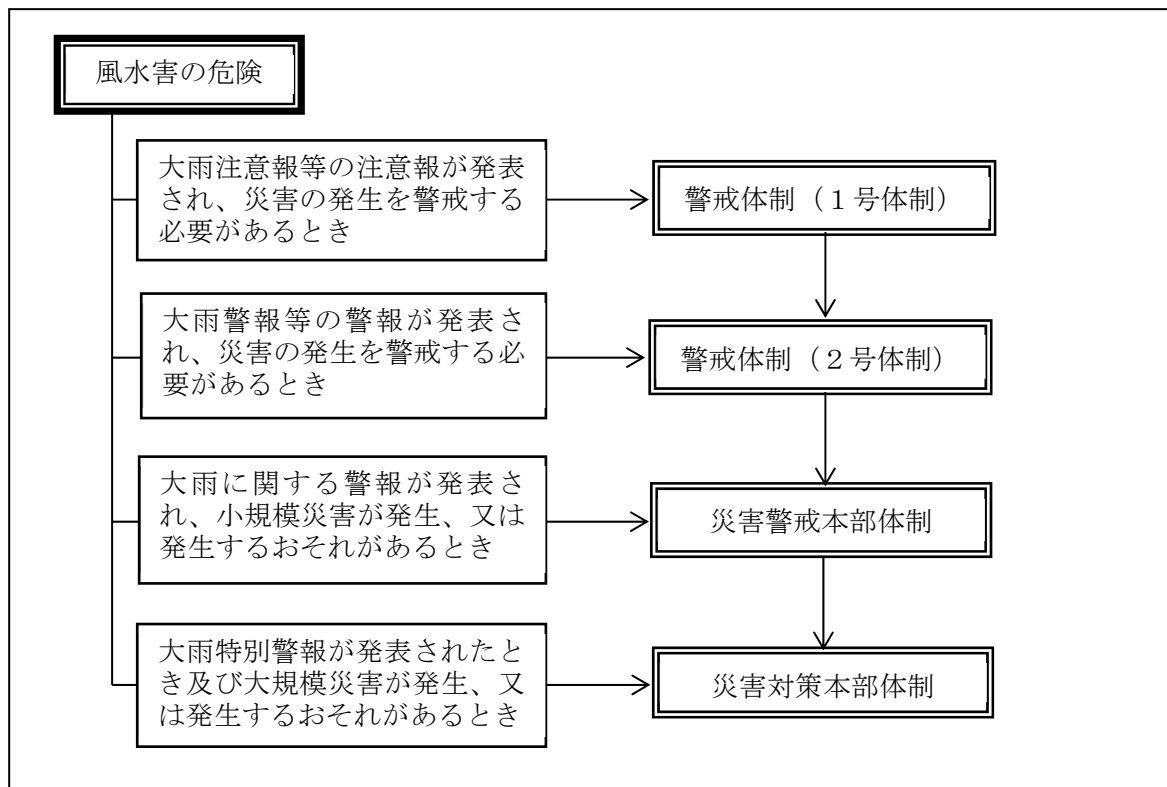
1 基本方針

市域において風水害が発生、又は発生するおそれがある場合、気象予警報等の区分に応じて必要な体制を確立し、災害応急対策の万全を期す。

配備基準や配備体制等の詳細については、「長浜市職員災害時初動マニュアル」による。

2 風水害発生時の体制

- (1) 市域において、大雨に関する注意報が発表され、災害の発生を警戒する必要がある場合、警戒体制（1号体制）を確立し、情報収集と警戒にあたる。
- (2) 市域において、大雨に関する警報が発表され、災害の発生を警戒する必要がある場合、警戒体制（2号体制）を確立し、情報収集と警戒にあたる。
- (3) 市域において、大雨に関する警報が発表され、小規模災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害警戒本部体制を確立し、情報収集と必要な応急対策にあたる。
- (4) 市域において、大規模災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部体制を確立し、情報収集と応急対策に万全を期す。



3 風水害発生時の配備

風水害発生時等における配備体制と配備基準等は以下による。

配備体制	配備基準	参集職員	参集場所
警戒1号体制	・大雨注意報等の注意報が発表され、かつ、防災危機管理監が必要と認めるとき	防災危機管理課員、防災員、関係課職員	災害対策事務局室
		防災員（北部担当）、関係課職員	北部合同庁舎会議室
警戒2号体制	・大雨警報等の警報が発表され、かつ、防災危機管理監が必要と認めるとき	防災危機管理監、副防災危機管理監、防災危機管理課員、防災員、関係課職員	災害対策作戦室
		副防災危機管理監（北部担当）、防災員（北部担当）、関係課職員	北部合同庁舎
災害警戒本部体制	・市域に大雨に関する警報が発表され、小規模災害が発生、又は発生するおそれがあるとき ・副市長が必要と認めるとき	副市長、教育長、防災危機管理監、副防災危機管理監	災害対策本部室
		各部局長等本部員	災害対策本部室
		副防災危機管理監（北部担当）	北部合同庁舎会議室
		防災危機管理課員、防災員、本庁関係課職員	災害対策作戦室・事務局室
		防災員（北部担当）、関係課職員	北部合同庁舎
災害対策本部体制	・市域に大雨特別警報が発表されたとき ・市域に大規模災害が発生、又は発生するおそれがあるとき ・市長が必要と認めるとき	市長、副市長、教育長、防災危機管理監、副防災危機管理監	災害対策本部室
		各部局長等内部、外部本部員	災害対策本部室
		副防災危機管理監（北部担当）	北部合同庁舎会議室
		本庁全職員	災害対策作戦室・事務局室
		北部合同庁舎全職員	北部合同庁舎
		各施設の職員	各施設

※外部本部員は、必要に応じ招集する。

4 災害対策本部設置以前の体制

(1) 警戒体制

災害対策関係部課の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動等が円滑に実施できる体制とする。

① 配備時期による設置基準

ア 警戒1号体制

大雨注意報、洪水注意報の1つ以上が発表され、かつ、防災危機管理監が必要と認めるとき、警戒第1号体制をとる。

イ 警戒2号体制

暴風警報、大雨警報、洪水警報等の警報が発表され、かつ、市域に災害の発生が予測されるため、防災危機管理監が必要と認めるとき、警戒1号体制を強化し、情報連絡活動が円滑に行いうる警戒2号体制とする。

資料編参照：警戒2号体制

② 警戒体制下の任務

警戒体制における任務は、次のとおりである。

ア 気象に関する情報の収集

イ 被害状況の把握

ウ 防災関連機関を通じての被害状況の把握

③ 組織体制の変更

一旦とった組織体制であっても、災害の発生状況等により、防災危機管理監がその変更の必要性を認めたときは、これを変更できるものとする。

④ 警戒1号体制の動員及び配備指令

ア 動員

職員の動員は、口頭又は電話で実施する。

イ 配備指令

警戒1号体制の職員に対して、防災危機管理監が配備指令を行う。

⑤ 警戒2号体制の動員及び配備指令

ア 動員

職員の動員は、原則として、一斉庁内放送、長浜市グループウェア、職員参集メール、電話等で実施する。ただし、勤務時間外においては、各部局で予め定めた緊急連絡網による電話や職員参集メール等により実施する。

イ 配備指令

警戒2号体制の職員に対して、防災危機管理監が配備指令を行う。

⑥ 警戒2号体制における初期応急対策

警戒2号体制下において、気象状況等により初期の応急対策が必要になったとき、防災危機管理監は次の班を設置し、災害の予防及び初期時の応急対策にあたる。

ア 事務局本部

イ 現場班

ウ 避難所班

エ 北部合同庁舎班

⑦ 警戒2号体制における応援体制

気象状況の急激な変化等により初期の応急対策以外の業務（土のうづくり等）が必要になった場合、防災危機管理監は追加で職員の招集を行い、災害の拡大防止にあたる。

(2) 災害警戒本部体制

情報収集等災害対策に関する連絡調整に万全を期し、状況により配備を強化し、必

要な災害応急対策が実施できる体制として災害警戒本部を設置するとともに、災害対策本部の設置の場合に備える。

① 設置基準

大雨警報、洪水警報等の警報の1つ以上が発表され、市内に災害の発生が確実に予想されるとき、又は市内に小災害が発生したとき、その他副市長が必要と認めたとき、災害警戒本部を設置する。

② 廃止基準

- ア 市内において災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 警戒本部体制の任務がおおむね完了したとき。
- ウ 災害が発生し、又はその発生が予想されるため、災害対策本部体制をとることとなったとき。
- エ その他、副市長が必要ないと認めたとき。

③ 組織

ア 災害警戒本部の組織は、次表によって構成する。

[災害警戒本部組織]

本部長	副市長
副本部長	教育長、防災危機管理監
本部員	総務部長、未来創造部長、北部政策局長、市民協働部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市建設部長、北部建設局長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、消防団長
関係各部局	総務部、未来創造部、市民協働部、市民生活部、健康福祉部、産業観光部、都市建設部、教育委員会
職員	防災危機管理課員、防災員、関係課職員のうち予め指定された職員

- イ 災害警戒本部に事務局を設置し、災害警戒本部の運営を行う。なお、事務局（事務局長は防災危機管理課長とする）は防災危機管理課・防災員・秘書広報課・議会事務局・総務課・人事課・財政課・政策デザイン課・デジタル行政推進課・未来こども若者課・北部政策課が担当する。
- ウ 本部長は、災害警戒本部体制の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断する場合には、必要に応じて、未動員の職員を増員することができる。
- エ 本部員は、各部局の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断する場合には、部内で人員調整をするほか、必要に応じて増員できるものとする。
- オ 各部局の防災員は、本部員を補佐するとともに、部局内の調整を行う。

資料編参照：災害警戒本部組織

④ 本部長代行

副市長が出張その他の理由のため、本部長となることができない期間が長期にわたる場合は、教育長、防災危機管理監、総務部長の順で本部長代行を勤める。

⑤ 動員及び配備指令

ア 動員

職員の動員は、原則として、一斉庁内放送、長浜市グループウェア、職員参集メール、電話等で実施する。ただし、勤務時間外においては、各部局で予め定めた緊急連絡網による電話や職員参集メール等により実施する。

イ 配備指令

災害警戒本部体制の職員に対して、副市長が配備指令を行う。

⑥ 報告

災害警戒本部を設置した場合、速やかに県（防災危機管理局）に報告する。

第3章 災害応急対策計画
第1節 風水害・土砂災害警戒期の活動

〔災害警戒本部 任務分担表〕

部名	所掌業務	備考（課名）
事務局	・ 気象等情報の受領、収集、伝達、とりまとめ ・ 災害情報の収集及び防災関係機関への伝達 ・ 被害情報のとりまとめ ・ 動員連絡及び出動人員の把握 ・ 各業務への班員割り当て配置 ・ 県及び防災関係機関との連絡調整 ・ 避難情報等に関する事務 ・ 市民への情報伝達・広報 ・ 報道機関との連絡調整 ・ テレビ、ラジオ、新聞報道等からの情報の収集 ・ 被害情報の記録、整理 ・ 本庁・北部合同庁舎間の連絡調整 ・ 全域の情報収集・整理・対応協議	防災危機管理課 秘書広報課 議会事務局 総務課 財政課 人事課 政策デザイン課 未来こども若者課 デジタル行政推進課 北部政策課
総務部	・ 来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護 ・ 庁舎の被害状況の把握	契約管理課 会計課 監査委員事務局 北部管理課
市民協働部	・ 自治会・自主防災組織との連絡調整 ・ 所管施設の被害状況調査	市民活躍課 生涯学習課 文化福祉プラザ室 文化スポーツ課 国スポ・障スポ大会推進室 人権施策推進課
市民生活部	・ 避難所開設及び運営への協力 ・ 罹災証明の発行	環境保全課 保険年金課 市民課 税務課 滞納整理課 くらし窓口課
健康福祉部	・ 医療、福祉関係機関との連絡調整 ・ 要配慮者避難支援体制の確立(情報伝達・安否確認等) ・ 所管施設の施設利用者及び入所者等の避難誘導、安否確認 ・ 所管施設の被害状況調査	社会福祉課 しょうがい福祉課 こども家庭支援課 健康推進課 健康企画課 地域医療課 介護保険課 長寿推進課
産業観光部	・ 農林水産業施設の被害調査 ・ 農業用ため池の被害調査 ・ 全域の情報収集・整理・対応協議 ・ 緊急物資の移送・輸送	商工振興課 文化観光課 農業振興課 田園整備課 北部産業振興課
都市建設部	・ 河川水位の観測、河川情報の収集 ・ 気象等情報の収集 ・ 水防活動の実施と調整 ・ 水害及び土砂災害警戒区域等の警戒 ・ 本庁・北部合同庁舎間の連絡調整 ・ 現場対策指示	都市計画課 道路河川課 建築課 住宅課 建設監理課 下水道総務課 下水道施設課 北部建設課
教育委員会	・ 学校等関係機関との連絡調整 ・ 避難所開設及び運営への協力 ・ 学校等所管施設の被害状況調査 ・ 児童・生徒等の安否確認	教育総務課 教育改革推進室 すこやか教育推進課 教育指導課 幼児課

5 災害対策本部

大規模な災害が発生し、又は発生のおそれ著しく高い場合において、市の全組織を挙げて災害応急対策を実施するため、市長は自らを本部長とし災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置等

① 災害対策本部の設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 災害救助法の適用を必要とする災害が、発生したとき。
- (イ) 大規模な災害の発生が予想され、その対策が必要と認められるとき。
- (ウ) 市域に大雨特別警報が発表されたとき
- (エ) その他の状況により市長が必要と認めるとき。

イ 廃止基準

- (ア) 市内において、災害発生のおそれが解消したとき。
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (ウ) その他、本部長が必要ないと認めたとき。

ウ 災害対策本部設置及び廃止の報告

災害対策本部を設置及び廃止したときは、速やかに県（防災危機管理局）及び市防災会議委員、関係指定地方行政機関、隣接市町へ報告する。

② 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市役所災害対策本部室とする。ただしその使用が不可能な場合は、浅井分庁舎とする。また、北部合同庁舎は北部合同庁舎会議室に設置する。

③ 災害対策本部設置の時期

市長の在席又は到着をもって、災害対策本部の設置の時期とする。

(2) 災害対策本部長

① 災害対策本部長

市長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）となる。ただし出張等のため、市長が直ちに本部長になることができない場合は、次項に定める本部長臨時代行の在席又は到着をもって、災害対策本部の設置の時期とすることができる。

② 本部長臨時代行

勤務時間外において、市長の到着が遅れる等不在のときは、副市長、教育長、防災危機管理監、総務部長のいずれかの者の在席又は到着をもって、その最上位の者を本部長臨時代行とし、以後上席者が到着するたびに、本部長臨時代行は交替し、最後に市長の到着をもって本部長臨時代行を解く。

③ 本部長代行

ア 市長が出張その他の理由のため、本部長となることができない期間が長期にわたる場合は、副市長、教育長、防災危機管理監、総務部長の順で本部長代行を勤める。

イ 本部長は、必要があるときは、副本部長の中から1人を、副本部長不在の場合は、総務部長を本部長代行として指名することができる。

(3) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。災害応急対策活動の最高決議機関であり、災害応急対策活動の重要事項を決定する。

(4) 災害対策本部組織

① 災害対策本部組織

ア 災害対策本部設置の場合の災害対策本部組織は、次表によって構成する。

[災害対策本部組織]

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、防災危機管理監
内部本部員	総務部長、未来創造部長、北部政策局長、市民協働部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市建設部長、北部建設局長、会計管理者、教育部長、議会事務局長
外部本部員	消防署長、警察署長、消防団長、市立長浜病院事務局長、長浜市立湖北病院事務局長、市社会福祉協議会事務局長、長浜水道企業団事務局長、湖北広域行政事務センター事務局長
部員	防災危機管理課員、防災員、関係課職員のうち予め指定された職員

※外部本部員は、必要に応じ招集する。

イ 災害対策本部に事務局を設置し、災害対策本部の運営を行う。なお、事務局（事務局長は防災危機管理課長とする）は防災危機管理課・防災員・秘書広報課・議会事務局・政策デザイン課・総務課・人事課・財政課・デジタル行政推進課・未来こども若者課・北部政策課が担当する。

② 水防本部との一元化

市に災害対策本部を設置したときは、別に設置される「市水防本部」を災害対策本部の中に吸収し、組織の一元化を図る。

資料編参照：災害対策本部組織

資料編参照：北部合同庁舎の災害対策本部組織

(5) 災害対策本部組織の任務分担

本部に事務局及び部を設置する。事務局は本部の運営にあたり、事務局長が総括する。各部局は、本部長の命を受け応急対策にあたる。各部局所属職員は、部長の命を受けて応急対策に従事する。

受援に関する全体調整を担当する受援統括担当を事務局内に設置する。

健康福祉部にボランティアの受援に関する調整を担当するボランティア担当を部内に設置する。産業観光部に食料等の調達及び配給に関する調整を担当する物資担当及び物資集積拠点担当を部内に設置する。

その他応援を受入れる部に受援担当を配置し、業務ごとに指揮命令者及び受援担当者を定める。

また、各部局とは別に避難所班を設置し、災害時における迅速な応急対策の実施にあたる。

各部局の任務分担は「任務分担表」（P3-1-23～3-1-25）参照

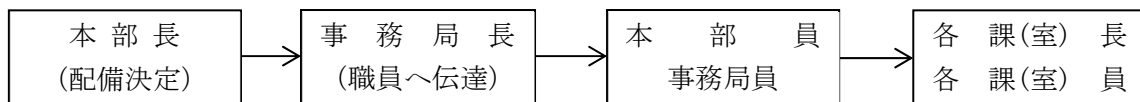
(6) 動員及び配備指令

① 勤務時間内

勤務時間内に災害が発生した場合の各職員の動員及び配備指令は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部の動員は、本部長の配備決定に基づき、事務局長が事務局員を通じて伝達する。
- イ 口頭又は一斉庁内放送、長浜市グループウェア、職員参集メール、電話等により伝達を行い、速やかにその旨の周知に努める。
- ウ 各本部員及び部員は、配備決定及び動員についての伝達事項を受けたときは、速やかに指定された配備体制にしたがう。
- エ 各本部員は、自部署の職員の動員状況について把握し、動員状況報告書（様式編参照）を作成し、本部に提出する。
- オ 各部局の防災員は、本部員を補佐するとともに、部局内の調整を行う。

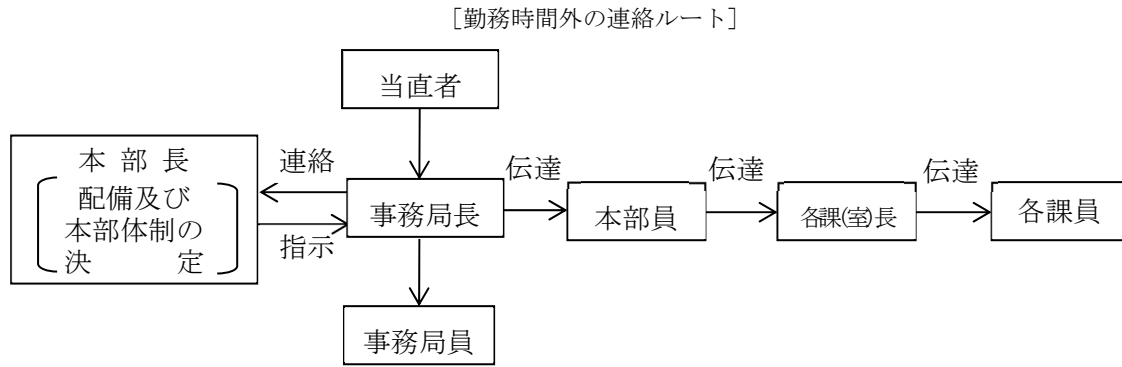
〔勤務時間内の連絡ルート〕



② 勤務時間外

勤務時間外に災害が発生した場合の各職員の動員及び配備指令は、次のとおりである。

- ア 当直者から連絡を受けた事務局長は、速やかに本部長に連絡し、配備体制、その他につき指示を受ける。
- イ 事務局長は、速やかに指定された配備体制等を、本部員、事務局員へ連絡し、各本部員は各部局員へと連絡を行う。なお、伝達にあたっては、職員参集メールを活用する。
- ウ 事務局長より伝達を受けた本部員は、速やかに自部の所属課(室)長に伝達するとともに、市役所災害対策本部室に参集し、災害対策本部の開設にあたる。
- エ 事務局長より伝達を受けた事務局員は、速やかに指定された配備体制等を確立する。
- オ 本部員より伝達を受けた各課(室)長は、速やかに指定された配備体制を確立する。
- カ 各課(室)長より伝達を受けた各課(室)員は、速やかに指定された配備体制につく。
- キ 各本部員は、自部署の職員の動員状況について把握し、動員状況報告書（様式編参照）を作成し、本部に提出する。
- ク 各部局の防災員は、本部員を補佐するとともに、部局内の調整を行う。



(7) 交替要員の確保

災害対策本部における活動については、長時間の継続業務により体調の不調を避けるため、各部局において要員を交替するための体制を整備する。

〔災害対策本部 任務分担表〕

災害対策本部における各部局の所掌する業務は、おおむね次のとおりである。

男女共同参画の視点から、防災危機管理課と市民協働部が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、災害発生時の対応を明確化しておくよう努めるものとする。

＊各部局において予め業務の割り振りを定めておく

部名	所掌業務	備考（課名）
事務局	気象等情報の受領、収集、伝達、とりまとめ 災害情報の収集及び防災関係機関への伝達 被害情報のとりまとめ 動員連絡及び出動人員の把握 各業務への班員割り当て配置 情報通信機器の運用及び維持管理 県及び防災関係機関との連絡調整 避難情報に関する事務 県、協定市、自衛隊等への応援要請、受援に対する全体調整 災害対策に関する方針の作成 災害対策本部の設置及び廃止に関する事項 災害対策本部の運営 応援部隊の受入 災害予算の調整 被災地の視察 市民への情報伝達・広報 市議会との連絡調整 報道機関との連絡調整 テレビ、ラジオ、新聞報道等からの情報の収集 コンピューターシステムの保守・維持管理 被害情報の記録、整理 本庁・北部合同庁舎間の連絡調整 全域の情報収集・整理・対応協議	防災危機管理課 秘書広報課 議会事務局 総務課 財政課 人事課 政策デザイン課 未来こども若者課 デジタル行政推進課 北部政策課
総務部	来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護 庁舎の被害状況の把握 所管施設の被害状況調査 災害活動に従事する職員の飲料水、食料の確保 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整 災害関係費の出納 救援金品の受付及び配分 災害に関する見舞金等の支給	契約管理課 会計課 監査委員事務局 北部管理課
市民協働部	自治会・自主防災組織との連絡調整 所管施設の被害状況調査 被害情報の記録、整理 外国人への情報提供 文化財の被害調査 関係団体・機関との調整	市民活躍課 生涯学習課 文化福祉プラザ室 文化スポーツ課 国スポ・障スポ大会 推進室 人権施策推進課

第3章 災害応急対策計画
第1節 風水害・土砂災害警戒期の活動

部名	所掌業務	備考（課名）
市民生活部	避難所開設に関する指示及び連絡調整 避難誘導 避難者の確認及び安否情報の収集 所管施設の被害状況調査 被災者の人命救助 災害に関する市民相談窓口の設置 避難所運営の補助 行方不明者の搜索、収容及び火葬 災害による遺体の火葬計画の作成 火葬に関する応援要請 救出した傷病者の医療救護所への搬送 し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施 し尿処理施設及び廃棄物処理施設の被害調査 被災し尿処理施設及び廃棄物処理施設の応急措置 廃棄物処理計画の作成及び廃棄物の処理 仮設トイレの調達と設置 家屋被害調査の実施 被災者台帳の作成及び罹災証明の発行 地域住民の相談窓口の設置	環境保全課 保険年金課 市民課 税務課 滞納整理課 くらし窓口課
健康福祉部	医療、福祉関係機関との連絡調整 要配慮者避難支援体制の確立（情報伝達・安否確認等） 所管施設の施設利用者及び入所者等の避難誘導、安否確認 所管施設の被害状況調査 要配慮者、負傷者等の搬送の手配 医療救護所の設置 要配慮者の必需物資の調達・確保 緊急入所等の手配 所管施設被災時の応急措置及び入所者の移送 福祉避難所の開設 医療機器、医薬品、血液製剤等の調達等 医療機関等に対する応援要請 ボランティアに関する応援要請、ボランティアの受援に関する調整 災害救助法の適用に関する事務 巡回相談の実施 災害ボランティアセンターの開設 被災地の保健衛生対策及び防疫調査の実施 感染症患者の入院勧告を行うための県への連絡 災害時医療の実施（国保診療所）	社会福祉課 しょうがい福祉課 こども家庭支援課 健康推進課 健康企画課 地域医療課 介護保険課 長寿推進課
産業観光部	農林水産業施設の被害調査 農業用ため池の被害調査 商工関係の被害調査 観光関係の被害調査 所管施設の被害状況調査 観光客等への情報提供 食料の調達及び保管 生活必需品の調達、外部機関への物資要請、保管及び配給 寝具、食料等の調達及び配布 物資集積拠点の開設・運営 緊急物資等の移送・輸送 輸送等に必要車両等の調達 農林水産業施設の復旧対策 産業復旧、雇用対策	商工振興課 文化観光課 農業振興課 田園整備課 北部産業振興課

第3章 災害応急対策計画
第1節 風水害・土砂災害警戒期の活動

部名	所掌業務	備考（課名）
都市建設部	河川水位の観測、河川情報の収集 水防活動の実施と調整 水害及び土砂災害警戒区域等の警戒 道路・河川・公園等の被害調査 公共建築物の被害調査 所管施設の被害状況調査 緊急輸送道路等交通の確保 土砂災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 建築物・宅地の応急危険度判定 道路・河川・公園等の応急措置及び復旧対策 公共建築物の応急措置及び復旧対策 ヘリポートの開設 関係業者への応援要請 応急仮設住宅の建設 倒壊家屋の撤去、障害物の除去 公営住宅の災害復旧 下水道施設の被害調査 下水道の被災に関する情報の住民への広報 下水道施設の応急措置及び復旧対策 水道企業団との調整 給水活動の実施 仮設トイレの調達と設置	都市計画課 道路河川課 建築課 住宅課 建設監理課 下水道総務課 下水道施設課 北部建設課
教育委員会	学校等関係機関との連絡調整 避難所開設及び運営への協力 学校等所管施設の被害状況調査 児童・生徒等の安否確認 学校等所管施設の応急措置 学校等所管施設の復旧対策 応急教育の企画及び実施 教材、学用品等の給与	教育総務課 教育改革推進室 教育指導課 すこやか教育推進課 幼児課
市立長浜病院 長浜市立湖北 病院	災害時医療の実施 所管施設の被害状況調査 医療救護所設置への協力 医薬品等の供給及び手配	市立長浜病院 長浜市立湖北病院
避難所班	避難所の開設・運営の補助 避難所における情報収集 避難所における広報 福祉避難所の開設	予め定めた職員
消防団	災害時の避難誘導 災害時における住民の救助 災害時における火災の消火 所管施設の被害状況調査 災害時における危険地域の警戒 災害時における水防活動	消防団

6 消防団

消防団の配備体制は、次のとおりとする。

(1) 出動準備

- ① 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき。
- ② 水防警報河川（水防警報指定河川）にあつては、準備のための警報を受けたとき。
- ③ 洪水予報が発せられたとき。

(2) 待機

消防機関に関する者は、第一水防信号が発せられたときは速やかに所定の連絡体制を確認し、団長の指示を待つものとする。消防機関の長は、必要な場合、水閘門、堰堤、農業用ため池等の水防上重要工作物のある箇所への所属団員の派遣、水位観測堤防監視等のため一部の所属団員を派遣させるものとする。

(3) 出動

出動命令は、おおむね次の状況の際に発するものとする。

- ① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- ② 水防警報河川（水防警報指定河川）にあつては、出動の指令を受けたとき。

第3 水防計画、河川、農業用ため池の応急対策

(防災危機管理局、総務部、産業観光部、都市建設部、消防本部)

1 基本方針

河川の氾濫及び農業用ため池の溢水等による堤防の決壊は、甚大な水害を及ぼすので、市民の生命、財産を守るため、市及び消防本部は各防災関係機関と協力し必要な措置をとる。

2 河川、農業用ため池の応急対策

(1) 方針

洪水災害等により、河川及び農業用ため池等の堤防の決壊は、重大な水害に発展するおそれがあるため、各防災関係機関と協力し、被害防止の必要な措置をとる。

(2) 災害危険箇所の緊急調査

災害が発生した場合、河川又は農業用ため池等の危険箇所や、市民、市職員、関係機関職員から通報のあった箇所については、本部長は、直ちに河川管理者、農業用ため池管理者、自治会長又は自主防災組織等と連携をとり、緊急調査を行う。このとき、現場派遣要員は、災害にまきこまれないよう十分注意する。

(3) 災害危険箇所が判明した場合

- ① 危険箇所が判明した場合、本部長はその危険の度合いにより、関係地区に対し避難指示を行う。
- ② 本部長が、避難指示を行った場合は、「避難（第3章第3節第1項参照）」の項にしたがい、避難を行う。
- ③ 何らかの異常が判明した場合で、直ちに危険がないと判断される場合でも、これを直ちに本部に報告し、本部は直ちに管理者等と連携して、専門家又は要員を現場に派遣して調査及び応急処置を行う。

(4) 応急復旧対策

堤防、護岸の崩壊箇所等について、被害の軽減を図るため、内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土のう及び矢板での締め切り工事等の応急対策を行う。

(5) 水防活動

市は、被害を受けた河川管理施設の応急復旧を行うとともに、引き続き、次の水防活動を行う。

- ① 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び輸送体制の確立
- ② 河川管理施設及び砂防設備、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視
- ③ 水門又は閘門^{こうもん}の速やかな操作
- ④ 水防に必要な器具、資材及び設備の確保

(6) 河川関係障害物の除去

災害時の緊急調査において、排水路、公共下水道、河川等の橋脚、暗渠流入口等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、可能なものについて応急除去を行う。除去不能なものについては、これを直ちに本部に報告する。災害対策本部は、直ちに管理者等と連携して、要員を現場に派遣し除去を行う。

3 水防計画

(1) 目的

水防計画では、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき本市の地域の水防に関し、市の処理すべき業務の大綱を定める。

(2) 水防組織

① 水防本部

水防本部の組織は、次のとおりとする。ただし災害対策本部が開設された場合には、市計画の定めるところによる。

ア 本部

水防本部は、長浜市役所におき、本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長及び防災危機管理監をもってこれに充て、消防機関に属する者及び市関係職員において処理するほか、関係地元自治会等（自主防災組織等）に協力を求める。

イ 現地対策基地

水防本部長は、水災の状況に応じて、水防資材の輸送・補給、人員・車両等の待機、救急医療・避難誘導活動の支援等のため、北部合同庁舎及び分庁舎に現地対策基地を置くことができる。

② 水防本部の事務分掌及び機構

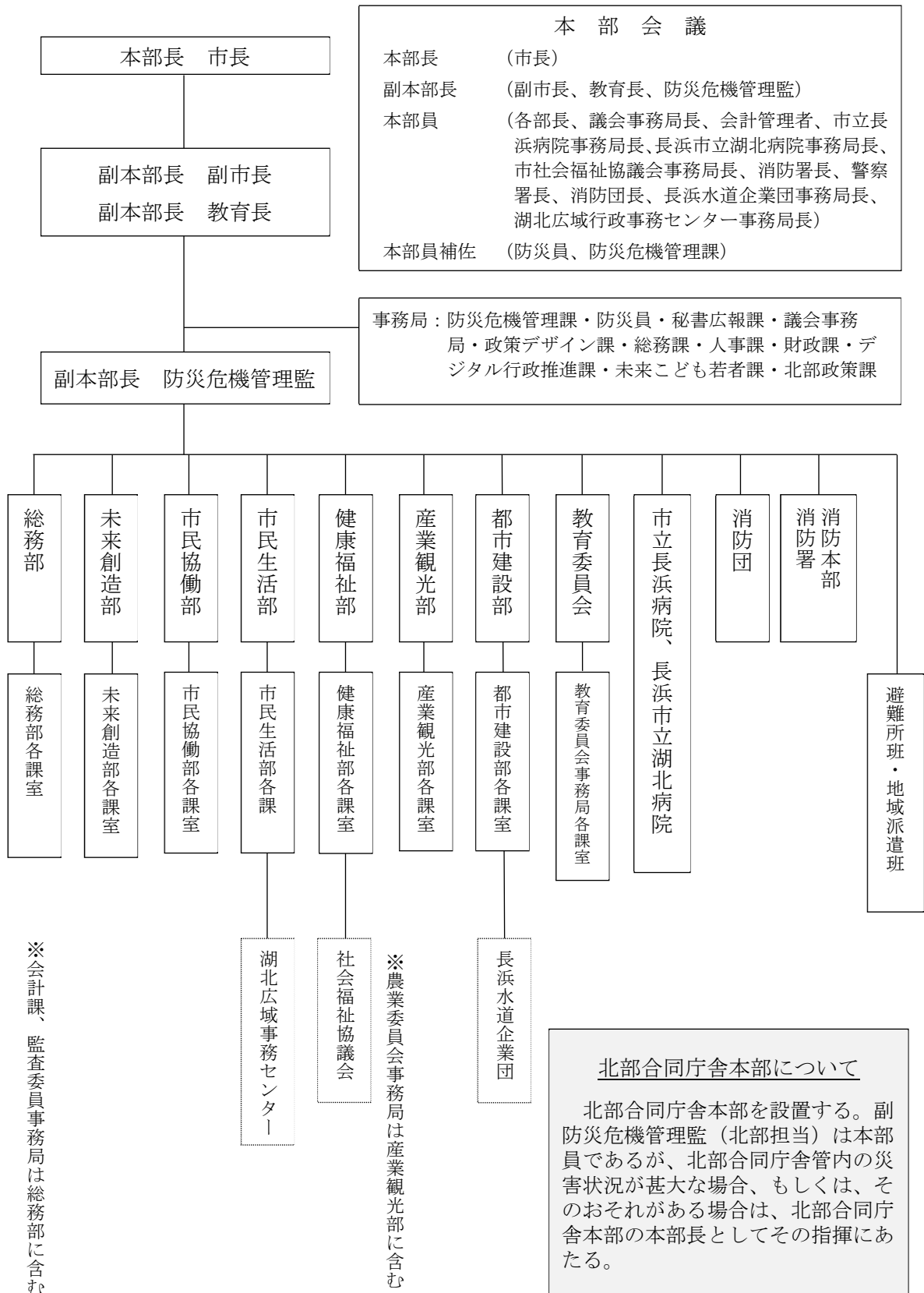
水防本部の事務分掌及び機構は、次のとおりとする。

ア 事務分掌

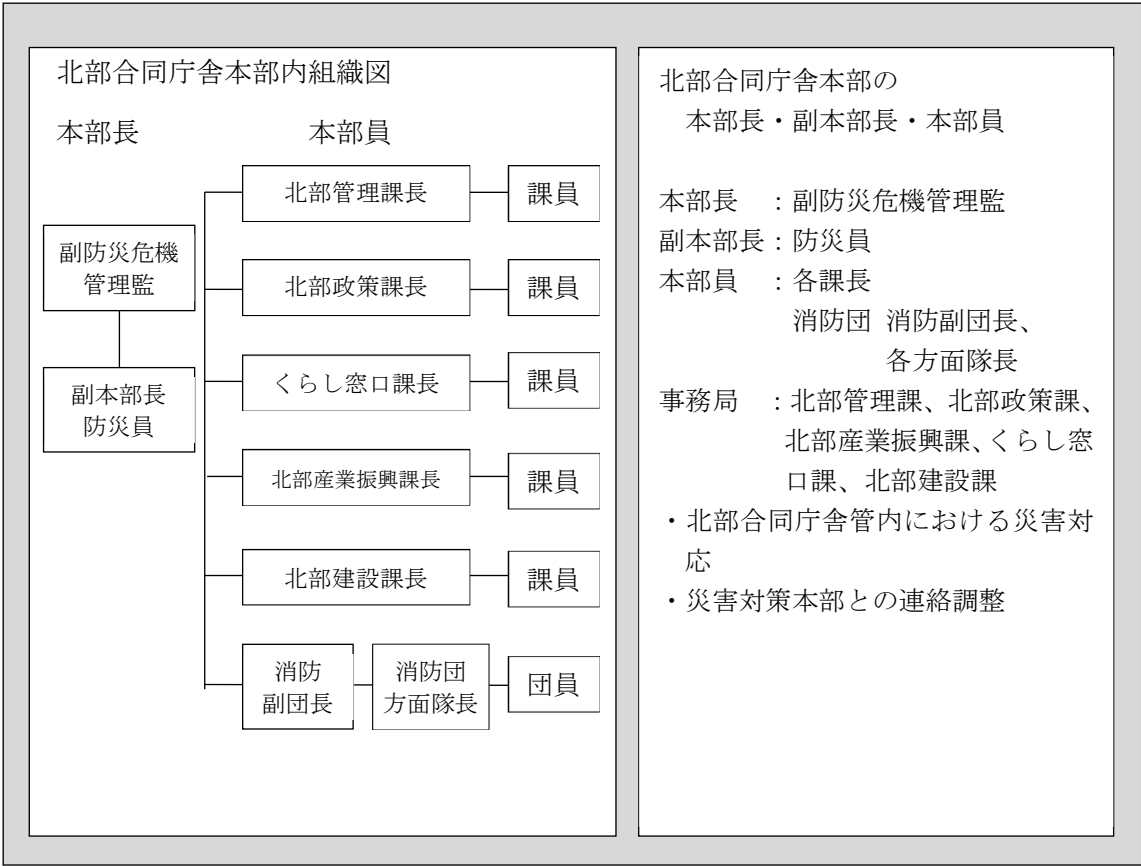
本部長	市長	統括
副本部長	副市長、教育長、防災危機管理監	本部長の補佐又は代理
本部員	各部長、議会事務局長、会計管理者、市立長浜病院事務局長、長浜市立湖北病院事務局長、市社会福祉協議会事務局長、消防署長、警察署長、消防団長	各部指揮
各部局	各部局の任務分担は、「市計画」に基づく長浜市災害対策本部の任務分担に準ずる。	

イ 水防計画の機構

[水防本部組織]



[北部合同庁舎の水防本部組織]



(3) 避難及び救助

避難及び救助は、下記により行う。

- ① 水防本部長は、下記の時には状況により区域の居住者に対して避難を命ずる。発令は、同報系防災行政無線、サイレン、警鐘、電話、安全安心メール、緊急速報メール、Yahoo!防災速報、口頭、広報車等迅速な方法で伝達する。
 - ア 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、氾濫により危険が切迫しているとき
 - イ 上流が水害を受け下流の地域に危険があるとき
 - ウ 水位周知河川にあっては、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
 - エ 洪水予報河川にあっては、洪水警報が発表されたとき
- ② 避難者の誘導及び救助は、主として消防団員がこれにあたる。
- ③ 誘導員は、混乱した避難者を鎮静し、安全かつ迅速に避難させる責任を有する。
- ④ 財産の保護は、人命救助の後において状況の許す限り最善の方法を講ずるものとする。
- ⑤ 避難予定場所は、市計画に定める指定避難所とする。ただし、変更する必要があるときは、その都度指示するものとする。
- ⑥ 自治会（自主防災組織）は、必要に応じて、災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所として、自治会内の集会施設や公園、広場等を一時避難場所として利用できるものとする。

(4) 避難通知

水防本部長は、避難を指示する場合において、水防法第29条の規定により、直ちに長浜警察署長及び木之本警察署長に通知するものとする。

(5) 警察官出動

水防本部長は、水防のため必要があると認めたときは、水防法第22条の規定に基づき直ちに長浜警察署長及び木之本警察署長に対して、警察官の出動を要請するものとする。

(6) 緊急通行

緊急通行については、次のとおりとする。

- ① 緊急通行
水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- ② 損失補償
水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補填するものとする。

(7) 水防記録及び水防報告

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻

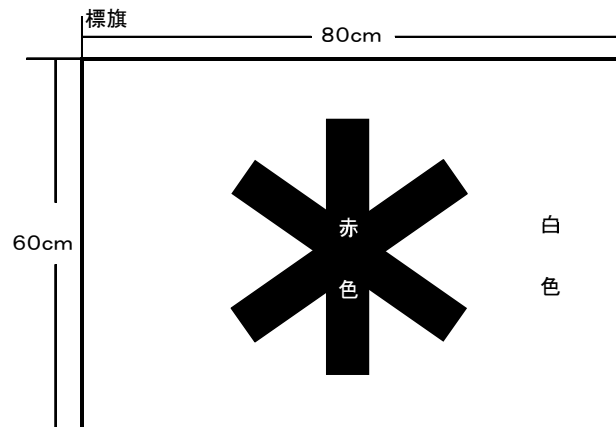
- ④ 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

(8) 水防実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を別紙により、水防活動実施後10日以内に長浜土木事務所長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

(9) 優先通行

水防法第18条による水防のために出動する諸車に掲げる標識は、次のとおりとする。



(10) その他水防本部において取扱う事項

下記の事項等においては、水防本部において取扱い設置し、必要に際し指示連絡する。

- ① 自衛隊・警察官の援助の要求
- ② 優先通行の標識
- ③ 公用負担の調査
- ④ 災害補償の報償
- ⑤ 水防訓練計画
- ⑥ 関係先への諸報告
- ⑦ 水防用資材調達計画

(11) 公用負担権限証明書及び命令書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する場合は、次の証明書・命令書の携行、提出、手交するものとする。

① 公用負担権限証明書

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
長 浜 市 役 所		何	某
上記の者は、	地先における水防法第28条		
第1項の権限行使を委任したことを証明する。			
年	月	日	
長浜市水防管理団体			
長 浜 市 長		氏	名 印

② 公用負担命令書

公 用 負 担 命 令 書			
1.	目的物の種類		
2.	負 担 内 容		
年	月	日	
長浜市水防管理団体			
長 浜 市 長		氏	名 印
事務取扱者		氏	名 印

第2節 地震災害時の体制と活動

大規模地震災害発生時における災害応急対策活動は以下のフローに準じて実施する。

[大規模地震災害発生時における時系列の災害応急対策活動]

	大規模地震発生	初 動 期	応急対策期	復旧期
時間	0 0.5h	3h	24h	72h
地震				
体制	震度4 震度5弱 震度5強以上	警戒体制 災害警戒本部体制 緊急初動体制	災害対策本部体制	
地震情報		地震関連情報の収集		
応急対策・BCP		情報収集・伝達 避難対策 救急救助・医療救護 広報 道路の緊急確保 応援要請 緊急輸送ネットワーク確保 二次災害応急対策	被災者への救援活動 環境・衛生対策 建造物応急対策 ライフライン応急対策 学校応急対策 住宅応急対策 農林水産業応急対策 その他応急対策	
		非常時優先業務（BCP）		

第1 震災時の活動体制

(各部局)

1 地震災害発生時における体制と配備

(1) 基本方針

市域において震度4以上の地震が発生した場合、震度区分に応じて必要な体制を確立し、災害応急対策の万全を期す。

各部局等は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。このため、業務継続計画及び部局業務継続計画等で非常時優先業務を整理し、業務継続性の確保を図り、業務継続計画に基づき非常時優先業務を速やかに実施する。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検討等を踏まえた改訂などを行うものとする。

なお、業務継続計画に、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップについて定めておくものとする。

(2) 地震災害発生時の体制と災害対策本部の設置基準

市域において以下の地震が発生した場合、以下の体制を速やかに確立の上、災害応急対策活動にあたる。配備基準や配備体制等の詳細については、「長浜市職員災害時初動マニュアル」による。

- ① 市域において震度4の地震が発生した場合、警戒体制を確立し情報収集にあたる。
- ② 市域において震度5弱の地震が発生した場合又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」が発表された場合、災害警戒本部体制を確立し情報収集及び応急対策にあたる。
- ③ 市域において震度5強以上の地震が発生した場合、災害対策本部体制を設置し、災害応急対策活動にあたる。
- ④ 休日等勤務時間外に、市域において震度5強以上の地震が発生した場合、災害対策本部が設置されるまでの間の初期の応急対策活動を補完し、迅速な機能の確立を図るための配備体制である「緊急初動体制（災害対策本部と同じ組織構成）」によって応急災害対策を実施する。「緊急初動体制」は本部が設置されたときに、自動的に廃止される体制とする。

(3) 廃止基準

① 警戒体制

- ア 地震が終息し、市内において被害が発生しなかったとき
- イ その他防災危機管理監が必要ないと認めたとき

② 災害警戒本部体制

- ア 災害警戒本部員会議を開催し、被害及び応急対策の状況を把握したうえで、副

市長が廃止の判断をしたとき

イ 災害対策本部が設置されたとき

ウ 国からの特別な警戒の呼びかけが終了したとき

エ その他副市長が必要ないと認めたとき

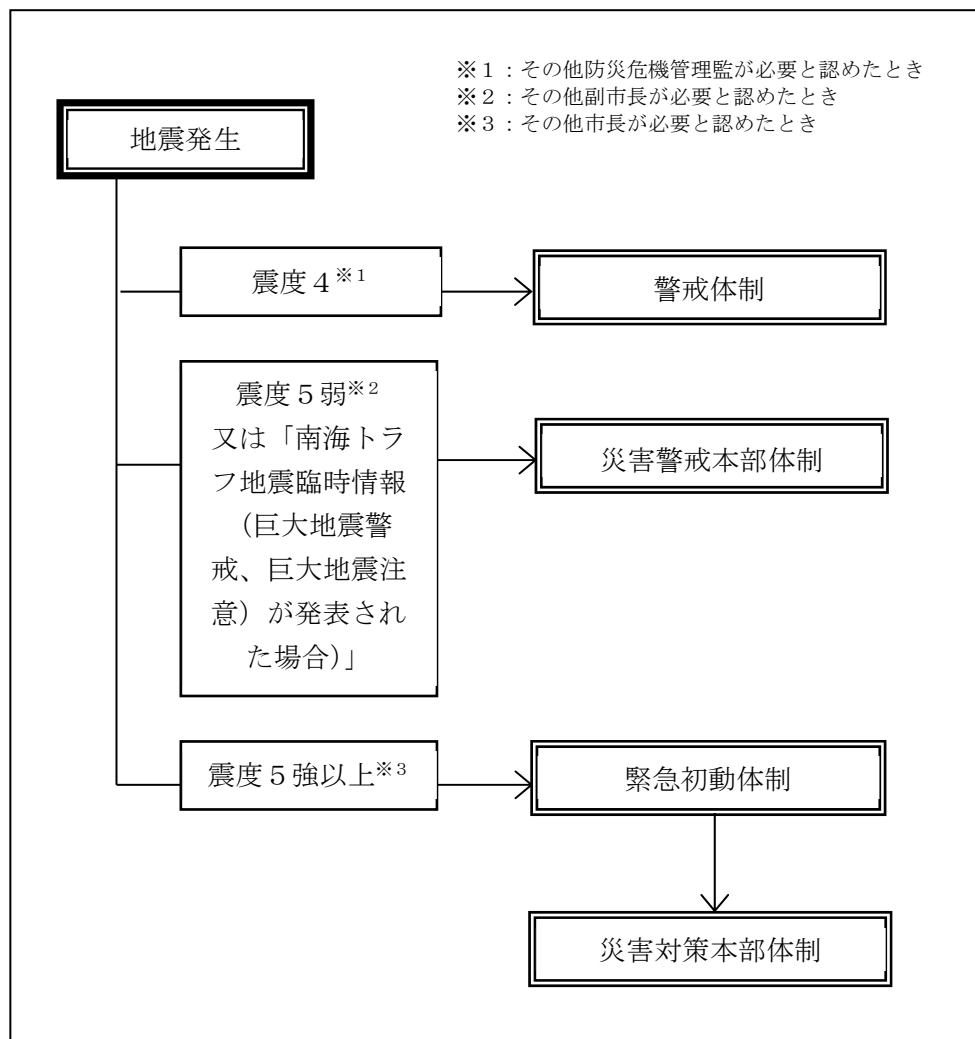
③ 災害対策本部体制

ア 市内で災害発生のおそれが解消したとき

イ 災害応急対策がおおむね完了したとき

ウ その他市長が必要ないと認めたとき

[震度別の体制]



(4) 地震災害発生時の配備

震度別の配備体制及び配備基準は以下による。

配備体制	配備基準	参集職員		参集場所
警戒体制	震度4 又は防災危機管理監が必要と認めたとき	防災危機管理監、副防災危機管理監、防災危機管理課員、防災員		災害対策本部室
		副防災危機管理監（北部担当）、北部合同庁舎職員		北部合同庁舎会議室
災害警戒本部体制	震度5弱又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」が発表された場合又は副市長が必要と認めたとき	副市長、教育長、防災危機管理監、副防災危機管理監		災害対策本部室
		各部局長等本部員		災害対策本部室
		本庁職員		災害対策作戦室・事務局室
		副防災危機管理監（北部担当）、北部合同庁舎職員		北部合同庁舎会議室
		課長及び課長級職員	本庁	災害対策作戦室・事務局室
			北部合同庁舎	北部合同庁舎会議室
		施設管理者		各施設
		初動班		災害対策作戦室・事務局室
		避難所班		避難所
		その他の職員		自宅待機
災害対策本部体制	震度5強以上又は市長が必要と認めたとき	市長、副市長、教育長、防災危機管理監、副防災危機管理監		災害対策本部室
		各部局長等内部、外部本部員		災害対策本部室
		本庁全職員		災害対策作戦室・事務局室
		副防災危機管理監（北部担当）、北部合同庁舎全職員		北部合同庁舎会議室
		各施設職員		各施設
		初動班		災害対策作戦室・事務局室
		避難所班		避難所

※外部本部員は、必要に応じ招集する。

※夜間・休日の場合には緊急初動体制をとる。

(5) 警戒体制及び災害警戒本部体制における配備指令

① 警戒体制

ア 組織

市域に震度4の地震が発生したときに防災危機管理監を指揮者として配備基準にしたがい対象職員を配備する。ただし、市域が震度4未満の地震であっても、災害の発生状況等により、防災危機管理監がその必要性を認めたときは、配備できるものとする。

イ 任務分担

地震情報及び被害に関する情報の収集。

ウ 動員

職員は、防災危機管理監、防災危機管理課員、防災員、副防災危機管理監、北部合同庁舎職員を配備し、原則として、自主的に参集するものとするが、補助的に口頭又は電話で実施する。

エ 配備指令

警戒体制の職員に対して、防災危機管理監が配備指令を行う。

② 災害警戒本部体制

ア 組織

市域に震度5弱の地震が発生したとき又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」が発表されたときに副市長を指揮者として、次の組織により職員を配備する。ただし、市域が震度5弱未満の地震であっても、災害の発生状況等により、副市長がその必要性を認めたときは、配備できるものとする。

このとき、災害警戒本部に事務局を設置し、災害警戒本部の運営を行う。なお、事務局（事務局長は防災危機管理課長とする）は防災危機管理課・防災員・秘書広報課・議会事務局・政策デザイン課・総務課・人事課・財政課・デジタル行政推進課・未来こども若者課・北部政策課が担当する。

本部長は、災害警戒本部体制の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断する場合には、必要に応じて、未動員の職員を増員することができる。また、本部員は、各部局の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断する場合には、部内で人員調整をするほか、必要に応じて増員できるものとする。

なお、特に、地震災害は突発的に発生するため、震度5弱以上の地震が発生した場合は、迅速に応急活動体制を確立するため、本部へおおむね徒歩15分以内に出動可能な職員の中から「初動班員」、市指定の避難所に急行する職員として「避難所班員」をそれぞれ予め指定する。

また、「初動班員」、「避難所班員」については、毎年度当初に班編成をする。

[災害警戒本部体制]

本部長	副市長
副本部長	教育長、防災危機管理監
本部員	総務部長、未来創造部長、北部政策局長、市民協働部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市建設部長、北部建設局長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、市立長浜病院事務局長、長浜市立湖北病院事務局長、消防団長
関係各部局	総務部、未来創造部、市民協働部、市民生活部、健康福祉部、産業観光部、都市建設部、教育委員会、市立病院
職員	防災危機管理課員、防災員、関係課職員のうち予め指定された職員

イ 任務分担

災害警戒本部体制における任務は、次のとおりである。

- ・地震情報の収集に関すること
- ・被害状況の把握に関すること
- ・近隣市町に対する支援体制の確立に関すること
- ・応急対策に関すること

ウ 動員

職員の動員は、風水害時の活動体制における災害警戒本部体制と同じとし、原則として、自主的に行われるものとするが、補助的に一斉庁内放送、長浜市グループウェア、職員参集メール、電話等で実施する。また、勤務時間外においても、同様に、各部局で予め定めた緊急連絡網による電話や職員参集メール等により実施する。

エ 配備指令

災害警戒本部体制の職員に対して、副市長が配備指令を行う。

[災害警戒本部 任務分担表]

災害警戒本部における各部局の所掌する業務は、「風水害時の災害警戒本部体制」に準ずる。(P3-1-18 参照)

第2 緊急初動体制

(各部局)

1 緊急初動体制における組織と活動

休日等勤務時間外に、市域に震度5強以上の地震が発生した直後においては、災害対策本部体制と同じ部からなる緊急初動体制を敷く。

ただし、緊急初動体制は原則として災害発生後当面の体制とし、体制が整い次第、通常の災害対策本部体制に移行する。

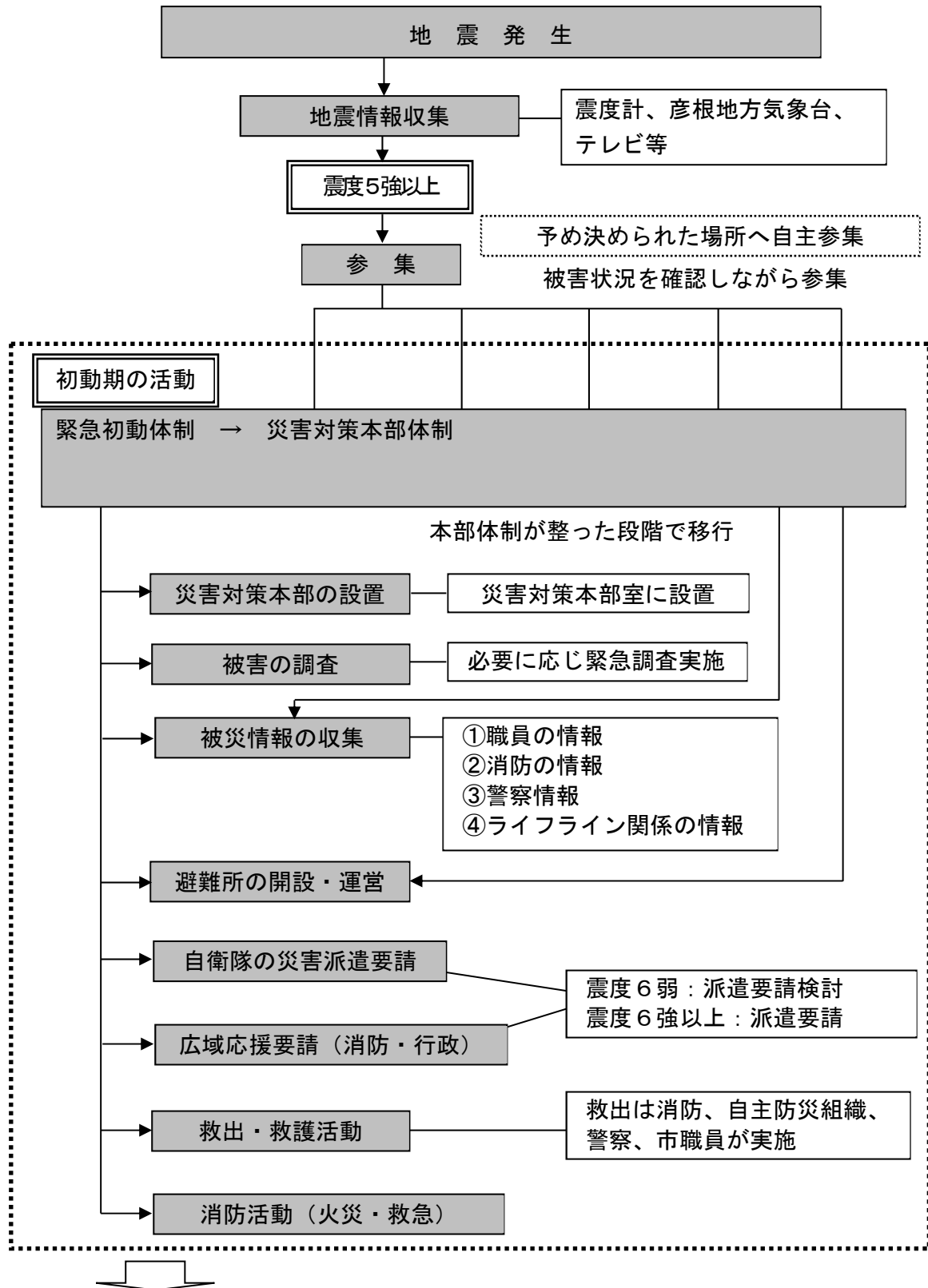
緊急初動体制は災害直後の緊急業務として、部ごとに参集した職員から「緊急初動体制における各部局の主な任務」を実施するものとし、全職員が配備につくものとする。

なお、特に、地震災害は突発的に発生するため、震度5強以上の地震が発生した場合は、迅速に応急活動体制を確立するため、本部へおおむね徒歩15分以内に出動可能な職員の中から「初動班員」、市指定の避難所に急行する職員として「避難所班員」をそれぞれ予め指定する。

また、「初動班員」、「避難所班員」については、毎年度当初に班編成をする。

- (1) 事務局
- (2) 初動班
- (3) 総務部
- (4) 未来創造部
- (5) 市民協働部
- (6) 市民生活部
- (7) 健康福祉部
- (8) 産業観光部
- (9) 都市建設部
- (10) 教育委員会
- (11) 市立長浜病院・長浜市立湖北病院
- (12) 避難所班

2 緊急初動体制における活動内容



【以下各部門別非常時優先業務（BCP）の実施】

3 緊急初動体制における各部局の主な任務

男女共同参画の視点から、防災危機管理課と市民協働部が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、災害発生時の対応を明確化しておくよう努めるものとする。

班名	任務分担	担当課
事務局	災害情報の収集及び防災関係機関への伝達 動員連絡及び出動人員の把握 被害情報のとりまとめ 各業務への班員割り当て配置 県及び防災関係機関との連絡調整 避難情報に関する事務 県、協定市、自衛隊等への応援要請 災害対策に関する方針の作成 災害対策本部の設置 本庁・北部合同庁舎間の連絡調整 市民への情報伝達・広報 市議会との連絡調整 報道機関との連絡調整 テレビ、ラジオ、新聞報道等からの情報の収集 被害情報の記録、整理	防災危機管理課 秘書広報課 議会事務局 総務課 財政課 人事課 政策デザイン課 未来こども若者課 デジタル行政推進課 北部政策課
初動班	災害対策本部の設置支援 事務局の運営支援	予め指定された職員
総務部	来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護 庁舎の被害状況の把握 所管施設の被害状況調査 災害活動に従事する職員の飲料水、食料の確保 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整	契約管理課 会計課 監査委員事務局 北部管理課
市民協働部	自治会・自主防災組織との連絡調整 所管施設の被害状況調査	市民活躍課 生涯学習課 文化福祉プラザ室 文化スポーツ課 国スポ・障スポ大会推進室 人権施策推進課
市民生活部	避難所開設に関する指示及び連絡調整 避難誘導 避難者の確認及び安否情報の収集 所管施設の被害状況調査 被災者の人命救助 災害に関する市民相談窓口の設置	環境保全課 保険年金課 市民課 税務課 滞納整理課 くらし窓口課
健康福祉部	医療、福祉関係機関との連絡調整 要配慮者避難支援体制の確立(情報伝達・安否確認等) 所管施設の施設利用者及び入所者等の避難誘導、安否確認 所管施設の被害状況調査 要配慮者、負傷者等の搬送の手配 医療救護所の設置 災害時医療の実施(国保診療所)	社会福祉課 しょうがい福祉課 こども家庭支援課 健康推進課 健康企画課 地域医療課 介護保険課 長寿推進課

第3章 災害応急対策計画
第2節 地震災害時の体制と活動

班名	任務分担	担当課
産業観光部	農林水産業施設の被害調査 農業用ため池の被害調査 商工関係の被害調査 観光関係の被害調査 所管施設の被害状況調査 観光客等への情報提供 食料の調達及び保管	商工振興課 文化観光課 農業振興課 田園整備課 北部産業振興課
都市建設部	地震水害及び土砂災害警戒区域等の警戒 道路・河川・公園等の被害調査 公共建築物の被害調査 所管施設の被害状況調査 緊急輸送道路等交通の確保 土砂災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 下水道施設の被害調査 水道企業団との連絡調整	都市計画課 道路河川課 建築課 住宅課 建設監理課 下水道総務課 下水道施設課 北部建設課
教育委員会	学校等関係機関との連絡調整 避難所開設及び運営への協力 学校等所管施設の被害状況調査 児童・生徒等の安否確認	教育総務課 教育改革推進室 すこやか教育推進課 教育指導課 幼児課
市立長浜病院 長浜市立湖北病院	災害時医療の実施 所管施設の被害状況調査 医療救護所設置への協力	市立長浜病院 長浜市立湖北病院
避難所班	避難所の開設・運営補助 避難所における情報収集 避難所における広報	予め指定された職員

第3 災害対策本部体制

(各部局)

災害対策本部体制については、第3章第1節第2「風水害時の活動体制」5「災害対策本部」に準ずる。

資料編参照：災害対策本部組織

資料編参照：北部合同庁舎の災害対策本部組織

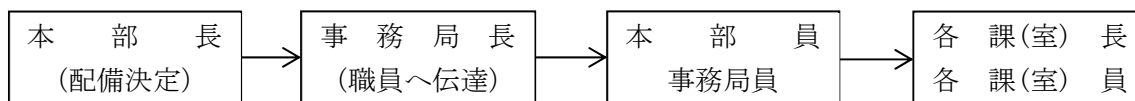
ただし、「職員の動員及び配備指令」については、以下による。

1 勤務時間内

震度5強以上の地震発生時における職員の動員は、原則として、自主的に行われるものとするが、補助的に次のとおり実施する。

- (1) 災害対策本部の動員は、本部長の配備決定に基づき、事務局長が事務局員を通じ伝達する。
- (2) 口頭又は一斉庁内放送、長浜市グループウェア、職員参集メール、電話等により伝達を行い、速やかにその旨の周知に努める。
- (3) 各本部員及び部員は、配備決定及び動員についての伝達事項を受けたときは、速やかに指定された配備体制にしたがう。
- (4) 各本部員は、自部署の職員の動員状況について把握し、動員状況報告書（様式編参照）を作成し、本部に提出する。

〔勤務時間内の連絡ルート〕

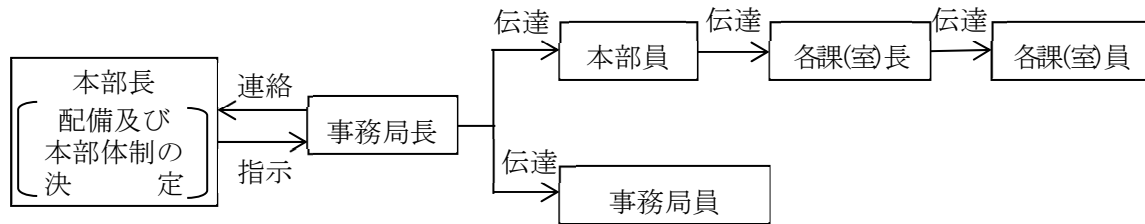


2 勤務時間外

震度5強以上の地震発生時における職員の動員は、原則として、自主的に行われるものとするが、補助的に次のとおり実施する。

- (1) 本部長は、速やかに事務局長に連絡し、配備体制、その他の指示を行う。
- (2) 事務局長は、速やかに指定された配備体制等を、本部員、事務局員へ連絡し、各本部員は各部局員へと連絡を行う。なお、伝達にあたっては、電話又は職員参集メールを活用する。
- (3) 事務局長より伝達を受けた本部員は、速やかに自部の所属課(室)長に伝達するとともに、市役所災害対策本部室に参集し、災害対策本部の開設にあたる。
- (4) 事務局長より伝達を受けた事務局員は、速やかに指定された配備体制等を確立する。
- (5) 本部員より伝達を受けた各課(室)長は速やかに指定された配備体制を確立する。
- (6) 各課(室)長より伝達を受けた各課(室)員は速やかに指定された配備体制につく。
- (7) 各本部員は、自部署の職員の動員状況について把握し、動員状況報告書（様式編参照）を作成し、本部に提出する。

〔勤務時間外の連絡ルート〕



〔災害対策本部 任務分担表〕

災害対策本部における各部局の所掌する業務は、「風水害時の災害対策本部体制」に準ずる。(P 3-1-23～3-1-25 参照)

第3節 災害時における初動期の活動

第1 避難

(各部局、消防本部、県警察)

1 基本方針

災害の発生のおそれがある場合及び災害又は二次災害から市民の生命、身体を保護するため、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等から市民を避難させ、併せて避難者を収容する避難所を開設する等の避難対策を実施する。なお、避難の際には、しょうがいのある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に合理的な配慮を行う。

また、「滋賀県防災プラン」の実行計画2「寄り添い型・協働型避難者支援を実現する」の内容を参考に取り組む。

2 避難情報

(1) 方針

本部長は、災害のおそれがあり、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すために「高齢者等避難」(警戒レベル3)を発令し、災害が発生するおそれが高い場合に必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して「避難指示」(警戒レベル4)を発令する。

また、災害が発生又は切迫している状況、すなわち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「緊急安全確保」(警戒レベル5)を発令する。

なお、安全な場所にいる人まで避難した場合、避難場所の混雑や避難途中に被災するおそれ等があることから、災害リスクのある地区に絞って避難情報等を発令する地区を設定する。

危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

避難情報の発令の際には、たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、また、夜間・未明であったとしても、適切なタイミングで避難情報を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

本部長は、必要に応じ、避難情報の対象地域、判断時期及び解除等について知事に助言を求めることができる。また、避難情報の発令にあたり、必要に応じて気象アドバイザー等の専門家の技術的な助演等を活用し、適切に判断を行う。

避難情報の発令については、発令者である市長が、判断の必要な時期に不在又は連絡がとれない事態となることも予想されることから、次の順位にしたがい、上位の発令者が不在又は連絡がとれない場合には、その次の順位の者が発令を行う。

第1位 副市長 第2位 防災危機管理監

(2) 避難情報の発令対象

① 対象地区

災害の発生により人命の危険が予想される次に掲げる地区

- ア 河川の氾濫、農業用ため池の溢水等により、堤防が決壊したとき人命、住家に甚大な被害を及ぼす地区
- イ 地震により火災が発生し、危険となった地区
- ウ 土砂災害等の危険が予想される地区
- エ その他避難を必要とする地区

② 対象者

- ア 居住者、滞在者、通過者等を含めて、避難対象地区内にいるすべての人
- イ 避難対象区域以外の市民であっても、被災のおそれのある場合に自主的に避難する人

③ 発令責任者等

避難情報等の発令責任者及び発令基準は以下による。

[避難情報等の発令責任者及び発令基準]

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 基 準
高 齢 者 等 避 難	市長	高齢者等の要配慮者に対する立退き及び立退き先の指示	災害が発生するおそれがあるとき
避 難 の 指 示 等	知事及びその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者（市長）（水防法第29条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長 （災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生するおそれが高いとき
		緊急安全確保	避難のために立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危機が及ぶおそれがあると認めるとき
	警察官 （災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）	立退きの指示 警 告 避難の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第94条）	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限って、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

[発令に対する助言、指示等の代行]

避難指示、緊急安全確保措置にあつての助言 （災害対策基本法第61条の2）	指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事は、避難指示又は緊急安全確保措置に関する事項について市長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

第3章 災害応急対策計画
第3節 災害時における初動期の活動

知事による避難の指示等の代行 (災害対策基本法第60条第6項)	知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。
避難指示の解除にあたっての助言 (土砂災害防止法第32条)	国土交通大臣又は知事は、避難指示に関する事項について市長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。

※ 風水害時の発令基準については、P2-1-24～2-1-36の基準による。

〈災害対策基本法第60条〉

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

〈災害対策基本法第61条〉

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

〈水防法第29条〉

第二十九条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

〈地すべり等防止法第25条〉

第二十五条 都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

〈警察官職務執行法第4条〉

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

〈自衛隊法第94条〉

第九十四条 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場に行かない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

④ 伝えるべき内容

市民に伝えるべき内容は、次のとおりである。

- ア 避難対象地区
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由
- ウ 避難先（必要に応じて避難経路）
- エ 避難行動における注意事項

- ・ 戸締まり及び火気危険物の始末を行う。
- ・ 携帯品は、最小限に限定する。
- ・ 服装は軽装とし、帽子、頭布等を着用する。多少の肌着等の着替えや防寒雨具も携行する。
- ・ 避難は、徒歩を原則とする。

⑤ 警戒区域の設定等

市民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事するもの以外の者の立入禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

〔警戒区域の設定権限〕

根拠法令	種類	設定権者	要件（内容）
災害対策基本法第63条	災害全般	市長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。
		警察官	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		自衛官	市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき。
警察官職務執行法第4条	災害全般	警察官	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な被害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。
消防法第36条の7において準用する同法第28条	水害除く災害	消防職員又は消防団員	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。
		警察官	災害の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員の要求があったとき
消防法第23条の2	危険物事故	消防長又は消防署長	事故現場において、火災発生のおそれが著しく大であり、かつ火災発生により人命、財産に著しい被害を与えるおそれがある場合。
		警察官	消防長もしくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行う消防職員もしくは消防団員が現場にいないとき又は消防長もしくは消防署長から要求があったとき。
水防法第21条	洪水	水防団長水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において設定する。
		警察官	同上の場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。

第3章 災害応急対策計画

第3節 災害時における初動期の活動

〈災害対策基本法第63条〉

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

〈消防法第23条の2、第28条、第36条の7〉

第二十三条の二 ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

2 前項の場合において、消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があつたときは、警察署長は、同項の職権を行なうことができる。この場合において、警察署長が当該職権を行なつたときは、警察署長は、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知しなければならない。

第二十八条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

第三十六条

（略）

7 第十八条第二項、第二十二条及び第二十四条から第二十九条まで並びに第三十条の二において準用する第二十五条第三項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第五項の規定は、水災を除く他の災害に関してこれを準用する。

〈水防法第21条〉

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

〈警察官職務執行法第4条〉

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

⑥ 避難情報の発令又は解除の周知

避難情報の発令又は解除は、次の方法により、周知する。なお、周知にあたっては、要配慮者（高齢者、しょうがいのある人、外国人等）への配慮として、災害時要配慮者支援班との連携や、携帯電話を使った多言語対応の緊急メール・FAX等の伝達ルートを確保することに努める。

・ 同報系防災行政無線	・ 広報車による広報
・ テレビ・ラジオによる周知	・ 安全安心メール
・ インターネットによる周知	・ C A T Vによる周知
・ サイレンによる周知	・ Y a h o o ! 防災速報アプリ

⑦ 報告等

避難情報の発令を行った場合、避難措置及びその解除について、避難情報を発令した者は、必要な事項を県の災害対策本部に通知する。また、避難情報の発令を行った場合、本部長は、知事に報告するとともに、県警察及び消防本部に市民の避難等必要な措置につき、協力を要請する。

また、災害対策本部は、水位に関する情報等により避難に関する検討を実施した場合及び避難情報を発令し、かつ必要と判断される場合には、このことを隣接市町に情報提供する。

(3) 助言の窓口

市長が知事に対して避難情報について助言を求める窓口は、次のとおりとする。

① 洪水関係（県管理河川関係）

土木交通部流域政策局又は長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所

② 土砂災害関係

土木交通部砂防課又は長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所

3 避難の誘導

(1) 方針

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合、避難者の生命、身体を守るため、災害対策本部はできるだけ自治会等ごとの集団で安全に避難所・避難場所に誘導するものとする。

(2) 避難準備

① 市民の避難

市民の誘導は、県警察、消防本部、消防団、自治会及び自主防災組織等が協力して行い、次の事項に配慮する。

ア 避難の際は、火気危険物等の始末を完全に行う。

イ 避難者は、3日分の食料、飲料水（水筒等）、手拭、毛布等の日用品、携帯ラジオ、懐中電灯、救急薬品等平素から非常持出品として準備しておく必要最小限の品物を携行する。

ウ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。

- エ 服装は軽装とするが、素足、長靴、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- オ 家具類等大量の荷物は、持出さない。
- カ 通帳や印鑑等の貴重品について携行する。

② 学校、事務所における避難

学校、事務所、その他多数の人が集まる施設における避難は、原則として、施設管理者等が実施する。

(3) 避難者の誘導

高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）が発せられた場合、災害対策本部は、直ちに必要な職員を現地に派遣するとともに、県警察、消防本部、消防団、自治会及び自主防災組織、災害ボランティア等に協力を依頼し、次の事項に留意して避難者を誘導する。

① 避難順位

- ア 高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児、傷病者等の要配慮者
- イ 防災活動従事者以外の者
- ウ 防災活動従事者

② 緊急性に応じた携行品等の制限

避難者の携行品について、次の指導措置をとる。

ア 緊急の場合

現金、貴重品のほか、日用品、身廻品の最小限にする。

イ 時間的余裕があると認められる場合

避難秩序を乱さない範囲にする。

③ 避難道路の選定

- ア 避難道路は緊急時の混乱を避けるため、できるだけ車両用、徒歩用に区分選定する。
- イ 避難道路には市職員及び消防団員を配置する。
- ウ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設ける。
- エ 誘導路上の障害物等を除去する。

(4) 移送の方法

① 車両による移送

孤立家屋又は避難途中に危険がある場合、あるいは高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児、傷病者等通常的手段では避難できない市民については、車両を利用して移送する。

② 航空機による移送

車両による移送が困難な場合は、ヘリコプターによる移送を検討し、県本部に県防災ヘリコプターの出動又は赤十字飛行隊等の出動を要請する。

(5) 避難者の確認

- ① 避難情報を発した地域に対しては、二次被害の発生防止に配慮したうえで、警察官、消防職団員等によるパトロールを通じ、立退きを遅れた者等の有無の確認を行う。
- ② 市は、警察署、消防署、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て、在宅サ

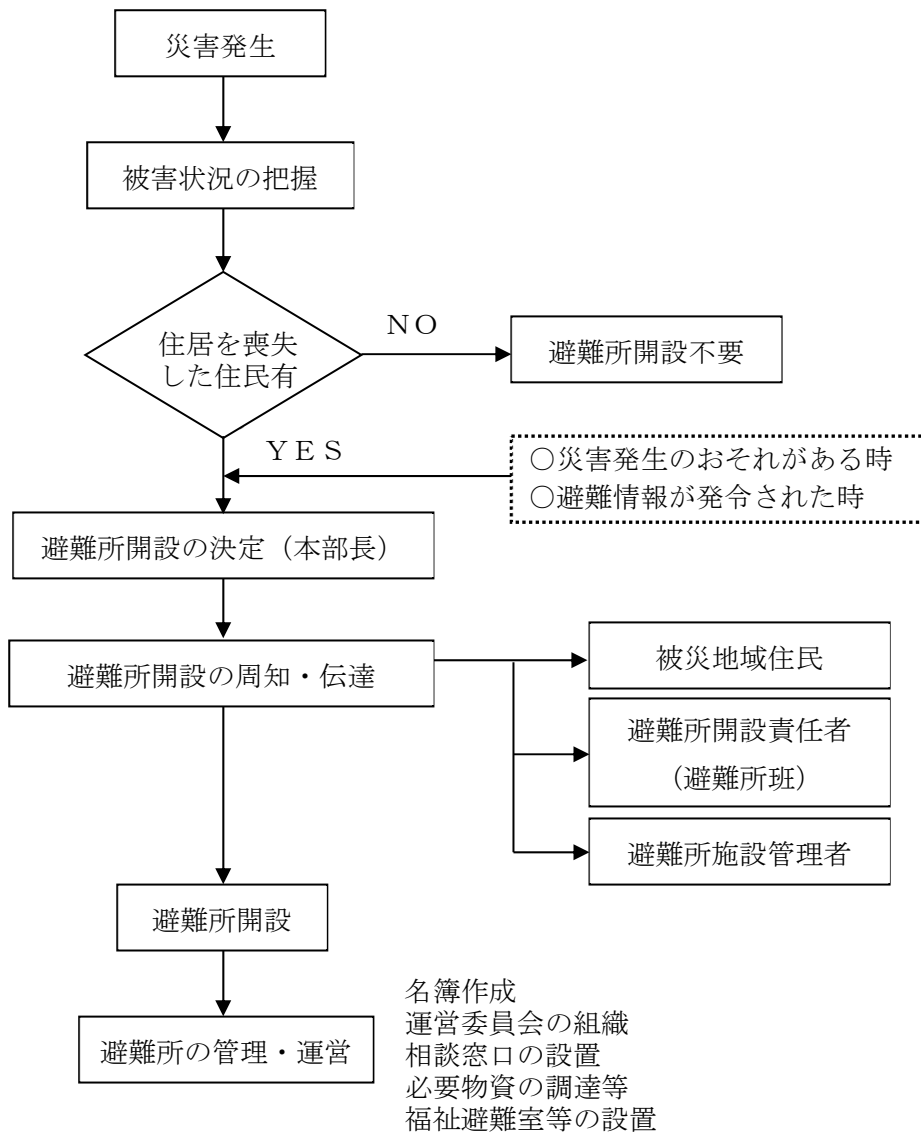
ービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、しょうがいのある人、難病患者等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、発見した場合は要配慮者の心身の状況により避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所、医療機関への入院などの措置をとる。

- ③ 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）にしたがわない者については説得に努める。

4 避難所の開設と運営

災害により家屋が滅失、損壊し、生活の場を失うおそれがあるか、失った市民に対して、避難所を開設する。

[避難所開設・運営の流れ]



(1) 避難所の開設と運営

① 避難所の開設

- ア 災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合、避難所の開設の判断を速やかに行うため、住宅の被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況を踏まえて、避難所の開設が必要と判断した場合、本部長は、適切な避難所を選定の上、避難所開設を決定する。必要があれば、予め指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設する。避難所の開設を決定した場合、速やかに避難所開設責任者（避難所班）、施設管理者に連絡する。
- ウ 本部長は、避難所開設を決定した場合、直ちに建物及び収容者の管理のため避難所開設責任者（避難所班）を派遣し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、施設管理者を開設者とすることができる。
- エ 本部長は、避難所を開設したとき、直ちに次の事項を知事及び県警察、消防本部消防長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）
 - (ア) 開設の日時、場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (エ) 避難対象地区名
- オ 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内（災害救助法）とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。
- カ 災害対策本部は、被害が深刻で、予め選定した避難所を利用することが困難な場合、速やかに県本部等に要請する等して、市内に適地を選定して仮設建築物・天幕等を設置し避難所とする。
- キ 災害対策本部は、避難所を利用することが困難な要配慮者については、福祉施設等への入所、福祉避難所への収容を促進する。
- ク 保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
また、市と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

② 避難所の収容対象者

- ア 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
- イ 自己の住家の被害には直接被害はないが現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
- エ 避難指示は発令されないが、緊急に避難することが必要である者

オ その他避難が必要と認められる者

③ 避難所の運営

市は、避難所に避難した被災者及び在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の把握を行い、避難者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿とを照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を市、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進める。

円滑な避難所の運営を確保するため、自主防災組織等の避難住民による運営を中心に据える。各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。また、被災者がエコノミークラス症候群にならないよう、避難所内で「エコノミークラス症候群対策体操」やグラウンドを歩くことなどを推奨し、その発生を予防する。

運営の詳細については、「避難所運営マニュアル（長浜市 令和7年2月）」による。また、避難所となる施設管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

(2) 福祉避難所（福祉避難室）の設置

市は、一般の避難所生活が困難であるしょうがい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要数を設置する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けるなど、公的な宿泊施設や民間のホテル、旅館等を可能な限り多く避難所として借り上げる等の検討を行う。透析患者の受入についても、可能となるように努める。福祉避難所の設置・運営については、「災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」を参照する。

① 選定基準（避難所の条件に付加）

- ア 冷暖房設備
- イ 通風・換気の確保
- ウ 入浴設備
- エ 段差の解消、スロープ・手すり・誘導装置・多目的トイレの設置等、施設のバリアフリー化
- オ 情報関連機器
- カ その他必要と考えられる施設設備

② 選定参考施設

- ア 老人福祉等の施設
- イ 障害者支援施設等の施設
- ウ 保健センター
- エ 指定避難所（小学校・中学校・義務教育学校、まちづくりセンター等）
- オ 特別支援学校等

(3) 公営住宅・民間賃貸住宅等の斡旋・借り上げ

避難所や、応急仮設住宅の供給時期・必要数に不足を生じる場合に、公営住宅・民間賃貸住宅、公的宿泊施設・民間ホテル・旅館等を斡旋し、又は借り上げる等の検討を行う。

5 広域一時滞在

(1) 基本方針

市本部は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市域や県域を越える広域避難（広域一時滞在）の実施の必要があると認められるとき、又は県を通じ他都府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第86条の2から6に基づき、県本部と連携し、広域一時滞在を実施する。

(2) 県内における広域一時滞在の実施

① 市本部の実施事項

ア 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接協議する。

また、市は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、予め、その旨を県に報告しなければならない。ただし、予め報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。

イ 市は、協議先市町から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

ウ 市は、広域一時滞在有の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町及び、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

② 協議先市町の実施事項

ア 市本部から上記の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在有の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

(ア) 自らも被災していること

(イ) 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと

(ウ) 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

(エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

イ 協議先市町は、被災住民を受け入れる場合、当該協議先市町の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。

(3) 県外における一時滞在

① 市本部の実施事項

ア 市が被災した場合、市本部は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

イ 市は、県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

市は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を県及び、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

② 県本部の実施事項

ア 上記により、市本部から被災住民の他府県等への受け入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）又はその他の都道府県に対して、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示したうえで、被災住民の受入れについて協議する。このとき予め協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、予め報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。

なお、南海トラフによる巨大地震等で、関西広域連合の枠組みによる受け入れ調整が困難なときは、隣接府県又は応援協定を締結している中部9県1市等と協議する。

イ 県本部は、関西広域連合等から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を市本部に通知するとともに、総務大臣を経由して内閣総理大臣に報告する。

ウ 県本部は、上記①アの被災市町から、広域一時滞在の必要がなくなつた旨の報告を受けたときは、速やかに、その旨を上記アの関西広域連合等に通知するとともに、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

エ 県本部は、災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが

できなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、上記①アイウの全部又は一部を当該市町に代わって実施する。また、当該市町の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。なお、当該市町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町に引継ぐこととする。

(4) 県外避難者の受け入れ

① 市の実施事項

ア 市は、県から県外避難者の受け入れについて協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

- (ア) 自らも被災していること
- (イ) 被災住民の受け入れに必要となる施設が確保できないこと
- (ウ) 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
- (エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

イ 市町は、被災住民を受け入れる場合、区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。

ウ 広域一時滞在の実施における広域避難所は、市本部の指定する避難所の利用を原則とし、県は運営を支援する。また、本市の被災状況等に鑑み、市本部による避難者の受入体制が整うまでの間、県が、県有施設等を利用した一時避難所の設置を行う。

この場合、市本部による避難所が開設されていない県有施設等を用いる。

エ 市本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに対応するため、県本部と連携し、相談窓口の設置を検討する。

(5) 避難者への支援

① 県外避難者情報の収集

市本部は、避難者の支援に資するため、県本部と連携し、県外避難者に関する情報を収集し、「全国避難者情報システム」を利用して避難元自治体に提供する。

② 県外避難者への総合的な支援

市本部は、県本部と連携し、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるとともに、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

③ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市本部は、県本部と連携し、県社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

(6) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難情報に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町村や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、市本部は、県本部と連携し、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼びかけ、支援に努める。

(7) ホームレスへの対応

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。

6 学校、病院、駅等の避難対策

(1) 学校(小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校の児童・生徒等の集団避難)

① 避難誘導

- ア 学校長は予め定めた避難計画に基づき、状況に応じ教職員に適切な緊急避難の指示を行う。
- イ 教職員は校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別等を考慮し、予め定められた避難順序にしたがって迅速、確実に校外の安全な避難場所に誘導する。

② 避難情報の周知

- ア 校長は職員及び児童、生徒等に対する避難の指示はサイレン又はマイク等によりその周知徹底を図る。
- イ 校長は児童、生徒等に対する避難の指示を発したときは、直ちに市教育委員会、警察、消防署等にその旨を連絡する。

③ 移送方法

- ア 自治会別に班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。
 - (ア) 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け、安全な道路を選定する。
 - (イ) 引率責任者は、メガホン、携帯マイクを所持する。
 - (ウ) 感電、水没等の事故防止に努める。
 - (エ) 浸水地域等を移送するときは、ロープ等を利用する。

(2) 病院

① 避難誘導

病院長若しくは病院の管理者は、予め患者を担送患者と徒歩患者とに区分し、徒歩患者については、適当な人数ごとに自治組織を編成させて、医師、看護師その他職員が引率して重病者、高齢者、乳幼児、妊産婦及び介添え人を病院の空地、又は野外の仮設した幕舎、その他安全な場所に誘導する。

② 避難情報の周知

病院長等は、病院のサイレン、マイク放送等により周知させる。

③ 移送方法

- ア 病院長等は、入院患者を院外の安全な医療機関等に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、市職員、消防職員等の協力を得て患者の移送を行う。
 - イ 病院長等は、院外への患者移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、消防署等の車両舟艇の応援を得て移送を行う。
- ④ 避難場所等の確保 病院長等は、災害時における患者の避難場所を予め定めておくとともに、移送に必要な医療品、食料品、衣類、担架、車両、手押し車等を備蓄しておく。

(3) 駅

① 避難誘導

- ア 駅長は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難の措置の必要が生じた場合には、駅施設内の安全な避難場所に誘導する。
- イ 駅長は、駅施設内に安全な避難場所がない場合には、直ちに市長、警察署長に連絡し、その指示にしたがって避難所へ誘導する。
- ウ 駅は、浸水や火災等による災害が発生した場合に大混乱が生じて多数の死傷者が発生するおそれがある。そこで、駅で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるよう予め避難計画を定める。
- エ 駅長は、施設の防災対策として発災時における利用客の誘導方法等の対策について計画を定め、従業員等に周知する。

② 移送方法

駅長は、災害状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市等の車両、舟艇の応援を得て移送を行う。

7 社会福祉施設等の避難対策

- (1) 社会福祉施設等の管理者等は、消防法によって作成が義務づけられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとに予め避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施するものとする。
- (2) 社会福祉施設等の管理者等は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに入所者のしょうがいや健康状況に配慮した適切な移送手段、介助者を確保し、移送を行うものとする。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等は、災害時には施設並びに入所者の被災状況、受け入れ可能状況について市及び県に報告するものとする。

8 土砂災害に関する避難情報伝達

(1) 土砂災害警戒情報等

県は、継続的な大雨等により土砂災害発生危険性が高まった際には、彦根地方気象台と共同で「土砂災害警戒情報」を発表する。

市は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及びその周辺の住民等に対し警戒避難情報の確実な伝達に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の発信

① 県が行う緊急調査

知事は、土砂災害防止法に基づき、地すべりを原因とする重大な土砂災害の発生が予想されるときは、緊急調査を行い、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を、市長に通知するとともに一般に周知する。

② 国が行う緊急調査

国土交通大臣（近畿地方整備局）は、土砂災害防止法に基づき、河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水等を原因とする重大な土砂災害の発生が予想されるときは、特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして、緊急調査を行い、「土砂災害緊急情報」を、知事及び市長に通知するとともに一般に周知する。

第2 災害情報の収集、伝達

1 基本方針

市域に災害が発生した場合、災害状況及び災害情報の収集、伝達は、市における災害応急対策の基本となるので、迅速かつ的確に情報収集、伝達を行うものとする。

2 災害時の通信

（事務局、消防本部、県警察）

(1) 方針

災害が発生した場合、通信施設の被害や通信需要の急増による通信麻痺が懸念されるため、緊急通信を確保し、円滑な災害応急対策活動を実施する。

(2) 通信設備災害応急対策

災害が発生した場合、次の災害応急対策を実施する。

- ① 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動要請）
- ② 通信の確保（衛星通信装置、移動無線車、災害時優先電話等の災害対策機器）
- ③ 輻輳対策（災害時伝言ダイヤル等の運用）

(3) 通信体制

① 無線通信体制

一般加入電話が使用できなくなった場合、市、消防機関等の無線施設を利用する。

ア 市の無線通信

市の無線通信網として、同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線を設置している。

イ 携帯電話

災害による有線放送電話の電話回線被害や輻輳による通信麻痺に備えるとともに、現場活動報告、情報伝達又は現場活動への指示の効率化のため、緊急時には携帯電話を活用する。

ウ 衛星電話

衛星電話を本庁及び分庁舎に設置している。

エ 非常通信

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等すべての無線局は、非常災害時において、公衆電信回線が途絶する等、その利用が困難となった場合、電波法第52条、災害対策基本法第57条、第79条、災害救助法第28条及び水防法第27条の規定により、各種予警報の伝達、被害情報の報告、人命の救助、交通、通信、電力の確保及び秩序の維持等に関する通信については、他の通信を含め取扱うことができるものとされている。市域が災害を受けた場合、災害による通信施設の被害状況に応じて、これら無線局に通信の依頼を行う。

資料編参照：市の通信施設

② 一般加入電話

災害時の通信連絡手段は、FAX等を含む一般加入電話による通信を原則とする。

③ 優先順位

ア 被害状況の把握

緊急時において、重要通信を確保するため、通信システムの被災状況を迅速かつ的確に把握する。

イ 通信の利用制限

次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合、又はそのおそれがある場合は、重要通信を優先的に確保するため、電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

(ア) 通信が著しく輻輳する場合

(イ) 通信電源確保が困難な場合

(ウ) 回線の安定維持が困難な場合

ウ 通信麻痺の場合の防災行政無線の利用

一般加入電話の被害が著しく、又は通信が輻輳して、通信麻痺が発生している場合における防災行政無線の利用は、次のとおり行う。

(ア) 特に緊急なものに限り、防災行政無線を利用する。

(イ) 利用する者は、伝える内容を予め要約し、重要なことだけを明確に伝えるとともに、先方に的確に伝わっているかどうか確認する。

(ウ) 防災行政無線の限られた容量を特に緊急なことに使用するため、可能な限り公衆回線（特に優先電話である公衆回線）の利用に努める。

④ 無線を含め、通信が困難な場合

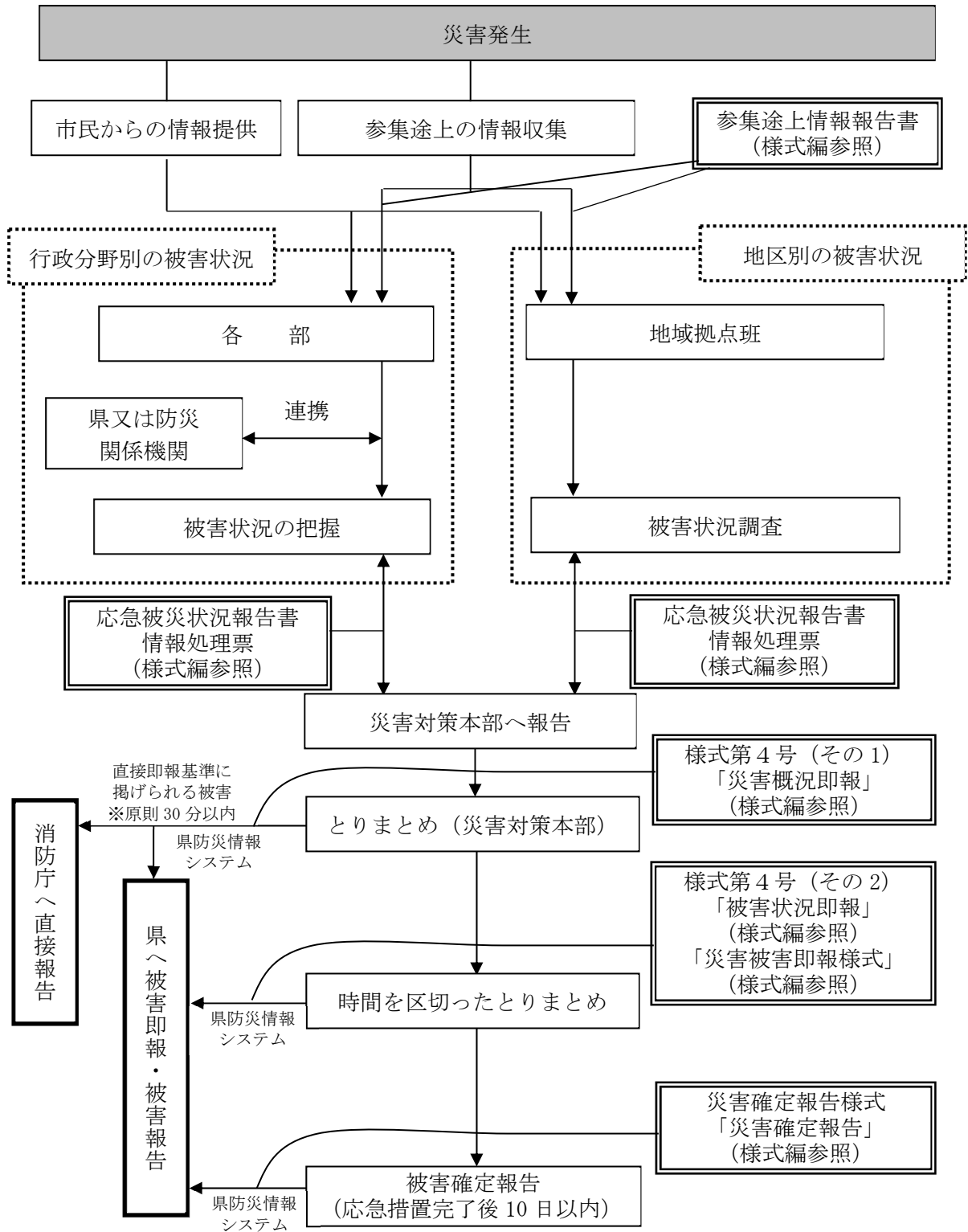
災害対策本部と現地活動拠点等との間での通信が困難な場合、重要かつ緊急性のある情報は、緊急通行車両をまず利用し、これが利用できない場合は、バイク、自転車等により伝達を行う。

3 情報収集、伝達

(各部局、消防本部、県警察)

情報の収集及び報告は「被害の調査、被災情報の把握及び報告フロー」に基づき実施する。

〔被害の調査、被災情報の把握及び報告フロー〕



(1) 被害情報の収集、災害対策本部への報告

① 情報の収集

災害が発生した場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と緊密に連絡を行い、被害の状況、その他災害応急対策活動に必要な、あらゆる情報の収集に努める。

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

また、死者・行方不明者についても、大規模災害時において情報の錯そう等による混乱回避など必要と認めるときは、氏名等を公表できる。

② 通報

災害が発生し、又は発生するおそれのある状況を確認した市職員、市民、自治会長、防災関係機関の職員は、速やかに災害対策本部に通報するものとする。

③ 災害対策本部への報告

各部局長は、災害による被害状況等に関する情報を把握した場合、迅速かつ的確に、本部長に報告する。報告は、「応急被災状況報告書」（様式編参照）によるものとする。また、報告すべき事項は、「被害即報事項例示」（P3-3-20 参照）及び「災害の被害認定基準」（P3-3-21～3-3-24 参照）を参考とする。

(2) 被害の調査、報告

市の区域に災害が発生した場合、被害状況及び被害情報の収集は、初動体制において災害応急対策の基礎となるので、迅速かつ的確に実施しなくてはならない。

① 調査の班編成及び実施

災害対策本部の指示（「災害対策本部情報処理票」（様式編P3 参照）等）により、本部各職員は、被害状況を迅速かつ的確に調査し、可能な限りの応急対策を講じ、その結果を本部に報告する。その際、各自治会長及び関係機関の協力を得て、調査の実施にあたる。

また、被災建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を建築物の所有者等や周辺の通行人に周知する。

② 調査の応援

被害が大きく、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは、調査に専門的な技術を必要とするときは、県又は防災関係機関に応援を求める。

③ 災害調査の方法の留意点

- | |
|--|
| ア 被害状況の調査は、災害救助法適用の根拠となるものであり、「災害の被害認定基準」（P3-3-21～3-3-24 参照）に従い、正確に調査する。 |
| イ 警察その他の関係機関と連絡を密にする。 |
| ウ 調査漏れ、重複調査のないよう十分留意する。 |
| エ 異なった被害状況については、報告前に調整する。 |

[被害即報事項例示]

事項	例示
1 市町災害対策本部設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風×号接近に伴い○月○日○時災害対策本部を設置、第○号配備体制(職員約○○名配置)を指示
2 主要河川、農業用ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	○○川は○○地点において○○時氾濫注意水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 ○○川は○○地点において○時頃○m にわたり決壊し、浸水家屋多数発生、現在消防団員○○名が出動し、応急復旧作業中
3 琵琶湖水位上昇に伴う被害状況	琵琶湖水位上昇に伴い、○○地区の湖岸○○ha 浸水、農作物○○の状態
4 主要道路橋りょうの不通状況 交通機関の不通状況	県道○○線は○時頃がけ崩れのため○○地点において不通となった、復旧の見通しは現在のところ不明、○時以降管内のバス交通はすべて運休。
5 電力通信関係の情報 (停電状況、途絶状況等)	○時以降管内○○地区約○○○戸が停電中。 ○時以降○○○と○○○地区町の電話不通。
6 水道施設関係の情報 (断水状況等)	○時以降停電に伴い○○地区約○○戸が断水中、給水車○台を派遣し応急給水中(今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。)
7 ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	○時以降○○地区約○○戸がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
8 避難関係の情報 (避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所)	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるので、○時○○地区約○○○世帯に対し避難命令を発令した。 現在約○○○世帯が○○小学校に避難中。
9 死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、性別、年齢)	○時頃○○において、がけ崩れのため男○名が生き埋めになった。 現在地元消防団員約○○○名が出動し、救出にあたっている。
10 住家の被害状況 (全壊、全焼、流出、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等)	○○川が○○地区において、溢水し付近の住宅約○○戸が床上浸水した。 昨日来の豪雨により、管内の河川が確各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約○○○戸の浸水家屋が発生しているもよう。 なお、今後も増加する見込みである。(災害救助法適用基準に達するかもしれない。)
11 非住家の被害状況 (学校、公民館公共施設、その他主要な建物の被害状況)	○時頃○○小学校の講堂、瞬間最大風速○○m の強風により倒壊した。
12 市町災害対策本部のとした主な応急対策状況	○○地区に○○時に避難命令を発令。 現在○○避難所に収容中の○○名に対し、炊き出しを実施中。 ○○川決壊箇所に消防団員約○○○名を出動させ応急復旧作業中
13 県への要望事項 (市町災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達斡旋等に関する要請等)	○○川が決壊したので、水防用の土のう○○○袋支給調達して送付してほしい。 ○○部洛が孤立しているので、乾パン○○個を空輸してほしい。 防疫用の薬剤○○kg、至急調達してほしい。
14 災害写真 (フィルム及び説明書を添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋りょうの流出その他重要な公共建物の倒壊等被害状況写真。
15 雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	○○地区で○月○日から連絡がつかず、住民の動向が懸念される。
16 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者の出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、執られつつある措置。
17 作業日報	市各班における主要の活動状況について、毎日17時現在でとりまとめ報告する。ただし、緊急なものについては、その都度行方。報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 1 災害対策本部の設置状況(開設、閉設の日時) 2 避難指示の状況、避難場所設置状況(箇所数、人員) 3 消防機関の活動状況(作業内容別、団員数、職員数) 4 応援措置、救助活動の概要 5 音信不通、状況の把握できない地区名

[災害の被害認定基準]

区分		記入内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者 「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない (一部損壊)	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。損壊部分がその住家の延床面積の10%未満のもの。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

非住家の被害	「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区分			記入内容
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。
		浸水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失、埋没及び浸水		田の例に準じる。
	文教施設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋りょう		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋りょうが損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは農業用ため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾		「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律29号）第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	損害船舶		「損害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電話		「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気		「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス		「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀		「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害項目		報告基準
罹災者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震による被害の場合のみ報告する。
公立文教施設		「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
農林水産業施設		「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路、港湾、漁港及び下水道とする。
その他公共施設		「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜産等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければもとの機能を復元し得ない状況に至ったものをいう、
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

④ 被害状況報告

ア 調査報告

各部局長は、本部と連携を図りながら、施設等の被害状況調査結果をとりまとめ、「応急被災状況報告書」（様式編参照）等により、報告する。なお、緊急を要する被害報告は、電話、無線等で本部に連絡する。また、自己の部署が所掌する人員をとりまとめ、「動員状況報告書」（様式編参照）を作成し、本部に報告する。

イ 調査報告の留意事項

- ・被害状況に迅速かつ的確に対処するため関係機関と常に連絡をとり、情報の正確を期す。
- ・被害状況については、可能であれば写真を添付する。
- ・被害調査については、県警察等関係機関と連絡をとる。

⑤ 被害状況とりまとめ

災害対策本部は、各部局の被害状況の報告を受けた場合、次の要領で被害状況等の集約・整理を行う。

ア 被害状況等の集約・整理

各部局から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理し、次の報告様式を作成する。

- ・災害概況即報（様式編参照）
- ・被害状況即報（様式編参照）
- ・災害被害即報様式（その1－人・建物）（様式編参照）
- ・災害被害即報様式（その2－道路・河川等）（様式編参照）
- ・災害被害即報様式（その3－農業関係被害、避難指示）（様式編参照）

イ 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- ・確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）とを区別すること。
- ・確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- ・応援要請等に係る情報を整理すること。
- ・情報の空白地帯を把握すること。
- ・被害が軽微な地区、又は被害がない地区を把握すること。

(3) 被害状況等の県への報告

① 被害即報

ア 災害を知ったとき、又は県本部（防災危機管理局）が指示したときは、被害を覚知した都度判明したものから順次、県防災情報システムを活用して県本部（本部設置前においては防災危機管理局）に「災害概況即報」（様式編被害即報関係第4号様式（その1）参照）を伝達するものとする。システムが使用不可能な場合はあらゆる手段を用いて「災害概況即報」（様式編被害即報関係第4号様式（その1）参照）を伝達する。なお、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

イ 直接即報基準（消防庁及び県への報告）（資料編参照）に掲げる被害を覚知した場合は、原則として30分以内に県本部だけでなく国（消防庁）へも第一報を行い、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き

続き国（消防庁）へ行うものとする。

- ウ 報告にあたっては、災害対策基本法第53条並びに火災・災害等即報要領（資料編参照）及び災害報告取扱要領（資料編参照）による。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、当該様式によらず、おおむねの被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。

② 被害報告

即報基準（資料編参照）に該当する災害が発生した時は、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（様式編被害即報関係第4号様式（その2）参照）により、県本部に報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告する。

③ 被害即報の伝達系統

- ア 被害即報は、災害対策本部から県本部（設置前は防災危機管理局）へ防災情報システムで行う報告経路を基本とする。
- イ 県本部への報告ができない場合は、国（消防庁）に対し、直接報告を行う。この場合、県本部への通信が回復した段階で、速やかに県本部への報告（国へ既に報告した旨を含む）を行う。
- ウ 火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到している場合は、災害対策本部は直ちにその状況を県及び国（消防庁）に報告する。

④ 救急救助事故等の場合の即報

火災、危険物等の事故、救急救助事故等の場合における県への即報は、消防本部が「即報基準」（資料編参照）にしたがい、迅速かつ的確に「災害概況即報」（様式編被害即報関係第1～3号様式参照）により、県本部に報告する。

⑤ 行政機能の確保状況の把握及び報告

震度6弱以上の地震を観測した場合において、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制（マンパワー）は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかの3点を把握し、「市町村行政機能チェックリスト」（様式編参照）に必要事項を記入し、県の担当部署に原則としてFAXにより報告する。

⑥ とりまとめ

被害の発生状況は「災害確定報告様式」（様式編被害即報関係災害確定報告様式参照）にとりまとめておくものとする。

⑦ 被害確定報告

応急措置が終了した後、10日以内に「災害確定報告」（様式編被害即報関係災害確定報告様式参照）により、県本部に被害確定報告を行う。

【火災・災害等即報連絡先】

滋賀県

○勤務時間内（防災危機管理局）

N T T T E L : 077-528-3430～3433、3435、3436、3438

N T T F A X : 077-528-6037

防災T E L : 51-819～823

防災F A X : 51-850

N T T F A X : 03-5253-7553

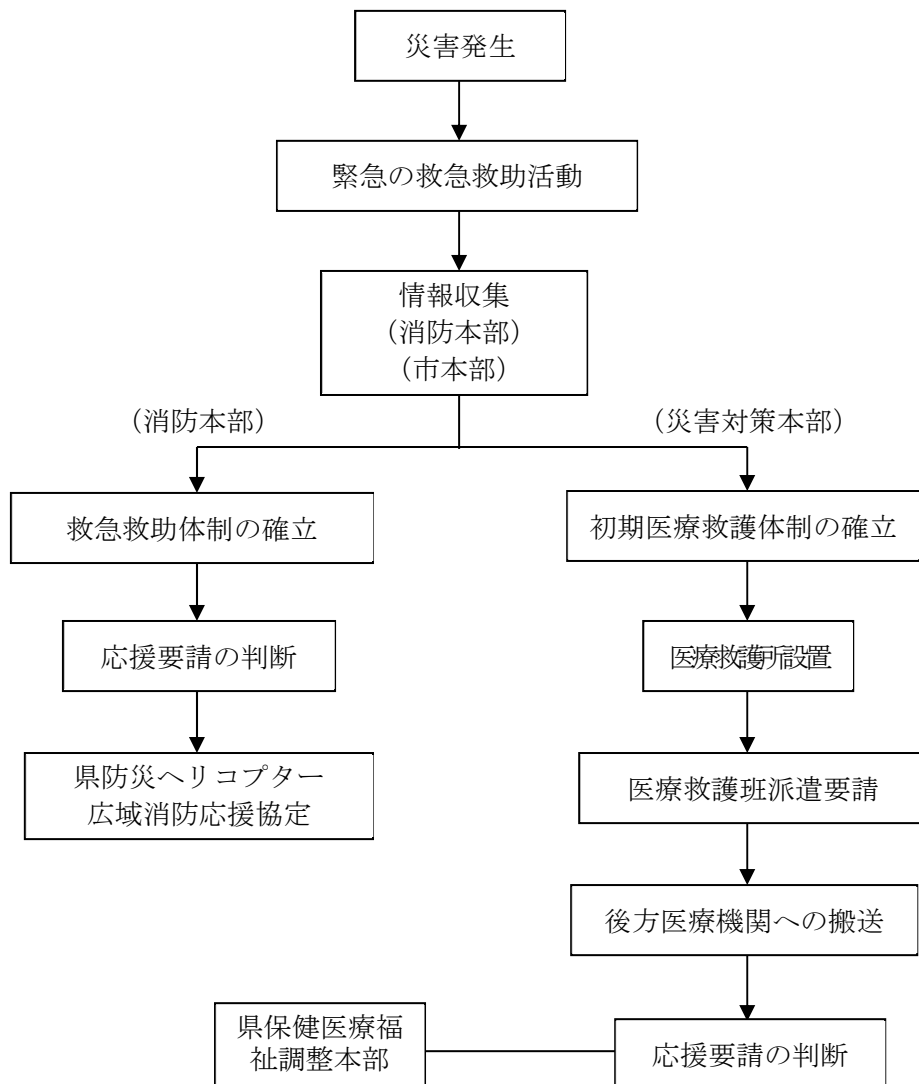
第3 救急救助及び医療救護

(健康福祉部、市立長浜病院、長浜市立湖北病院、消防本部、
湖北医師会、日本赤十字社)

災害の規模が大きいほど、医療行為が停滞し、時間の経過とともに救命率が低下する。このため、災害対策本部は、大規模災害マニュアルに基づき可能な限りこの時間短縮に努め、短時間に被災患者の収容治療、重傷者の後方医療機関への転送を実施する。この際、効率的に負傷者救護を行うため、適切なトリアージを実施するとともに、「救急医療情報システム」の活用を図る。

大規模な災害にあっては、多数の負傷者で病院への収容が遅滞することから、避難所等に医療救護所を設け対応にあたる。

[救急救助、医療救護の応急対策フロー]



1 救急救助活動

災害に伴う人命救助を最優先とした活動を実施するため、災害対策本部は市民、自主防災組織、防災関係機関と協力し、救急救助活動を行う。

(1) 救急救助活動の実施方法

- ① 被災直後においては、消防本部、県警察が救助活動を行うものとするが、自主防災組織は、災害現場において自発的に救急救助活動を行うとともに、災害対策本部が行う救出作業に協力するものとする。
- ② 消防本部、災害対策本部は、県警察等関係機関と相互に緊密な連携をとり協力して救出救助にあたるものとするが、必要に応じ県、自衛隊、隣接消防機関等に協力を要請するものとする。
- ③ 収集した情報の分析を行い、救助の必要性が高いと判断したところから救助活動にあたり、重傷者から順次搬送を実施する。
- ④ 救助活動においては、二次災害の予防措置を徹底する。
- ⑤ 消防署、消防団、自主防災組織等は協力して救助活動を実施する。
- ⑥ 救助活動に必要な資機材は防災地区の備蓄倉庫等に備蓄しておくものとし、必要な重機等については、建設業者から調達する。
- ⑦ 市本部は、県、県警察、消防等防災関係機関と連携し、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、重傷者や重病者等の要配慮者の救助・救急を行う。

(2) 応援要請

災害対策本部又は消防本部は、救出活動が困難と判断した場合は、県内のほかの消防機関に救出活動の応援を要請するほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

2 医療救護活動

災害対策本部は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。また、本部長は、災害対策本部だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町及び相互応援協定締結市町や県に応援を要請するものとする。

県は、県保健医療福祉調整本部並びに災害対策本部、医療機関、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ(局面)に応じた4段階の医療救護活動を以下のとおり示している。災害対策本部は、県計画のフェーズ別の医療救護活動計画に基づき、災害時の医療救護体制を確立する。

フェーズに応じた4段階の医療救護活動

第1フェーズ（発生から3時間程度）：初動体制

- ①本部の立ち上げ
- ②災害医療コーディネーターの登庁
- ③情報の収集
- ④災害派遣医療チーム（DMAT）派遣要請（他府県含む）

第2フェーズ（3日以内）：災害派遣医療チーム（DMAT）派遣

- ①災害派遣医療チーム（DMAT）の活動調整
- ②医療救護班派遣要請
- ③こころのケアチーム（DPAT）の派遣要請
- ④他府県への支援要請
- ⑤災害支援ナースの派遣要請
- ⑥災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣の要請・調整

第3フェーズ（4日から2週間）：医療救護班の派遣

- ①医療救護班の派遣、こころのケアチーム（DPAT）の活動調整
- ②他府県からの医療救護班の受入要請

第4フェーズ（2週間～2ヶ月程度）：医療救護活動の終了

(1) 医療情報の収集活動

災害対策本部は、県及び医療関係機関と密接な連携のもと、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療、助産救護班、こころのケアチーム（DPAT）の派遣要請

市本部は、必要な場合、県知事との協定に基づき、県保健医療福祉調整本部を通じて、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース・救護班の派遣要請を行うとともに、医療、助産救護、こころのケア活動を必要と認めたときは、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県看護協会、応援主管府県等の関係機関に医療、助産救護班、こころのケアチーム（DPAT）の派遣を要請する。

① 災害派遣医療チーム（DMAT）の業務

災害の発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームであり、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。（日本DMAT活動要領による）

ア 本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動

イ ロジスティクス

ウ 必要に応じて、初期の避難所や救護所での活動サポート等

② 災害医療コーディネーター

医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関

係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県本部及び地方本部において、災害医療を指揮統括する。

- ア 災害の状況に応じた適切な医療体制の構築に向けた総括
- イ 患者の収容先医療機関の確保、患者搬送を行うための手配
- ウ 被災地域における医療救護班をはじめとする医療従事者の配置
- エ 消防、警察、自衛隊等関係機関との協議及び折衝

③ 医療、助産救護班、こころのケアチーム（D P A T）

各医療関係団体及び関係機関が派遣する医療チーム。原則として市本部が設置する救護所において医療、助産活動等を行う。

〔医療救護班の業務〕

- ア 傷病者に対する応急処置と患者に対する簡易な医療措置
- イ 後方病院への搬送の要否及び搬送先、搬送順位の決定
- ウ 遺体の検案と検視に伴う協力
- エ 遺体の処理（縫合）

〔助産救護班の業務〕

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処理
- ウ 衛生材料の支給

④ こころのケアチーム（D P A T）の業務

- ア 診療機能の維持が困難となった精神保健医療機関の支援
- イ 受診困難となった精神しょうがい者の医療・相談・ケアの提供
- ウ 被災により新たに発症した精神しょうがいの医療・相談・ケアの提供
- エ 被災者住民全体のメンタルヘルスの保持増進に係る活動等

(3) 医療救護班の編成

災害時における傷病者の応急治療及び応急処置を行うため、長浜赤十字病院、湖北医師会、市立長浜病院・長浜市立湖北病院及び県、日本赤十字社等の協力を得て医療救護班を編成する。

災害の発生から1～2日は外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増加するのが一般的であり、このような状況を勘案しながら救護にあたる。

また、医療活動に参加する医師、看護師については最長でも連続24時間程度の勤務を限度とする。

(4) 医療救護所の設置

被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ医療救護所を設置し、医療及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

- ① 集中して負傷者が出る地域において拠点となる場所
- ② 避難場所
- ③ 国保直営診療所
- ④ 市関係外部施設
- ⑤ その他医療救護所の設置が必要な場所

(5) 医療、助産救護班の派遣要請

被害の程度が深刻で、本市における医療救護体制のみでは応急医療対策の実施が

不十分と判断される場合、県災害医療湖北地方本部を通じて県保健医療福祉調整本部に対し医療、助産救護班、こころのケアチームの派遣要請を行う。

(6) 医療・救護活動

① 既入院患者の安全確保

大規模災害発生時には、既入院患者の安全、特に重傷者や高齢者の状態を確認の上、必要に応じて安全な場所への避難を実施する。

② 多数来院患者受入れ体制の確保

大規模災害発生時には、傷病者が大量に発生することが予想されることから、そのうちでも特に、重傷者を収容するスペースを確保することが望まれる。この場合、退院を希望する患者に対しては退院を認め、空きベッドを確保する。

(7) トリアージ

人員・医薬品・医療材料等を勘案の上、治療の優先順位を決定し、効率的な治療を実現するため、トリアージを実施する。トリアージの実施については、第1義的には医師でなければならないが、状況が許されない場合には、熟練した看護師等がこれにあたる。

(8) 後方医療機関への搬送

被災地内の医療機関や医療救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療の実施は、後方医療機関で実施する。後方医療機関への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保等特段の配慮を行うものとする。

なお、負傷者の搬送にあつては、救急車、公用車及び民間の車両を使用するとともに、必要な場合、消防機関、警察、自衛隊等のヘリコプターの動員を求めるものとする。

3 医薬品等の確保供給活動

災害対策本部は、地域の医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。

4 医療依存度の高い者に対する対策

(1) 人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンдрームによる急性腎しょうがい患者に対して行うことも必要であり、水・医薬品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により医療の確保を図る。

(2) 妊婦等対策

妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身しょうがい児、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健支援等のサービスを実施する。

5 被災者の精神的・心理的ケア

(1) 巡回相談の実施

被災者に対して精神的・心理的ケアを行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

(2) こころのケアセンターの設置

災害時に発生するPTSD(心的外傷後ストレスしょうがい)等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図る等長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを必要に応じて設置する。

(3) エコノミークラス症候群対策の実施

災害時において、自家用車等で就寝する被災者が、エコノミークラス症候群を発症する危険性を考慮し、健康相談や避難所内で行える「エコノミークラス症候群対策体操」やグラウンドを歩くことなどを推奨し、その発生を予防する。

第4 広報活動

(総務部、市民協働部、関係機関)

1 方針

市内に発生した災害について、市及び防災関係機関は、被害の状況、応急対策、応急復旧等に関する情報を迅速かつ的確に被災した市民等に広報し、市民の不安払拭と速やかな復旧を図るものとする。

2 市が行う広報活動

(1) 広報活動の方法

広報活動は、同報系防災行政無線、広報車、各戸訪問、広報誌、メール・SNS配信システム等による広報(長浜市安全・安心メール配信システム等)等により、消防団、自主防災組織、ボランティア組織、自治会、自衛隊等の防災関係機関等の協力を得ながら行う。また、避難所における情報伝達のため、情報コーナーを利用する。さらに災害対策基本法に基づく放送要請等報道機関も活用する。

また、「被災者支援情報ホームページ」を開設し、インターネットを活用した広報を推進する。停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う。

被災者支援情報ホームページの広報項目

- ① 避難所の開設と運営に関する情報
- ② 被災者の生活に必要な物資等に関する情報(給水、生活必需品、食料等)
- ③ 被災者の安否等に関する情報
- ④ ライフラインの被災状況及び復旧等に関する情報
- ⑤ 被災建築物応急危険度判定に関する情報
- ⑥ 罹災証明に関する情報
- ⑦ その他被災者の生活に必要な情報

(2) 緊急広報

① 広報活動

被害発生の危険性の高い地区に対し、避難情報が発令されたときは、消防団、自主防災組織、ボランティア組織、自治会及び防災関係機関等の協力を得て広報活動を行う。

② 広報事項

- ア 災害の種類、避難指示の有無、集合場所、避難先、避難心得、その他必要なこと。
- イ 緊急性に応じて、上記の中から特に必要な事項だけを簡潔に述べ、避難を促進する。

③ 周知徹底

同報系防災行政無線による広報のほか、広報車、ハンドマイク、戸別訪問等により、関係地区住民に周知徹底を図る。

(3) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりである。

- ① 災害の状況、二次災害危険箇所等に関する情報
- ② 避難情報が発令された地区、避難先等
- ③ 被害の発生状況
- ④ 被災者に対する注意事項や安否情報
- ⑤ 生活関連情報（医療機関、給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみ収集、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等）
- ⑥ 交通規制及び交通機関の運行状況
- ⑦ 市防災関係機関、民間活動団体等の災害応急対策活動の実施状況
- ⑧ 市民の協力要請及び市民の不安払拭のための呼びかけ

(4) 広報用放送文例の作成等

市民に速やかな広報が行えるよう、予め関係機関等と調整を図っておくとともに、発災経過時間ごとの広報用放送文例を備えておく。

(5) 広聴活動

被災者のための相談窓口を設け、広く被災者の要望を聞く。

3 防災関係機関の行う広報

県警察、関西電力、大阪ガスネットワーク、NTT、放送局等防災関係機関は、市と協調を図り、治安や交通の状況、災害応急対策の実施状況、復旧の見通し及び各種の留意事項等について広報活動を行う。

4 広報の際、留意すべき事項

- (1) 報道機関、調査団体等の来訪による混乱に備えて、総務部に報道機関用の窓口を設ける。
- (2) 高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児等の要配慮者に配慮する。
- (3) 必要に応じ県に報告し、調整を行う。

5 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮して、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5 道路等の緊急確保

(防災危機管理局、総務部、都市建設部、県土木事務所、県警察)

1 道路の応急対策

(1) 基本方針

道路は、災害応急対策活動の根幹施設である。災害が発生したとき、災害応急対策活動が円滑に行われるよう、緊急輸送道路等の交通確保を図るとともに、被災した道路の交通規制、障害物除去、応急復旧等を実施する。

(2) 災害発生以前（平常時）における対策

都市建設部は、平常時において、大規模な地震災害が発生した場合の被害調査マニュアルを下記により予め整備しておく。また、効率的に被害調査を進めることができるように道路に関するデータを整備しておく。

- ① 道路調査の順序（緊急輸送道路及び緊急輸送道路の迂回路となる道路の調査を優先）
- ② 調査箇所区分と調査担当者の割り振り
- ③ 調査方法
- ④ 被災状況に応じた措置
- ⑤ 被害の報告
- ⑥ その他

(3) 応急対策の実施手順

① 道路に関する被害状況の把握

都市建設部は、道路の被害調査マニュアルに基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。なお、被害調査は緊急輸送道路等優先度の高い道路から実施する。また、被害調査にあたっては、市民や他の防災関係機関からの通報・連絡を参考にする。

② 被害状況の報告

都市建設部は、把握した道路被害の状況についてとりまとめのうえ、災害対策本部及び県道路担当部門に速やかに報告する。

③ 交通規制措置

都市建設部は、被害調査の結果交通に危険のある道路及び二次災害の発生の危険のある道路については、直ちに災害対策本部及び県警察、消防本部に連絡のうえ、通行止め等の交通規制措置をとる。

④ 応急対策方針の作成

都市建設部は、緊急輸送道路、緊急輸送道路の迂回路及びその他道路に区分し、緊急輸送道路及び緊急輸送道路の迂回路を優先して応急対策方針を作成するものとする。また、応急対策については、以下の3段階で実施する。

ア 緊急に実施すべき対策（応急措置）

イ 応急的復旧措置として実施すべき対策（応急復旧）

ウ 本格的復旧措置として実施すべき対策（災害復旧）

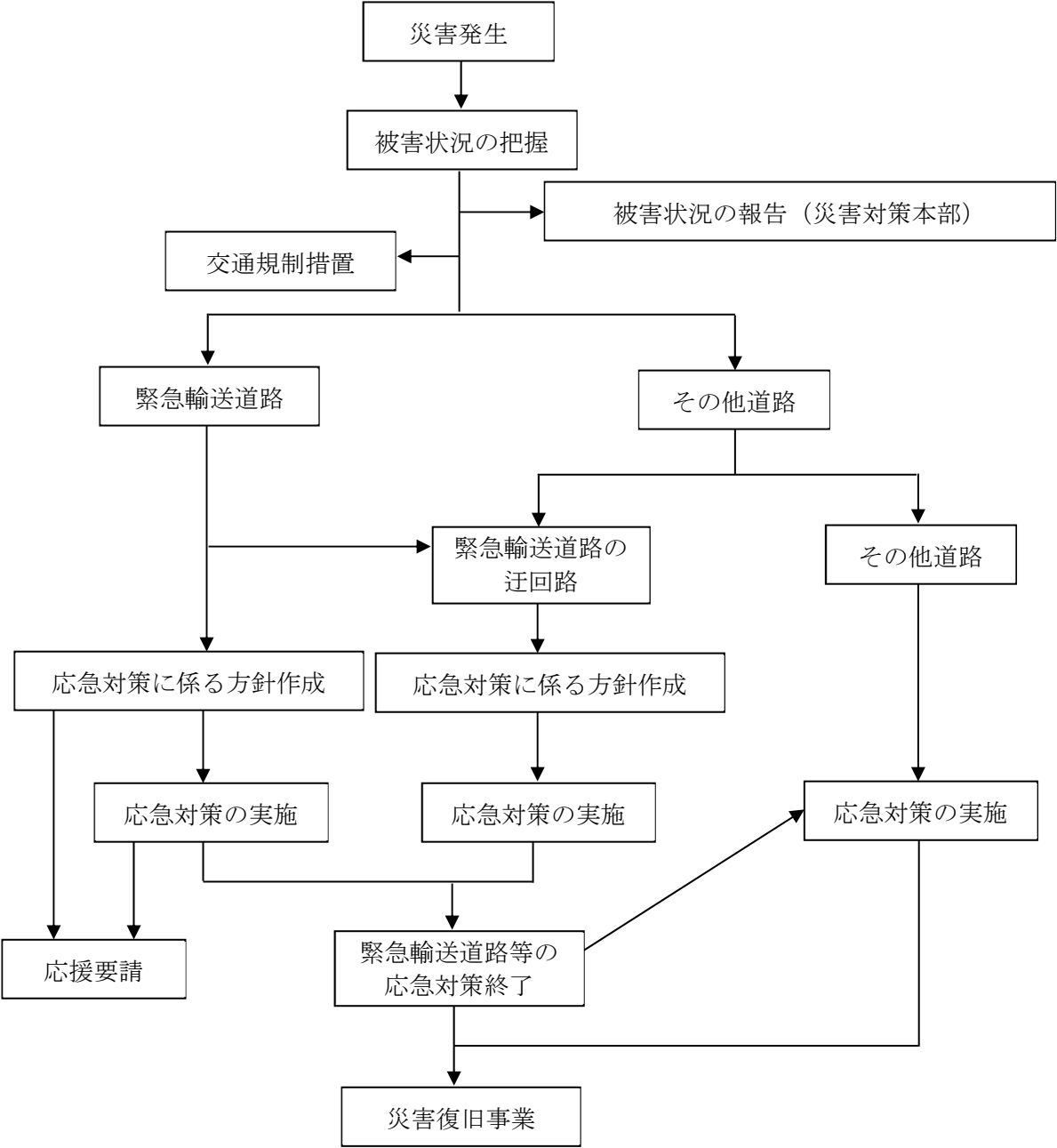
⑤ 応急対策の実施

応急対策方針に基づき、緊急輸送道路、緊急輸送道路の迂回路、その他の道路の順に、応急措置、応急復旧、災害復旧を計画的に実施する。

⑥ 応援要請

道路の応急対策に係る方針作成及び応急対策事業の実施について、市の体制のみで実施することが困難な場合は、速やかに県に対して応援要請を行う。また、相互応援協定締結市町に対しても併せて応援要請を行う。

[道路に関する応急対策の実施フロー]



(4) 道路対策のための緊急出動

① 被害状況等の緊急調査

- ア 都市建設部は、直ちに緊急出動し、道路、橋りょうにつき、災害時に被害が予想される箇所、緊急輸送道路及び防災拠点と防災基幹施設を結ぶ道路（以下「防災上重要な路線」という。）を中心に被害状況、道路、橋りょうの安全性、交通の状況及び道路上の障害物の状況等を緊急調査する。
- イ この場合、調査員は、道路管理者と連携して、自治会長又は自主防災組織等の協力を依頼して調査を速やかに行う。
- ウ 市民等からの防災上重要な路線に関する通報箇所の緊急調査も併せて行う。
- エ 収集した道路に関する情報は、災害対策本部に報告するとともに、県本部に報告する。

② 交通対策

通行が危険な道路が発見された場合、都市建設部は道路法に基づき通行の禁止等の措置をとる。また緊急車両等の通行を確保する必要がある場合には、直ちに災害対策本部に連絡するとともに、県警察に連絡し、交通規制等の措置を講ずるよう要請する。

また、都市建設部は、道路を障害物が塞いでいる場合、除去可能なものは応急措置をとるとともに、除去不可能なものについては、直ちに災害対策本部及び道路管理者に連絡し、その除去を依頼する。

③ 道路の応急復旧等

- ア 被害を受けた道路及び橋りょうについて、応急復旧を実施する。
- イ 道路が損壊し、復旧が不可能な場合、仮設道路を設置する。
- ウ 土砂崩れ等による通行障害が生じた場合、二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。
- エ 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯等を配置する。
- オ 必要に応じて要員を配置し、交通整理を行う。
- カ 国、県の管理する道路の通行確保については、早期の対策を要請する。

④ 応援の要請

災害対策本部は、道路の損壊が著しく短期の応急復旧が不可能な場合は、自衛隊、県及び他の市町等に応援を要請する。

(5) 交通規制

① 方針

災害が発生した場合において、県警察、道路管理者、その他関係機関は、緊急輸送及び避難が円滑に行われるよう、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限して緊急交通路及び避難路を確保するものとする。

② 実施責任者

緊急車両等の通行に支障がある場合、又は道路の破損、決壊、その他の事由により危険であると認められる場合、実施責任者は、災害対策本部と密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は道路区間を定めて、道路の通行の禁止又は制限を行う。

実施責任者		範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	1. 道路の破損、決壊、その他の事由により危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
県公安委員会		1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止、その他交通規制をすることができる。	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条第1項
県警察		道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて、交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警察官		道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、緊急の必要のある場合	道路交通法 第6条第4項

（道路法第46条）
第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。
一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

（災害対策基本法第76条）
第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第七十六条の三において同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

（道路交通法第4条、5条、6条）
第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。
第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。
第六条
4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

③ 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知器、光ビーコン等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

④ 緊急交通路の指定

県警察は、道路の被災状況を考慮して、高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定する。

⑤ 交通規制の実施

県警察は、県、市本部、関係機関等と連携し、緊急交通路に指定した道路について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、被災状況を考慮し適切な迂回路への誘導を行うものとする。

また、避難が安全かつ円滑に行われるよう、避難経路についても必要に応じて交通規制を行うものとする。

⑥ 交通障害物の除去

県警察は、道路管理者等との連携し、放置車両その他交通障害物の除去に努め、緊急通行車両の円滑な通行を確保するものとする。

⑦ 警備業者等への派遣要請

県警察は、被災状況により必要があるときは、交通整理、避難誘導等の災害警備を行うため、協定を締結している警備業者等に対し、同協定に基づく派遣要請を行うものとする。

⑧ 広域交通規制の実施

県警察は、大規模災害発生時等の広域交通規制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施する。

また、緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣要請を行うものとする。

⑨ 情報の提供

県警察は、緊急交通路の確保、迂回への誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットメール、道路交通情報板、道路交通情報センター、光ビーコンにより、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに、可能な限り最新の交通情報を提供するものとする。

⑩ 緊急通行車両の確認等

災害発生時においては、県警察は、緊急通行車両等事前届け出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付するものとする。

災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者は、災害発生より前において、警察に緊急通行車両であることの確認の申出を行い、緊急通行車両確認証明書および標章を交付を受けるなど、事前の緊急通行車両の確認を推進する。

緊急通行車両の確認を行う車両

災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く）

様式編参照：緊急通行車両確認申請書

様式編参照：緊急通行車両を示す標章（災害対策基本法施行規則別記様式第3）

様式編参照：緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則別記様式第4）

(6) 道路の障害物の除去

① 基本方針

道路管理者は、災害発生時において直ちに道路の巡視を行い、路上に散乱し、又は交通障害となっている倒壊した構造物や建造物、がれき、木竹、土砂等の除去作業を行う。

② 除去の方法

ア 道路管理者は、災害発生後、速やかに被害状況を調査し、必要に応じ土木建設業者の協力を得て、速やかに道路上の障害物の除去を行う。

イ 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

③ 除去の優先順位

障害物の除去の優先順位は、以下のとおりである。

ア 市民の安全を確保するための重要な道路（避難路）

イ 被害の拡大防止上、重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線を設定する道路）

ウ 緊急輸送を行ううえで重要な道路

エ その他災害応急対策活動上、重要な道路

④ 県等に対する要請

市において障害物の除去が困難な場合は、県、関係機関、他の市町等に要請する。

(7) 緊急輸送のための交通の確保

① 道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

② 道路啓開等

ア 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 国土交通大臣は、道路管理者である県及び市町に対し、知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

2 港湾施設応急対策

(1) 方針

港湾施設管理者は、災害により、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾（漁港）施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに応急措置をとるとともに、被害を最小限に留めるよう努める。

(2) 応急対策等

① 応急対策

災害によって港湾施設に被害がでた場合、港湾（漁港）管理者は被害状況を的確に把握し、県本部に報告する。

② 緊急を要する場合

災害対策本部は、陸上輸送ルートへの被害が著しく、これによる輸送が困難な場合、県及び施設管理者に港湾施設の緊急復旧を要請する。

緊急復旧が不可能な場合は、小型の舟艇を利用する等により荷揚げを行う。

(3) 応急復旧

災害により港湾（漁港）、土木公共施設が被害を受けた場合で、特に道路被害が著しく輸送が困難なときは、被害状況を調査し、各施設管理者に応急復旧を要請する。

港湾（漁港）施設の被害のうち、緊急に復旧を行う必要のあるものは、次のとおりである。

- ① 係留施設の破損で、船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの。
- ② 臨港交通施設の破損で、これにより、荷揚げされた物資等の輸送が不可能であるか、又は著しく困難であるもの。
- ③ 水域施設の埋塞で、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。
- ④ 外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

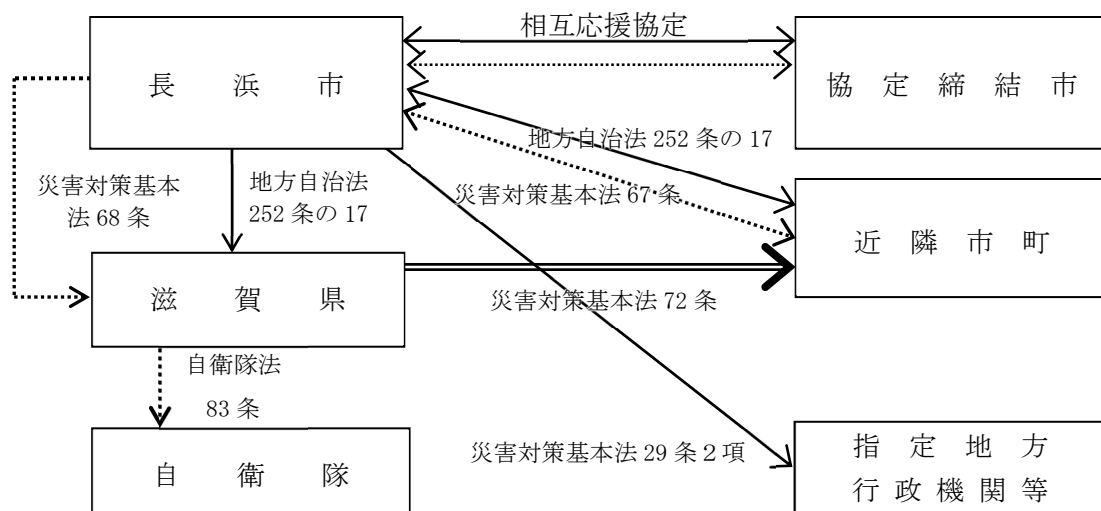
第6 応援の要請

（事務局、関係機関）

1 基本方針

市単独では十分な対応ができないような災害が発生した場合には、県、災害時相互応援協定締結市町（鯖江市、大垣市、彦根市、大府市、たつの市、沼津市、西之表市、大東市、泉南市、揖斐川町）、近隣市町、自衛隊等に対して応援要請の手続きをとるものとする。

法律に基づく応援協力の要請系統は、次のとおりである。



（注）
—— 応急措置実施の応援指示
—— 職員の派遣要請
..... 応急措置実施の応援要請

2 県等に対する協力要請

(1) 応援要請の決定

応援の要請は、次に掲げる場合に、災害対策本部会議の決定に基づき、事務局が行う。

- ① 大規模な災害が発生し、市独自の力では市民の生命、財産を保護しきれないと判断したとき。
- ② 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に防御活動を実施することにより、近接市町に被害を及ぼさず、しかも被害を最小限に留めることができると判断されるとき。
- ③ その他災害応急対策の実施のために必要なとき。

(2) 協力要請事項

市が県に応援又は応援の斡旋を求めるときは、「長浜市受援計画」及び「滋賀県災害時受援計画」に基づき、次に掲げる応急措置を協力要請する。

応援要請する事項は、おおむね次の事項とする。

- ① 消防・救急・水防作業隊の応援及び所要の資機材の提供
- ② 被災者の応急救助・救出に係る職員の派遣及び所要の施設の利用
- ③ 道路、医療施設等、防災基幹施設等の応急措置や応急復旧のための土木及び建築技術職員の応援、並びに所要の重機、資機材の提供
- ④ 通信施設・輸送機関の確保・復旧のための職員の応援、及び所要の器具や車両の提供
- ⑤ 緊急輸送や輸送拠点に必要な自動車、バイク等の車両、運転要員
- ⑥ 被災者の食料、生活必需品、生活資機材等の提供
- ⑦ 河川や農業用ため池の利水、その他応急活動に必要な措置及び資機材等の提供

(3) 協力要請の手続き

知事等に応援の要請又は職員派遣要請をする場合は、原則として文書をもって要請する。ただし緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

(4) 協力要請に必要な事項

要請は、以下の表に掲げる事項を明確にして行う。

[県等への協力要請に必要な事項]

要請内容	要請先	根拠法令	必要な事項
応援の要請	県	災害対策基本法第68条	① 災害の状況及び応援の理由 ② 応援を必要とする期間 ③ 日時、場所 ④ 応援を希望する物資等の品目、数量等 ⑤ 応援を必要とする場所、活動内容 ⑥ その他必要な事項
職員の派遣要請 斡旋	県	派遣要請 地方自治法第252条の17 斡旋 災害対策基本法第30条	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 日時、場所

	その他機関	派遣要請 災害対策基本法第29条	④ 派遣を必要とする期間 ⑤ 派遣される職員の給与、その他勤務条件 ⑥ その他必要な事項

〈災害対策基本法第29条、30条、第68条〉 第二十九条 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。 第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。 第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。 〈地方自治法第252条の17〉 第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。			

3 他市町に対する協力要請

(事務局)

(1) 応援要請の決定

応援の要請は、次に掲げる場合に、災害対策本部会議の決定に基づき、事務局が行う。

- ① 市域内に大規模な災害が発生し、市独自の力では市民の生命及び財産を保護しきれないと判断したとき。
- ② 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に防御活動を実施することにより、近接市町に被害を及ぼさず、しかも被害を最小限に留めることができると判断されるとき。
- ③ その他必要なとき。

(2) 他市町への応援要請

① 災害対策基本法に基づく相互応援

市本部は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町に応援を求め、災害応急対策の万全を期するものとする。

応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全にかかわる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

② 協定等に基づく相互応援

市本部は、応急対策を実施するために必要な場合は、市が締結している相互応援協定等に基づき、他の市町等に対して応援要請を行う。

(3) 協力要請事項

他の市町に対し、次に掲げる応急措置を協力要請する。

- ① 情報収集、調査等の活動の応援
- ② 消防、救急救助、水防、土砂災害、危険物施設災害等の災害対策活動の応援
- ③ 医療、救護、防疫、保健衛生等の活動の応援
- ④ 救助救出、行方不明者の捜索、遺体処理、火葬等の活動の応援
- ⑤ 道路、橋りょう、防災基幹施設等土木及び建築関係の応急措置、応急復旧等の応援
- ⑥ 緊急輸送、集積拠点での物資の配送、炊き出し、物資の分配等の活動の応援
- ⑦ 上水道、給水関係等の活動の応援
- ⑧ 避難、福祉、応急教育等の活動の応援
- ⑨ ごみ・がれき処理、し尿処理等の活動の応援
- ⑩ 上記に関連する施設等の応急処置、応急復旧等の応援
- ⑪ 避難者、傷病者、感染症患者、被災児童、要配慮者等、上記に関連する救援を要する者の受入れ又は関連施設の提供
- ⑫ 応援市町において集積拠点（物資配送センター）、遺体処理、火葬、ごみ・がれき処理施設、し尿処理施設等の設置又は提供。
- ⑬ 上記各項に関連する通信機、車両、船舶、重機、機器、機材、資材、医薬品等各種薬品等の提供
- ⑭ 上記各項に関連する職員、技能者、ボランティア等災害応急対策要員の派遣、幹旋
- ⑮ 食料、生活必需品、飲料水及び仮設トイレ等生活用資機材の備蓄及び提供
- ⑯ 被災者の住宅の幹旋
- ⑰ その他の事項

(4) 応援要請の手続き

他市町等に応援を要請するときは、以下の表に掲げる事項を明確にした文書によるものとする。ただし、緊急を要するため文書によることができないときは、FAX又は電話により行う。この場合、事後速やかに文書を提出する。

(5) 協力要請に必要な事項

要請は、以下の表に掲げる事項を明確にして行う。

[他市町村等への協力要請に必要な事項]

要請内容	根拠法令	事項
応援の要請	災害対策基本法第67条	① 災害の状況及び応援の理由 ② 応援を必要とする期間 ③ 日時、場所 ④ 応援を希望する物資等の品目、数量等 ⑤ 応援を必要とする場所、活動内容 ⑥ その他必要な事項

職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17	① 派遣を求める理由 ② 派遣を求める職員の職種別人員数 ③ 日時、場所 ④ 派遣を必要とする期間 ⑤ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑥ その他必要な事項

〈災害対策基本法第 67 条〉
第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
〈地方自治法第 252 条の 17〉
第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

(6) 相互応援協定

災害時における相互応援協定を結んでいる市町に対して、災害発生時には応援を要請する。

〔応援要請の主な内容〕

- ① 食料、飲料水、生活必需品、関連資機材等の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- ③ 車両等の提供
- ④ 職員派遣
- ⑤ ボランティアの斡旋
- ⑥ 児童生徒の受入れ
- ⑦ 被災者への住宅の斡旋等

資料編参照：相互応援協定一覧

(7) 受入れ体制の整備

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、文化施設、公共施設、公園、グラウンド、宿泊施設等を、車両、資機材置場、宿舍等のための拠点として提供する。

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受入れる各受援担当において主体的に実施することとし、全体調整を『事務局』が行う。ただし、避難所での必要物資の調整、物資集積拠点の管理については『産業観光部』が、ボランティアの受入れ等については『健康福祉部』が行う。詳細は、「長浜市受援計画」による。

(8) 費用の負担

応援の費用は、災害対策基本法第 92 条の規定により、原則として、応援を要請した市が負担するものとする。また、災害時における相互応援協定を結んでいる市との間においては、その協定による。

なお、災害対策基本法第 32 条の規定により本市に派遣された職員には、長浜市災害派遣手当等支給に関する条例に基づく派遣手当を支給することができる。

資料編参照：長浜市災害派遣手当等支給に関する条例

（災害対策基本法第32条、第92条）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

4 自衛隊への災害派遣要請

（事務局）

（1）災害派遣の適用範囲

自衛隊に災害派遣を要請できる範囲は、原則として、人命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認められるもので、ほかに要員を確保する手段がない場合であり、おおむね要請条件は次のとおりである。

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者等の搜索、救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路等交通路上の障害物の除去
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑩ 炊飯及び給水支援
- ⑪ 救援物資の無償貸与又は譲与
- ⑫ 危険物の保安及び除去
- ⑬ その他

（2）要請手続き

本部長が、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話等により県本部（防災危機管理局）に要求し、事後速やかに文書を送達する。

また、知事に災害派遣要請を要求した場合、同時にその旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。なお、通知した時は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

提出先	県本部（防災危機管理局）
提出部数	3部
記載事項	① 災害の状況及び派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 受入れ場所等 ⑤ その他参考となる事項

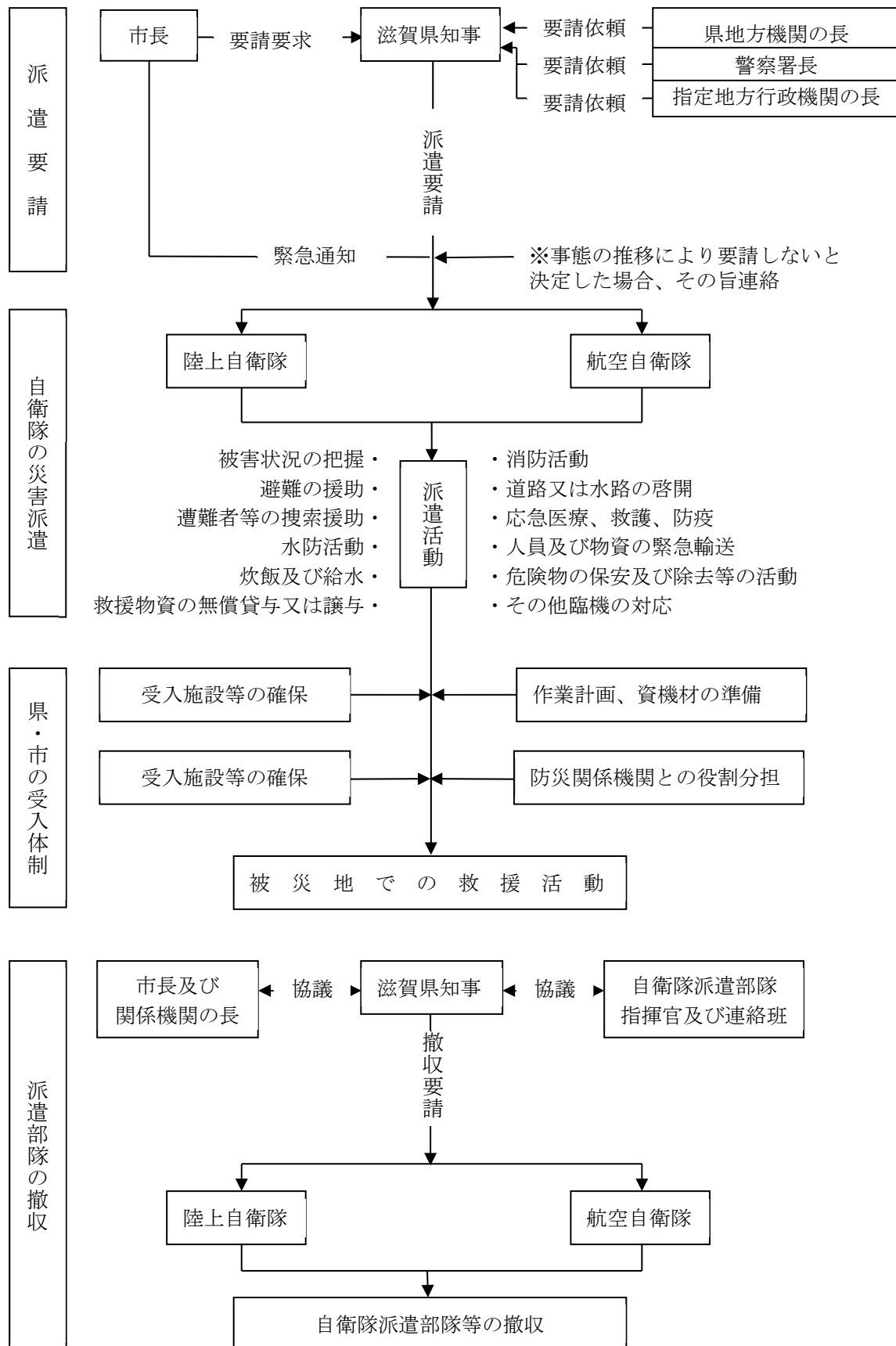
※ 記載事項の①～③は必須項目

緊急避難、人命救助の場合、事態が切迫して知事に災害派遣要請を要求する時間がない場合、又は通途絶等により知事に災害派遣要請を要求できない場合は、直接部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

〔連絡先〕

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号 衛星電話番号	備考
滋賀県庁	防災危機管理局	大津市京町 4-1-1	TEL 077-528-3430～ 3433, 3435, 3436, 3438 FAX 077-528-6037 防災TEL 51-819～823 防災FAX 51-850	勤務時間内
	危機管理センター		TEL 077-528-3436 FAX 077-523-6390 防災TEL 51-898 防災FAX 51-850	勤務時間外
長浜土木事務所	経理用地課	長浜市平方町 1152-2	TEL 0749-65-6636 FAX 0749-62-5065 56-2-315	
陸上自衛隊 今津駐屯地	第3偵察戦闘大隊長 (窓口：第3係)	高島市今津町平郷 995	TEL 0740-22-2581 (内線 235・272) FAX 0740-22-1309 171-0	
陸上自衛隊 大津駐屯地	中部方面混成団長 (窓口：訓練科)	大津市際川 1-1-1	TEL 077-523-0034 174-0	

〔自衛隊の災害派遣フロー図〕



(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受入れ体制を準備する。

① 競合重複排除

自衛隊の作業が、他の災害復旧、救助機関と競合、重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

② 作業計画及び資機材の準備

作業計画を次の基準により策定するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を行い、かつ諸業務に関連のある管理者の了解を取付けるよう配慮する。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

③ 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊が円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

④ 部隊の受入れ

派遣された部隊の受入れに対し、次の施設等を準備する。

ア 本部事務室

イ 宿 舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

エ 駐車場（車1台分の基準は、3m×8m）

オ ヘリコプター発着場（2方向に障害物のない広場）

(4) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

① 救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

② 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

③ 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等

④ 救援活動実施の際に生じた損害（自衛隊整備にかかわるものを除く。）の補償

⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

(5) 撤収要請

災害の処理が進み、市単独で復旧等の作業が可能になったと判断したとき、本部長は、知事及び派遣部隊長と協議の上、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

5 自主防災組織等による活動

（事務局、市民協働部）

(1) 方針

自主防災組織並びにボランティア組織は、大規模災害時において、市の職員だけで

は対応しきれない甚大な被害を受けたとき、災害対策基本法第5条第2項による市民の隣保協同の精神に基づき、自発的に災害応急対策活動に協力する。

事前に協定締結した民間機関と協定内容に関する速やかに協力が得られるよう、連絡調整を行い、協力体制を確立する。

(2) 活動内容

自主防災組織等は、主として、次の活動に従事する。

[自主防災組織の活動]

- ① 初期消火活動
- ② 救助、救急活動
- ③ 避難誘導、避難拒否者の避難勧誘、避難後の見回り等
- ④ 避難所活動
- ⑤ 給水支援活動
- ⑥ 炊き出し、食料、生活必需品の配分
- ⑦ 要配慮者支援活動
- ⑧ 清掃作業の実施
- ⑨ 防疫作業の実施
- ⑩ 道路、上下水道等応急復旧作業
- ⑪ 軽易な事務の補助

[ボランティアの活動]

- ① 避難誘導、避難拒否者の避難勧誘、避難後の見回り等
- ② 避難所活動
- ③ 給水支援活動
- ④ 炊き出し、食料、生活必需品の配分
- ⑤ 救援物資等の仕分け
- ⑥ 物資配送センターの支援（物資收受、保管、積載、配送及び配分）
- ⑦ 災害ボランティアセンター支援活動
- ⑧ 要配慮者支援活動
- ⑨ 清掃作業の実施
- ⑩ 軽易な事務の補助

(3) 記録等

自主防災組織等による応援を受けた市及び関係機関は、おおむね次の事項について記録し、保管する。

- ① 自主防災組織等の名称及び人員
- ② 活動の内容及び期間
- ③ その他必要な事項

(4) 傷害保険等

災害応急対策活動時の自主防災組織、ボランティア団体は、事故に備えて傷害保険・ボランティア保険に加入するものとする。

第7 緊急輸送ネットワーク

(防災危機管理局、総務部、産業観光部、都市建設部、消防本部、県警察)

1 基本方針

緊急車両の通行や、災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものである。このため、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮の上、緊急輸送活動のためのネットワークを確保するとともに、集積拠点の設置、輸送手段、輸送要員の確保等により、緊急輸送を行う。

2 緊急輸送ネットワーク等の確保

(1) 緊急輸送ネットワークの構築

災害が発生した場合、緊急輸送を実施するため、緊急輸送道路（本編第2章第2節参照）の確保を図るとともに、以下の輸送手段と組み合わせた緊急輸送ネットワークを構築する。

- ① 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- ② 鉄道による輸送
- ③ 湖上航路、緊急輸送港湾（長浜港、大浦漁港及び尾上漁港）と舟艇による輸送
- ④ 緊急ヘリポートの開設と航空機等による空中輸送

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路がネットワークとして機能するよう早期確保を図る。

- ① 第1次緊急輸送道路
県庁所在地と地方中心拠点及び県外とを連絡する広域的な主要幹線道路
- ② 第2次緊急輸送道路
第1次緊急輸送道路と市庁舎及び主要な防災拠点を相互に連絡する道路
- ③ 第3次緊急輸送道路
その他緊急輸送に必要な道路（市が本計画で定める道路）

(3) 集積拠点・輸送拠点の確保

緊急輸送ネットワークの構築と併せて、以下の集積拠点・輸送拠点を確保する。

① 集積拠点（物資配送センター）

名称	所在地
長浜カントリー	長浜市加田町 3143 番地
神照カントリー	長浜市小沢町 571 番地
道の駅「塩津海道あぢかまの里」	長浜市西浅井町塩津浜 1765 番地
浅井ライスセンター	長浜市北池町 426 番地
虎姫生きがいセンター	長浜市宮部町 3445 番地
J A北びわこ伊香配送センター	長浜市木之本町木之本 1525 番地
余呉屋内グラウンド	長浜市余呉町中之郷 788
西浅井運動広場体育館	長浜市西浅井町大浦 190 番地

② 広域輸送拠点

区分	名称	所在地
広域湖岸輸送拠点	長浜港	港町地先
	大浦漁港	西浅井町大浦地先
	尾上漁港	湖北町尾上地先
広域陸上輸送拠点	滋賀県立長浜ドーム	田村町 1320
	奥びわスポーツの森	早崎町 1667

(4) 物資輸送拠点

市域に災害が発生した場合に県外などからの緊急物資等の受け入れ、整理、積み替え、一時保管等を行う拠点として県が設置する施設である。県内外からの支援物資等を被災地に効率的に輸送するためには、大型トラックの発着やフォークリフト等機械力による荷役作業が効率的に行える施設が必要であることから、県本部は、災害時における倉庫の空き状況や被災有無、輸送先との地理関係等を考慮して、滋賀県倉庫協会との協定により選定を受けた民間倉庫を物資輸送拠点として開設する。

なお、広域陸上輸送拠点として従前から指定している県有施設等については季節外や余剰等となっている物資の保管場所として活用する。

(5) 輸送調整所

県本部は、物資の効率的な輸送を図るため、滋賀県倉庫協会、滋賀県トラック協会を中核とし、応援物資輸送に関係する諸機関、団体等との連絡、情報連携、調整を行う輸送調整所を県庁危機管理センターに設置し、災害時支援物資物流マニュアルに基づき運営する。

(6) 湖上輸送拠点

県本部は、琵琶湖が県央にある本県の地理特性を活かし、県有船や民間船舶等を利用した湖上輸送を行うための拠点として湖上輸送拠点を開設する。

3 交通の確保

(1) 道路の緊急確保

道路の緊急確保は、第5道路等の緊急確保による。

(2) 航空交通の確保

地上の輸送が不可能な場合、県に防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによる緊急輸送を要請する。また予め指定した候補地の中からヘリポートを開設し、県及び関係機関にその周知徹底を図る。災害が大きく、緊急ヘリポートが指定地だけでは不足するときは、適地を別途指定する。

資料編参照：滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領

(3) 湖上交通の確保

陸上輸送が困難な場合、又は舟艇による輸送が効果的な場合には、緊急輸送に舟艇を利用する。その際、緊急輸送港湾として長浜港、大浦漁港及び尾上漁港を指定し、港湾施設管理者は障害物の除去並びに応急修理等応急措置を講ずる。

(4) 鉄道輸送

道路の被害等により自動車による輸送が困難なとき、あるいは他府県等遠隔地において物資、資機材等を確保したとき、鉄道による輸送が可能な場合は、鉄道事業者に要請し、物資、資機材等の鉄道輸送を実施する。

4 集積拠点等

(1) 方針

緊急輸送を実施する際、緊急輸送ネットワークとともに、集積拠点等の物資輸送に必要な拠点施設等を速やかに確保する。集積拠点は、緊急幹線道路に近接している箇所であることを基本的な要件として指定する。集積拠点については、施設の十分な強度の確保に努める。

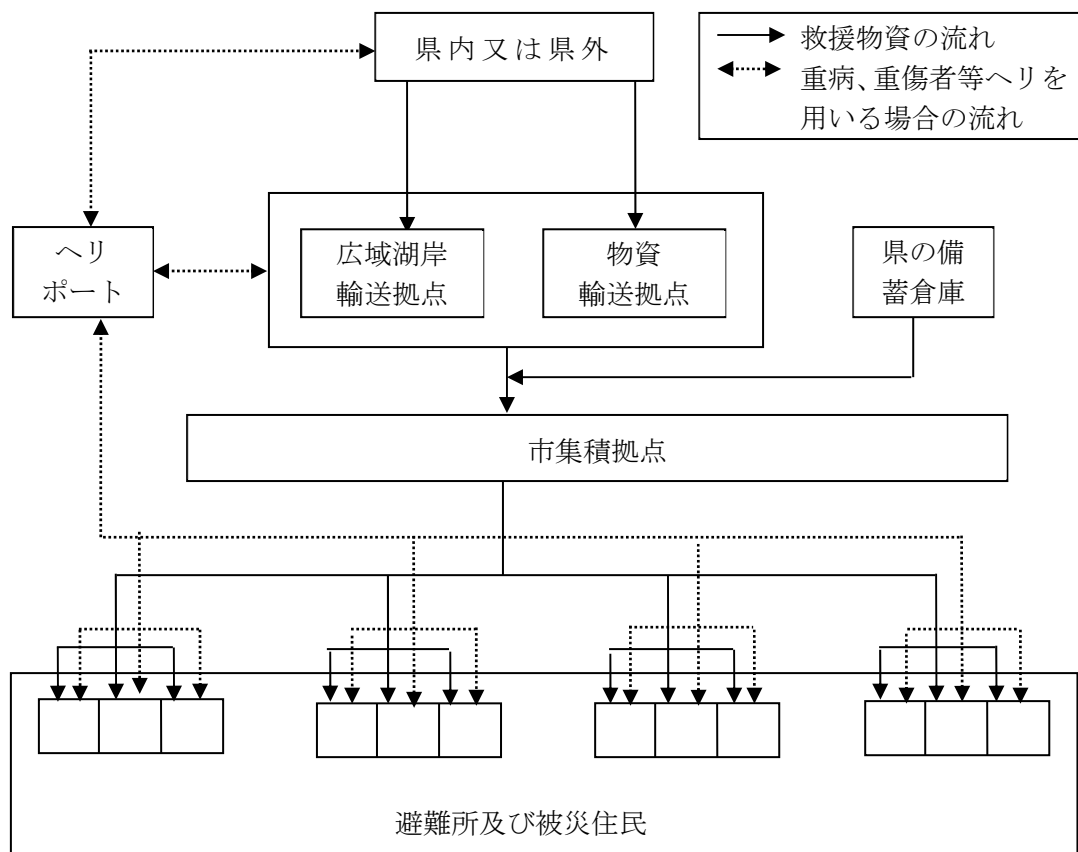
(2) 集積拠点

集積拠点は、避難所、福祉施設等の被災者の救援に必要な食料、生活必需品等の物資（備蓄等も含む。）の需要を把握し、その手配、調達、保管及び配送を行う拠点である。このため、避難所、福祉施設等及び災害対策本部との円滑な連絡体制を確立する。

(3) 広域輸送拠点

市域に災害が発生し、陸上輸送等による県内外等からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行うことを目的として県が指定した広域輸送拠点を確保する。

[緊急輸送ネットワークのイメージ]



5 輸送手段及び陸上輸送要員の確保

(1) 車両等の調達

公用車を効率的に管理し、各部局の要請に基づき、配車計画を作成する。その際、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する「緊急通行車両」を滋賀県公安委員会へ事前に届け出て、非常時における車両の配車及び運行の円滑化を図る。また、必要物資の緊急輸送に対する準備を行う。公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、必要に応じて滋賀県トラック協会等の関係団体や民間輸送業者等から借り上げを実施する。

また、広域輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

(2) 燃料の調達

公用車、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

(3) 要員の確保

車両等の運転者、管理者、物資等の積み下ろし要員等の確保は、「災害対策要員の拡充（第3章第4節第1参照）」に準ずるものとする。

(4) 車両等の配車、運用

① 配車の請求

各部局において車両を必要とする場合は、目的、車種、積載量、台数、引渡し場所、使用日時、使用期間、必要要員数、作業種別等を明示の上、総務部に請求する。

② 配車計画

総務部は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各部局からの要請に対応する配車計画を策定し、配車を実施する。

6 緊急輸送実施計画

(1) 方針

災害が発生した場合には、災害発生後の時間経過にしたがって、交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するために、それらを検討の、緊急輸送実施計画を策定する。なお緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、その他の輸送は道路輸送の補助的役割を担うものとする。

(2) 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- ① 人命の安全確保
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(3) 輸送対象の優先順位

緊急輸送の対象となる事項の優先順位は、次のとおりである。

① 災害発生後24時間程度まで

- ア 避難情報に基づき避難を要する者
- イ 救助、救急活動、医療活動の従事者、人命救助の要員、医薬品、関連資機材等
- ウ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、資機材等
- エ 被災者救出のための輸送

- オ 防災上重要な道路、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等に関する初動の応急対策に必要な要員、資機材等
- カ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び資機材

② 災害発生後3日目程度まで

- ア 上記①の続行
- イ 食料、飲料水、毛布等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 災害発生後4日目程度以降

- ア 上記②の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

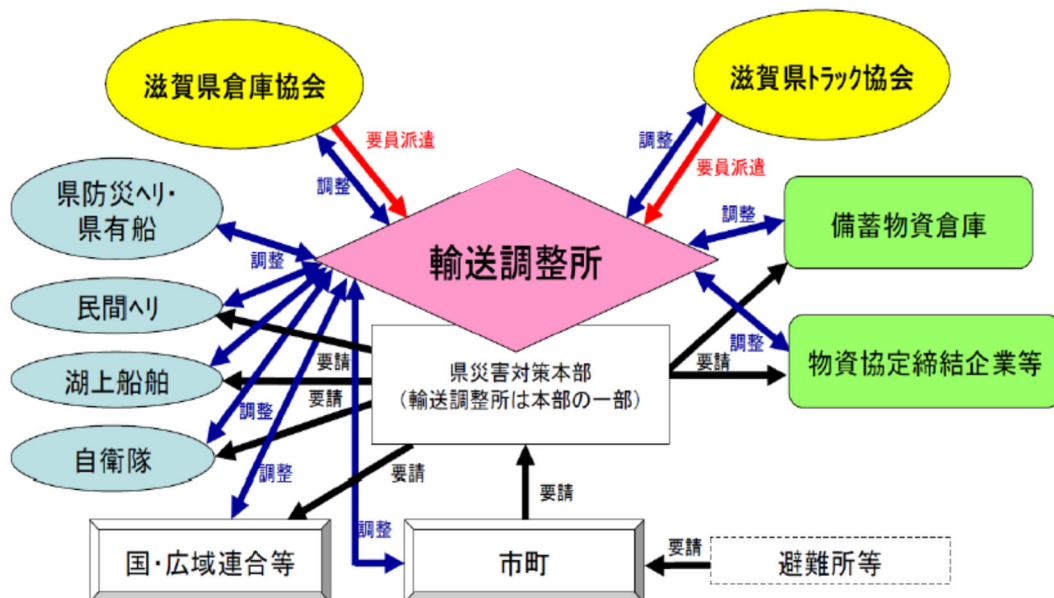
(4) 応援物資の輸送

県本部は、県の備蓄倉庫に予め確保している食料、生活必需品等の緊急物資について、また県内外からの被災者に対する応援物資を物資輸送拠点で受け入れ、民間事業者等の協力を得て、市本部が開設する集積拠点に輸送する。

これを実施するため、県本部は災害時応援協定に基づき、県倉庫協会及び県トラック協会に対し物資輸送の委託を行う。

- ① 輸送調整所の設置と運営
- ② 物資輸送拠点の開設と運営

【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】



③ 輸送の実施

県計画では、応援物資の輸送は、市からの要請に基づく「プル型による輸送」を原則とするが、地震直後など被災地との通信途絶や市庁舎の損壊、被災の程度や避難者情報の不足等により、県へ物資の応援を適切に要請することが困難な場合があることから、「プッシュ型による輸送」も計画するとしている。

なお、応援物資の輸送にあたっては、物資調達・輸送調整等支援システム等の積極的な利用により、効率的かつ確実な輸送体制の確立を図る。

ア プッシュ型による輸送の実施

県本部は、市からの的確な情報がなくとも被災地に確実に物資を供給するため、いわゆるプッシュ型による輸送を以下により実施することになっている。

- (ア) 市の被災状況について、市における観測震度から推定される避難者数を、県の地震被害予測調査に基づいて確認する。
- (イ) 避難者多数と見込まれ応援物資の供給が必要と思われる場合、市に対し物資供給要請の有無を確認する。

この際、市本部がおおよそ確実に市内の被災状況を把握したうえで、県に対し物資供給の要請を行わない判断をした場合を除き、県備蓄物資の払い出し要請及び災害時応援協定締結事業者からの食料等の調達の手配を行う。なお数量は、避難者数がおおよそ確実な数で把握できている場合はその数を、不明な場合は推定される最大避難者数をもって対応する。

- (ウ) 物資の供給先について、市本部からの指定がある場合はその場所を、指定がない若しくは市本部との連絡がつかない場合は、防災情報システムに登録の避難所に対し輸送する。この場合において、適切な輸送先や状況等が判明次第、順次輸送の適正化を図る。
- (エ) 市による応援物資輸送体制が確立した際は、速やかにプル型による輸送に移行し、プッシュ型による輸送は終了する。

イ プル型による輸送

県本部は、市からの要請による応援物資の輸送を実施する。この場合において、県本部は、物資輸送拠点と市の集積拠点間だけでなく、県本部の輸送調整所や避難所等も含めた総合的な情報連携体制を構築し、必要な物資を、必要な数量、必要な場所へ運べる輸送体制の確立を図る。

第8 火災等二次災害応急対策

1 基本方針

地震災害には連鎖性があり、地震直後に発生する同時多発火災、特殊施設災害、土砂災害等極めて危険な二次災害を起こす可能性が高い。これらの二次災害に備えて、災害危険箇所の緊急調査等を行う等、被害の軽減に努める。

2 市街地火災

(各部局、消防本部)

(1) 方針

市街地中心部の住宅密集地等において、地震による同時多発火災が発生して、大規模な火災になった場合には、市、消防本部、消防団は、県、県警察、自衛隊及び近隣市町と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

(2) 市

災害対策本部は、通報、監視、現地調査等により、火災状況の早期把握に努め、防災関係機関への情報伝達に努める。

(3) 消防本部・消防団

① 消火活動

消防本部及び消防団は、初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

また延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

② 相互応援

火災が激しく、消防本部及び消防団単独では十分に消火活動が実施できない場合は、県、他の市町に応援を要請する。

(4) 自主防災組織等

市民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火活動を実施する。

また消防署、警察署等防災関係機関との連携に努める。

(5) その他の応急対策

地震を原因とする二次災害として危険物施設災害が発生した場合、避難、救急、医療、その他の災害応急対策を迅速に実施する。

3 危険物施設等の応急対策

(各部局、消防本部)

(1) 方針

地震発生による二次災害により、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設に火災、爆発、漏えい等が発生した時は、災害防止のため、その施設の形態に合わせて迅速かつ的確に応急措置を行う。

被害の発生に際して、関係機関は相互に協力し、被害の拡大防止軽減に努める。

(2) 危険物施設の応急対策

危険物施設の所有者、管理者及び占有者にして、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、地震による災害発生と同時に直ちに次の措置を講ずる。

① 事業所等の行う応急対策

危険物施設の責任者は、地震等異常発生時には、直ちに危険物の流出又は爆発のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の被害、損傷等異常の有無を目視等により確認し、次のような応急措置をとる。

ア 異常のない場合には、保安要員を確保し、余震による被害発生に備える。

イ 異常が生じた場合には、責任者は、次の自衛防災活動を行う。

(ア) 災害対策本部、消防本部及び防災関係機関への通報及び応援要請

(イ) 初期防御

(ウ) 危険区域への応急的な立入禁止措置

(エ) 従業員等の避難

(オ) 付近住民等への危険周知及び避難誘導

ウ 災害対策本部、消防本部及び防災関係機関は、相互に連携を図り、責任者とともに上記の措置に協力する。

② 市、県等の行う応急対策

市及び県は、地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡、協力のもとに、次の災害応急対策を実施する。

ア 連絡通報

本部長は、消防本部と連携を保ちながら、被災現場に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に被害即報を行う。さらに、逐次中間報告を行う。

イ 消防応急対策

消防本部、消防団は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施し、必要に応じて、他の消防機関及び県への応援を要請する。また、危険区域に立入禁止区域を設定する。

ウ 広報活動

危険物災害による不安、混乱の防止又は避難情報による避難の徹底等を図るため、市、県、報道機関等は相互に協力して、同報系防災行政無線、広報車、広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等を媒体とする広報活動を行う。

エ その他の応急対策

危険物施設災害が発生した場合、避難、救急、医療、その他の災害応急対策を迅速に実施する。

(3) 高圧ガス施設の応急対策

① 高圧ガス貯蔵、製造、消費施設等の損傷確認

高圧ガス施設の責任者は、地震等異常発生時には、直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置をとる。

ア 異常のない場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。

イ 異常が発生した場合には、責任者は次の自衛防災活動を行う。

(ア) ガス遮断等緊急措置

- (イ) 危険区域への応急的な立入禁止措置
- (ウ) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- (エ) 市、県高圧ガス地域防災協議会等防災関係機関への通報及び応援要請
- (オ) 従業員等の避難
- (カ) 付近市民等への危険周知及び避難誘導

ウ 災害対策本部、消防本部及び防災関係機関は、相互に連携を図り、責任者とともに上記の措置に協力する。

② 爆発火災等発生の場合

爆発火災等発生に際しては、状況に応じて次の措置をとる。なお、中部近畿産業保安監督部近畿支部は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急命令を行う。

- ア 滋賀県高圧ガス地域防災協議会、防災指定事業所への出動要請
- イ 負傷者の救出救護
- ウ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- エ 避難誘導及び群衆整理
- オ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動
- カ 緊急交通路の確保
- キ 引火性、発火性、爆発性物の移動
- ク 遺体の処理

③ 応急対策

高圧ガス施設災害が発生した場合、避難、救急、医療、その他の災害応急対策を迅速に実施する。

(4) 火薬類貯蔵施設の応急対策

① 火薬類貯蔵施設等の損傷確認

火薬類貯蔵施設等の責任者は、地震等異常発生時には、直ちに施設の損傷状況を目視等により異常の有無を確認し、次のような応急措置をとる。

- ア 異常のない場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。
- イ 異常が発生した場合には、責任者は、次の自衛防災活動を行う。

- (ア) 爆発、誘爆の回避措置
- (イ) 危険区域への応急的な立入禁止措置
- (ウ) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- (エ) 警察、消防本部等への通報
- (オ) 従業員等の避難
- (カ) 付近市民等への危険周知及び避難誘導

ウ 災害対策本部、消防本部及び関係機関は、相互に連携を図り、責任者とともに上記の措置に協力する。

② 火災発生時の措置

火災が発生したとき、災害対策本部及び関係機関は、次の措置をとる。

- ア 引火爆発の危険が少ない場合
 - (ア) 被災者の救出救護
 - (イ) 警戒区域の設定

(ウ) 飛散火薬類の発見回収

(エ) 二次爆発の防止措置

イ 引火爆発のおそれがある場合

火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者等と連携し、速やかに火薬類の安全な場所への搬出の措置を講じ、見張り人を配置し、関係者以外の立入りを禁止する。

ウ 搬出する時間がない場合

イの場合で、搬出している時間がない場合は、爆発により危険の及ぶ区域に警戒区域の設定措置をとり、市民の避難措置立入禁止等の警戒措置をとる。

エ 運搬に支障があると認められる場合

地震のため自動車による火薬類運搬に支障があると認められる時は、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を禁止する。

③ 応急対策

火薬類貯蔵施設災害が発生した場合、避難、救急、医療、その他の災害応急対策を迅速に実施する。

(5) 毒物、劇物施設の応急対策

① 責任者の措置

地震動により毒物、劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、責任者において回収、その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講ずるとともに、直ちに長浜保健所、消防本部又は県警察に届け出る。

② 緊急措置

毒物、劇物の流出等により、周辺市民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合は、市、関係機関及び県が協力し、周辺市民の避難指示等、人命安全のための措置を講ずるとともに、中毒防止等の広報活動を行う。

③ 応急対策

毒物、劇物施設災害が発生した場合、避難、救急、医療、その他の災害応急対策を迅速に実施する。

(6) 放射性物質応急対策

① 原子力事業所事故応急対策

原子力発電所事故等が発生した場合、直ちにその状況及び影響等の情報収集に努めるとともに、国及び関係機関の指示にしたがって対処する。

② 原子力事業所以外の放射線物質応急対策

放射性物質（放射線発生装置を含む）取扱施設において又は放射性物質の輸送中に放射線事故が発生した場合、災害対策本部は施設の責任者に、国・警察等に通報させる。また、施設の責任者及び関係防災機関に、次の応急措置の実施を要請するとともに、関係防災機関等の行う応急対策に協力する。

ア 危険区域の設定と立入制限又は禁止

イ 危険区域内市民の退避措置

ウ 被ばく者の救出、救護

エ 交通規制と群衆整理

オ 人心安定のための広報活動

カ その他の放射線防止法、放射線施設の消防活動の手引き等を参考に災害状況に応じた必要な措置

- ③ 市本部及び消防機関は、前項の通報を受けたときは関係市町及び県に連絡し、放射性物質取扱事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ必要があるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- ④ 県警察は、市本部が行う警戒区域の設定に伴う交通規制を実施することとし、消防等防災関係機関等と共同して救出救助その他応急の措置、住民の避難誘導、広報活動を実施する。

また、放射性物質取扱施設災害に従事する者については被ばく管理を徹底するものとする。

4 土砂災害等の応急対策

(産業観光部、都市建設部)

(1) 方針

地震により、土石流やがけ崩れが誘発され、土砂災害の発生が想定される。これらを避けるため、各関係機関と協力し、必要な措置をとる。

(2) 災害危険箇所の緊急調査

地震が発生した場合、都市建設部及び産業観光部は、直ちに自治会長又は自主防災組織等と連携を取り、土砂災害防止法に基づく警戒区域や山地災害危険地区等の緊急調査を行う。

(3) 危険箇所が判明した場合

- ① 危険箇所が判明した場合、本部長は危険の度合いにより、関係地区に対し避難指示を行う。
- ② 何らかの異常が判明した場合で、直ちに危険がないと判断される場合でも、これを直ちに災害対策本部に報告する。災害対策本部は、直ちに専門家又は要員を現場に派遣し、調査及び応急処置をとる。
- ③ 本部長が、避難指示を行った場合は、「避難（第3章第3節参照）」の項にしたがい、避難を行う。

(4) 復旧対策

- ① 地震を原因として土砂災害が発生した場合、災害対策本部は、被災施設管理者と共同して速やかに復旧計画を作成するとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。
- ② 災害対策本部は、地震により被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。また速やかに復旧計画を作成するとともに、被害状況に応じた復旧に努める。

(5) 二次災害防止対策

災害対策本部は、復旧対策を講ずるとともに、引き続き、土砂災害防止法に基づく警戒区域の点検、巡視等の二次災害防止対策を行う。

5 河川、農業用ため池の応急対策

(産業観光部、都市建設部)

(1) 方針

地震による河川及び農業用ため池等の堤防の破堤は、重大な水害に発展するおそれがあるため、災害対策本部は、各防災関係機関と協力し、被害防止に必要な措置をとる。

(2) 災害危険箇所の緊急調査

大地震が発生した場合、河川又は農業用ため池等の危険箇所、市民からの通報のあった箇所につき、本部長は、直ちに河川管理者、農業用ため池管理者、自治会長又は自主防災組織等と連携をとり、緊急調査を行う。このとき、現場派遣要員は、災害にまきこまれないよう十分注意する。

なお、地域防災計画に記載された防災重点ため池の管理者は、防災重点ため池地点周辺が震度5弱以上の場合、自主的に緊急点検を実施し、その結果を市に報告する。

(3) 災害危険箇所が判明した場合

- ① 危険箇所が判明した場合、本部長はその危険の度合いにより、関係地区に対し避難指示を行う。
- ② 本部長が、避難指示を行った場合は、「避難（第3章第3節参照）」の項にしたがい、避難を行う。
- ③ 何らかの異常が判明した場合で、直ちに危険がないと判断される場合でも、これを直ちに災害対策本部に報告する。災害対策本部は、直ちに管理者等と連携して、専門家又は要員を現場に派遣し、調査及び応急処置をとる。

(4) 応急復旧対策

災害対策本部は、被害の軽減を図るため、堤防、護岸の崩壊箇所等について、ビニールシートによる河水浸透防止工事、土のう及び矢板での締め切り工事等の応急対策を行う。

(5) 水防活動

市は、被害を受けた河川管理施設の応急復旧を行うとともに、引き続き、次の水防活動を行う。

- ① 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び輸送体制の確立
- ② 河川管理施設及び砂防設備、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視
- ③ 水門の速やかな操作
- ④ 水防に必要な器具、資材及び設備の確保

(6) 河川関係障害物の除去

災害対策本部は、地震時の緊急調査において、排水路、公共下水道、河川等の橋脚、暗渠流入口等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見した場合は、可能なものについて応急除去する。

除去不能なものについては、これを直ちに災害対策本部に報告する。災害対策本部は、直ちに管理者等と連携して、要員を現場に派遣し、除去する。

第9 帰宅困難者対策

1 基本方針

災害による交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者及び観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。

このため、市本部は、県本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、平常時から、県内外への移動者及び企業・学校・施設等に対し、一斉帰宅の抑制や災害時の情報収集手段等、対策に係る周知啓発に努める。

2 帰宅困難者への支援の実施

(事務局)

(1) 帰宅困難者への情報提供

市本部は、県本部や鉄道事業者等と協力し、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

【帰宅困難者に伝える情報の例】

- ① 被害状況に関する情報（建物被害、警報発令状況、人的被害、ライフライン被害等）
- ② 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）
- ③ 帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
- ④ 支援情報（関西広域連合帰宅困難者NAV I（ナビ）による徒歩帰宅ルート案内、帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

(2) 一時滞在施設の確保

市本部は、鉄道事業者等と協力し、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼びかけ、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、要配慮者の受け入れを優先する。

(3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

(4) 災害救助法の適用の確認

帰宅困難者が多数発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用が可能か県に確認する。

(5) 学校等における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と

保護者との連絡方法について予め定めておく。

(6) 企業における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

- ① 企業等は、事業所防災計画や事業継続計画等において、従業員等の施設内待機等に係る計画を定めておく。その際、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の対応についても、定めておく。
- ② 企業等は、施設内待機等に係る計画などを、冊子等（電子媒体を含む）により、予め従業員などに周知しておくものとする。
- ③ 従業員等を、企業等の施設内に一定期間安全に待機させることができるよう、水、食料、毛布、簡易トイレ、燃料（非常用発電機）のための燃料などを予め備蓄しておく。
- ④ 発災時の事業所内での事故、被害防止に加え、企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からのオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策に努める。

(7) 徒歩による帰宅への支援

県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。

(8) 外国人観光客への情報提供

外国人観光客が災害に関して必要とする情報の提供について、「関西広域災害時外国人観光客対策ガイドライン」を参考に、関係機関との連携の仕組みを構築し、災害時の外国人観光客の安全を確保する。

第4節 応急対策期の活動

第1 災害対策要員の拡充

(各部局)

1 基本方針

市と市民、企業、民間諸団体が一体になり、さらに県、消防機関、自衛隊、警察、他の市町等の応援、なお不足する場合は、法的従事によって必要な要員を確保して、円滑な災害応急対策等を実施する。

また、「滋賀県防災プラン」の実行計画1「多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する」及び実行計画5「県と市町、市町間の連携を強化する」の内容を参考に取組を行う。

2 法による従事

災害応急対策実施のための要員が、一般の動員等の方法によっても不足し、ほかに供給の方法がないときは、本計画の定めるところにより命令を執行する。

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者	従事対象者
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員又は 消防団員	火災の現場付近にいる者
水防作業	従事命令	水防法 第24条	水防管理者、水防団 長、消防機関の長	区域内に居住する者又は水防の現場 にいる者
災害救助作業 災害救助法適 用救助のため	従事命令	災害救助法 第7条	県知事	1. 医師、歯科医師、薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師 3. 土木技術者、派遣技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びそれらの 者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送事業者及びその従業者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
	協力命令	災害救助法第8条	県知事	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法 第71条	県知事	1. 医師、歯科医師、薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師 3. 土木技術者、派遣技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びそれらの 者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送事業者及びその従業者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
(除災害救助) 災害応急対策作業	協力命令	災害対策基本法 第71条	県知事	救助を要する者及びその近隣の者

第3章 災害応急対策計画
第4節 応急対策期の活動

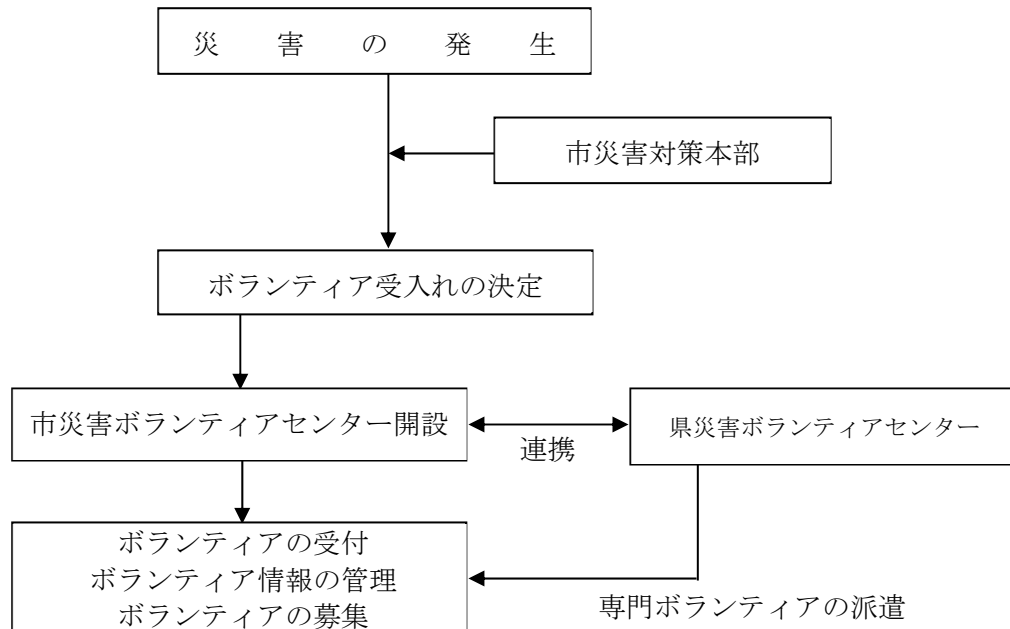
対象作業	命令区分	根拠法律	執 行 者	従 事 対 象 者
(全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市 長	市区域内の市民、又は当該応急措置を実施すべき現状にある者
		災害対策基本法 第65条第2項	警 察 官	
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警 察 官	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

(災害対策基本法第63条、65条、71条)				
第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。				
2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。				
第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。				
2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。				
第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十四条から第二十七条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告をとることができる。				
(災害救助法第7条、8条、9条、10条)				
第7条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。				
2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。				
3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。				
4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。				
5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。				
第8条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。				
第9条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。				
2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。				
第10条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせることができる。				
2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立入検査をさせることができる。				
3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。				
(消防法第29条)				
第二十九条				
5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。				
(水防法第24条)				
第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。				
(警察官職務執行法4条)				
第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。				

3 災害ボランティアへの支援

市内外から寄せられるボランティア支援の申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処する。

[ボランティア受入れの流れ]



(1) ボランティア支援体制の整備

① 災害ボランティアセンターの開設

災害発生後、多数のボランティアが必要となる場合は、ながはま文化福祉プラザに災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を実施する。

なお、活動内容、活動分野等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重するものとする。

② 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営は、「長浜市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を基本資料として、市社会福祉協議会を中心に行い、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付体制、ボランティアセンターの設置場所等について、県の災害ボランティアセンターと緊密に連携して、効率的な活動を実施する。

(2) 専門ボランティアの受入れ

災害応急対策において特定の専門知識を有するボランティアを必要とする場合、災害対策本部はとりまとめの上、県本部及び県災害ボランティアセンターに応援派遣を要請する。

- ① 救急・救助ボランティア
- ② 医療ボランティア
- ③ 介護ボランティア
- ④ 建築物危険度判定士

- ⑤ 被災宅地危険度判定士
- ⑥ 災害ボランティアコーディネーター
- ⑦ 輸送ボランティア 等

(3) ボランティアに協力を依頼すべき主要な事項

- ① 一般労力提供型ボランティアによる支援
 - ア 災害ボランティアセンターの支援又は運営
 - イ 救急救助活動支援
 - ウ 物資配送センター支援（救援物資の受入れ、分類、在庫整理、配送、分配等）
 - エ 給水活動支援、配送、給水拠点の管理
 - オ 自宅避難者等への給食、給水、物資の分配
 - カ 避難所の開設・運営支援、避難者リストの作成、倉庫管理等
 - キ 要配慮者の支援
 - ク 清掃等の衛生管理（避難所、被災地域、災害ボランティアセンター、病院等）
 - ケ 安否情報、生活情報の収集伝達
 - コ その他
- ② 専門技術提供型ボランティアによる支援
 - ア 建築物の応急危険度判定技術者、宅地の危険度判定技術者
 - イ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
 - ウ 教育・保育、事務、介護関係
 - エ 通訳（外国語、手話）
 - オ アマチュア無線技師
 - カ 自治体職員
 - キ その他、自動車運転、各種機器の修理等

(4) 災害ボランティアの調整にあたっての基本事項

災害ボランティアセンターは、ボランティアの調整にあたって、特に次の事項を遵守するよう努める。

- ① 被災地の住民・自治会等との話し合いを十分に行い、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- ② 時間の経過とともに変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
- ③ ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ④ ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
- ⑤ ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑥ 市災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- ⑦ 市本部は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

第2 災害救助法の適用

(事務局、健康福祉部)

1 方針

災害により被害を受けた市民を救済するため、速やかに災害救助法の適用を受けることができるよう必要な措置をとる。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用

① 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項各号の規定による。知事が市に対し、災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

- ア 当市の区域内で100世帯以上の住家が滅失したとき。
- イ 県の区域内の住家滅失世帯が、1,500世帯以上で、かつ当市の区域内で50世帯以上の住家が滅失した場合
- ウ 県の区域内の住家滅失世帯が、7,000世帯以上で、かつ当市の区域内で、多数の住家が滅失した場合
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

② 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

(2) 被害状況の判断基準

被害程度の判断基準は、「災害の被害認定基準」（第3章第3節参照）による。

3 滅失世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

滅失世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼、流失)」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、以下のみなし換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1世帯	全壊（全焼、流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等（注）	3世帯

※ 一時的に居住することができない状態となったもの。

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行ううえで、おおよその基準は、次のとおりである。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価50%以上に達した程度のも。
大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のも。
住家の半壊 半焼等	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価20%以上50%未満のも。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
準半壊に至らない (一部損壊)	住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価10%未満のも。
住家の床上 浸水土砂の 堆積等	上記4点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※2 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

4 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

市における被害が、災害救助法第1条第1項の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるとき、本部長は、直ちに次に掲げる内容を知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて、災害救助法の適用を要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急転して、知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長は、災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(3) 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行う必要がある。

5 災害救助法による救助の内容等

(1) 災害救助法による救助の種類

法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。

① 災害が発生した場合の救助

- ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出ししその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療及び助産
- キ 被災者の救出
- ク 被災した住宅の応急修理
- ケ 学用品の給与
- コ 埋葬
- サ 死体の搜索
- シ 死体の処理
- ス 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

② 災害が発生するおそれがある場合の救助

- ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置

(2) 知事への報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

6 救助業務の実施

(1) 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、知事が実施者となり、市は、知事の補助又は委任による執行として、救助を行う。ただし事態が切迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合、市長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、知事にその状況を速やかに報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受け

なければならない。

(2) 救助業務の記録及び報告

災害対策本部は、救助の実施にあたって、各種帳簿の作成が必要であるので、各部署に關係帳簿の作成を指示整理し、県本部（健康福祉政策課）に報告する。その他災害救助の実施については、「災害救助法による救助の内容」（資料編参照）による。

7 被災者に関する情報提供

県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市は県に被災者に関する情報の提供を要請することができる。

〔救助期間早見表〕

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20日	～1ヶ月	
①災害にかかった者の救出																	
②避難所の設置 ③炊き出ししその他による食品の給与 ④飲料水の供給																	
⑤火葬 ⑥死体の搜索 ⑦死体の処理 ⑧被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ⑨障害物の除去																	
⑩助産（助産を実施できる期間は、分娩した日から7日以内の期間）																	
⑪医療																	
⑫学用品の給与																	
⑬応急仮設住宅の給与（着工）																	
⑭災害にかかった住宅の応急処理（完了）																	

第3 被災者への救援活動

1 基本方針

災害により被害を受けた市民の厳しい状況に配慮し、災害対策基本法に基づき、災害救助法の指針を踏まえ、被災者の救援、救助を行うものとする。

また、県及び市町は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、予め登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 避難所の運営

(市民協働部、市民生活部、教育委員会、関係機関)

(1) 避難所の開設及び避難者の収容

- ① 避難所開設責任者（避難所班）は、施設管理者と連携を図りながら、担当する避難所の被害状況を外観目視（様式編P37 参照）によって安全確認を行う。
- ② 避難所開設責任者（避難所班）は、避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても収容する。
- ③ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難者の収容をしたときは、直ちに「避難所状況報告書」（様式編参照）を作成し、さらに避難者等が記入した「避難者カード」（様式編P39 参照）等により避難者名簿を作成する。
- ④ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難者の収容にあたり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容能力に余裕がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所に収容するものとする。
- ⑤ 災害対策本部は、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図る。

(2) 避難所の管理・運営

災害対策本部は、自主防災組織と連携して「避難所運営マニュアル」に基づき管理運営を行う。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

- ① 避難所開設責任者（避難所班）は、施設の管理者、ボランティア等の協力を得て、避難所の管理運営にあたる。
- ② 避難所開設責任者（避難所班）は、避難所への収容後速やかに避難所運営委員会等を組織し、収容者による自主的な管理を促進する。
- ③ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難所を開設した場合、相談窓口（要配慮者用の相談窓口を含む）を速やかに設置し、要配慮者に必要な支援、男女双方の視点に基づく配慮等、避難者及び要配慮者のニーズの把握に努める。
- ④ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに要配慮者名簿とを照らし合わせ、未確認の要配慮者を市本部、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。また、

県は、避難者（とりわけ要配慮者）が円滑に支援を受け続けることができるよう避難者名簿等に記載される標準的な項目について、市町に情報提供を行っており、必要な場合活用する。

- ⑤ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難所状況報告書により収容状況を定期的に災害対策本部に報告する。
- ⑥ 避難所開設責任者（避難所班）は、次の事項が発生したときは、電話、無線等により直ちに災害対策本部に報告する。

ア 被災者の収容を開始したとき。

イ 収容者全部が退出又は転出したとき。

ウ 収容者が死亡したとき。

エ 避難所に感染症等が発生したとき。

オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

- ⑦ 高齢者やしょうがいのある人等いわゆる要配慮者については、十分に状況を把握し、介護者が不在の場合は他の避難者等、多くの住民と連携を図り、支援を実施する。なお、避難所での要配慮者支援が困難な場合、災害対策本部に連絡の上、医療機関への入院、社会福祉施設等への入所、福祉避難所の手配及びそれに伴う移送及び保健師・介助員の手配を速やかに行う。
- ⑧ 避難所開設責任者（避難所班）は、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難場所における女性・子どもへの暴力防止、安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- ⑨ ペットを同行する避難者の安全な避難の促進とペットの安全を守るため、避難所にペットを収容できるスペースの確保を図るものとする。
- ⑩ 避難所開設責任者（避難所班）は、定期的に避難所の開設状況、避難状況等を災害対策本部に報告する。また、人員や物資に不足がある場合は、併せて災害対策本部に応援依頼する。この場合、災害対策本部への報告（不足物資情報、避難者情報、職員情報等）は、防災行政無線や電話あるいはFAX等、可能な手段で行う。
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、「避難所運営マニュアル（感染症対策編）」に基づき、感染拡大防止に取り組む。対策にあたっては、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し対応策を検討する。

(3) 広域避難の要請

市本部は、避難所の状況を把握し、大規模災害時で本市のみでの避難所運営が困難な場合には、広域避難計画に基づく避難を県に要請する。

(4) 避難所の閉鎖

- ① 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所開設責任者（避難所班）に必要な指示を与える。

- ② 避難所開設責任者（避難所班）は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な処置をとる。
- ③ 本部長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の処置をとるものとする。

3 給水計画

（都市建設部、長浜水道企業団）

（1）方針

飲料水は、生命の維持にとって食料以上に重要といえるものであるため、災害による水道施設の破損、又は汚染のために飲料水の確保ができなくなった市民に対し、給水活動を行う。

災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は、災害救助法の定めるところによる。

（2）飲料水の確保

取水、送配水施設が、破損又は汚染された場合、次の方法で飲料水を確保する。

- ① 配水池の緊急しゃ断弁により、水の流出防止を図る。
- ② 非常用発電装置により、水源井から水を確保する。
- ③ 井戸、プール、耐震性貯水槽等の水をろ水機によりろ過し、これに殺菌剤を投入し、飲料水として適合基準を満たすものを、飲料水として利用する。
- ④ 市民に理解を求め、市民1人1日あたり約3リットルを目安に、3日分程度に相当する飲料水を、市民の備蓄により確保する。
- ⑤ 貯水槽等（豊公園配水場5,000トン、その他）の活用を図る。

（3）給水計画

災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を策定し、応急給水を実施する。

	住民	市本部	県本部
(1) 地震発生後 24時間程度 まで	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 （1人1日3リットルを目安に備蓄）	・水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 ・給水班の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） ・県本部への応援依頼 ・日本水道協会への応援依頼	・市本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備 ・市町、水道事業者及び日本水道協会等へ応援要請
(2) 地震発生後 3日目程度 まで	上記(1)に加え ・応急給水により飲料水を確保 ・家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力）	・各給水場所において飲料水の給水を実施（給水車等を使用） ・ろ水機による給水場所を設営し、給水を実施 ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報	・県内市町等水道事業者及び日本水道協会等と連携して市本部の給水活動を支援
(3) 地震発生後 4日目以降	・上記(2)に加え ・応急給水活動に協力	・上記(2)に加え ・地域外の応援車両等を活用した飲料水の運搬、給水	(同上)

(4) 給水の準備

① 給水の広報

給水時間、給水場所等を市民に広報する。

② 給水地点の設定

給水地点は、避難所又は被災地区周辺の便利のよい場所に設定する。

③ 給水用資機材の確保

給水タンク車等が不足する場合は、県、自衛隊又は他の市町に協力を要請する。
水袋等の備蓄資機材が不足する場合は、業者から調達する。

(5) 給水の方法

① 給水基準

被災者1人あたり1日3リットルを基準とする。

② 消火栓の活用

給水を必要としている場所で、消火栓を利用できる場合は、給水車等への給水にも利用する。

③ 特別措置

病院、福祉施設等に対しては、特別給水を実施し、医療活動に支障のないよう努め、必要に応じて、貯水槽の設置や仮設配管を行う。

4 食料の供給

(産業観光部)

(1) 方針

災害により被災し、食料を失った市民のため、備蓄食料の配給、炊き出し業者の手配等を行うものとする。なお災害規模が著しく大きい場合は、集積拠点を設け、ここで食料等を扱うものとする。

災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は、災害救助法の定めるところによる。

(2) 対象者

応急食料については、おおむね次の者を対象に供給する。

- ① 避難指示等に基づき避難所に収容された者
- ② 住家が被害（全・半焼、全・半壊・準半壊）を受け、炊事の不可能な者
- ③ 旅行者、市内通過者等でほかに食料を得る手段のない者
- ④ 災害応急対策活動の従事者
- ⑤ 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

(3) 応急食料の内容

緊急時には備蓄食料を配分するとともに食料の緊急調達を行い、主食として米穀、パン、麦製品等のほか、給食業者等から弁当等を購入して配給する。また必要に応じて副食や調味料等を支給するとともに、入院患者、乳幼児、高齢者等、特別な食料を必要とする者についても配慮する。

市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(4) 食料の確保

- ① 応急食料の必要量の把握を行い、その確保に努める。
- ② 食料の不足が見込まれる場合、災害時応援協定締結企業及びJ A レーク伊吹、J A 北びわこに協力を要請し、確保する。
- ③ 市内での調達が困難な場合は、他の市町、自衛隊等へ要請する。
- ④ 災害救助法が適用された場合等は、県に食料供給を要請する。

資料編：米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

(5) 食料供給活動の実施

① 備蓄食料の配分

災害の程度、避難者の状況等により、緊急に食料の配給が必要な場合は、車両の手配を行うとともに、必要な職員を直ちに備蓄倉庫等の備蓄食料保管場所及び避難場所に派遣する。併せて消防団、自主防災組織、自治会、災害ボランティア等に協力を依頼して、備蓄食料の配送及び避難者並びに被災者への配給を行う。

備蓄食料が不足するときは、相互応援協定市町、近隣市町、県等に支援を要請する。

県本部による本市への食料供給支援については、市からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、地震直後は、被災地との通信途絶や市庁舎の損壊、被災の

程度や避難者情報の不足等により、市から県へ食糧供給の応援を適切に要請することが困難な場合があることから、「プッシュ型による供給」も実施される。

② 保管

食料は、原則として集積拠点又は避難所等に保管する。

③ 輸送

調達した食料の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、市が輸送を行う。

④ 配給の方法

避難所における食料の配給は、避難所開設責任者が、自治会等の協力により実施する。配給にあたっては、乳幼児に適した粉ミルク等、高齢者、しょうがいのある人、アレルギー疾患者等に適した食品を調達し供与する。

必要量の食品が確保できない場合は、公平な配給という立場から、追加調達等を行って、必要量を確保した後で、配給を行う。数量が確保できないときは、住宅を失う等による生活必需品の困窮世帯や要配慮者を優先させる等の措置をとる。

⑤ 炊き出し

避難が行われたときは、炊き出しを実施するものとし、自主防災組織、自治会、災害ボランティア等に協力を依頼して、避難地、避難所内、又はその近くのまちづくりセンター、自治会館等適当な場所で行うものとする。炊き出しは衛生面に十分留意して行う。

(6) 地震発生後の時間経過ごとの食料供給計画

	住民	市本部	県本部
(1) 地震発生 後24時間 程度まで	・原則として各家庭の備蓄食料で対応	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄食料の払い出し ・食料供給班の編成 ・県本部に備蓄食料の払い出し及び食料等の供給を要請	・公的備蓄物資の保管契約を締結している倉庫業者に物資払い出しの準備を指示 ・輸送調整所の開設 ・(一社)滋賀県トラック協会、滋賀県倉庫協会に輸送及び保管等の協力要請 ・流通業者への協力要請(流通在庫の供出) ・市の状況に応じて、市に代わり食料供給を行うプッシュ型輸送を実施 ・必要に応じて広域応援依頼
(2) 地震発生 後3日目 程度まで	上記(1)に加え ・市等による供給により食料を確保	・食料供給場所の設置(避難所等) ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給	・「災害用備蓄物資管理払出要領」に基づき備蓄食料の払い出しを実施 ・国、関西広域連合、中部9県1市等、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、市本部の食料供給活動を支援
(3) 地震発生 後4日目 以降	上記(2)に加え ・可能な範囲で炊事、調理を実施	上記(2)に加え ・県外から輸送された食料を避難所等に輸送・供給 ・炊き出しの実施	・県外から輸送される物資の受け入れ ・市本部の食料供給活動を支援

5 生活必需品の確保

(産業観光部)

(1) 方針

災害により被災し、日常生活が困難になった市民のため、備蓄品や業者手配等により生活必需品を供給する。なお災害規模が著しく大きい場合は、集積拠点を設け、ここで生活必需品等を扱うものとする。

災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は、災害救助法の定めるところによる。

(2) 対象者

応急生活必需品については、災害により被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

(3) 応急生活必需品

応急生活必需品は、次に掲げるような品目で、これらを調達して避難者に給（貸）与する。これらのうち、特に緊急性のあるものは備蓄し、災害発生時に必要に応じ配分する。

なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

- ① 寝具……………毛布、布団、枕等
- ② 衣服……………作業衣、婦人服、子ども服等、シャツ、靴下、下着等
- ③ 身回り品……………タオル、筆記用具、靴等
- ④ 炊事用品……………鍋、バケツ、包丁、コンロ等
- ⑤ 日用品……………石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ等
- ⑥ 食器……………茶碗、湯飲み、コップ、箸等
- ⑦ 光熱材料……………ライター、電池、燃料等
- ⑧ 衛生用品※……………紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等

※感染症等が蔓延している状況においては、必要に応じてマスクや消毒液、段ボールベッド、パーティション等も調達し、備蓄する。

(4) 応急生活必需品の確保

① 需要把握

- ア 緊急必需品の必要数の把握を行い、備蓄必需品を給（貸）与する。
- イ 生活必需品の必要数の把握を行い、その確保に努める。
- ウ 生活必需品の不足が見込まれる場合、市内応援協定企業などの業者に協力を要請する。
- エ 市内での調達が困難な場合は、県、他の市町及び自衛隊等へ要請する。

② 備蓄必需品の配分

災害の程度、避難者の状況等により、緊急に備蓄必需品の給（貸）与が必要な場合は、産業観光部は、車両の手配を行うとともに、必要な職員を直ちに備蓄倉庫等の備蓄必需品保管場所及び避難場所に派遣するとともに、消防団、自主防災組織、自治会、災害ボランティア等に協力を依頼して、備蓄必需品の配送並びに被災者への給（貸）与を行う。備蓄必需品が不足するときは、相互応援協定市町、近隣市町、県等に応援を依頼する。

③ 調達必需品の輸送、保管

- ア 調達した生活必需品の避難所等への輸送は、原則として調達先の業者に依頼する。
- イ 調達先の業者が輸送困難な場合は、市が輸送を行う。
- ウ 大量購入した応急生活必需品は、一旦、集積拠点又は避難所等に保管する。

④ 配給の方法

避難所において、応急生活必需品等を配給する場合は、避難所開設責任者の指示のもと、自主防災組織、自治会等の協力を得て、これを行う。

必要量が確保できない場合は、公平な配給という立場から、追加調達を行って、必要量が完全に確保されてから配給を行う等の措置を講ずる。数量が確保でき

ないときは、住宅を失う等による生活必需品の困窮世帯や要配慮者を優先させる等の措置をとる。

(5) 地震発生後の時間経過ごとの生活必需品等の供給計画

	住民	市本部	県本部
(1) 地震発生 後 24 時間 程度まで	・住民相互支援 により対応	・被災状況、住民避難 状況等の把握 ・備蓄物資の供出 ・生活必需品供給班の 編成 ・県本部への応援依頼	・公的備蓄物資の保管契約を締結 している倉庫業者に物資払い出 しの準備を指示 ・輸送調整所の開設 ・(一社)滋賀県トラック協会、滋 賀県倉庫協会に輸送及び保管等 の協力要請 ・流通業者への協力要請（流通在 庫の活用） ・必要に応じて広域応援依頼
(2) 地震発生 後 3 日目 程度まで	上記(1)に加え ・市等による供 給により生活 必需品を確保	・供給場所の設置 ・県備蓄物資の受け入 れ ・避難所等への物資輸 送 ・避難所等での物資供 給	・「災害用備蓄物資管理払出要領」 に基づき備蓄物資の払い出しを 実施 ・関西広域連合、中部 9 県 1 市等、 自衛隊等との連携のもと、市本 部の活動を支援
(3) 地震発生 後 4 日目 以降	(同上)	上記(2)に加え ・県外から輸送された 物資を避難所等に 輸送・供給	上記(2)に加え ・県外から輸送された物資の受け 入れ

6 集積拠点の開設

(産業観光部)

(1) 方針

災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、避難所ごとに備蓄品、食料品、日用品等の物資を蓄え、これを管理することが困難であるので、集積拠点を開設し、食品、物資の統括管理体制をとり、避難所ごとの在庫管理負担を軽減する。

(2) 開設場所

J A レーク伊吹長浜カントリー、神照カントリー、道の駅「塩津海道あぢかまの里」、浅井ライスセンター、虎姫生きがいセンター、J A 北びわこ伊香配送センター、余呉屋内グラウンド、西浅井運動広場体育館を集積拠点とする。なお不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定し、集積拠点を開設する。

(3) 取扱物資

集積拠点では、応急調達物資のほか、次の救護物資を取扱う。

- ① 食料、日用品、その他の備蓄品

- ② 大量一括購入した食料、日用品等
- ③ 義援品、救援物資
- ④ 生活資機材
- ⑤ その他

(4) 集積拠点の運営

- ① 避難所、その他の防災拠点、緊急輸送路及び不通箇所等交通情報を収集し、渋滞防止等も配慮した効率的な応急配送計画を策定する。
- ② 食料、日常品等の必要数量を常に把握し、これを手配、集荷及び保管して積載し、配送を行う。
- ③ 救援物資は、ボランティア等の協力を得て、品種別の仕分けを行い、速やかに配送、配分を行う。
- ④ 輸送にあたっては、各避難所の要望に応えるため車両のみならず、バイク又は自転車も活用する。
- ⑤ 集積拠点の運営は、物品管理、配送にノウハウを要する業務であるため、状況により、その全部又は一部を民間に委託することも検討する。

(5) 物資の配分

避難所において、応急生活必需品等を配給する場合は、避難所責任者の指示のもと、自主防災組織、自治会等の協力を得て、これを行う。

必要量が確保できない場合は、公平な配給という立場から、追加調達を行って、必要量が完全に確保されてから配給を行う等の措置を講ずる。数量が確保できないときは、住宅を失う等による生活必需品の困窮世帯や要配慮者を優先させる等の措置をとる。

7 燃料・電力供給計画

(産業観光部)

(1) 方針

市本部は、県と連携し、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平常時から必要な措置を講ずるものとし、地震により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。また、大規模停電が発生した場合でも、病院や要配慮者にかかわる社会福祉施設等が電力を確保できるよう、平常時から必要な措置を講ずるものとし、災害応急対策活動の確保を図る。

(2) 燃料供給計画

① 状況の確認と連絡体制の確保

市本部及び県本部は、適切な燃料供給計画を実施するため、県は県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、市は各地域の給油所の被災状況について速やかに確認し、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

② 対象車両の選定

市本部及び県本部は、限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、優先供給すべき車両を選定する。

③ 燃料の供給

県は、滋賀県石油協同組合（以下「組合」という。）と災害時の応援協定を締結する。災害時には組合に対し、燃料供給の依頼を行うとともに、対象となる車両に対し、優先給油対象の明示を実施する。

組合は、県の依頼に対し、対応可能な範囲で優先供給を実施する。

④ 燃料の確保

県は、滋賀県石油協同組合等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることを避けるため、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

⑤ 市民への広報

市本部は、県本部と連携し、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

8 要配慮者支援

（市民協働部、市民生活部、健康福祉部）

(1) 方針

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、要配慮者に対する避難支援、安否確認、生活支援、介護サービスの提供等を迅速かつ円滑に実施することにより、要配慮者の安全確保を推進する。なお、福祉ニーズに対応するために、有資格者の派遣が必要と考えられる場合、県本部に対し、関係団体等との協定に基づく人材派遣を要請する。

(2) 要配慮者の避難等

① 在宅の要配慮者の避難

在宅の要配慮者の避難については、「要配慮者支援体制の整備（第2章第3節第5）」による。

② 福祉施設等の被災状況等の把握

ア 社会福祉施設等の役割

社会福祉施設等は、地震等の災害により物的・人的被害が発生した場合は、下記のとおり市と県へ被災状況報告を行うものとする。

(ア) 高齢者福祉施設及び障害者福祉施設は、県及び市の両方へ報告。

(イ) 児童福祉施設については、市の所管施設は市へ、その他の施設は県へ報告。

(ウ) 救護施設は県へ報告。

また、社会福祉施設等は、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

イ 被災状況の把握

災害対策本部は、老人ホーム等入所施設について、県地方本部と連携し、被災状況を把握する。また、保育所等通所施設については、その被災状況を把握するとともに、これを県地方本部へ報告する。

なお把握を要する被災状況は、次のとおりである。

(ア) 施設入・通所者の被災状況

(イ) 避難が必要な入所者数、移送車両の有無等

- (ウ) 施設、設備の被災状況
- (エ) 他施設等からの被災者の受入れ可能人数
- (オ) ライフライン、食料等に関する情報

福祉施設等は、平常時から災害時を想定した通信手段の確保に努める。

③ 福祉施設等の要配慮者の避難等

ア 移送措置

災害により施設、設備が被害を受け、ライフラインの途絶等により、福祉施設等の機能が麻痺する等、その使用が困難になった場合は、県本部及び県地方本部と連携し、他の福祉施設等へ利用者を移送する等の必要な措置を講ずる。

(ア) 社会福祉施設等における被災状況の県本部への報告

市本部は、要配慮者関係の各社会福祉施設等における被災状況及び受入可能人数を把握するとともに、避難が必要な入所者の心身の状況等をまとめて県本部に報告する。

(イ) 移送等の実施

市本部は、社会福祉施設等の被災状況等を踏まえた受入先施設の検討・調整に基づく県本部からの指示に基づき、県・地方本部、近隣市、近隣社会福祉施設等、社会福祉協議会等関係機関と協力し、避難が必要な入所者の移送等を実施する。

また、在宅の要配慮者の受け入れ搬送についても上記と同じく県本部からの指示に基づき、要配慮者の搬送を実施する。

なお、市本部は、介護等を要する被災者の心身の状況等を取りまとめ、県本部に報告するとともに、県本部の指示により関係機関と協力して、要配慮者の心身の状況に配慮した移送等を実施する。

イ 応援要請

福祉施設等が被害を受け、多くの要配慮者がこれらの施設に入所できないときは、県地方本部又は県本部に要配慮者の移送先の斡旋を要請する。

ウ 福祉施設等の体制

福祉施設等は、災害を想定した防災計画を策定し、防災訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との連携の強化を図り、一定量の高齢者用及びしょうがいのある人用食料、飲料水、医薬品の備蓄等に努めて、要配慮者に対して万全を期す。

エ 入所者の相互受入

市内の社会福祉施設等が被災し、その入所者を避難させる必要が生じた場合、市本部、県本部及び地方本部は、それぞれ次の措置を講ずる。

(ア) 県本部及び地方本部

- ・地方本部は、市本部と連携し、市内の要配慮者関係の各社会福祉施設等における被災状況について把握するとともに、受入可能人数を把握し、県本部に報告をする。
- ・県本部は、市域を超え避難が必要な入所者数、その心身の状況等から受入先施設の検討・調整を行い、地方本部を通じて市本部に指示を行う。

(イ) 市本部

- ・市本部は、市内の社会福祉施設等の被災状況、避難が必要な入所者数を把握し、地方本部に報告する。
- ・市域を超え避難が必要な者について、県本部からの指示を社会福祉施設等に伝えるとともに、県本部、地方本部、近隣市町、近隣社会福祉施設等、市社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

オ 在宅の要配慮者の受入

在宅の要配慮者及び避難所等へ避難した被災者のうち介護等を必要とする者が発見された場合、市本部、県本部及び地方本部はそれぞれ次のとおり措置を講ずるものとする。

(ア) 県本部及び地方本部

- ・地方本部は、市本部と連携し、市内の要配慮者関係の各社会福祉施設等における被災状況について把握するとともに、受入可能人数を把握し、県本部に報告をする。
- ・県本部は、避難所等へ避難した被災者のうち介護等を必要とする者が市域を超えて避難する場合は、市本部からの報告に基づき、入所先の検討・調整を行う。
- ・社会福祉施設等への一時的な入所先等について、市本部に指示を行う。

(イ) 市本部

- ・介護等を要する被災者の心身の状況等を取りまとめ、県本部に報告する。
- ・市本部は、市域を越える避難の場合は、県本部の調整により要配慮者を避難所等から社会福祉施設等へ移送を行う。この場合、市本部は、県本部及び近隣市町、近隣社会福祉施設等、市社会福祉協議会等の関係機関と協力し、要配慮者の心身の状況に配慮した移送等を行うものとする。

(3) 風水害等による災害発生のおそれがある場合の措置

風水害等による災害が発生する危険が強まり、災害対策本部が「高齢者等避難」を発令した場合、要配慮者等への避難情報の伝達を迅速に実施し、早期の円滑な避難を実現する。

① 高齢者等避難の伝達

高齢者等避難が発令された場合、災害対策本部の「災害時要配慮者支援班」は、予め作成された避難情報伝達系統に基づき、避難の必要な地域の要配慮者及び避難支援者に対して情報を伝達する。

② 避難支援の実施

情報の伝達を受けた自治会は、予め作成された「災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、要配慮者の避難支援を協力して実施する。

③ 搬送手段の確保

避難支援の際に自動車等が必要な場合、要配慮者の居住地域で調達することを基本とするが、不足する場合は災害時要配慮者支援班が搬送車を手配する。

(4) 地震等の突発的な災害が発生した場合の措置

地震等の災害が突発的に発生した場合は、要配慮者への情報提供、救急救助及び医療救護、避難支援者による要配慮者の安否確認等を実施し、避難等の必要な場合は避難所、医療機関、福祉施設等への移送を迅速に実施する。

① 要配慮者に対する情報提供

地震時のテレビ、ラジオ等による広報活動においては、聴覚にしょうがいのある人のための手話通訳放送や字幕放送など、要配慮者に対する情報提供について特に配慮する。また、しらせる滋賀情報サービス「しらが」等のメール配信システムなどを活用する。

② 救急救助及び医療救護の実施

地震等の災害が突発的に発生した場合、市本部は、県、警察、消防等防災関係機関と連携し、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、重傷者や重病者等の要配慮者の救助・救急を迅速に実施する。

また、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用している患者について安否確認を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送等を実施する。

③ 避難支援の実施

地震等の災害が突発的に発生した場合、市本部は、災害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画等）に基づき、自主防災組織や地域住民、民生委員・児童委員等の協力を得て、要配慮者の迅速な避難支援を実施する。

また、避難支援者が定まっていない等、個別避難計画が作成されていない要配慮者についても、県警察、消防署、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、行政の保有する要配慮者名簿を利用することにより、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

要配慮者の避難所等への移動は、自主防災組織等の支援により実施する。

④ 安否確認の実施

地震等の災害が突発的に発生した場合、「災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、自治会が、避難支援者や自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携して、要配慮者の安否確認を迅速に実施する。

⑤ 福祉避難所等への移送

「災害時要配慮者支援班」は要配慮者の病気、負傷等の状況を確認したうえで、福祉避難所へ移送する。

また、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、医療機関への入院等により対応を行うものとし、自治会や自主防災組織、避難支援者等の協力を得て移送を実施する。

(5) 避難所における要配慮者の支援措置

避難所が開設された場合、巡回相談による状況の把握と要配慮者の体調の維持等について万全を期す。

① 福祉避難所の設置

市本部は、福祉施設等との協定や指定に基づき、一般の避難所生活が困難であるしょうがい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別に配慮された福祉避難所を設置する。

また、福祉避難所の設置にあたっては、避難者の特性や状況により一般の避難所の一部を福祉避難室（福祉避難区画）とすることが望ましい場合も多いことから、柔軟に対応する。

なお、福祉避難所や福祉避難室を設置した場合は、速やかに県本部に連絡する。

② 多様な避難所の確保

市本部は、福祉避難所だけでなく、必要に応じて被災地以外にあるものも含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保を実施する。

③ 安否確認の実施及び被災状況の整理

自治会は、要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を実施する。また、調査を実施したときは、その状況を「災害時要配慮者支援班」に速やかに報告する。報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

ア 避難所等に避難している者

避難所ごとに氏名、性別、年齢、しょうがいの内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項

イ その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）

氏名、性別、年齢、しょうがいの内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法

ウ 被災地域の在宅者

地区ごとに氏名、性別、年齢、しょうがいの内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項

エ 被災地域の施設入所者及び施設等

(ア) 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告

(イ) 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

④ 要配慮者名簿の作成

市本部は、自治会が行った被災状況調査等に基づき、避難所に避難した要配慮者の名簿を作成するとともに、当該名簿と要配慮者名簿とを照合し、未確認の要配慮者を把握して避難支援者等に連絡し、救助・確認作業を迅速に進める。

⑤ 要配慮者相談窓口の設置

避難所に要配慮者相談窓口を設置し、民生委員・児童委員、福祉ボランティア等の協力を得て、要配慮者等からの相談に対応するとともに要配慮者の避難生活におけるニーズを的確に把握する。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

⑥ 緊急入所、医療機関への入院等の措置

要配慮者の被災状況、健康状況等から判断して、避難所での生活が困難と判断される場合は、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移送を速やかに実施する。

在宅での生活の継続や指定避難所での避難生活が困難な要配慮者については、福祉避難所へ移送する。

また、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、医療機関への入院等により対応する。

市本部は、関係機関と連携し、被災者のしょうがいや心身の状況に応じて適切な措置を受けられるよう、速やかな医療機関への入院、社会福祉施設等への入所、福祉避難所の手配及びそれに伴う移送及び保健師・介助員の手配等を的確に実施する。

⑦ 要配慮者の生活支援等

要配慮者の避難所生活には多くの困難があるので、特別の生活支援を実施することにより、体調の維持に努める。

ア プライバシーの確保

プライバシーの確保が特に必要な要配慮者については、体育館以外の教室を利用した福祉避難所の設置や、パーティションの設置等により、精神的負担の軽減を図る。

イ 健康相談の実施

要配慮者の健康を適切に管理するため、看護師、保健師等による健康相談を恒常的に実施する。また、医師による健康調査も適宜実施する。

ウ 生活支援の実施

要配慮者の避難所生活を維持するため、福祉ボランティアや自主防災組織等の協力を得て、生活支援を実施する。

エ 介護支援の実施・継続

介護の必要な要配慮者については、福祉サービス事業者等の協力を得て介護サービスの実施の継続を図る。

オ 福祉用具等の確保

災害時要配慮者支援班は避難所での要配慮者の生活に必要な物品の確保を図る。

(ア) 福祉用具

要配慮者の日常生活に不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や、幼児用の粉ミルク、紙おむつ等の育児用品等の必要数の把握と調達を依頼する。

(イ) 要配慮者に適した食料

要配慮者に適した食料、アレルギー疾患者等に適した食品の必要数の把握と調達を依頼する。

(ウ) 要配慮者に必要な生活必需品

要配慮者の避難所等で必要な生活必需品等の必要数の把握と調達を依頼する。

⑧ 要配慮者への情報伝達

避難所における情報伝達については、要配慮者に適した情報手段を準備し、情報漏れのないように万全を期す。

ア しょうがいのある人に対する情報伝達

(ア) 視覚機能にしょうがいのあるとき

- ・音声情報による周知
- ・拡大文字による周知

- ・その他、効果的な方法の併用による周知
- (イ) 聴覚機能にしょうがいのあるとき
 - ・文字情報による周知
 - ・映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ・手話による周知
 - ・その他、効果的な方法の併用による周知
- (ウ) 地理的理解にしょうがいのあるとき
 - ・地図つき情報による周知
 - ・その他、効果的な方法の併用による周知
- イ 外国人に対する情報伝達
 - ・外国語による周知
 - ・その他、効果的な方法の併用による周知

9 行方不明者の搜索、遺体の火葬

（市民生活部、消防本部、湖北広域行政事務センター、県警察、湖北医師会）

(1) 方針

市本部は、行方不明者がいるおそれが判明した場合、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と連携して行方不明者の搜索活動を行う。また、遺体を発見した場合は、県警察が行う検視、身元確認に必要な協力支援を行い、火葬を実施する。

災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び期間については、災害救助法に定めるところによる。

(2) 実施責任者

行方不明者の搜索、遺体の収容、処理及び火葬は、消防本部、県警察の協力を受け、本部長の責任において行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、本部長は、知事の委任を受けて、これを行う。

(3) 行方不明者の搜索

- ① 行方不明者の搜索は、市本部等が県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。
- ② 他市町に行方不明者が漂着していると認められる場合は、地方本部及び行方不明者の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。
- ③ 市本部は、身元不明死体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。
- ④ 市本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届け出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、搜索にあたる。

(4) 遺体の発見時の連絡及び処理

遺体を発見した者は速やかに県警察に連絡し、県警察は医師立会いのもとに検視を行う。

(5) 遺体の収容

遺体の収容は、本部長が県警察に協力を要請して実施する。

警察は、身元が明らかでない死体、身元は明らかであるが遺族等のない死体及び引取りが著しく遅れる遺体は、所在地の市町本部に所持品とともに引渡す。

(6) 遺体の検案及び処置

現地において医師立会いのもとに警察官が遺体を検視した後、検案及び処置を実施する。

- ① 医師が遺体を検案し、検案書を作成する。
- ② 遺体の検案後、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。
- ③ 災害対策本部は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等を掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。また、必要に応じて遺体の長期保存処置（エンバーミング）を実施する。
- ④ 検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送する。

(7) 遺体の収容、安置及び引渡し

検案を終えた遺体について、県警察、自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、遺体収容所（安置所）に収容、安置する。本部長は、身元の判明した遺体については、遺族等に引渡すものとする。

(8) 火葬

遺族等が遺体の火葬を個々に行うことが困難な場合、若しくは遺族が不在の場合は、応急的な遺体の火葬を実施する。その際原則として、棺又は棺材等の現物をもって、対策本部から実際に火葬を実施する者に支給する。

- ① 棺（付属品を含む。）
- ② 火葬場使用料
- ③ 収骨用品

(9) 火葬等の円滑な推進

災害対策本部及び湖北広域行政事務センターは、火葬等を円滑に行うため、次の事務を行う。なお、火葬の実施に関する企画は市が担当し、火葬の実施は湖北広域行政事務センターが担当する。

- ① 死亡者数の把握
- ② 火葬計画の作成
- ③ 遺体搬入車両及び搬入路の把握、確保
- ④ 燃料、消耗品等の在庫状況の把握、確保
- ⑤ 棺、ドライアイス、エンバーミングに必要な資機材等の在庫状況の把握、確保
- ⑥ 火葬のための関係者に対する協力要請
- ⑦ 相談窓口の設置及び市民への情報提供

(10) 県等に対する要請

市において行方不明者の搜索、遺体の処理、火葬が困難な場合は、県、関係機関、他の市町等に対して協力の要請を行う。

遺体の火葬を県に対して応援を要請する場合は、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき行う。

[火葬場の所在、名称、処理能力]

火葬場名	燃料	炉数	処理能力	所在地
こもれび苑	灯油	8基	1日16体	長浜市木尾町1266

(11) 葬祭業者等に対する要請

市は、納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等が不足する場合、また、エンバーマー（エンバーミングの専門知識をもった技術者）が不足する場合、葬祭業者等に対して協力の要請を行う。

10 義援金品の受入れ、配分

（健康福祉部）

（1）方針

市内外から被災者に寄贈される義援金品について、募集の便宜を図るとともに、その受入れ、管理を行う。

義援金品の受付について、災害対策本部は、県、被災市町及び関係機関とともに受付窓口を設けて行う。

受け付けた義援金品の配分は、義援金については被災者への公平な配分を行い、義援物資については集積拠点に送り、迅速に仕分け等を行って、公平性に配慮しつつ速やかに配分を行う。

（2）義援金の募集

災害義援金の募集は、大災害が発生した場合に、市内、県内又は他府県において次の方法により行う。

① 募集

義援金の募集について、災害対策本部は被災地の状況を十分考慮しながら、県、他の被災市町、日本赤十字社及び県共同募金会等の関係団体により募集・配分委員会を結成し、義援金の募集を行う。これとともに、市独自でも補足的に義援金の募集を行う。

② 義援金の受付

義援金の受付にあたって、災害対策本部は、県、市町及び関係機関とともに、必要に応じて受付窓口を開設し、受付を行う。

義援金を受け付けた場合、その都度県の機関へ引継ぎを行うものとし、それが難しい場合には、金融機関等へ預け入れる等、安全な方法で保管を行う。また受付にあたっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

③ 義援金の配分

募集・配分委員会は、各市町の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各市町に配分される。

災害対策本部は、被災者の状況等の調査を行い、募集・配分委員会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害によりしょうがいのある人となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯の他災害の状況に応じて、募集・配分委員会で協議の上、決定される。

（3）義援物資の募集

① 募集

物資の供給については、県及び市の備蓄物資、物資協定締結企業等からの調達物資、国・関西広域連合からの支援物資を活用することを基本とするが、災害発

生後速やかに被災地の状況を把握し、特に必要とする物資がある場合には、関係機関の協力のもと、義援物資の拠出を広報等で呼びかける。

[義援物資募集の場合の広報内容]

- ・被災地において必要とする物資
- ・被災地において不要である物資
- ・当面必要でない物資
- ・義援物資送付の際の仕分けの徹底

② 義援物資の受付

- ア 災害対策本部は、県とともに、必要に応じて義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、広域輸送拠点及び集積拠点において、ボランティア等の協力により仕分けを行う。
- イ 災害対策本部において、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県及び他の市町に協力を要請するものとする。
- ウ 県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申入れがあった場合、県は被災市町と連携し、受付及び配分等の調整を行う。

③ 義援物資の配分

義援物資は、他の救援物資等と合わせて、できる限り早く配分を行う。配分にあたっては公平を原則とするが、その性格上、公平に配分することが困難である場合が多い。この場合、被害の大きい者や要配慮者を優先として配分する。

特に腐敗、変質のおそれがある物質については、速やかに適切な処理をする。

(4) 留意事項

① 記録

義援金品の募集実施機関は、義援金品拠出者名簿（義援金品関係様式第1号：様式編参照）、義援金品引継書（義援金品関係様式第2号：様式参照）、義援金品受領書（義援金品関係様式第3号：様式編参照）、現金出納簿（義援金品関係様式第4号：様式編参照）、義援金品受払簿（義援金品関係様式第5号：様式編参照）を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

② 費用

義援金品の募集及び区分に要する労力等は、できるだけボランティアとするが、輸送、そのほかに要する経費は、それぞれの募集実施機関において負担する。ただし募集実施機関で負担ができない場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は、整備保管しておく。

第4 社会秩序の維持

1 基本方針

市をはじめ防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

2 市民への呼びかけ

(未来創造部)

災害発生時において、被災地や隣接地域の市民に対し、市民が適切な判断による行動がとれるよう、関係機関と協調して広報活動を積極的に行い、災害状況、各種の災害応急対策の推進、市の災害応急対策活動の方針等の周知を図る。これにより市民の安心感の醸成、市民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

3 警備応急対策

(市民協働部、県警察)

(1) 方針

県警察は、災害時には市や防災関係機関との緊密な連携のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合には、早期に災害警備体制を確立して情報の収集に努め、市民等の生命、身体を保護を第一とした災害警備活動に努める。

(2) 警備活動の実施

① 警戒区域等の周知

県警察は、市本部が避難等の指示等を行ったときは、市本部等と連携し、パトカー、交番・駐在所の拡声機等を活用した住民等への情報伝達により、その周知を図るものとする。

② 要配慮者等住民の避難誘導

県警察は、警察署、交番・駐在所を活動拠点とし、防災関係機関と連携して避難誘導活動を行うものとする。

また、被災地の居住者数及び要配慮者の状況等により、避難経路となる幹線道路の交通容量が不足する等速やかな避難ができないおそれがある場合は、関係機関と連携し船舶、ヘリコプター等避難手段の確保に努めるものとする。

③ 要配慮者等住民の救出・救助

県警察は、防災関係機関と連携し、警察署、交番・駐在所に配備された装備資機材を活用して要配慮者等住民の救出・救助活動を行うものとする。

④ 行方不明者の搜索等

県警察は、県、市本部、防災関係機関と連携して行方不明者の搜索活動を行うものとする。

⑤ 検視活動及び遺族支援等

ア 関係機関との連携

県警察は、県、市本部、防災関係機関と連携し、遺体の収容に必要な施設等を迅速に確保するとともに、検視、身元確認等を行うものとする。

イ 遺族に対する支援

県は、県警察、市本部と連携し、遺族の心のケア等（グリーフケア）を行う等適切な遺族支援を実施するものとする。

⑥ 治安の確保

ア 被災地における各種犯罪防止

県及び県警察は、県民の安全・安心を確保するため、市本部と連携し、避難所、仮設住宅等における盗難等各種犯罪に対する防犯活動を推進するものとする。

また、県及び県警察は、サイバー関連の事業者等と連携し、被災地に限らず、地震災害に乗じたサイバー犯罪等に関する情報収集及び住民への適切な情報提供を行う等社会混乱の抑制に努めるものとする。

イ 関係機関との連携

県及び県警察は、防犯活動を推進するにあたっては、市本部、ボランティア、事業者と連携を図るものとする。

⑦ 情報通信の確保

県警察は、近畿管区警察局滋賀県情報通信部と連携し、被災地及びその周辺にある無線施設を保全し、電源供給を確保する等災害警備活動に必要な情報通信の確保に努める。

4 特定動物による危害防止及び愛玩動物救護等対策

（事務局）

（1）方針

市本部は、県及び関係機関と連携し、災害時における家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物（サル、ワニ等（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条別表に掲げる動物））による人への危害を防止するための措置を講ずる。

また、災害時には、飼い主不明又は負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼養者への必要な支援等を行う。

（2）応急対策

① 特定動物の逸走対策

県（生活衛生課及び動物保護管理センター）は、特定動物の逸走及び管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。

ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、現地へ出動し、捕獲等の措置を講ずる。

イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、市本部に広報協力を依頼する。

ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。

② 被災地域における動物の保護

県は、飼い主不明又は負傷した犬及びねこの保護及び収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。

また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。
県は、被災動物救護本部の設置及び運営管理、被災者不明の被災動物の応急処置に関し、(公社)滋賀県獣医師会と災害時における被災動物救護活動に関する協定書を締結している。

市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

県は、避難所を設置する市町から積極的に情報収集を行い、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導及び助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。

- ① 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。
- ② 必要に応じ、被災者の愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。
- ③ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。また、必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

5 物価の安定及び物資の安定供給

(産業観光部)

(1) 方針

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の価格が高騰しないよう監視、指導するとともに、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定と、経済復興の促進を図る。

(2) 物価の監視

県や他の市町と協力して物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告、公表等を含む適切な措置を講ずる。

(3) 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(4) 生活必需品等の確保と物価抑制

生活必需品等の在庫量と必要量の把握に努め、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、必要な量を確保する。また、流通経路の回復と、商品の供給による市場流通を促進し、物価が安定するように努める。

第5 環境、衛生応急対策

1 基本方針

災害による環境状態の悪化に対処するため、防疫活動、保健衛生活動を入念に行うとともに、ごみ及びし尿を処理するために必要な応急措置を講ずる。

2 防疫及び保健衛生

(市民生活部、健康福祉部)

(1) 防疫及び保健衛生の方針

災害時には廃棄物等が散乱して生活環境が悪化する等、感染症が発生しやすいため、防疫措置を迅速に実施し、保健衛生に努める。なお、保健活動については、「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル」、「滋賀県災害時人工透析対応マニュアル」、「滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアル」、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を参考にする。

(2) 実施者

災害発生時における被災地の保健活動等は、本部長が、その責務を担うが、保健所は市本部の要請等に基づき、専門的・広域的な立場から市や関係機関と協力して保健活動等を実施する。市単独で処理不能の場合には、他の市町、県、国及びその他関係機関に応援を求めて実施する。

感染症の発生が予測される場合、「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」(以下「感染症予防法」という)第29条第2項に基づく物件に係る措置は、知事の指示に基づき実施する。

(3) 浴場の利用・供給計画

① 仮設浴場の供給

市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、自衛隊に(県本部を経由して)対して支援を要請するなどにより、地震発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

② 浴場の開放要請

市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場及び旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

(4) 防疫活動

① 検病調査

保健所において編成する検病調査班が実施する検病調査に災害対策本部は協力する。

② 臨時予防接種

感染症予防上必要と判断されたときは、予防接種法第6条に規定する臨時予防接種の実施を知事に求める。

③ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症予防法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、災害対策本部は感染症の病原体に汚染された場所の消毒を、感染症の患者がいる場所又はいた場所を中心に、実施する。

④ そ族、昆虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、そ族、昆虫等の駆除を実施する。

⑤ 生活の用に供される水の供給

感染症予防法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供される水の供給を行う。

⑥ 避難所の防疫指導

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化しやすく感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもと、市において防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させて、その協力を得て指導の徹底を期す。

また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

(5) 報告

災害防疫活動等に関する報告は、次により保健所を経由して、県に報告する。

- ① 防疫を必要とする災害が発生したときは、被害状況をとりまとめ、報告する。
- ② 防疫活動を実施したときは、活動状況をとりまとめ、報告する。
- ③ 災害防疫活動を終了したときは、速やかに災害防疫完了の報告をする。

(6) 記録の整備

災害対策本部で備え付けを要する記録は、次のとおりである。

- ① 災害状況報告書
- ② 防疫活動状況報告書
- ③ 防疫経費所要額調書及び関係書類
- ④ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類
- ⑤ そ族昆虫等の駆除に関する書類
- ⑥ 物件に係る措置に関する書類
- ⑦ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- ⑧ 患者台帳
- ⑨ 防疫作業日誌

様式編参照：防疫関係様式

(7) 経費の精算

防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、防疫活動終了後速やかに精算する。

(8) 生活衛生

① 被災食品及び製造販売食品の衛生管理

県が実施する生活衛生関連施設に対する衛生管理上の指導に災害対策本部は協力する。

② 一般家庭への食品衛生指導

被災地の一般家庭に対して、台所の清掃及び消毒、食品の購入並びに保存等について衛生管理上の指導を行う。

③ 危険な動物による危害防止

災害により逸走した危険動物による危害防止を図るため、以下の対策を実施する。

ア 県本部（生活衛生班動物保護管理センター）への情報の伝達

イ 付近住民に対する情報の周知

ウ 危険動物による危害を防止する対策を県、警察と連携して実施

3 廃棄物処理

（市民生活部、湖北広域行政事務センター）

(1) 方針

被災地において溢れるごみ等の廃棄物処理及びし尿の清掃等を、迅速かつ適切に処理し、環境の悪化を防ぐ。なお、災害時における廃棄物処理に関して、市は湖北広域行政事務センターと連携し、災害時における廃棄物処理体制を確立する。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や他の市町への協力要請を行うものとする。

また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 災害発生以前（平常時）における対策

平常時において、大規模な災害が発生した場合に、設置している一般廃棄物処理施設に係る被害調査マニュアルを下記により予め整備しておく。また、効率的に被害調査を進めることができるように廃棄物処理施設に関するデータを整備しておく。

- ① 調査の手順
- ② 調査箇所
- ③ 調査方法
- ④ 被災状況に応じた措置
- ⑤ 被害の報告
- ⑥ その他

(3) 応急対策の実施手順

① 廃棄物処理施設に関する被害状況の把握

廃棄物処理施設の被害調査マニュアルに基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。

② 建築物等の被災状況の把握

がれき等の廃棄物の発生につながる建築物等の被災状況を把握する。

③ 被害状況の報告

把握した廃棄物処理施設の被害状況については、とりまとめの上、災害対策本部及び県廃棄物処理施設担当部門に速やかに報告する。

④ 廃棄物処理施設に関する応急対策方針の作成

廃棄物処理施設が災害により使用できない場合は、以下の区分により対策を実施する。

- ア 応急修繕により使用できる場合
速やかに応急修繕を実施し、使用できるようにする。
- イ 応急修繕によってでは使用できない場合
隣接市町、相互応援協定締結市町等に応援要請を速やかに行う。

〔ごみ処理施設〕

施設名	管理者	所在地	処理対象	処理能力
クリスタルプラザ	湖北広域行政事務センター	八幡中山町200	可燃性一般廃棄物	168t/日(84t/日×2炉)
			プラスチック選別/圧縮・梱包	6.8t/日
伊香クリーンプラザ	湖北広域行政事務センター	西浅井町沓掛1313-1	一般廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの直接持込み(処理機能なし)
クリーンプラント	湖北広域行政事務センター	大依町1337	不燃性一般廃棄物 粗大ごみ	粗大ごみ処理施設 40t/5h
ウイングプラザ	湖北広域行政事務センター	米原市番場2654-1	破碎ごみ処理残渣	残余容量 84,763 m ³ (R4.12現在)
余呉一般廃棄物最終処分場	湖北広域行政事務センター	余呉町中河内897	破碎ごみ処理残渣	残余容量 12,248 m ³ (R3.11現在)

⑤ 廃棄物量の推計

建築物等の被災状況からがれき等の災害廃棄物発生量の推計を行う。また、し尿や生活ごみ等の廃棄物と合わせた全廃棄物量について推計する。

⑥ 廃棄物処理計画の作成

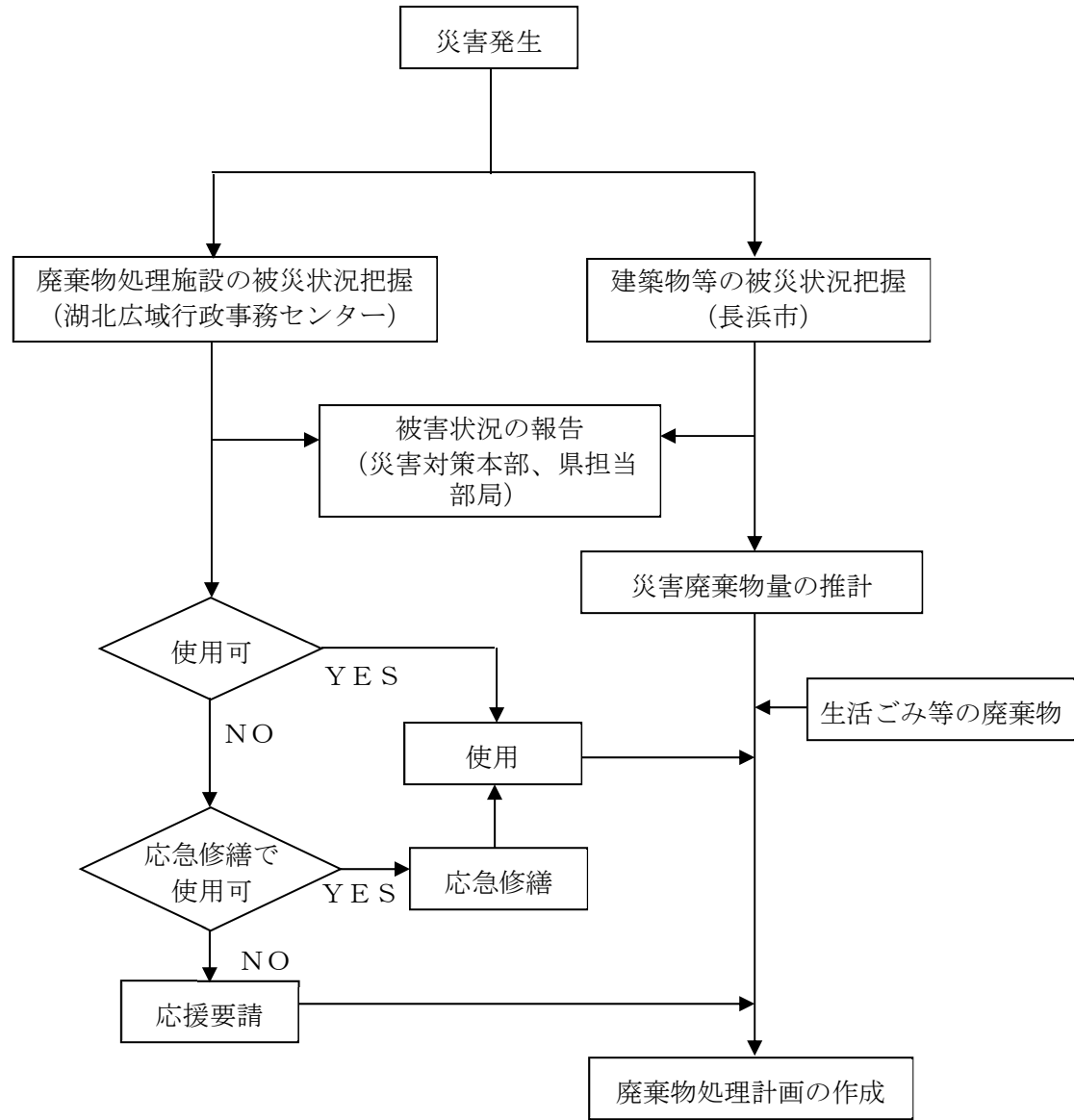
廃棄物量と廃棄物処理施設の能力を踏まえて、水害廃棄物処理計画及び震災廃棄物処理計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を作成する。

⑦ 廃棄物の処理

廃棄物処理計画に基づき廃棄物処理を効率的に実施する。また、廃棄物処理は災害別に以下による。

- ア 水害廃棄物処理
- イ 震災廃棄物処理

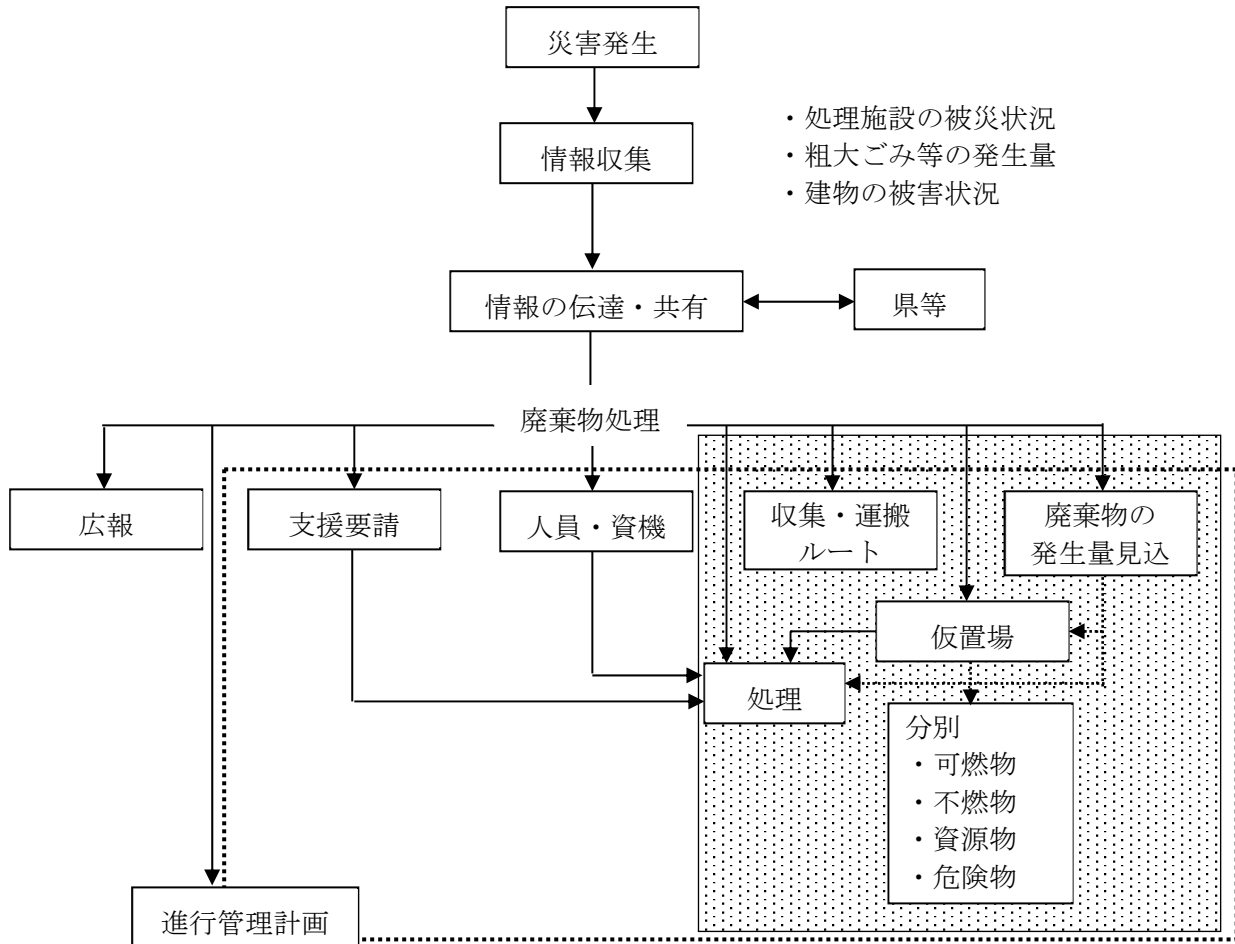
[廃棄物処理に関する応急対策フロー]



(4) 廃棄物処理

災害時における廃棄物処理は、水害廃棄物及び震災廃棄物別に以下のフローで実施する。

[廃棄物処理フロー]



[水害廃棄物]

① 方針

災害発生時には、大量に発生する水害廃棄物を適正かつ円滑に処理し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興を図るものとする。そのために必要となる基本的事項を本計画に定める。

一般廃棄物である水害廃棄物の処理主体は原則として市であることから、市が水害廃棄物処理を行い、県はその処理が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき、水害廃棄物処理に関する詳細な事項については、本計画と整合性を図りながら、以下の内容からなる水害廃棄物処理計画及び作業計画を予め策定しておくものとする。

- ア 被災地域の想定（洪水浸水想定区域による）
- イ 水害廃棄物発生量の予測
- ウ 仮置場の確保と配置計画
- エ 収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分等の処理手順
- オ 処理が困難な場合を想定した周辺市との協力体制の確保
- カ 仮置場での破碎・分別を行う体制の確保
- キ 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策
- ク 収集運搬車両確保とルート計画

② 計画の内容

風水害時には、地区別の家屋被災状況（床上及び床下浸水等）、道路等の被害状況を的確に把握し、水害廃棄物についての計画的、総合的、迅速な対応を講ずるものとする。なお、水害廃棄物の処理については、以下の手順で実施する。

- ア 組織体制・指揮命令系統の整備
 - ・市は、平常時に策定した水害廃棄物処理計画に基づき、水害廃棄物処理に必要な組織体制を整備し、指揮命令系統を確立する。
- イ 情報収集・連絡
 - ・市は、ライフラインや廃棄物処理施設の被害状況、有害廃棄物の状況等の被災状況、収集運搬体制に関する情報などを収集し、県に連絡する。
- ウ 協力・支援体制
 - ・市は、災害対策本部や県と調整の上、倒壊家屋や放置車両の撤去等に関して自衛隊や警察、消防等の協力を得られる体制を確保する。
 - ・災害の規模に応じて、県に対して必要な支援を求めるとともに、支援市町や民間団体、国等との連絡調整を行う。
- エ 一般廃棄物処理施設等
 - ・一般廃棄物処理施設及び収集運搬ルートの被害状況に応じた安全性の確認及び補修を行う。
 - ・避難所における被災者の生活に支障が生じないよう、必要な数の仮設トイレを確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。これらの対策にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。
 - ・避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行う。
- オ 水害廃棄物処理
 - ・被害状況を踏まえ、水害廃棄物の発生量及び処理可能量等を推計するとともに、平常時に作成した処理計画をもとに、処理スケジュールや処理フローを含めて水害廃棄物処理計画を策定する。
 - ・市は、水害廃棄物の収集運搬体制を整備するとともに、発生量の推計をもとに、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が水害廃棄物を持込む場合は、分別収集を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者に委託するなどして適正に管理・運営できる人員体制を整備する。
 - ・市は、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場などに消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対

象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境及び公衆衛生の保全を図る。

- ・通行上支障がある水害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。
- ・応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。
- ・有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的にを行い、適正に保管又は早期に処分を行う。
- ・思い出の品及び貴重品の回収・保管・返却を行う。
- ・既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。
- ・水害廃棄物の再資源化及び最終処分を円滑に進めるため、仮設の破砕機や選別機の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。
- ・再資源化や焼却ができない水害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。
- ・水害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理期間に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。

カ 人員・資機材の確保

廃棄物処理に必要な人員・資機材を算定し、民間事業者等の協力を求めるなどにより確保を図る。

キ 支援要請

廃棄物処理に必要な人員・資機材が不足する場合は、県に支援を要請する。また、相互協力協定を締結している市に対しても協力を求めるものとする。

ク 進行管理

水害による被害が甚大で、広域的な処理が必要な場合は、処理に長期間を要するので、必要に応じ中長期的な水害廃棄物処理の進行管理計画を作成し、計画的な処理に努める。

ケ 住民への広報

水害発生時における廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るため、多様なメディアを活用し、必要な情報を住民に対して速やかに広報する。

[震災廃棄物]

① 方針

地震発生時には、大量に発生する震災廃棄物を適正かつ迅速に処理し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興を図るものとする。そのために必要となる基本的事項を本計画に定める。

一般廃棄物である震災廃棄物の処理主体は市であることから、市が震災廃棄物処理を行い、県はその処理が円滑に行われるよう、技術的支援や支援に係る調整等を行うこととする。

環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき、震災廃棄物処理に関する詳細な事項については、本計画と整合性を図りながら、下記の内容からなる震災廃棄物処理計画及び作業計画を予め策定しておくものとする。

- ア 震災廃棄物発生量の予測
- イ 仮置場の確保と配置計画
- ウ 収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分等の処理手順
- エ 処理が困難な場合を想定した周辺市との協力体制の確保
- オ 仮置場での破碎・分別を行う体制の確保
- カ 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策
- キ 収集運搬車両確保とルート計画

② 計画の内容

震災時には、地区別の家屋被害状況、道路等の被害状況を的確に把握し、震災廃棄物についての計画的、総合的、迅速な対応を講ずるものとする。なお、震災廃棄物の処理については、以下の手順で実施する。

ア 組織体制・指揮命令系統の整備

市は、平常時に策定した震災廃棄物処理計画に基づき、震災廃棄物処理に必要な組織体制を整備し、指揮命令系統を確立する。

イ 情報収集・連絡

市は、ライフラインや廃棄物処理施設の被害状況、有害廃棄物の状況等の被災状況、収集運搬体制に関する情報などを収集し、県に連絡する。

ウ 協力・支援体制

市は、災害対策本部や県と調整の上、倒壊家屋や放置車両の撤去等に関して自衛隊や警察、消防等の協力を得られる体制を確保する。

災害の規模に応じて、県に対して必要な支援を求めるとともに、支援市町や民間団体、国等との連絡調整を行う。

エ 一般廃棄物処理施設等

一般廃棄物処理施設及び収集運搬ルートの被害状況に応じた安全性の確保及び補修を行う。

避難所における被災者の生活に支障が生じないように、必要な数の仮設トイレを確保し設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。これらの対策にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行う。

オ 震災廃棄物処理

被害状況を踏まえ、震災廃棄物の発生量及び処理可能量等を推計するとともに、平常時に作成した処理計画をもとに、処理スケジュールや処理フローを含めて震災廃棄物処理計画を策定する。

市は、震災廃棄物の収集運搬体制を整備するとともに、発生量の推計をもとに、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が震災廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者へ委託するなどして適正に管理・運営できる人員体制を整備する。

市は、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場などに消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境及び公衆衛生の保全を図る。

通行上支障がある震災廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的にを行い、適正に保管又は早期に処分を行う。

既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

震災廃棄物の再資源化及び最終処分を円滑に進めるため、仮設の破砕機や選別機の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は適切な設置・運営・管理を行う。

再資源化や焼却ができない震災廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。

震災廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理機関に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。

カ 人員・資機材の確保

廃棄物処理に必要な人員・資機材を算定し、民間事業者等の協力を求めるなどにより確保を図る。

キ 支援要請

廃棄物処理に必要な人員・資機材が不足する場合は、県に支援を要請する。また、相互協力協定を締結している市に対しても協力を求めるものとする。

ク 進行管理

震災による被害が甚大で、広域的な処理が必要な場合は、処理に長期間を要するので、必要に応じ中長期的な震災廃棄物処理の進行管理計画を作成し、計画的な処理に努める。

ケ 住民への広報

震災発生時における廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るため、多様なメディアを活用し、必要な情報を住民に対して速やかに広報する。

第6 建造物等応急対策

1 基本方針

災害対策本部は、災害発生後において市民の生活を守る拠点施設となる公共施設について、速やかに被害状況を把握し、復旧を図るものとする。また、民間施設の管理者は、建築物等の機能を保持するため、自主的に災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

2 公共施設応急対策

(都市建設部、各施設管理者)

(1) 方針

公共施設のうち、市庁舎、集積拠点、学校、体育館等避難所予定施設等、災害応急対策、復旧活動の拠点となる施設の管理者は、自主的かつ迅速に建築物等の被害状況を把握し、応急復旧を行うものとする。

(2) 災害発生以前（平常時）における対策

都市建設部及び施設を管理する部門は、平常時において、大規模な地震災害が発生した場合における庁舎施設等の被害調査マニュアルを下記により予め整備しておく。

- ① 調査の手順
- ② 調査箇所
- ③ 調査方法
- ④ 被災状況に応じた措置
- ⑤ 被害の報告
- ⑥ その他

(3) 応急対策の実施手順

① 市管理施設に関する被害状況の把握

庁舎施設等の被害調査マニュアルに基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。なお、被害調査については建築技術者の協力を求めて実施する。

② 被害状況の報告

把握した市管理施設の被害状況については、とりまとめの上、災害対策本部に速やかに報告する。

③ 被災建築物応急危険度判定の実施

市管理施設のうち危険性がある施設については、安全性を確認するため、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」により、危険度判定を速やかに実施する。なお、応急危険度判定の実施については、建築関係団体の協力を求めるものとする。

④ 危険度判定に基づく措置

応急危険度判定の結果、「危険」と判定された施設については、施設の使用制限を実施し、別途復旧方針を検討する。

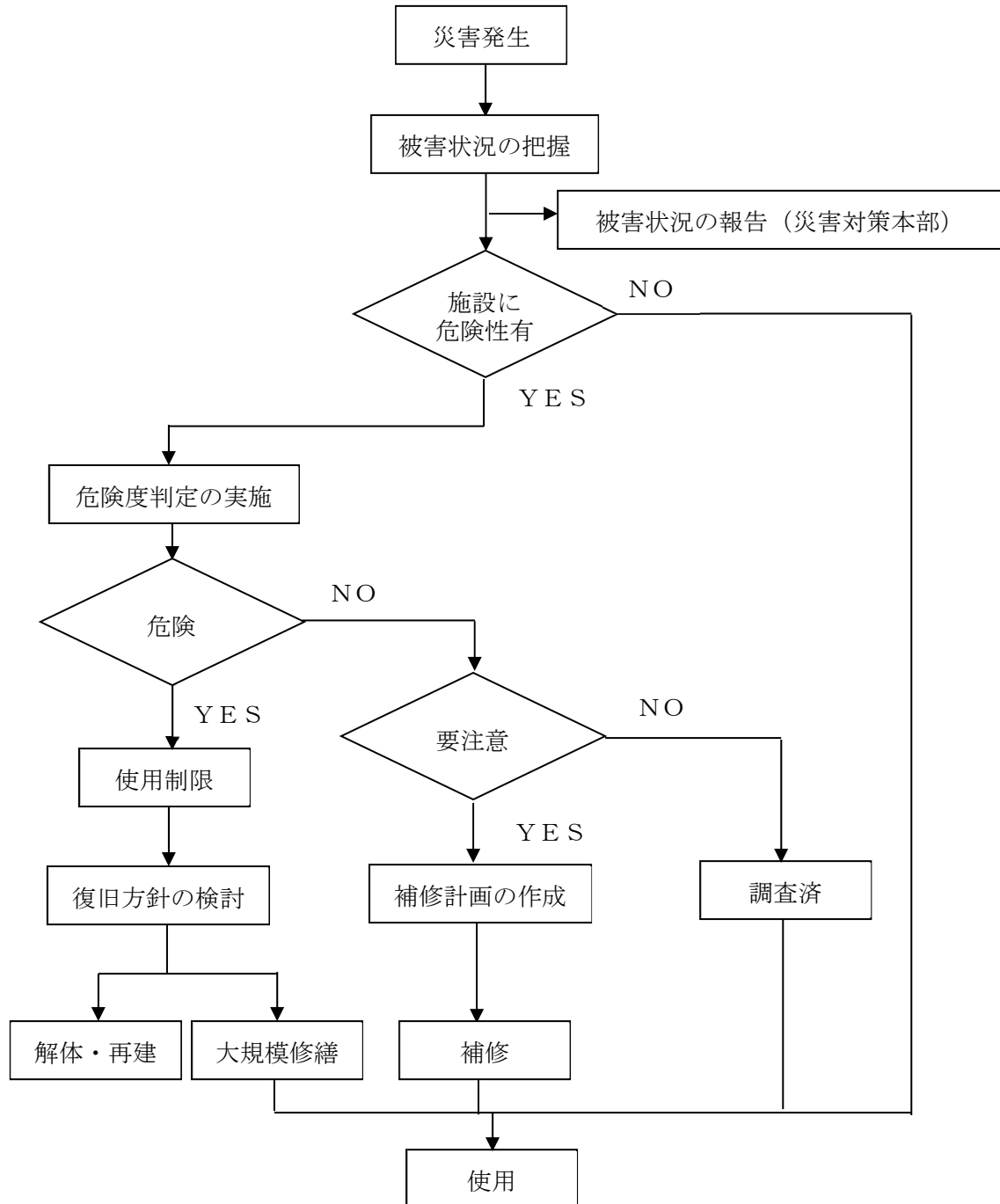
⑤ 応急対策方針の作成

危険度判定等に基づき、以下の区分により応急対策方針を作成する。

ア 危険度判定で「危険」（赤色）と判定された施設

- ・大規模修繕で利用できる施設 大規模修繕
- ・大規模修繕が不可能な施設 解体の上再建
- イ 危険度判定で「要注意（黄色）及び調査済（緑色）」と判定された施設
 - ・補修の必要な施設 補修計画を作成の上、補修を実施
 - ・補修の必要のない施設 継続使用

〔市公共施設応急対策フロー〕



(4) 自主的防災活動

各施設管理者は、重要な公共施設の機能及び人命の安全確保のため、自主的な災害応急対策を行い、被害の軽減を図る。また災害時の出火及びパニック防止に特に注意を払い、それぞれの施設において自主的な災害応急対策活動が実施できるようにする。

- ① 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期す。
- ② 災害時における混乱の防止措置を講ずる。
- ③ 緊急時には関係機関に通報して応急措置を講ずる。
- ④ 避難所になった場合には、防火等安全について十分な措置をとる。
- ⑤ 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。
- ⑥ 二次災害に備え、利用者、入所者等を一旦安全な場所に避難させる。

(5) 被害状況の把握

各施設管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また災害応急対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに災害対策本部関係機関に報告する。

(6) 被害状況調査

災害発生時、各施設管理者は、その施設の被害状況を速やかに調査の上、災害対策本部及び関連する防災関係機関に報告する。その被害状況報告に基づき、災害対策本部は、必要に応じ国及び地方公共団体、建築技術者、学識経験者、建築士関係団体及び建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

① 被災建築物応急危険度判定調査

被災建築物について建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物及び転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、施設の継続使用の可否を判定する。

② 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の要否を判定する。

(7) 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

(8) 仮設庁舎の設置

庁舎等に著しく執務に支障が出る被害が生じた場合は、行政事務の執行等を考慮し、各施設管理者は必要に応じて仮設庁舎を確保するものとする。

3 被災建築物応急危険度判定

(都市建設部)

(1) 方針

災害発生時には、二次災害を防止するため、被害状況調査及び応急危険度判定を実施し、避難、応急修理、その他必要な処置をするよう指導する。

(2) 災害発生以前（平常時）における対策

都市建設部（建築技術職員及び土木技術職員）は、平常時において、大規模な地震災害が発生した場合の被災建築物応急危険度判定実施マニュアルを下記により予め

整備しておく。

- ① 判定士の確保方法
- ② 判定士の受入れ施設
- ③ 判定実施の準備
- ④ その他

(3) 応急危険度判定の実施手順

① 建築物に関する被害状況の把握

建築物に関する被害調査マニュアルに基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。なお、被害調査にあたっては、市民の情報を参考にする。

② 被災建築物に対する応急危険度判定の実施準備

県と連携し、被災建築物に係る応急危険度判定の実施を準備する。

ア 応急危険度判定士の確保

県に応急危険度判定士の確保を要請する。

イ 応急危険度判定士の受入れ施設の確保

応急危険度判定士の受入れ施設を確保する。

ウ 作業実施のための準備

作業実施に向けて次の事項を準備する。

- (ア) 担当区域の配分
- (イ) 判定に必要な資料の準備
- (ウ) 判定作業に必要な資機材の確保
- (エ) 判定統一のための打合せ実施

エ 応急危険度判定コーディネーターの育成

震災時における被災建築物応急危険度判定の実施を円滑に進めるため、応急危険度判定士の配置等判定業務を円滑に進めるうえで必要な、応急危険度判定コーディネーターの育成を日頃から系統的に進めるものとする。

③ 応急危険度判定の実施

専門ボランティア等の被災建築物応急危険度判定士と協力して、被災建築物応急危険度判定を実施する。なお、被災建築物応急危険度判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき実施する。

④ 判定結果の表示等

ア 応急危険度判定結果の表示

被災建築物応急危険度判定の結果を「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載したうえで、建物の見やすい場所に貼る。

イ 応急危険度判定結果の周知

「危険」又は「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を市民に周知する。

⑤ 「危険」と判定された所有者等への対応

応急危険度判定により「危険」と判定された建築物の所有者・管理者に対しては、相談に応じ修理・復旧等の促進を図る。

4 被災宅地危険度判定

(都市建設部)

(1) 方針

地震等により被災した宅地等が余震又はその後の降雨により生じる二次災害を防止するために、被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 被災宅地危険度判定の実施手順

① 被害状況の把握（罹災後すみやかに）

- ア 被災宅地危険度判定実施の要否判断
- イ 実施本部長（および代理者）の任命
- ウ 滋賀県被災宅地危険度判定支援本部の設置要請および支援要請

② 被災宅地に対する危険度判定の実施準備

滋賀県と連携し、被災宅地危険度判定の実施準備をする。

- ア 被災宅地危険度判定士の確保
- イ 被災宅地危険度判定士の受け入れ施設の確保
- ウ 判定作業実施のための準備
 - (ア) 担当区域の配分
 - (イ) 判定に必要な資料の準備
 - (ウ) 判定作業に必要な資機材の確保
 - (エ) 判定統一のための打合せ実施

③ 被災宅地危険度判定の実施

判定の基本的事項

- ア 判定対象は、実施本部が定める判定実施区域内の宅地とする。
- イ 判定業務は、被災宅地危険度判定連絡協議会策定の被災宅地危険度判定実施要綱及び被災宅地危険度判定業務実施マニュアルによる。
- ウ 判定結果の責任は、実施本部が負う。

④ 判定の関係機関

- ア 実施本部は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地危険度判定士の指揮、監督を行う。
- イ 実施本部は、県に対し被災宅地危険度判定士の派遣等、判定の後方支援を要請する。

⑤ 判定作業概要

- ア 判定作業は、実施本部の指示にしたがい実施する。
- イ 被災宅地危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により行う。
- ウ 調査は、判定調査票の項目にしたがって行う。調査は主として宅地外観の目視や簡便な計測手法により行う。
- エ 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクとし、宅地の認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付して危険度を表示する。

(3) 二次災害防止のための応急措置

実施本部は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

[被災建築物応急危険度判定ステッカー]

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

◆この建物に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい

建物名称

注記：

調査建物整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時 現在

災害対策本部 電話 -

応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

◆この建物に立ち入る場合は十分注意して下さい
◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい

建物名称

注記：

調査建物整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時 現在

災害対策本部 電話 -

応急危険度判定結果

調査済

INSPECTED

◆この建物の被災程度は小さいと考えられます
◆建物は使用可能です

建物名称

注記：

調査建物整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時 現在

災害対策本部 電話 -

[被災宅地危険度判定ステッカー]

被災宅地危険度判定結果

危険宅地

UNSAFE

◆この宅地に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談して下さい

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時 現在

災害対策本部 電話 -

被災宅地危険度判定結果

要注意宅地

LIMITED ENTRY

◆この宅地に入る場合は十分注意して下さい
◆応急的に補強する場合は専門家にご相談下さい

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時 現在

災害対策本部 電話 -

被災宅地危険度判定結果

調査済宅地

INSPECTED

◆この宅地の被災程度は小さいと考えられます

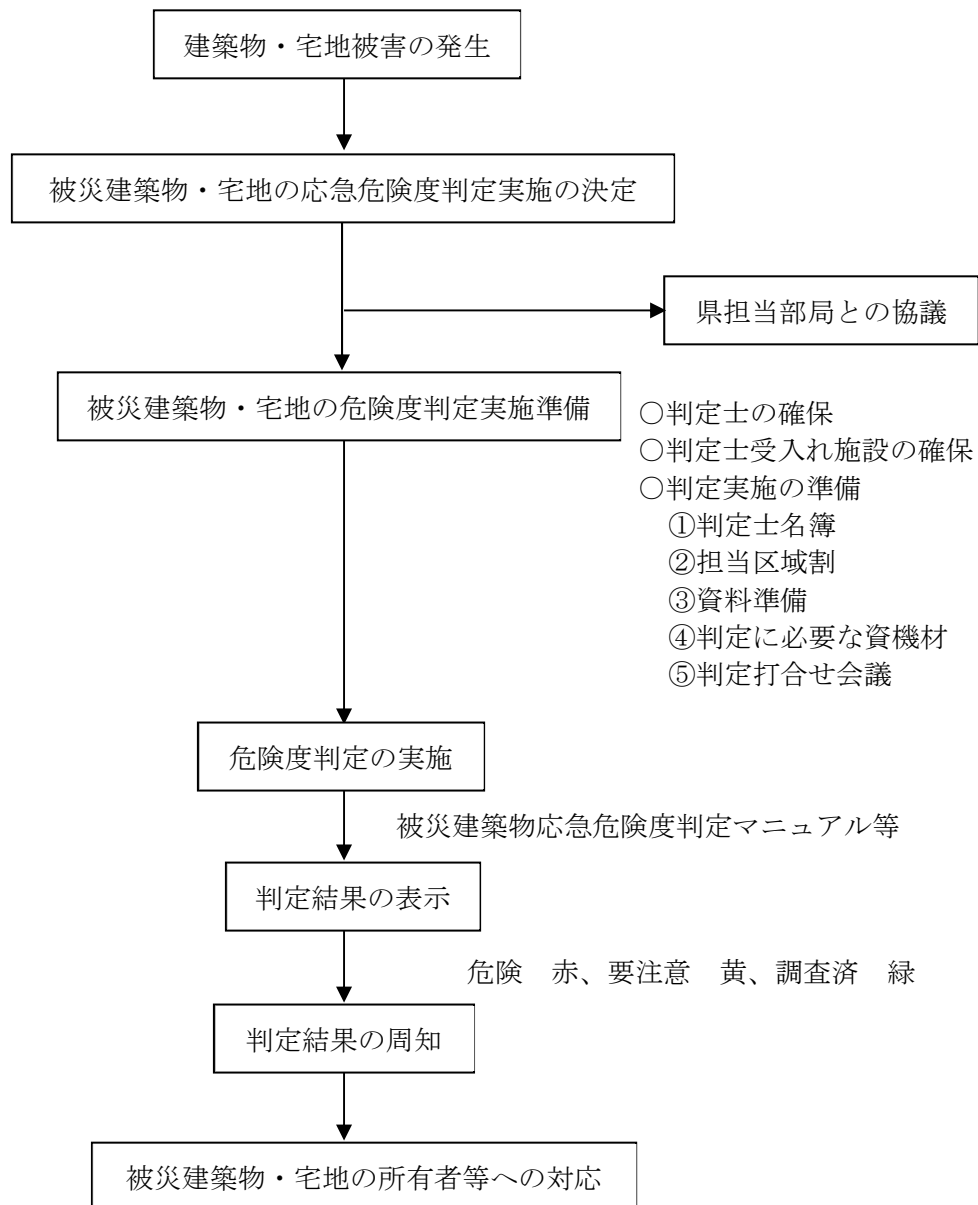
注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時 現在

災害対策本部 電話 -

[被災建築物・宅地の応急危険度判定実施フロー]



4 高層建築物応急対策

(消防本部)

高層建築物（高さ 31mを超える建築物「消防法第8条の2」）は、各テナントの強力な連携を保つため、共同防火管理体制づくりを図り、下記事項を重点に防災計画等を策定し、パニック等による被害の発生防止に万全を期す。

- ア 出火防止及び初期消火活動
- イ 人命の救護
- ウ 安全な避難誘導措置
- エ 防災関係機関や地域防災団体との連絡、並びに災害に関する情報収集及び伝達

5 文化財対策

(市民協働部)

文化財が被災した場合、その所有者及び管理団体は、直ちに消防本部等に通報するとともに、被害拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市本部に報告するものとする。市民協働部は、その結果をとりまとめ、県指定（又は選択、選定）の文化財にあっては県本部へ、国指定（又は選択、選定）の文化財にあっては県本部を経由して文化庁へ報告しなければならない。

関係機関は、被災文化財の被害拡大、盗難等を防止するため、協力して応急措置を講ずる。

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査が実施される場合は、要領に則り広域連合加盟府県の応援を受けながら被災調査を行う。

第7 ライフライン施設等の応急対策

1 基本方針

市民生活の基盤として必要不可欠なライフラインとして、電気、電話、ガス及び上下水道施設が、災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講ずるとともに、二次災害を防止することが必要である。

ライフライン施設事業者は、災害が発生した場合、被害の状況を把握するとともに、速やかに応急復旧を行い、機能の維持を図るとともに、業務継続計画（BCP）にしたがい行動するものとする。道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。また、感染症の拡大時においては、各処理区で定めている「新型インフルエンザ等対策行動計画」にしたがい災害対応するものとする。

災害対策本部、ライフライン事業者等は、必要に応じて合同会議、現地作業調整会議を開催するなど情報連絡を密にし、市民生活に不可欠なライフラインの早期復旧に努める。

2 通信施設応急対策

(西日本電信電話㈱)

(1) 方針

災害時における通信サービスの確保に関する基本的考え方は、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保を図ることであり、迅速かつ的確な応急対策を講ずる。

(2) 応急対策の基本

- ① 災害が発生した場合は次の応急対策を実施する。
 - ア 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
 - イ 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
 - ウ 特設公衆電話の設置
 - エ 輻輳対策（発信規制、非常用伝言ダイヤル等の運用）
- ② 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

(3) 通信確保のための応急措置事項

- ① 最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それにしたがった措置を講ずる。
 - ア 第1順位
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
 - イ 第2順位
ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
 - ウ 第3順位
第1順位、第2順位に該当しないもの。
- ② 電気通信設備に対する応急措置
交換機をはじめとする所内設備及び加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合には、代替設備として、被災地等に非常用交換機、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。
- ③ 臨時電話等受付所の開設
避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。
- ④ 特設公衆電話等の開設
安全情報をはじめとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。
- ⑤ 通信の利用制限
次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合、又はそのおそれがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

- ア 通信が著しく輻輳する場合
- イ 通信電源確保が困難な場合
- ウ 回線の安定維持が困難な場合

⑥ 利用者への周知

災害のため通信が途絶した場合、若しくは利用の制限を行ったときは、ホームページ、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

- ア 通信途絶、利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- ウ 通信の利用者に協力を要請する事項
- エ その他必要な事項

(4) 復旧計画の方針

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復旧することが原則であるが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を行う。

3 電力施設応急対策

(関西電力㈱・関西電力送配電㈱)

(1) 計画方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

(2) 計画の内容

① 通報・連絡

被害情報などについて、社内で定める経路にしたがい通報・連絡する。

なお、通報・連絡は、第2章第2節第6の2項(1)③イ(イ)「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

② 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

(ア) 一般情報

- a 気象、地象情報
- b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。

- c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、市民等への対応状況）
- d その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 当社被害情報

- a 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- b 停電による主な影響状況

- c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- d 従業員等の被災状況
- e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するためにそれぞれの対策組織の長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

③ 災害時における広報

ア 広報活動

災害が発生した場合、又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2章第2節第6の2項(1)③エ(i)に定める広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し市民へ周知する。

④ 要員の確保

ア 対策組織要員の確保

- (ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、予め定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- (イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、予め定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力・関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

⑤ 災害時における復旧用資機材の確保

関西電力・関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- (ア) 現地調達

- (イ) 対策組織相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、予め調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

⑥ 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

⑦ 災害時における危険予知措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を続けるが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

⑧ 災害時における自治体等との連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用の臨時電話の設置等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等により、情報連携を強化する。

⑨ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

⑩ 災害時における応急対策工事

関西電力・関西電力送配電は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業にあたっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

⑪ ダムの管理

関西電力は、ダム管理を次のとおり実施する。

ア 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

イ 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機会器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

ウ 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

エ ダム放流

ダム放流にあたっては、「ダム操作規程」又は「ダム管理規程」等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。

なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

オ 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、「ダム操作規程」等により別に定める。

(3) 復旧計画

① 復旧計画の策定

対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、上位機関の対策組織に速やかに報告する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込

カ 宿泊施設、食糧等の手配

キ その他必要な対策

② 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

4 都市ガス施設応急対策

(大阪ガスネットワーク㈱)

(1) 方針

供給区域内で災害が発生した場合、又は被害の発生が予想される場合、直ちに対策本部を設置し、ガス漏れによる二次災害の防止等安全の確保を最重点として、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

(2) 応急対策

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

① 情報の収集伝達及び報告

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

② 応急対策要員の確保

災害発生が予想される場合又は発生した場合、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な参集を可能にするため自動呼出装置等を活用する。

③ 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

④ 危険防止策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターによる一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

⑤ 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガス供給を再開する。災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う。

⑥ 復旧のための拠点候補地の確保

都市ガス復旧の応急措置が円滑に実施されるよう、災害時には下記の候補地を参考に、市の協力を得て、拠点用地の確保に努める。

名称	所在地
神照運動公園	神照町 208-1
豊公園市営駐車場	港町

名称	所在地
東上坂山村広場	東上坂町 1415-2
長浜球場	宮司町 70

5 L P ガス施設災害応急対策

(滋賀県L P ガス協会 (湖北支部))

(1) 方針

災害時における被害の拡大を防止し、二次災害防止のための緊急措置（初期点検）及びL P ガス供給先の応急措置と被害地市民への応急供給の円滑な対策に努める。

(2) 応急対策

災害発生時の対策については、「滋賀県L P ガス災害対策要綱」に基づき、災害発生時には災害対策本部及び現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対策を実施する。

① 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア 大地震等の災害が発生したとき、並びに気象庁から震度5弱以上の地震発表があった場合は、災害対策本部及び現地対策本部を設置し、緊急出動体制及び災害規模に応じた特別出動体制を整備する。

イ 連絡、通報の精度を高めるため、消防機関及び関係機関は相互の通信連絡体制の確立を図る。

② 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後直ちに被災状況を災害対策本部へ報告するとともに、緊急措置を行い二次災害の防止に努める。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス販売事業者は消防機関と緊密な連携を保つとともに消防機関から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとる。

③ L P ガス供給停止及びL P ガス容器等の供給設備の撤去の判断

L P ガス供給停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行う。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断して、ガス爆発防止又は消火活動上緊急にガス供給を停止及びL P ガス容器等の供給設備を撤去する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断及びL P ガス容器並びに供給設備の撤去を行う。

なお、L P ガスによる二次災害を防止するため、震度5弱以上でマイコンメーターによるガスの遮断を行う。

ア 火災が延焼中であること

イ 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があること

ウ 漏えい箇所が不明で広範囲にわたってガス臭があるとき

④ L P ガス供給停止後の措置

L P ガスの緊急供給停止を行った者は、速やかにその旨を関係者に通報するとともに、L P ガス使用者に周知徹底を図る。

⑤ L P ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等の二次災害発生の防止措置を講ずるとともに、L P ガス使用者に供給再開の旨を周知した後にガス供給再開を行う。なお、この場合消防機関と協議するものとする。

⑥ 現場活動の調整

現地対策本部長は本部及び防災関係機関との協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図る。

⑦ 警戒区域の設定

災害警戒区域（原則としてガス漏れ箇所から 100m の範囲）及び爆発危険区域の設定は市長が行うものとする。

⑧ 広報活動

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときはガスの使用者及び市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

⑨ 応急復旧対策

L P ガス供給設備の災害復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、L P ガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行うものとする。ただし、災害復旧計画の策定及び実施にあたっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧を総合的に判断して、これを実施する。

⑩ 避難措置等の指示及び解除

本部長及び警察等は、必要に応じて避難指示を行うものとする。

⑪ 避難所等への L P ガス供給支援

市及び県の災害対策本部と連携し、避難所等における炊き出し、給湯及び暖房用に必要となる L P ガスの供給と保安業務支援を実施する。

6 水道施設応急対策

（都市建設部、長浜水道企業団）

(1) 方針

水道施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかな応急復旧作業により、水道の回復を図る。

(2) 災害発生以前（平常時）における対策

長浜水道企業団は、平常時において、大規模な地震災害が発生した場合の被害調査マニュアルを下記により予め整備しておく。また、効率的に被害調査を進めることができるように上水道に関するデータを整備しておく。

① 調査の順序

② 調査箇所

③ 調査方法

④ 被災状況に応じた措置

⑤ 被害の報告

⑥ その他

(3) 応急対策の実施手順

応急対策の実施については、長浜水道企業団が行うものとする。市は、長浜水道企業団からの要請に基づき、応急対策に協力するものとする。

① 水道に関する被害状況の把握

水道の被害調査マニュアルに基づき、下記の施設ごとに短時間で効率的に被害状況を調査する。なお、被害調査にあたっては、市民からの通報・連絡を参考にする。

- ア 浄水場施設
- イ 取水場
- ウ 配水池
- エ 配水ポンプ
- オ 配水管

② 被害状況の報告

把握した水道被害の状況については、とりまとめの上、災害対策本部及び県水道担当部門に速やかに報告する。

③ 応急措置

被害状況調査の結果、給水継続に支障のあることが判明した場合は、給水停止等の応急措置をとるとともに、その旨を市民に広報する。

④ 水道施設の応急対策方針の作成

応急対策方針については、給水の可能性に応じて、以下の区分により作成する。なお、応急対策の方針作成については、給水の実施につながるものから優先して行うものとする。

- ア 応急復旧の措置により給水が可能となる施設
- イ 応急復旧の措置では給水が不可能な施設

⑤ 応急対策の実施

応急対策は応急復旧措置で給水が可能となる施設から順次計画的に実施する。なお、応急対策の実施については、民間の水道工事事業者に協力を求めるとともに、必要な場合、県水道協会に対して応援要請を行うものとする。

⑥ 市民への給水対策

市民に対する応急給水が不可能な場合は、県水道協会をはじめ隣接市町等に応援要請を行うものとする。（詳細は給水計画による）

⑦ 組織及び参集

災害発生時に平常組織から切り替えるべき災害時組織を、予め明確にしておくとともに、災害時の自主参集体制を職員に周知徹底しておく。これにより災害発生とともに、直ちに災害応急対策活動を行う。

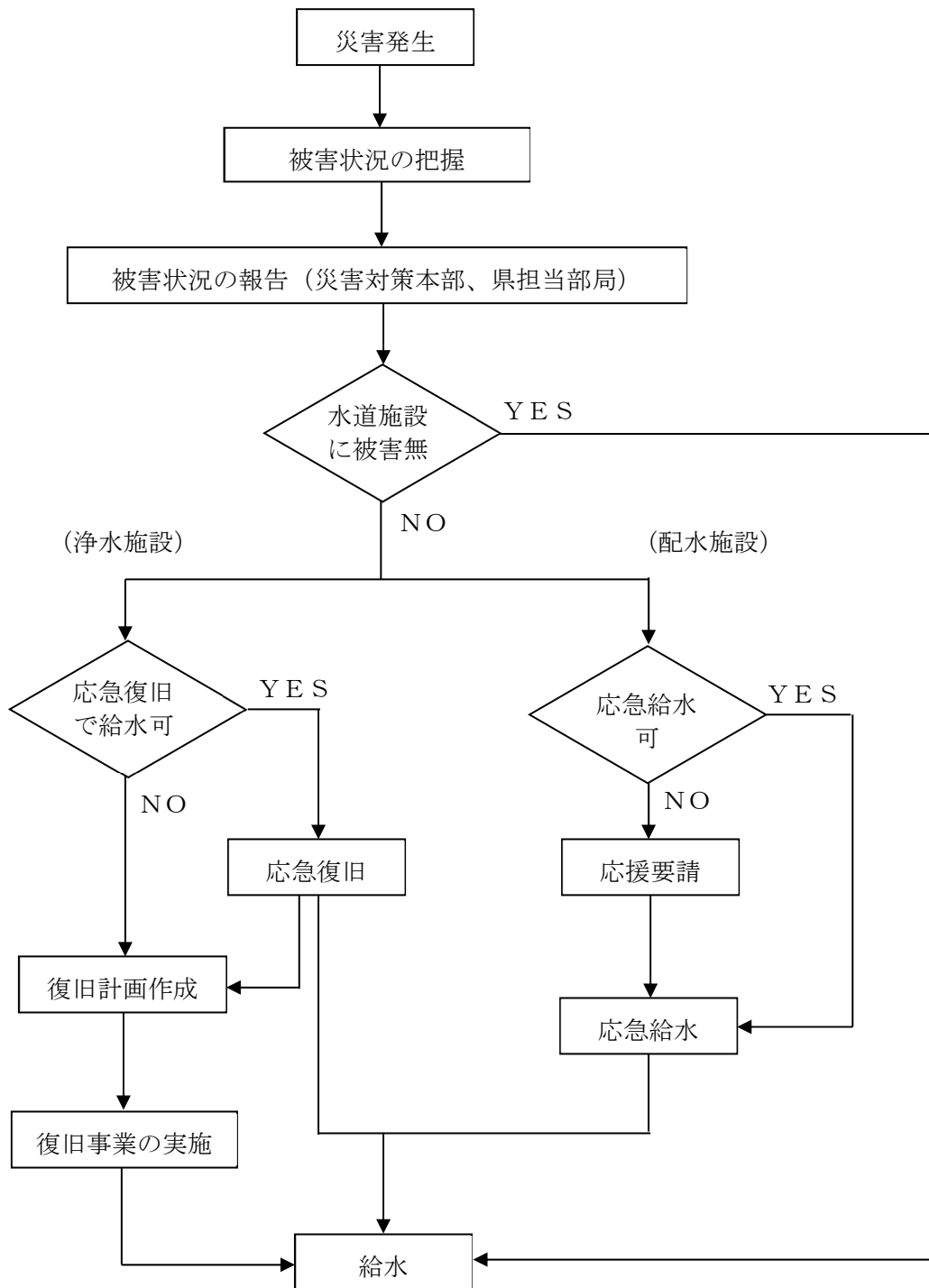
⑧ 資機材、車両、人員等の確保

必要な資機材、車両等は長浜水道企業団のものを使用し、状況に応じて民間工事業者から調達する。

⑨ 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、注意事項及び復旧作業の状況等について広報を行う。

[水道施設に関する応急対策の実施フロー]



7 下水道施設等応急対策

(市民生活部、都市建設部)

(1) 方針

下水道施設(汚水)及び農業集落排水施設(以下「下水道施設等」という)を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかな応急復旧作業により、下水道施設等の機能回復を図る。

(2) 災害発生以前(平常時)における対策

都市建設部は、平常時において、大規模な地震災害が発生した場合を想定して、下水道BCPの人員配置等を更新しておく。また、効率的に被害調査を進めることができるように下水道施設等に関するデータを整備しておく。

(3) 応急対策の実施手順

① 下水道施設等に関する被害状況の把握

下水道施設等の被害調査マニュアルに基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。なお、被害調査にあたっては、市民からの通報・連絡を参考にする。

② 被害状況の報告

把握した下水道施設等の被害状況については、とりまとめの上、災害対策本部及び県下水道担当部門に速やかに報告する。

③ 応急措置

被害調査の結果、下水道施設等の被害が大きくトイレの使用ができない場合は、トイレの使用を停止する応急措置をとるとともに、その旨を市民に広報する。

④ 下水道施設等の応急対策方針の作成

下水道施設等の応急対策方針については、下水処理の可否によって、以下の区分により作成する。なお、応急対策の方針作成については、下水道の供用開始につながるものから優先して行うものとする。

ア 応急復旧の措置により下水処理が可能となる施設

イ 応急復旧の措置では下水処理が不可能な施設

⑤ 応急対策の実施

応急対策は応急復旧措置で下水処理が可能となる施設から順次計画的に実施する。なお、応急対策の実施については、民間の下水道事業者に協力を求めるとともに、必要な場合、県に対して応援要請を行うものとする。

⑥ 仮設トイレの設置

被災によりトイレの使用が不可能となった地域については、避難所等に必要な仮設トイレを速やかに設置する。なお、仮設トイレの必要数量が不足する場合は、民間のレンタル業者等から調達するとともに、県及び隣接市町に対して応援を要請するものとする。

⑦ 市民への広報

トイレについては、市民生活に必須のものであるので、使用の可否、使用できない期間等の使用制限について、防災行政無線や広報車等を活用して広報し、市民に周知を図る。

⑧ 組織及び参集

災害発生時に平常組織から切り替えるべき災害時組織を、予め明確にしておくとともに、災害時に応じた自主参集体制を職員に周知徹底しておく。これにより災害発生とともに、直ちに災害応急対策活動を行う。

⑨ 資機材、車両、人員等の確保

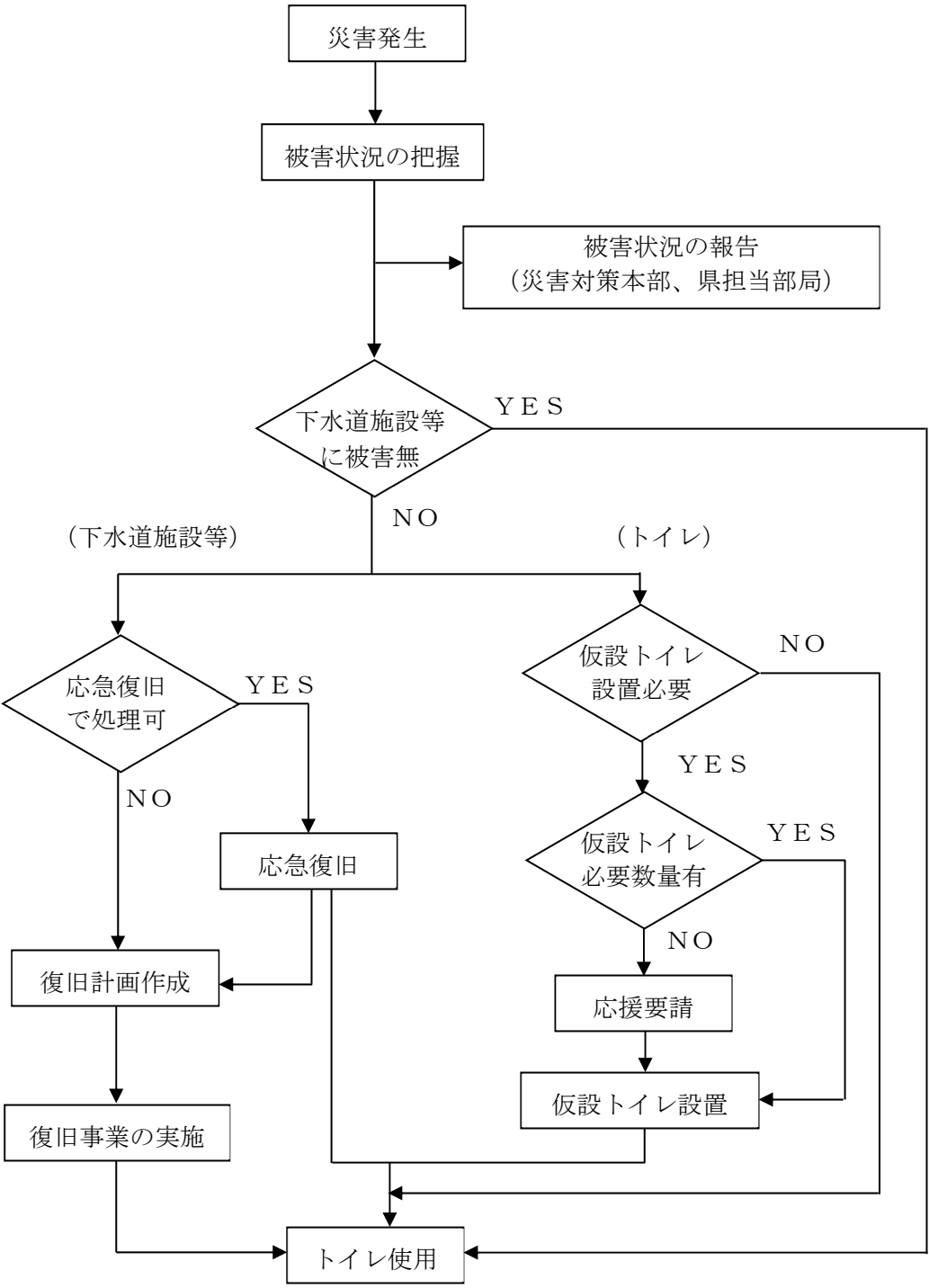
必要な資機材、車両等は市所有のものを使用し、状況に応じて民間業者等から調達する。

⑩ 農業集落排水処理施設については、復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急工事に着手する。

(4) その他

感染症の拡大時においては、各処理区で定めている「新型インフルエンザ等対策行動計画」にしたがい災害対応するものとする。

[下水道施設等に関する応急対策の実施フロー]



8 放送施設の応急対策

(日本放送協会、㈱京都放送、びわ湖放送㈱、㈱エフエム滋賀、㈱ZTV)

(1) 方針

放送施設等が、災害の発生により被害を受けた場合、予め選定した退避所等に速やかに移転し、放送を継続する。また、施設を災害から防護するため、緊急に以下の応急対策を実施する。

(2) 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め、要員を確保する。

(3) 資機材の確保

- ① 電源関係諸設備の整備確保
- ② 中継回線、通信回線の整備及び確保
- ③ 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備
- ④ 必要機材の緊急借用又は調達

(4) 放送施設応急対策

- ① 放送機等の障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。
- ② 中継回線障害時の措置
一部中継回線が断絶したときは、常設以外の必要機器を仮設し、無線、その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- ③ 演奏所障害時の措置
災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(5) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため、避難場所、その他有効な場所へ受信機を貸与・設置するほか、状況により広報車を利用して視聴者への情報周知に徹底を期す。

第8 学校等における応急対策

(健康福祉部、教育委員会)

1 基本方針

災害発生の際、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校（以下「学校等」という。）及び保育所において、園児、児童、生徒等（以下「児童等」という。）の安全確保と、市民の避難所としての防災機能の強化を図る。また安全教育の充実、通常教育の早期再開に向けて万全を期す。

2 防災体制

(1) 防災マニュアルの作成

校長は、学校等及び保育所の実情や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら、次の防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

- ① 緊急避難計画（学校等及び保育所内で活動中の場合、学校等及び保育所外で活動中の場合、課外時間外の場合）
- ② 発災時の初動活動マニュアル
- ③ 園児、低学年児童及びしょうがいのある子等への対応マニュアル
- ④ 避難所開設時用マニュアル（学校等の実情に即したものの。）

(2) 防災体制の構築

校長は、災害発生に備えて、次のような措置を取り、防災体制を構築する。

- ① 防災学習の実施、防災知識の普及
- ② 保護者との連絡方法の確立
- ③ 教育委員会、こども家庭支援課、県警察、消防署及び消防団等の防災関係機関との協力体制の確立
- ④ 緊急時に対応できる通信機器（携帯電話等）の確保
- ⑤ 通学路・通園路の防災マップの作成
- ⑥ 教職員への防災研修

3 学校等の応急対策

(1) 児童等の安全措置

- ① 校長は児童等の安全を確保するため、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5の特別警報」又は「暴風を含む警報」が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 幼稚園・認定こども園（短時部）・小学校・中学校・義務教育学校及び特別支援学校の場合

(ア) 臨時休業

登校前において児童等は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5の特別警報」又は「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休業とする。

(イ) 終業時刻の繰上げ

児童等の登校後すなわち学校管理下にあつて「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5の特別警報」及び「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し、児童等の安全を最優先とし適切な措置をとる。

その際、児童等の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案し、適切な指示及び指導をする。

(ウ) 警報発表前における特例措置

基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5の特別警報」又は「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合には、児童等の安全を最優先とし上記(ア)と同様の措置をとる。

また、学校管理下にあつて、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5の特別警報」又は「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、児童等の安全を最優先とし事前に教育活動を停止し、上記(イ)と同様の措置をとる。

(エ) 警報解除後における特例措置

判断の基準時刻とした午前7時までに、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5の特別警報」又は「暴風を含む警報」が解除された場合にあつても、学校所在地域や児童等の通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、校園長は、市教育委員会と協議の上、児童等に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げ又は臨時休業等の措置をとる。

イ 保育園・認定こども園（長時部）の場合

(ア) 家庭での保育

登園前において園児は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等に関する警戒レベル5の特別警報」及び「暴風を含む警報」が発表中の場合は、家庭での保育とする。ただし、「特別警報時の預かり申出書」及び「警報時の預かり申出書」を提出された場合は保育を行う。

- ② 校園長は、その他の警報(大雨、洪水、大雪等)が発表された場合は、学校所在地域等の状況に応じて、市立学校にあつては市教育委員会と協議の上、上記と同様の措置を講ずるものとする。

(2) 災害発生直後の措置

災害が発生した場合、学校等では、次の措置をとる。

- ① 校園長は、状況に応じて児童等の避難誘導を行う。このとき、低年齢児及びしょうがいのある子には十分な注意を払う。
- ② 児童等、教諭、職員及びそれらの家族の安否、並びに住居等の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、災害対策本部に報告する。
- ③ 児童等を安全に保護者に引渡すこととし、特に低年齢児及びしょうがいのある子に留意する。
- ④ 学校等の施設、設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告する。課業時間外に災害が発生した場合は、教諭又は教職員は勤務学校等に参集し、②及び③に掲げる措置を行うとともに、市が行う避難所運営、災害応急対策、復旧活動に協力し、災害時の教育の実施、園舎、校舎の管理、及び被災教育施設の応急

復旧のための体制を確立する。

- ⑤ 保育園・認定こども園長は、保育園児及び認定こども園（長時部）に対し、応急的な保育計画を策定し、保育の臨時編成を行う等必要な措置を講じ、速やかに教育委員会に報告するとともに、園児及び保護者に周知する。なお衛生管理には十分注意する。
- ⑥ 私立保育園においても、公立保育所に準じた災害応急対策を行う。

(3) 災害時の教育体制

① 教室の確保

校園長は、施設の被害状況を調査し、災害時の教育を実施するための教室を確保する。また、その状況に応じて二部授業等も考慮する。

災害の程度	災害時の教育実施のための予定場所
園舎、校舎の一部が被害を受けた場合	特別教室 屋内体育館
園舎、校舎の全部が被害を受けた場合	まちづくりセンター等の公共施設、隣接学校等の園舎、校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	市民の避難先の最寄りの学校等、まちづくりセンター、公共施設、応急仮設園舎、校舎の設置

② 教員の確保

災害により教員に不足を生じたときは、県教育委員会に補充配置を要請する。

③ 学級の編成

校園長は、災害時の教育計画を策定し、臨時の学級編成を行う等必要な措置を講じ、速やかに教育委員会に報告するとともに、児童等及び保護者に周知する。

(4) 学用品等の調達及び支給

① 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、準半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある児童等を対象とする。

② 調達方法

校園長は、教科書、教材、文房具及び通学用品の喪失又は棄損の状況を速やかに調査し、補給を要する数をまとめて、市教育委員会に要請する。市教育委員会は、これを取りまとめ、県教育委員会に報告する。

③ 支給品目

支給品目は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

④ 支給の方法

支給の対象となる児童等を把握し、教科書及び学用品等を、校園長を通じて支給する。

⑤ 支給の期間及び費用

災害救助法の定めるところによる。

(5) 学校施設が避難場所になったときの対策

① 初期の開設及び運営への協力

校長は、災害対策本部の指示により初期の開設及び運営を含め、できる限り協力する。

② 長期にわたる場合、及び全施設に及ぶ場合

校長は、学校教育の再開に万全を期すこととし、万一支障を生じる場合においては、災害対策本部と協議し、必要な措置をとる。

(6) その他留意事項

① 被災児童等の把握

被災児童等を把握し、その状況に合わせ、必要な措置を講ずる。

② 学校給食

学校給食は、原則として災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで行わない。

4 放課後児童クラブの応急対策

(1) 災害発生直後の措置

災害が発生した場合、放課後児童クラブ（各小学校・義務教育学校施設内設置）では次の措置をとる。

① 職員は状況に応じて児童等の避難誘導を行う。このとき、低年齢児及びしょうがいのある子には十分な注意を払う。

② 職員は、災害の規模や施設の被害状況によりこども家庭支援課（以下「本課」という。）の指示を仰ぎ、速やかに保護者に引渡しの連絡をする。

③ 本課の管理職は、前記報告を受けた場合、速やかに災害対策本部に連絡する。

④ 職員は、安全に保護者に児童を引渡すものとする。

⑤ 学校が休校となるおそれがある場合は、本課の指示を受け速やかに休所とする。

(2) 保護者への通知

本課長は、学校の休校期間中は放課後児童クラブを休所とする旨を保護者に通知する。なお、民間施設についても同様の措置をとるものとする。

第9 住宅対策

(都市建設部)

1 基本方針

日常生活の基盤である住宅に重大な被害を受けた者に対し必要な援助を行い、被災者を救助するものとする。

なお、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、高齢者・しょうがいのある人等の災害時要配慮者に対する配慮を行う。また、迅速な被災者の住宅の確保や災害時の復興に必要なほかの建築物のための用地確保、省資源、既存住宅の利活用、地域コミュニティの維持等に配慮するため、被災した住宅の障害物の除去、被災した住宅の応急修理、公営住宅等の一時提供、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅の順に優先して被災者に対する住宅の提供を行う。

2 住宅に関する応急対策

(1) 災害発生以前（平常時）における対策

都市建設部は、平常時において、大規模な地震災害が発生した場合の被害調査マニュアルを下記により予め整備しておく。

- ① 調査箇所区分と調査担当者の割り振り
- ② 調査方法
- ③ 被害の報告
- ④ その他

(2) 応急対策の実施手順

① 住宅に関する被害状況の把握

住宅の被害調査マニュアルに基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。
なお、被害調査にあたっては、市民からの情報を参考にする。

② 被害状況の報告

把握した住宅被害の状況については、とりまとめの上、災害対策本部及び県住宅担当部門に速やかに報告する。

③ 住宅の応急危険度判定

市民の安全確保を図るため、住宅の応急危険度判定を速やかに実施する。

④ 応急仮設住宅建設戸数の算定

住宅の被災状況及び被災住民の意向調査から応急仮設住宅の必要建設戸数を算定する。また、併せて応急仮設住宅の建設適地として、2次災害の危険性の少ない場所を選定し、応急仮設住宅の建設用地の確保を図る。(建設用地については、平常時において、候補地の選定及び確保を進めるものとする。)

⑤ 応急仮設住宅建設計画の作成

建設戸数及び建設用地が確定した段階で、県と連携し、応急仮設住宅建設計画を速やかに作成する。

⑥ 入居者の選定

応急仮設住宅建設計画の作成と並行し、入居者の選定を実施する。なお、選定にあたっては、被災状況を考慮の上公平・公正に行うとともに、要配慮者に配慮して行うものとする。災害救助法が適用された場合、県本部から入居者の選定事務が市に委任される場合がある。

⑦ 応急仮設住宅の建設

建設計画に基づき応急仮設住宅を迅速に建設する。なお、建設にあたっては、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、災害時要配慮者に配慮した構造とするように努める。ただし、災害救助法が適用された場合、県本部が応急仮設住宅の建設を行う。

⑧ 応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅の建設後、選定した市民の入居を速やかに実施する。

⑨ 公営住宅等の活用

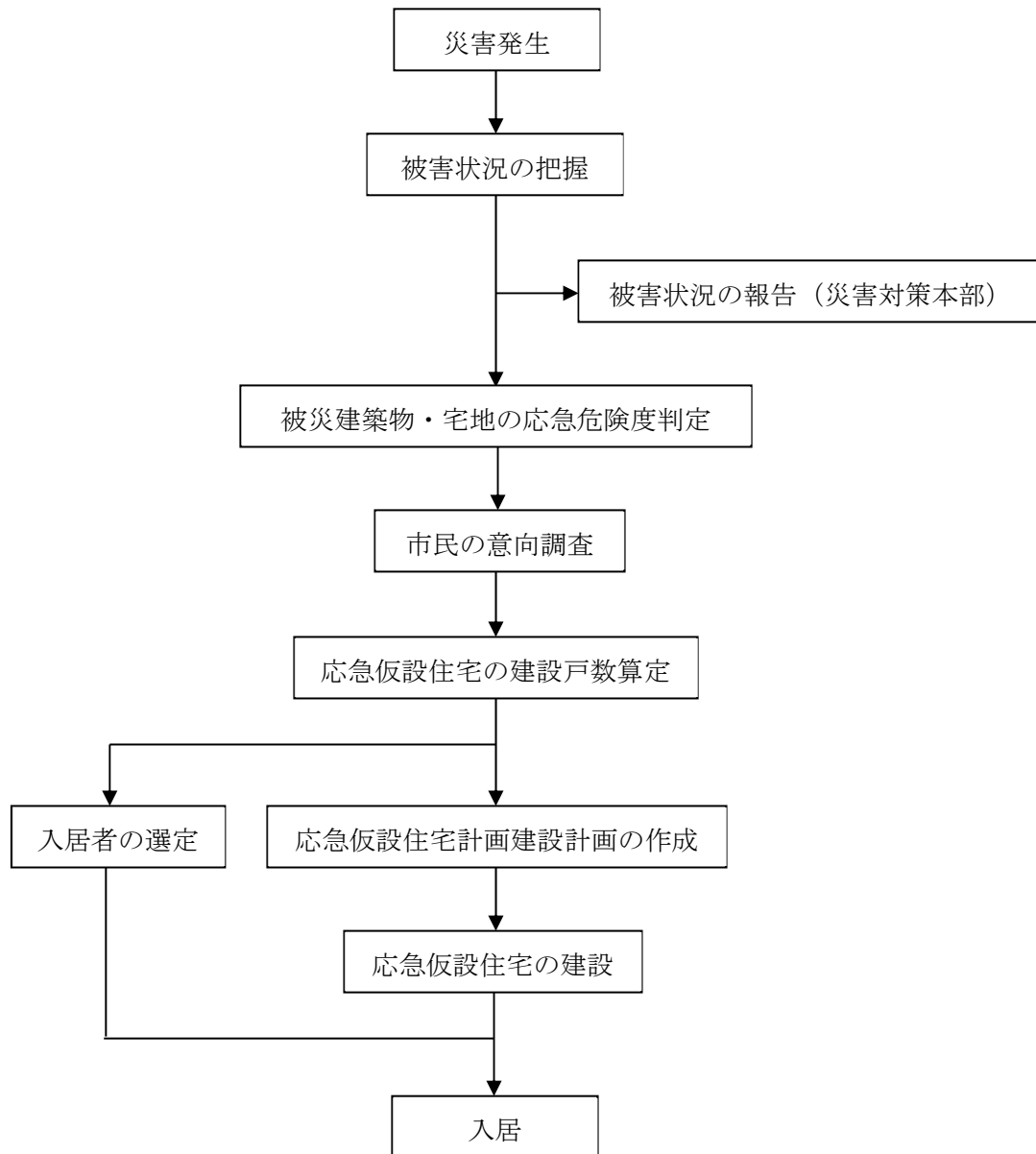
被災者の住宅確保にあたっては、応急仮設住宅への入居に加え、公営住宅の空き家の活用を推進する。

⑩ 賃貸住宅等の借り上げによる設置

地震が発生した場合には、応急仮設住宅の建設のほか、公営住宅や民間賃貸住宅等を県が借り上げ、住宅を失った被災者に提供することが有効である。

県本部は、県や市の公営住宅、また、災害時応援協定を締結している公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部、2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会2府8県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益社団法人日本賃貸住宅管理協会等の関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として提供する。なお、その際には、要配慮者に対し、段差の解消やスロープ、手すり等が設置されるなどの配慮がされた民間賃貸住宅等を提供できるよう努める。

[応急仮設住宅の建設フロー]



3 応急仮設住宅の建設

(1) 建設の実施

① 実施者

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合には、県が実施する業務であり、知事から市長に委任される場合がある。

② 対象者

ア 入居対象者

住家に被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の三つの要件を満たす者とする。

- (ア) 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある者
- (イ) 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない者

(ウ) 住宅を賃借し、又は購入する資力がない者

イ 災害救助法による応急仮設住宅の供与対象者

災害により、住家が全壊又は全焼し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を原則とする。

③ 要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、一定割合について、段差の解消やスロープや手すり等の設置を図るなど、高齢者やしょうがいのある人等要配慮者に配慮した構造のものとするよう努める。

④ 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は、完成の日から2年以内とする。

(2) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、市が提供するものとする。用地は市有地で、被災地に近い場所を原則とするが、災害発生地区の状況及びライフライン等の整備状況を考慮し決定する。

(3) 入居者の選定

県から入居者の選定が市に委任された場合、選定にあたって十分な調査を行い、必要に応じて民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力、その他の生活条件を参考の上行う。その際次のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

① 生活保護法の被保護者及び要保護者

② 特定の資産のない失業者、寡婦及び母子世帯、高齢者、病弱者及びしょうがいのある人、勤労者及び小規模企業者

③ 上記に準ずる経済的弱者

(4) 入居者への配慮

高齢者、しょうがいのある人等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー及び手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康維持及び精神的安定に努める。

(5) 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建築物であって、その目的が達成されたときは、撤去されるべき性格のものであるため、災害対策本部は入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅の斡旋等を積極的に行う。

4 被災した住宅の障害物の除去

居室、炊事場等、日常生活に欠くことのできない場所又は玄関に堆積した土砂、廃材等を除去する応急対策を行い、日常生活の回復を図る。

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、次による。

(1) 対象者

居室、炊事場等、日常生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が存在するため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者とする。

(2) 実施

市は、被災した住宅の居室、炊事場等、日常生活に欠くことのできない場所又は玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適応された場合、県は、被災した住宅の日常生活に欠くことのできない場所又は玄関について障害物の除去を実施する。ただし、県は、市にその業務を委任することができる。

なお、市の労力又は機械力が不足する場合は、県、関係機関及び他の市町等に対して協力を要請する。

(3) 実施期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

(4) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第12条による。

5 被災した住宅の応急修理

災害にかかった被害住宅の応急修理は、建築業者等の協力を得て速やかに実施する。ただし、修理は、屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う緊急の修理や、屋根、居室、炊事場、便所等、日常生活に欠くことのできない部分の応急的措置に限る。

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次による。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

① 実施責任者

知事から委任された場合、市長が実施する。

② 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

③ 応急修理内容

住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。

④ 実施期間

応急修理は、原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。

⑤ 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第7条による。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

① 実施責任者

知事から委任された場合、市長が実施する。

② 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

③ 応急修理内容

応急修理は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、欠くことのできない部分について行う。

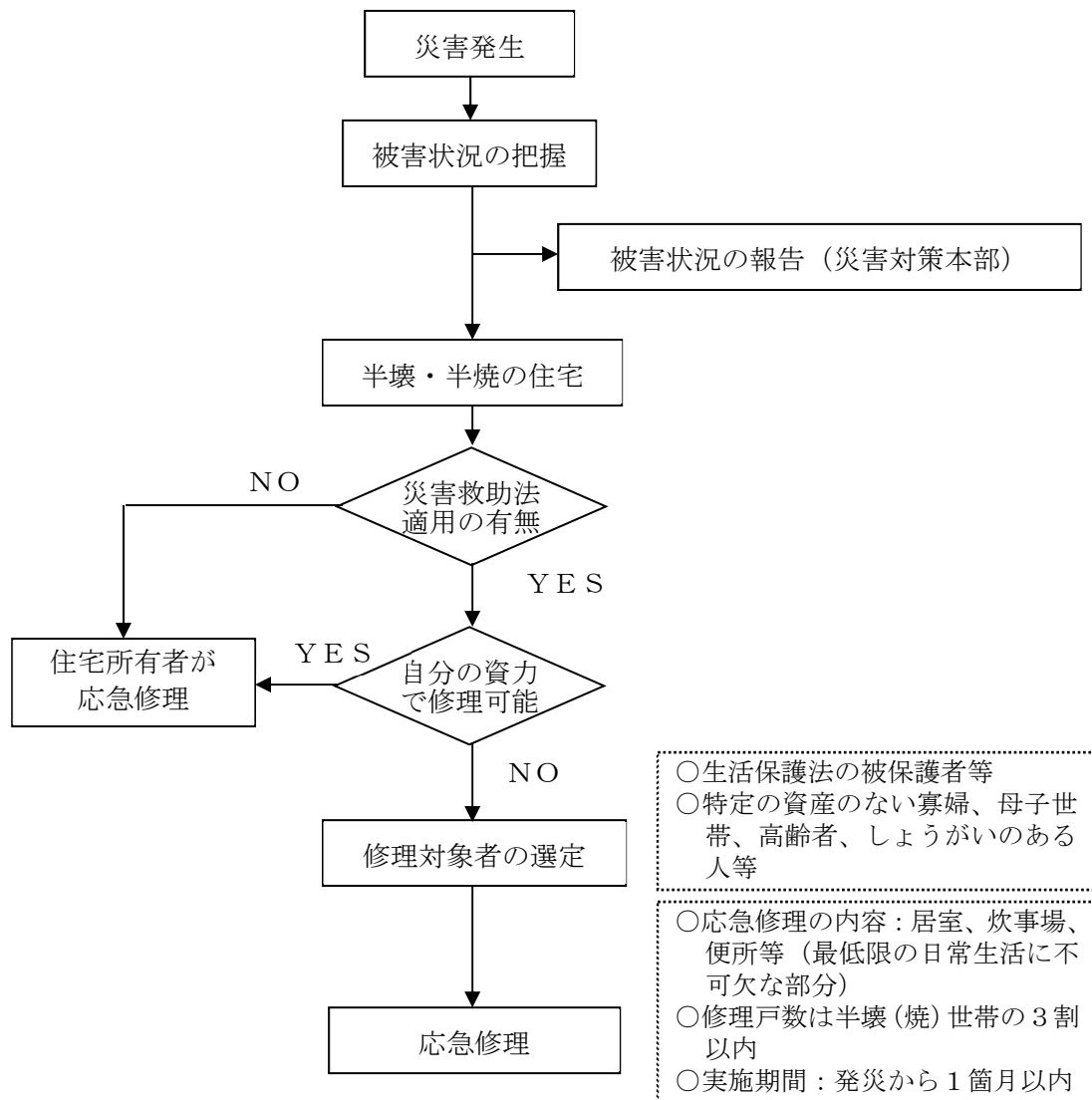
④ 実施期間

応急修理は、原則として、災害発生の日から3ヶ月以内に完了する。

⑤ 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第7条による。

〔住宅の応急修理フロー〕



第10 農林水産業施設等応急対策

(産業観光部)

1 基本方針

災害発生時において、農林水産業施設の被害の状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに、被害の早期回復を図る。

2 農林水産施設応急対策

(1) 災害発生以前（平常時）における対策

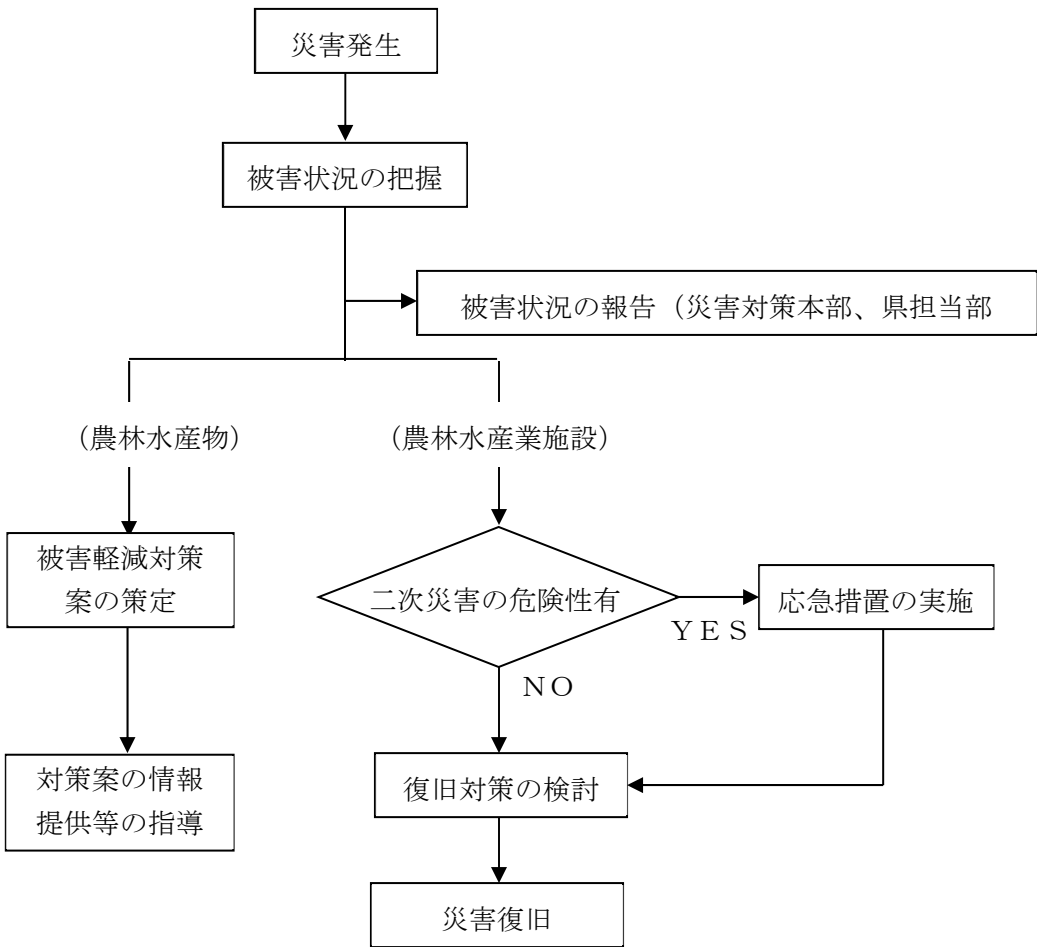
産業観光部は、平常時において、大規模な災害が発生した場合における農林水産施設の被害調査マニュアルを下記により予め整備しておく。

- ① 調査の順序
- ② 調査箇所
- ③ 調査方法
- ④ 被災状況に応じた措置
- ⑤ 被害の報告
- ⑥ その他

(2) 応急対策の実施手順

- ① 農林水産施設に関する被害状況の把握
農林水産施設の被害調査マニュアルに基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。
- ② 被害状況の報告
把握した農林水産施設の被害状況については、とりまとめの上、災害対策本部及び県関係機関に速やかに報告する。
- ③ 農林水産施設に関する応急対策方針の作成
農林水産施設に関する応急対策方針は、以下により作成する。
 - ア 二次災害の危険性がある農林水産施設
二次災害の危険を回避する応急措置を実施の上、復旧対策を検討する。
 - イ 二次災害の危険性がない農林水産施設
復旧対策を検討する。
- ④ 農林水産施設の災害復旧
農林水産施設に関する応急対策方針に基づき、災害復旧を実施する。
- ⑤ 農林水産物に関する応急対策方針の作成
 - ア 農作物に対する病虫害防除など被害軽減対策案を策定する。
 - イ 農業者等への対策案の情報提供等の指導を行う。

[農林水産施設に関する応急対策フロー]



(3) 災害応急対策

災害対策本部は、対象施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

① 施設管理者は、農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の災害応急対策を実施する。

ア 農業用施設は、土地改良区等が管理している次表に掲げる施設とする。

被害情報伝達対象農業用施設

対象施設	所在地	連絡先
姉川左岸揚水機場	細江町 1311 (62-4100)	姉川左岸土地改良区 (62-6015)
長浜南部揚水機場	田村町 1321-5 (64-1255)	長浜南部土地改良区 (62-0167)

対象施設	所在地	連絡先
早崎内湖干拓排水機場	安養寺町 1070-33 (72-3164)	早崎内湖土地改良区 (72-2324)
琵琶湖揚水機場	益田町 1423 (電話なし)	湖北土地改良区 (85-2069)
余呉湖補給揚水機場	木之本町飯浦 507 (電話なし)	〃
余呉湖第二補給揚水機場	〃	〃

イ 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急工事に着手する。

ウ 応急復旧のための支援要請

施設が被災したとき、又は施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急復旧にあたるものとする。

- ② 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、関係機関と協議の上、応急工事に着手する。

3 治山施設応急対策

- (1) 施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険のあるときは、その障害物及び危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに、緊急度に応じて消防機関及び警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。
- (2) 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に県に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

4 水産業施設応急対策

- (1) 船舶、漁業施設、漁業用港湾施設等漁業関係施設が被災したときには、速やかにその状況を把握する。
- (2) 漁業再開のために、必要な災害応急措置をとる。
- (3) 被災の状況を県に報告する。
- (4) 被害が著しい場合は、県に協力又は復旧の促進を要請する。

第11 広域災害支援体制の確立

(全部局)

1 基本方針

広域災害が発生し、全国的規模による支援が必要と判断される場合、市は、速やかに広域災害支援体制を確立し、県と調整の上、必要な災害支援活動を積極的に実施する。

2 災害支援体制

(1) 支援対策本部の組織体制

広域災害が発生した場合、市長の判断により市に支援対策本部を設置し、必要な災害支援活動を実施する。なお、支援対策本部は、支援対策活動をおおむね終了し、市長が必要なしと判断した場合に閉鎖する。

① 支援対策本部組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、未来創造部長、北部政策局長、市民協働部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市建設部長、北部建設局長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、防災危機管理監、市立長浜病院事務局長、長浜市立湖北病院事務局長

② 支援対策本部事務局

支援対策本部に事務局を設置し、防災危機管理課が担当する。

③ 支援対策本部の設置場所

支援対策本部の設置場所は、市役所災害対策本部室とする。

(2) 災害支援活動の内容

市は、主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

項目	内容	担当
義援金募集	連合自治会義援金	市民協働部
	個人からの義援金	健康福祉部 長浜市社会福祉協議会
給水活動派遣		都市建設部 長浜水道企業団
緊急消防援助隊派遣		湖北地域消防本部
救援物資		健康福祉部 長浜市社会福祉協議会
公営住宅入居募集		都市建設部
医療チーム派遣		市立長浜病院・長浜市立湖北病院
ボランティア募集		健康福祉部 長浜市社会福祉協議会

第3章 災害応急対策計画
第4節 応急対策期の活動

項目	内容	担当
支援要員派遣	現地災害対策本部職員	総務部
	現地受付支援職員	健康福祉部
	下水道・ライフライン復旧職員	都市建設部
	通訳関係(ポルトガル語、スペイン語)	市民協働部
被災者の受入窓口	公共施設関係	総務部—指定管理所管課(各公共施設)
	生活支援施設関係	健康福祉部
備蓄品の提供		総務部
医薬品等の提供・保健師の派遣		健康福祉部
部局所管事務で報告のあった支援対策		担当所管部局

第5節 雪害対策

(各部局、消防本部)

第1 豪雪時の体制

豪雪時には、市民の安全を確保するため、速やかに災害対策本部体制（豪雪対策本部体制）を確立し雪害対策を実施する。なお、以下の体制以前においては都市建設部が「除雪対策本部」を設置し、道路の除雪等必要な対策を実施する。

■豪雪時の体制

気象・雪害の状況	体制	対応
・大規模な雪害が発生、又は雪害の発生が確実に予測されるとき	災害（豪雪）対策本部体制	・全市を挙げた雪害応急対策の実施

[災害（豪雪）対策本部体制]

災害（豪雪）対策本部体制は、「4 章大規模事故災害等応急対策計画」で定める事故対策本部体制に準じる体制とする。

第2 道路の除雪

市及び道路管理者は、降雪時の道路の円滑な通行と安全の確保を目的として、市民の協力のもと、速やかに道路除雪を実施する。市は、市道の除雪を迅速に実施し、県と連携して道路交通ネットワークの確保を図る。なお、道路の除雪は下記による。

1 除雪の分担等

(1) 国道、県道

国道8号は国土交通省、その他の国道及び県道は滋賀県が実施する。

(2) 市道

市道については、「長浜市道路除雪計画」に基づき実施する。

■除雪路線延長

(令和6年8月現在)

地区	市道延長	路線延長	
		直営	委託
長浜	380.1	44.7	166.4
浅井	189.2	49.3	32.3
びわ	102.7	6.1	52.3
虎姫	66.0	11.0	37.0
湖北	143.2	46.9	24.4
高月	115.0	18.2	58.1
木之本	105.2	6.8	63.7
余呉	84.5	1.4	10.8
西浅井	69.4	11.7	26.6
計	1255.2	196.1	471.6

2 除雪方法

- (1) 除雪は直営又は委託により実施し、直営については市所有の除雪機械等を予め計画的に配置して除雪を実施する。
- (2) 路面上の積雪深が10cm以上に達した場合に第1次除雪体制、30cm以上に達した場合に第2次除雪体制、60cm以上に達した場合に第3次除雪体制を敷き、除雪作業を実施する。
- (3) 除雪作業は、隣接地域、関係機関及び隣接市と密接な連携を図り実施する。
- (4) 迅速な除雪を実施するため、市民との協力体制を確立しておく。
- (5) 必要に応じ、凍結防止剤の散布を実施する。

第3 集落の雪処理

屋根の雪下ろしなどの雪処理は、自助及び共助(地域コミュニティによる雪処理)を原則とする。高齢者等の要配慮者に対しては、必要に応じ雪処理ボランティア、自衛隊等を活用して雪処理を実施する。

1 地域における除雪の促進

地域の生活道路における除雪を進めるため、「長浜市地域除雪作業委託補助金交付要綱」や「長浜市除雪機械購入補助金交付要綱」を活用した自治会による除雪作業の促進を図る。また、「長浜市高齢者世帯等雪下ろし費用補助金交付要綱」を活用した除雪作業の促進を図る。

2 ボランティアによる雪処理支援

地域社会だけでの雪処理が困難と判断される場合、消防団員等の動員に加え、市内外から雪処理ボランティアを募集し、地域社会の雪処理支援に活用する。

3 空き家等に関する対策

市は、所有者が不明である等の理由で空き家等の除雪を行う必要がある場合には、災害対策基本法第64条第1項(応急公用負担等)に基づいて、関係機関の協力のもとに除雪を実施する。

4 自衛隊の災害派遣

市及び地域社会だけでの雪処理が困難と判断される場合、速やかに自衛隊の災害派遣を知事に要請し、雪処理を迅速に実施する。

第4 農林水産業の雪害及び寒害応急対策

農作物、林業、水産業に対しての雪害及び寒害等の被害を最小限に留めるため、県水産課、湖北農業農村振興事務所、湖北森林整備事務所、JAレーク伊吹、JA北びわこ、森林組合、漁業協同組合等の指導を得て寒害応急対策を講ずるものとし、指導員等が不足するときは、湖北農業農村振興事務所に指導員、技術員の派遣を要請する。

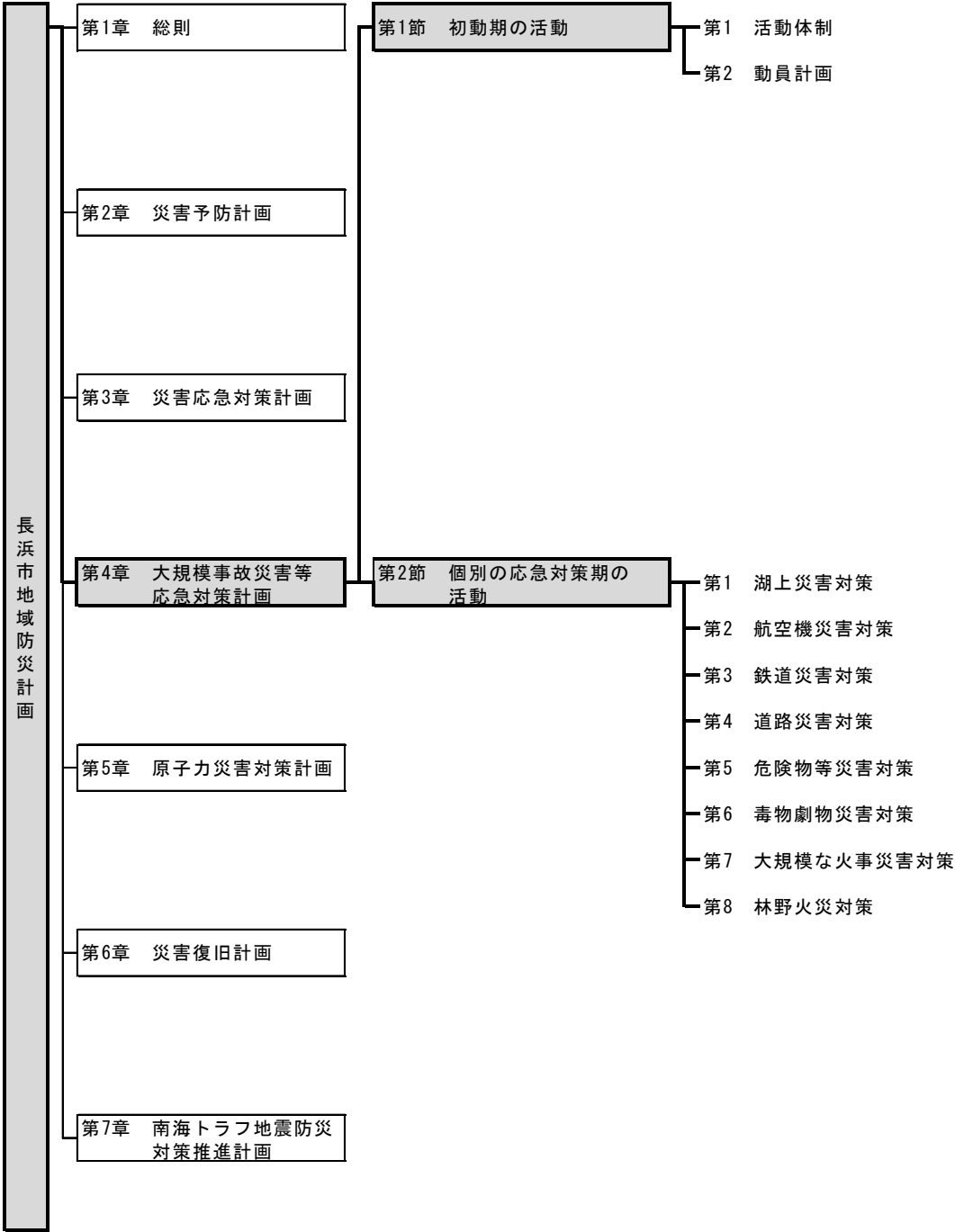
第5 大規模車両滞留対策

道路管理者及び近畿地方整備局、近畿運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第4章 大規模事故災害等応急対策計画



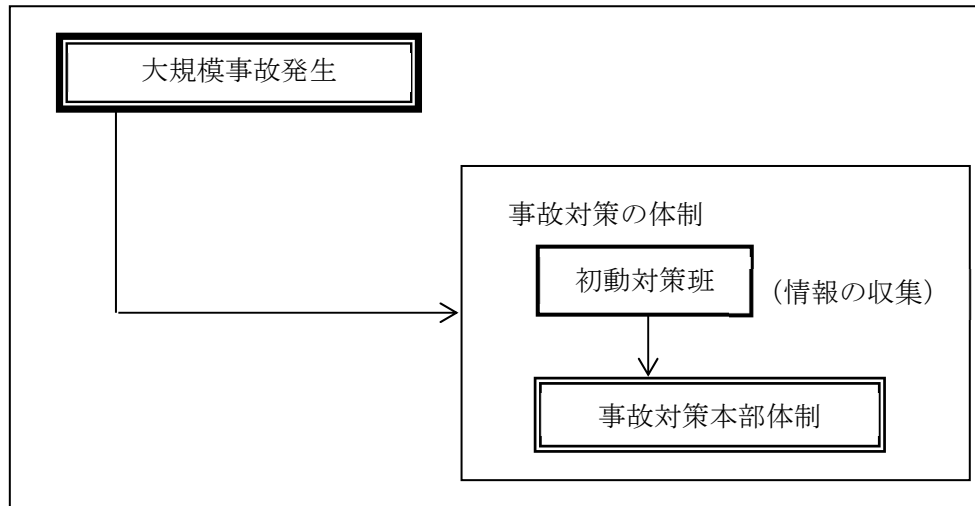
本章の構成



第1節 初動期の活動

(各部局、消防本部、県警察)

本市において、大規模な事故災害が発生した場合、初動対策班による速やかな事故対応を実施する。また、事故の規模が大規模である場合等重大な被害の発生が予測される場合、迅速に事故対策本部を設置して対応する。



第1 活動体制

配備基準や配備体制等の詳細については、「長浜市職員災害時初動マニュアル」による。

1 事故災害の想定

想定する災害は以下の事故災害とする。

(1) 湖上災害

旅客船の衝突等の湖上での大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生、又は発生するおそれがある場合。

(2) 航空機災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生、又は発生するおそれがある場合。

(3) 鉄道災害

旅客列車の衝突、車両火災等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生、又は発生するおそれがある場合。

(4) 道路災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生、又は発生するおそれがある場合。

(5) 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生、又は発生するおそれがある場合。

(6) 毒物・劇物災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生、又は発生するおそれがある場合。

(7) 大規模な火事災害

高層建築物等における大規模な火災等により多数の死傷者等が発生、又は発生するおそれがある場合。

(8) その他災害

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生、又は発生するおそれがある場合。

2 事故対策本部の組織等

市は、大規模な事故災害に対応するため、事故対策本部を設置する。また、事故災害対策を迅速に進めるため、災害発生後直ちに初動対策班を設置する。なお、初動対策班及び事故対策本部の組織及び設置等については以下による。

3 事故災害発生時の配備

大規模事故災害発生時における配備体制と配備基準等は以下による。

配備体制	配備基準	参集職員	参集場所
初動 対策班	本市及び隣接市町において大規模な事故災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	防災危機管理監・副防災管理監 防災危機管理課・秘書広報課・議会事務局・政策デザイン課・総務課・人事課・財政課・デジタル行政推進課・市民活躍課	災害対策作戦室・事務局室
		副防災危機管理監（北部担当） 北部管理課・北部政策課・北部建設課	北部合同庁舎会議室
事故対策 本部体制	本市及び隣接市町において大規模な事故災害が発生したとき、又はその発生が予想され、対策が必要と認められるとき、その他市長が必要と認めるとき	市長・副市長・教育長・防災危機管理監	災害対策本部室
		各部長・議会事務局長・会計管理者・市立長浜病院事務局長・長浜市立湖北病院事務局長・消防団長	災害対策本部室
		防災危機管理課・防災員・秘書広報課・議会事務局・政策デザイン課・総務課・人事課・財政課・デジタル行政推進課・市民活躍課	災害対策作戦室・事務局室
		副防災危機管理監（北部担当） 北部管理課・北部政策課・北部産業振興課・くらし窓口課・北部建設課	北部合同庁舎会議室
		その他の本庁職員	災害対策作戦室・事務局室
		その他の北部合同庁舎職員	北部合同庁舎会議室

4 初動対策班

(1) 設置

本市及び隣接市において大規模な事故災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、その後の活動を滞りなく実施するため直ちに初動対策班を設置し、初動期の応急対策を実施する活動体制をとる。

(2) 初動期の防災活動の実施

初動対策班の実施する応急対策は次の各号に掲げるものとする。

- ① 事故情報の収集及び伝達に関すること
- ② 医療・救助に関すること
- ③ 避難に関すること
- ④ その他必要と認めること

(3) 初動対策班の組織体制

[本庁]

班 長	(防災危機管理監)
副 班 長	(所管の防災員)
班 員	(防災危機管理課、防災員、秘書広報課、議会事務局、政策デザイン課、総務課、人事課、財政課、デジタル行政推進課、市民活躍課の職員)

[北部合同庁舎]

班 長	(副防災危機管理監 (北部担当))
班 員	(北部管理課、北部政策課、北部建設課の職員)

(4) 初動対策班の解除

以下の場合に初動対策班を解除する。

- ① 事故対策本部を設置した場合
- ② 事故災害対応が終了した場合

5 事故対策本部

(1) 事故対策本部の設置

① 事故対策本部の設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 大規模な事故災害が、発生したとき。
- (イ) 大規模な事故災害の発生が予想され、その対策が必要と認められるとき。
- (ウ) その他の状況により市長が必要と認めるとき。

イ 廃止基準

- (ア) 市内において、事故災害のおそれが解消したとき。
- (イ) 事故災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (ウ) 災害対策本部が設置されたとき
- (エ) その他、本部長が必要ないと認めたとき。

ウ 事故対策本部設置及び廃止の報告

事故対策本部を設置及び廃止したときは、速やかに県（防災危機管理局）及び市防災会議委員、関係指定地方行政機関、隣接市町へ報告する。

② 事故対策本部の設置場所

事故対策本部の設置場所は、市役所災害対策本部室とする。ただしその使用が不可能な場合は、浅井分庁舎とする。また、北部合同庁は北部合同庁舎会議室に設置する。

③ 事故対策本部設置の時期

市長の在席又は到着をもって、事故対策本部の設置の時期とする。

(2) 事故対策本部長

① 事故対策本部長

市長が事故対策本部長（以下「本部長」という。）となる。ただし出張等のため、市長が直ちに本部長になることができない場合は、次項に定める本部長臨時代行の在席又は到着をもって、事故対策本部の設置の時期とすることができる。

② 本部長臨時代行

勤務時間外において、市長の到着が遅れる等不在のときは、副市長、教育長、防災危機管理監、総務部長のいずれかの者の在席又は到着をもって、その最上位の者を本部長臨時代行とし、以後上席者が到着するたびに、本部長臨時代行は交替し、最後に市長の到着をもって本部長臨時代行を解く。

③ 本部長代行

ア 市長が出張その他の理由のため、本部長となることができない期間が長期にわたる場合は、副市長、教育長、防災危機管理監、総務部長の順で本部長代行を勤める。

イ 本部長は、必要があるときは、副本部長の中から1人を、副本部長不在の場合は、総務部長を本部長代行として指名することができる。

(3) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。本部員会議は、事故災害応急対策活動の最高決議機関であり、事故災害応急対策活動の重要事項を決定する。

6 事故対策本部の組織体制

(1) 事故対策本部組織

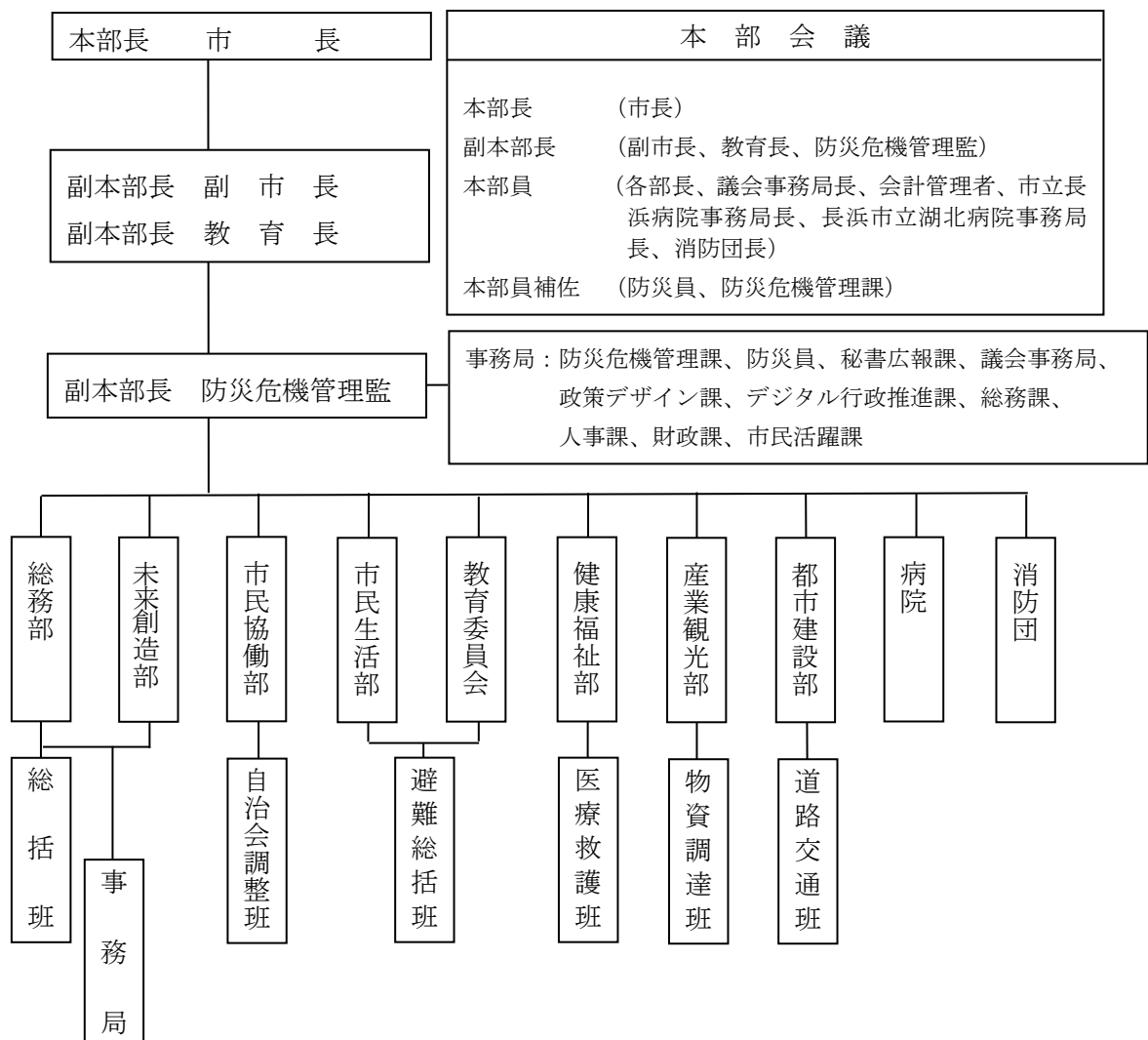
事故対策本部組織は、次表によって構成する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、防災危機管理監
本部員	総務部長、未来創造部長、北部政策局長、市民協働部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市建設部長、北部建設局長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、市立長浜病院事務局長、長浜市立湖北病院事務局長、消防団長
部員	防災危機管理課員、防災員、全職員

(2) 事故対策本部事務局

事故対策本部に事務局を設置し、事故対策本部の運営を行う。なお、事務局（事務局長は防災危機管理課長とする）は防災危機管理課、防災員、秘書広報課、議会事務局、政策デザイン課、総務課、人事課、財政課、デジタル行政推進課、市民活躍課が担当する。

[事故対策本部]



第4章 大規模事故災害等応急対策計画
第1節 初動期の活動

〔事故対策本部 任務分担表〕

班名	所掌業務	備考（部名）
事務局	災害対策本部の「事務局」の所掌事務のうち、該当するもの	総務部 未来創造部
総括班	災害対策本部の「総務部」の所掌事務のうち、該当するもの	総務部
自治会調整班	災害対策本部の「市民協働部」の所掌事務のうち、該当するもの	市民協働部
避難総括班	災害対策本部の「市民生活部」及び「教育委員会」の所掌事務のうち、該当するもの	市民生活部 教育委員会
医療救護班	災害対策本部の「健康福祉部」の所掌事務のうち、該当するもの	健康福祉部
物資調達班	災害対策本部の「産業観光部」の所掌事務のうち、該当するもの	産業観光部
道路交通班	災害対策本部の「都市建設部」の所掌事務のうち、該当するもの	都市建設部
市立長浜病院 長浜市立湖北病院	災害対策本部の「市立長浜病院」、「長浜市立湖北病院」の所掌事務に準じる	市立長浜病院 長浜市立湖北病院
消防団	災害対策本部の「消防団」の所掌事務に準じる	消防団、湖北消防本部

第2 動員計画

1 初動対策班の動員

(1) 勤務時間内の動員

事務局長が庁内放送又は電話、長浜市グループウェア、職員参集メールにより行う。

(2) 勤務時間外の動員

- ① 当直者が防災関係機関又は市民からの通報を受けた時は、直ちに事務局長に連絡する。
- ② 事務局長は、本部長に連絡し、協議の上、初動対策班を非常召集する。

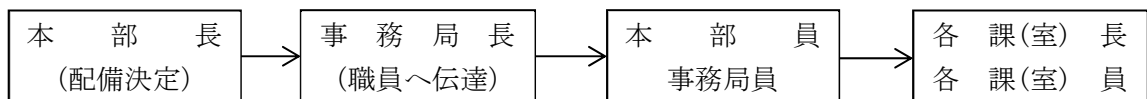
2 事故対策本部の動員

(1) 勤務時間内の動員

勤務時間内に災害が発生した場合の各職員の動員及び配備指令は、次のとおりである。

- ① 事故対策本部の動員は、本部長の配備決定に基づき、事務局長が事務局員を通じ伝達する。
- ② 口頭又は一斉庁内放送、長浜市グループウェア、職員参集メール、電話等により伝達を行い、速やかにその旨の周知に努める。
- ③ 各本部員及び部員は、配備決定及び動員についての伝達事項を受けたときは、速やかに指定された配備体制にしたがう。
- ④ 各本部員は、自部署の職員の動員状況について把握し、動員状況報告書（様式編参照）を作成し、本部に提出する。

[勤務時間内の連絡ルート]



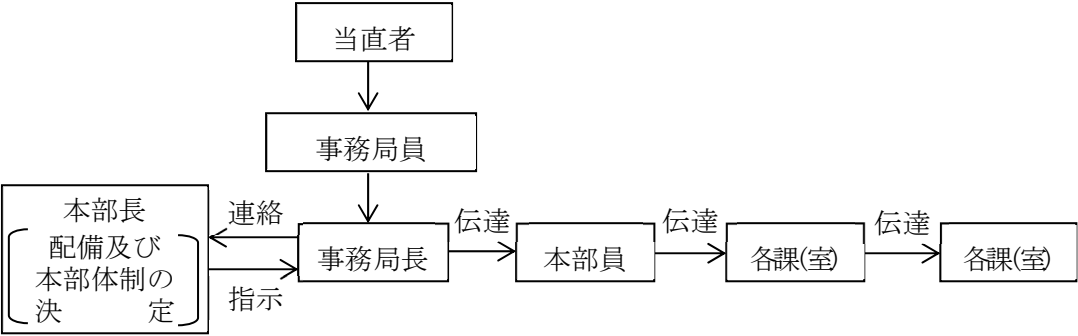
(2) 勤務時間外の動員

勤務時間外に災害が発生した場合の各職員の動員及び配備指令は、次のとおりである。

- ① 当直者から連絡を受けた事務局長は、速やかに本部長に連絡し、配備体制、その他につき指示を受ける。
- ② 事務局長は、速やかに指定された配備体制等を、本部員、事務局員へ連絡し、各本部員は各部局員へと連絡を行う。なお、伝達にあたっては、職員参集メールを活用する。
- ③ 事務局長より伝達を受けた本部員は、速やかに自部の所属課(室)長に伝達するとともに、市役所災害対策本部室に参集し、事故対策本部の開設にあたる。
- ④ 事務局長より伝達を受けた事務局員は、速やかに指定された配備体制等を確立する。
- ⑤ 本部員より伝達を受けた各課(室)長は、速やかに指定された配備体制を確立する。

- ⑥ 各課(室)長より伝達を受けた各課(室)員は、速やかに指定された配備体制につく。
- ⑦ 各本部員は、自部署の職員の動員状況について把握し、動員状況報告書(様式編参照)を作成し、本部に提出する。

[勤務時間外の連絡ルート]



第2節 個別の応急対策期の活動

(各部局、消防本部、県警察)

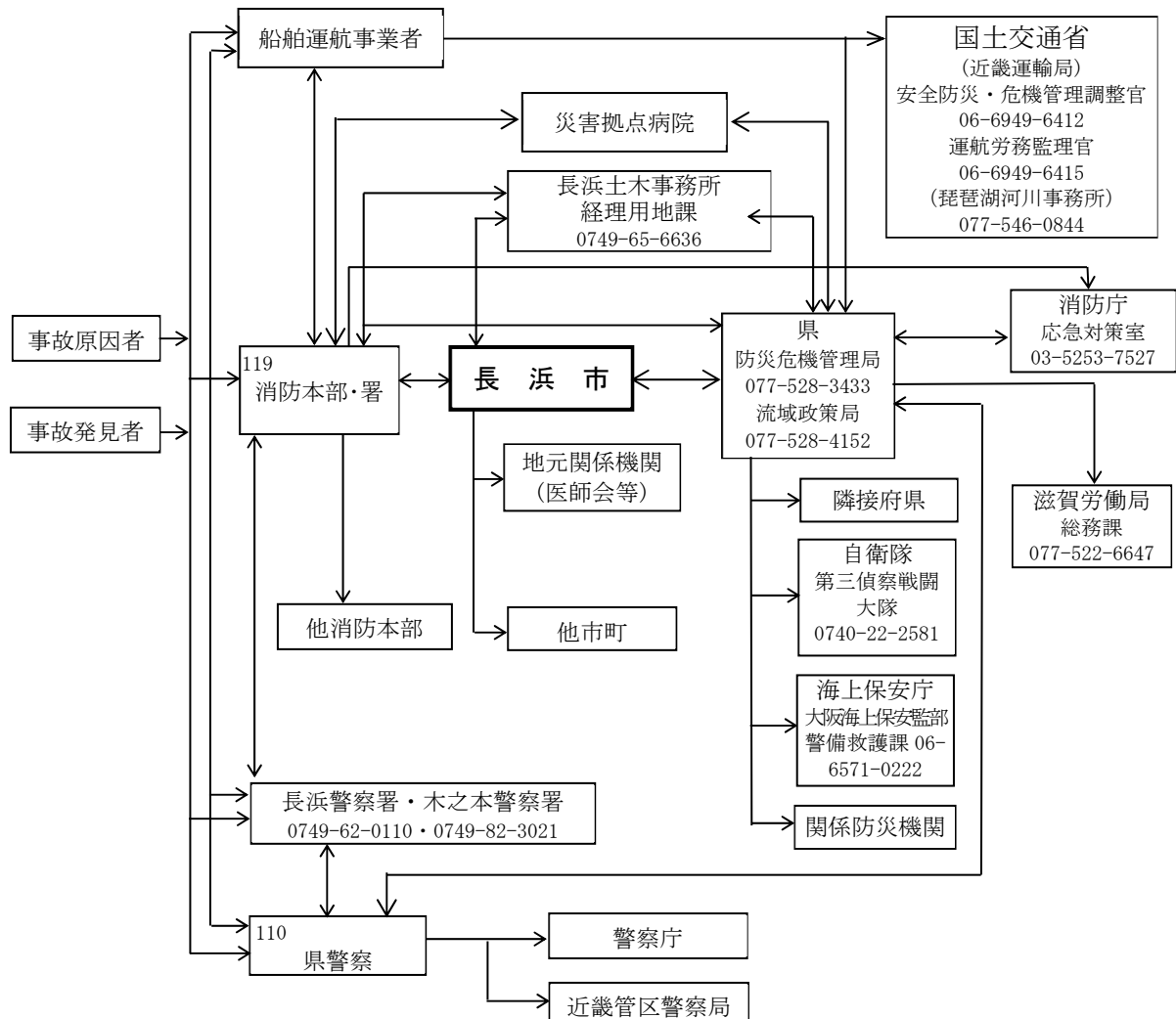
第1 湖上災害対策

1 情報の収集・連絡、避難誘導等

(1) 情報の収集・連絡系統

災害が発生した場合、事故対策本部は、消防本部、県警察と連携し、情報の収集・伝達にあたる。情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

〔事故災害発生時の連絡系統〕



① 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、事故災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

② 事業者

事業者は、自己の業務にかかわる緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに県、消防本部、県警察、近畿運輸局運航労務監理官に連絡する。

③ 県

県は市、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

また必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、被害情報を収集する。その際には画像情報を積極的に活用する。

④ 市

事故対策本部は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

また必要に応じて市民等の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

2 活動体制

事故対策本部は、県をはじめ県警察、関係市町、消防本部、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県及び防災関係機関との連絡調整体制を確保する。

3 救援活動

県、市、県警察、消防本部、その他防災関係機関は、事故災害発生による搜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行う。実施機関において対応できない場合は、市から県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

(2) 搜索活動

県、市、県警察、消防本部は、搜索活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

県は、市又は消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、搜索活動に関し次の措置を講ずるものとする。

① 防災ヘリコプターの出動

② 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

③ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(3) 救急救助活動

県、市、県警察、消防本部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

県は、市又は消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急救助活動に関し次の措置を講ずるものとする。

① 防災ヘリコプターの出動

② 消防組織法第44条第1項に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

- ③ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- ④ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑤ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害医療派遣チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣要請

(4) 医療救護活動

県、市、県警察、消防本部、日本赤十字社滋賀県支部及び（社）滋賀県医師会等医療関係団体は、医療救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

① 市

事故対策本部は、消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、医療救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

② 県

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、医療救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班、こころのケアチーム等の派遣を要請する。

③ 県警察（公安委員会）

公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の通行を禁止・制限するものとする。

④ 被災現場での医療救護活動

県は、医療救護班等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急救治及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送にあたっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講ずるものとする。

(5) 消火活動

県、市、消防本部、消防団は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

① 市、消防本部、消防団

市、消防本部、消防団は、消火活動を実施するとともに、必要に応じ「滋賀県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

資料編参照：滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領

② 県

県は、市又は消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講ずるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条第1項に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(6) 市民の避難

① 避難指示と避難誘導

事故対策本部は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて市民に対し避難指示を行う。また避難誘導に際しては要配慮者を優先する。

② 避難所の設置と運営

事故対策本部は必要に応じて避難所を開設し、設置場所を市民に周知徹底する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

4 広報活動

事故対策本部は県及び防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、迅速に市民への周知を図るとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

広報はおおむね次のような事項について行う。

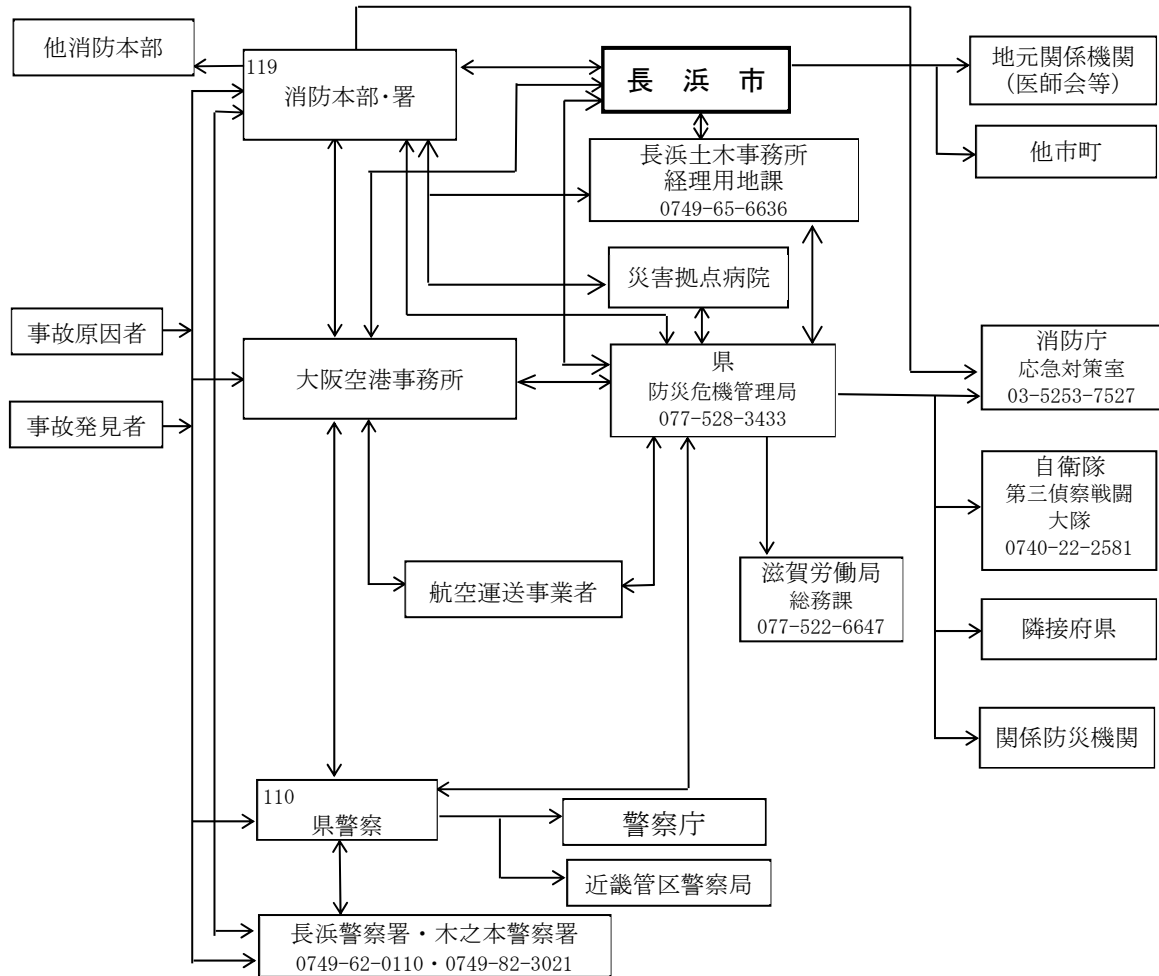
- (1) 事故の発生日時及び場所
- (2) 被害の状況
- (3) 被災者の安否状況
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 交通規制の状況
- (6) 治安の状況
- (7) 市民に対する協力及び注意事項
- (8) その他必要と認められる事項

第2 航空機災害対策

1 情報の収集・連絡系統

災害が発生した場合、事故対策本部は、消防本部、県警察と連携し、情報の収集・伝達にあたる。情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

[事故災害発生時の連絡系統]



2 その他の災害応急対策

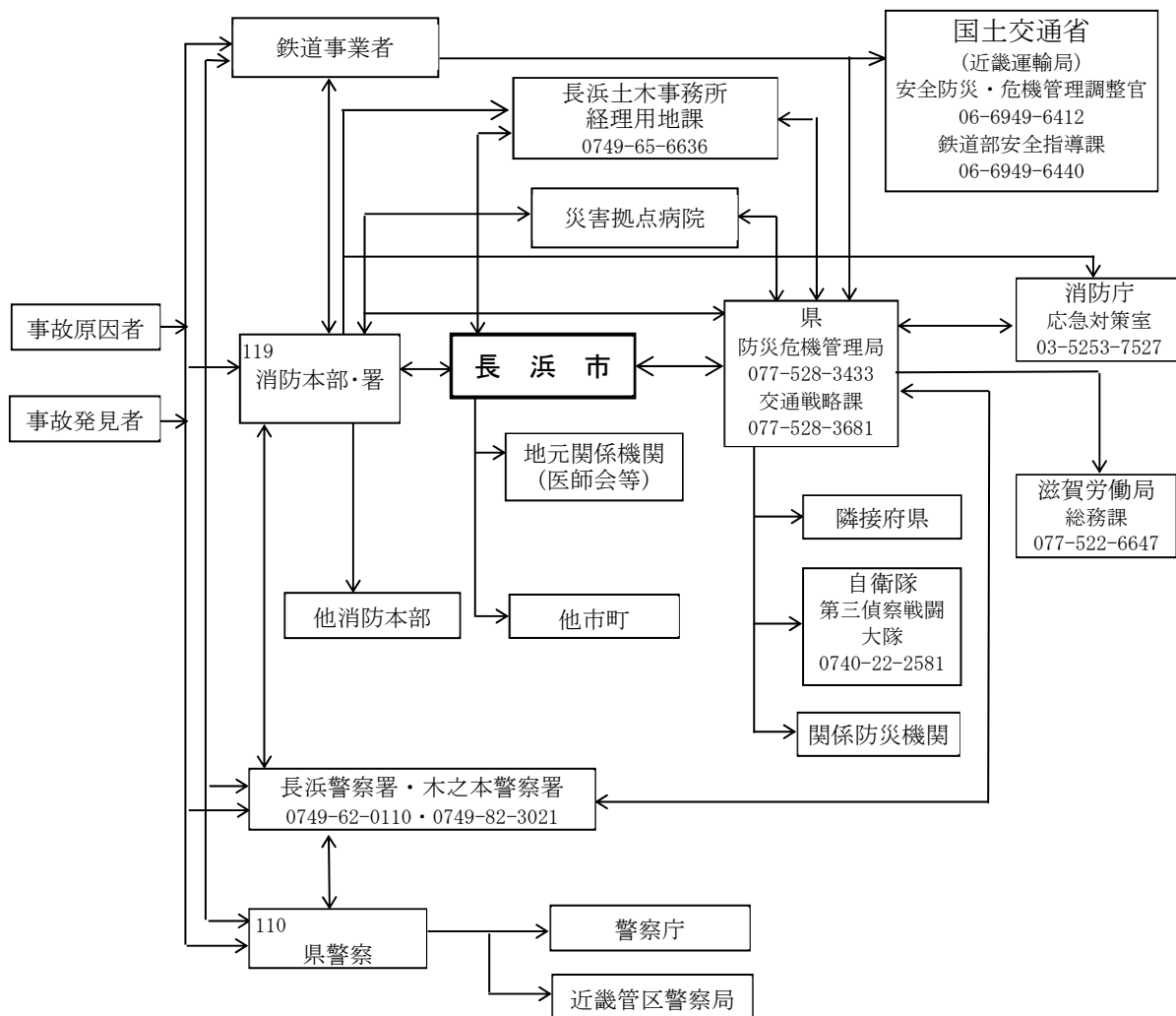
「湖上災害」の災害応急対策に準ずる。

第3 鉄道災害対策

1 情報の収集・連絡系統

災害が発生した場合、事故対策本部は、消防本部、県警察と連携し、情報の収集・伝達にあたる。情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

〔事故災害発生時の連絡系統〕



2 その他の災害応急対策

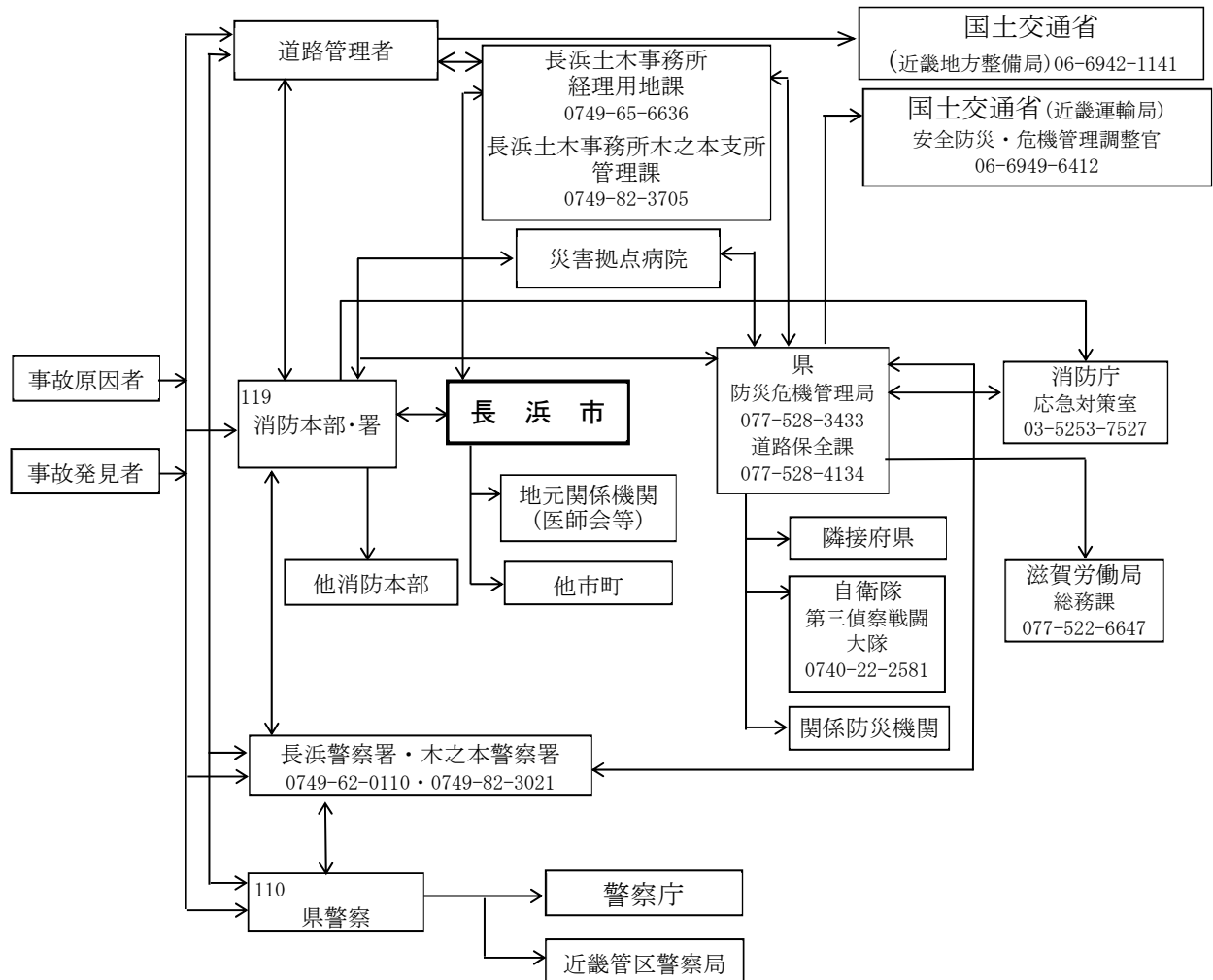
「湖上災害」の災害応急対策に準ずる。

第4 道路災害対策

1 情報の収集・連絡系統

災害が発生した場合、事故対策本部は、消防本部、県警察と連携し、情報の収集・伝達にあたる。情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

〔事故災害発生時の連絡系統〕



2 緊急輸送のための交通の確保

(1) 道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路啓開等

- ① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の

命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

- ② 国土交通大臣は、道路管理者である県及び市町に対し、知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

3 その他の災害応急対策

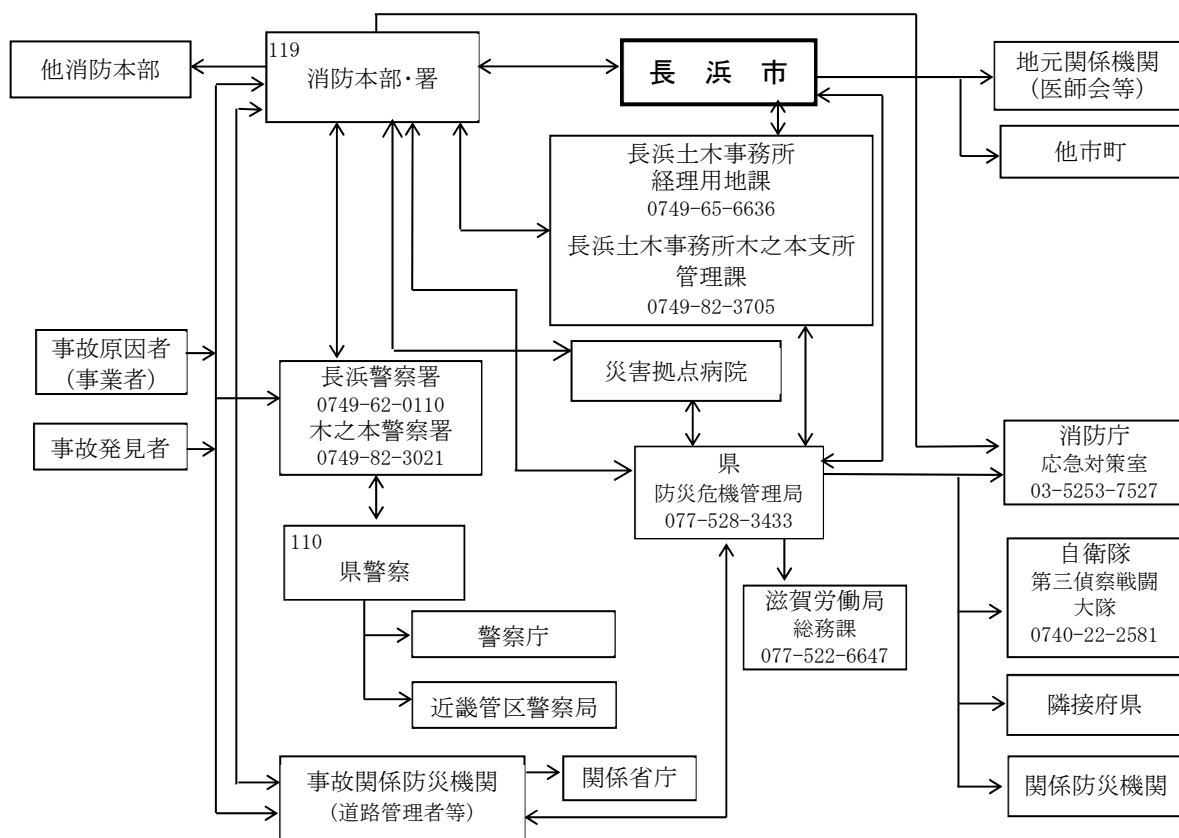
「湖上災害」の災害応急対策に準ずる。

第5 危険物等災害対策

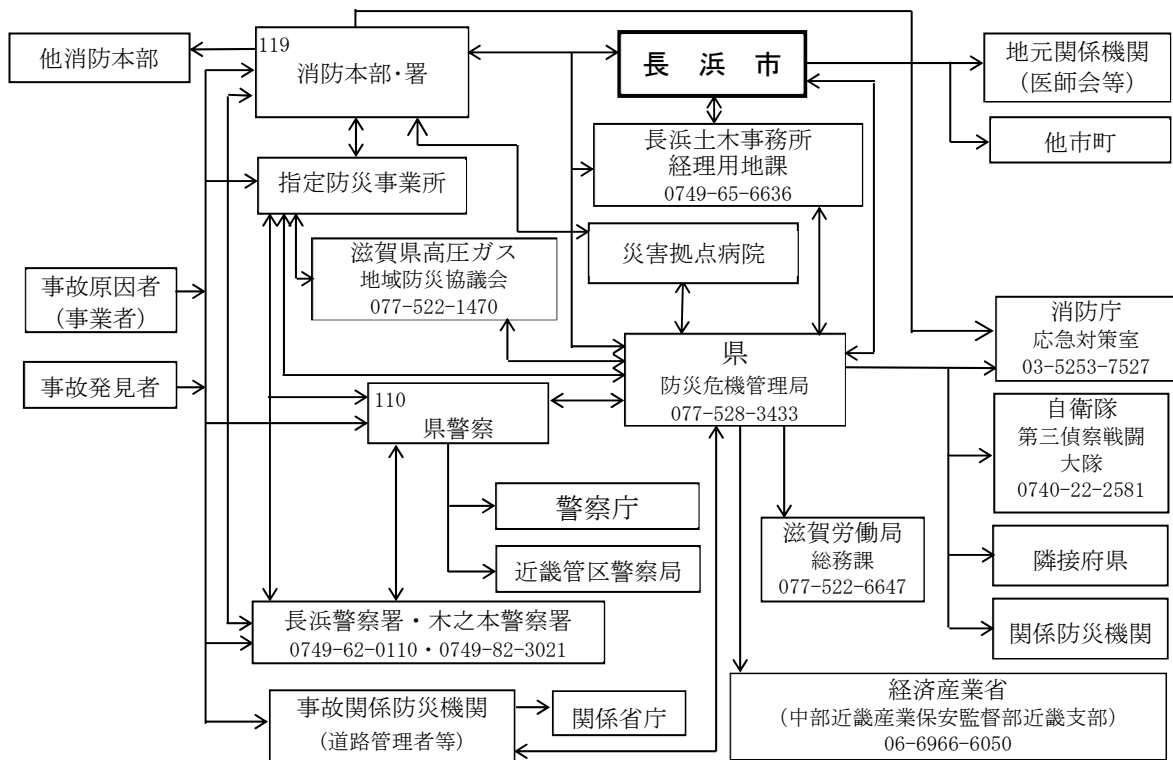
1 情報の収集・連絡系統

災害が発生した場合、事故対策本部は、消防本部、県警察と連携し、情報の収集・伝達にあたる。情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

[危険物災害発生時の連絡系統]



[高圧ガス災害発生時の連絡系統]

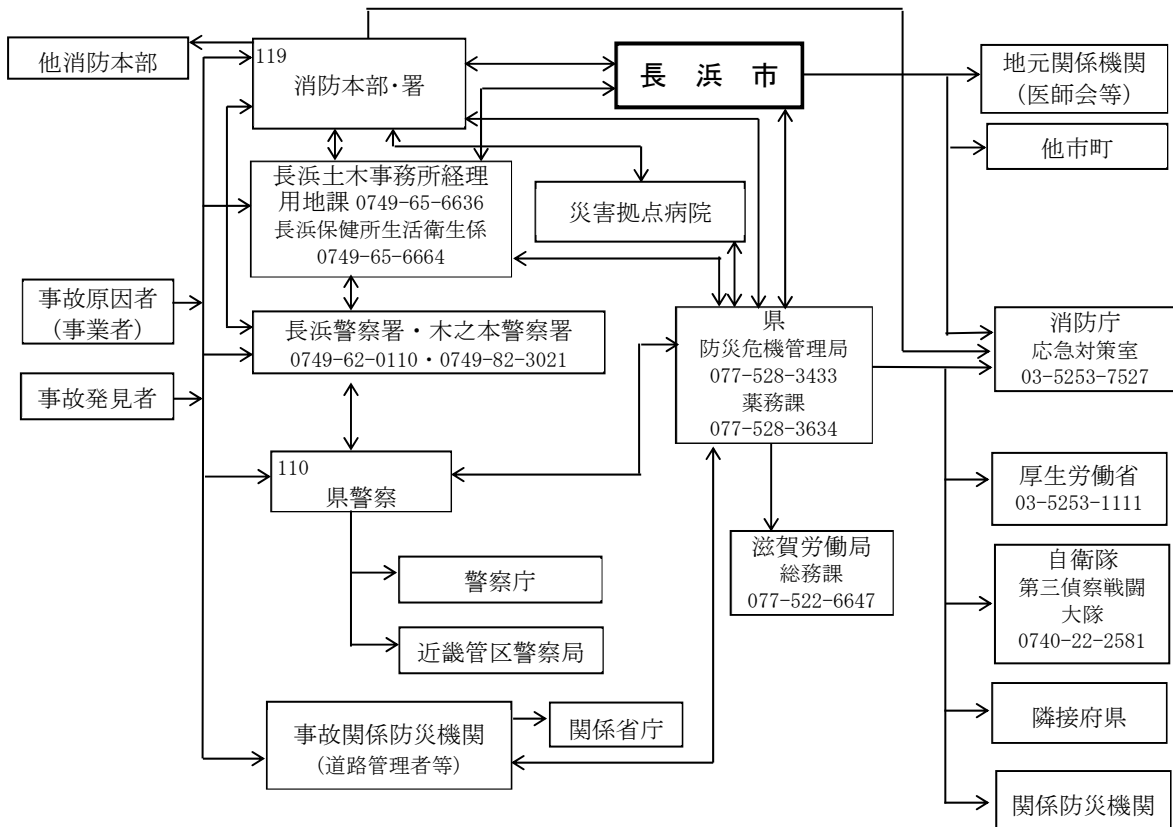


第6 毒物劇物災害対策

1 情報の収集・連絡系統

災害が発生した場合の一般的な情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

[毒物劇物災害発生時の連絡系統]



2 その他の災害応急対策

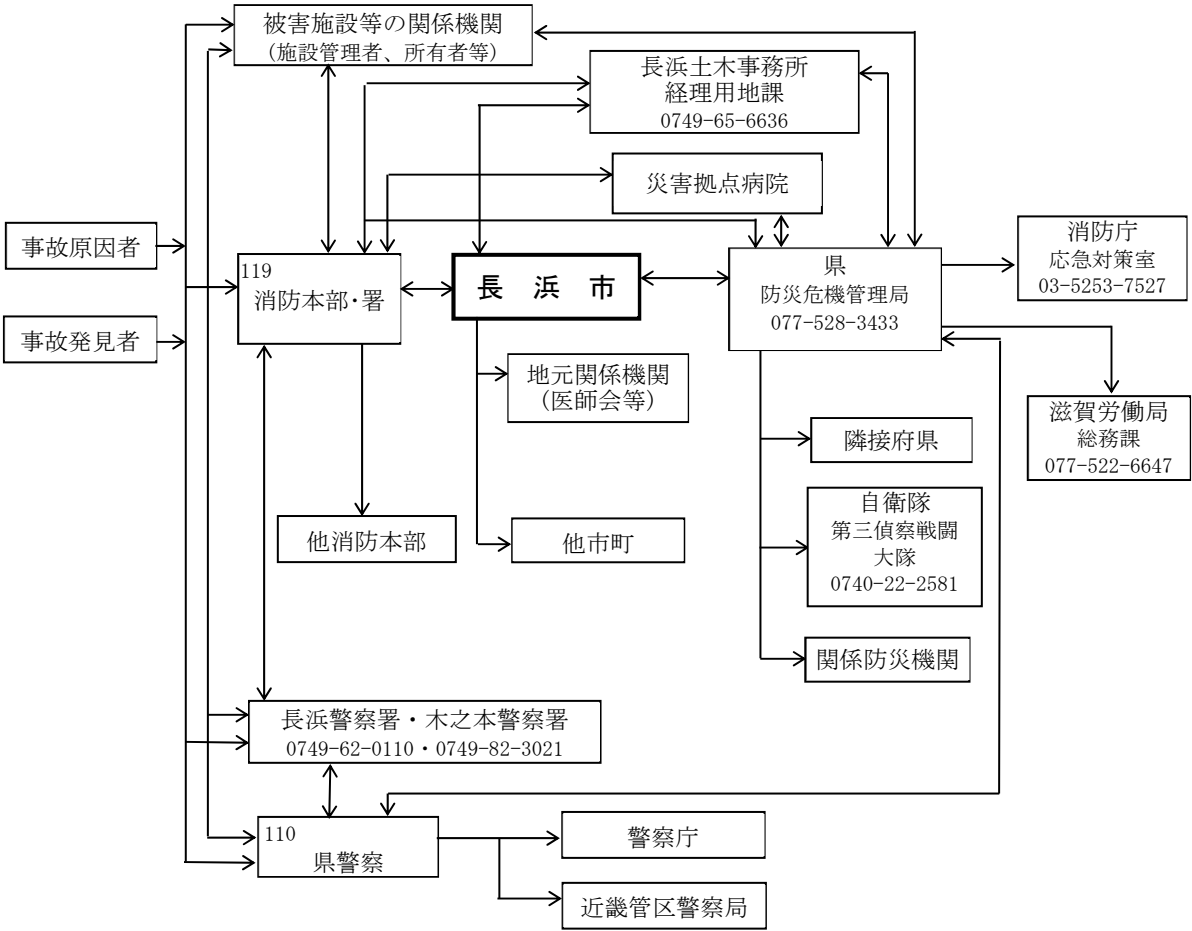
「湖上災害」の災害応急対策に準ずる。

第7 大規模な火事災害対策

1 情報の収集・連絡系統

災害が発生した場合の一般的な情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

[大規模な火事災害発生時の連絡系統]



2 その他の災害応急対策

「湖上災害」の災害応急対策に準ずる。

第8 林野火災対策

(総務部、産業観光部、消防本部)

1 方針

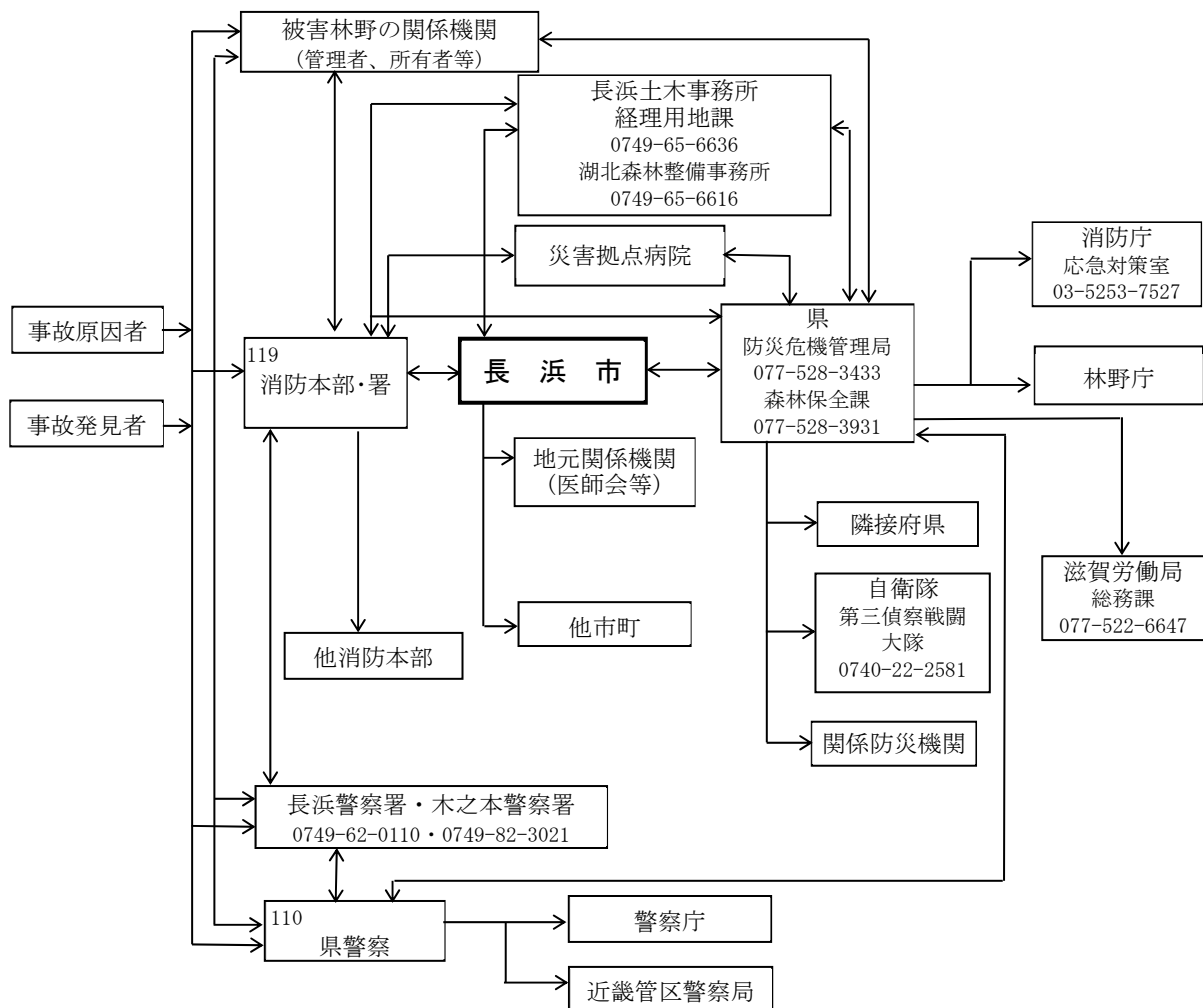
林野において大規模な火災が発生した場合には、県、市、消防本部、消防団、県警察及び自衛隊は相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

林野火災の特異性を考慮し、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

2 情報の収集・連絡系統

災害が発生した場合の一般的な情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

〔林野火災発生時の連絡系統〕



3 火災通報等

- (1) 火災を発見した者から通報を受けた場合は、予め定める出動体制をとるとともに関係機関に通報を行う。また市民、入山者等に対して周知を図る。
- (2) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

4 活動体制

(1) 現場指揮本部の設置

火災を覚知した市は、予め定める現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御にあたるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町等への応援出動準備要請を行う。

(2) 現地災害対策本部の設置

火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、当該地域に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

- ① 相互応援協定等に基づく隣接市町等の応援隊の出動要請
- ② 自衛隊出動要請の検討
- ③ 応援隊、飛火警戒隊及び補給隊等の編成
- ④ 警戒区域、交通規制区域の指定

(3) 空中消火の要請

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県への通報を行うとともに、次のとおり空中消火の要請を行う。

- ① 滋賀県防災航空隊への出動要請
- ② 自衛隊出動要請のための知事への依頼
- ③ 消防庁に対する広域航空消防応援要請のための知事への依頼

(4) 航空隊等の受入れ体制

円滑な空中消火を実施するため、次の措置を講ずる。

- ① 陸空通信隊の編成
- ② 林野火災用防災地図の作成
- ③ 空中消火補給基地の設定
- ④ ヘリポート等の設定

5 その他の災害応急対策

災害が発生し、避難、救急、医療、助産、その他の災害応急対策を必要とするときは、市地域防災計画の災害応急対策計画によるものとする。

6 資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し、今後の対策を講ずる。

市は、焼損面積 20ha 以上の火災の場合は、昭和 55 年 3 月 11 日付消防地第 81 号に定める林野火災調査資料を作成し、速やかに県に報告を行う。

第5章 原子力災害対策計画



本章の構成

長
浜
市
地
域
防
災
計
画

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 大規模事故災害等
応急対策計画

第5章 原子力災害対策
計画

第6章 災害復旧計画

第7章 南海トラフ地震
防災対策推進計画

第1節 総則

第2節 原子力災害事前対策

第3節 緊急事態応急対策

第4節 原子力災害事後対策

第1 計画の目的

第2 計画の性格

第3 県地域防災計画（原子力災害対策編）との関係

第4 計画の周知徹底

第5 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

第6 計画の基礎とするべき災害の想定

第7 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

第8 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

第9 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

第10 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第11 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

第1 基本方針

第2 原子力事業者の防災業務の把握

第3 原子力事業者との連携・協力

第4 原子力防災専門官との連携

第5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第6 情報の収集・連絡体制等の整備

第7 災害応急体制の整備

第8 避難収容活動体制の整備

第9 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第10 緊急輸送活動体制の整備

第11 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

第12 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第13 行政機関の業務継続計画の策定

第14 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

第15 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

第16 防災訓練等の実施

第17 放射性物質等の運搬中の事故に対する対応

第18 災害復旧への備え

第1 基本方針

第2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第3 活動体制の確立

第4 屋内退避、避難収容等の防護活動

第5 治安の確保及び火災の予防

第6 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第7 緊急輸送活動

第8 救助・救急、消火及び医療活動

第9 原子力災害医療計画

第10 住民等への的確な情報伝達活動

第11 災害警備

第12 自発的支援の受入れ等

第13 行政機関の業務継続に係る措置

第1 基本方針

第2 緊急事態解除宣言後の対応

第3 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第4 放射性物質による環境汚染への対処

第5 各種制限措置の解除

第6 災害地域住民に係る記録等の作成

第7 被災者等の生活再建等の支援

第8 風評被害等の影響の軽減

第9 被災中小企業等に対する支援

第10 心身の健康相談体制の整備

第11 復旧・復興事業からの暴力団排除

第1節 総則

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

1 長浜市域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、長浜市域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図ったうえで作成されたものである。

市等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 長浜市におけるほかの災害対策との関係

この計画は、「市計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「市計画（他の章）」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、滋賀県地域防災計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3 県地域防災計画（原子力災害対策編）との関係

市地域防災計画を作成又は修正するにあたっては、県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とするものとし、県計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、市は、地域防災計画の作成又は修正にあたっては、県の協力を得て行うものとする。

第4 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第5 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正に際しては、「原子力災害対策指針」を遵守する。

第6 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

1 滋賀県の地域特性等

(1) 周辺地域における原子力事業所の立地状況

滋賀県と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に6つの原子力事業所が所在し、計15の原子力施設が設置されている。

そのうち、長浜市と接する敦賀市には、3つの原子力事業所が所在し、合わせて4つの原子炉が設置されている。滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社敦賀発電所までの距離は、最短で約13kmの位置関係にある。

(2) 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東の風が最も多く平均風速は、平年値（1991～2020年）で4.1m/sである。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して西北西の風が最も多い。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏季を除いては北西の風が最も多い。

（気象庁の観測所データを使用、統計期間は1991～2020年）

(3) 琵琶湖

県のほぼ中央に位置する琵琶湖は、約400万年の歴史を持つ、世界有数の古代湖であり、60種類以上の固有種に代表される豊かな生態系を支える源でもある。

また、近畿1,450万人の生存と経済的発展を支える重要な水資源となっている。
県は、琵琶湖を健全な姿で次世代に引継ぐため、琵琶湖の持つ多面的な価値を守り
育て、活用することを通じて、健全な生態系及び安全・安心な水環境の確保等を目指
している。

■計画の対象となる原子力事業所

事業所名	事業者名	所在地	設置 番号	炉型	認可 出力	本格運転 開始年月日
敦賀発電所	日本原子力発電株式 会社	敦賀市明 神市1	1号機	沸騰水型軽水炉 (BWR)	35.7 万kW	S45.3.14 H27.4.27 運転終了
			2号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	116.0 万kW	S62.2.17
新型転換炉原 型炉ふげん	国立研究開発法人日 本原子力研究開発機 構	敦賀市明 神町3	—	新型転換炉 (ATR)	16.5 万kW	S54.3.20 H15.3.29 運転終了
高速増殖原型 炉もんじゅ	国立研究開発法人日 本原子力研究開発機 構	敦賀市白 木2	—	高速増殖炉 (FBR)	28.0 万kW	H30.3.28. に 廃 止 措置計画認可
美浜発電所	関西電力株式会社	三方郡美 浜町丹生	1号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	34.0 万kW	S45.11.28 H27.4.27 運転終了
			2号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	50.0 万kW	S47.7.25 H27.4.27 運転終了
			3号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	82.6 万kW	S51.12.1
大飯発電所	関西電力株式会社	大飯郡お おい町大 島	1号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	117.5 万kW	S54.3.27 H30.3.1 運転終了
			2号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	117.5 万kW	S54.12.5 H30.3.1 運転終了
			3号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	118万 kW	H3.12.18
			4号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	118万 kW	H5.2.2
高浜発電所	関西電力株式会社	大飯郡高 浜町田ノ 浦	1号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	82.6 万kW	S49.11.14
			2号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	82.6 万kW	S50.11.14
			3号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	87.0 万kW	S60.1.17
			4号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	87.0 万kW	S60.6.5

※BWR：沸騰水型軽水炉、PWR：加圧水型軽水炉、ATR：新型転換炉、FBR：高速増殖炉

2 前提となる事態の想定等

福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会
において究明されているところであり、この計画の基礎となる事故の想定は、滋賀県地
域防災計画（原子力対策編）に準拠し、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の
前提条件で行われた県の想定に基づくものとする。なお、放射性物質の拡散予測につい
ては、県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用している。

(1) 放射性物質

国の原子力安全委員会（当時）が示してきた「原子力施設等の防災対策について」
（平成22年8月一部改訂、以下「防災指針」という）において、「原子炉施設で想定
される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性

の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

① キセノン

原子力安全・保安院（現在、「原子力規制委員会」）が平成23年6月6日に発表した「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故にかかわる1号機、2号機及び3号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1号機で 3.4×10^{18} Bq、2号機で 3.5×10^{18} Bq、3号機で 4.4×10^{18} Bqと試算されている。そこで、放出量は、最も放出量の高い、3号機の 4.4×10^{18} Bqを用い、この量が1時間で放出されたものとする。

② ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で 1.0×10^{16} Bq/hの放出があったとされている。この値が、試算の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成23年8月24日の、3月12日から15日のヨウ素131放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時で、 2.0×10^{15} Bq/h程度の放出、13時から17時まで 4.0×10^{15} Bq/h程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16} Bqが6時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所1号機の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成22年のアメダスデータをもとに、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については、小浜のアメダスデータをもとに、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い（～1m/s）日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

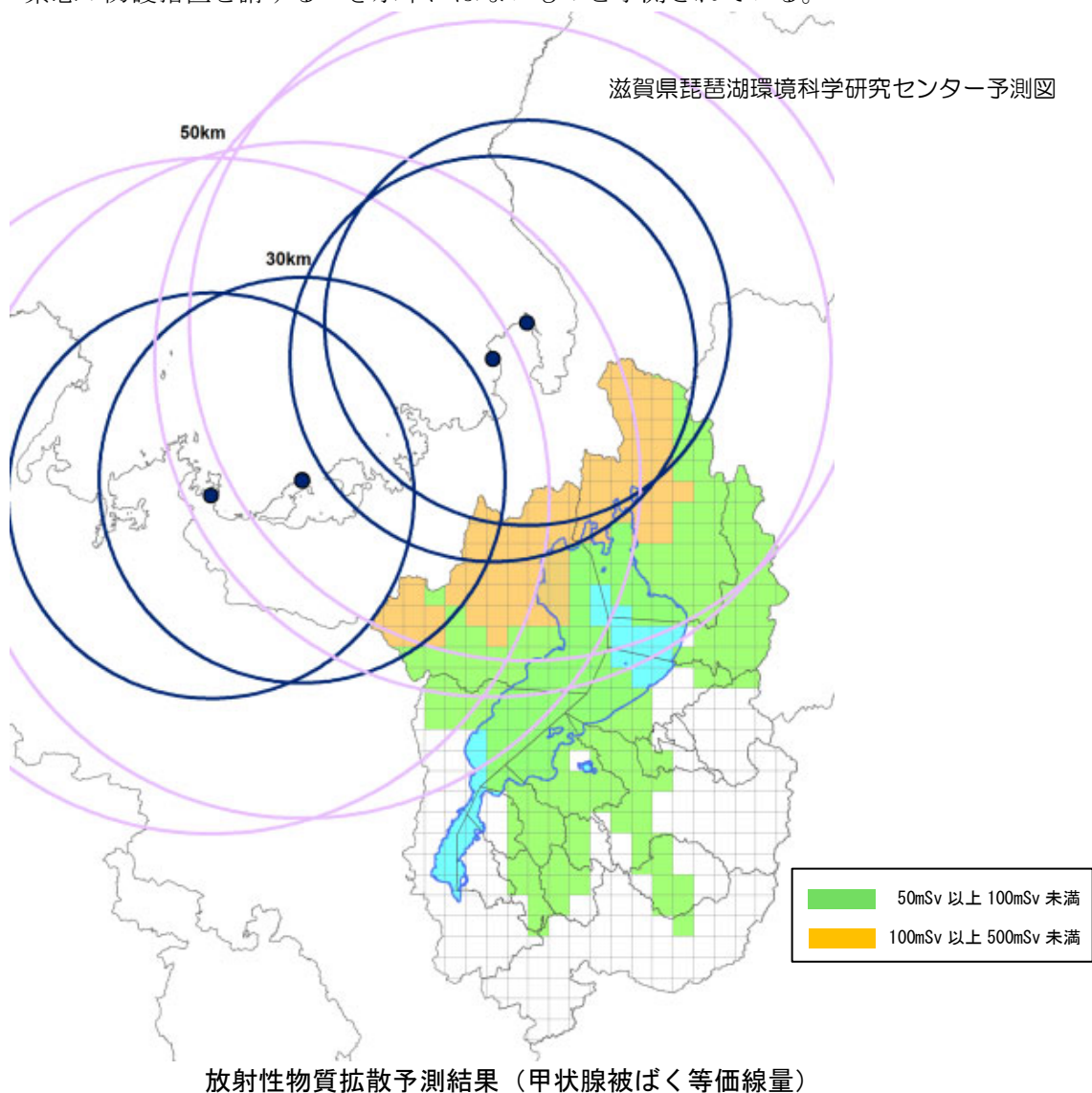
(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間において被ばく量を計算する。

3 予測結果

県が実施した、日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での福島第一原子力発電所における事故を

想定した、環境放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50km の範囲で甲状腺被ばく等価線量は 100mSv/24h～500mSv/24h、それ以外の県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv/24h～100mSv/24h と予測され、防災指針で挙げられてきた「屋内退避及び避難に関する指標」によると、少なくとも住民は、自宅等への屋内退避をする必要があると判断される。

なお、希ガスについては、外部被ばくによる実効線量が 10mSv/24h を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずるべき水準にはないものと予測されている。



4 放射性物質の琵琶湖への影響

県が放射性物質の琵琶湖への影響予測を行った結果は以下のとおりであった。

(1) 実施機関

滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対策の検討に資するため、事故時の対応を検討するため、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、琵琶湖への影響予測を行った。

(2) 予測条件

平成23年度に実施した放射性ヨウ素等の拡散予測と同様、福島第一原子力発電所の事故において、最も放出量が多かった平成23年3月15日の状況を想定して、関西電力(株)美浜発電所及び同社大飯発電所を放出想定発電所として、ヨウ素131、セシウム137及びセシウム134について、事故後24時間における湖面及び流域への沈着量を予測した。予測の対象とした期間は平成22年度～平成24年度であるが、このうち四半期ごとに琵琶湖流域への沈着量が最も多くなる日時を選定し、これを琵琶湖への影響予測を行う日時とした。

そのうえで、当該期間における沈着量の予測及び気象条件をもとに、放射性物質の流域から琵琶湖への流入及び琵琶湖内での挙動を予測した。計算期間は水道原水等への比較的短期間の影響を予測するため、放出が生じてから3ヶ月間とした。また琵琶湖水については、より安全側に立って、半減期が約2年と短いセシウム134を、セシウム137（半減期約30年）とみなして、シミュレーションを行った。

なお、前提とした放出量（6時間かけて放出）は以下のとおり。

- ① セシウム137 $2.4 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ② セシウム134 $2.9 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ③ ヨウ素131 $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$

(3) 影響予測の結果

影響予測を行った結果は以下のとおりであった。

【地表面への沈着】

- ① 福島第一原子力発電所から飯館村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が高い地域が、長浜市西部の一部で見られた。
- ② 放射性セシウム及び放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針における防護措置基準（O I L 2）に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域は、長浜市では見られなかった。

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層（水深0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（防護措置基準O I L 6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、摂取制限基準である200Bq/kgを超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖では7日間程度、摂取制限基準である300Bq/kgを超える水域が見られた。

なお南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇又は低減しにくくなるケースも確認された。

第7 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 防災対策を重点的に実施すべき地域

防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、県計画に準拠し、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲の「緊急防護措置を準備する区域（U P Z）」の目安の距離（原子力施設からおおむね半径 30km）や県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、次の地域とする。

■防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲

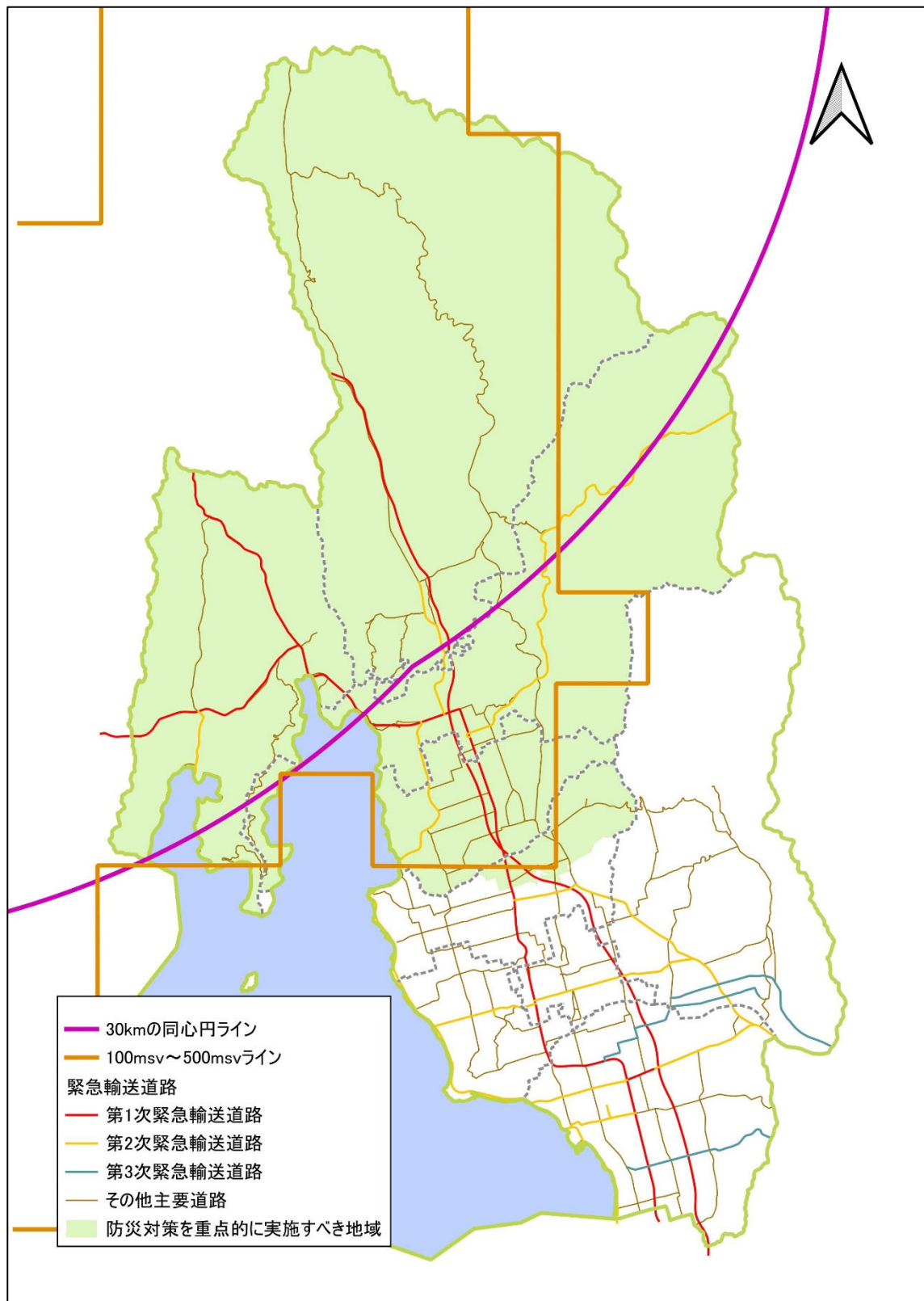
西浅井町大浦、西浅井町小山、西浅井町沓掛、西浅井町黒山、西浅井町塩津中、西浅井町塩津浜、西浅井町集福寺、西浅井町庄、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町中、西浅井町野坂、西浅井町八田部、西浅井町祝山、西浅井町岩熊、西浅井町山門、西浅井町山田、西浅井町余、西浅井町横波
余呉町池原、余呉町今市、余呉町小谷、余呉町奥川並、余呉町小原、余呉町尾羽梨、余呉町上丹生、余呉町川並、余呉町国安、余呉町坂口、余呉町下丹生、余呉町下余呉、余呉町新堂、余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町田戸、余呉町椿坂、余呉町中河内、余呉町中之郷、余呉町針川、余呉町東野、余呉町文室、余呉町八戸、余呉町柳ヶ瀬、余呉町鷺見
木之本町赤尾、木之本町石道、木之本町大音、木之本町大見、木之本町音羽、木之本町金居原、木之本町川合、木之本町北布施、木之本町木之本、木之本町黒田、木之本町小山、木之本町杉野、木之本町杉本、木之本町千田、木之本町田居、木之本町田部、木之本町西山、木之本町飯浦、木之本町廣瀬、木之本町古橋、木之本町山梨子
高月町雨森、高月町磯野、高月町井口、高月町字根、高月町落川、高月町尾山、高月町柏原、高月町片山、高月町唐川、高月町熊野、高月町重則、高月町高月、高月町高野、高月町渡岸寺、高月町西阿閉、高月町西野、高月町西物部、高月町西柳野、高月町東阿閉、高月町東高田、高月町東物部、高月町東柳野、高月町布施、高月町保延寺、高月町洞戸、高月町馬上、高月町松尾、高月町持寺、高月町森本、高月町柳野中、高月町横山
湖北町青名、小谷上山田町、下山田、湖北町猫口、湖北町二俣、湖北町八日市、小谷丁野町

※対象となる事業所は、敦賀発電所（2号炉）、高速増殖原型炉もんじゅ、美浜発電所（3号炉）とする。

※U P Z：緊急防護措置を準備する区域（原子力施設からおおむね半径 30km）

※P A Z：予防的防護措置を準備する区域（原子力施設からおおむね半径 5 km）

〔防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲図〕



第8 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

1 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

また、さらに初期段階の区分として、原子力規制委員会の「初動対応マニュアル」では、「情報収集事態」が定められている。

(1) 情報収集事態

情報収集事態は、防災基本計画（原子力災害対策編）等で規定されているもので、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとされている。

また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

(2) 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報をもとに警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

(3) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する必要がある段階であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行わなければならない。

(4) 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずる必要がある。

2 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）が設定されている。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

原子力規制委員会が示すEALの枠組みは資料編「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み（原子力災害対策指針）」のとおりである。

第9 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

- 1 原子力施設からの放射性物質の放出又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。
- 2 UPZ内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難（OIL2に基づく一時移転を含む。）飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

第10 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市計画第1章2節に定める「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 市

- (1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答及び原子力防災要員の現況等の届け出の写しの受理
- (2) 原子力防災専門官との連携
- (3) 原子力防災に関する組織の整備
- (4) 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- (5) 原子力防災に関する教育・訓練
- (6) 通信・連絡網の整備
- (7) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備
- (8) 環境条件の把握
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 災害対策本部等に関する事務
- (11) 緊急時における国、県等との連絡調整
- (12) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力
- (13) 広報
- (14) 退避及び避難に関する計画に関すること
- (15) 住民の退避・避難、立入制限、救助等
- (16) 緊急時医療措置に関すること
- (17) 飲食物等の摂取制限等
- (18) 緊急輸送及び必要物資の調達
- (19) 飲食物及び生活必需品の供給
- (20) 職員の被ばく管理
- (21) 災害救助法の要請
- (22) 義援金、義援物資の受入れ及び配分
- (23) 広域応援の要請及び受入れ
- (24) 汚染の除去等
- (25) 各種制限措置の解除
- (26) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (27) 風評被害等の影響の軽減
- (28) 住民相談体制の整備
- (29) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

2 滋賀県

- (1) 滋賀県防災会議に関する事務
- (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届け出の受理
- (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収
- (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携
- (5) 原子力防災に関する組織の整備
- (6) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有
- (7) 原子力防災に関する教育・訓練
- (8) 通信・連絡網の整備
- (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備
- (10) 環境条件の把握
- (11) 災害状況の把握及び伝達
- (12) 滋賀県災害警戒本部及び災害対策本部に関する事務
- (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表
- (14) 広報
- (15) 住民の退避・避難、立入制限等
- (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請
- (17) 緊急時医療措置に関する事務
- (18) 飲食物等の摂取制限等
- (19) 緊急輸送及び必要物資の調達
- (20) 飲食物及び生活必需品の供給
- (21) 職員の被ばく管理
- (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ
- (23) 災害救助法の適用
- (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分
- (25) 広域応援の要請及び受入れ
- (26) ボランティアの受入れ
- (27) 汚染の除去等
- (28) 各種制限措置の解除
- (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (30) 風評被害等の影響の軽減
- (31) 住民相談体制の整備
- (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (33) 心身の健康相談体制の整備
- (34) 物価の監視
- (35) 関係周辺市及びその他の市町への原子力防災対策に関する助言及び協力
- (36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

3 滋賀県警察本部（以下「県警察」という。）

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) 警察職員の被ばく対策
- (6) その他原子力災害警備に必要な措置

4 消防本部

- (1) 緊急時における県・市町等との連絡調整
- (2) 住民の避難誘導、救助・救急等
- (3) 救急搬送に関すること
- (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること

5 安全規制担当省庁

[内閣府政策統括官（原子力防災担当）、原子力規制委員会 原子力規制庁]

[敦賀原子力規制事務所、美浜原子力規制事務所、大飯原子力規制事務所、高浜原子力規制事務所]

- (1) 地域防災計画の作成、防災訓練の実施等、原子力防災対策の企画、実施に関する指導・助言
- (2) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に係る情報の連絡
- (3) 緊急時モニタリングの企画、実施に関する情報の共有と連携

6 指定地方行政機関

[近畿管区警察局]

- (1) 管区内各府県警察の指導・調整
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 関係機関との協力
- (4) 情報の収集及び連絡
- (5) 警察通信の運用

[近畿財務局（大津財務事務所）]

- (1) 地方公共団体に対する災害短期資金（資金運用部資金）の融通
- (2) 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査
- (4) 国有財産の無償貸付

[近畿厚生局]

- (1) 救援等に係る情報の収集及び提供

[近畿農政局（滋賀県拠点）]

- (1) 原子力災害時における応急用食料品の供給支援
- (2) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供

[近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）]

- (1) 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること

[近畿経済産業局]

- (1) 物資の供給及び燃料の供給に関する情報収集等
- (2) 被災産業調査・分析・支援
- (3) 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援

[近畿運輸局（滋賀運輸支局）]

- (1) 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定及び収用の協力要請
- (2) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請
- (3) 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達
- (4) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
- (5) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する運航協力要請
- (6) 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整

[大阪管区气象台（彦根地方气象台）]

- (1) 気象状況の監視
- (2) 気象に関する資料・情報の提供

[近畿総合通信局]

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導
- (3) 非常通信協議会の育成・指導
- (4) 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- (5) 原子力災害時における重要通信の確保
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
- (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

[滋賀労働局]

- (1) 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償

[近畿地方整備局（滋賀国道事務所）（琵琶湖河川事務所）（舞鶴港湾事務所）]

- (1) 一般国道（指定区間）の管理
- (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (3) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

[近畿地方環境事務所]

- (1) 環境監視体制の支援に関すること

- (2) 災害廃棄物の処理対策に関すること
- (3) 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援
- (4) 危険動物逃走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

[国土地理院近畿地方測量部]

- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること
- (3) 防災地理情報の整備に関すること

7 自衛隊

[陸上自衛隊（陸上自衛隊今津駐屯部隊）]

- (1) 災害派遣要請に対する調整
- (2) 原子力災害時における人命及び財産の救護のための部隊の派遣
- (3) 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

8 指定公共機関

[西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）・東海旅客鉄道株式会社]

- (1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送

[西日本電信電話株式会社（滋賀支店）]

- (1) 原子力災害時における有線通信の確保

[日本赤十字社（滋賀県支部）]

- (1) 医療救護
- (2) こころのケア
- (3) 救援物資の備蓄及び配分
- (4) 災害時の血液製剤の供給
- (5) 義援金の受付及び配分
- (6) その他災害救護に必要な業務
- (7) (1)～(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施
 - ① 復旧・復興に関する業務
 - ② 防災・減災に関する業務

[日本放送協会（大津放送局）]

- (1) 原子力防災に関する知識の普及の協力
- (2) 原子力災害時における広報
- (3) 災害情報及び各種指示等の伝達

[中日本高速道路㈱（名古屋支社・金沢支社）]

- (1) 原子力災害時における道路交通の確保等

[日本通運株式会社（長浜支店）]

- (1) 災害対策用物資の輸送

[関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社（敦賀発電所）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（高速増殖原型炉もんじゅ、新型転換炉原型炉ふげん）]

- (1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
- (2) 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
- (4) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設及び設備の整備点検
- (5) 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施
- (6) 関係機関との連携
- (7) 緊急時における通報及び報告
- (8) 緊急時における応急措置
- (9) 緊急事態応急対策
- (10) 原子力災害事後対策の実施
- (11) その他、県及び関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力

[独立行政法人水資源機構（琵琶湖開発総合管理所）]

- (1) 琵琶湖開発施設の防災管理

9 指定地方公共機関

[近江鉄道株式会社]

- (1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送

[一般社団法人滋賀県バス協会、琵琶湖汽船株式会社、社団法人滋賀県トラック協会]

- (1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送

[社団法人滋賀県医師会（湖北医師会）]

- (1) 原子力災害時における医療救護活動の実施

[公益社団法人 滋賀県看護協会、一般社団法人 滋賀県薬剤師会]

- (1) 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
- (2) 原子力災害時における医薬品等の管理

[社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会]

- (1) 災害ボランティア活動の支援
- (2) 要配慮者の避難支援への協力

[株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社]

- (1) 原子力防災に関する知識の普及の協力
- (2) 原子力災害時における広報
- (3) 災害情報及び各種指示等の伝達

〔一般社団法人滋賀県L P ガス協会〕

- (1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理
- (2) 原子力災害時におけるL P ガス供給と保安の確保

第11 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、市は、県と連携し、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

第2節 原子力災害事前対策

(各部局、消防本部、長浜警察署、木之本警察署)

第1 基本方針

本節は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2 原子力事業者の防災業務の把握

原子力事業者は、原子力事業所の運転等にあたり、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)等の関係法令を遵守し、放射性物質又は放射線の放出等による原子力災害の防止について万全の措置を講ずる。

市は、県と連携し、関係法令に基づく原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかを常に把握するよう努める。

1 原子力事業者防災業務計画に関する協議

原災法第7条第2項に基づき、隣接する市に所在する原子力事業所(以下「原子力事業所」という。)に係る原子力事業者(第1節第6に掲げる者。以下「原子力事業者」という。)が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について滋賀県に協議を行った場合、市は、県から計画案の送付を受け、市の地域防災計画との整合性等について検討し、市の意見を適切に県に提出する。

2 防災要員の現況等の届け出写しの受理

市は、原子力事業者が県に対して隣接する原子力事業所に係る原災法第8条第4項に基づく原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原災法第9条第5項及び第6項に基づく原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、原災法第11条第3項及び第4項に基づく放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出を行った場合、県から当該届け出に係る書類の写しの送付を受理する。

第3 原子力事業者との連携・協力

1 原子力事業所の安全確保等に関する情報を常に把握

市及び県は、原子力災害を未然に防止するとともに市民の安全・安心の確保に資するため、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「安全確保等に関する協定」等を活用し、原子力事業所の安全確保等に関する情報を常に把握するよう努めるものとする。

2 「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」の開催

市は、県と連携し、県及び市町で構成する「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」を随時開催し、原子力事業者との連携・協力のもと、市民の安全確保、市内の環境保全等に係る諸課題等を協議する。

第4 原子力防災専門官との連携

1 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策計画）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

2 県と上席放射線防災専門官との連携

県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリング、関係府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するとしている。市は、市における緊急時モニタリング計画の作成等について、県と上席放射線防災専門官との連携による実施内容を参考にする。

第5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 関係機関、企業等との連携強化

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、予め、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

2 応急・復旧活動時に有用な資機材等の把握

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

3 公共用地、国有財産の有効活用

市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第6 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

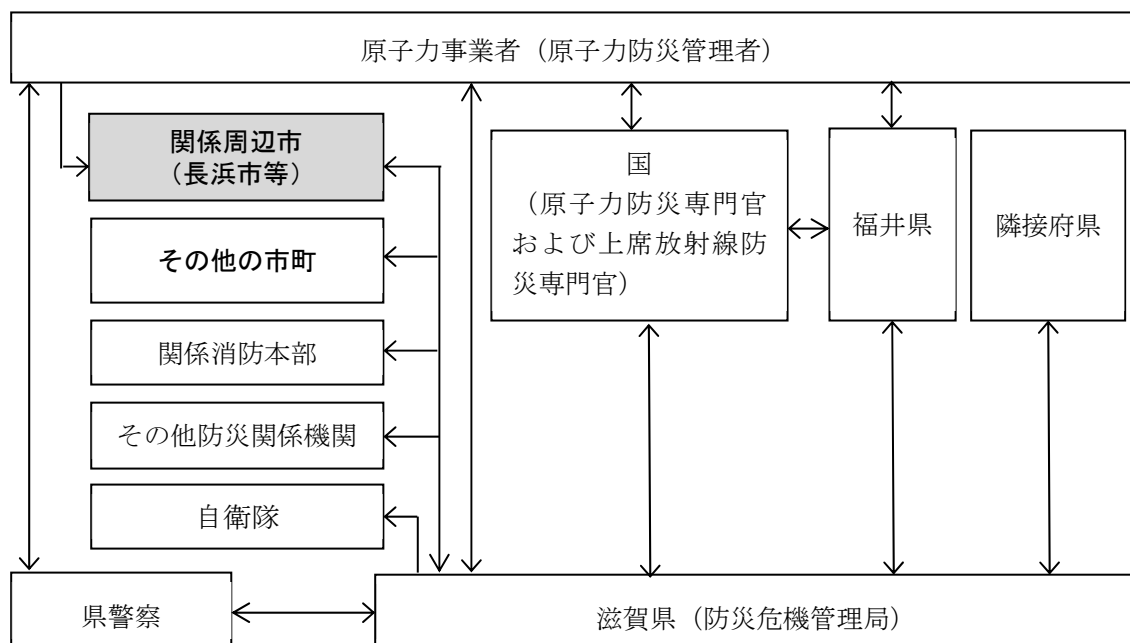
1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において、事故等の状況、モニタリング結果及び屋内退避、避難その他の防護措置に関する情報等の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

■情報収集・連絡系統図



(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等の業務用移動通信、警察無線、公共安全モバイルシステム、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 原子力事業所等関係機関から意見聴取等ができる体制の整備

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、原子力事業所等関係機関の出席を求める体制の整備を図る。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。

また、防災対策を重点的に充実すべき地域に係る避難単位地域ごとの人口、世帯数、要配慮者数を住民基本台帳、災害時要配慮者名簿をもとに、毎年見直し、次の様式等を参考にして、防護対策のために必要となる情報を収集整理する。

- ・防災対策を重点的に充実すべき地域に関する状況（様式1：様式編P83 参照）
- ・被災地住民登録・受付簿（様式2：様式編P84 参照）

3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、予め緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

(1) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時

優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(4) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、予め非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講ずる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(5) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

(6) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第7 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、予め必要な体制を整備する。また、検討結果等については、第3節「緊急事態応急対策」に反映させる。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 応急活動体制の整備

市は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生を認知した場合又は発生した旨の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、予め非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

(2) 職員配備体制等の整備

市は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害警戒本部等の設置基準、設置場所、組織、所掌事務、職員の派遣方法等についても予め定める。

① 警戒体制等の整備

市は、情報収集事態の発生を確認した場合、又は県を通じて、原子力規制委員会から情報収集事態発生との連絡を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

② 災害警戒本部体制等の整備

市は、警戒事態の発生を認知した場合、県を通じて原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡を受けた場合、又は原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡を受けた場合、さらには、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めた場合は、直ちに副市長を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等について予め定める。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生の通報等を受けた場合、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について予め定める。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について予め定める。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者を予め取り決める。

3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、計画対象の一部施設を対象に、国がオフサイトセンターにおいて開催する現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣できるよう、現地に派遣されている原子力防災専門官や県等と協議し、予め派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

4 原子力災害合同対策協議会への参画

市は、計画対象の一部施設を対象に、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在県、関係周辺府県、所在市町、とともに原子力災害合同対策協議会を組織する。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、所在県、関係周辺府県、所在市町及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官や県等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、所在県、関係周辺府県、所在市町、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、予め原子力防災専門官や県等と協議して定めておくものとする。

5 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を予め整備する。

6 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担を予め定め、相互の連携体制の強化に努める。

7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県外の近隣市町村との協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

8 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請の要求が迅速に行えるよう、予め要求の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行う。

9 原子力災害医療チーム派遣要請

市は、緊急時の医療体制の充実を図るため、知事に対する原子力災害医療チーム派遣要請の要求手続きについて予め定めておく。

10 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいい、原子力災害対策指針が定める避難退域時検査の位置づけ及び避難者に対する原子力災害医療の提供を判断するための検査の位置づけを併せ持つ。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について予め調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

なお、広域応援協定等の締結状況は以下のとおりである。

〔相互応援協定を締結している市町等〕

相互応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時における相互応援協定	鯖江市	平成7年9月1日	・食料・飲料水・生活必需品・車両・関連資機材などの提供 ・被災者の救出・医療・施設など応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供 ・職員の派遣 ・児童生徒の受け入れ ・ボランティア・住宅の斡旋等
災害時における相互応援協定	大垣市・彦根市	平成8年2月6日	
災害時における相互応援協定	沼津市	平成24年1月17日	
大規模災害時における相互応援協定	大府市	平成18年8月26日	
災害応援協定に関する協定	揖斐川町（旧坂内村）	平成13年6月13日	
大規模災害時における相互応援に関する協定	大東市	平成27年3月2日	
大規模災害時における相互応援に関する協定	泉南市	平成28年11月20日	
姉妹都市災害相互応援協定	たつの市	平成13年9月29日	
友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定	西之表市	平成26年6月6日	
滋賀県市長会災害相互応援協定	県内各市	平成24年11月27日	
災害時における相互応援協定	台東区	令和3年3月25日	
大規模災害時における相互応援に関する協定	妙高市	令和4年2月14日	
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成24年4月23日	・職員の派遣 ・車両等の貸付 ・情報の収集、提供
滋賀県湖北ブロック消防相互応援協定	彦根市、米原市	昭和42年11月24日	・消防相互応援
長浜市・長浜市消防団・揖斐川町・揖斐川町消防団相互応援協定	岐阜県揖斐川町(旧坂内村)、揖斐川町消防団(旧坂内村消防団)	平成17年1月17日	

（令和6年8月現在）

11 モニタリング体制等

（1）緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係周辺道府県（PAZを含む道府県及びUPZを含む道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により編成される。

（2）平常時のモニタリングの実施

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による県内の環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

（3）その他体制の整備

県は、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図ることとしている。具体的には以下のとおりとされている。

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

① 緊急時モニタリング計画の策定

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国、所在県、隣接府県、関係周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関の協力を得て、緊急時モニタリング計画を策定する。

② モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、可搬型のモニタリング資機材、大気モニター、環境試料分析装置、モニタリング情報共有システム及び携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

③ 要員の確保・育成

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員を予め定めておくとともに、必要な要員を育成する。

④ 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

⑤ 大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持等

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持に努めるとともに、緊急時における迅速な運用体制を整備する。また、県は、大気中放射性物質の拡散計算による予測データの有効活用を図るため、防護措置の実施区域や季節等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や同計算の特性を平常時に整理しておく。

⑥ 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。

12 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力規制委員会から警戒事態発生の通報を受けた場合、又は原子力事業者から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合等に、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きを予め定める。

13 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない

可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画に予め定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第8 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するとともに、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定する。

また、避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努める。

広域避難計画は、県計画を踏まえたものとし、別冊として作成する。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等として予め指定する。

また、市は避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

(3) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、予め調達・供給体制を整備する。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、

予め供給体制を整備する。

(5) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(6) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、バリアフリーストイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(7) 避難所の管理運営

市は、避難所の運営について、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における女性・子どもへの暴力の防止、安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いも配慮するよう努める。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 要配慮者情報の把握等

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

- ① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係機関、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。
- ② 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。
- ③ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

(2) 要配慮者等の避難誘導體制の整備

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時要配慮者避難支援計

画等の更新に努める。

(3) 病院等の避難誘導体制の整備

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

(4) 社会福祉施設等の避難誘導体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、予め、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールを予め定めるよう促す。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を予め整備する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

9 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、緊急事態応急対策に従事する者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理する。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第9 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を予め定めておく。

また、水道事業者は水道水の放射性物質モニタリング検査及び浄水処理対策を実施するとともに、水道水の摂取制限の実施及び解除に関する体制を予め定め、県及び近隣自治体と連携し必要な対応をとる。

2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制を予め定めておく。

また、水道水の摂取制限を行った場合は、迅速で円滑な飲料水の供給を行う必要があることから、飲料水の供給計画、備蓄計画及び応急給水受援計画等の水道水供給体制並びに広報体制を予め定めることにより、摂取制限下における代替水の確保に努める。

なお、市では琵琶湖水を水道原水に利用している地域があり、放射性物質による琵琶湖水への影響が10日間程度残るという影響予測結果を考慮する必要がある。

第10 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力について県が予め定める場合には、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第11 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国及び県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

市は国及び県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3 原子力災害医療体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱い、原子力災害医療体制の整備が必要なことから、市は、国及び県が進める原子力災害医療実施体制及び住民に対する心身の健康相談体制等の整備を行うとともに、高度被ばく医療及び広域的医療体制に協力する。

[滋賀県原子力災害医療体制]

区 分	医療機関名	所 在 地
原子力災害 拠点病院	1 長浜赤十字病院【基幹】	長浜市宮前町 14-7
	2 大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35
	3 滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
原子力災害 医療協力機 関	1 市立大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9
	2 淡海医療センター	草津市矢橋町 1660
	3 済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1
	4 公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256
	5 近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379
	6 彦根市立病院	彦根市八坂町 1882
	7 高島市民病院	高島市勝野 1667
	8 市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
	9 長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
	10 一般社団法人滋賀県医師会	栗東市縷一丁目 10-7
	11 一般社団法人滋賀県薬剤師会	草津市笠山七丁目 4-52
	12 公益社団法人滋賀県看護協会	草津市大路二丁目 11-51
	13 公益社団法人滋賀県診療放射線技師会	大津市長等一丁目 1-35
	14 日本赤十字社滋賀県支部	大津市京町四丁目 3-38

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

(1) 方針

市は、県及び医療機関等と連携して、原子力災害対策指針を踏まえ、避難する住民

等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておく。

(2) 緊急時における配布体制の整備

市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する要員の手配等について予め定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤を予め適切な場所に備蓄しておく。

市は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性がある地域や、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平常時に事前配布を行うことができるものとする。

(3) 説明書等の準備

市は、県と連携して、避難や一時移転等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等を予め準備しておく。

(4) 副作用への備え

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、予め医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受入協力の依頼及び平常時における安定ヨウ素剤服用に関する相談対応するなど、救急医療体制の整備等に努めるものとする。

(5) 市民への周知

市は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国及び県と協力し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を予め整備する。

また、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

6 物資の調達、供給活動

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資について予め備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、予め体制を整備する。

第12 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 住民等に提供すべき情報等の整理

市は、国及び県と連携し、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理する。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

2 情報伝達体制及び施設等の整備

市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への確かな情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

3 住民相談窓口の設置に係る体制整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について予めその方法、体制等について定める。

4 要配慮者等への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、しょうがいのある人、外国人、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

5 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、ＣＡＴＶ（行政チャンネル）、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第13 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先を予め定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第14 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

1 原子力防災に関する知識の普及と啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に、市、国及び県等が講ずる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避所、避難所に関することと避難に関しては屋内退避が基本であること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

なお、市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

2 原子力防災に関する教育

市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施し、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3 要配慮者等を支援する体制の整備

市は、原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、しょうがいのある人、外国人等の要配慮者等の支援体制を整備するよう努めるとともに、すべての人の人権への配慮を基本にするよう努める。

4 避難状況の連絡に関する周知

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

5 災害記録の収集・整理

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

6 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

第15 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が緊急事態応急対策に従事する者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 放射性物質及び放射線のモニタリング実施方法、機器を含む防護対策上の諸設備、モニタリングにおける気象情報及び大気中放射性物質の拡散計算の活用に関すること
- 6 緊急時に市、県及び国等が講ずる対策の内容
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 8 原子力災害医療に関すること
- 9 その他緊急時対応に関すること

第16 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 要素別訓練等の計画

市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下に示す防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 緊急時通信連絡訓練
- ③ 緊急時モニタリング訓練
- ④ 避難中継所設営訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練
- ⑨ 人命救助活動訓練

(2) 総合的な防災訓練への参画

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、原子力事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成及び改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第17 放射性物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所が予め特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

1 市

市は、市域において、核燃料物質等の運搬に係る事故の通報を受けたときは、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずる。

2 消防本部

消防本部は、核燃料物質等の運搬に係る事故の通報を受けたときは、直ちにその旨を県（防災危機管理局）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

3 長浜警察署又は木之本警察署

長浜警察署又は木之本警察署は、核燃料物質等の運搬に係る事故の通報を受けたときは、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第18 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3節 緊急事態応急対策

(各部局、消防本部、長浜警察署、木之本警察署)

第1 基本方針

本節は、原子力規制委員会又は原子力事業者から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の通報があった場合の対応及び緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、県及び国、原子力事業者等の防災関係機関に対し情報の提供を求め、又は自ら情報収集活動を実施し、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については必要に応じ、住民に伝達する。

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態発生時の通報が県にあった場合の県から市への連絡

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合、情報収集事態の発生及びその後の状況について、指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

県は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡を行うこととされている。

市は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、国、県、隣接市及び関係機関等と相互に緊密な情報交換を行う。

(2) 警戒事態発生時の通報があった場合

- ① 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ、所在市町、関係機関等へ連絡するとされている。
- ② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知した場合、又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、P A Zを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難準備（避難先、輸送手段の確保

等)を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。

また、PAZ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。)(イ又はウに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

③ 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとされている。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。

④ 市は、県を通じて、警戒事態発生の特報・連絡を受けたときは、国、県、隣接市及び関係機関等と相互に緊密な情報交換を行う。なお、市が実施する環境放射線モニタリングにおいて、異常値を検知したときは、直ちに、その情報を県、警察署及び防災関係機関に通報する。

(3) 施設敷地緊急事態発生通報があった場合

① 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の特報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、所在市町、関係周辺府県、県警察、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書をFAXで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、県、原子力規制委員会及び所在市町に限るものとされており、県は原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちにを行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸(内閣官房)、内閣府、関係地方公共団体、関係府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要

請するものとされている。

- ③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとされている。
 - ・ P A Z を含む市町と同様の情報を U P Z を含む市に連絡
 - ・ U P Z を含む市に連絡する際には、P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載
- ④ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。
- ⑤ 市は、原子力事業者及び県から施設敷地緊急事態発生の通報を受けたときは、国、県、隣接市及び関係機関等と相互に緊密な情報交換を行う。なお、市が実施する環境放射線モニタリングにおいて、異常値を検知したときは、直ちに、その情報を県、警察署及び防災関係機関に通報する。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡を行った後の経過状況等について、遅滞なく、予め定める関係機関へ情報提供を行うこととされており、県、関係周辺市及び原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に対して、随時報告することになっている。

これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互の連絡を密にする。

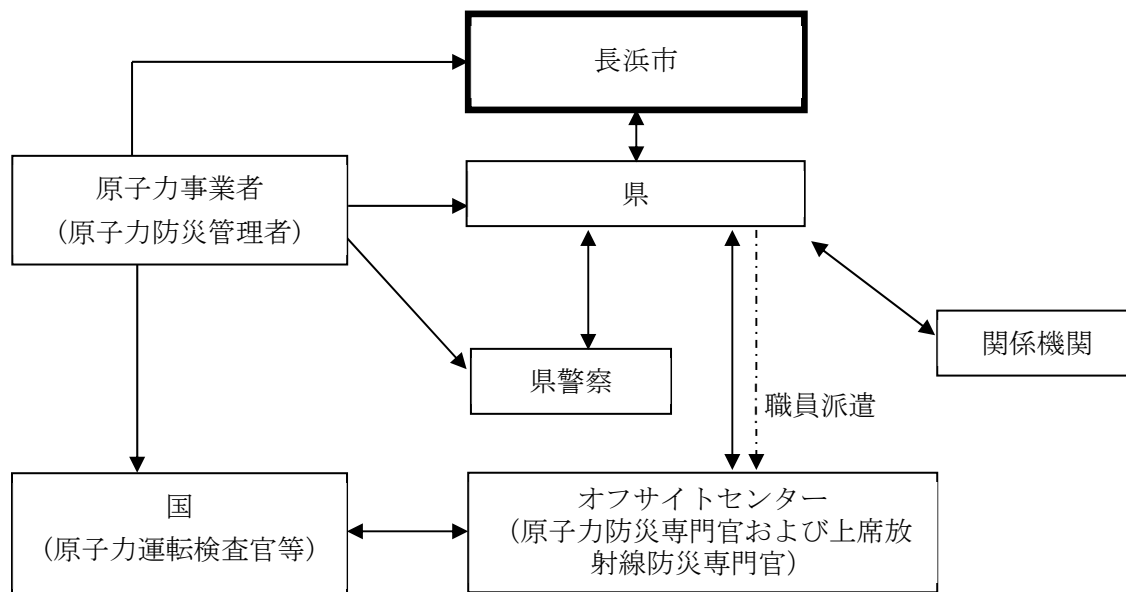
(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町、関係周辺府県、県警察、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により報告することとされており、さらに関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

市は、県と密に連絡をとり、県が原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等の情報を把握する。

※施設敷地緊急事態：資料編「各緊急事態区分を判断する E A L の枠組み（原子力災害対策指針）」参照

■施設敷地緊急事態発生時連絡系統



(3) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係府県の警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書をFAXで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として県、原子力規制委員会及び所在市町に限るものとされており、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

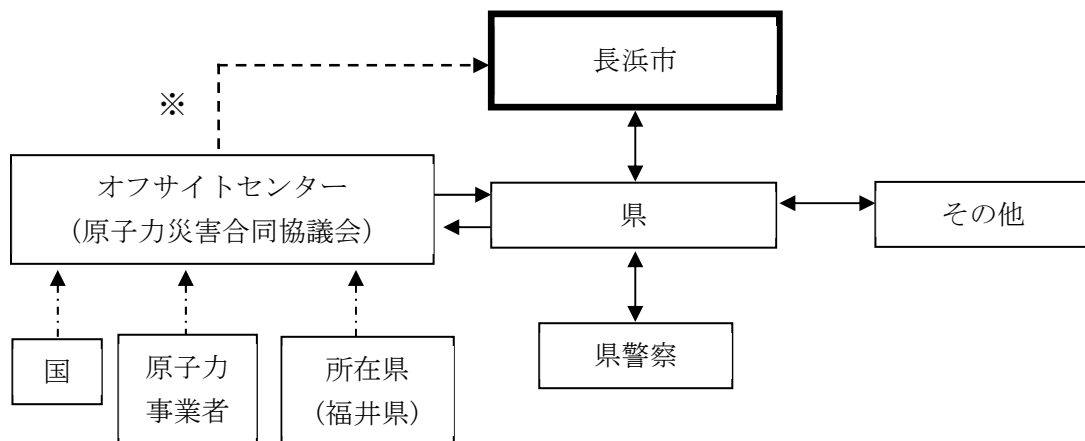
県は、オフサイトセンターに派遣した職員等を通じて、原子力事業所及び事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と合わせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県が行う応急対策について必要な調整を行うものとされている。

原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、所在県及び所在市町、市を含む関係地方公共団体をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

市は、県から緊急事態宣言等の通報・連絡を受けた場合には、県との間において、県が把握した状況等を、随時連絡を受けるとともに、市及び県各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

※全面緊急事態：資料編「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み（原子力災害対策指針）」参照

■全面緊急事態発生時連絡系統



※一部施設において長浜市が合同協議会に参画した場合

3 通信手段の確保

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、Jアラート等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、市は県から内容の連絡を受ける。

市は、地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)、同報系防災無線等の固定系通信回線の利用、又は臨時回線の設定等により、必要な情報通信手段を確保する。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県下における影響の把握という観点から、空間線量率等連続観測局（モニタリングポスト）の監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係周辺市等に必要に応じ連絡する。

(2) 緊急時モニタリング等の実施

① 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

② 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、原子力事業者と連携し平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。

また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告する。

③ 緊急時モニタリングセンターの立ち上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げることとされており、県は、この緊急時モニタリングセンターに参画する。

④ 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、原子力事業者と連携して緊急時モニタリングを実施する。

なお、緊急時モニタリングセンターの設置後は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改訂することとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこれに協力する。

(4) モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子力災害対策本部に送ることとする。緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について、緊急時モニタリングセンターから県及び関係周辺市に連絡するとともに、緊急時モニタリングセンターから連絡を受けた県から、その他の市町及び県警察に連絡するものとする。

市は、独自で緊急時の環境放射線モニタリングを実施するとともに、県が実施する緊急時環境放射線モニタリングに関し、職員（モニタリング要員）を派遣するなどの協力を行う。

また、計測結果等を迅速に収集整理するなど、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の把握に努める。

(5) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行う。また、1ヶ月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うとしており、市は、県を通じて、公衆の被ばく線量実測結果を速やかに把握し、市民の健康維持に努める。

第3 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 動員配備基準

原子力災害発生時における配備レベルや配備体制等は次頁表による。

表 動員配備基準

配備レベル	配備体制	動員体制
【フェーズ1】情報収集事態 (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき (2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡が県にあったとき (3) その他防災危機管理監が警戒体制を決定したとき	警戒体制	防災危機管理監、防災員、防災危機管理課・北部合同庁舎職員
【フェーズ2】警戒事態 (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき (2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき (3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき (4) その他副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	災害警戒本部体制	<本部長> ・副市長 <副本部長> ・教育長 ・防災危機管理監 <本部員> ・各部局長 ・消防団長 <関係各部局> ・関係課職員のうち 予め指定された職員
【フェーズ3】施設敷地緊急事態 (1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき (2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき (3) 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき (4) その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	災害対策本部体制	全職員
【フェーズ4】全面緊急事態 (1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき (2) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき		

(2) 【フェーズ1】情報収集事態における活動体制

災害対策関係部課の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動等が円滑に実施できる体制とする。

① 警戒体制の設置及び解除基準

市は、次の場合に警戒体制を決定し、又は解除する。

ア 警戒配備体制の設置基準

- ・福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき
- ・原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき
- ・その他防災危機管理監が必要と認めたとき

イ 警戒体制の解除基準

- ・事故に至るものでないことが確認できたとき
- ・原子力事業所の事故が終結したとき
- ・事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

② 警戒体制下の任務

警戒体制における任務は、次のとおりである。

ア 気象に関する情報の収集

イ 国、県、隣接市及び関係機関等との情報交換

③ 組織体制の変更

一旦とった組織体制であっても、災害の発生状況等により、防災危機管理監がその変更の必要性を認めたときは、これを変更できるものとする。

④ 警戒体制の動員及び配備指令

ア 動員

職員の動員は、原則として、一斉庁内放送、長浜市グループウェア、職員参集メール、電話等で実施する。ただし、勤務時間外においては、各部局で予め定めた緊急連絡網による電話や職員参集メール等により実施する。

イ 配備指令

警戒体制の職員に対して、防災危機管理監が配備指令を行う。

(3) 【フェーズ2】警戒事態における活動体制

情報収集等災害対策に関する連絡調整に万全を期し、状況により配備を強化し、必要な災害応急対策が実施できる体制として災害警戒本部を設置するとともに、災害対策本部の設置の場合に備える。

① 災害警戒本部の設置及び廃止基準

市は、次の場合に災害警戒本部を設置し、又は廃止する。

ア 災害警戒本部の設置基準

- ・福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき
- ・原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき
- ・原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき
- ・その他副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

イ 災害警戒本部の廃止基準

- ・原子力事業所の事故が終結したとき
- ・事故の進展により災害対策本部が設置されたとき

② 組織

- ア 災害警戒本部の組織は、次表によって構成する。
- イ 災害警戒本部に事務局を設置し、災害警戒本部の運営を行う。なお、事務局（事務局長は防災危機管理課長とする）は防災危機管理課・防災員・秘書広報課・議会事務局・総務課・人事課・財政課・政策デザイン課・デジタル行政推進課・未来こども若者課・北部政策課が担当する。
- ウ 本部長は、災害警戒本部体制の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断する場合には、必要に応じて、未動員の職員を増員することができる。
- エ 本部員は、各部局の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断する場合には、部内で人員調整をするほか、必要に応じて増員できるものとする。

③ 本部長代行

副市長が出張その他の理由のため、本部長となることができない期間が長期にわたる場合は、教育長、防災危機管理監、総務部長の順で本部長代行を勤める。

④ 動員及び配備指令

ア 動員

職員の動員は、原則として、一斉庁内放送、長浜市グループウェア、職員参集メール、電話等で実施する。ただし、勤務時間外においては、各部局で予め定めた緊急連絡網による電話や職員参集メール等により実施する。

イ 配備指令

災害警戒本部体制の職員に対して、副市長が配備指令を行う。

⑤ 報告

災害警戒本部を設置した場合、速やかに県（防災危機管理局）に報告する。

〔災害警戒本部組織〕

本部長	副市長
副本部長	教育長、防災危機管理監
本部員	総務部長、未来創造部長、北部政策局長、市民協働部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市建設部長、北部建設局長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、消防団長
関係各部局	総務部、未来創造部、市民協働部、市民生活部、健康福祉部、産業観光部、都市建設部、教育委員会、防災危機管理局
職員	防災危機管理課員、防災員、関係課職員のうち予め指定された職員

資料編参照：災害警戒本部組織

〔災害警戒本部 任務分担表〕

部名	所掌業務	備考（課名）
事務局	・ 気象等情報の受領、収集、伝達、とりまとめ ・ 動員連絡及び出動人員の把握 ・ 各業務への班員割り当て配置 ・ 県及び防災関係機関との連絡調整 ・ 市民への情報伝達・広報 ・ 報道機関との連絡調整 ・ テレビ、ラジオ、新聞報道等からの情報の収集 ・ 本庁・北部合同庁舎間の連絡調整	防災危機管理課 秘書広報課 議会事務局 総務課 財政課 人事課 政策デザイン課 未来こども若者課 デジタル行政推進課 北部政策課
総務部	・ 来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護	契約管理課 会計課 監査委員事務局 北部管理課
市民協働部	・ 自治会、自主防災組織との連絡調整 ・ その他事務局業務の補完	市民活躍課 生涯学習課 文化福祉プラザ室 文化スポーツ課 国スポ・障スポ大会推進室 人権施策推進課
市民生活部	・ 環境放射線モニタリングの実施	環境保全課 保険年金課 市民課 税務課 滞納整理課 くらし窓口課
健康福祉部	・ 医療、福祉関係機関との連絡調整 ・ 要配慮者避難支援体制の確立(情報伝達・安否確認等) ・ 所管施設の施設利用者及び入所者等の避難誘導、安否確認	社会福祉課 しょうがい福祉課 こども家庭支援課 健康推進課 健康企画課 地域医療課 介護保険課 長寿推進課
産業観光部	・ 食料の調達及び保管 ・ 物資、避難者等の輸送に必要な車両等の調達	商工振興課 文化観光課 農業振興課 田園整備課 北部産業振興課
都市建設部	・ 緊急輸送道路等交通の確保 ・ 給水活動の協力 ・ 水道施設の調査協力	都市計画課 道路河川課 建築課 住宅課 建設監理課 下水道総務課 下水道施設課 北部建設課
教育委員会	・ 学校等関係機関との連絡調整 ・ 退避所又は避難所開設準備	教育総務課 教育改革推進室 すこやか教育推進課 教育指導課 幼児課

(4) 【フェーズ3】施設敷地事態及び【フェーズ4】全面緊急事態における活動体制

市は、災害対策本部を速やかに設置し、必要な災害応急対策が実施できる体制を確立する。

① 災害対策本部の設置及び廃止基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止する。

ア 設置基準

- ・原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき
- ・原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき
- ・福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- ・その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

イ 廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4の規定に項の基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示がなされ、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言が発出され、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は災害対策本部の必要がなくなったとき

ウ 災害対策本部設置及び廃止の報告

災害対策本部を設置及び廃止したときは、速やかに県（防災危機管理局）及び市防災会議委員、関係指定地方行政機関、隣接市町へ報告する。

② 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市役所災害対策本部室とする。

③ 災害対策本部設置の時期

市長の在席又は到着をもって、災害対策本部の設置の時期とする。

④ 災害対策本部長

市長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）となる。ただし出張等のため、市長が直ちに本部長になることができない場合は、次項に定める本部長臨時代行の在席又は到着をもって、災害対策本部の設置の時期とすることができる。

⑤ 本部長臨時代行

勤務時間外において、市長の到着が遅れる等不在のときは、副市長、教育長、防災危機管理監、総務部長のいずれかの者の在席又は到着をもって、その最上位の者を本部長臨時代行とし、以後上席者が到着するたびに、本部長臨時代行は交替し、最後に市長の到着をもって本部長臨時代行を解く。

⑥ 本部長代行

ア 市長が出張その他の理由のため、本部長となることができない期間が長期にわたる場合は、副市長、教育長、防災危機管理監、総務部長の順で本部長代行を勤める。

イ 本部長は、必要があるときは、副本部長の中から1人を、副本部長不在の場合は、総務部長を本部長代行として指名することができる。

⑦ 災害対策本部組織

ア 災害対策本部設置の場合の災害対策本部組織は、次表によって構成する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、防災危機管理監

内部本部員	総務部長、未来創造部長、北部政策局長、市民協働部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市建設部長、北部建設局長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、
外部本部員	消防署長、警察署長、消防団長、市立長浜病院事務局長、長浜市立湖北病院事務局長、市社会福祉協議会事務局長、長浜水道企業団事務局長、湖北広域行政事務センター事務局長
部員	防災危機管理課員、防災員、全職員

※外部本部員は、必要に応じ招集する。

- イ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。災害応急対策活動の最高決議機関であり、災害応急対策活動の重要事項を決定する。
- ウ 災害対策本部に事務局を設置し、災害対策本部の運営を行う。なお、事務局（事務局長は防災危機管理課長とする）は防災危機管理課・防災員・秘書広報課・議会事務局・政策デザイン課・総務課・人事課・財政課・デジタル行政推進課・未来こども若者課・北部政策課が担当する。

資料編参照：災害対策本部組織

資料編参照：北部合同庁舎の災害対策本部組織

⑧ 災害対策本部組織の任務分担

本部に事務局及び部を設置する。事務局は本部の運営にあたり、事務局長が総括する。各部局は、本部長の命を受け応急対策にあたる。各部局所属職員は、部長の命を受けて応急対策に従事する。

また、各部局とは別に避難所班を設置し、災害時における迅速な応急対策の実施にあたる。

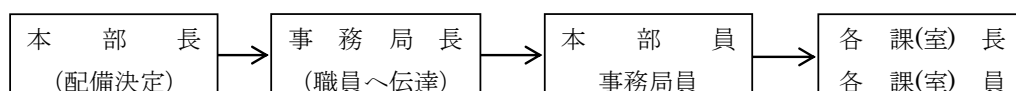
各部局の任務分担は「任務分担表」（P5-3-14）参照

⑨ 勤務時間内の動員

勤務時間内に災害が発生した場合の各職員の動員及び配備指令は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部の動員は、本部長の配備決定に基づき、事務局長が事務局員を通じ伝達する。
- イ 口頭又は一斉庁内放送、長浜市グループウェア、職員参集メール、電話等により伝達を行い、速やかにその旨の周知に努める。
- ウ 各本部員及び部員は、配備決定及び動員についての伝達事項を受けたときは、速やかに指定された配備体制にしたがう。
- エ 各本部員は、自部署の職員の動員状況について把握し、動員状況報告書（様式編参照）を作成し、本部に提出する。
- オ 各部局の防災員は、本部員を補佐するとともに、部局内の調整を行う。

〔勤務時間内の連絡ルート〕

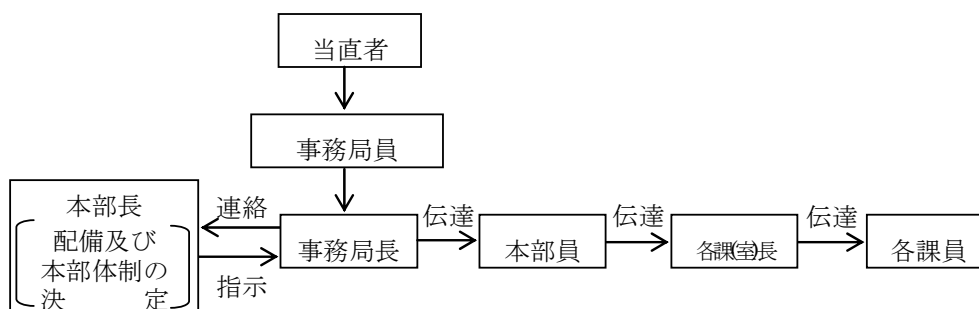


⑩ 勤務時間外

勤務時間外に災害が発生した場合の各職員の動員及び配備指令は、次のとおりである。

- ア 当直者から連絡を受けた事務局長は、速やかに本部長に連絡し、配備体制、その他につき指示を受ける。
- イ 事務局長は、速やかに指定された配備体制等を、本部員、事務局員へ連絡し、各本部員は各部局員へと連絡を行う。なお、伝達にあたっては、職員参集メールを活用する。
- ウ 事務局長より伝達を受けた本部員は、速やかに自部の所属課(室)長に伝達するとともに、市役所災害対策本部室に参集し、災害対策本部の開設にあたる。
- エ 事務局長より伝達を受けた事務局員は、速やかに指定された配備体制等を確立する。
- オ 本部員より伝達を受けた各課(室)長は、速やかに指定された配備体制を確立する。
- カ 各課(室)長より伝達を受けた各課(室)員は、速やかに指定された配備体制につく。
- キ 各本部員は、自部署の職員の動員状況について把握し、動員状況報告書(様式編参照)を作成し、本部に提出する。
- ク 各部局の防災員は、本部員を補佐するとともに、部局内の調整を行う。

〔勤務時間外の連絡ルート〕



⑪ 交替要員の確保

災害対策本部における活動については、長時間の継続業務により体調の不調を避けるため、各部局において要員を交替するための体制を整備する。なお、北部合同庁舎における交替要員については、本庁からの職員派遣を含めて確保を図る。

〔災害対策本部 任務分担表〕

災害対策本部における各部局の所掌する業務は、おおむね次のとおりである。

男女共同参画の視点から、防災危機管理課と市民協働部が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、災害発生時の対応を明確化しておくよう努めるものとする。

※各部局において予め業務の割り振りを定めておく

部名	所掌業務	備考（課名）
事務局	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じるほか、次の業務に関すること ・原子力災害に係る情報収集 ・退避又は避難の勧告、指示又は解除 ・原子力災害特有の資機材の確保 ・安定ヨウ素剤の配布又は服用指示	防災危機管理課、秘書広報課、議会事務局、総務課、財政課、人事課、政策デザイン課、未来こども若者課、デジタル行政推進課、北部政策課
総務部	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じるほか、職員の被ばく管理に関すること	契約管理課、会計課、監査委員事務局、北部管理課
市民協働部	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じるほか、次の業務に関すること ・関係団体、機関との調整 ・避難集合場所の運営	市民活躍課、生涯学習課、文化福祉プラザ室、文化スポーツ課、国スポ・障スポ大会推進室、人権施策推進課
市民生活部	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じるほか、次の業務に関すること ・環境放射線モニタリング ・放射性物質による汚染の除去 ・避難集合場所の運営	環境保全課、保険年金課、市民課、税務課、滞納整理課、くらし窓口課
健康福祉部	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じるほか、次の業務に関すること ・スクリーニング対応	社会福祉課、しょうがい福祉課、こども家庭支援課、健康推進課、健康企画課、地域医療課、介護保険課、長寿推進課
産業観光部	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じるほか、次の業務に関すること ・農林水産物の採取出荷制限 ・風評被害の軽減	商工振興課、文化観光課、農業振興課、田園整備課、北部産業振興課
都市建設部	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じるほか、次の業務に関すること ・放射線に係る立入制限等 ・水道の摂取制限時の周知協力 ・給水活動の実施	都市計画課、道路河川課、建築課、住宅課、建設監理課、下水道総務課、下水道施設課、北部建設課
教育委員会	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じる	教育総務課、教育改革推進室、すこやか教育推進課、教育指導課、幼児課
市立長浜病院 長浜市立湖北病院	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じるほか、次の業務に関すること ・安定ヨウ素剤の服用 ・放射線被ばくした市民等への医療措置	市立長浜病院、長浜市立湖北病院
避難所班	退避所又は避難所の開設・運営 退避所又は避難所における情報収集 退避所又は避難所における広報	予め定めた職員
消防団	風水害時の災害対策本部の所掌事務に準じるほか、放射線に係る立入制限に関すること・	消防団

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織され、市が協議会の一員になった場合は、市は、原則として、予め定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、予め定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、予め定められた手続きにしたがい、国に対して専門家の派遣を要請する。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、緊急事態応急対策の実施にあたり、必要に応じ、予め締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体のしょうがいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

5 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを1つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

7 原子力事業者との連携

避難時の避難退域時検査及び簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うものとする。

8 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

市は、緊急事態応急対策にかかわる緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

市は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

次の指標を基準とする。

- ① 被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。
- ② 人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、実効線量で 100mSv を上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。

(2) 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

市は、県、オフサイトセンター、保健医療福祉調整本部及び原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、県と連携し高度な専門知識を有する原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行う。

(3) 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

(4) 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

- ① 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護については、予め定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- ② 市は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- ③ 市は、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- ④ 市は、応急対策活動を行う市の緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を確保する。
- ⑤ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 退避措置等の決定

(1) 防護措置の基本的な考え方

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「O I Lと防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力事業所において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるE A Lに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてU P Z外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、U P Z（必要に応じてそれ以遠も含む）内で空間放射線量率の測定を行い、防護実施基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

この方針に沿って、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

(2) 防護対策区域の設定

市は、次の場合には防護対策区域を設定し、屋内退避又は避難等の措置を講ずる。

- ① 国又は県から避難等の指示があったとき
- ② 特定事象（原災法10条事象）発生時や内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、P A Z内の避難が指示された時などで、市本部長が次頁の防護措置基準をもとに避難等を要すると独自に判断したとき

(3) 防護措置基準

県は、国、福井県、原子力事業者から緊急時モニタリング結果等の情報分析・提供等を受けて、また、自ら実施するモニタリング結果により得られた線量が、以下表に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、直ちに、国、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官、国の専門家等と協議して、避難等が必要となった場合には、防護対策区域を決定するとともに、同区域の住民に対し、避難等の措置を行うよう市に指示するとしている。

したがって、市は、自ら実施するモニタリング結果により得られた線量が、以下表に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、防護活動を実施する。

注）以下表は、原子力規制委員会の「防護措置基準」である。この防護措置基準等は、I A E Aにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方公共団体が地域防災計画を準備・運用するに当たって必要となる基準として定めるとしている。

また、国においては、以下表に示す「防護措置基準」について、防護準備重点区域（U P Z）等に対しては、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえた判断基準O I L及び予防的防護措置を決定するための判断基準E A L等の設定に向けて検討を行うとともに、防護措置基準の運用等についてもさらなる検討を行い、原子力災害対策指針に盛り込むこととしていることから、この内容を踏まえ必要な改定が行われる予定である。

表 O I Lと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング(避難退城時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね一日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該地域の牧草を食った牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

2 屋内退避

(1) 一時滞在者の帰宅

警戒事態発生時には、UPZ内に滞在する一時滞在者に帰宅を呼びかける。

(2) 住民への情報伝達

市は、原子力災害時において、県から施設敷地緊急事態発生時において、国の指示又は県独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を開始するよう連絡があったとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出したとき、又は屋内退避が必要と判断するときは、屋内退避の対象地域を明らかにするとともに、同報系防災行政無線、安全安心メール、広報車、テレビ・ラジオ、インターネット、CATV（行政チャンネル）、緊急速報メール、自治会長を通じた連絡など多様な伝達手段を用いて、速やかに住民、屋内退避区域に所在する学校、社会福祉施設等の管理者等に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- ① 災害対策本部からの緊急通報であること
- ② 事故の概要
- ③ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- ④ 応急対策の状況及び今後とるべき措置
- ⑤ 屋内退避措置をとること及び対象地区
- ⑥ 屋内退避にあたっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）
- ⑦ 飲食物等の摂取制限に関する事項
- ⑧ その他必要事項

また、学校、社会福祉施設等の管理者等は、県及び市の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県及び市と連携を図り、保護者等へ連絡する。

(3) 退避所の開設

市は、原子力災害時において、屋内退避の指示を受けたとき又は屋内退避が必要と判断するときは、屋内退避地域を明らかにするとともに、事故の概要、放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響などの最新情報を把握するとともに、そのほか発生している災害の状況、退避所候補施設の利用可否、交通規制に関する情報等についても併せて把握する。

市は、屋内退避地域から想定される退避者数を概算するとともに、そのほかの災害の状況、施設の利用可否を勘案し、施設管理者と調整の上、必要に応じて、屋内退避所（以下「退避所」という。）を開設するとともに、その状況を住民に周知する。

資料編参照：退避所候補施設一覧

資料編参照：退避所候補施設位置図

(4) 防災関係機関との協力

市は、長浜警察署及び木之本警察署、消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して退避等の措置を実施する。また、実施にあたっては、退避誘導責任者を定める。

3 避難

(1) 避難所の決定及び避難所等の開設

市は、原子力災害時において、事態の規模、時間的な推移に応じて、県が国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、又は緊急時放射線モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められる場合で、県から避難の指示を受けたとき又は避難が必要と判断するときは、避難地域を明らかにするとともに、事故の概要、放射性物質の放出状況、今後の予測及び環境への影響などの最新情報を把握するとともに、そのほか発生している災害の状況、避難候補施設の利用可否、交通規制に関する情報等についても併せて把握する。

市は、県に避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

市は、避難の指示を受けた地域から想定される避難者数を概算するとともに、そのほかの災害の状況、施設の利用可否を勘案し、施設管理者と調整の上、避難所を開設する。

市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

資料編参照：避難所候補施設一覧

資料編参照：避難所候補施設位置図

(2) 住民への指示・伝達

市は、原子力災害時において、避難の指示を受けたとき又は避難が必要と判断するときは、同報系防災行政無線、安全安心メール、広報車、テレビ・ラジオ、インターネット、CATV（行政チャンネル）、緊急速報メール、自治会長を通じた連絡など多様な伝達手段を用いて、速やかに住民、避難区域に所在する学校、社会福祉施設等の管理者等に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- ① 災害対策本部からの緊急通報であること
- ② 事故の概要
- ③ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- ④ 講じている対策及び今後とるべき措置
- ⑤ 避難の対象地区
- ⑥ 一時集合場所（退避所候補施設から選定）、避難所、避難経路、スクリーニング場所
- ⑦ 輸送手段等、退避の具体的な手順
- ⑧ 避難にあたっての注意事項
- ⑨ 安定ヨウ素剤の服用及び飲食物等の摂取制限に関する事項
- ⑩ 災害の実態に応じた飼い主による家庭動物との同行避難
- ⑪ その他必要事項

(3) 住民等の避難状況の確認

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等予め定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、県を通じて原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

(4) 市の区域を越えた避難を行う必要が生じた場合の措置

県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県内のほかの市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、及び受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、大津市、草津市、甲賀市及び東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求めるとしている。

また、県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府県市や関西広域連合にも応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努めるとしている。

市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県の指示に基づき適切に避難を実施する。

(5) 防災関係機関との協力

市は、長浜警察署及び木之本警察署、消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して避難等の措置を実施する。また、実施にあたっては、避難誘導責任者を定める。

(6) 避難所への避難方法

対象住民等の避難は、原則として公共交通機関、自衛隊等により一時集合場所から避難所まで輸送するが、市は、状況に応じ、自家用車での移動が可能であると認められる場合には、住民等に対し、自家用車での避難を指示し、交通誘導整理を行う警察官等の指示に必ずしたがうよう周知する。

なお、避難を実施するにあたり、自力で避難のできない者、既に被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意し、消防本部に対して災害拠点病院等への輸送を依頼するとともに、県にその旨を連絡する。

また、陸上輸送ですべての避難者の輸送が困難である場合には、自衛隊のヘリコプター及び琵琶湖上の船舶等による輸送を県に対して要請する。

(7) 避難所責任者の派遣

市は、避難の措置をとったときは、直ちに各避難所に予め定めた職員を避難所責任者として派遣し、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気取締り、関係方面との連絡等にあたらせる。

(8) 避難所の運営

避難所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て避難所の運営を行う。また、避難所に備蓄されている飲食物等は、汚染状況が判明するまで使用しないものとする。

避難者を受入れるときは、被災地住民登録・受付簿（様式編P84 参照）に記入させ、避難者の状況の把握に努めるとともに、避難者に対し被災地住民登録・受付簿を配布し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。この場合において、当該登録・受付簿は、医療措置及び損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示する。

(9) 避難者情報の把握

市は、避難誘導責任者、避難所責任者等を通じて、避難した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問を行うなどして、避難の実施状況を把握するとともに、国等への報告を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、しょうがい福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。

(10) 避難所における生活環境整備

市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(11) 避難所における保健衛生活動

市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。

(12) 避難所運営における女性の参画の推進等

各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

各避難所運営者は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの

発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(13) 旅館やホテル等への移動

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(14) 住生活の早期確保

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(15) 応急仮設住宅の建設

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

(16) 広域避難の実施

市は、災害の規模、放射能汚染の状況等に鑑み、市域外への迅速な避難が必要であると判断した場合、県及び受入先市町と連携し、広域避難を迅速に実施する。広域避難の詳細は、別冊の広域避難計画による。

(17) 広域一時滞在

市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、広域一時滞在を迅速に実施する。県内のほかの市町への受入れについては、県とともに当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。広域一時滞在の詳細は、別冊の広域避難計画による。

(18) 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針にしたがい、県及び原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング（避難退域時検査及び原子力災害医療の提供を判断するための検査）並びに検査結果に応じたOILに基づく除染を行う。

市は、県がスクリーニング等を行う避難中継所を設置した場合、設置や運営に協力する。

[住民が避難する場合の避難中継所]

名称	所在地
湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
滋賀県立長浜ドーム	長浜市田村町 1320

※長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用についても検討する。

(19) 安定ヨウ素剤の予防服用

- ① 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上、住民等に対する服用指示等の措置を講ずる。
- ② 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

なお、安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示と併せて行うこととされている。

- ③ 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、医療従事者等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医療従事者等を立会わせることができない場合には、予め定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

参照：安定ヨウ素剤の配布・服用に関する解説書

(20) 要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、しょうがいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(21) 学校施設等における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、予め定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及び予め定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。

(22) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、予め定めた避難計画等に基づき、避難させる。

(23) 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域若しくは避難指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立する。

(24) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニ

ーズの違い等に配慮する。

また、市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるほか、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

(25) 放射線が高い水準になるおそれがある場合の対応

市は、市内において発電所からの放射性物質の累積が局所的に生じ、国が「計画的避難区域」等を指定した場合（事故発生後1年間の線量が20mSvを超える地点が存在）、県の指示により長期の避難を実施する。

第5 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すよう努める。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

第6 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 地域生産物の出荷制限及び摂取制限

市は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

2 飲用水の検査及び食品の汚染状況調査

市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

3 飲食物の出荷制限、摂取制限並びに解除

市は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等並びにこれらの解除を実施する。

第7 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
第2順位	避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 被災者
- ② 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資器材等
- ③ 飲料水、食料、生活必需品等
- ④ 救援物資等
- ⑤ 応急復旧に係る要員、資機材等

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、市では対応が困難な場合や特殊車両等については、必要に応じて関係団体や民間輸送業者等から借り上げを実施する。
- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、県に人員等の確保に関する支援を依頼する。

2 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制にあたる県警察と、原子力災害合同対策協議会等を通じて、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第8 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び火災予防

市は、消防機関が救助・救急活動を行うにあたり、県警察その他防災機関と協力して救助・救急活動を実施する。

また、県警察その他防災関係機関と協力し、住民に対して退避等の指示を行うと同時に、火気の遮断による出火防止や火災発生時の初期消火についての広報を行い火災予防に努める。

市は、県及び関係機関と連携し、救助・救急活動に従事する者について被ばく管理を行う。

市は、県に対し被害の状況及び応援の必要性等を連絡するとともに、市自体の能力で救助・救急活動を行うことが困難なとき、又は救助・救急活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、滋賀県広域消防相互応援協定や滋賀県下消防団広域相互応援協定に基づき県内市町に対し応援を要請する。

県は、市から救助・救急活動について応援要請があった場合又は災害の状況等から必要と認められる場合には、消防庁、本市以外の市町、県警察、原子力事業者等に対し応援を要請するものとし、この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

- (1) 救急・救助及び災害の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 市への進入経路及び集結（待機）場所等

2 空からの救助・救急対策

市は、ヘリコプターを活用した活動が行われるために、予め緊急離着陸場の指定を行い、迅速な情報収集や救助・救急活動を行うために有効なヘリコプターの活用を図る。

県は、市から空中からの救助・救急活動について応援要請があった場合、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、県防災ヘリコプターによる救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ県警察に対し応援を要請する。

県は、市から他都道府県等のヘリコプターの応援要請があった場合は、速やかに広域航空消防応援によるヘリコプターの派遣を消防庁に要請し、その結果を直ちに市に連絡する。

第9 原子力災害医療計画

1 原子力災害医療体制の構築

市は、住民の生命・身体を原子力災害から守るため、総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、県保健医療福祉調整本部長の指揮のもと県及び関連医療機関と密接な連携をとりながら、原子力災害医療体制の構築を図る。

2 避難所等の役割

市は、県及び関係機関と連携し、避難所等において、避難してきた住民等に対し、スクリーニング、簡易な除染、問診、応急処置等の処置を行うとともに、心身の健康相談にも応ずる。

また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用確認及び投与を行う。

3 原子力災害医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

市は、被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送が必要な場合、県に要請するとともに、県を通じて消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。

第10 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 情報提供、広報等

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺若しくは混乱を防ぎ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

(2) 情報の一元化等

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、予め分かりやすい例文を準備する。また、利用可能なさまざまな情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(3) 住民ニーズに対応した情報提供

市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

(4) 正確な情報の共有化

市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認したうえで、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 多様な情報伝達手段の活用

市は、情報伝達にあたって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ

先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(6) 避難状況の連絡に関する周知

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集・整理・発信を行う。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮して、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第11 災害警備

1 警戒区域等の周知

市は、避難等の指示等を行ったときは、県警察に協力要請し、パトカー、交番・駐在所の拡声機等を活用した住民等への情報伝達により、その周知を図る。

2 要配慮者等住民の避難誘導

市は、避難等の指示等を行ったときは、県警察に対し、警察署、交番・駐在所を活動拠点とし、防災関係機関と連携した避難誘導活動の実施を要請する。

また、避難等の指示等がなされた区域内の居住者数及び要配慮者の状況等並びに他の被災地からの避難者の状況等により、避難経路となる幹線道路の交通容量が不足するなど速やかな避難ができないおそれがある場合は、関係機関と連携した船舶、ヘリコプター等避難手段の確保を要請する。

3 要配慮者等住民の救出・救助

市は、避難等の指示等を行ったときは、県警察に対し、防災関係機関と連携し、警察署、交番・駐在所に配備された装備資機材を活用した要配慮者等住民の救出・救助活動の実施を要請する。

4 行方不明者の搜索

市は、避難等の指示等を行ったときは、県警察に対し、避難等の指示等を行った区域に行方不明者がいるおそれがあるときは、県、防災関係機関と連携した行方不明者の搜索活動の実施を要請する。

5 検視活動及び遺族支援等

市は、避難等の指示等を行ったときは、県警察に対し、県、防災関係機関と連携し、検視、身元確認等の必要な措置を講ずるとともに、遺族の心のケア等（グリーフケア）を行うなど遺族への適切な支援の実施を要請する。

6 治安の確保

市は、避難等の指示等を行ったときは、県及び県警察と連携し、市民の安全・安心を確保するため、避難等の指示等を行った区域のほか、避難所や仮設住宅における盗難等の各種犯罪の未然防止など各種活動を推進する。

7 交通対策

市は、避難等の指示等を行ったときは、県警察に対し、緊急輸送及び避難が円滑に行われるよう、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限して緊急交通路及び避難路を確保する活動の実施を要請する。

第12 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 義援金品の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

被災した市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地

のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

第13 行政機関の業務継続に係る措置

庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、予め定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで、退避を実施する。

また、予め定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4節 原子力災害事後対策

(防災危機管理局、総務部、健康福祉部、産業観光部)

第1 基本方針

本節は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第2 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。避難区域等の設定を見直した場合には、その旨県に報告する。

第4 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第6 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を予め定められた様式により記録する。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

第7 被災者等の生活再建等の支援

1 被災者等の生活再建支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

2 総合的な相談窓口等の設置

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 災害復興基金の設立等

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第9 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

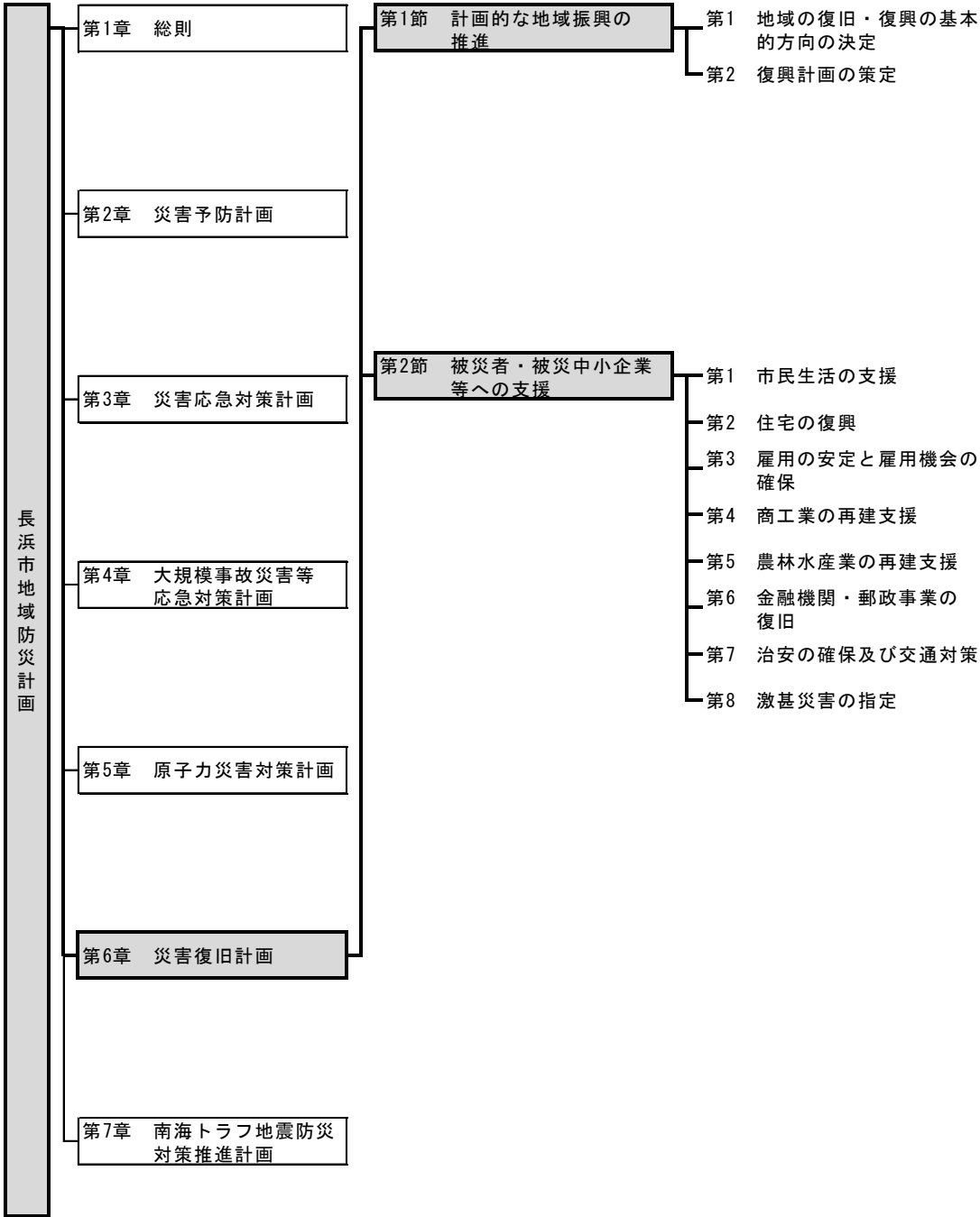
第11 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県及び県警察と連携し、受注者、下請業者等を把握し、滋賀県暴力団排除条例等に基づき暴力団排除のための措置の徹底を図る。

第6章 災害復旧計画



本章の構成



第1節 計画的な地域振興の推進

第1 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

1 基本方針

災害復興にあたっては、下記の点を踏まえて復旧・復興の基本方針を策定する。

- (1) 被災地域の詳細な状況把握
- (2) 市民の意向等の把握と反映

2 被災状況の詳細な把握

迅速かつ計画的な市の復旧・復興を進めるため、長期的展望に立った復旧・復興の基本方針及び復興計画を策定する。なお、その基礎資料となる被災状況に関する詳細な情報について、県をはじめ関係機関と連携し、収集・整理・分析を実施する。

3 市民意向の把握

市は、迅速かつ計画的な復興を推進するため、被災住民等関係者との話し合いにより市民意向を適切に把握し、復旧・復興の基本方針及び復興計画に対する理解と合意形成に努める。

4 基本方針の策定

市は、復旧・復興にあたっては、県及び関係機関等との緊密な意思疎通を図るとともに市の被災状況や市民意向を踏まえて、統一的で整合性のとれた基本方針を策定する。

第2 復興計画の策定

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかな復興計画を策定する。また、計画を推進するため、市民への計画内容の周知、情報提供等を実施する。

2 復興に向けた指針の策定

市は、市域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するため、県や関係機関と緊密な連携のもと、復興の指針を策定する。

3 復興の手順、基本目標の検討

市は、復興指針を踏まえ、優先的に復旧すべき施設等の順序付け、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

4 計画推進のための体制の整備

市は、復興計画に基づく各事業を効果的に遂行するため、国・県・市町・関係機関等による事業推進体制の確立に努める。

また、その際、市は、市民との協議窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等、必要な体制の確立を図る。

5 市民への情報提供

市は、復興事業の主体である市民との話し合いの機会を定期的に設定し、十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を実施し、市民への計画内容の周知徹底を図る。

第2節 被災者・被災中小企業等への支援

第1 市民生活の支援

災害によって被害を受けた市民が早期に生活の安定を図ることができるように、租税の徴収猶予及び減免等の措置による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援を実施する。実施にあたっては、被災者への各種援助・助成制度の周知の徹底と相談窓口の設置を行い、きめ細かな対応に努める。

1 税の徴収猶予及び減免等

(1) 納税の徴収猶予

市は、災害の被災者に対して、市税等を納付することができないと認める時は、原則、1年以内の期間を限って、その徴収を猶予する措置をとるものとする。

(2) 市民税の減免

市税条例の規定に基づき、風水害、その他これに類する災害を受け、家財道具に甚大な損失を被った者に対して、必要があると認められるものに対して市民税を減免する。

(3) 固定資産税の減免

市税条例の規定に基づき、市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産については、必要があると認められるものについてはその所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(4) 国民健康保険料の減免

市国民健康保険条例の規定に基づき、不慮の災害により、生活の基盤となる資産に甚大な損害を被った者のうち特に必要があると求めるものに対し、保険料を減免することができる。

(5) 後期高齢者医療保険料の減免

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、不慮の災害により、生活の基盤となる資産に甚大な被害を被った者のうち特に必要があると認められるものに対して、保険料を減免することができる。

(6) 県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、被災した納税者に対する県税の納税緩和措置として地方税法又は滋賀県税条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等について、それぞれの事態に対応した適切な措置を講ずる。

2 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神又は身体に著しいしょうがいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を低所得世帯対象に貸し付ける。

市は、これらの支援措置が早期に実施できるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市は、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地外へ疎開した被災者に対しても不利益となるような不安を与えることのないよう広報・連絡体制を構築する。

(1) 災害弔慰金

① 支給条件

ア 市内で5世帯以上の住宅の滅失、県内で住居が5世帯以上滅失した市町が3以上、県内で災害救助法が適用された市町が1以上、又は災害救助法が適用された市町をその区域に含む都道府県が2以上、等の災害救助法による救助が行われた自然災害による死亡者の遺族を対象とする。

イ 遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹は、死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者であって、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る）とする。

② 支給額

支給額は、死亡者が生計維持者の場合1人につき500万円、その他の場合250万円

(2) 災害障害見舞金

① 支給条件

災害弔慰金の支給条件と同じ

② 支給額

支給額は、しょうがいのある人が生計維持者の場合250万円、その他の場合125万円

(3) 災害援護資金

① 対象災害

災害救助法による救助が行われた災害又は県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある自然災害

② 貸付対象

自然災害により、療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷、住居又は家財の価格のおおむね1/3以上の損害、等の被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯。（住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和）

1人 220万円

2人 430万円

3人 620万円

4人 730万円

5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額

③ 貸付限度額

ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円

イ 家財等の損害 被災世帯の被害状況により、150万円以上350万円以内

・家財の1／3以上の損害	150万円
・住居の半壊	170万円
・住居の全壊	250万円
・住居の滅失若しくは流失	350万円

④ 貸付条件

- ・償還期間 10年（据置期間3年を含む）
- ・償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- ・年 利 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1%（据置期間中は無利子）

(4) 被災弔慰金（長浜市被災見舞金等支給要綱）

① 支給条件

- ア 本市区域内で発生した、災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けない場合の自然災害において死亡した市民の遺族を対象とする。
- イ 遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫及び祖父母及び兄弟姉妹とする。

② 支給額

支給額は、死亡者1人につき10万円

(5) 被災見舞金（長浜市被災見舞金等支給要綱）

① 支給条件

- ア 本市区域内で発生した、災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けない場合の自然災害において被災した市民を対象とする。
- イ 住家が災害等により次の被害を受けた被災世帯の世帯主を対象とする。
 - ・全焼、全壊、流失
 - ・半焼、半壊

② 支給額

- ・全焼、全壊、流失 5万円
- ・半焼、半壊 3万円

(6) 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）

① 貸付対象

低所得世帯等のうち、復興に向け当面必要な資金の貸付を受けることによって生活安定を図れる世帯

② 貸付限度額

「生活福祉資金貸付制度要綱」による

③ 貸付条件

「生活福祉資金貸付制度要綱」による

3 被災者生活再建支援金の支給

(1) 基本方針

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

また、「滋賀県防災プラン」の実行計画4「被災者の生活再建を支援する」の内容

を参考に取組を行う。

(2) 被災者生活再建支援法（以下この項において「法」という。）に基づく支援金の支給

① 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は「第3章第4節第2 災害救助法の適用」を参照する。

② 被害の認定

「災害の被害認定基準」に基づき、市は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延床面積の 50%以上 70%未満、又は損害割合（経済的被害）が 40%以上 50%未満とする。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

③ 公示

県は、市からの被害報告に基づき、発生した災害が法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

④ 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

⑤ 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

（単位：千円）

住宅の被害程度	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)
支給額	1,000	500	なし

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：千円）

住宅の再建方法	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 （損害割合 40%以上）	中規模半壊 （損害割合 30%以上）
建設・購入	2,000	2,000	1,000
補修	1,000	1,000	500
賃借 （公営住宅以外）	500	500	250

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で2,000（又は1,000）千円

⑥ 支給申請

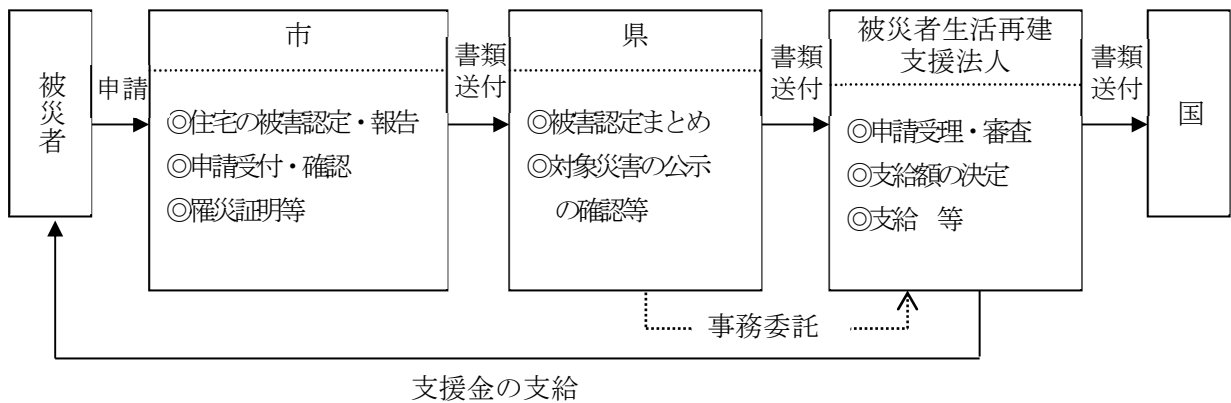
市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記のキの被災者生活再建支援法人に委託している。

⑦ 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、公益財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

〔被災者生活再建支援金の支給手順〕



(3) 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

① 対象となる災害

法第2条第1号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- ・県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
- ・その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき。

② 支援金の支給

市は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、又はその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。

ただし、中規模半壊世帯で当該住宅を解体しない者については、併給を認めるものとし、表―3 に掲げる額を上限として支給する。

表―1 (単位：千円)

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度			
		全壊・解体	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊(損害割合 30%以上) 半壊(損害割合 20%以上)	床上浸水
基礎支援金	複数	1,000	500	350	250
	単数	750	375	262	187

表―2 (単位：千円)

支援金の種類	世帯構成	再建方法	住宅の被害の程度			
			全壊・解体・大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)	半壊 (損害割合 20%以上)	床上浸水
加算支援金	複数	建設・購入	2,000	1,000	—	—
		補修	1,000	750	750	250
		賃借 (公営住宅を除く)	500	500	500	250
	単数	建設・購入	1500	750	—	—
		補修	750	562	562	187
		賃借 (公営住宅を除く)	375	375	375	187

表―3 (単位：千円)

	世帯構成	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
中規模半壊	複数	350	—	250	250
	単数	262	—	187	187.5

※ 加算支援金については、再建に要した経費と法の支援の支給額の差額を表―3 に定める額を上限額として、支給する。

③ 県の補助

県は、市が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

④ その他

県は、本計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるとしており、市は、県の対応を受け、その都度対応する。

第2 住宅の復興

被災者の生活安定にとって最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進するため、市は、住宅復興計画を策定し、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用及び民間住宅に対する支援、相談、情報提供等の事業を推進する。

1 住宅復興計画の策定

(1) 住宅の被災状況把握

次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査する。

① 住宅種別ごとの被災状況

住宅の被災状況を、持家（戸建・マンション）、借家（公営・民間）等の区分に基づき調査する。

② 被害程度の分布

上記の区分を前提に、全壊・半壊等の被害状況を分析する。

(2) 住宅復興計画の策定

上記状況を踏まえ、復興方針や住宅建設等の具体的手順やスケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

(3) 建築制限の適用

無秩序な復興を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業の実施等が必要と認められるとき、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い、又は県と協議の上、建築基準法第84条の規定に基づく区域指定を行い、建築制限を行う。

2 公営住宅等の建設・活用

(1) 市は、既存公営住宅の迅速な復旧を図るとともに、被災を免れた公営住宅の空き家を有効に活用する。

(2) 市は、特定優良賃貸住宅への特例入居等の措置を迅速に講ずる。

(3) 市は、住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。

(4) 市は、上記措置によっても公的賃貸住宅が不足する地判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充実を図る。

3 民間住宅の再建支援

市は、特定優良賃貸住宅供給制度の活用等により、民間賃貸住宅の復興を促進する。

4 住宅再建に関する相談・情報提供

市は、県をはじめ住宅関係各種団体と連携し、被災者の住宅再建に関する相談に対応する。また、必要な情報提供に努める。

5 罹災証明の発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、市長及び消防署長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。ただし、アについては、市長が、イについては、消防長が証明を行う。

- ① 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼、水損

(2) 被害家屋調査

市職員を中心とした調査員を確保する。なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体へ協力を要請する。

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1ヶ月以内に実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(3) 被災者台帳の作成

固定資産税課税台帳をもとに、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、被災者台帳（様式編参照）を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

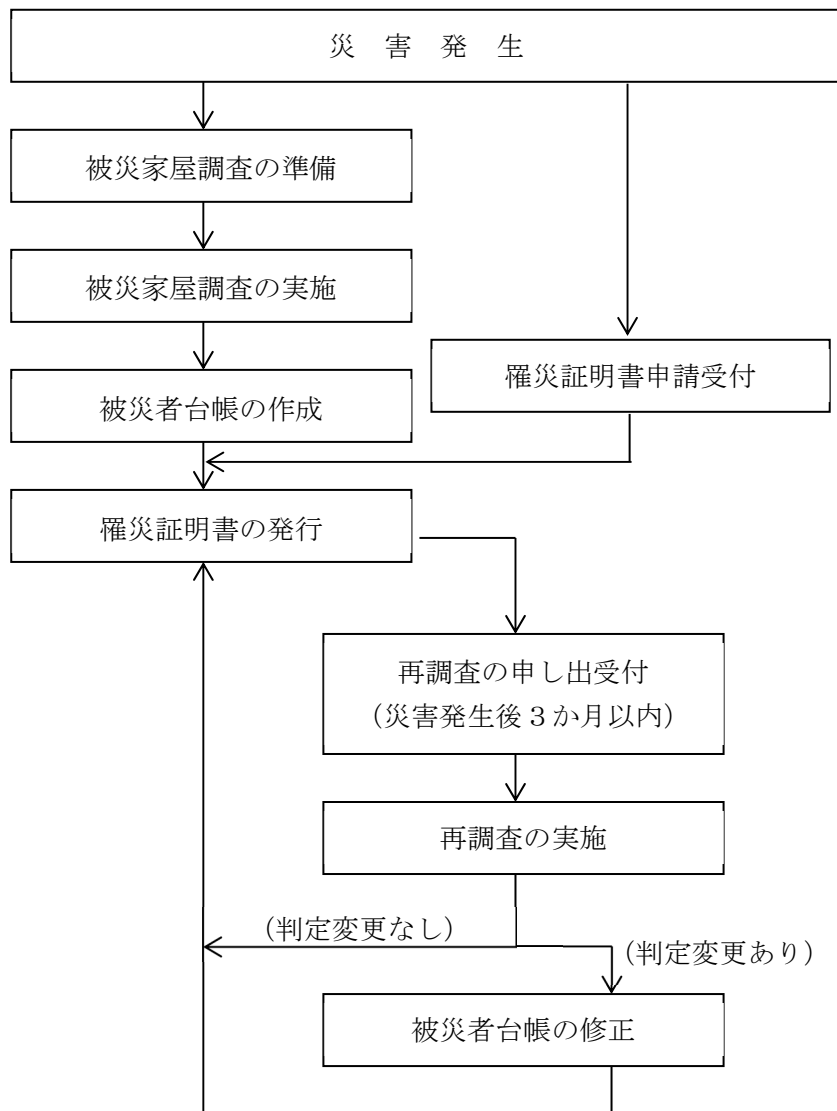
市は、被災者台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の罹災証明書（様式編P50参照）を1世帯あたり1枚を原則に発行する。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(5) 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、市広報紙等により被災者への周知を図る。

[罹災証明書の発行フロー]



第3 雇用の安定と雇用機会の確保

大規模災害が発生した場合、その影響により市内事業所の閉鎖・移転、規模縮小等が生じ、雇用の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防が図られるよう、県及び滋賀労働局と連携し、求職者、新規学卒者、事業主への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

1 被災状況の把握

市は、企業や労働者の被災状況を把握し、県に報告するとともに国の対策の活用が図られるよう努める。また、県を通じ滋賀労働局にも被災状況を提供し、協力を依頼する。

2 就職の支援

(1) 被災事業主、被災求職者等への支援

市は、国が被災事業主及び被災求職者のために設置する臨時相談窓口等の開設等について周知を図り、国の対策の有効活用が図られるよう努める。

(2) 新規学卒者の就職支援

市は、県、滋賀労働局及び学校と連携し、被災企業等に対する内定・採用の遵守等の指導を行うとともに、新卒者等の就職を支援する。

(3) 離職者の再就職等の促進

就職を支援するため、県及び滋賀労働局等が連携して実施する合同就職面接会に関する情報を被災した離職者等に提供する。また、職業訓練に関する情報を提供する。

第4 商工業の再建支援

被災により事業活動に支障をきたしている市内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援する。

1 被災状況の把握

市は、被災商工業者への再建支援を行うため、商工団体と連携し、市内商工業者の被災状況を速やかに把握する。また、再建のための資金需要について速やかに把握し、県及び関係機関にその状況を連絡する。

市は、予め商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 再建資金の融資

(1) 市は、県及び商工団体と連携し、県の中小企業振興資金融資制度（セーフティネット）、株式会社日本政策金融公庫等の各種融資の斡旋等を推進する。

(2) 本市の金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

3 再建に向けた相談・情報提供等の実施

市は、被災事業者の早期経営再建を支援するため、県及び商工団体と連携し、相談窓口の設置、各種相談、支援制度等の情報提供等を行う。

第5 農林水産業の再建支援

被災により事業活動に支障をきたしている市内農林水産業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援する。

1 被災状況の把握

市は、「滋賀県農林水産業関係災害調査報告実施要領」にしたがい、関係機関と連携して市内農林水産業者の被災状況を速やかに把握する。また、再建のための資金需要について速やかに把握し、県及び関係機関にその状況を連絡する。

2 再建資金の融資

(1) 市は、県及び農林水産業関係団体と連携し、被災した農林漁業者等の再建支援を図るため、次に掲げる各種制度融資の斡旋等を推進する。

- ① 天災融資法による融資
- ② 株式会社日本政策金融公庫による災害資金
 - ア 農林漁業セーフティネット資金
 - イ 農林漁業施設資金
 - (ア) 共同利用施設資金
 - (イ) 主務大臣指定施設資金
 - ウ 農業基盤整備資金
 - エ 農業経営基盤強化資金
 - オ 経営体育成強化資金
 - カ 林業基盤整備資金
 - (ア) 造林資金（復旧造林・樹苗養成）
 - (イ) 林道資金
 - キ 漁業基盤整備資金
 - ク 漁船資金
 - ケ 漁業経営改善支援資金
 - コ 漁業経営安定資金
- ③ 滋賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱による融資
- ④ 滋賀県水産振興資金による融資

(2) 本市の金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 滋賀県農業信用基金協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

3 再建に向けた相談・情報提供等の実施

市は、被災農林水産業者の事業の再建を支援するため、県及び農林水産業関係団体と連携し、相談窓口の設置、各種相談、支援制度等の情報提供等を行う。

第6 金融機関・郵政事業の復旧

市は、被災地における金融機関、郵便局等の速やかな復旧、通貨の円滑な供給の確保、非常金融措置の実施、信用制度の保持運営、郵便物等の安全確保等、金融・郵政事業の安定化を近畿財務局、日銀京都支店、日本郵便株式会社長浜郵便局に対して要請し、市民生活の安定化を推進する。

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有の確保に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

2 金融機関の業務運営の復旧

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早期に営業開始できるよう斡旋、指導を行う。また、金融機関相互間の申し合わせ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。日本銀行は、災害の状況に応じ所要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

3 金融機関等に対する金融上の措置の要請

近畿財務局は、被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関相互間の申し合わせなどにより、次のような措置を講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅失・紛失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱い。
- (2) 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻し、又は預金を担保とする貸出等の特別扱い。
- (3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置。
- (4) 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換について必要な措置を行う。
- (5) 融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置。
- (6) 生命保険金又は損害保険金の支払いの迅速化及び保険料の払込猶予等の措置。
- (7) 証券会社等に対する預り証等を滅失した顧客への預り金の便宜払出の取り扱い。
- (8) 証券会社等に対する有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い。

4 郵政事業者が行う措置

(1) 郵便関係

- ・被災者への郵便はがきなどの無償提供
- ・被災者が差し出す郵便物の料金免除

- ・災害地の被災者の救助などを行う団体に充てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金免除
- ・道路などの損傷状況の情報提供

(2) 貯金関係

- ・被災地救援のため日本赤十字社、共同募金会、地方公共団体の振替口座あての災害義援金の無料送金
- ・通帳亡失時の貯金払戻しなどの非常取り扱い

(3) 保険関係

- ・保険料払込猶予期間の延伸
- ・保険金などの非常即時払い

(4) 宿泊関係

- ・かんぽの宿による無料入浴

第7 治安の確保及び交通対策

1 基本方針

市は、県及び県警察と連携し、被災地における治安対策を継続して実施する。

2 復旧・復興事業からの暴力団排除

(1) 県の対策

県は、復旧・復興事業に関するすべての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、「滋賀県暴力団排除条例」(平成23年滋賀県条例第13号)第6条(県の事務及び事業における措置)の規定を厳守して、県警察に対し「滋賀県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年8月1日締結)に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

(2) 市に対する助言・指導

県は、県警察と連携して、市に対し、復旧・復興事業に関するすべての事務事業の受注者等について、暴力団等の排除措置を徹底するよう助言及び指導を行う。

(3) 市の対策

市は、復旧・復興事業に関するすべての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、管轄警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

(4) 県警察の対策

県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入等に関する情報収集と動向把握を強化して、関係する業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、県及び市からの受注者等に係る暴力団関係の照会等に対し、積極的かつ適切な回答及び指導等を実施するなどして、関係行政機関に暴力団等の排除措置を徹底させる。

なお、不法事案が判明した場合には検挙等の措置を講ずるものとする。

3 交通対策

市及び県は、県警察、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県及び市内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進するものとする。

第8 激甚災害の指定

市は、大規模災害が発生した場合、迅速な災害復旧の実施により市民生活の回復を図るため、被害状況の調査を速やかに実施し、「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律」（以下「激甚法」という）に基づく激甚災害の指定が受けられるよう万全を期す。

1 激甚災害に関する調査の実施

- (1) 市は、市域の被災状況に関する調査を速やかに実施し、被害の状況から激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合は、知事に対して激甚災害の指定等について要請をする。
- (2) 市は、知事が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に積極的に協力する。

2 激甚災害に関する財政援助措置の対象

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、令第2～3条）
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2／3未満のもの
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける施設の公立学校災害復旧事業
 - ④ 公営住宅災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の規定を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

⑦ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市町が設置した身体しょうがいのある人の社会参加支援施設の災害復旧事業

⑨ 障害者支援施設災害復旧事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により、県又は市町が設置したしょうがいのある人の支援施設の災害復旧事業

⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

⑪ 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行するもの

イ 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

⑫ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う堤防の決壊又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で、地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分にしたがい超過累進率により嵩上げを行い措置する。

② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例に基づき、政令で指定される地域内の施設について1箇所の工事費用を13万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別融資を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（ただし、政令で定める資金として貸付けられる場合について600万円）とし、償還期間を6年（ただし、政令で定める経営資金について7年）以内とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

④ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑤ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う堤防の決壊又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所

(3) 中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80

ウ 保証料率を引き下げる。

② 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還の免除

激甚災害を受けた小規模企業者に対する激甚災害を受ける以前において、中小企業近代化資金等助成法によって貸付を受けた貸付金について、県は貸付金の全部又は一部の償還を免除することがある。

③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

株式会社商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。また閣議決定により、株式会社日本政策金融公庫においても低利融資を行う。

(4) その他の財政援助及び助成

① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置するまちづくりセンター、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で同法第16条及び法施行令第34条の規定により、その災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。

② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750万円以上で、1つの学校について幼稚園は60万円以上、盲学校、聾学校及び養護学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。

③ 私立学校振興会の業務の特例

④ 市が施行する感染症予防事業に関する特例

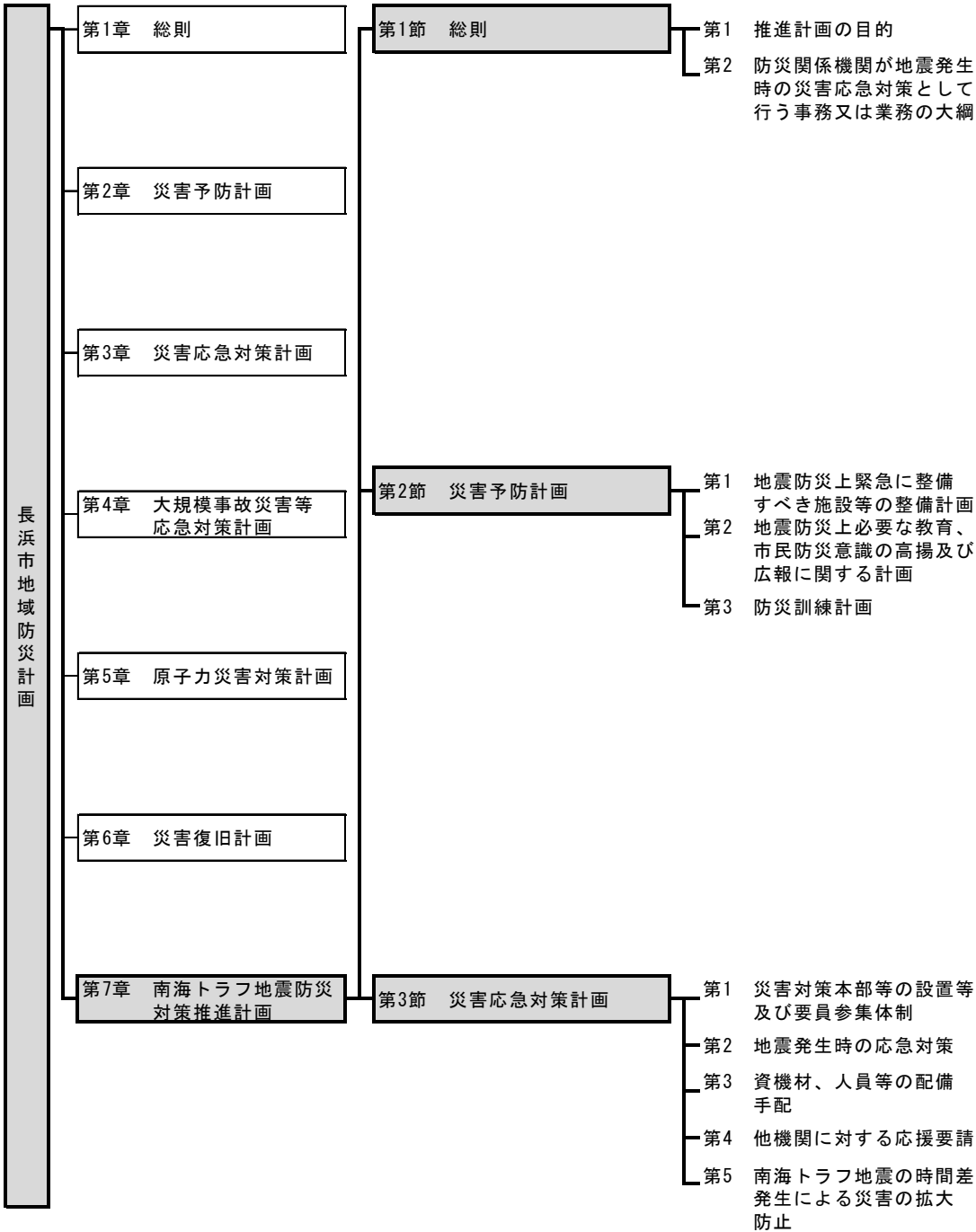
⑤ 水防資材費の補助の特例

当該水防管理団体が水防のために使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える場合、その超過額に対し補助が2／3となる。

- ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融資の特例
- ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

本章の構成



第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」）処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」による。

第2節 災害予防計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、法第6条第1項第1号及び令第1条の規定に基づく避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について整備に努める。

これらの整備にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

特に、全国各地で発生した過去の大規模地震の教訓として、行政の災害対応能力の充実・強化を図るため、「滋賀県防災プラン」の内容を参考に取組を行う。

1 建築物、構造物等の耐震化

災害発生時には建築物の倒壊による災害の発生が予測されるので、一般住宅等の耐震診断及び耐震改修の実施促進、また災害時において防災上重要な拠点となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強等の実施に努める。

参照

市地域防災計画第2章「災害予防計画」第2節「災害に強いまちづくり」第5「建築物災害の予防」

2 避難地の整備、避難路の整備

市民の生命、身体を確保するため、被災者を一時収容するための安全な避難場所を予め指定し、その整備と保全に努める。

また、避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、避難路の整備に努める。

参照

市地域防災計画第2章「災害予防計画」第1節「災害に強いシステムづくり」第8「避難体制の整備」

3 火災による被害の軽減のための消防用施設の整備等

火災の発生を未然に防止、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備を図り、同時多発火災及び大規模延焼火災に備え、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

- (1) 予防消防に関する普及宣伝
- (2) 消防力の整備強化
- (3) 相互応援協定の充実

消防力の整備強化について以下のとおり整備に努める。

- ① 消防団の拠点施設整備

- ② 防火水槽の整備
- ③ 消防車両の整備
- ④ 消防用資機材の整備

参照

市地域防災計画第2章「災害予防計画」第4節「災害抑制と被害の軽減対策」
第3「火災予防」

4 緊急輸送ネットワークの整備

市は、緊急輸送を確保するために各輸送手段との連携を図った緊急輸送ネットワークの整備を図る。

- (1) 緊急輸送道路と車両による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 湖上航路、長浜港と舟艇による輸送
- (4) 臨時ヘリポートの開設と航空機等による空中輸送
- (5) 輸送・集積拠点の整備

参照

市地域防災計画第2章「災害予防計画」第1節「災害に強いシステムづくり」
第6「緊急輸送体制の確立」、第2節「災害に強いまちづくり」第1「道路、交通施設の整備」

5 通信施設の整備

市その他防災関係機関は円滑に地震防災応急対策を実施するため、情報の収集及び伝達に必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

(1) 防災行政無線の機能充実

大地震により有線放送電話が途絶した場合の情報伝達手段として、同報系防災行政無線が整備済みである。今後は、要配慮者、土砂災害警戒区域居住者等を対象とした確実な情報連絡体制の整備を検討する。

(2) その他の防災機関等の無線

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等すべての無線局は、非常災害時において各種予警報の伝達、被害情報の報告、人命の救助、交通、通信、電力の確保及び秩序等に関する通信については、他の通信を含め取り扱うことができるものとされており、市の通信施設の被害状況に応じて、これらの無線局に通信の依頼をすることがあり、可能な限りそれぞれの無線施設の高度化を図る等整備を推進する。

- ① 滋賀県防災無線
- ② 消防本部
- ③ 長浜警察署及び木之本警察署
- ④ アマチュア無線

参照

市地域防災計画第2章「災害予防計画」第1節「災害に強いシステムづくり」
第3「情報収集・伝達体制の確立」

市地域防災計画第3章「災害応急対策計画」第3節「災害時における初動期の活動」第2「災害情報の収集・伝達」

6 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

市民の緊急避難又は緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

(1) 市の事業

- ① 市街地内の公園整備の検討・実施
- ② 緑地の保全
- ③ 農地、林地の保全
- ④ 防災拠点の検討・整備
- ⑤ 土地区画整理事業の実施
- ⑥ 市街地再開発事業の検討・実施
- ⑦ 住宅市街地総合整備事業の検討・実施
- ⑧ 密集住宅市街地整備促進事業の検討・実施

参照

市地域防災計画第2章「災害予防計画」第2節「災害に強いまちづくり」第2「防災空間の整備」、第4「市街地の整備」

第2 地震防災上必要な教育、市民防災意識の高揚及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。全国各地で発生した過去の大規模災害の教訓を踏まえ、当事者力・地域力を高めるなどについて、「滋賀県防災プラン」の内容を参考に取組を行う。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部局、各課(室)、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容に関する知識
- (4) 地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震

- 震注意)等が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)等が出された場合に職員等が果たすべき役割
 - (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
 - (8) 家庭内での地震防災対策の内容

2 市民等に対する防災知識の普及、意識の高揚

市は、関係機関と協力して、市民の防災意識の高揚を目指し、防災知識の普及に努めるものとする。その手段としては現在行っている「行政出前講座(自主防災のすすめ)」について内容の充実を図り推進するものとし、その他講習会等を積極的に開催する。また広報ながはま、ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ、ポスター、報道機関の放送等により防災知識の普及に努めるものとする。

講習会等については、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的なものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容に関する知識
- (4) 地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)等が出された場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 平素から市民が実施し得る応急手当て、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止、家庭動物に係る防災対策の内容
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

災害に備えて、学校、幼稚園、保育所においては、防災関係機関等と連携しながら訓練や学習を実施する。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物施設等は、大規模な地震発生に伴い、広範囲に被害を及ぼす可能性がある。また、大規模小売店舗等の不特定多数の者が出入りする施設においては、火災やパニック

が発生する危険性がある。このため、これら施設管理者に対して、防災に関する一般的知識、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検、改修、災害時の対応策等の防災に関する知識の普及を図る。

5 自動車運転者に対する教育

上記2「市民等に対する防災知識の普及、意識の高揚」の中の講習会等に取り入れる。

6 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

参照

市地域防災計画第2章「災害予防計画」第3節「災害に即応できるひとづくり」
第1「防災知識の普及」

第3 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した総合防災訓練を少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 2 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 3 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、特に次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練
 - (5) 災害ボランティアセンター設置運営訓練

参照

市地域防災計画第2章「災害予防計画」第3節「災害に即応できるひとづくり」
第2「防災訓練」

第3節 災害応急対策計画

第1 災害対策本部等の設置等及び要員参集体制

1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地対策本部（以下「災害対策本部等」という）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、長浜市災害対策本部条例並びに第3章第2節「地震災害時の体制と活動」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

災害対策本部要員の配備体制及び参集場所等の職員の参集計画については、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、市地域防災計画に基づき必要な要員を確保するものとする。職員は、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に自主参集することとし、参集途上において道中の被害状況等を把握し災害対策本部に報告するものとする。

参照

- ① 市地域防災計画 3 章「災害応急対策計画」第2節「地震災害時の体制と活動」
- ② 災害時初動マニュアル

第2 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

- (1) 市域の災害発生状況、社会秩序の状況、各施設の被害状況等の情報収集や県その他の防災関係機関からの情報収集・伝達、また市民への広報活動については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、県の防災情報システムをはじめ、市の防災行政無線等を使用し、迅速な情報収集や緊急通信を確保するなど、その応急対応と災害の軽減に万全を期するものとする。

参照

市地域防災計画 3 章「災害応急対策計画」第3節「災害時における初動期の活動」第2「災害情報の収集、伝達」、第4「広報活動」

- (2) 通信の途絶、交通の障害等により、市長と災害対策本部の連絡がとれない場合においては、副市長、教育長、防災危機管理監、総務部長の順で本部長臨時代行を努めるとともに、その間に市長と連絡がとれるよう努める。市長の到着をもって本部長臨時代行を解くこととする。

参照

市地域防災計画 3 章「災害応急対策計画」第 2 節「地震災害時の体制と活動」第 3「災害対策本部体制」（第 1 節「風水害・土砂災害警戒期の活動」を参照）

2 施設の緊急点検・巡視

震災後必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を各施設管理者や避難所派遣職員等により実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

参照

市地域防災計画 3 章「災害応急対策計画」第 4 節「応急対策期の活動」第 6「建造物等応急対策」

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、地震後の降雨による土砂災害のおそれのある地域については土砂災害の防止のため、警戒避難体制の整備・周知を行う。倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

参照

市地域防災計画 3 章「災害応急対策計画」第 3 節「災害時における初動期の活動」第 8「火災等二次災害応急対策」

4 救助・救急・消火・医療活動

多数の負傷者や要救助者が発生した場合は、迅速かつ的確な応急救助活動を実施するとともに、医療機関に負傷者が集中した場合は、医療機関の協力を得て医療救護所を開設するなど医療活動を実施する。

また、地震直後に発生する同時多発火災に備え、火災を鎮圧するとともに、被害の拡大を防止し、社会秩序の維持と市民の福祉を図るため、迅速かつ適切に災害応急対策活動を実施する。

参照

市地域防災計画 3 章「災害応急対策計画」第 3 節「災害時における初動期の活動」第 3「救急救助及び医療救護」、第 8「火災等二次災害応急対策」

5 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄物資、企業との協定等により調達可能な流通備蓄物資、他の市町との相互応援協定等による調達可能物資について、主な品目別に調達可能数量を確認し、不足分の供給を県に要請する。

参照

市地域防災計画 3 章「災害応急対策計画」第 4 節「応急対策期の活動」第 3「被災者への救援活動」

6 輸送活動

緊急車両の通行や、災害対策本部の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策の活動の根幹となるため、被害の状況や緊急度、重要度等を考慮の上、緊急輸送路等を中心に緊急調査、交通規制、障害物除去、応急復旧等を実施し、緊急輸送のためのネットワークを確保するとともに、配送拠点の設置、輸送手段、輸送要員の確保等により、緊急輸送を行う。

参照

市地域防災計画 3 章「災害応急対策計画」第 3 節「災害時における初動期の活動」第 5「道路等の緊急確保」第 7「緊急輸送ネットワーク」

7 保健衛生・防疫活動

地震により多くの避難者が生じ、上下水道施設をはじめライフラインの損壊等により、市民の健康状態の悪化や、ごみ汚物等の排出による環境状態の悪化に対応するため、防疫活動、保健衛生活動を入念に行うとともに、ごみ及びし尿を処理するために必要な措置を講ずる。

参照

市地域防災計画第 3 章「災害応急対策計画」第 4 節「応急対策期の活動」第 5「環境、衛生応急対策」

第3 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の整備及び確保を行う。

参照

市地域防災計画第3章「災害応急対策計画」第3節「災害時における初動期の活動」第3「救急救助及び医療救護」

市地域防災計画第2章「災害予防計画」第1節「災害に強いシステムづくり」第9「物資確保計画」

- (2) 市は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客、釣り客やドライバー等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第4 他機関に対する応援要請

- 1 市は、災害応急対策の実施するうえで、必要な相互応援協定を締結している。
資料編参照：災害時の相互応援協定等
- 2 市は必要があるときは、1に掲げる相互応援協定にしたがい、応援を要請するものとする。

第5 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に発生した南海トラフでの地震では、東海、東南海、南海地震など2つ以上の地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、市は、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を上回る後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努めるものとする。

また、令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改訂され「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）」などが発表されるため、情報の種別に応じて対応を行う。

1 南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ地震に関連する情報は、以下の2種類の情報名で気象庁より発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

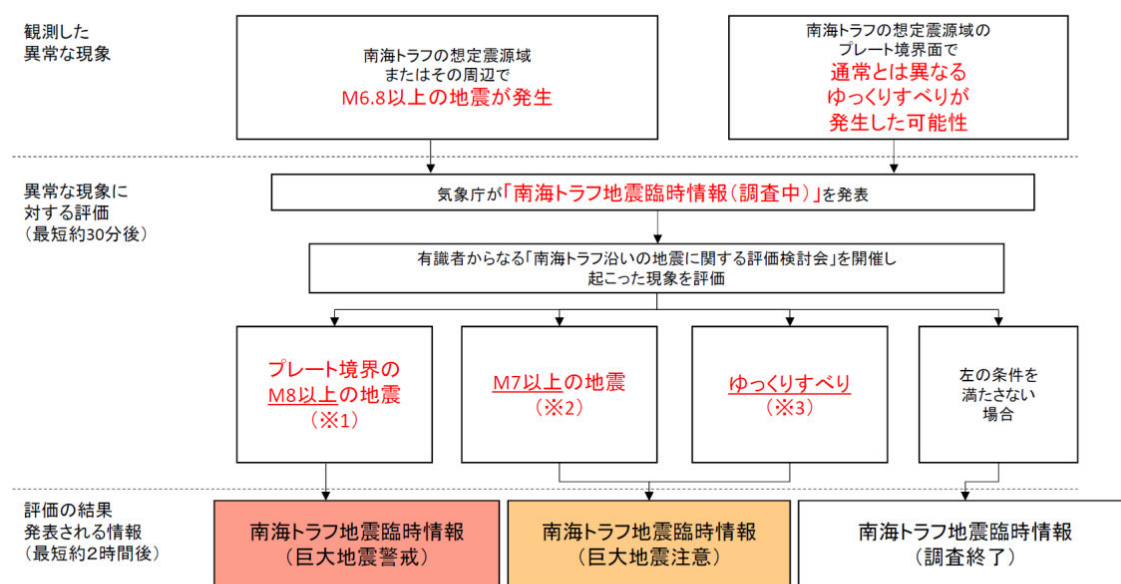
また、「南海トラフ地震関連解説情報」は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○ 1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○ 監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第3節 災害応急対策計画

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査終了	○ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震を漏れなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）令和3年5月（一部改定）内閣府

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【風水害時の警戒1号体制】に準ずる（第3章第1節第2）。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【災害警戒本部体制】を適用する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、【災害時における初動期の活動－広報活動】に準ずる（第3章第3節第4）。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【災害時における初動期の活動－災害情報の収集、伝達】に準ずる（第3章第3節第2）。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難対策等

市は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限った避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで、避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

また、このために必要な避難所の整備を行うものとし、その整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。

4 その他、市のとるべき措置

(1) 建築物の応急危険度判定の早期の実施

市は、余震等による二次災害を未然に防止するため、建築物や宅地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、最初の判定の結果、危険又は要注意でなかった場合であっても、建築物や宅地は脆弱になっており、後発の地震による倒壊や損壊の危険を周知するものとする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかけるものとする。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認の呼びかけ等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

(3) 市民の意識啓発

市は、予めいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションをそれぞれの地域で実施し、連続して地震が発生した場合に生じる危険について市民等に周知するなど、市民意識の啓発に努めるものとする。